

第4部 各論

個別契約の契約事務に関する報告

第1章 監査の視点

第1節 監査対象契約の選定方針

リスク・アプローチ的な観点を踏まえ、岡山市から提供された契約データから、第2部第1章で述べた「公共契約の基本原則」（適法性、経済性、公正性、透明性等）の観点に基づいて高リスクと評価した契約、及び、契約データ上は高リスクと評価できなくても岡山市が実施している多様な種類の契約をできる限り網羅できるように選定した。

適法性、経済性、公正性、透明性等の観点から高リスクと評価すべき契約の選定に当たっては、概ね以下の諸要素を複合的に考慮している。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 高額契約② 高落札率③ 入札状況に不自然な点がある（入札者の大多数が失格となっているケース、入札者の大多数が最低制限価格で入札しているケースなど）④ 単独随意契約⑤ 受注先が外郭団体あるいは岡山市の元職員の再就職先⑥ 総合評価一般競争入札⑦ プロポーザル方式（企画競争）による選定⑧ 平成19年度岡山市包括外部監査結果報告書において取り上げられている契約 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第2節 監査項目と報告書第4部の構成

第1 監査項目

第4部で述べる個別契約については、上記の選定方針に従って、何らかの理由に基づいて選定したものである。

したがって、それぞれの契約につき、監査対象として選定した理由を明示した上、それに関連する項目を中心に監査することとし、それに付け加えて、第1部で述べた基本的な監査の視点や、第2部で述べた岡山市における運用上の問題点を基礎として、個別契約に関し、適法性、公正性、経済性、透明性等の観点から適宜検討を行うこととした。

第2 報告書第4部の構成

- 1 建設工事、一般委託・役務等、賃貸借、建設コンサルタント、施設修繕、物品購入、物品修繕といった契約業務区分毎に「章」を設け、「章」の中ではさらに同種契約や同種の問題が生じている契約を一纏めにした「款」を設けるなど、契約を整理して記述した。
- 2 各節又は各款の冒頭に、当該「節」又は「款」において述べる各契約の基本的情報について簡潔にまとめた「契約の概要」という項目を設けているが、ここに記載している「許容価格」及び「契約金額」は、当初許容価格及び当初契約金額となっており、中途における変更契約を考慮していないので、留意されたい（変更契約後の契約金額については、巻末資料「監査対象契約一覧」を参照されたい）。

なお、「許容価格」については、記載しているものと記載していないものがある。まず、岡

山市契約情報公表基準に基づき公表されている許容価格については全て記載している。他方、同公表基準において非公表とされている許容価格については、記載した上で「(非公表)」との注意書きをしているものと、記載せず単に「非公表」とのみ記載しているものがある。これらの記載については、本報告書の作成に際し、あらかじめ岡山市とも協議を行った上、前者については監査報告の必要上記載する必要があると判断し、非公表ではあるが記載したもの（基本的に高落札率である点について論ずる必要があるもの）であり、後者については監査報告に際しあえて記載する必要はないと判断し、今後の入札等契約事務への悪影響を避けるため、記載を控えたものである。

第2章 建設工事契約

第1節 江並地内ほか汚水管理設工事（その31） 他26契約

第1 契約の概要

件名	江並地内ほか汚水管理設工事（その31）[80]	南区役所管内交通安全施設維持修繕工事（単価契約）[81]	祇園地内汚水管理設工事（その5）[82]	県道東片岡宿毛線（東幸崎地内ほか）舗装工事[83]	西大寺上一丁目地内マンホールトイレ設置工事[84]
契約目的	下水道を整備し、汚水を速やかに排除し、周辺環境の向上を図るもの。	岡山市南区指定路線における薄くなった区画線を修繕し、通行の安全を図るもの。	下水道を整備し、汚水を速やかに排除し、周辺環境の向上を図るもの。	舗装の損傷が激しく、本工事を発注することで交通の円滑を図るもの。	岡山市下水道総合地震対策計画に基づき、岡山市地域防災計画に位置付けられた避難施設にマンホールトイレを整備するもの。
契約日	R2.5.19	R2.6.1	R2.7.13	R2.6.23	R2.6.26
許容価格	21,791,000円	753,132円	19,415,000円	47,344,000円	6,314,000円
契約金額	19,322,600円	658,900円	17,233,700円	42,281,800円	5,515,400円
落札率	88.67%	87.49%	88.76%	89.31%	87.35%
契約方法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
入札者数	12	15	6	30	8
担当課	下水道河川局下水道管路整備課	南区役所地域整備課	下水道河川局下水道管路整備課	東区役所地域整備課	下水道河川局下水道管路整備課
契約相手方	株式会社ズオー	山陽ネット株式会社	有限会社延原組	御南建設株式会社	西大寺建設株式会社

件名	市道藤田浦安南町線他交通安全施設設置工事（2-1）[85]	市道福浜町築港栄町線舗装工事[86]	鉄地内汚水管理設工事（その3）[87]	さい東一丁目地内汚水管理設工事（その7）[88]	上道公園野球場防球ネット設置工事[90]
契約目的	車両交通が岡山市中心部に流入しており、慢性的な渋滞を引き起こす原因となっている。そのため、通過車両などの交通流を適切に分散・誘	塗装の老朽化によるはがれやひび割れを修繕するため。	下水道を整備し、汚水を速やかに排除し、周辺環境の向上を図るもの。	下水道を整備し、汚水を速やかに排除し、周辺環境の向上を図るもの。	場外飛球が隣接の駐車場に停車してあった自動車に当たり、損傷させる事故が発生したことから、利用者の安全確保のため新たに防球ネットを設置したもの

	導し、岡山市中心部で発生している交通渋滞の緩和を図ることを目的として区画線を設置する工事を整備するもの。				
契約日	R2.7.29	R2.8.3	R2.8.7	R2.7.29	R2.8.28
許容価格	8,668,000円	17,655,000円	63,437,000円	35,057,000円	17,127,000円
契約金額	7,572,400円	15,573,410円	56,972,289円	31,277,756円	15,215,200円
落札率	87.36%	88.21%	89.81%	89.22%	88.84%
契約方法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
入札者数	19	38	24	22	10
担当課	都市整備局西部幹線道路建設課	南区役所地域整備課	下水道河川局下水道管路整備課	下水道河川局下水道管路整備課	市民生活局市民生活企画総務課
契約相手方	株式会社ティール・エス・アイ	株式会社恵毘須	株式会社幸島土建	オオシン建設株式会社	さんもく工業株式会社

件名	県道岡山児島線（箕島地内ほか）舗装補修工事 [91]	県道岡山賀陽線（北区田益地内）道路舗装補修工事 [92]	県道御津佐伯線道路改良工事（2-1） [93]	百間川緑地遊具整備工事（2-2） [94]	川張街区公園複合遊具更新工事 [96]
契約目的	舗装を補修することで通行の円滑化を図る。	老朽化により車両通行に支障となっているため補修するもの。	現道の幅員が狭小かつ線形不良のため、バイパス整備を行い交通の安全を図る。	施設の老朽化が進み、計画的な改修・更新による長命化対策を実施するもの	遊具の更新を行い、利用者の安全を図るため。
契約日	R2.8.24	R2.8.25	R2.8.26	R2.8.21	R2.8.21
許容価格	17,688,000円	12,100,000円	9,152,000円	14,729,000円	10,846,000円
契約金額	15,642,195円	10,652,826円	8,107,000円	13,079,000円	9,609,490円
落札率	88.43%	88.04%	88.58%	88.8%	88.6%
契約方法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
入札者数	38	37	10	10	9
担当課	南区役所地域整備課	北区役所土木農林分室	北区役所土木農林分室	中区役所地域整備課	南区役所灘崎支所産業建設課
契約相手方	株式会社小橋工務店	ロードワン岡山株式会社	株式会社中国土木	景観エクステリア株式会社	景観エクステリア株式会社

件名	国道 250 号（沼横断歩道橋）塗	普通河川新川河川改修工事（2-	県道江崎金岡線歩道整備工事（2	平野地内汚水管埋設工事（その	市道中川町 29 号線排水路整備工事
----	-------------------	-----------------	-----------------	----------------	--------------------

	装 補 修 工 事 [98]	1) [101]	-1) [102]	70) [103]	[104]
契約目的	法定点検を実施した結果、補修が必要な損傷が見つかったため、長寿命化を図るため補修工事を行うもの	河川改修を行い、流水の円滑化を図る。	歩道を整備することにより、本路線を利用する学生及び地域住民の安全な通行を図るもの。	下水道を整備し、汚水を速やかに排除し、周辺環境の向上を図るもの。	団地が造成されてから数十年が経ち、側溝が壊れたり、漏水が認められたため。
契約日	R2.9.25	R2.10.12	R2.10.14	R2.10.19	R2.10.14
許容価格	48,807,000 円	28,644,000 円	6,545,000 円	63,987,000 円	9,482,000 円
契約金額	43,241,000 円	25,524,400 円	6,435,000 円	57,420,000 円	9,438,000 円
落札率	88.6%	89.11%	98.32%	89.74%	99.54%
契約方法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
入札者数	9	26	14	34	13
担当課	都市整備局道路予防保全課	北区役所土木農林分室	東区役所地域整備課	下水道河川局下水道管路整備課	東区役所地域整備課
契約相手方	大陽塗装工業株式会社	有限会社 OT コーポレーション	有限会社カシマ興産	株式会社蓬莱組	有限会社カシマ興産

件名	市道藤田浦安南町線道路築造に伴う取合道路整備工事（2-1） [105]	市道乙子神崎町線道路改良工事（2-1） [107]	市道宮浦 51 号線路肩整備工事 [108]	国道 484 号（K484 A 110・A111）道路防災工事（2-2） [112]	県道飯井宿線道路築造工事（2-1） [115]
契約目的	本線築道に伴う取合道路を整備することにより交通の円滑化を図るとともに通行の安全確保を目的として行うものである。	路肩を整備することにより、本路線を利用する地域住民の通行の安全を確保するもの。	路肩を整備することにより、通行の安全を図る。	落石等が確認された方面危険箇所を解消するために落石防護工、方面吹付工の道路防災工事を行うもの。	本事業は、近隣の幹線道路における渋滞緩和及び円滑な交通の確保、交通事故の削減等が期待できることから、当路線（現道）のバイパスを整備する計画で進めており、本工事を発注することで、県道飯井宿線バイパスの早期完成を図るもの
契約日	R2.10.9	R2.10.29	R2.10.23	R2.11.6	R3.1.5
許容価格	35,585,000 円	19,228,000 円	11,066,000 円	82,742,000 円	38,038,000 円
契約金額	31,904,400 円	17,108,080 円	9,879,100 円	74,174,100 円	34,104,950 円
落札率	89.66%	88.97%	89.27%	89.65%	89.66%

契約方法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
入札者数	14	7	8	10	25
担当課	都市整備局西部 幹線道路建設課	東区役所地域整備課	南区役所地域整備課	都市整備局道路 予防保全課	東区役所地域整備課
契約相手方	株式会社立建	株式会社森下建設	株式会社岡南リーフ	藤田興業株式会社	株式会社新地建工

件名	丸の内一丁目地 内下水管改良工 事（R2-1） [116]	（都）下中野平 井線電線共同溝 整備工事（3-1） [120]
契約目的	管きよを更生し、排水の改良を図るものである。	本工事により安全で円滑な交通を確保し、都市景観の向上を図るため電線共同溝の整備を行うもの。
契約日	R3.1.8	R3.3.25
許容価格	78,265,000円	29,601,000円
契約金額	70,275,700円	26,138,200円
落札率	89.79%	88.3%
契約方法	一般競争入札	一般競争入札
入札者数	17	15
担当課	下水道河川局下 水道保全課	都市整備局東部 幹線道路建設課
契約相手方	株式会社ウエニ シ	株式会社カズケ ン

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札でありながら、入札参加者の大部分が、最低制限価格未満の入札金額のため失格となっており、入札状況に不自然な点がないか等の検討のため、監査の必要性が高いと考えたものの。

第3 監査の結果

1 執行理由の記載

- (1) 以下の各契約につき、執行伺書記載の「執行理由」に以下の記載があった。

件名	執行理由
市道藤田浦安南町線他交通安全施設設置工事（2-1）[85]	本工事を施工することにより、当該事業の早期完成を目指す
鉄地内污水管理設工事（その3）[87]	地内の生活環境の向上を図るもの
さい東一丁目地内污水管理設工事（その7）[88]	地内の生活環境の向上を図るもの

平野地内汚水管理設工事（その70）[103]	地内の生活環境の向上を図るもの
上道公園野球場防球ネット設置工事 [90]	上道公園野球場に防球ネットを新設するもの
県道飯井宿線道路築造工事（2-1）[115]	本工事を発注することで、県道飯井宿線の早期完成を図るもの

- (2) 契約締結の際に、当該契約の必要性及び合理性が認められることは自治体契約の大前提であるが、上記の各記載のみではいずれも執行理由が不明確であり、契約の必要性が判然としない。例えば、上記「市道藤田浦安南町線他交通安全施設設置工事（2-1）」[85]について見ると、なぜ本工事により「当該事業の早期完成」につながるのかが判然とせず、結局、契約の必要性が判然としないものと評価せざるを得ない。

契約執行に際しての決裁事務の適正化のみならず、契約事務の透明化や事後的な検証を可能にするためにも、執行何書の「執行理由」には詳細な記載をすべきである。

★★指摘 253

契約事務の透明化や事後的な検証を可能とするために、執行何書の「執行理由」には契約の必要性が第三者にも明らかになるよう詳細に記載されたい。

2 見積参考資料の事前公表

- (1) 本節における各契約の入札に当たっては、事前に詳細な「見積参考資料」が公表されている。見積参考資料の概要は、以下のとおりである。

件名	事前公表された見積参考資料の内容
江並地内ほか汚水管理設工事（その31）[80]	設計金額の表示単位、積算条件、仮設材質料等積算条件、締切排水工積算条件、資材価格等が、詳細に記載されている。
南区役所管内交通安全施設維持修繕工事 [81]	設計金額の表示単位、積算条件、資材価格等が詳細に記載されている。
祇園地内汚水管理設工事（その5）[82]	設計金額の表示単位、積算条件、仮設材質料等積算条件、締切排水工積算条件、資材価格等が、詳細に記載されている。
県道東片岡宿毛線（東幸崎地内ほか）舗装工事 [83]	設計金額の表示単位、積算条件、使用価格等が詳細に記載されている。
西大寺上一丁目地内マンホールトイレ設置工事 [84]	設計金額の表示単位、積算条件、仮設材質料等積算条件、締切排水工積算条件、資材価格等が、詳細に記載されている。
市道藤田浦安南町線他交通安全施設設置工事（2-1）[85]	設計金額の表示単位、積算条件等が詳細に記載されている。
市道福浜町築港栄町線舗装工事 [86]	設計金額の表示単位、積算条件、資材価格等が詳細に記載されている。
鉄地内汚水管理設工事（その3）[87]	設計金額の表示単位、積算条件、仮設材質料等積算条件、締切排水工積算条件、資材価格等が、詳細に記載されている。
さい東一丁目地内汚水管理設工事（その7）[88]	設計金額の表示単位、積算条件、仮設材質料等積算条件、締切排水工積算条件、資材価格等が、詳細に記載されている。
上道公園野球場防球ネット設置工事 [90]	設計金額の表示単位、積算条件、資材価格等が詳細に記載されている。
県道岡山児島線（箕島地内ほか）舗装補修工事 [91]	設計金額の表示単位、積算条件、仮設材質料等積算条件、締切排水工積算条件、資材価格等が、詳細に記載されている。

県道岡山賀陽線（北区田益地内）道路舗装補修工事 [92]	設計金額の表示単位、積算条件、資材価格等が詳細に記載されている。
県道御津佐伯線道路改良工事（2-1） [93]	設計金額の表示単位、積算条件、資材価格等が詳細に記載されている。
百間川緑地遊具整備工事（2-2） [94]	設計金額の表示単位、積算条件、資材価格等が詳細に記載されている。
川張街区公園複合遊具更新工事 [96]	設計金額の表示単位、積算条件、資材価格等が詳細に記載されている。
国道 250 号（沼横断歩道橋）塗装補修工事 [98]	設計金額の表示単位、積算条件、仮設材賃料等積算条件、締切排水工積算条件、資材価格等が、詳細に記載されている。
普通河川新川河川改修工事（2-1） [101]	設計金額の表示単位、積算条件、仮設材賃料等積算条件、締切排水工積算条件、資材価格等が、詳細に記載されている。
県道江崎金岡線歩道整備工事（2-1） [102]	設計金額の表示単位、積算条件、資材価格等が詳細に記載されている。
平野地内污水管埋設工事（その 70） [103]	設計金額の表示単位、積算条件、仮設材賃料等積算条件、締切排水工積算条件、資材価格等が、詳細に記載されている。
市道中川町 29 号線排水路整備工事 [104]	設計金額の表示単位、積算条件等が詳細に記載されている。
市道藤田浦安南町線道路築造に伴う取合道路整備工事（2-1） [105]	設計金額の表示単位、積算条件、資材価格等が詳細に記載されている。
市道乙子神崎町線道路改良工事（2-1） [107]	設計金額の表示単位、積算条件、仮設材賃料等積算条件、締切排水工積算条件、資材価格等が、詳細に記載されている。
市道宮浦 51 号線路肩整備工事 [108]	設計金額の表示単位、積算条件、仮設材賃料等積算条件、締切排水工積算条件、資材価格等が、詳細に記載されている。
国道 484 号（K484A110・A111）道路防災工事（2-2） [112]	設計金額の表示単位、積算条件、資材価格等が詳細に記載されている。
県道飯井宿線道路築造工事（2-1） [115]	設計金額の表示単位、積算条件、仮設材賃料等積算条件、締切排水工積算条件、資材価格等が、詳細に記載されている。
丸の内一丁目地内下水管改良工事（R2-1） [116]	設計金額の表示単位、積算条件、仮設材賃料等積算条件、締切排水工積算条件、資材価格等が、詳細に記載されている。
（都）下中野平井線電線共同溝整備工事（3-1） [120]	設計金額の表示単位、積算条件、仮設材賃料等積算条件、締切排水工積算条件、資材価格等が、詳細に記載されている。

- (2) 岡山市では、建設工事全般において見積資料の事前開示が行われているが、以上のとおり、いずれの契約においても詳細な見積参考資料が公表されており、また、第 2 部第 4 章第 2 節第 2 で述べたとおり、公式ホームページ及び岡山市役所情報公開室でもかなり詳細な積算基準・積算単価等を公表しているため、入札者において事前に許容価格を推察することが可能になっているものと思われる。

詳細な見積参考資料の事前開示は、入札者に的確な見積を行わせることを可能とし、大企業に比して積算能力が相対的に低い中小事業者にも入札の機会を保證することができるという

意味において合理性は認められるものの、落札率の高止まり防止、談合をはじめとする不正の排除¹⁴⁸の観点から、許容価格を事後開示している趣旨を没却するものである。また、詳細な見積参考資料の事前開示により、一定以上の積算能力を有する業者であれば、ある程度形式的に価格を積算し、それに一定の変数を乗じた上で入札するだけで受注が可能となるため、本来であれば受注のために必要な、市場水準に基づいた適正な積算を行う能力を有しない事業者が受注してしまうリスクがある。さらに、岡山市の建設工事における最低制限価格は、第2部第5章第2節第4において詳述したとおり、許容価格を前提として算定を行うものとなっており、ランダムでの変数が介在するとはいえ、後述の入札結果をふまえると、多くの入札者において正確な許容価格を計算し、最低制限価格を推測した上で入札を行っているものと思われる。

したがって、誰でも容易に許容価格を推測できるような詳細な見積参考資料の事前開示については、メリット・デメリットを踏まえた上で、再度その必要性・合理性を検証すべきである（第2部第4章第2節第2）[意見4]。

3 入札状況

- (1) 本節における各契約の入札においては、以下のとおり、多くの入札者が最低制限価格未満の入札を行ったことにより失格となっている。そして、その点について担当課がどのように原因を検証しているかについてヒアリングしたところ、その回答は以下のとおりであった。

件名	入札状況の概要	担当課における検証状況
江並地内ほか污水管理設工事（その31）[80]	12 者入札、内 10 者最低制限価格未満により失格	検証していない
南区役所管内交通安全施設維持修繕工事 [81]	15 者入札、内 13 者最低制限価格未満により失格	検証していない
祇園地内污水管理設工事（その5）[82]	6 者入札、内 5 者最低制限価格未満により失格	検証していない
県道東片岡宿毛線（東幸崎地内ほか）舗装工事 [83]	30 者入札、内 27 者最低制限価格未満により失格	計算式に用いる変数によって最低制限価格が高く設定された
西大寺上一丁目地内マンホールトイレ設置工事 [84]	8 者入札、内 7 者最低制限価格未満により失格	検証していない
市道藤田浦安南町線他交通安全施設設置工事（2-1）[85]	19 者入札、内 1 者事後失格、16 者最低制限価格未満失格	検証していない
市道福浜町築港栄町線舗装工事 [86]	34 者入札、内 30 者最低制限価格未満により失格	検証していない
鉄地内污水管理設工事（その3）[87]	24 者入札、内 22 者最低制限価格未満により失格	検証していない
さい東一丁目地内污水管理設工事（その7）[88]	22 者入札、内 21 者最低制限価格未満により失格	検証していない
上道公園野球場防球ネット設置工事 [90]	10 者入札、内 9 者最低制限価格未満により失格	計算式に用いる変数によって最低制限価格が高く設定された
県道岡山児島線（箕島地内ほ	38 者入札、内 34 者最低制限価	検証していない

¹⁴⁸なお、本来、許容価格の公表と、落札率の高止まりや談合の誘発との間には直接の因果関係がないという点については、第2部第10章第1節第2-2において述べたとおりである（以下、同様の記述箇所につき全て同じ）。

か) 舗装補修工事 [91]	格未満により失格	
県道岡山賀陽線（北区田益地内）道路舗装補修工事 [92]	37 者入札、内 34 者最低制限価格未満により失格	検証していない
県道御津佐伯線道路改良工事（2-1） [93]	10 者入札、内 9 者最低制限価格未満により失格	検証していない
百間川緑地遊具整備工事（2-2） [94]	10 者入札、内 9 者最低制限価格未満により失格	最低制限価格が高かったことが原因である
川張街区公園複合遊具更新工事 [96]	9 者入札、内 8 者最低制限価格未満により失格	検証していない
国道 250 号（沼横断歩道橋）塗装補修工事 [98]	9 者入札、内 8 者最低制限価格未満により失格	検証していない
普通河川新川河川改修工事（2-1） [101]	26 者入札、内 25 者最低制限価格未満により失格	検証していない
県道江崎金岡線歩道整備工事（2-1） [102]	14 者入札、内 1 者事後失格、12 者最低制限価格未満により失格	計算式に用いる変数によって最低制限価格が高く設定された
平野地内汚水管埋設工事（その70） [103]	34 者入札、内 31 者最低制限価格未満により失格	検証していない
市道中川町 29 号線排水路整備工事 [104]	13 者入札、内 12 者最低制限価格未満により失格	計算式に用いる変数によって最低制限価格が高く設定された
市道藤田浦安南町線道路築造に伴う取合道路整備工事（2-1） [105]	14 者入札、内 13 者最低制限価格未満により失格	検証していない
市道乙子神崎町線道路改良工事（2-1） [107]	7 者入札、内 6 者最低制限価格未満により失格	計算式に用いる変数によって最低制限価格が高く設定された
市道宮浦 51 号線路肩整備工事 [108]	8 者入札、内 6 者最低制限価格未満により失格	検証していない
国道 484 号（K 484 A 110・A111）道路防災工事（2-2） [112]	10 者入札、内 9 者最低制限価格未満により失格	検証していない
県道飯井宿線道路築造工事（2-1） [115]	25 者入札、内 23 者最低制限価格未満により失格	計算式に用いる変数によって最低制限価格が高く設定された
丸の内一丁目地内下水管改良工事（R2-1） [116]	17 者入札、内 15 者最低制限価格未満により失格	検証していない
（都）下中野平井線電線共同溝整備工事（3-1） [120]	15 者入札、内 13 者最低制限価格未満により失格	検証していない

(2) 以上のとおり、これらの契約の競争入札においては、最低制限価格付近に入札が集中し、かつ、最低制限価格を下回る失格者が多発し、実質的には少数の入札者間での狭い価格帯での価格競争となっている。これだけ多くの入札において上記のような事象が発生していることは、最低制限価格制度の運用が、最低価格入札者落札原則の例外としての合理性を維持できていないものと評価せざるを得ない。

また、原因についての検証の有無について各担当課にヒアリングしたところ、「検証していない」という回答や単なる現状の説明にとどまり実質的には検証がなされていないと考えられ

るものがほとんどであった。

そこで、不健全な入札状況を少しずつでも改善していくためには、不健全な入札状況についての情報を契約課に集約し、担当課と契約課が連携しながら改善策を講じる仕組みの導入が必要と考える。例えば、一定の定量的な基準（例えば、一者入札の場合、落札率が極めて高率となった入札の場合、大多数の入札者が失格となった場合など）に基づいてスクリーニングされた入札結果については、機械的に契約課と共有することとし、多くの担当課から寄せられた入札に関する情報を参考にしながら、契約課において対策を検討するという方法も考えられるので、検討されたい（第2部第5章第1節第8）[指摘37]。そして、その前提として、まずは担当課において上記のような入札状況となっていることについて原因を分析することが合理的であり、どのような対応により状況の改善が可能かについても一次的な検討をすべきである。このような作業は、現場で契約事務に直接携わっている担当課でなければ困難であり、また、契約課が一からこのような作業をすることは非効率であると考えられる。

★★指摘 254

担当課において最低制限価格に入札価格が集中している原因について分析し、どのような対応が考えられるかについて、担当課において一次的な検討をされたい。

- (3) 最低制限価格未満の入札のため失格者が多発する原因として、まず考えられるのは、前述したとおり、入札者に最低制限価格が予測されている可能性である。毎回1者や2者の少数の入札者のみが最低制限価格以上となっていることや、同額入札者がいない点もふまえると、契約によっては、最低制限価格を予測し、事前に入札者間で入札額を示し合わせている可能性も無いとはいえない。健全な競争環境を担保するためにも、最低制限価格の設定を許容価格と切り離し、入札価格を基礎とした変動型最低制限価格制度が導入されるべきである。

この点については、第2部第5章第1節第6-2において詳述した [指摘35]。

- (4) 最低制限価格未満の入札のため失格者が多発するその他の原因としては、百間川緑地遊具整備工事（2-2）[94]の担当課も回答しているように、そもそも最低制限価格が高く設定されすぎ、実勢価格と乖離している可能性が考えられる。

上記の事象に対する最善の対応は、上記変動型最低制限価格制度の導入であると考えられるが、現状の最低制限価格制度を維持する場合であっても、少なくとも最低制限価格の算定方法（数式）の改定を検討すべきである。

この点については、第2部第5章第2節第4-3において詳述した [指摘43]。

4 下請管理

- (1) 普通河川新川河川改修工事（2-1）[101]

ア 本契約においても下請への発注が行われているが、下請業者は3社、下請代金額の合計は2163万0400円（それぞれ1996万5000円、75万2400円、91万3000円）となっており、下請代金の合計額は請負金額の約80%に上っている。すなわち、本契約については、下請業者の中の1社に対し、請負代金（2552万4400円）ベースで約78%の下請代金により下請の発注がされており、大半の工事を下請業者が担っている状態と考えられる。

上記の点に関し、担当課からヒアリングしたところ、受注者の業務は、「発注者との協議及び工程管理など工事全般を把握し、工事の手順・段取りを適切に調整・指揮を行っている」とのことであった。

担当課による上記説明のように、下請業者への発注や工程管理等を「委託」する目的で、元請業者にこれらの業務を発注することについては、常に必要性が認められるといえるか

は疑問である。すなわち、市が工程管理を行い、建設工事の本体業務については、業務を細分化して直接下請業者へ発注することも可能な場合もあるのではないかと思われるし、このようにすることで、直接下請業者へ発注する分だけコストカットが可能となるばかりか、実際の本体業務を受注すべき中小企業を競争入札等により公正に選択することも可能となる。

したがって、下請業者への発注や工程管理等を「委託」する目的で、元請業者に工程管理等の業務を発注する場合については、その必要性を十分に検討すべきである。

★意見 85

仮に下請業者への発注や工程管理等を「委託」する目的で、元請業者に工程管理等の業務を発注する場合については、その必要性を十分に検討されたい。

イ また、受注者が自ら工事請負業務（施工）を負担せず、下請業者への発注及び工程管理等の業務のみを担当する場合は、建設工事に当たるのか、委託（いわゆる工事の委託）に当たるのかという点につき、あらためて慎重に検討されるべきである。

★意見 86

受注者において自ら施工を負担せず、下請業者への発注及び工程管理等の業務のみを担当する場合につき、建設工事に当たるのか、委託に当たるのかという点については、慎重に検討されたい。

(2) 県道江崎金岡線歩道整備工事（2-1）[102]

ア 本契約においては、下請業者は5社、下請代金額の合計は354万7500円（220万0000円、60万5000円、6万6000円、67万6500円。なお、警備請負契約は単価契約。）となっており、警備請負契約を除いても、合計で請負金額（643万5000円）の約55%の下請代金により下請業者に発注されている。

担当課からの説明によると、受注者は「工事全体を把握し、施工計画の作成、工程管理、品質管理、施工管理、安全管理、技術的指導等を行っている」とのことであった。なお、担当課の説明によれば、元請業者が下請工事の施工に実質的に関与していることについては、工事中において、『公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律』の施行に伴う岡山市の対応について」（第2部第7章第2節第2-2参照）に基づき、点検したとのことであった。

イ 担当課による上記説明のように下請業者への発注や工程管理等を「委託」する目的で、元請業者に工程管理等の業務を発注することについては、常に必要性が認められるといえるかは疑問である。すなわち、市が工程管理を行い、建設工事の本体業務については、業務を細分化して直接下請業者へ発注することも可能な場合もあるのではないかと思われるし、このようにすることで、直接下請業者へ発注する分だけコストカットが可能となるばかりか、実際の本体業務を受注すべき中小企業を競争入札等により公正に選択することも可能となる。

したがって、下請業者への発注や工程管理等を「委託」する目的で、元請業者に工程管理等の業務を発注する場合については、その必要性を十分に検討すべきである。なお、市職員が工程管理等の業務を担当するためには、市職員の監督能力・検査能力の向上が必要になる場合があることも想定されるが、市の担当者が直接施工管理等を担当することので

きるケースを少しでも増やせるよう、長期的な観点から検討されたい。

★意見 87

仮に下請業者への発注や工程管理等を「委託」する目的で、元請業者に工程管理等の業務を発注する場合については、その必要性を十分に検討されたい。

ウ また、受注者が自ら工事請負業務（施工）を負担せず、下請業者への発注及び工程管理等の業務のみを担当する場合は、建設工事に当たるのか、委託（いわゆる工事の委託）に当たるのかという点につき、あらためて慎重に検討されるべきである。

★意見 88

受注者において自ら施工を負担せず、下請業者への発注及び工程管理等の業務のみを担当する場合につき、建設工事に当たるのか、委託に当たるのかという点については、慎重に検討されたい。

(3) 平野地内汚水管理設工事（その 70） [103]

ア 本契約においては、下請業者は 5 社、下請代金額の合計は 4660 万 3909 円となっており、下請代金の合計額は請負代金額（5742 万円）の約 81%に上っている。また、請負代金ベースで約 74%に当たる部分（4235 万円）は、本契約に係る入札の相入札業者の一つに対する下請の発注であった。なお、本契約については、契約締結後、「工事現場等における施工体制の点検要領」に基づいて、現場等における下請業者の管理状況等の点検がなされており、報告書が作成されていることを確認した。本契約は、「重点点検工事」事案として、受注者の「元請としての実質関与」について、所定の様式に基づいて点検がなされていた。

イ 上記のとおり、本件契約については施工の大部分が下請業者へ発注されているといえるが、下請業者への発注や工程管理等を「委託」する目的で、元請業者に工程管理等の業務を発注することについては、常に必要性が認められるといえるかは疑問である。すなわち、市が工程管理を行い、建設工事の本体業務については、業務を細分化して直接下請業者へ発注することも可能な場合もあるのではないかと思われるし、このようにすることで、直接下請業者へ発注する分だけコストカットが可能となるばかりか、実際の本体業務を受注すべき中小企業を競争入札等により公正に選択することも可能となる。

したがって、下請業者への発注や工程管理等を「委託」する目的で、元請業者に工程管理等の業務を発注する場合については、その必要性を十分に検討すべきである。なお、市職員が工程管理等の業務を担当するためには、市職員の監督能力・検査能力の向上が必要になる場合があることも想定されるが、市の担当者が直接施工管理等を担当することのできるケースを少しでも増やせるよう、長期的な観点から検討されたい。

★意見 89

仮に下請業者への発注や工程管理等を「委託」する目的で、元請業者に工程管理等の業務を発注する場合については、その必要性を十分に検討されたい。

ウ また、受注者が自ら工事請負業務（施工）を負担せず、下請業者への発注及び工程管理等の業務のみを担当する場合は、建設工事に当たるのか、委託（いわゆる工事の委託）に当たるのかという点につき、あらためて慎重に検討されるべきである。

★意見 90

受注者において自ら施工を負担せず、下請業者への発注及び工程管理等の業務のみを担当する場合につき、建設工事に当たるのか、委託に当たるのかという点については、慎重に検討されたい。

5 監督・検査

(1) 県道岡山児島線（箕島地内ほか）舗装補修工事 [91]

担当課によると、本工事においては、入札者に工事保険への加入は義務付けておらず、審査確認段階においても加入の有無について確認していないとのことであった。

しかし、岡山市工事請負契約約款第 55 条第 1 項は、「受注者は、工事目的物及び工事材料等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない」と規定し、同条 2 項は、「受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない」と規定している。

今後は受注者に約款を遵守させ、担当課において、受注者の保険加入の有無につき、証券等を提示させることにより必ず確認すべきである。

★★指摘 255

工事保険への加入につき、受注者に証券等を提示させることにより保険加入の有無を必ず確認されたい。

(2) 川張街区公園複合遊具更新工事 [96]

担当課へのヒアリングによると工事に係る公園遊具の安全性のチェックについては、製造メーカーの社内検査報告書の確認や、工事現場において市監督員が材料の確認を行っているとのことであった。

しかし、遊具という性質に鑑み、品質や材料だけでなく、構造等のチェックが不可欠と考える。令和 3 年 10 月 14 日に発生した認可保育園での男児の遊具死亡事故¹⁹⁾の際になされていたのと同様に、専門業者による構造上の安全性のチェックもなされるべきである。

★★指摘 256

工事に係る公園遊具の安全性のチェックについては、専門業者による構造上の安全性のチェックを実施されたい。

6 変更契約

本節の各契約においては、契約変更について、主に三つの問題が認められた。具体的には、①変更理由の記載の問題、②事前に予測可能と思われる変更理由の問題、③設計・契約変更ガイドラインが規定する設計変更範囲の基準を遵守しているかという問題である。

(1) 変更理由の記載の問題

契約の変更には、岡山市工事請負契約約款第 18 条から第 20 条、第 22 条、第 23 条に定める

¹⁹⁾ 令和 3 年 11 月 1 日山陽新聞デジタル「178 施設の遊具、危険度判定へ 岡山市、園児事故受け業者点検」の中で「岡山市内の認可保育園の遊具に男児 (2) が挟まり意識不明で見つかった事故を受け、市は 1 日、市内の私立認可保育園など 178 施設を対象に専門業者による遊具点検を実施すると発表した。」と報道された。

理由が必要であり、かかる変更理由については、決裁の適正化や「日常的モニタリング」、また後日の検証に耐え得る具体的かつ明確なものである必要がある。

しかるところ、以下の各契約において作成された「変更執行伺書」の「変更理由」欄の記載は以下のとおりであった。

件名	変更理由の記載内容
江並地内ほか污水管理設工事 (その31) [80]	現地再踏査の結果、設計延長を変更するもの。
祇園地内污水管理設工事 (その5) [82]	地権者との協議の結果、污水枘を追加するもの。
西大寺上一丁目地内マンホールトイレ設置工事 [84]	関係機関との協議により交通誘導員を増員するもの。
市道藤田浦安南町線他交通安全施設設置工事 (2-1) [85]	関係機関との協議により、安全に考慮し、仮区画線工が必要となったため追加するもの。
鉄地内污水管理設工事 (その3) [87]	変更①：解体工事に要する費用等の特定建設資材廃棄物の処理施設等を変更するもの。 変更②：家屋調査に不測の日数を要したため。 変更③：解体工事に要する費用等の特定建設資材廃棄物の処理施設等を変更するもの。 変更④：関係機関との協議により交通誘導員を増員するもの。
さい東一丁目地内污水管理設工事 (その7) [88]	関係機関との協議により交通誘導員を増員するもの。
上道公園野球場防球ネット設置工事 [90]	関係機関との協議により既存構造物の防護用の仮設材、グラウンドの整地を変更追加するもの。
県道御津佐伯線道路改良工事 (2-1) [93]	関係機関との工事調整により不測の日数を要したため、工期を延期する。
百間川緑地遊具整備工事 (2-2) [94]	現地再調査の結果、遊具Bのコンクリート基礎の撤去を不施工とする。
川張街区公園複合遊具更新工事 [96]	主に諸経費動向調査の対象となったため、調査費用の追加計上を行い、金額変更(増額)を行うもの。
県道江崎金岡線歩道整備工事 (2-1) [102]	本工事における特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設を変更するもの。
平野地内污水管理設工事 (その70) [103]	地元町内会と沿線住民との協議の結果、仮駐車場の設置が必要となったため。
市道中川町29号線排水路整備工事 [104]	現場着手後、設計図書と現地の条件が一致しない箇所が見つかったため、構造物撤去工の数量を変更するもの。
市道藤田浦安南町線道路築造に伴う取合道路整備工事 (2-1) [105]	地元調整の結果、路面排水処理による側溝追加と耕作地への坂路設置を追加する。また側溝設置に伴い舗装面積も合わせて変更するものとする。
市道乙子神崎町線道路改良工事 (2-1) [107]	変更①：工期区間に隣接する地元関係者との施工に関する調整に不測の日数を要したため、工期を延期するもの。 変更②：施工を進める中、地下水位が高く施工に時間を要した。また一部区間において家屋への出入りについて地元関係者との協議に不測の日数を要したため、工期を延期するもの。

	変更③：当初想定していなかった石積みの処分およびアスファルト処分等の増変更をするもの。
国道 484 号（K 484 A 110・A111）道路防災工事（2-2） [112]	現地確認の結果、伐採工を変更する。また近接工事調整に不測の日数を要したため、工期を延長する。

以上のとおり、各契約において作成されている「変更執行伺書」の「変更理由」欄の記載は、抽象的であり変更の理由が判然としない。具体的にいかなる理由で変更されたのか、契約変更の必要性・許容性が判断できるよう、変更執行伺書には、具体的かつ詳細な変更理由を記載すべきである。なお、実際に担当課にヒアリングしたことにより判明した契約変更の具体的な理由は、下記(2)一覧表記載のとおりである。

★★指摘 257

変更伺の記載から変更の必要性及び相当性が判断できるよう変更理由を具体的かつ詳細に記載されたい。

(2) 事前に予測可能と思われる変更理由の問題

以下の「件名」欄記載の各契約における具体的な変更理由について各担当課からヒアリングしたところによると、「変更の具体的な理由」欄記載のとおりとの回答であった。

これらの各契約における具体的な契約変更の理由は、「予測可能性」欄記載のとおり、ほとんどのケースで事前に予測可能であったことを伺わせるものであり、設計前の準備や関係者との協議を十分に行っていれば契約変更の必要がなかった可能性がある。

発注前に工程の全体に関する現地調査や関係者との綿密な協議を行う等、十分な準備を行い、契約後において、安易に「不測」との理由による変更がなされないようにするべきである。

件名	契約変更の具体的な理由	予測可能性
江並地内ほか污水管理設工事（その31）[80]	工事場所の団地が行き止まりの道路であり、車両の通行幅を確保するために下水道本管の埋設位置を変更したもの。	事前に現地を確認すれば予測可能と思われる。
祇園地内污水管理設工事（その5）[82]	污水桝の権利が2箇所ある地権者が、当初の申請で1箇所希望していたが、着工後に残りの1箇所も希望したため、追加で施工したもの。	事前に地権者と十分に協議を行い、確認書を交わすなどの対応を行えば防止できた可能性がある。
西大寺上一丁目地内マンホールトイレ設置工事 [84]	施工時期が夏休み以降となったため、学校と協議の結果、交通誘導員を増員したもの。	当初より令和2年6月26日から同年12月18日を工期として予定しており、事前に想定できたと思われる。
市道藤田浦安南町線他交通安全施設設置工事（2-1）[85]	本線は交通量が多く、道路築造が完成した車線へ通行車両の振替えを行う際の車両の誘導について、より交通の安全確保が必要なことから仮区画線を設置し通行車両を誘導するもの。	事前に現地を十分に確認していれば、想定できたと思われる。
鉄地内污水管理設工事（その3）[87]	第2回変更は、日中不在の家があり家屋調査に時間がかかり工期延期したもの。第4回変更は、交通規制や迂回路等について発注後に地元から要望があり、警察等と協議を行い、交通誘導員を増員	事前に日中不在の家が存在する可能性は十分想定できる。また地元からの要望も事前に協議していれば十分想定できたと思われる。

	したもの。	
さい東一丁目地内 汚水管理設工事 (その7) [88]	交通規制や迂回路等について発注後に地元から要望があり、地元町内会との交通規制等の協議、警察との道路使用協議を行い、交通誘導員を増員したものの。	事前に十分に関係者と協議していれば、十分想定できたと思われる。
上道公園野球場防 球ネット設置工事 [90]	施設を管理するスポーツ振興課や、公園全体を管理する東区役所との協議により既存構造物の防護用の仮設材、グラウンドの整地を変更追加するもの。	事前に関係者と協議していれば、十分想定できたと思われる。
百間川緑地遊具整 備工事(2-2) [94]	平成29年度の調査に基づき積算し発注したが、工事着手後に現地調査した結果、遊具Bのコンクリート基礎が流出したため。	事前に現地を確認していれば、十分に想定できたと思われる。
川張街区公園複合 遊具更新工事 [96]	発注後、本工事は、国が実施する調査の対象となったため、受注者に当該調査の作業を通知すると共に、調査作業に係る事務費用を増額するもの。	事後的な事情であり、やむを得ないと考えられる。
県道江崎金岡線歩 道整備工事(2-1) [102]	本工事は、施工区間の前後に交通誘導員を配置するよう計画していた。しかし、掘削及び嵩上水路の施工時は、施工区間への重機や運搬車の出入りがあり、通行車両及び歩行者等の安全確保のため、重機等の作業箇所に交通誘導員を追加し、2名から3名配置に変更した。また、年末に向け沿線の郵便局への車両等の出入りが多くなることから、舗装工の施工時は安全に配慮し、駐車場の案内を含め、交通誘導員を2名から5名配置に変更したこと等によるもの。	事前に現地を十分に確認していれば想定できたと思われる。
平野地内汚水管理 設工事(その70) [103]	当該箇所の下水道工事は、日中に道路を通行止めして行う必要があるため、日中に車の出入りがある沿線住民の仮設駐車場が必要となったため。	綿密な事前調査によりある程度の子測は可能と思われる。
市道中川町29号線 排水路整備工事 [104]	既設側溝を撤去した際、道路側に補強コンクリートが見つかった。更に基礎コンクリートの厚さが想定より大きかったことにより、コンクリートの撤去、処分量が増加したものの。	側溝を撤去しないとわからない事情であるため、やむを得ない事情と考えられる。
市道乙子神崎町線 道路改良工事(2-1) [107]	変更理由①：工事は、発注前に工事区間に隣接する地権者から土地を工事ヤードに使用する了承を得ていた。しかし、工事を着手する際には、耕作者が当該予定地に麦を作付けしていたこともあり、地権者から土地の使用について難色を示された。この地権者と使用する土地の範囲及び復旧を含め、施工に関する調整に不測の日数を要したため、工期を延期するもの。 変更理由②：本工事は、施工を進める中、幹線水路沿いでもあることから、地下水位が高く、擁壁	変更理由①：事前に地権者と協議を行い、確認書を交わすなどの対応を行えば防止できた可能性がある。 変更理由②：事前に現地を十分に調査していれば想定できたと思われる。 変更理由③：着手してみないと把握できない事情であり、やむを得

	<p>等を施工する際にも水替えを行う必要があった。この水替え作業に時間を要したため、通常よりも施工に遅れが生じた。また、一部区間において、施工中は沿線の家屋への出入りに支障が生じることから、この住民との施工時期等に関する協議に不測の日数を要したため、工期を延期するもの。</p> <p>変更理由③：本工事で掘削したところ、想定していなかった既設の石積が確認されたため、この撤去と処分を行う必要が生じた。また、既設の舗装を撤去したところ、想定していた舗装厚 5 cmではなく、11 cmであることが確認されたため、この処分等について変更するもの。</p>	<p>ないと考えられる。</p>
市道宮浦 51 号線路肩整備工事 [108]	<p>事前現地確認の結果、土木作業に使用する機械での安全を確保できないため、大型土のう設置・撤去等の施工数量を変更するもの。</p>	<p>発注前に現地を確認すれば予測可能と思われる。</p>
国道 484 号 (K484 A110・A111) 道路防災工事 (2-2) [112]	<p>現地確認の結果、什器等を用いる伐採が必要となったため、伐採工の金額を変更し、近接する道路防災工事との日程調整に時間を要したため、工期を延期するもの。</p>	<p>事前に現地を確認すれば予測可能と思われる。</p>

★★指摘 258

事前に予測可能であった事情による契約変更を防止するため、発注前に全体工程を通じた現地調査や関係者と綿密な協議を行う等、十分な準備を行い、契約後において、安易に「不測」との理由による変更がなされないようにされたい。

(3) 変更の審査基準の問題

工事請負契約の設計・契約変更ガイドラインにおいては、設計・契約変更ができる範囲について、「現に施工中の工事と分離して施工することの著しく困難なものを除き、変更工事価格の増額分が起工事価格の 3 割以内のものに限るものとする。なお、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合において、増額分が 3 割を超えるもの又はそのおそれのあるものについては、事前に決裁権者の承認を得る」こととされている（ガイドライン 2 頁）。例えば、市道藤田浦安南町線道路築造に伴う取合道路整備工事 (2-1) [105]、県道飯井宿線道路築造工事 (2-1) [115]、(都) 下中野平井線電線共同溝整備工事 (3-1) [120] では、契約変更によって契約金額が 300 万円から 400 万円以上もの増額がなされているが、これらは当初契約金額比で約 10%程度の増額であり、上記ガイドラインの基準を充足している。

しかし、第 2 部第 6 章第 2 節第 2-3-(1)で述べたとおり、現状の変更の審査基準に問題があり、契約課において、工事の性質や状況、変更の理由に応じた具体的に変更可能な範囲の基準をガイドラインに定めるべきである。

担当課においては、たとえガイドライン上は変更可能と評価し得る範囲の契約変更であっても、別契約として入札をやり直した方が公正性・経済性の観点から望ましいと判断される契約変更の場合（例えば、入札で予定されている工事とは全く求められる技術が異なる追加工事が必要となるものなど）には、契約課や受注者とも協議し、再度の入札を実施するという選択

肢についても厭わず検討すべきである。

★意見 91

ガイドライン上は変更可能な範囲でも、別契約として再度入札を行った方が公正性・経済性の観点から望ましいと判断される場合には、契約課や受注者とも協議し、再度の入札も選択肢として検討されたい。

第2節 市道原御津伊田線取水施設移転工事

第1 契約の概要

件名	市道原御津伊田線取水施設移転工事 [100]
契約目的	道路改良で支障となる取水施設を移転するもの。
契約年月日	R2.9.28
許容価格	13,640,000 円
契約金額	13,640,000 円
落札率	100%
契約方法	一般競争入札（入札者数1者）
担当課	北区役所御津支所産業建設課
契約相手方	田中機電工業株式会社

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札でありながら、落札率が 100%であり、かつ入札参加者数が1名であるため、入札状況に不自然な点がないか、あるいは、より競争性を高めることが可能か等の検討のため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 監査の結果

1 入札状況

(1) 入札参加資格

本件は、自治令第 167 条の 5、同第 167 条の 5 の 2 及び岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱第 3 条から第 5 条に基づき、制限付一般競争入札が実施されているものであるが、公告文によると、本件の入札参加資格要件は下記のとおりである。

- (1) 自治令第 167 条の 4 及び契約規則第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市一般競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和 61 年市告示第 120 号）に基づく岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されていること。
- (3) 岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱に定める市内業者又は準市内業者であること。
- (4) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (5) 入札受付締切日時までに岡山県電子入札共同利用推進協議会が設置する岡山県電子入札共同利用システムで使用することができる岡山県電子入札認証局が発行する岡山県電子入札用電子証明書を

取得し、電子入札システムの岡山市への利用者登録を完了していること。

- (6) 市内業者又は直近の本市市民税の確定申告書における岡山市分の従業員数が 50 人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業員数が 50 人以上の準市内業者であること。
- (7) 第 1 格付業者が機械器具設置であること。
- (8) 市内全域で機械器具設置の格付が特 A、A、B 又は C 等級であること。
- (9) 建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づき、機械器具設置工事業について、建設業の許可を受けていること。
- (10) 機械器具設置工事業に係る資格を有する者を配置すること。

(2) 一者入札

ア 上記のとおり、本件競争入札における入札参加者は 1 者となっている。

イ 上記入札参加資格要件(3)において、事業所所在地資格につき、「市内業者又は準市内業者」に限定されているが、本件入札は競争性を欠いていることが明らかであるから、客観的には岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱第 4 条第 2 項の規定する「十分な競争性が確保できない」場合に該当するものといえる。

したがって、そもそも事業所所在地資格の設定に際して「市外業者」にも資格を付与すべきであったといえる。

ウ 上記入札参加資格(6)においては、「準市内業者」についてのみ「直近の本市市民税の確定申告書における岡山市分の従業員数が 50 人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業員数が 50 人以上の準市内業者であること」との要件が要求されている。

第 2 部第 5 章第 2 節第 2-2 でも述べたように、上記入札参加資格(6)の根拠としている同要綱第 4 条第 2 項は、市内業者には「従業員の数」等に関する要件を課さず、準市内業者のみに一律で「従業員 50 人」という要件を課しているが、このような区別を設けることが自治令第 167 条の 5 の 2 において許容されるのか疑問である [意見 16]。同要綱の問題は、契約課において対応すべき問題と考えられるが、前述のとおり、本件契約については、少なくとも入札参加資格要件(3)については「市外業者」まで要件を緩和すべきである。

また、入札参加資格要件の設定に関し、いかなる具体的理由に基づき自治令第 167 条の 5 の 2 所定の要件に該当するものと判断したかという点についての検討過程については記録化されていないが、同条に基づく入札参加資格要件の設定は、あくまでも例外であることからすると、契約事務の公正性、透明性を担保するため、自治令第 167 条の 5 の 2 に基づく入札参加資格要件を設定する場合には、必ず記録に残すべきである。

★★指摘 259

事業所所在地資格については「市外業者」まで緩和されたい。

★★指摘 260

入札参加資格要件に関する検討過程については記録されたい。

(3) 落札率

1 回目の入札は、一者入札（落札者と同じ）で入札額が許容価格を上回ったため不調になっており、かかる入札状況を踏まえると、本契約において落札率が極めて高率になること自体はやむを得ない。いずれにせよ前述のとおり、一者入札で競争性が働いていないためにこのよう

な極めて高率の落札率となったものといえ、競争性の確保が重要であることを裏付けている。

2 変更契約

- (1) 同契約の「変更執行伺書」の「変更理由」には、「地元関係者との協議の結果、緊急時に備えて、電源仕様にディーゼルエンジン作動を追加したため」と記載されていたが、この記載のみでは変更の具体的な必要性・許容性が分からない。

具体的にいかなる理由で変更されたのか、事後にも検証できるよう詳細な理由を記載すべきである。

★★指摘 261

変更伺の記載から変更の必要性及び許容性が判断できるよう変更理由を具体的かつ詳細に記載されたい。

- (2) 担当課へのヒアリングによると、変更契約の具体的な理由は、「電気でエンジンを作動するようにしていたが、停電時に対応可能なディーゼルエンジンも今まで通り使えるようにしてほしいと住民から要望があったため」とのことであった。「地元関係者」と事前に綿密な協議を行っていれば、契約を事後に変更する必要性はなかったのではないかと思われる。発注前に工程の全体に関する現地調査や関係者と綿密な協議を行う等、十分な準備を行い、契約後において安易に「不測」との理由による変更がなされないようにすべきである。

★★指摘 262

事前に予測可能であった事情による契約変更を防止するため、発注前に全体工程を通じた現地調査や関係者と綿密な協議を行う等、十分な準備を行い、契約後において、安易に「不測」との理由による変更がなされないようにされたい。

3 監督・検査

本工事の検査に際して作成された「検査員指摘事項」によると、「提出書類に不備が多く見られた」、「現場の清掃等を怠らないこと」など施工管理の不備が指摘されている。

第3節 庭瀬地内污水管理設工事（その41）

第1 契約の概要

件名	庭瀬地内污水管理設工事（その41） [111]
契約目的	上記地域の生活環境の向上を図るもの。
契約年月日	R2.11.20
許容価格	15,334,000 円
契約金額	15,290,000 円
落札率	99.71%
契約方法	一般競争入札（入札者数2者、内1者事後失格）
担当課	下水道河川局下水道管路整備課
契約相手方	株式会社 ZERO-ONE

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札でありながら、落札率が 99.71%と極めて高率であり、かつ入札参加者数が少数であるため、入札状況に不自然な点がないか、あるいは、より競争性を高めることが可能か等の検討のため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 監査の結果

1 入札状況

(1) 入札参加資格

公告文によると、本件の入札参加資格要件は下記のとおりである。

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 自治令第 167 条の 4 及び契約規則第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと。(2) 岡山市一般競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和 61 年市告示第 120 号）に基づく岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されていること。(3) 岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱に定める市内業者又は準市内業者であること。(4) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。(5) 入札受付締切日時までに岡山県電子入札共同利用推進協議会が設置する岡山県電子入札共同利用システムで使用することができる岡山県電子入札認証局が発行する岡山県電子入札用電子証明書を取得し、電子入札システムの岡山市への利用者登録を完了していること。(6) 市内業者又は直近の本市市民税の確定申告書における岡山市分の従業員数が 50 人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業員数が 50 人以上の準市内業者であること。(7) 第 1 格付業者が土木又は第 1 格付業種が建築で第 2 又は第 3 格付業種が土木であること。(8) 吉備中学校区で土木の格付が B 又は C 等級であること(9) 建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づき、土木工事業について、建設業の許可を受けていること。(10) 土木工事業に係る資格を有する者を配置すること。 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 実質的一者入札

- ア 本件競争入札における入札参加者数は実質的には 1 者（参加者 2 者、1 者事後失格）となっている。
- イ 上記入札参加資格要件(3)において、「市内業者又は準市内業者」に限定されているが、本件入札が競争性を欠いていることは明らかであるから、客観的には岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱第 4 条第 2 項の規定する「十分な競争性が確保できない」場合に該当するものといえる。
- したがって、そもそも入札参加資格要件の設定に際して「市外業者」にも資格を付与すべきであったといえる。
- ウ 上記入札参加資格要件(6)においては、「準市内業者」についてのみ「直近の本市市民税の確定申告書における岡山市分の従業員数が 50 人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業員数が 50 人以上の準市内業者であること」との要件が要求されている。

第 2 部第 5 章第 2 節第 2-2 において述べたとおり、上記入札参加資格要件(6)の根拠としている同要綱第 4 条第 2 項は、市内業者には「従業員の数」等に関する要件を課さず、準市内業者のみに一律で「従業員 50 人」という要件を課しているが、このような区別を設ける

ことが自治令第 167 条の 5 の 2 において許容されるのか疑問である [意見 16]。同要綱の問題は、契約課において対応すべき問題であるが、前述のとおり、少なくとも本件において入札参加資格要件(3)については「市外業者」まで要件を緩和すべきである。

また、入札参加資格要件の設定に関し、いかなる具体的理由に基づき自治令第 167 条の 5 の 2 所定の要件に該当するものと判断したかという点についての検討過程については記録化されていないが、同条に基づく入札参加資格要件の設定は、あくまでも例外であることからすると、契約事務の公正性、透明性を担保するため、自治令第 167 条の 5 の 2 に基づく入札参加資格要件を設定する場合には、必ず記録に残すべきである。

★★指摘 263

事業所所在地資格については、「市外業者」まで緩和されたい。

★★指摘 264

入札参加資格要件の検討過程については記録されたい。

(3) 落札率

本件入札の落札率は、99.71%と極めて高率である。

本件においては、見積参考資料が事前開示されており、その中で、設計金額の表示単位、積算条件、仮設材賃料等積算条件、締切排水工積算条件、資材価格等が、詳細に記載されているため、入札者において事前に許容価格を推察することが可能になっているものと思われる。

詳細な見積参考資料の事前開示は、入札者に的確な見積を行わせることを可能とし、大企業に比して積算能力が相対的に低い中小事業者にも入札の機会を保証することができるという意味において合理性は認められるものの、落札率の高止まり防止、談合を始めとする不正の排除の観点から、許容価格を事後開示している趣旨を没却するものである。

したがって、誰でも容易に許容価格を推測できるような詳細な見積参考資料の事前開示については、メリット・デメリットを踏まえた上で、再度、個別にその必要性・合理性を検証すべきである(第 2 部第 4 章第 2 節第 2) [意見 4]。

(4) 担当課における入札状況の検証

入札者が 1 者のみで極めて高率の落札率となっている原因の検証状況について担当課にヒアリングしたところ、「検証していない」という回答であった。

不健全な入札状況を少しずつでも改善していくためには、不健全な入札状況についての情報を契約課に集約し、担当課と契約課が連携しながら改善策を講じる仕組みの導入が必要と考える。例えば、一定の定量的な基準(例えば、一者入札の場合、落札率が極めて高率となった入札の場合、大多数の入札者が失格となった場合など)に基づいてスクリーニングされた入札結果については、機械的に契約課と共有することとし、多くの担当課から寄せられた入札に関する情報を参考にしながら、契約課において対策を検討するという方法も考えられるので、検討されたい(第 2 部第 5 章第 1 節第 8 参照) [指摘 37]。

そして、その前提として、まずは担当課において上記のような入札状況となっていることについて原因を分析することが合理的であり、どのような対応により状況の改善が可能かについても一次的な検討をすべきである。このような作業は、現場で契約事務に直接携わっている担当課でなければ困難であり、また、契約課が一からこのような作業をすることは非効率であると考えられる。

★★指摘 265

入札者が少数であったり、落札率が高率であった原因について分析し、どのような対応が考えられるかについて、担当課において一次的な検討をされたい。

2 下請管理

- (1) 本契約においては、下請業者は5社、下請負代金額の合計は1023万0000円（それぞれ880万0000円、19万8000円、79万2000円、44万0000円。警備請負契約は単価契約。）となっており、警備請負契約を除いても、下請代金の合計額は請負代金額（1529万円）の約70%に上っており、そのうちのひとつの下請業者に対して請負代金額ベースで約58%部分の発注がなされている。

受注者の業務について担当課に確認したところ、「施工管理を担当している」とのことであった。本契約については、契約締結後、「工事現場等における施工体制の点検要領」に基づいて、現場等で下請業者の管理状況等の点検がなされており、報告書が作成されていることを確認した。本契約は、「重点点検工事」事案として、受注者の「元請としての実質関与」について、所定の様式に基づいて点検がなされていた。

- (2) 担当課による上記説明のように、下請業者への発注や工程管理等を「委託」する目的で、元請業者にこれらの業務を発注することについては、常に必要性が認められるといえるかは疑問である。すなわち、市が工程管理を行い、建設工事の本体業務については、業務を細分化して直接下請業者へ発注することも可能な場合もあるのではないかと思われるし、このようにすることで、直接下請業者へ発注する分だけコストカットが可能となるばかりか、実際の本体業務を受注すべき中小企業を競争入札等により公正に選択することも可能となる。

したがって、下請業者への発注や工程管理等を「委託」する目的で、元請業者に工程管理等の業務を発注する場合については、その必要性を十分に検討すべきである。

★意見 92

仮に下請業者への発注や工程管理等を「委託」する目的で、元請業者に工程管理等の業務を発注する場合については、その必要性を十分に検討すべきである。

- (3) また、受注者が自ら工事請負業務（施工）を負担せず、下請業者への発注及び工程管理等の業務のみを担当する場合は、建設工事に当たるのか、委託（いわゆる工事の委託）に当たるのかという点につき、あらためて慎重に検討されるべきである。

★意見 93

受注者において自ら施工を負担せず、下請業者への発注及び工程管理等の業務のみを担当する場合につき、建設工事に当たるのか、委託に当たるのかという点については、慎重に検討されたい。

3 変更契約

- (1) 同契約の「変更執行伺書」の「変更理由」には、「沿線地権者と確認した結果より、汚水枰設置箇所数を変更するもの」との記載があった。この記載では、変更の具体的な必要性及び許容性がわからない。具体的にいかなる理由で変更されたのか検証できるよう詳細な理由を記載すべきである。

★★指摘 266

変更伺の記載から変更の必要性及び許容性が判断できるよう変更理由を具体的かつ詳細に記載されたい。

- (2) 担当課へのヒアリングによると、契約の具体的な変更理由は、「①発注後に沿線箇所到家屋が新築されたため、家屋調査の追加が必要になったもの。さらに既設水道管の埋設位置の試験掘で、水道管が下水道管を埋設するには支障となることが判明したため、水道管の移設の必要が発生した。②発注後に新築された家屋、及び建築計画がある箇所から汚水桝設置申請があったことから、汚水桝の設置数を追加申請するもの。」という回答であった。また、担当課の説明によれば、「本工事箇所は狭隘な曲がりが多い市道を民間開発工事により拡幅工事をされたことにより、既設水道管の位置・深さが詳細には管理者の水道局においても把握できていなかったため、工事の中で施設水道管の詳細な位置・深さを確認する必要があった。その試験掘の結果により、水道管の移設及び、下水道管の埋設計画を変更する必要が生じたもの。」とのことであった。

しかし、少なくとも既設水道管の埋設位置によっては水道管の移設が必要になるということは事前想定できる事情といえ、「既設水道管の位置・深さが詳細には管理者の水道局においても把握できていなかった」のであれば、本来、工事に先立って別途この点を調査するための発注を行うべきであり、変更契約はあくまで例外的に許容されるものであるから、調査後の変更契約を前提に「工事の中で施設水道管の詳細な位置・深さを確認する」という事業の進め方自体が適正といえるか疑問である。

発注前に工程の全体に関する現地調査や関係者と綿密な協議を行う等、十分な準備を行い、契約後において安易に「不測」との理由による変更がなされないようにすべきである。

★★指摘 267

事前に予測可能であった事情による契約変更を防止するため、発注前に工程の全体に関する現地調査や関係者と綿密な協議を行う等、十分な準備を行い、契約後において安易に「不測」との理由による変更がなされないようにされたい。

第4節 東岡山スポーツ広場トイレ改築工事

第1 契約の概要

件名	東岡山スポーツ広場トイレ改築工事 [113]
契約目的	既存トイレ（汲取り）の老朽化が著しいため、トイレの改築及び水洗化を図るもの。
契約年月日	R2.11.16
許容価格	7,909,000 円
契約金額	7,865,000 円
落札率	99.44%
契約方法	一般競争入札（入札者数1者）
担当課	都市整備局公共建築課
契約相手方	月本建設株式会社

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札でありながら、落札率が 99.44%と極めて高率であり、かつ入札参加者数が 1 者であるため、入札状況に不自然な点がないか、あるいは、より競争性を高めることが可能か等の検討のため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 監査結果

1 入札参加資格

公告文によると、本件の入札参加資格要件は下記のとおりである。

- (1) 自治令第 167 条の 4 及び契約規則第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市一般競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和 61 年市告示第 120 号）に基づく岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されていること。
- (3) 岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱に定める市内業者又は準市内業者であること。
- (4) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (5) 入札受付締切日時までに岡山県電子入札共同利用推進協議会が設置する岡山県電子入札共同利用システムで使用することができる岡山県電子入札認証局が発行する岡山県電子入札用電子証明書を取得し、電子入札システムの岡山市への利用者登録を完了していること。
- (6) 市内業者又は直近の本市市民税の確定申告書における岡山市分の従業員数が 50 人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業員数が 50 人以上の準市内業者であること。
- (7) ①第 1 格付業者が建築又は②第 1 格付業種が土木で第 2 又は第 3 格付業種が建築であること。
- (8) 格付業種①に該当するもの
 - ア 中区又は東区で建築の格付が B 等級
 - イ 東区で建築の格付が格付が C 等級格付業種②に該当するもの
 - ア 旭東中学校区で建築の格付が B 又は C 等級
- (9) 建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づき、建築工事業について、建設業の許可を受けていること。
- (10) 建築工事業に係る資格を有する者を配置すること。

2 一者入札

- (1) 上記のとおり、本件競争入札における入札参加者数は 1 者となっている。
- (2) 上記入札参加資格要件(3)において、事業所所在地資格につき、「市内業者又は準市内業者」に限定されているが、本件入札は競争性を欠いていることが明らかであるから、客観的には岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱第 4 条第 2 項の規定する「十分な競争性が確保できない」場合に該当するものといえる。

したがって、そもそも事業所所在地資格の設定に際して「市外業者」にも資格を付与すべきであったといえる。
- (3) 上記入札参加資格(6)においては、「準市内業者」についてのみ「直近の本市市民税の確定申告書における岡山市分の従業員数が 50 人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業員数が 50 人以上の準市内業者であること」との要件が課されている。第 2 部第 5 章第 2 節第 2-2 において述べたとおり、上記入札参加資格(6)の根拠としている同

要綱第4条第2項は、市内業者には「従業員の数」等に関する要件を課さず、準市内業者のみに一律で「従業員 50 人」という要件を課しているが、このような区別を設けることが自治令第167条の5の2において許容されるのか疑問である [意見16]。同要綱の問題は、契約課において対応すべき問題と考えられるが、本件契約については、前述のとおり、少なくとも入札参加資格要件(3)については「市外業者」まで要件を緩和すべきである。

また、入札参加資格要件の設定に関し、いかなる具体的理由に基づき自治令第167条の5の2所定の要件に該当するものと判断したかという点についての検討過程については記録化されていないが、同条に基づく入札参加資格要件の設定は、あくまでも例外であることからすると、契約事務の公正性、透明性を担保するため、自治令第167条の5の2に基づく入札参加資格要件を設定する場合には、必ず記録に残すべきである。

★★指摘 268

事業所所在地資格については「市外業者」まで緩和されたい。

★★指摘 269

入札参加資格要件に関する検討過程については記録されたい。

3 落札率

本件入札における落札率は、99.44%と極めて高率である。

1回目の入札は、一者入札で入札額が許容価格を上回ったため不調になっており、かかる入札状況を踏まえると、本契約において落札率が極めて高率になること自体はやむを得ない。

しかし、一者入札で競争性が働いていないためにこのような極めて高率の落札率となったものといえ、競争性の確保が重要であることを裏付けている。

第5節 市道西七区9号線橋梁修繕工事

第1 契約の概要

件名	市道西七区9号線橋梁修繕工事 [114]
契約目的	橋梁上部を修繕し、通行の安全を図る。
契約年月日	R2.12.22
許容価格	8,646,000 円
契約金額	8,580,000 円
落札率	99.24%
契約方法	一般競争入札（入札者数1者）
担当課	南区役所灘崎支所産業建設課
契約相手方	有限会社 T・K・R

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札でありながら、落札率が 99.24%と極めて高率であり、かつ入札参加者数が 1 者であるため、入札状況に不自然な点がないか、あるいは、より競争性を高めることが可能か等の

検討のため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 監査結果

1 「建設工事」と「修繕（委任）」の区別

同契約の目的は、「橋梁の修繕」であり、契約の性質として修繕契約（委任契約）ともとらえることができる。担当課へのヒアリングによると、予算費目が異なることと、一般に目的物の効用が増加する場合、修繕工事で発注するとのことであった。予算費目が異なることは理由にならないと思われる。

岡山市では、建設業法第2条1項の「建設工事」に該当すれば、予算科目が修繕であっても「建設工事又は小規模工事」として発注するものとされている。建設工事とそれ以外の契約では根拠規定や手続も異なるため、「建設工事」に該当するか否かの判断は重要である。

本工事も、前述のとおり予算費目が「修繕料」ではない、また、一般に目的物の効用が増加する場合には工事で発注することとしている等の曖昧な理由で建設工事を選択しており、十分な検討を経て「建設工事」に当たるものと判断されたものとはいい難い。繰り返しになるが、「建設工事」に当たるか否かは、建設業法第2条第1項に定める「建設工事」に当たるか否かという問題であるから、そのような観点から検討を行うべきであり、そのような観点からすると、本件契約については、岡山市における契約業務区分における「修繕」に該当する疑いがある。

建設業法第2条第1項の「建設工事」について、同法には、該当する工事の種類を列挙する表があるのみで、基準が不明確であるという問題がある。一方で、「建設工事」に当たるか否かの判断は、その後の手続全般に影響する重大な問題であるから、具体的な判断基準が策定されていない現状においても、過去の事例や他自治体の例を参考にしながら、慎重に行われる必要がある。

★★指摘 270

「工事」に当たるか否かの判断は、建設業法第2条第1項の「建設工事」に当たるといえるかとの観点から、慎重に行われたい。

2 入札状況

(1) 入札参加資格

公告文によると、本件の入札参加資格要件は下記のとおりである。

- (1) 自治令第167条の4及び契約規則第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市一般競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づく岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されていること。
- (3) 岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱に定める市内業者又は準市内業者であること。
- (4) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (5) 入札受付締切日時までに岡山県電子入札共同利用推進協議会が設置する岡山県電子入札共同利用システムで使用することができる岡山県電子入札認証局が発行する岡山県電子入札用電子証明書を取得し、電子入札システムの岡山市への利用者登録を完了していること。
- (6) 市内業者又は直近の本市市民税の確定申告書における岡山市分の従業員数が50人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業員数が50人以上の準市内業者であること。

- (7) 第1格付業者が土木又は第1格付業種が建築で第2又は第3格付業種が土木であること。
- (8) 瀬崎中学校区で土木の格付がB又はC等級であること
- (9) 建設業法第3条第1項の規定に基づき、土木工事業について、建設業の許可を受けていること。
- (10) 土木工事業に係る資格を有する者を配置すること。

(2) 一者入札

ア 本件競争入札における入札参加者数は1者となっている。

イ 上記入札参加資格(2)において、「市内業者又は準市内業者」に限定されているが、競争性を欠いていることは明らかであるから、客観的には岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱第4条第2項の「十分な競争性が確保できない」場合に該当する。

したがって、そもそも参加資格要件の設定に際して「市外業者」にも資格を付与すべきであったといえる。

ウ 上記入札参加資格(6)においては、「準市内業者」についてのみ「直近の本市市民税の確定申告書における岡山市分の従業員数が50人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業員数が50人以上の準市内業者であること」との要件が課されている。第2部第5章第2節第2-2において述べたとおり、上記入札参加資格(6)の根拠としている同要綱第4条第2項は、市内業者には「従業員の数」等に関する要件を課さず、準市内業者のみに一律で「従業員数50人」という要件を課しているが、このような区別を設けることが自治令第167条の5の2において許容されるのか疑問である〔意見16〕。同要綱の問題は、契約課において対応すべき問題であるが、少なくとも入札参加資格要件(3)については「市外業者」まで要件を緩和すべきである。

また、入札参加資格要件の設定に関し、いかなる具体的理由に基づき自治令第167条の5の2所定の要件に該当するものと判断したかという点についての検討過程については記録化されていないが、同条に基づく入札参加資格要件の設定は、あくまでも例外であることからすると、契約事務の公正性、透明性を担保するため、自治令第167条の5の2に基づく入札参加資格要件を設定する場合には、必ず記録に残すべきである。

★★指摘 271

事業所所在地資格については「市外業者」まで緩和されたい。

★★指摘 272

入札参加資格要件の検討過程については記録されたい。

(3) 落札率

本件入札における落札率は、99.24%と極めて高率である。

本件においては、事前に見積参考資料が開示されており、その中には、設計金額の表示単位、積算条件、仮設材賃料等積算条件、締切排水工積算条件、資材価格等が詳細に記載されているため、入札者において事前に許容価格を推察することが可能になっているものと思われる。

詳細な見積参考資料の事前開示は、入札者に的確な見積を行わせることを可能とし、大企業に比して積算能力が相対的に低い中小事業者にも入札の機会を保証することができるという意味において合理性は認められるものの、落札率の高止まり防止、談合を始めとする不正の排除の観点から、許容価格を事後開示している趣旨を没却するものである。

したがって、誰でも容易に許容価格を推測できるような詳細な見積参考資料の事前開示に

については、メリット・デメリットを踏まえた上で、再度個別にその必要性・合理性を検証すべきである（第2部第4章第2節第2）[意見4]。

(4) 担当課における入札状況の検証

入札者が1者のみで極めて高率の落札率となっていることに関し、原因の検証状況について担当課にヒアリングしたところ、「検証していない」という回答であった。

不健全な入札状況を少しずつでも改善していくためには、不健全な入札状況についての情報を契約課に集約し、担当課と契約課が連携しながら改善策を講じる仕組みの導入が必要と考える。例えば、一定の定量的な基準（例えば、一者入札の場合、落札率が極めて高率となった入札の場合、大多数の入札者が失格となった場合など）に基づいてスクリーニングされた入札結果については、機械的に契約課と共有することとし、多くの担当課から寄せられた入札に関する情報を参考にしながら、契約課において対策を検討するという方法も考えられるので、検討されたい（第2部第5章第1節第8）[指摘37]。

そして、その前提として、まずは担当課において、上記のような入札状況となっていることについて原因を分析することが合理的であり、どのような対応により状況の改善が可能かについても一次的な検討をすべきである。このような作業は、現場で契約事務に直接携わっている担当課でなければ困難であり、また、契約課が一からこのような作業をすることは非効率であると考えられる。

★★指摘 273

実質的な入札者が少数であったり、落札率が高率であった原因について分析し、どのような対応が考えられるかについて一次的な検討をされたい。

3 変更契約

- (1) 同契約の「変更執行伺書」の「変更理由」には、「水道管の移設及び戻し工事に不測の日数を要したため、工期を延期する」、「当初は全面通行止め予定であったが、地元関係者との協議により、歩行者・二輪車が通行できる仮設道を設置するもの」との記載があった。この記載では、変更の具体的な必要性がわからない。具体的にいかなる理由で変更されたのか検証できるよう詳細な理由を記載すべきである。

★★指摘 274

変更伺の記載から変更の必要性及び相当性が判断できるよう変更理由を具体的かつ詳細に記載すべきである。

- (2) 担当課に対するヒアリングによると、発注後に現地周辺住民の要望を受けて当初見込んでいなかった仮設道の設置を行ったとのことであった。発注担当者において事前に十分な現地調査と確認をしていれば仮設道の設置は事前に想定することが可能であったと思われる。

発注前に全体工程に関する現地調査や関係者と綿密な協議を行う等、十分な準備を行い、契約後において、安易に「不測」との理由による変更がなされないようにされたい。

★★指摘 275

事前に予測可能であった事情による契約変更を防止するため、発注前に全体工程に関する現地調査や関係者と綿密な協議を行う等、十分な準備を行い、契約後において、安易に「不測」との理由による変更がなされないようにされたい。

第6節 岡山市立豊小学校内児童クラブ室増築工事

第1 契約の概要

件名	岡山市立豊小学校内児童クラブ室増築工事 [117]
契約目的	受入児童数増加に対応するため児童クラブ専用室を増築し、既存クラブ室の解体を行うもの。
契約年月日	R3.2.18
許容価格	58,245,000 円
契約金額	58,025,000 円
落札率	99.62%
契約方法	一般競争入札（入札者数5者）
担当課	都市整備局公共建築課
契約相手方	難波建設株式会社

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札でありながら、落札率が 99.62%と極めて高率であり、さらに許容価格以下の入札が1者のみでの入札となっているため、入札状況に不自然な点がないか、あるいは、より競争性を高めることは可能か等の検討のため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 監査結果

1 入札状況

(1) 入札参加資格

公告文によると、本件の入札参加資格要件は下記のとおりである。

- (1) 自治令第167条の4及び契約規則第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市一般競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づく岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されていること。
- (3) 岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱に定める市内業者又は準市内業者であること。
- (4) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (5) 入札受付締切日時までに岡山県電子入札共同利用推進協議会が設置する岡山県電子入札共同利用システムで使用することができる岡山県電子入札認証局が発行する岡山県電子入札用電子証明書を取得し、電子入札システムの岡山市への利用者登録を完了していること。
- (6) 市内業者又は直近の本市市民税の確定申告書における岡山市分の従業員数が50人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業員数が50人以上の準市内業者であること。
- (7) 第1格付業種が建築（格付業種①）又は第1格付業種が土木で第2又は第3格付業種が建築であること（格付業種②）。
- (8) 格付業種①に該当するもの
 - ア 市内全域で建築の格付が特A下等級
 - イ 中区又は東区で建築の格付がA等級
 - ウ 東区で建築の格付がB等級

格付業種②に該当するもの

ア 西大寺中学校区で建築の格付が特A下、A又はB等級

(9) 建設業法第3条第1項の規定に基づき建築工事業について、建設業の許可を受けていること。

(10) ①経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の最新の建築一式工事の平均完成工事高が60,000,000円以上であること。

②平成17年4月1日以降に1棟で下記アからウを全て満たす建築工事を元請で契約し、完成・引渡し完了した実績を有すること。

ア 新築、増築又は改築工事

イ 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ウ 1棟当たりの延べ面積が100㎡以上

(11) 建築工事業に係る資格を有する者を配置すること。

(12) 木造建築士、二級建築士又は一級建築士の免許取得者を有すること。

(2) 実質的一者入札

ア 本件競争入札における入札参加者数は4者であるが、許容価格以下の入札者は1者のみであった。

イ 上記入札参加資格要件(3)において、「市内業者又は準市内業者」に限定されているが、落札率が極めて高率であったことを踏まえると、競争性を確保できているとは評価し難いから、客観的には岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱第4条第2項の規定する「十分な競争性が確保できない」場合に該当するものといえる。

したがって、そもそも参加資格要件の設定に際して「市外業者」にも資格を付与すべきであったといえる。

ウ 上記入札参加資格(6)においては、「準市内業者」についてのみ「直近の本市市民税の確定申告書における岡山市分の従業員数が50人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業員数が50人以上の準市内業者であること」との要件が要求されている。

第2部第5章第2節第2-2でも述べたとおり上記入札参加資格(6)の根拠としている同要綱第4条第2項は、市内業者には「従業員の数」等に関する要件を課さず、準市内業者のみに一律で「従業員50人」という要件を課しているが、このような区別を設けることが自治令第167条の5の2において許容されるのか疑問である〔意見16〕。同要綱の問題は、契約課において対応すべき問題であるが、前述のとおり、少なくとも入札参加資格要件(3)については「市外業者」まで要件を緩和すべきである。

また、入札参加資格要件の設定に関し、いかなる具体的理由に基づき自治令第167条の5の2所定の要件に該当するものと判断したかという点についての検討過程については記録化されていないが、同条に基づく入札参加資格要件の設定は、あくまでも例外であることからすると、契約事務の公正性、透明性を担保するため、自治令第167条の5の2に基づく入札参加資格要件を設定する場合には、必ず記録に残すべきである。

★★指摘 276

事業所所在地資格については「市外業者」まで緩和されたい。

★★指摘 277

入札参加資格要件に関する検討過程については記録されたい。

(3) 落札率

本件入札については、入札参加者数は5者ではあるが、4者は許容価格を上回る入札価格であったため、有効入札者は1者のみであり、落札率は99.62%と極めて高率となっている。

本件においては、見積参考資料（工事数量総括表）が事前開示されており、その中で、工事費の細目別の詳細な内訳、必要な材料や什器等の詳細な内訳等が、詳細に記載されている。さらに、第2部第4章第2節第2で述べたとおり、公式ホームページ及び岡山市役所情報公開室でかなり詳細な積算基準・積算単価を公表しているため、両者を合わせると、一定以上の積算能力を有する業者であれば、事前にある程度許容価格を推察することが可能になっているものと思われる。

詳細な見積参考資料の事前開示は、入札者に的確な見積を行わせることを可能とし、大企業に比して積算能力が相対的に低い中小事業者にも入札の機会を保證することができるという意味において合理性は認められるものの、落札率の高止まり防止、談合を始めとする不正の排除の観点から、許容価格を事後開示している趣旨を没却するものである。

したがって、誰でも容易に許容価格を推測できるような詳細な見積参考資料の事前開示については、メリット・デメリットを踏まえた上で、再度、個別にその必要性・合理性を検証すべきである（第2部第4章第2節第2）[意見4]。

2 担当課における入札状況の検証

本件入札については、入札参加者は5者ではあるが、4者は許容価格を上回る入札価格であったため、有効入札者は1者のみとなり、落札率は99.62%と極めて高率となっている。

担当課に上記のような入札状況となっている原因についてヒアリングしたところ、「落札業者一社以外は積算の精度を欠き許容価格を超えてしまったため失格になったものと考えられる。また、本工事は低入札調査対象案件（同調査価格は許容価格の約92%）であり、精度の高い積算を行った上で低入札を回避して応札したことが落札率の高い原因であることを理由とするものである」と回答があった。

しかし、許容価格を超える入札の原因が「積算の精度」であったとしても、他の入札者の「積算の精度」が不明の状況下において、あえて低価格での入札を回避するという行動には合理性がない。他の入札者も同様の「積算の精度」に基づく入札をするかもしれないとの予測の下でな落札しようとするならば、可能な限り低価格で入札しようとするはずだからである。すなわち、その根本的な原因は競争性が確保されていないことにある。また、積算能力が原因であるというならば、各入札者の入札価格内訳書の分析を実施して初めて確認できることであるが、そのような分析が行われた形跡はうかがわれない。まずは担当課において、上記のような入札状況となっていることについて、改善の可能性がないかという観点から原因を分析することが必要かつ合理的と考える。

★★指摘 278

多数の入札参加者が許容価格を上回る入札をした場合や、落札率が極めて高率であった場合など、入札状況について改善の必要性がある場合には、そのような入札状況となっている原因について分析し、どのような対応が考えられるかについて、担当課において一次的な検討をされたい。

第7節 阿津漁港浚渫工事

第1 契約の概要

件名	阿津漁港浚渫工事 [119]
契約目的	阿津漁港の泊地内の堆積した土砂を浚渫するもの。
契約年月日	R3.3.25
許容価格	69,245,000 円
契約金額	69,223,000 円
落札率	99.97%
契約方法	一般競争入札（入札者数2者）
担当課	南区役所農林水産振興課
契約相手方	株式会社花島建設

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札でありながら、落札率が 99.97%と極めて高率であり、かつ入札参加者数が 2 名であるため、入札状況に不自然な点がないか、あるいは、より競争性を高めることが可能か等の検討のため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 監査結果

1 入札参加資格

公告文によると、本件の入札参加資格要件は下記のとおりである。

- (1) 自治令第 167 条の 4 及び契約規則第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市一般競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和 61 年市告示第 120 号）に基づく岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されていること。
- (3) 岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱に定める市内業者、準市内業者、市外業者であること。
- (4) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (5) 入札受付締切日時までに岡山県電子入札共同利用推進協議会が設置する岡山県電子入札共同利用システムで使用することができる岡山県電子入札認証局が発行する岡山県電子入札用電子証明書を取得し、電子入札システムの岡山市への利用者登録を完了していること。
- (6) 第 1、第 2 又は第 3 格付業者がしゅんせつであること。
- (7) ①市内業者及び準市内業者の場合
市内全域で、しゅんせつの格付が特 A 又は A 等級
②市外業者の場合
最新の経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書におけるしゅんせつ工事の総合評価値が 740 点以上であること。
- (8) 建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づき、しゅんせつ工事業について、建設業の許可を受けていること。
- (9) 平成 17 年 4 月 1 日以降に、請負代金額 30,000,000 円以上のしゅんせつ工事を元請で契約し、完成・引渡し完了した実績を有すること。（ただし、工事の施工に関する ISO9000 シリーズ認証

取得者は、同種工事施工実績のうち請負代金額に係る実績についての条件を免除する。) (10) しゅんせつ工事業に係る資格を有する者を配置すること。

2 入札者数

- (1) 本件競争入札における入札参加者は2者であり、落札率も極めて高率となっていることからすると、競争性が実質的に確保されているとは評価し難い。
- (2) 一般論としては、上記公告文の(7)の格付等級要件、もしくは(9)の実績要件が厳格すぎた可能性はある。競争性が確保されるよう、適正な品質の確保の要請とバランスを取りながら、参加資格要件を緩和すべきである。例えば、格付等級要件について、市内業者又は準市内業者についてはB等級まで広げること、市外業者については総合評価値がB等級に相当する680点に広げること、実績要件については条件とされる請負代金額の下限を引き下げること等を検討されるべきである。また、後述のとおり、入札者が少数となった原因をしっかりと検証し、今後の入札参加資格の設定に活用すべきである。
- (3) 入札参加資格要件の設定に関し、いかなる具体的理由に基づき自治令第167条の5の2所定の要件に該当するものと判断したかという点についての検討過程については記録化されていないが、同条に基づく入札参加資格要件の設定は、あくまでも例外であることからすると、契約事務の公正性、透明性を担保するため、自治令第167条の5の2に基づく入札参加資格要件を設定する場合には、必ず記録に残すべきである。

★意見 94

競争性の確保と適正な品質の確保の要請のバランスを取りながら、同種工事における入札参加資格要件の見直しを検討されたい。

★★指摘 279

入札参加資格要件の検討過程については記録されたい。

3 落札率

本件入札における落札率は、99.97%と極めて高率になっている。

本件においては、見積参考資料が事前開示されており、その中で、設計金額の表示単位、積算条件、仮設材賃料等積算条件、資材価格等が、詳細に記載されているため、事前に許容価格を推測することが可能になっているものと思われる。

詳細な見積参考資料の事前開示は、入札者に的確な見積を行わせることを可能とし、大企業に比して積算能力が相対的に低い中小事業者にも入札の機会を保障することができるという意味において合理性は認められるものの、落札率の高止まり防止、談合を始めとする不正の排除の観点から、許容価格を事後開示している趣旨を没却するものである。

したがって、誰でも容易に許容価格を推測できるような詳細な見積参考資料の事前開示については、メリット・デメリットを踏まえた上で、再度、個別にその必要性・合理性を検証すべきである(第2部第4章第2節第2) [意見4]。

第8節 県道原藤原線（中原橋）塗装補修工事 他6契約

第1 契約の概要

件名	県道原藤原線（中原橋）塗装補修工事（2-1）[89]	岡山市総合文化体育館空調設備改修工事 [95]	岡山市新南消防署 新築工事 [97]	（仮称）岡山市立山南学園施設整備工事 [99]	岡山市立オリエント美術館長寿命化改修に伴う電気設備工事 [106]
契約目的	法定点検をした結果補修の必要な損傷が見つかったため、長寿命化を図る目的で塗替塗装等の補修工事を行うもの。	吸収冷温水機の老朽化による更新工事を行う。	現在南区にある南消防署の老朽化及び浸水対策による移転整備を行うもの。	9年間一貫性のある教育活動、学校運営ができる施設環境を確保できるとともに地域ぐるみで子供たちの学びを支える場としての施設を整備する。	昭和54年に建てられ築40年となるオリエント美術館について、個別施設計画により長寿命化改修するもの。
契約日	R29.16	R29.11	R2.12.25	R2.12.15	R2.11.5
許容価格	241,208,000円	288,772,000円	810,271,000円	1,657,073,000円	149,369,000円
契約金額	204,600,000円	286,000,000円	727,430,000円	1,650,000,000円	148,940,000円
落札率	84.82%	99.04%	89.78%	99.57%	99.71%
契約方法	一般競争入札総合評価入札方式（特別簡易型）	一般競争入札総合評価入札方式（特別簡易型）	一般競争入札総合評価入札方式（特別簡易型）	一般競争入札総合評価入札方式（特別簡易型）	一般競争入札総合評価入札方式（特別簡易型）
入札者数	2	4	4	2	6
低入札価格調査	有	無	有	無	無
担当課	都市整備局道路予防保全課	都市整備局公共建築課	都市整備局公共建築課	教育委員会学校施設課	都市整備局公共建築課
契約相手方	烏城塗装工業株式会社	株式会社中央設備・株式会社小野田工務所JV	広成建設株式会社・協立土建株式会社JV	中国建設工業株式会社・株式会社笹山工業・親和建設株式会社JV	旭電業株式会社

件名	半田町地内ほか汚水管埋設工事（その1）[118]	岡山駅前広場整備に伴う排煙搭他移設工事 [121]
契約目的	上記地内の生活環境の向上を図るもの。	岡山駅東口への路面電車乗入に伴い、駅前広場

		を改修する。
契約日	R3.3.1	R3.4.21
許容価格	101,662,000円	131,626,000円
契約金額	85,550,944円	120,505,000円
落札率	84.15%	91.55%
契約方法	一般競争入札総合 評価入札方式（特 別簡易型）	一般競争入札総 合評価入札方式 （特別簡易型）
入札者数	20	4
低入札価格 調査	有	無
担当課	下水道河川局下水 道管路整備課	都市整備局公共 建築課
契約相手方	新日本エンタープ ライズ株式会社	株式会社津島工 業

第2 監査対象として選定した理由

建設工事契約において実施されている総合評価一般競争入札、及び併せて適用される低入札価格調査制度の運用の検証のため、監査の対象としたもの。

第3 監査項目

1 入札状況及び入札参加資格

本項で取り上げる契約は、入札者数が少数である、許容価格を超える入札者が多数存在する、落札率が高率であるといった点から抽出したものである。その中で、入札状況及び入札参加資格に関し、各契約に共通する問題について論じた後、各契約固有の問題を論じる。

(1) 全ての契約に共通する問題

ア 入札検討過程の記録化

本件各契約においては、入札参加資格要件の設定に関し、いかなる具体的理由に基づき自治令第167条の5の2所定の要件に該当するものと判断したかという点についての検討過程については記録化されていない。同条に基づく入札参加資格要件の設定は、あくまでも例外であることからすると、契約事務の公正性、透明性を担保するため、自治令第167条の5の2に基づく入札参加資格要件を設定する場合には、必ず記録に残すべきである。

★★指摘 280

入札参加資格要件の検討過程については記録されたい。

イ 入札状況の検証

本件各契約の入札においては、入札参加数が少数であったり、落札率が高率である状況が認められた。そして、その点について担当課がどのように原因を検証しているかについてヒアリングしたところ、その回答は以下のとおりであった。

件名	入札状況の概要	担当課における検証状況
県道原藤原線（中原橋）塗装	2者入札	検証していない。

補修工事 (2-1) [89]		
岡山市総合文化体育館空調設備改修工事 [95]	4 者入札、内 3 者許容価格を超える価格で入札	落札業者 1 社以外は積算精度が高くなかったため応札価格が許容価格を超えてしまい失格になったと思われる。また、本工事は工事品質確保のため低入札調査対象案件（同調査価格は許容価格の 92%）となっており、応札者が精度の高い積算を行った上で低入札を回避して応札したこと（適正価格での応札）が落札率の高い原因（入札制度による要因）である。
（仮称）岡山市立山南学園施設整備工事 [99]	2 者入札、内 1 者許容価格を超える価格で入札、落札率 99.57%	設計金額と実勢価格が近似したことを理由とするものである。
岡山市立オリエント美術館長寿命化改修に伴う電気設備工事 [106]	6 者入札、内 4 者許容価格を超える価格で入札、1 者無効。落札率 99.71%	落札業者一社以外は積算の精度を欠き許容価格を超えてしまったため失格になったと思われる。

岡山市総合文化体育館空調設備改修工事 [95] 及び岡山市立オリエント美術館長寿命化改修に伴う電気設備工事 [106] において、「積算精度」の問題である等の回答があったが、この点については、本章第 6 節第 3-2 において述べたことと同様の指摘が当てはまる。すなわち、積算能力が原因であるというならば、各入札者の入札価格内訳書の分析を行われて初めて分かることであるが、入札実施時点においてそれが行われた形跡はうかがわれない。また、岡山市総合文化体育館空調設備改修工事 [95] に関し、「低入札を回避して応札したこと（適正価格での応札）」が要因であるとの回答についても上記箇所で述べたことと同様であり、他の入札者の「積算の精度」が不明の状況下において、あえて低価格での入札を回避するという行動には合理性がなく、その根本的な原因は競争性が確保されていないことにある。

以上の点に関し、担当課である公共建築課の説明によれば、「本市では公共建築工事における積算は基本的に、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の『公共建築工事積算基準』を用いて行っています。その内容は、複合単価（材工共の施工単価）から共通費（共通仮設費等の各種経費）に至るまで事細かく定められており、この基準と併せて建設物価調査会等が発行している物価本による材料費や国（県）から公表された労務単価を用いれば、設計数量等も公表していることから、誰でも本市設計とかなり近い積算が可能になります。以上のことから考えると、本市許容価格をオーバーし、失格になった業者は積算能力において、落札業者よりは低かったと考えられます。また、入札価格内訳書（許容価格分・業者応札分）を比較分析してみると、直接工事費及び経費の誤差は 3.9%程度であり、落札した業者（JV）の積算能力は比較的高いと評価できます。さらに本市の入札制度として低入札による不落（予定価格の 92%程度）がある以上、他の入札者の『積算精度』に関わらず不落を回避する行動には十分合理性があります。」とのことであったが、本章第 6 節第 3-2 においても述べたとおり、許容価格を超える入札の原因が、仮に「積算の精度」によるものであったとしても、競争性が確保されている限り、入札者は可能な限り低価格で入札しようとするはずであるから、極めて高率の落札率となっていることに鑑み、本件各契約における競争性に問題が無いとは直ちに断定できない（したがって、より踏み込んだ分析と検

討が必要と考える)。また、本契約において実施されているのは「低入札価格調査」であり、「最低制限価格制度」による一律の不落は生じないのであるし、実際に「低入札価格調査」において最低価格入札者を落札者として認めない例は極めて稀であると思われるから、「不落を回避する行動には十分合理性があります。」との説明は説得的でない。

また、(仮称)岡山市立山南学園施設整備工事 [99] に関し、「設計金額と実勢価格が近似したことを理由とする」との回答があったが、「実勢価格」というのは、需給も踏まえた競争の結果としての市場価格のことであるから、そもそも競争性が高まらなければ実勢価格は分からないし、入札参加数から考えれば、競争性が阻害されており、入札額が実勢価格と近似しているという見解には疑問が残る。

以上のとおり、総じて入札状況に関する実質的な検証が行われているとはいえない。

不健全な入札状況を少しずつでも改善していくためには、入札状況についての情報を契約課に集約し、担当課と契約課が連携しながら改善策を講じる仕組みの導入が必要と考える。例えば、一定の定量的な基準(例えば、一者入札の場合、落札率が極めて高率となった入札の場合、大多数の入札者が失格となった場合など)に基づいてスクリーニングされた入札結果については、機械的に契約課と共有することとし、多くの担当課から寄せられた入札に関する情報を参考にしながら、契約課において対策を検討するという方法も考えられるので、検討されたい(第2部第5章第1節第8) [指摘37]。そして、その前提として、まずは担当課において上記のような入札状況となっていることについて原因を分析することが合理的であり、どのような対応により状況の改善が可能かについても一次的な検討をすべきである。このような作業は、現場で契約事務に携わっている担当課でなければ困難であり、また、契約課が一からこのような作業をすることは非効率であると考えられる。

★★指摘 281

入札者が少数であったり、落札率が高率であった原因について分析し、どのような対応が考えられるかについて、担当課において一次的な検討をされたい。

(2) 県道原藤原線(中原橋)塗装補修工事(2-1) [89]

ア 入札状況

本契約の入札参加者は2者のみであったが、落札率は84.82%と比較的良好な水準となっている。もっとも、競争性の確保による効果は落札率の低下に止まるものではなく、履行の質という面からも十分な競争性の確保が重要であることから、入札参加者をさらに増加させるための方策の検討は必要と考える。

イ 入札参加資格

公告文によると、入札参加資格要件は下記のとおりである。

- (1) 自治令第167条の4及び契約規則第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市一般競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づく岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に記載されていること。
- (3) 岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱に定める市内業者又は準市内業者、市外業者であること。
- (4) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (5) 入札受付締切日時までに岡山県電子入札共同利用推進協議会が設置する岡山県電子入札共同利用

システムで使用することができる岡山県電子入札認証局が発行する岡山県電子入札用電子証明書を取得し、電子入札システムの岡山市への利用者登録を完了していること。

(6) 第1格付業種が塗装であること。

(7) ①市内業者及び準市内業者の場合

市内全域で塗装の格付が特A等級

②市外業者の場合

最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書における塗装工事の場合評定値が860点以上であること

(8) 建設業法第3条第1項の規定に基づき塗装工事業について、建設業の許可を受けていること。

(9) 平成17年4月1日以降に、請負代金額120,000,000円以上の塗装工事を元請で契約し、完成・引渡し完了した実績を有すること

(10) 塗装工事業に係る監理技術者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を専任で配置すること。

ウ 格付等級要件

上記公告文(7)の格付等級要件が厳格すぎ、入札参加者の見込を誤った可能性がある。競争性が確保されるよう、適正な品質の確保の要請とバランスを取りながら、参加資格要件を緩和すべきである。例えば、市内業者及び市外業者の格付等級要件を、「A等級」まで広げることや市外業者の格付等級要件をA等級に相当する740点以上に広げること等を検討されるべきである。

★意見95

競争性の確保と適正な品質の確保の要請のバランスを取りながら、格付等級要件を緩和するなどの入札参加資格要件の見直しを検討されたい。

エ 実績要件

上記公告文(9)の実績要件、特に「請負代金額120,000,000円以上の契約」という要件については、実績として求める契約規模が大きすぎたため、入札参加者の見込を誤った可能性がある。競争性が確保されるよう、適正な品質の確保の要請とバランスを取りながら、実績要件にある請負代金額の下限を変更するなどの入札参加資格要件を緩和すべきである。

なお、上記実績要件は本件契約の規模に応じて定められたものといえるが、本件入札において競争性が十分に確保されなかった状況を踏まえ、そもそも本件契約の業務の性質上、一括して発注する必要性があるかどうかについても検討が必要と考える。仮に分割発注が可能であれば、多数の中小事業者に対して受注の機会を拡大することにもつながるものであり、地元業者の保護の観点からも望ましいといえる。この点と関連し、令和3年9月24日閣議決定「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」においては、「分離・分割発注の推進」として、「物件等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。」とされている。

★意見96

競争性の確保と適正な品質の確保の要請のバランスを取りながら、実績要件を緩和するなどの入札参加資格要件の見直しを検討されたい。

★意見 97

業務の性質上、一括して発注する必要があるかどうか検討されたい。本件入札において競争性が十分に確保されなかったことを踏まえ、「価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行う」よう努められたい。

(3) 岡山市総合文化体育館空調設備改修工事 [95]

ア 入札状況

本契約の入札において、入札参加者は4者ではあるが、3者は許容価格を上回る入札価格であったため、実質的な入札者は1者のみであり、また、落札率は99.04%と極めて高率となっている。

したがって、競争性が確保されているものとは評価し難い。

イ 入札参加資格

公告文によると、本件の入札参加資格要件は下記のとおりである。

- (1) 自治令第167条の4及び契約規則第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市一般競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づく岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱に定める市内業者又は準市内業者であること。
- (4) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (5) 入札受付締切日時までに岡山県電子入札共同利用推進協議会が設置する岡山県電子入札共同利用システムで使用することができる岡山県電子入札認証局が発行する岡山県電子入札用電子証明書を取得し、電子入札システムの岡山市への利用者登録を完了していること。
- (6) 共同企業体の構成員人数 2社
- (7) 市内業者又は直近の本市市民税の確定申告書における岡山市分の従業員数が10人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業員数が10人以上の準市内業者であること。
- (8) 共同企業体の代表者は、第1構成員とし、構成員のうち最上位の等級の者（以下、「最上位等級者」という。）とすること。最上位等級者が複数の場合は、最上位等級者のうち岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について第3条第1項に規定する総合数値により決定された順位が最上位の者とすること。等級及び総合数値は、今回は発注する工事の格付業種についてのものであること。

なお、岡山工事成績評定活用基準に定める優遇措置、経過措置又は代替優遇措置により入札に参加する者についても、開札日時点の本市有資格者名簿に記載された格付等級及び総合数値により代表者を決定すること。
- (9) 各構成員の出資比率は30%以上で、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
- (10) 第1構成員及び第2構成員、第1格付業種が管
- (11) 第1構成員は市内全域で管の格付が特A等級
第2構成員は市内全域で管の格付が特A又はA等級
- (12) 各構成員は建設業法第3条第1項の規定に基づき管工事業について、特定建設業の許可を受けていること。

- (13) 第1構成員のみ
平成17年4月1日以降に、1棟で下記アからウを全て満たす管工事を元請で契約し、完成・引渡しが完了した実績を有すること。
ア 新設、増設又は改設工事
イ 1棟当たりの延べ面積6,800㎡以上
ウ 請負代金額が140,000,000円以上
- (14) 第1構成員及び第2構成員
管工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を専任で配置すること。
- (15) ①この入札において、構成員は同時に2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
②共同企業体の存続期間は、当該共同企業体に係る特定建設工事共同企業体協定締結の日からこの入札に係る工事の請負契約の履行後、3カ月を経過した日までとする。
ただし、落札者以外の者にあつては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。
③共同企業体の構成員が指名停止または指名留保となり入札参加資格を喪失した場合は、入札受付期限の3日前まで(休日を除く。)に限り、資格要件を満たす構成員を補充したうえで、新たに共同企業体を結成し、入札に参加できるものとする。

ウ 事業所所在地資格

上記入札参加資格要件(3)において、「市内業者又は準市内業者」に限定されているが、落札率が極めて高率であったことを踏まえると、競争性を確保できているとは評価し難いから、客観的には岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱第4条第2項の規定する「十分な競争性が確保できない」場合に該当するものといえる。

したがって、そもそも参加資格要件の設定に際して「市外業者」にも資格を付与すべきであったといえる。

なお、上記入札参加資格要件(7)においては、「準市内業者」についてのみ「直近の本市市民税の確定申告書における岡山市分の従業員数が10人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業員数が10人以上の準市内業者であること」との要件が要求されている。

上記入札参加資格要件(7)の根拠としている岡山市建設工事競争入札参加資格の設定に関する要綱第4条第1項第2号別表2「5 管工事、水道工事」においては、許容価格1億円以上2億円未満の工事に関し、市内業者には「従業員の数」等に関する要件を課さず、準市内業者のみに一律で「従業員10人」という要件を課しているが、このような区別を設けることが自治令第167条の5の2において許容されるのか、同要綱第4条第2項に規定する「従業員数50人以上の準市内業者」における場合と同様、疑問である。この点については、第2部第5章第2節第2-2を参照されたい[意見16]。同要綱の問題は、契約課において対応すべき問題であるが、前述のとおり、少なくとも入札参加資格要件(3)については「市外業者」まで要件を緩和すべきである。

公共建築課からの説明によれば、「公共工事の本質の1つとして、市内業者の保護と健全な育成が目的としてあるため、市内業者を優先しています。不落等の事象が連続すれば準市内、市外へと拡大します。」とのことであった。公共工事の発注における政策目的において「市内業者の保護と健全な育成」が考慮されるべき要素の一つであることを否定するものではないが、第2部第2章第2節第2-2-(2)において述べたとおり、「いわゆる『地域要件』の設定については、公共調達の基本原則である競争性の確保の観点から、地域産業の育成の必要性に配慮しつつも、十分な応札可能者を確保することが前提とされている」の

であり、競争性の確保が優先される。したがって、「不落等の事象が連続」しない限り地域要件の緩和をする必要がないかのような理解は誤りであり、そのような取扱いは岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱第4条第2項の解釈・適用を誤っているものといわざるを得ない。

★★指摘 282

事業所所在地資格については「市外業者」まで緩和されたい。

エ 格付等級要件

上記公告文の(1)の格付等級要件が厳格すぎ、入札参加者の見込を誤った可能性がある。競争性が確保されるよう、適正な品質の確保の要請とバランスを取りながら、参加資格要件を緩和すべきである。例えば、第1構成員は市内全域で管の格付を「A等級」まで広げたり、第2構成員は市内全域で管の格付を「B等級」まで広げること等を検討すべきである。

★意見 98

競争性の確保と適正な品質の確保の要請のバランスを取りながら、格付等級要件を緩和するなどの参加資格要件の見直しを検討されたい。

オ 実績要件

上記公告文(13)の実績要件すなわち施工実績の「1棟当たりの延べ面積 6,800 m²以上」の要件や「請負代金額が 140,000,000 円以上」の要件につき、実績として求められる契約規模が大きすぎたのではないかあらためて検証すべきである。競争性が確保されるよう、適正な品質の確保の要請とバランスを取りながら、実績要件にある1棟当たりの延べ面積や請負代金額の下限を変更するなど参加資格要件を緩和することを検討すべきである。

担当課の説明によれば、「公共工事は多くの発注機関で請負金額 500 万円以上の工事について JACIC が管理する工事实績情報システム（コリンズ）に工事データを登録することが義務化され発注時の実績要件や技術者の配置状況等の把握に活用されています。実績要件は本工事の施工が可能か否かを考慮する上で、大変重要なもので上記データベース等を元に設定しています。根拠のない緩和は、工事の品質保持に支障を来します。また、請負代金の条件については近年、大規模空調設備の工事实績が少ないことを鑑み許容価格のおおむね半分程度に緩和した金額となっております。」とのことであり、その趣旨は十分に理解できるところではあるが、なお一層の緩和が可能かどうかについて、工事の品質保持とのバランスを十分に踏まえた上で継続的に検討すべきである。

★意見 99

競争性の確保と適正な品質の確保の要請のバランスを取りながら、実績要件を緩和するなどの参加資格要件の見直しを検討されたい。

カ 落札率

本件は、落札率が、99.04%と極めて高率となっている。

本件においては、見積参考資料（工事数量総括表）が事前開示されており、その中で、工事費の細目別の詳細な内訳、必要な材料や什器等の詳細な内訳等が、詳細に記載されている。さらに、第2部第4章第2節第2で述べたとおり、公式ホームページ及び岡山市役所

情報公開室でかなり詳細な積算基準・積算単価を公表しているため、両者を合わせると、一定以上の積算能力を有する業者であれば、ある程度事前に許容価格を推測することが可能になっているものと思われる。

詳細な見積参考資料の事前開示は、入札者に的確な見積を行わせることを可能とし、大企業に比して積算能力が相対的に低い中小事業者にも入札の機会を保障することができるという意味において合理性は認められるものの、落札率の高止まり防止、談合を始めとする不正の排除の観点から、許容価格を事後開示している趣旨を没却するものである。

したがって、誰でも容易に許容価格を推測できるような詳細な見積参考資料の事前開示については、メリット・デメリットを踏まえた上で、再度、個別にその必要性・合理性を検証すべきである（第2部第4章第2節第2）[意見4]。

(4) (仮称)岡山市立山南学園施設整備工事 [99]

ア 入札状況

本契約の入札において、入札参加者は2者ではあるが、1者は許容価格を上回る入札価格であったため、実質的な入札者は1者のみである。

落札率も99.57%となっており、必ずしも低いとはいえないことから、競争性が十分に確保されているとまでは評価できない。

イ 入札参加資格

公告文によると、本件の入札参加資格要件は以下のとおりである。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 自治令第167条の4及び契約規則第2条第1項に掲げる者でないこと。(2) 岡山市一般競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づく岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されていること。(3) 岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱に定める市内業者又は準市内業者であること。(4) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。(5) 入札受付締切日時までに岡山県電子入札共同利用推進協議会が設置する岡山県電子入札共同利用システムで使用することができる岡山県電子入札認証局が発行する岡山県電子入札用電子証明書を取得し、電子入札システムの岡山市への利用者登録を完了していること。(6) 共同企業体の構成員数 3社(7) 共同企業体の代表者は、第1構成員とし、構成員のうち最上位の等級の者（以下、「最上位等級者」という。）とすること。最上位等級者が複数の場合は、最上位等級者のうち岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について第3条第1項に規定する総合数値により決定された順位が最上位の者とすること。等級及び総合数値は、今回は発注する工事の格付業種についてのものであること。
なお、岡山工事成績評定活用基準に定める優遇措置、経過措置又は代替優遇措置により入札に参加する者についても、開札日時点の本市有資格者名簿に登載された格付等級及び総合数値により代表者を決定すること。(8) 各構成員の出資比率は20%以上で、代表者の出資比率は構成員中最大であること。(9) 第1構成員及び第2構成員及び第3構成員
第1、第2又は第3格付業種が建築(10) ①第1構成員
ア 市内全域で建築の格付が特A上等級 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

②第2構成員及び第3構成員

ア 市内全域で建築の格付が特A上又は特A下等級

ただし、特A下等級については、建築工事の施工に関する ISO9000 シリーズ認証取得者に限る。

- (11) 各構成員は建設業法第3条第1項の規定に基づき建設工事業について、特定建設業の許可を受けていること。
- (12) 第1構成員のみ
平成17年4月1日以降に、1棟で下記アからウを全て満たす建築工事を元請で契約し、完成・引渡し完了した実績を有すること。
ア 新設、増設又は改設工事
イ 鉄骨造（軽量鉄骨造を除く。）、鉄骨コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
ウ 1棟当たりの延べ面積が2,900㎡以上
ただし、増築工事の場合は、既存部分の面積は含まないものとする。
- (13) 第1構成員及び第2構成員
建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を専任で配置すること。
- (14) ①この入札において、構成員は同時に2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
②共同企業体の存続期間は、当該共同企業体に係る特定建設工事共同企業体協定締結の日からこの入札に係る工事の請負契約の履行後、3カ月を経過した日までとする。
ただし、落札者以外の者にあつては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。
③共同企業体の構成員が指名停止または指名留保となり入札参加資格を喪失した場合は、入札受付期限の3日前まで（休日を除く。）に限り、資格要件を満たす構成員を補充したうえで、新たに共同企業体を結成し、入札に参加できるものとする。
④各構成員は、一級建築士の免許取得者を有すること。

ウ 事業所所在地資格

まず、上記入札参加資格要件(3)において、「市内業者又は準市内業者」に限定されているが、上記のとおり、実質的入札者が1者であることに加え、落札率が極めて高率となっていることを踏まえると、競争性が確保されているものとは評価し難いから、客観的には岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱第4条第2項の規定する「十分な競争性が確保できない」場合に該当するものといえる。

したがって、そもそも参加資格要件の設定に際して「市外業者」にも資格を付与すべきであったといえる。

★★指摘 283

事業所所在地資格については「市外業者」まで緩和されたい。

エ 格付等級要件

上記公告文(10)の格付等級要件が厳格すぎ、入札参加者の見込を誤った可能性がある。競争性が確保されるよう、適正な品質の確保の要請とバランスを取りながら、参加資格要件を緩和すべきである。例えば、第1構成員は市内全域で建築の格付を「特A下等級」まで広げたり、第2構成員は市内全域で建築の格付を「A等級」まで広げること等を検討すべきである。

★意見 100

競争性の確保と適正な品質の確保の要請のバランスを取りながら、格付等級要件を緩和するなどの入札参加資格の見直しを検討されたい。

オ 実績要件

上記公告文(12)の実績要件、その中でも施工実績の1棟当たりの㎡数 2,900㎡以上の設定が契約の規模が大きすぎ、過度に競争性が失われた可能性がある。

競争性が確保されるよう、適正な品質の確保の要請とバランスを取りながら、実績要件にある1棟当たりの延べ面積や請負代金額の下限を変更するなど参加資格要件を緩和することを検討すべきである。

★意見 101

競争性の確保と適正な品質の確保の要請のバランスを取りながら、実績要件を緩和するなどの入札参加資格の見直しを検討されたい。

カ 落札率

本件入札の落札率は、99.57%と極めて高率である。

本件においては、見積参考資料（工事数量総括表）が事前開示されており、その中で、工事費の細目別の詳細な内訳、必要な材料や什器等の詳細な内訳等が、詳細に記載されている。さらに、岡山市では公式ホームページ及び岡山市情報公開室でかなり詳細な積算基準・積算単価を公表しているため、両者を合わせると、一定以上の積算能力を有する業者であれば、ある程度事前に許容価格を推察することが可能になっているものと思われる。

詳細な見積参考資料の事前開示は、入札者に的確な見積を行わせることを可能とし、大企業に比して積算能力が相対的に低い中小事業者にも入札の機会を保證することができるという意味において合理性は認められるものの、落札率の高止まり防止、談合を始めとする不正の排除の観点から、許容価格を事後開示している趣旨を没却するものである。

したがって、誰でも容易に許容価格を推測できるような詳細な見積参考資料の事前開示については、メリット・デメリットを踏まえた上で、再度、個別にその必要性・合理性を検証すべきである（第2部第4章第2節第2）[意見4]。

(5) 岡山市立オリエント美術館長寿命化改修に伴う電気設備工事 [106]

ア 入札状況

本件競争入札においては、入札参加者は実質的に1者のみ（参加者6者、4者許容価格を超える価格で入札、1者無効¹⁵⁰）となっている上、落札率が極めて高率（99.71%）となっていることから、競争性が確保されているものとは評価できない。

イ 入札参加資格

公告文によると、入札参加資格要件は下記のとおりである。

- (1) 自治令第167条の4及び契約規則第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市一般競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づく岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に記載されていること。

¹⁵⁰ 技術評価点のために必要な自己採点表が提出されなかったため、1者の入札が無効となった。

- (3) 岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱に定める市内業者又は準市内業者であること。
- (4) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (5) 入札受付締切日時までに岡山県電子入札共同利用推進協議会が設置する岡山県電子入札共同利用システムで使用することができる岡山県電子入札認証局が発行する岡山県電子入札用電子証明書を取得し、電子入札システムの岡山市への利用者登録を完了していること。
- (6) 市内業者、又は直近の本市法人市民税の確定申告書における岡山市分の従業員数が 10 人以上であり、かつ、岡山市の市民税が課税され、特別徴収を行っている従業員数が 10 人以上の準市内業者であること。
- (7) 第 1 格付業種が電気であること。
- (8) 市内全域で電気の格付が特 A 又は A 等級
- (9) 建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づき電気工事業について、建設業の許可を受けていること。
- (10) 下記①又は②を満たすこと
- ①平成 17 年 4 月 1 日以降に、1 棟で下記アからエを全て満たす電気工事を元請で契約し、完成・引渡し完了した実績を有すること。
- ア 建築改修工事に伴う工事
- イ 鉄骨造（軽量鉄骨造を除く。）、鉄骨コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- ウ 1 棟当たりの延べ面積が 3,300 m²以上
- エ 請負金額が 10,000,000 円以上
- ②平成 17 年 4 月 1 日以降に、1 棟で下記アからウを全て満たす建築工事を元請で契約し、完成・引渡し完了した実績を有すること。
- ア 建築工事（新設、増設又は改設工事）に伴う工事
- イ 鉄骨造（軽量鉄骨造を除く。）、鉄骨コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- ウ 1 棟当たりの延べ面積が 2,200 m²以上
- ただし、増築工事の場合は、既存部分の面積は含まないものとする。
- (11) 配置予定技術者
- 電気工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を専任で配置すること。

ウ 事業所所在地資格

上記入札参加資格要件(3)において、「市内業者又は準市内業者」に限定されているが、競争性を欠いていることは明らかであるから、客観的には岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱第 4 条第 2 項の規定する「十分な競争性が確保できない」場合に該当するものといえる。

したがって、そもそも参加資格要件の設定に際して「市外業者」にも資格を付与すべきであったといえる。なお、上記入札参加資格(6)においては、「準市内業者」についてのみ「直近の本市市民税の確定申告書における岡山市分の従業員数が 10 人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業員数が 10 人以上の準市内業者であること」との要件が要求されているが、第 2 部第 5 章第 2 節第 2 でも述べたように、このような区別を設けることが自治令第 167 条の 5 の 2 において許容されるのか疑問である〔意見 16〕。同要綱の問題は、契約課において対応すべき問題であるが、少なくとも入札参加資格要件(3)については「市外業者」まで要件を緩和すべきである。

★★指摘 284

事業所所在地資格を「市外業者」まで要件を緩和されたい。

エ 格付等級要件

上記公告文の(8)の格付等級要件が厳格すぎ、入札参加者の見込を誤った可能性がある。競争性が確保されるよう、適正な品質の確保の要請とバランスを取りながら、参加資格要件を緩和すべきである。例えば、市内業者及び市外業者の格付等級要件を、「B 等級」まで広げることを検討すべきである。

★意見 102

競争性の確保と適正な品質の確保の要請のバランスを取りながら、格付等級要件を緩和するなどの入札参加資格の見直しを検討されたい。

オ 落札率

本件入札の落札率は、99.71%と極めて高率である。

本件においては、見積参考資料（数量総括表）が事前開示されており、その中で、工事費の細目別の詳細な内訳、必要な材料や什器等の詳細な内訳等が、詳細に記載されている。さらに、岡山市では公式ホームページ及び岡山市情報公開室でかなり詳細な積算基準・積算単価を公表しているため、両者を合わせると、一定以上の積算能力を有する業者であれば、ある程度事前に許容価格を推察することが可能になっているものと思われる。

詳細な見積参考資料の事前開示は、入札者に的確な見積を行わせることを可能とし、大企業に比して積算能力が相対的に低い中小事業者にも入札の機会を保證することができるという意味において合理性は認められるものの、落札率の高止まり防止、談合を始めとする不正の排除の観点から、許容価格を事後開示している趣旨を没却するものである。

したがって、誰でも容易に許容価格を推測できるような詳細な見積参考資料の事前開示については、メリット・デメリットを踏まえた上で、再度、個別にその必要性・合理性を検証すべきである（第2部第4章第2節第2）[意見4]。

2 総合評価方式の運用上の問題点

(1) 総合評価方式の運用状況の概要は下記のとおりである。

件名	総合評価方式の運用状況
県道原藤原線（中原橋）塗装補修工事（2-1）[89]	<ul style="list-style-type: none"> ・技術評価基準表によると、①企業の施工実績、②配置予定技術者の能力、③企業の体制等に配点がふられている。 ・技術評価点は次順位入札者の方が高いが、価格評価点の大小によって結果が決している。 ・岡山市建設工事総合評価一般競争入札技術評価委員会（以下「技術評価委員会」という）の議事録がない。 ・学識経験者の意見も「特になし」という意見。
岡山市総合文化体育館空調設備改修工事 [95]	入札者が1者のみであり（残りは失格）、1者のみで総合評価が行われている。
岡山市新南消防署新築工事 [97]	<ul style="list-style-type: none"> ・技術評価基準表によると、①企業の施工実績、②配置予定技術者の能力、③企業の体制等に配点がふられている。 ・技術評価点は次順位入札者の方が高いが（落札者は技術評価点最低）、価格評価点の大小によって結果が決している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・技術評価委員会の議事録がない。 ・各学識経験者の意見も「特になし」という意見。
(仮称)岡山市立山南学園施設整備工事 [99]	入札者は1者のみであり(残りは失格)、1者のみで総合評価が行われている。
岡山市立オリエント美術館長寿命化改修に伴う電気設備工事 [106]	入札者は1者のみであり(残りは失格)、1者のみで総合評価が行われている。
半田町地内ほか汚水管理設工事(その1) [118]	<ul style="list-style-type: none"> ・技術評価基準表によると、①企業の施工実績、②配置予定技術者の能力、③企業の体制等に配点がふられている。 ・落札者は、技術評価点が他の入札者(失格者をのぞく)より高いが、金額も他の入札者より(失格者をのぞく)も高い。 ・技術評価委員会の議事録がない。 ・各学識経験者の意見も「特になし」という意見。
岡山駅前広場整備に伴う排煙搭他移設工事 [121]	<ul style="list-style-type: none"> ・技術評価基準表によると、①企業の施工実績、②配置予定技術者の能力、③企業の体制等に配点がふられている。 ・技術評価点は次順位入札者の方が高いが、価格評価点の大小によって結果が決している。 ・技術評価委員会の議事録がない。 ・各学識経験者の意見も「特になし」という意見。

(2) 現在の入札状況と総合評価方式の関係

上記のとおり、総合評価方式が採用された入札で、一者入札のケースが散見された。この場合、どのような技術評価点であっても、落札者は変わらないのであるから、総合評価方式による一般競争入札を実施した意味がない。それどころか、受注者においても発注者においても、無駄な事務コストが発生する。

総合評価方式が実施されるのは、最低でも許容価格1億円以上の規模の大きい契約であり、かつ、実施には多大な事務コストの負担を生じるのであるから、競争性の確保については、通常の一般競争入札に比しても特段の配慮が求められるのであり、決して一者入札といった結果とならないよう、入札参加資格の緩和など入念に改善策を検討すべきである。また、実際に一者入札となっている件については、入札参加資格が厳格すぎないか、最低制限価格の設定に問題はなかったかなど事後検証によりその原因を究明し、二度とそのような総合評価一般競争入札が繰り返されないよう対応を検討すべきである。

★★指摘 285

総合評価方式の実施に際しては、競争性の確保について特段の配慮を行い、一者入札とならないよう入念に改善策を検討されたい。

(3) 技術評価委員会の議事録の作成

岡山市建設工事総合評価一般競争入札の試行に関する要綱第6条第2項によると、落札者決定基準は原則として技術評価委員会において定めるものとされる。また同要綱第13条第2項によると、落札者の決定は原則として技術評価委員会の審査を受けるものとされる。

監査対象となった個別契約については、技術評価委員会における審議につき議事録が一切作成されていなかった。技術評価委員会が適正に実施されたか否かを後で検証できるようにす

るためには、審議事項がわかるように議事録を作成しておくべきである。なお、担当課においても、議事録が作成されていないなどの状況を発見した場合には、契約課に連絡するなど、手続が適正に行われるよう常に改善の意識を心掛けるべきである。

★★指摘 286

技術評価委員会の審議事項がわかるよう議事録を作成されたい。

(4) 学識経験者による意見聴取の手続の形骸化

岡山市建設工事総合評価一般競争入札の試行に関する要綱第4条によると、総合評価一般競争入札を行うとする場合において、落札者決定基準を定めるときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないとされる。

しかし、監査対象の対象とした個別契約において実施されていた意見聴取において委嘱を受けた学識経験者は、いずれも岡山県の職員であった。また、監査対象とした全ての個別契約において、学識経験者の意見は「特になし」と記されているのみであり、制度が形骸化しているのではないかとの疑念を抱かざるを得ない。

落札者決定基準の決定に際して、学識経験者からの意見聴取することとされている趣旨は、利害関係のない中立の専門家の意見を聴取することにより、発注者が意識しづらいポイントを総合評価方式による審査に反映させることにある。落札者決定基準や審査に専門的知見を適正に反映させるためには、基準の賛否等につき学識経験者から具体的な意見を引き出すよう努力することが必要である。具体的な方策として、例えば、学識経験者2名のうち1名は民間の学識経験者とする方法、予定される業務の性質に応じて、学識経験者への委嘱に際し具体的な質問項目を設ける方法も考えられる。担当課においても、学識経験者に対して積極的かつ具体的に意見を求める等の働きかけを行い、有益な意見を引き出す努力をすべきである。

★意見 103

学識経験者2名のうち1名は民間の学識経験者とする方法、予定される業務の性質に応じて、学識経験者への委嘱に際し具体的な質問項目を設ける方法など、学識経験者から具体的な意見を引き出すための方策を検討されたい。

(5) 価格評価点と技術評価点のバランス

総合評価方式で採用されている技術評価基準は、前述のとおり、総じて客観的なものであり、内容についても一定の合理性が認められる。

ところが、監査対象とした個別契約における入札結果を見ると、技術評価点の優劣が結果に影響せず、結局、入札価格で結果が決しているケースが大半となっている。価格評価点と技術評価点のバランスについては、入札状況のみならず、落札者の履行状況についても継続的に検証し、配点を変更するなどして、当該契約の目的や市の政策課題などにも配慮した上で、最適なバランスを探究し続けるべきである。担当課においても、入札の結果や検証の状況について契約課と情報共有するよう努め、制度の改善に向けて協働すべきである。

★意見 104

価格評価点と技術評価点のバランスについては、継続的に検証し、配点を変更するなどして、当該契約の目的や市の政策課題などにも配慮した上で、最適なバランスを探究されたい。

3 低入札価格調査制度の運用状況

本件各契約における、低入札価格調査制度の運用状況は、下記のとおりである。

(1) 県道原藤原線（中原橋）塗装補修工事（2-1）[89]

調査担当者の調査票には、各項目に詳細に記載があるもの、一切記載がなく一言「特になし」と記載があるものなど区々となっており、具体的な記載がないものも散見された。

担当課に対するヒアリングによると「低入札価格調査制度の担当課は契約課であり、当課は担当課でない」という理由で、直接業者からの聴き取り調査を省略し、書面審査のみで調査を済ませた理由を把握していないとのことであった。調査の精度にも疑問がある。

労務費単価は、交通誘導員の計上単価の確認のみですませており、それ以外の労務費は入札価格詳細内訳書（工事内訳書）の全体の数字をチェックするだけで、個別の賃金は確認していない。

(2) 岡山市新南消防署新築工事 [97]

調査担当者の調査票には、各項目に詳細な記載があるもの、一切記載がなく一言「特になし」と記載があるものなどばらつきがあり、具体的な記載がないものが散見された。

労務費単価は、交通誘導員の計上単価の確認のみですませており、それ以外の労務費は入札価格詳細内訳書（工事内訳書）の全体の数字をチェックするだけで、個別の賃金については確認されていない。

(3) 半田町地内ほか汚水管埋設工事（その1）[118]

ア 調査担当者の調査票には、各項目に詳細に記載があるもの、一切記載がなく一言「特になし」と記載があるものなどばらつきがあり、具体的な記載がないものが散見された。

労務費単価は、交通誘導員の計上単価の確認のみですませており、それ以外の労務費は入札価格詳細内訳書（工事内訳書）の全体の数字をチェックするだけで、個別の賃金については確認されていない。

イ 低入札価格調査の過程において、最低価格入札者が下請業者の見積金額を下回る下請金額を積算した入札価格で応札していたことが判明している。下請業者保護の観点からすると、下請業者の見積金額を下回る下請代金を積算した入札価格での応札を許容すべきではない。本件では、結果的に見積金額どおりの支払いが行われたことにより、担当課として特段問題視はしていないようにも思われるが、このような運用は許されるべきではない（第2部第5章第2節第5-5）[指摘46]、[指摘47]。

上記契約 [118] においては、低入札価格調査の結果、「見積金額を下回る金額で応札していた件について確認したところ、積算上、結果的に見積金額より安価な金額となったものであり、相手方に対しては請求金額どおりを支払うとの回答があった。このため、その他の事項の確認結果及び担当課の意向を踏まえると、同種工事の施工実績もあることから、履行不可能といえるものではないと判断する。」との意見が付され、当該入札者が落札者として決定されている。

本来、上記のような入札については、下請業者からの見積書と入札価格内訳書等の内容に矛盾が生じているのであるから、岡山市建設工事低入札価格調査実施要綱第8条第1項第1号に規定する「入札書、入札価格内訳書、提出書類等において、積算に矛盾がなく、適正な見積りに基づいた価格であること」との要件を満たさないものと判断されるべきであり、同要綱第9条第2号の「提出書類等が前条第1項各号に掲げる要件を満たしていないとき」に当たるものとして、落札者として認めるべきではなかったと考えられる。

★★指摘 287

下請業者の見積金額を下回る下請金額で入札金額を積算し、応札した業者については、岡山市建設工事低入札価格調査実施要綱第 8 条第 1 項第 1 号に規定する「入札書、入札価格内訳書、提出書類等において、積算に矛盾がなく、適正な見積りに基づいた価格であること」との要件を満たさないものと判断されるべきであり、同要綱第 9 条第 2 号に当たるものとして、落札者として認めるべきではない。

(4) 小括

ア これらの運用上からは、調査方法が具体的に定まっていないため、調査毎、調査担当者毎に調査手法・調査内容が区々になっている。適正な調査が毎回確実に実施されるよう統一した調査方法の基準、指針が設けられるべきである。この点については、第 2 部第 5 章第 2 節第 5-3 において述べた [指摘 44]。

担当課においては、仮に統一的指針がなかったとしても、調査票については、調査の結果のみならず具体的な根拠を含め、後に調査内容が検証できるよう具体的に記載すること、業者との対面での聴き取り調査も原則として行うべきである。

★★指摘 288

低入札価格調査に際して作成される調査票には、調査の結果のみならず、具体的な根拠を含め、後に調査内容が検証できるよう具体的に記載されたい。また、業者との対面での聴き取り調査を原則として実施されたい。

イ 低入札価格調査制度の実施による重要な効果の一つは、受注者及び下請等の労務費をチェックすることで、労務費単価の切下げを防止し、労働者保護等につなげることにある。岡山市の低入札価格調査においても、「労務費単価が法定最低賃金未満の金額となっていないこと」が一つの調査項目になっている（同要綱第 8 条第 1 項 7 号）。

ところが、いずれの契約についても、交通誘導員に係るものを除き、労務費単価が確認されていなかった。担当課からは、「設計金額は複合単価が多く確認ができない」、「入札価格詳細内訳書（工事内訳書）で比較しているため、交通誘導員の単価しか比較できない」といった説明もあったが、そもそも調査の際に確認が予定されている入札価格詳細内訳書（同要綱第 8 条）において材料費と工賃が個別に記載されていないという取扱いに問題があり、確認ができないことを正当化する理由にはならない。労働者保護の観点から、下請業者の労働者も含め全ての労務費単価に関し、法定最低賃金を遵守しているかどうかについて確実に確認する体制、規程を整備する必要があるし（第 2 部第 5 章第 2 節第 5-4）[指摘 45]、仮に規程が定められていない現状においても、担当課は、下請業者の労働者も含め全ての労働単価に関し、法定最低賃金を遵守しているかについて、客観的資料に基づき厳格に確認すべきである。

★★指摘 289

低入札価格調査においては、下請業者の労働者も含め全ての労働単価につき、法定最低賃金を遵守しているか確認されたい。

ウ 第 2 部第 5 章第 2 節第 5 で述べたとおり、低入札価格調査制度の運用には、安値入札を 1 件 1 件丁寧に調査し、施工可能性を具体的に確認する必要があり、適正に運用しようと思

えば非常に手間がかかる制度である。さらに調査に時間がかかると、工期が遅れることのほか、調査を担当する事務部門に負担がかかる。また「施工可能性」の判断も抽象的なものであり、決め手がなく、漫然と施工可能性ありと判断されているのが通常である。

第2部第5章第2節第5-6でも述べたが、低入札価格調査制度はコストパフォーマンスが悪いことから、現状の制度設計のまま制度を維持することには疑問を感じる。しかし、現行の制度設計のまま実施する以上は、各担当課においては、制度を実効的なものにすべく調査を徹底すべきである。

★★指摘 290

低入札価格調査を実施するのであれば、調査を徹底されたい。

第9節 遊具改修工事（2 契約）

第1 契約の概要

件名	瀬戸町総合運動公園のびのび広場遊具改修工事 [109]	御津スポーツパーク遊具改修工事 [110]
契約目的	既存遊具が構造上の不備等により、遊具の安全基準を満たしておらず危険な状態であるため、遊具の改修（更新）を行うもの。	既存遊具が構造上の不備等により、遊具の安全基準を満たしておらず危険な状態であるため、遊具の改修（更新）を行うもの。
契約年月日	R2.10.22	R2.10.22
許容価格	32,945,000 円	32,956,000 円
契約金額	32,945,000 円	32,956,000 円
落札率	100%	100%
契約方法	随意契約（企画競争）（自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）	随意契約（企画競争）（自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
担当課	市民生活局スポーツ振興課	
契約相手方	タカオ株式会社	タカオ株式会社

第2 監査対象として選定した理由

企画競争実施の結果、最適提案者と随意契約が締結されており、かつ契約金額が比較的高額であるため、企画競争等の手続が適正に行われているか等の検証が必要と考えたもの。

第3 監査項目

1 随意契約理由

いずれの契約も、本遊具改修工事（設計・施工）企画競争において特定された契約相手方候補者（最適提案者）と単独随意契約をするものである。かかる随意契約理由は、企画競争が適正に実施されている限り、特段の問題はない。

2 設計金額の積算

- (1) 本件では、企画競争の実施に関する公示において、総工事価格の予算を 3300 万円とする旨が公表されている。企画競争実施の公示において総工事価格の予算が示されれば、基本的には

100%に近い金額で提案が行われることが通常であるし、本件においても現に予算額直下の提案が行われている。

他方、最適提案書の決定後に行われる設計金額の積算は、基本的には最適提案者の提案内容どおりに行われることが予定されているものといえるので、本件では、企画競争の公示に先立って行われる「総工事価格」の予算編成こそが重要な意味を持つことになる。

- (2) 担当課へのヒアリングによると、いずれの契約についても「令和元年度に発注諸準備として、見積条件：『既存の複合遊具と同規模程度（サイズ及び遊具の種類、基数等）』、『遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S：2014）等を満たす遊具とすること』等の条件を付して、随意契約の相手方となる可能性がある3社から参考見積を徴し、それぞれの参考見積平均価格を算定し、また、瀬戸及び御津の更新遊具は、エリアバランスや施設全体規模、平準化等を考慮し、いずれも同規模のものとする方針として、それぞれの参考見積平均価格から更に平均額を算定し、瀬戸及び御津それぞれ同価格の総工事価格で設定した。」とのことであった。

複数の参考見積を基礎とし、平均額を算定するなどして予算を編成していること自体は評価できるが、随意契約の相手方となる可能性がある業者のみから参考見積を取得している点は問題である。

そもそも、企画競争は広く一般に対して公募されているのであり、企画競争への参加申請者は3社に限られているわけではない。それにもかかわらず、特定の業者のみから参考見積を取得することは企画競争の公平性・公正性の観点から問題がある（当該3社は参考見積の提出時点で企画競争への参加申請に関する事前準備を行っているのも同然である）し、それに基づいて予算が編成され、予算額のほぼ上限で随意契約の契約金額が決定された場合、価格の客観性、公正性への信頼は揺らぐことになる。

この点については、鈴木70頁において、入札の場合に関する記述の中で、「予定価格を設定するために安易に入札参加が見込まれる業者から『参考見積』を徴することは、業者が本音価格を提示するとは考えられず、結局、割高な価格を基に予定価格を設定することにならざるを得ないので適当ではなく、直ちに止めるべきである。」と指摘されているが、本件のように参考見積から予算が決定される場合でも同様の指摘が当てはまる。

- (3) 企画競争に先立って行われる予算編成は、原則として客観的な積算基準に基づいて行うべきであり、また、企画競争への参加申請が見込まれる業者からの参考見積の取得は、原則として避けるべきである。また、予算の客観性・公正性の担保のため、企画競争への参加申請が予定されていない業者からも、できる限り参考見積を取得すべきである。

担当課の説明によれば、「遊具の安全基準を熟知し、大型複合遊具の製造・製作から据付までを行うことができる遊具に関するノウハウを高く有した業者（企画競争における資格要件、及び発注者の要求事項にて求める者と同じ者）でなければ、遊具の製造・製作費、組立・据付費等の適正価格は算定できず、そのため、本企画競争への参加申請が予定されない業者（要求基準を満たす遊具の製造・製作、施工が不可能な業者、また、遊具メーカーではない他業種の者等）からの参考見積は不相当と思われる。」とのことであったが、適正な設計金額の積算を実施し得る業者が企画競争参加外の業者に存在するか否かは、一概に判断することはできないものと思われ、担当課としては「できる限り」取得に努めるべきものと考えられる。また、調査の結果、そのような業者が存在しないことを確認したのであれば、その経緯を記録しておくべきである。

★意見 105

企画競争の前提としての予算の編成は、原則として客観的な積算基準に基づいて行うべきであり、企画競争への参加が見込まれる業者からの参考見積の取得は原則として避けるべきである。また、企画競争への参加申請が予定されていない業者からも、できる限り参考見積を取得されたい。

3 契約相手方の選定

- (1) 本件2契約のために「遊具改修工事（設計・施工）企画競争実施に関する要綱」が制定されている。

本件各契約の企画競争の実施に当たっては、遊具改修工事（設計・施工）企画競争審査委員会（以下「委員会」という）がその審議を行う（同要綱第3条）こととされ、委員会は、①提案者に求める内容等の妥当性、②契約の相手方として最適なものを特定するための企画提案書の評価基準の決定、③工事請負候補者の特定、④その他企画競争の実施に関し、必要な事項を審議するものとされる（同要綱第4条）。

- (2) 委員会の会議録によると、令和2年7月31日に企画提案者3者からヒアリングを行い、審査が行われており、ヒアリングにおける質疑応答の内容については、非公開の会議録に記録されている。

ヒアリングに際し、審査委員に対して配付された資料においては企画提案者3者の名称は伏せられていた。審査委員に先入観を与えない状態での審査方法は適切なものであり、他の企画競争においても、同様の審査方法で行うべきである。

- (3) いずれの契約についても、同じ評価基準が定められているが、「技術提案に関する評価」と「事業費に関する評価」の合計の最も高い希望者が、最適提案者とされる。

技術提案に関する評価は、「1 テーマやコンセプト」、「2 遊具の構成要素」、「3 維持管理」、「4 安全に対する配慮」、「5 実現性」、「6 その他」の六つの評価項目に分かれており、さらにその評価項目毎に評価ポイントが定められ、点数が配分されている。

これらの評価基準に基づいて評価が行われた結果、得点が最上位の最適提案者と次順位の提案者が特定されている。

しかし、評価ポイントは、「魅力的」、「遊びやすさ」、「怪我への対応が適切」等の抽象的な内容が多く、また配点もそれぞれの評価ポイントに「10」「20」「30」点という幅のある点数が割り振られている。

プロポーザル方式という選考方法である以上、ある程度の恣意性の介入はやむを得ないが、その中でも可及的に客観的かつ公正な判断がなされるよう、評価項目にはできる限り具体的・客観的な指標を用いるべきであり、また配点もできる限り細かく割り振られるべきである。

★★指摘 291

プロポーザル方式の実施に際して評価基準に用いられている評価項目については、できる限り具体的・客観的な指標を用い、配点もできる限り細かく割り振られたい。

- (4) そして、本件におけるプロポーザル方式のように、選考方法の性質上、恣意性の完全な排除が困難な契約相手方の選定については、審査手続の透明性の確保、及び市民に対する説明責任について、より一層の配慮が必要と考えられる。

しかし、岡山市ホームページには、上記の審査に関して、①審査結果の決定日、②提案者数、③最適提案者の住所及び名称、④提案者毎の評価得点（合計点）しか掲載されておらず、

情報公開が不十分といわざるを得ない。少なくとも審査手順の概要や、各提案者の評価項目毎の得点については公表されるべきである。

★★指摘 292

プロポーザル方式による契約相手方の選定を行った場合、少なくとも審査手順の概要や各提案者の評価項目毎の得点について公表されたい。

4 企画提案書と契約書の一体性

本件のようなプロポーザル方式や企画競争による契約相手方の選定を行う場合、競争参加者からは企画提案書において、要求水準外の事項についても様々な提案が行われることが多い。

企画競争においては、そのような要求水準外の提案も含め、企画提案の全体を評価した上で最適提案者の特定に至るのであるから、提案書において提案されている事項については、契約締結に際し、契約上の義務として位置付けられるべきである。

本件各契約の企画競争においても、最適提案者（契約相手方）から提出されている提案書には、工事請負契約約款上の契約不適合責任期間を超える独自の保証期間、無償定期点検、工事中賠償責任保険への加入など、様々な提案内容が記載されている（なお、提案書には、製造物賠償責任保険への加入も記載されているが、この点については公示における要求事項に含まれるものである）が、本件各契約に関して締結された工事請負契約書には、企画競争に際して提案された上記提案書の内容が契約内容に含まれる内容となっていない。

企画競争時の提案内容が契約内容に含まれることを契約書等において明記すべきである。

★★指摘 293

企画競争に際して提出された提案書記載の提案内容が契約内容に含まれることを契約書等に明記されたい。

5 下請管理

- (1) いずれの契約においても、受注者は請負業務の一部を下請に発注し、さらには二次下請への発注も行われている。

瀬戸町総合運動公園のびのび広場遊具改修工事 [109] においては、下請代金額が 6,600,000 円、その下請業者からの二次下請金額が合計 5,390,000 円である。また、御津スポーツパーク遊具改修工事 [110] においては、下請代金額は 6,600,000 円、その下請け業者からの二次下請金額が合計 6,050,000 円である。

このように、下請代金の 8 割から 9 割の金額が二次下請の代金額となっており、一般論としては（真偽はともかく）下請代金の「中間搾取」の可能性を念頭に置かざるを得ないケースであるが、現状では、一次下請については、市規則第 59 条において、「工事の全部又は大部分」を一括して下請に発注することは禁止されているものの、二次下請以下の場合における「中間搾取」については、建設業法第 22 条の適用範囲を除いて明確な規制がなされていない。

これを規制する制度を規程等で設けるべきという点については、第 2 部第 6 章第 1 節第 3-3 で述べたが、制度がない状況下においても、担当課において、受注者から下請や二次下請に係る通知書や契約書を取得した上で精査し、「中間搾取」が疑われる場合は実地調査等も実施して事実関係を確認し、建設業法等に基づいて是正を図るべきである。

★★指摘 294

受注者から下請や二次下請に係る通知書や契約書を取得した上で精査し、「中間搾取」が疑われる場合は実地調査等も実施して事実関係を確認し、是正を図ることとされたい。

- (2) いずれの契約においても、担当課は、約款第7条が規定する受注者に課された下請に係る事項の通知義務に基づき、受注業者から下請通知書や再下請負通知書を提出させている。

しかし、本件においては、厳格な企画競争を実施した上、改修工事業務が適正に執行されると判断されたことにより、受注者が最適提案者として選定されたものである。すなわち、契約相手方の個性が重視されているのであり、その結果として単独随意契約が締結されるに至っている。

したがって、発注者の承認なく業務の一部が下請業者へ発注されること自体、許容されないものというべきであり、「通知」のみですませるのではなく、下請については市の事前承認を必要とすべきである。今後、企画競争により契約相手方が選定された場合は、下請（二次下請以下の下位の下請を含む）については、約款、契約書及び仕様書等においても、下請の範囲、下請先、下請代金について、事前に市に通知させ、市において、一括又は大部分についての下請でないことを審査した上で、書面による事前承認を得ることを条件とすることにつき規定されたい。また、企画競争の趣旨に鑑み、下請（二次下請等も含む）の予定については必ず提案書に明記させることとし、原則として提案書に明記されたもの以外の下請を承認しない取扱いとすべきである。

★★指摘 295

企画競争により契約相手方が選定された場合、下請（二次下請以下の下位の下請を含む）への発注については、下請の範囲、下請先、下請代金について、事前に市に通知させ、市の審査を経た書面による事前承認を得ることを条件とすることにつき、約款、契約書及び仕様書等において規定されたい。

★★指摘 296

企画競争の実施に際し、下請（二次下請等も含む）の予定については必ず提案書に明記させることとし、特段の事情がない限り、提案書に明記されたもの以外の下請を承認しない取扱いとされたい。

6 賠償責任保険への加入

上記のとおり、本件企画競争に際して契約相手方から提出された企画提案書には、製造物賠償責任保険及び工事中賠償責任保険への加入に関する提案が記載されている。

担当課に対するヒアリングによると、契約相手方は、全会員が製造物賠償責任保険と工事中賠償責任保険に加入している日本公園施設業協会の協会員であり、本件については、同協会への架電による問い合わせ確認により、保険加入の事実確認を行ったとのことである。

一応、適切な対応と認められるものの、加入保険の内容等についても把握するため、保険証券の写しの提出等を求める方がより適切ではないかと思われる。

7 安全性の検査

担当課へのヒアリングによると工事に係る公園遊具の安全性のチェックについては、いずれの契約も、竣工検査時に、部分的に遊具の落下高さや隙間を検寸確認すると共に、全ての遊具に「SP マーク」：（「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S：2014」に基づく遊具であることを示す製

造表示ラベル) が貼付されていることを確認していることであり、市職員による監査の手法としては適正であると考える。

もっとも、遊具という性質に鑑み、令和3年10月14日に発生した認可保育園での男児の遊具死亡事故¹⁵¹の際になされていたのと同様に、遊具工事の検査に際しては、市職員以外の専門業者による構造上の安全性のチェックを実施することを検討すべきである。なお、担当課の説明によると、本企画競争の場合、契約相手方を含む全ての参加申込者が、公園遊具の安全点検が適正に行える「専門業者」とのことであったが、公園遊具の安全性のチェックについては、安全性の確実な担保の観点から、他の専門業者による安全性のダブルチェックを実施する必要性についても検討すべきである。また、安全点検の資格を有していない業者による公園遊具工事の場合には、必ず専門業者による構造上の安全性のチェックを実施すべきである。

★意見 106

公園遊具の安全性のチェックについては、施工業者が専門業者である場合においても、他の専門業者による安全性のダブルチェックを実施する必要性について検討されたい。また、安全点検の資格を有していない業者による公園遊具工事の場合には、必ず専門業者による構造上の安全性のチェックを実施されたい。

¹⁵¹ 前掲令和3年11月1日山陽新聞デジタル記事参照。

第3章 一般委託・役務等提供契約

第1節 市庁舎等設備総合管理業務委託契約

第1 契約の概要

件名	市庁舎等設備総合管理業務委託 [1]
契約目的	本庁舎、分庁舎、保健福祉会館などの施設において、電気・機械等設備の保守・運転・監視等を実施する長期継続契約
契約年月日	H30.8.31
許容価格	254,182,320 円 (非公表)
契約金額	250,542,720 円
落札率	98.57%
契約方法	一般競争入札
入札者数	2
担当課	総務局庁舎管理課
契約相手方	株式会社日建
その他	長期継続契約 (履行期間3年)

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札でありながら、落札率が高率 (98.57%) であり、かつ、入札参加者数が少数であるため、入札状況に不自然な点がないか、あるいは、より競争性を高めることが可能か等の検討のため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 監査結果

1 契約方式の選択

一般競争入札 (自治法第 234 条) による。なお、制限付一般競争入札 (自治令第 167 条の 5 の 2、岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱第 3 条第 2 項) が実施されている。

2 長期継続契約の要件への該当性

(1) 第 2 部第 5 章第 1 節第 4-2 に記載したとおり、長期継続契約は、「その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもの」であり、かつ「条例で定めるもの」に限り締結することが許容されることとされている (自治令第 167 条の 17) のであって、条例において定められた「契約類型」に当てはまる契約の全てについて長期継続契約の締結が許容されるものではない。

本契約は、仕様書の記載によれば、委託業務のうち「日常管理業務」は、年末年始を除く平日 8 時 30 分から 17 時 15 分までは 8 名以上の人員の常駐、閉庁時及び宿直は 2 名以上の人員の常駐によって、継続的に電気・機械等設備の保守・運転・監視等を実施することを業務内容としており、その契約業務の性質上、一日も欠かすことのできないものであるといえるから、自治令第 167 条の 17 の要件への該当性については問題ないとする。

そして、本契約は、長期継続契約に関する自治令第 167 条の 17 を受けて制定されている、岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 2 号「庁舎等の設備保守に係る契約」に該当する。岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施

行規則第5条本文においては、「条例第2条第2号に規定する契約期間は、5年を超えない期間で、契約の性質又は目的を勘案して、適正かつ合理的な期間とする。」と規定されている。

また、「長期継続契約制度運用基準」第5条第2号において、「役務の提供は、施行規則第5条本文のとおり、5年を超えない期間で、できる限り短い合理的な期間とする。この合理的な期間は、物価変動や技術革新の状況を考えると原則として2年又は3年とする。」と規定されており、庁舎管理課へのヒアリングによれば、この原則の最長期間としたとのことである。

- (2) なお、上記(1)の自治令第167条の17の要件への該当性については、「執行何兼契約方法何」等の提供された資料の中には、検討経過に関する記載がなかった。

長期継続契約の締結可否について審査する際には、上記の要件を満たすか否か厳格に判断し、かつ、上記要件を満たすと判断した具体的理由については、記録を残すべきである。

★★指摘 297

長期継続契約の締結可否について審査する際、自治令第167条の17所定の要件を満たすか否か厳格に判断し、かつ、要件を満たすと判断した具体的理由については記録されたい。

3 設計金額の積算

(1) 参考見積の取得

委託設計書によれば、労務費について日常管理業務は「建築保全業務技術者技師Ⅰ」は日額単価20,200円、「同技師Ⅱ」は日額単価19,200円というように資格に応じた日額単価が定められ、これに数量(日数)を乗じて積算がなされている。定期点検・整備業務は、1回毎の単価が定められ(例えば、「電気設備定期点検」は1回につき149,000円)、これに数量(回数)を乗じて積算がなされている。

担当課である庁舎管理課へのヒアリングによれば、これらの単価は「参考見積や物価資料等により決定している」とのことであったが、参考見積を取得した業者数は、1者(落札者)のみとのことであった。

しかし、参考見積の取得業者数が1者のみでは、それに基づいて積算されている設計金額の客観性・公正性が担保できないし、また、入札参加が見込まれる業者のみから参考見積を取得した場合、当該業者は容易に許容価格を推測可能な状況となり得るものであるから、競争入札の公正性を害するといわざるを得ない。この点については、鈴木70頁においても、「予定価格を設定するために安易に入札参加が見込まれる業者から『参考見積』を徴することは、業者が本音価格を提示するとは考えられず、結局、割高な価格を基に予定価格を設定することにならざるを得ないので適当ではなく、直ちに止めるべきである。」と指摘されている。

本件は、入札参加が見込まれる業者である1者のみから参考見積を取得し、それに基づいて設計金額の積算を行い、また、許容価格を設定している結果、参考見積取得業者が98.57%という高い落札率で落札する結果となっている。設計金額の積算に当たっては、入札参加が見込まれる業者からの参考見積の取得をできる限り避けるとともに、それが困難な場合でも、設計金額における積算の客観性・公正性の担保、競争入札における公正性の確保のため、参考見積はできる限り複数の業者から取得すべきである。

★★指摘 298

設計金額の積算に当たっては、入札参加が見込まれる業者からの参考見積の取得をできる限り避けるとともに、それが困難な場合でも、参考見積はできる限り複数の業者から取得されたい。

(2) 参考見積の保管

参考見積の内容を確認しようとしたところ、庁舎管理課からは参考見積は残っていないとの回答であった。

岡山市文書取扱規程第 53 条第 2 項においては、「作成・施行された文書は的確に整理・保管し、必要に応じて目的のものを迅速に取り出して利用できるように集中管理しなければならない。」と規定され、文書の保存期間は文書分類基準表で定めるとされている（同規程第 57 条第 2 項）。そして、岡山市文書分類基準表「大分類 D 財務」「中分類 04 契約管理」「小分類 01 庶務」において、「契約管理諸務関係書」の保存期間が 3 年と定められている。

参考見積書は、設計金額の積算の正当性を裏付けるものであり、文書の重要性に鑑み、「契約管理諸務関係書」に含まれると解される。実際にも、多くの担当課において、参考見積書が保管されていた。

各担当課において参考見積書を取得する場合、設計金額の積算に際し考慮されない場合という事態はおよそ考えられない（考慮しない場合はそもそも取得しないと考えられる。）し、設計金額の積算の正当性・合理性や契約相手方の選定過程の事後的検証にとっても、参考見積書は重要な文書であるといえるから、これを廃棄することは内部統制上も問題である。

したがって、参考見積書を取得した場合には、少なくとも「契約管理諸務関係書」に該当するとして 3 年以上は保管すべきである。なお、修繕に関して監査対象とした個別契約において、参考見積書が取得されていた場合、本件各担当課を除く全ての担当課から参考見積書の提供を受けることができた。

★★指摘 299

設計金額の積算に際して参考見積書を取得した場合は、3 年間以上、保管する取扱いを徹底されたい。

4 契約相手方の選定

(1) 入札参加資格

公告文によると、本件の入札参加資格要件は下記のとおりである。

- (1) 令第 167 条の 4 及び契約規則第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和 61 年市告示第 120 号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という）役務部門の業種「保守・点検・管理」業種細区分「機械設備」「電気設備」「消防設備」すべてに登載されていること。
- (3) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程（昭和 58 年市訓令甲第 20 号）第 10 条第 1 項及び第 2 項に定める市内業者、市内扱い業者又は準市内業者であること。
- (4) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (5) 平成 20 年 4 月 1 日以降一の契約で 1 年以上の間、1 棟の延床面積 14,000 m²以上の事務所ビル設備管理業務及び特高受電設備の電気設備管理業務を元請で受注し、履行した実績を有すること（契約完了したものに限る。）。
- (6) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第 12 条の 2 第 1 項第 5 号（建築物飲料水貯水槽清掃業）及び 8 号（建築物環境衛生総合管理業）に規定する事業で岡山県知事の登録を受けている者。

担当課である庁舎管理課へのヒアリングによれば、この入札参加資格要件については、「機

械設備、電気設備、消防設備の保守・点検・管理を履行でき、市庁舎と同等規模の事務所ビルを管理できるようこの条件に設定した」とのことである。

(2) 入札状況の概要

本契約の入札参加者数は2者であり、一般競争入札でありながら入札参加者数が少ない結果となっている。なお、庁舎管理課へ過去（前回契約時・平成27年度）の入札状況をヒアリングしたところ、入札参加者数3者で落札者は同様に株式会社日建とのことであり、入札参加者数が少なく、競争性が十分に確保できていない状況が続いていることが分かる。

また、庁舎管理課へのヒアリングによれば、より競争性を高める方策については検討し、本契約より常駐職員に求める資格要件を緩和したとのことである（具体的には、「消防設備士甲種1～5、乙種6・7」を「消防設備士（甲又は乙種1～5類、乙種6・7）又は消防設備点検資格者（第1・2種）」に変更したとのことである。）。

しかし、このようなわずかな資格要件の緩和により入札参加者数が増え、競争性が高まるとは考えられず、落札率も非常に高率であることに鑑みると、入札における競争性を高める方策としては不十分である。入札参加資格のさらなる見直しによって競争性を高める方策をとるべきである。その際、本件業務内容に照らして、特段「市内業者、市内扱い業者又は準市内業者」に限定すべき理由はないと考えられること、「市内業者、市内扱い業者又は準市内業者」だけでは実質的競争性を確保することができていない状況であることから、次回以降、入札参加資格について委託規程第10条第4項に基づき「市外業者」まで範囲を広げることも選択肢として検討すべきである。

★★指摘300

入札参加資格のさらなる見直しによって競争性を高める方策をとるべきであり、入札参加資格については「市外業者」まで範囲を広げることも選択肢として検討されたい。

5 再委託

庁舎管理課へのヒアリングによれば、再委託はなされていないとのことである。

6 監督・検査

- (1) 毎日の日常点検業務については、作業内容、作業者が記載された「設備保守管理日誌」が受託者より提出されている。仕様書に記載のある「各設備点検報告」及び「各部位・設備劣化報告」については「委託報告書」が提出されている。
- (2) 検査においては「委託業務完了通知書」及び「委託報告書」が提出され、これに基づき検査が実施されている。
- (3) 上記の「設備保守管理日誌」や「委託報告書」の記載は、委託業務が履行されているかをチェックすることはできるが、受託者による業務の質をチェックするような内容にはなっていない。委託業務完了届提出後の合格不合格の検査のみならず、例えば、検査に当たって評価項目を策定し、A～Eの5段階で評価するなど、各受託者の業務執行の質についても評価するシステムを構築すべきである（第2部第7章第4節第5-2） [指摘132]。

第2節 庁舎宿日直業務委託契約

第1款 本庁舎宿日直業務委託

第1 契約の概要

件名	本庁舎宿日直業務委託（その3） [9]
契約目的	閉庁時に岡山市役所本庁舎を訪ねた来訪者及び電話問い合わせに対し、懇切丁寧に対応することで、市民サービスの充実、向上を図ることを目的とする。
契約年月日	R2.3.30
許容価格	28,160,000 円（非公表）
契約金額	27,904,800 円
落札率	99.09%
契約方法	一般競争入札
入札者数	1
担当課	総務局庁舎管理課
契約相手方	有限会社西日本キャリアコール
その他	・1回目、2回目の入札が不調に終わったため、再々入札しようとするもの。なお、1回目は指名競争入札が実施されている。 ・長期継続契約（履行期間3年）

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札でありながら、落札率が極めて高率（99.09%）であり、かつ、入札参加者数が少数（1者）であるため、入札状況に不自然な点がないか、あるいは、より競争性を高めることが可能か等の検討のため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 監査結果

1 契約方式の選択

一般競争入札（自治法第234条）による。制限付一般競争入札（自治令第167条の5の2、岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱第3条第2項）が実施されている。

2 長期継続契約の要件への該当性

(1) 第2部第5章第1節第4-2に記載したとおり、長期継続契約は、「その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもの」であり、かつ「条例で定めるもの」に限り締結することが許容されることとされている（自治令第167条の17）のであって、条例において定められた「契約類型」に当てはまる契約の全てについて長期継続契約の締結が許容されるものではない。

本契約は、仕様書の記載によれば、「宿直業務」は毎日午後5時から翌朝の午前8時30分まで、「日直業務」は岡山市の休日を守る条例（平成元年市条例第49号）に定める市の休日の午前8時30分から午後5時までとされており、かかる時間帯の閉庁時における来庁者への対応等は、その契約業務の性質上、一日も欠かすことのできないものであるといえるから、自治令第167条の17の要件への該当性については問題ないと考えられる。

そして、本契約は、長期継続契約に関する自治令第167条の17を受けて制定されている、岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号「その他の翌年度以降にわたり経常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要があると認められる契約」、さらにこれを受けて制定されている岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則第4条第1号の「建物警備」及び第3号の「受付及び案内」に該当する。同施行規則第5条本文においては、「条例第2条第2号に規定する契約期間は、5年を超えない期間で、契約

の性質又は目的を勘案して、適正かつ合理的な期間とする。」と規定されている。

また、「長期継続契約制度運用基準」第5条第2号において、「役務の提供は、施行規則第5条本文のとおり、5年を超えない期間で、できる限り短い合理的な期間とする。この合理的な期間は、物価変動や技術革新の状況を考えると原則として2年又は3年とする。」と規定されており、本契約においてはこの原則の最長期間とされている。

- (2) なお、上記(1)の自治令第167条の17の要件への該当性については、「執行伺兼契約方法伺」等の提供された資料の中には、検討経過に関する記載がなかった。

長期継続契約の締結可否について審査する際には、上記の要件を満たすか否か厳格に判断し、かつ、上記要件を満たすと判断した具体的理由については、記録を残すべきである。

★★指摘 301

長期継続契約の締結可否について審査する際には、上記の要件を満たすか否か厳格に判断し、かつ、上記要件を満たすと判断した具体的理由については、記録されたい。

3 設計金額の積算

(1) 労務費単価

委託設計書の記載によると、労務費については「R2警備員C単価11,000円/8h×0.71（実績による）」とあり、国土交通省の建築保全業務労務単価により積算されている。他方、同じく宿日直業務委託契約である下記第2款の契約と比較すると、例えば、東区役所宿日直業務委託（その2）[8]においては厚生労働省が公表している賃金構造基本統計調査（賃金センサス）の職種別平均賃金を基に積算されており、同じ宿日直業務でありながら異なる資料に基づき単価が設定されている。金額で比較すれば、例えば、「17:00～22:00宿直者」の労務単価は、本契約においては1時間につき976円、東区役所宿日直業務委託（その2）[8]は1時間につき909円と大きく異なるとまではいえないものの、同種契約間の公平性や、積算業務の円滑化という観点からは、同種業務の委託については同じ積算基準を用いるのが相当といえる。

そこで、設計金額の積算に当たっては、業務の種類や業態毎に、契約課が主導して市の委託契約において適用されるべき労務単価や一般管理費率等について一定の基準を定め、要綱等に定めるか、少なくとも手引：委託編に明確に記載すべきである。また、かかる基準が整備されるまでの過渡期的措置として、契約課及び担当課においては、相互に連携しながら、同種業務に関する積算基準に関する情報を共有し、全庁的に同種業務間における積算方法の統一を図る体制を整備すべきである。

この点は、第2部第4章第4節第3において述べたので、参照されたい [指摘 11]。

(2) 積算内容の相当性

上記1のとおり、本契約は、1回目（指名競争入札）、2回目の入札（一般競争入札）が不調に終わったため、再々入札が実施されたものである。1回目、2回目の入札が不調に終わった理由を庁舎管理課へのヒアリングしたところ、「入札金額が許容価格に達していなかったため」との回答であった。とすると、そもそも1回目、2回目の設計金額の積算内容に相当性がなかったという可能性が高い。

1回目、2回目の入札において、いずれも許容価格を超える金額の入札しかなされず不調に終わった原因を分析するという観点から、設計金額（特に労務費）の積算が適正であるかという点について検証をすべきである。

★意見 107

1 回目、2 回目の入札において、いずれも許容価格を超える金額の入札しかなされず不調に終わった原因を分析するという観点から、設計金額（特に労務費）の積算が適正であるかという点について検証されたい。

4 契約相手方の選定

(1) 入札参加資格

公告文によると、本件の入札参加資格要件は下記のとおりである。

- (1) 令第 167 条の 4 及び契約規則第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和 61 年市告示第 120 号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という）役務部門の業種「その他委託」業種細区分「受付、案内、電話交換」に登載されていること。
- (3) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程（昭和 58 年市訓令甲第 20 号）第 10 条第 1 項及び第 2 項に定める市内業者、市内扱い業者又は準市内業者であること。
- (4) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (5) 平成 28 年 4 月 1 日以降 1 年以上の間、宿日直業務又は案内業務を日本国、都道府県又は市町村から元請で受注し、誠実に履行した実績を有すること。

(2) 入札状況の概要

本契約の入札参加者数は 1 者である。なお、本契約は、1 回目、2 回目の入札が不調に終わったため、再々入札が実施されたものであるが、庁舎管理課へのヒアリングによれば、1 回目は指名競争入札が実施され、5 者が入札に参加したとのことである。また、2 回目は一般競争入札を実施し、1 者が入札に参加したとのことである。2 回目の入札の入札参加資格と 3 回目の入札の本契約の入札参加資格は同じである。

上記の経緯に照らせば、本契約は、入札が複数回行われた結果、契約の相手方が選定されており、本契約の入札実施状況について、例えば、非公表であるはずの許容価格の情報が漏洩した、あるいは、入札者が容易に推測可能であるために落札率が高くなったというような不自然な点は認められなかった。

(3) 競争性を高める方策の検討

本契約は一般競争入札が実施されていながら入札参加者が 1 者であり、また、落札率が極めて高率であることに鑑みると、実質的な競争性が確保されているとは認め難い。実質的な競争性を確保するため、入札参加資格要件を見直し、例えば「市内業者、市内扱い業者又は準市内業者」に限定している点を、委託規程第 10 条第 4 項に基づき「市外業者」まで広げるなど、競争性を高める方策を検討すべきである。

★★指摘 302

入札参加資格のさらなる見直しによって競争性を高める方策をとるべきであり、入札参加資格については「市外業者」まで範囲を広げることも選択肢として検討されたい。

(4) 契約相手方の選定方法

本件は、2 回目と 3 回目の入札において一般競争入札が実施されていることから裏付けられているとおり、1 回目の指名競争入札の実施については、自治令第 167 条第 1 号の「性質又は目的が一般競争入札に適しない」との要件を満たしていなかったものとする。

一般競争入札の実施によって入札参加者を増やすことができれば、より競争性が増し、より低額な金額での契約締結に結びつく可能性もあり、仮に、従前、指名競争入札を行っていたからといって、漫然と同様に指名競争入札を行うのではなく、一般競争入札を実施できないか、都度改めて検討することは非常に重要である。

契約方式の選択に当たっては、都度、一般競争入札による契約相手方の選定ができないのか当該契約の性質・目的に照らして具体的に検討し、一般競争入札によることが可能な契約については、一般競争入札によって契約相手方の選定を行うよう運用を改めるべきである。

この点は、本来「指摘」事項といえるが、結果として、2 回目の入札から入札方法が見直され、一般競争入札が実施されているため、「意見」として記載しておく。

★意見 108

指名競争入札の方法による場合は、自治令第 167 条第 1 号の要件を満たすか否かにつき厳格に判断し、従前、指名競争入札が実施されている委託契約についても、都度、契約の具体的な性質・目的に照らして一般競争入札による契約相手方の選定ができないか継続的に見直されたい。

5 再委託

庁舎管理課へのヒアリングによれば、本契約について再委託はなされていないとのことである。

6 監督・検査

(1) 監督・検査

庁舎管理課へのヒアリングによれば、日々の業務報告については「苦情・依頼等の受付処理」及び「宿・日直日誌」が提出されているとのことである。「苦情・依頼等の受付処理」においては、市民から連絡があった日時、連絡をしてきた市民の氏名・連絡先、対応した宿日直者の氏名、苦情・依頼等の要旨、宿日直者の対応状況が記載されており、これらの業務報告書類に基づいて適正に監督・検査が行われている。

(2) アンケート調査及びモニタリング調査の実施

本件契約の目的は、上記「第 1 契約の概要」の「契約目的」に記載のとおり、「閉庁時に岡山市役所本庁舎を訪ねた来訪者及び電話問い合わせに対し、懇切丁寧に対応することで、市民サービスの充実、向上を図ること」である（これは、「執行伺兼契約方法伺書」の「明細書」記載の契約の「概要」を記載している。）。

このように、本契約は市民サービスの充実、向上を図る目的があるため、かかる目的が達成されているかを検証する方法として、受託者のサービスの内容、質に関し、実際に夜間・休日に来庁した市民にアンケートに協力してもらったり、電話対応の内容を録音の上、例えば「丁寧な言葉遣いができているか」、「市民のニーズをきちんと把握しているか」、「的確な回答ができているか」等の評価項目を設けてチェックするなどのモニタリング調査も有用である。

庁舎管理課へのヒアリングの回答では「業務の性質上、アンケートやモニタリング調査に適さないため実施、検討はしていない」とのことであるが、上記のとおり本契約の目的は市民サービスの充実、向上を図ることにあるのであるから、契約目的を達成できているか否かを確認するためには、業務の性質上アンケートやモニタリング調査に適さないとは到底認められず、むしろ必要不可欠というべきである。

市民サービスの業務委託を行う場合、アンケート調査やモニタリング調査を定期的の実施されたい。

★★指摘 303

市民サービスの業務委託を行う場合、市民へのアンケート調査やモニタリング調査を定期的に実施されたい。

第2款 区役所宿日直業務委託（5契約）

第1 契約の概要

件名	南区役所宿日直業務委託 [5]	中区役所宿日直業務委託 [6]	東区役所宿日直業務委託（その2） [8]	東区役所宿日直業務委託 [65]	南区役所宿日直業務委託 [66]
契約目的	各区役所における休日夜間の電話や来庁者への応対等を実施。				
契約日	H31.3.15 ¹²	R2.3.13	R2.3.24	R3.3.18	R2.3.13 ¹³
許容価格	非公表	9,753,260円 (非公表)	非公表	非公表	9,753,260円 (非公表)
契約金額	8,719,920円	9,350,000円	9,735,000円	19,690,000円	9,570,000円
落札率	—	95.87%	—	—	98.12%
契約方法	指名競争入札（自治令第167条第1号）				
指名理由	役務業者名簿のうち、「受付、案内、電話交換」（希望順位3位まで）に登録のある市内業者				
担当課	南区役所総務・地域振興課	中区役所総務・地域振興課	東区役所総務・地域振興課	東区役所総務・地域振興課	南区役所総務・地域振興課
契約相手方	一般財団法人厚生会	有限会社西日本キャリアコール	一般財団法人厚生会	一般財団法人厚生会	一般財団法人厚生会
入札者数	3	2	2	2	2
指名業者数	7（4者辞退）	6（4者辞退）	6（4者辞退）	5（3者辞退）	6（4者辞退）
その他	長期継続契約 (履行期間1年)	長期継続契約 (履行期間1年)	長期継続契約 (履行期間1年)	長期継続契約 (履行期間2年)	長期継続契約 (履行期間1年)

第2 監査対象として選定した理由

いずれの契約ともに指名競争入札が行われているが、落札率が比較的高率であり、かつ、入札参加者数が比較的少数であるため、より競争性を高めるための方策を検討するなど、監査の必要性が高いと考えたもの。

¹² 契約書記載の作成日付。なお、財務会計システムにおける契約データ上の「当初契約日」には、「H31.3.13」と記入されている。

¹³ 契約書記載の作成日付。なお、財務会計システムにおける契約データ上の「当初契約日」には、「R3.3.25」と記入されている。

第3 監査結果

1 指名競争入札の実施要件（自治令第167条第1号）への該当性

(1) 担当課からの回答

各契約について、具体的にどのような理由に基づき、自治令第167条第1号の「性質又は目的が一般競争入札に適しない」に該当すると判断したのか各担当課へヒアリングしたところ、それぞれ下記の回答があった。

件名	担当課からの回答内容
南区役所宿日直業務委託 [5]	岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱第2条では、一般競争入札を行う委託業務は、許容価格が20万SDR（約3000万円）以上の業務及び許容価格が20万SDR未満で特に市長が必要と認めた業務としており、本委託業務はこのどちらにも該当しないため一般競争入札に適しないと判断しました。
中区役所宿日直業務委託 [6]	当該業務は、休日夜間に欠かさず人員を配置するため人員の確保が必要であり、また、緊急の対応に備え市内に拠点のある業者を選定すべきと判断しました。
東区役所宿日直業務委託（その2） [8]	岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱第2条より、一般競争入札を試行する委託等は、許容価格が20万SDR（3000万円）以上のもの及び許容価格が20万SDR（3000万円）未満の業務のうち、市長が特に必要と認めたものとする事となっています。当該委託は、20万SDR（3000万円）未満の業務であり、かつ、市長が特に認めたものに該当しないため、指名競争入札としました。
東区役所宿日直業務委託 [65]	上記 [8] と同じ。
南区役所宿日直業務委託 [66]	上記 [5] と同じ。

上記のうち、中区役所宿日直業務委託 [6] においては、休日夜間に欠かさず人員配置するための人員確保と緊急時対応の必要性から市内に拠点がある業者を選定するため、一般競争入札に適しないと判断したとのことであるが、これらの点は緊急時対応が可能であることを入札参加資格とし、かつ、緊急時対応の義務を仕様書や契約書において定めれば足りるものであり、「性質又は目的が一般競争入札に適しない」ことの合理的説明とはいえない。また、南区役所宿日直業務委託 [5]、東区役所宿日直業務委託（その2） [8]、東区役所宿日直業務委託 [65]、南区役所宿日直業務委託 [66] に関する上記の各回答は、契約の性質や目的に照らした回答になっておらず、「性質又は目的が一般競争入札に適しない」ことの説明になっていない。

第1款に記載した、本庁舎宿日直業務委託（その3） [9] については、同じ宿日直業務委託でありながら一般競争入札が実施されており、その点に鑑みても、本件各契約が「性質又は目的が一般競争入札に適しない」とは認められない。本件各契約については、一般競争入札を実施すべきである。

★★指摘 304

宿日直業務委託に係る契約については、一般競争入札を実施されたい。

(2) 岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱の規定内容

上記回答のうち、南区役所宿日直業務委託 [5]、東区役所宿日直業務委託（その2） [8]、

東区役所宿日直業務委託 [65]、南区役所宿日直業務委託 [66] の回答は、自治法第 234 条第 2 項の規定する一般競争入札の原則と整合しない回答となっている。

担当課がこのような判断をしている根本的な原因は、そもそも第 2 部第 5 章第 4 節第 1-3 において記載したとおり、契約方式について定める岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱第 2 条が、自治法第 234 条第 2 項とは明らかに整合しない内容となっていることにあると考えられる。岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱第 2 条は改正の必要がある（第 2 部第 5 章第 4 節第 1-3）[指摘 55]。

2 長期継続契約の要件への該当性

- (1) 第 2 部第 5 章第 1 節第 4-2 に記載したとおり、長期継続契約は、「その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもの」であり、かつ「条例で定めるもの」に限り締結することが許容されることとされている（自治令第 167 条の 17）のであって、条例において定められた「契約類型」に当てはまる契約の全てについて長期継続契約の締結が許容されるものではない。

本件各契約は、仕様書の記載によれば、「宿直業務」は「午後 5 時から翌朝 8 時 30 分まで」（毎日）、「日直業務」は「岡山市の休日を守る条例（平成元年市条例第 49 号）に定める市の休日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで」であり、かかる時間帯の閉庁時における来庁者への対応等は、その契約業務の性質上、一日も欠かすことのできないものであるといえるから、自治令第 167 条の 17 の要件への該当性については問題ないとする。

そして、本件各契約は、長期継続契約に関する自治令第 167 条の 17 を受けて制定されている、岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 2 号「その他の翌年度以降にわたり経常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要があると認められる契約」、さらにこれを受けて制定されている岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則第 4 条第 1 号の「建物警備」及び同第 3 号の「受付及び案内」に該当する。同施行規則第 5 条本文においては、「条例第 2 条第 2 号に規定する契約期間は、5 年を超えない期間で、契約の性質又は目的を勘案して、適正かつ合理的な期間とする。」と規定されている。

また、「長期継続契約制度運用基準」第 5 条第 2 号において、「役務の提供は、施行規則第 5 条本文のとおり、5 年を超えない期間で、できる限り短い合理的な期間とする。この合理的な期間は、物価変動や技術革新の状況を考えると原則として 2 年又は 3 年とする。」と規定されており、本件各契約においてはこの原則の期間内とされている。

- (2) なお、上記(1)の自治令第 167 条の 17 の要件への該当性については、「執行伺兼契約方法伺」等の提供された資料の中には、検討経過に関する記載がなかった。

長期継続契約の締結可否について審査する際には、上記の要件を満たすか否か厳格に判断し、かつ、上記要件を満たすと判断した具体的理由については、記録を残すべきである。

★★指摘 305

長期継続契約の締結可否について審査する際、自治令第 167 条の 17 所定の要件を満たすか否か厳格に判断し、かつ、要件を満たすと判断した具体的理由については記録されたい。

3 設計金額の積算

- (1) 積算方法

委託設計書における「単価」の記載及び担当課からのヒアリングにおける回答は下記のとおりである。

件名	単価の記載及び担当課からの回答内容
----	-------------------

南区役所宿日直業務委託 [5]	平成 31 年度最低賃金見込みを基に積算。「17:00～22:00 宿直者」の労務単価は 1 時間当たり 834 円で積算。例年最低賃金を基に設計しております。2020 年から最低賃金ではなく、平均賃金で設計を行う予定です。
中区役所宿日直業務委託 [6]	令和 2 年度最低賃金見込みを基に積算。「17:00～22:00 宿直者」の労務単価は 1 時間当たり 860 円で積算。令和 2 年度までは最低賃金をベースに積算していましたが、最低賃金をベースとした積算金額では当該業務の履行が難しいという結論に至りました。それを踏まえ令和 3 年度は、厚生労働省の平成 30 年賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金（守衛）をベースに積算しました。
東区役所宿日直業務委託（その 2） [8]	委託設計書に単価の根拠についての記載なし。「17:00～22:00 宿直者」の労務単価は 1 時間当たり 909 円で積算。厚生労働省が公表している賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金から労務単価を算出しています。
東区役所宿日直業務委託 [65]	厚生労働省の平成 30 年賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金（守衛）をベースに年 2%程度労務単価上昇考慮。「17:00～22:00 宿直者」の労務単価は 1 時間当たり 936 円で積算。
南区役所宿日直業務委託 [66]	令和 2 年度最低賃金見込みを基に積算。「17:00～22:00 宿直者」の労務単価は 1 時間当たり 860 円で積算。

(2) 積算基準の統一

このように、同じ「宿日直業務」の委託契約であるにもかかわらず、区役所毎単価の設定根拠が区々となっているところ、この点については合理的な理由が認められない。同種契約間の公平性や、積算業務の円滑化という観点からは、同種業務の委託については同じ積算基準を用いるのが相当といえる。

そこで、設計金額の積算に当たっては、業務の種類や業態毎に、契約課が主導して市の委託契約において適用されるべき労務単価や一般管理費率等について一定の基準を定め、要綱等に定めるか、少なくとも手引：委託編に明確に記載すべきである。また、かかる基準が整備されるまでの過渡期的措置として、契約課及び担当課においては、相互に連携しながら、同種業務に関する積算基準に関する情報を共有し、全庁的に同種業務間における積算方法の統一を図る体制を整備すべきである。

この点は、第 2 部第 4 章第 4 節第 3 において述べたので、参照されたい [指摘 11]。

なお、上記のとおり担当課からの回答によれば、最低賃金による単価の設定ではなく、「厚生労働省の平成 30 年賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金（守衛）」を根拠資料として設計をするよう見直しがなされているとのことであり、かかる見直しは妥当といえる。このように、例えば、「市の施設の宿日直業務委託における労務費については、厚生労働省の賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金（守衛）に基づき単価を設定して積算する」といった指針を契約課において決めておくという運用を行うことによって共通の根拠による積算が実現されると思われる。

4 契約相手方の選定

(1) 指名理由

いずれも市内業者から指名している。

辞退者が多いことから追加指名したり、入札参加資格から市内業者の選定を外す等の方策を検討したかという点につき担当課からヒアリングを行ったところ、南区役所宿日直業務委託 [66] に関し、南区役所総務・地域振興課からは、「例えば、市外の業者などに範囲を広げて、本社が遠隔地である業者が落札した場合、業務中に問題が生じた際の対応が遅れてしまう可能

性があることなどから、指名競争入札に必要な2社が確保でき、競争性が担保されているため、参加資格を広げることについては検討しておりません。」との回答があった。

また、東区役所宿日直業務委託（その2）[8] に関しても、東区役所総務・地域振興課からは、「①遠隔地に住所がある業者（市外業者）は、緊急時に対応が遅れることが予想されること、②現状で2社以上の入札があるため、指名競争入札が成立していること、以上の2点から、現時点でより競争性を高める方策を検討しておりません。」との回答があった。

中区役所宿日直業務委託 [6] についても、中区役所総務・地域振興課からは「検討しておりません」との回答があった。

しかし、本件5契約のうち4契約は入札参加者2者で、残り1契約は入札参加者3名であり、いずれも少数で、しかも落札率が比較的高率であることからすると、実質的競争性が十分に確保されているとは認め難い。緊急時に対応可能であることについては、入札参加資格において緊急時対応が可能であることを定め、かつ、仕様書や契約書において緊急時対応の義務について定めれば足りることから、緊急時の対応の必要性は、「市内業者」に限定した入札を維持し、指名競争入札における競争性を高める方策を検討しなくてよい理由にはならない。また、追加指名によって競争性を高めることを検討しなくてよい理由にもならない。

本件各契約の入札方法につき指名競争入札を行うとしても、指名業者の選定に当たっては、委託規程第10条第4項に基づく市外業者への拡大も含め、指名業者数を大幅に増加させるなど、実質的競争性を高めるための見直しが必要である。また、入札における実質的競争性を担保するため、指名業者に対して辞退をする場合の期限を定め、辞退によって入札参加者が5者に満たなくなる場合は追加指名を行うという運用に改めるべきである。

★★指摘 306

入札方法につき指名競争入札を行うとしても、指名業者の選定に当たっては、市外業者への拡大も含め、指名業者数を大幅に増加させるなど、実質的競争性を高めるための見直しを実施されたい。

★★指摘 307

入札における実質的競争性を担保するため、指名業者に対して辞退をする場合の期限を定め、辞退によって入札参加者が5者に満たなくなる場合は追加指名を行うという運用に改められたい。

(2) 入札状況の概要

ア 本契約の入札においては、上記のとおり、入札への辞退者が多い。

辞退者が多い原因について中区役所総務・地域振興課からヒアリングしたところ「従事者を確保することに苦慮することが予見できるからだと考えます」とのことであった。仮にそうだとすれば、各業者がすぐに委託業務の履行に十分な人員を確保できる可能性は少なく、本件各契約は今後の辞退者の続出の可能性があり、少数による入札が継続してしまう可能性が高いといえるから、いつまでも競争性を十分に確保した入札が実施できない。

やはり上記(1)記載のとおり、指名業者の選定については、早急に市外業者への拡大し、より多くの業者が入札に参加できるようにするなど（範囲を広げれば、従事者を確保できる業者が増える可能性もある。）、競争性を高めるための見直しが必要である。

イ また、担当課へ過去の入札状況についてヒアリングをしたところ、中区役所宿日直業務委託 [6] について、中区役所総務・地域振興課からは、同契約について過去2回（平成30年

度、平成 28 年度) は許容価格以下の入札が 2 者あり、過去 1 回 (平成 26 年度) は許容価格以下の入札が 3 者あり、それ以外は許容価格以下の入札は 1 者との回答であった。この回答からすると、例年、ほぼ許容価格以下の入札は 1 者という状況である。

本件各契約の許容価格は非公表であるが、過去の入札状況から本件各契約の許容価格が推測され、かかる金額では受託できないとの理由で辞退者が多く出ている可能性もある。そのような理由により競争性が低下している場合、仮に調達価格の経済性の観点では問題が無いとしても、履行の質を招くおそれは否定できない。この点からすれば、設計金額 (特に労務費) の積算が適正であるかという点についても検証が必要と思われるが、その際は、辞退者への辞退理由の確認という方法も考えられる。

★意見 109

辞退者が多い原因について分析するという観点から、設計金額 (特に労務費) の積算が適正であるかという点について検証をすべきである。

5 再委託

各担当課へのヒアリングによれば、各契約について再委託はなされていないとのことであった。

なお、いずれの契約においても仕様書においては再委託に関する記載がなく、契約書第 6 条において、受託者が委託業務の一部を再委託する場合は、相手方の名称及びその他岡山市が必要と認める事項をあらかじめ岡山市へ通知しなければならないと定められているのみで、市が承認手続を行うことは定められていない。

しかし、本件各契約は指名競争入札が実施されており、業者の個性に着目して受託者が選定されているのであるから、再委託する場合には、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを仕様書に定めるべきである。

また、契約書第 6 条の受託者による「通知」のみを求めている点を変更し、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」という規定へ変更すべきである。

★★指摘 308

委託契約書及び仕様書において、再委託する場合に関し、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを定められたい。

6 監督・検査

(1) 監督・検査方法

いずれの契約においても「宿日直室引継」という業務日誌を提出させている。休日夜間にかかってきた電話等については、相手方の氏名や連絡先、電話等のあった時間、内容、宿日直担当者の対応状況が記載されており、提供された資料の限りにおいては、特段、問題点は見当たらなかった。

(2) 市民へのアンケートやモニタリング調査

市民へのアンケートやモニタリング調査に関する実施・検討状況について各担当課へヒアリングをしたところ、南区役所総務・地域振興課からは、市民へのアンケートやモニタリング調査について、「現時点ではそれらの調査を行うことについて検討しておりません。ただし、

市民から業務に関する苦情等を受け、適切なサービスが行われていないと市で判断した場合は、当該業者へ指導を行うことがあります」との回答があった。また、東区役所総務・地域振興課からは「現時点でアンケート調査等は検討しておりませんが、市民の方が当該業者に対してご意見がある場合は、市のホームページや電話を通じて、意見を承り、市民満足度向上のため、当該業者へ指導を行うことにしております」との回答があった。中区役所総務・地域振興課からは、「行っていません。また、検討もしていません。」との回答があった。

本件各契約における委託業務は、休日夜間の市民からの電話への対応や、来庁者に対する対応を内容としており、市民へのサービスを内容としている。市民へのサービスの質をより向上させていくためには、現状のような市民からの苦情や意見を受けてからの指導に限らず、より積極的に市民からの意見を集める対応を行うことが望ましい。

そこで、受託者のサービスの内容、質に関し、実際に夜間・休日に来庁した市民にアンケートに協力してもらったり、電話対応の内容を録音の上、例えば「丁寧な言葉遣いができているか」、「市民のニーズをきちんと把握しているか」、「的確な回答ができているか」等の評価項目を設けてチェックするなどのモニタリング調査も有用である。

市民サービスの業務委託を行う場合、市民へのアンケート調査やモニタリング調査を定期的に実施すべきである。

★★指摘 309

市民サービスの業務委託を行う場合、市民へのアンケート調査やモニタリング調査を定期的に実施されたい。

第3節 庁舎等警備業務委託契約

第1款 市庁舎等警備他業務委託

第1 契約の概要

件名	市庁舎等警備他業務委託（再） [7]
契約目的	①本庁舎等警備業務、②本庁舎構内駐車場管理及び使用料徴収業務、③分庁舎警備及び分庁舎駐車場使用料徴収業務、④保健福祉会館警備及び保健福祉会館駐車場使用料徴収業務
契約年月日	R2.3.24
許容価格	151,250,000 円（非公表）
契約金額	150,173,100 円
落札率	99.29%
契約方法	一般競争入札
入札者数	2
担当課	総務局庁舎管理課
契約相手方	アトラクティブ大永株式会社
その他	初度の入札が不調に終わったため、設計等を見直し再入札しようとするもの。長期継続契約（履行期間3年）。

第2 監査対象として選定した理由

庁舎等の警備に関する業務委託契約については平成 19 年度岡山市包括外部監査においても監査対象となっており、同監査の内容も踏まえて現在の契約事務がどのように見直しがなされているか確認するもの。また、一般競争入札でありながら、落札率が極めて高率（99.29%）であり、かつ、入札参加者数が少数であるため、入札状況に不自然な点がないか、あるいは、より競争性を高めることが可能か等の検討のため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 監査結果

1 契約方式の選択

一般競争入札（自治法第 234 条）による。制限付一般競争入札（自治令第 167 条の 5 の 2、岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱第 3 条第 2 項）が実施されている。

平成 19 年度岡山市包括外部監査においては、本契約について「長年にわたり財団法人厚生会と単独随意契約を締結していたことにつき合理性はなく、競争性確保のために競争入札が必要である」との意見が付されているところ、その後、単独随意契約については見直しがなされ、上記令和 2 年度の契約においては一般競争入札が実施されており、適正な方向で見直しがなされると認められる。

2 長期継続契約の要件への該当性

(1) 第 2 部第 5 章第 1 節第 4-2 に記載したとおり、長期継続契約は、「その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもの」であり、かつ「条例で定めるもの」に限り締結することが許容されることとされている（自治令第 167 条の 17）のであって、条例において定められた「契約類型」に当てはまる契約の全てについて長期継続契約の締結が許容されるものではない。

本契約は、仕様書の記載によれば、「平日警備」は「市の休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで」、「休日警備」は「市の休日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで」、「夜間警備」は「毎日午後 5 時 15 分から翌日午前 8 時 30 分まで」であり、この時間に警備員を常駐させて市庁舎等の警備等を行わせるものとなっており、その契約業務の性質上、一日も欠かすことのできないものであるといえるから、自治令第 167 条の 17 の要件への該当性については問題ないとする。

そして、本契約は、長期継続契約に関する自治令第 167 条の 17 を受けて制定されている、岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 2 号「その他の翌年度以降にわたり経常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要があると認められる契約」、さらにこれを受けて制定されている岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則第 4 条第 1 号の「建物警備」に該当する。同施行規則第 5 条本文においては、「条例第 2 条第 2 号に規定する契約期間は、5 年を超えない期間で、契約の性質又は目的を勘案して、適正かつ合理的な期間とする。」と規定されている。

また、「長期継続契約制度運用基準」第 5 条第 2 号において、「役務の提供は、施行規則第 5 条本文のとおり、5 年を超えない期間で、できる限り短い合理的な期間とする。この合理的な期間は、物価変動や技術革新の状況を考えると原則として 2 年又は 3 年とする。」と規定されており、本契約においてはこの原則の最長期間とされている。

(2) なお、上記(1)の自治令第 167 条の 17 の要件への該当性については、「執行伺兼契約方法伺」等の提供された資料の中には、検討経過に関する記載がなかった。

長期継続契約の締結可否について審査する際には、上記の要件を満たすか否か厳格に判断し、かつ、上記要件を満たすと判断した具体的理由については、記録を残すべきである。

★★指摘 310

長期継続契約の締結可否について審査する際、自治令第 167 条の 17 所定の要件を満たすか否か厳格に判断し、かつ、要件を満たすと判断した具体的理由については記録されたい。

3 設計金額の積算

本庁舎警備業務委託のうち、本庁舎時間帯業務（開庁日 8：30～17：15）の労務費単価は、「R2 警備員 A 単価 14,000 円/8h」、その他は、「R2 警備員 C 単価 11,000 円/8h×0.74（実績による）」とあり、国土交通省の令和 2 年度建築保全業務労務単価（令和元年 12 月 10 日国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）により積算されている。

なお、本節第 2 款のほっとプラザ大供警備業務委託 [63] 等とは異なる根拠資料に基づき単価が設定されているが、同じ「警備業務委託」であっても、本節第 2 款の各契約は機械警備業務を委託業務とするものであり、単純に比較はできないものとする。

4 契約相手方の選定

(1) 入札参加資格

公告文によると、本件の入札参加資格要件は下記のとおりである。

- (1) 令第 167 条の 4 及び契約規則第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和 61 年市告示第 120 号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という）役務部門の業種「警備」業種細区分「人的警備」に記載されていること。
- (3) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程（昭和 58 年市訓令甲第 20 号）第 10 条第 1 項及び第 2 項に定める市内業者、市内扱い業者又は準市内業者であること。
- (4) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (5) 公安委員会による警備業の認定を受けていること。
- (6) 平成 28 年 4 月 1 日以降 1 年以上の間、延床面積 14,000 m²以上の屋内施設において、人的常駐警備を元請で受注し、誠実に履行した実績を有すること。

(2) 入札状況の概要

本契約における入札参加者数は 2 者である。なお、過去の入札状況について庁舎管理課へのヒアリングをしたところ、前回の契約時（平成 28 年度）の入札状況は、入札者 1 者、落札者は本契約の受託者と同じアトラクティブ大永株式会社であるとのことであり、入札参加者数が少数である状況が続いている。

庁舎管理課へのヒアリングによれば、より競争性を高める方策は随時検討しているとのことであり、具体的には、市外業者への入札参加資格の拡大についても検討したとのことであった（市外業者まで拡大しなかった理由は不明である）。

しかし、本契約は、前回契約時から継続して入札参加者数が少なく、入札における実質的な競争性が確保されているとは認め難い。入札参加資格のさらなる見直し（例えば、本件業務内容に照らして特段「市内業者、市内扱い業者又は準市内業者」に限定すべき理由はないため、委託規程第 10 条第 4 項に基づき「市外業者」まで範囲を広げることが考えられる。）によって競争性を高める方策をとるべきである。

★★指摘 311

入札参加資格のさらなる見直しによって競争性を高める方策をとるべきであり、入札参加資格については「市外業者」まで範囲を広げることを選択肢として検討されたい。

5 再委託

庁舎管理課へのヒアリングによれば、再委託はなされていないとのことである。

6 監督・検査

(1) 監督

毎日の業務報告については「警備日誌」を提出させている。「警備日誌」には、報告事項として「1 立哨報告事項」「2 巡回報告事項」「3 庁内・守衛室取り扱い事項」「4 構内駐車場管理」の4項目について記載がなされている。そして、例えば、「未施錠のドアがあつて施錠した」というようなことがあれば「2 巡回報告事項」に記載され、「分庁舎駐車場の入口発券機に車が接触する事故があつた」といった情報は「3 庁内・守衛室取り扱い事項」に記載されている。

庁舎管理課へのヒアリングによれば、本庁舎構内駐車場使用料徴収業務、分庁舎駐車場使用料徴収業務及び保健福祉会館駐車場使用料徴収業務において、利用者から回収された使用料と市へ納付された利用料が一致するかの確認は、受託者から各駐車場の管理日誌を提出させ、納入された金額と日誌に記載された金額が一致しているかを確認し、かつ、駐車場の保守業者が管理する駐車場のシステムから利用料を照合し、全て一致するかを確認しているとのことであり、監査に際し提供された資料の限りでは、特に、問題点は見当たらなかった。

(2) 検査

監査に際し提供された委託業務完了届及び警備日誌等の提出資料の限りにおいては、特に問題点は見当たらなかった。

第2款 庁舎等警備業務委託（3 契約）

第1 契約の概要

件名	ほっとプラザ大供警備業務委託 [63]	南区役所灘崎支所庁舎警備業務委託 [67]	中区役所庁舎警備業務委託 [68]
契約目的	火災、盗難等を防止するため、夜間、閉館時における機械警備を行う。	岡山市南区役所灘崎支所庁舎へ、盗難防止のため機械警備システムを導入する。	岡山市中区役所庁舎の機械警備業務を行う。異常発生時には速やかに対応を行う。
契約日	R3.3.23	R3.3.25	H28.9.5 ¹⁵⁴
許容価格	非公表	非公表	非公表
契約金額	693,000 円	1,595,022 円	1,306,368 円
落札率	—	—	—
契約方法	指名競争入札（自治令第167条第1号）	指名競争入札（自治令第167条第1号）	指名競争入札（自治令第167条第1号）
指名理由	①有資格者名簿役務部門の業種「警備」、業種細区分「機械警備」、②市内及び市	①「警備（機械警備）」の希望順位2位以上、②市内及び市内扱いの者を全て指名	①「機械警備」の希望順位2位以上、②市内及び市内扱いの業者

¹⁵⁴ 契約書記載の作成日付。なお、財務会計システムにおける契約データ上の「当初契約日」は「R3.3.29」となっている。

	内扱いの業者		
入札者数	3	2	4
指名業者数	6 (3者辞退)	5 (3者辞退)	5 (1者辞退)
担当課	総務局人事部人事課	南区役所灘崎支所総務民生課	中区役所総務・地域振興課
契約相手方	総合警備保障株式会社 岡山支社	株式会社山陽セフティ	株式会社山陽セフティ
その他	①履行確保等に関する調査実施、②長期継続契約（履行期間5年）	①履行確保等に関する調査実施、②長期継続契約（履行期間5年）	①履行確保に関する調査実施、②長期継続契約（履行期間H28.10.1～R3.3.31）

第2 監査対象として選定した理由

庁舎等の警備に関する業務委託契約については平成 19 年度岡山市包括外部監査においても監査対象となっており、同監査の内容も踏まえて現在の契約事務がどのように見直しがなされているか監査するもの。

第3 監査結果

1 指名競争入札の実施要件（自治令第 167 条第 1 号）への該当性

(1) 各担当課において、具体的にどのような理由に基づき、自治令第 167 条第 1 号の「性質又は目的が一般競争入札に適しない」と判断したのかに関する各担当課へのヒアリング結果は下記のとおりである。

ア ほっとプラザ大供警備業務委託 [63]

人事課からは、「本業務の目的は、ほっとプラザ大供の夜間、閉館時における機械警備であり、有事には速やかな現地での確認が必要になります。このため、事業所等が市内にない可能性が高い市外業者等も参加できる一般競争入札は適しないと判断し、指名競争入札により市内及び市内扱いの業者を選定しました。」との回答があった。

業務の性質上、緊急時に速やかな現地確認が必要であることは認められるものの、これについては入札参加資格に定めて一般競争入札を実施し、かつ、仕様書及び契約書において受託者に義務付けることでも同じ目的達成をすることができるというべきであるから、契約相手方の選定方法の段階で一般競争入札ではなく指名競争入札を選択すべき必然性は認められない。第 1 款の市庁舎等警備他業務委託（再）[7] においても、警備業務が委託業務内容に含まれ、緊急時には常駐の警備員の他にも警備員が駆けつける必要性が生じる点では同等であるが、同契約においては一般競争入札が実施されていることからすると、緊急時の対応の必要性は、必ずしも「性質又は目的が一般競争入札に適しない」ことを根拠付けるものではないといえる。

少なくとも、「警備システム作動から何分以内に現地確認を行う人員体制が整っている業者」という条件を付した上で制限付一般競争入札を行うことによっても上記の目的は達成できるから、原則どおり一般競争入札を実施すべきである。

★★指摘 312

ほっとプラザ大供警備業務委託に係る契約については、一般競争入札を実施されたい。

イ 南区役所灘崎支所庁舎警備業務委託 [67]

南区役所灘崎支所総務民生課からは、「岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱第2条では、許容価格 20 万 SDR (=3000 万円) 以上のものは一般競争入札の対象となることが規定されており、マニュアルである契約事務の手引きにも 3000 万円以上のものが一般競争入札の対象となることが明記されています。一方、当警備業務委託契約は許容価格が●●万円¹⁵⁾であり、警備業務という性質上、定型的専門的技能を活用でき、迅速かつ確実な対応が期待できる市内及び市内扱いの業者で、資力・信用・実績その他について適切な複数者を予め選出する指名競争入札とすることで、一般競争入札に比して事務上の負担や経費の軽減を図ることも可能となります。以上の理由により、性質又は目的が一般競争入札に適しないと判断いたしました。」との回答があった。

上記「警備業務という性質上、定型的専門的技能を活用でき、迅速かつ確実な対応が期待でき」、「資力・信用・実績その他について適切な」者に委託するという目的は、これらの点を適切にスクリーニングできる入札参加資格を定め、制限付一般競争入札を実施することでも達成可能である。

したがって、南区役所灘崎支所庁舎警備業務委託に係る契約については、一般競争入札を実施すべきである。

★★指摘 313

南区役所灘崎支所庁舎警備業務委託に係る契約については、一般競争入札を実施されたい。

ウ 中区役所庁舎警備業務委託 [68]

中区役所総務・地域振興課からは、「仕様書に記載のとおり、機械警備により警備対象に異常が発生したときに速やかに急行する必要があるため、その目的を達成するためには、市内業者で機械警備に精通した業者を選定する必要があったためです。」との回答があった。

これについても、上記ア及びイと同様であり、入札参加資格に適切に定め、制限付一般競争入札を実施することでも達成可能である。

したがって、中区役所庁舎警備業務委託に係る契約については、一般競争入札を実施すべきである。

★★指摘 314

中区役所庁舎警備業務委託に係る契約については、一般競争入札を実施されたい。

- (2) また、上記(1)イの南区役所灘崎支所庁舎警備業務委託 [67] に関する担当課の回答のなかで「許容価格 3000 万円以上のものが一般競争入札の対象となることが明記されている」との点は、自治法第 234 条第 2 項の規定する一般競争入札の原則と整合しない。

担当課がこのような判断をしている根本的な原因は、第 2 部第 5 章第 4 節第 1-3 において記載したとおり、そもそも契約方式について定める岡山市委託等一般競争入札の試行に関する

¹⁵⁾ 担当課からの回答には許容価格が記載されていたが、本契約の許容価格が現時点では非公表であることに加え、落札率にも問題があるとは認められないため、掲載を差し控えた。

要綱第2条が、自治法第234条第2項とは明らかに整合しない内容となっていることにあると考えられる。岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱第2条は改正の必要がある（第2部第5章第4節第1-3）[指摘55]。

2 長期継続契約の要件への該当性

- (1) 第2部第5章第1節第4-2に記載したとおり、長期継続契約は、「その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもの」であり、かつ「条例で定めるもの」に限り締結することが許容されることとされている（自治令第167条の17）のであって、条例において定められた「契約類型」に当てはまる契約の全てについて長期継続契約の締結が許容されるものではない。

本件各契約は、仕様書の記載によれば、「毎日0:00~24:00（24時間通年）、警備対象が無人の状態となり、甲（委託者）のセットによる警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、甲のセットによる警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。午前0時において警備操作がなされていない場合は、その原因を確認すること。」とされており（各契約共通）、このような機械警備は、その契約業務の性質上、一日も欠かすことのできないものであるといえるから、自治令第167条の17の要件への該当性については問題ないとする。

そして、本契約は、長期継続契約に関する自治令第167条の17を受けて制定されている、岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号「その他の翌年度以降にわたり経常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要があると認められる契約」、さらにこれを受けて制定されている岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則第4条第1号の「建物警備」に該当する。

- (2) 同施行規則第5条本文においては、「条例第2条第2号に規定する契約期間は、5年を超えない期間で、契約の性質又は目的を勘案して、適正かつ合理的な期間とする。」と規定されている。また、「長期継続契約制度運用基準」第5条第2号において、「役務の提供は、施行規則第5条本文のとおり、5年を超えない期間で、できる限り短い合理的な期間とする。この合理的な期間は、物価変動や技術革新の状況を考えると原則として2年又は3年とする。」とされている。

本契約はいずれも3年を超えているが、この点について、「長期継続契約制度運用基準」第5条第2号は、「4年若しくは5年の期間の契約・・・は、3年以内では、契約締結が困難なものについて、真にやむを得ない期間に限り、例外的に認められるものであり、その適用に当たっては、取引の実情等を詳細に調査するなど、慎重に検討すること。」と規定している。

本件各契約の内容は機械警備であり、特に「3年以内では、契約締結が困難」といった事情は認められない。

本件各契約について長期継続契約を締結するとしても、その期間については、3年以内では契約締結が困難であるのか、再度検討が必要である。

★★指摘315

本件各契約について長期継続契約を締結するとしても、その期間については、3年以内では契約締結が困難であるのか、再度検討されたい。

- (3) 本件各契約について、上記(1)の自治令第167条の17の要件への該当性については、「執行何兼契約方法何」等の提供された資料の中には、検討経過に関する記載がなかった。また、3年を超える期間としたことについても、取引の実情等を詳細に調査し、真にやむを得ない期間を設定したのかについての検討経過に関する記載もなかった。

長期継続契約の締結可否について審査する際には、上記の要件を満たすか否か厳格に判断し、かつ、上記要件を満たすと判断した具体的理由については、記録を残すべきである。

★★指摘 316

長期継続契約の締結可否について審査する際、自治令第 167 条の 17 所定の要件を満たすか否か厳格に判断し、かつ、要件を満たすと判断した具体的理由については記録されたい。

3 設計金額の積算

- (1) 委託設計書記載の単価について、各担当課に対し根拠資料に関するヒアリングを行った結果は下記のとおりである。

件名	回答
ほっとプラザ大供警備業務委託 [63]	人事課より「公共工事設計労務単価（令和 2 年 3 月から適用のもの）、職種：交通誘導警備員 B（岡山県）の単価を参考にしています。」との回答があった。また、本件について、参考見積はとっていないとのことであった。
南区役所灘崎支所庁舎警備業務委託 [67]	委託設計書に「参考見積から算定」との記載あり。 南区役所灘崎支所総務民生課へヒアリングを行ったところ、参考見積を 3 者からとり、これを基に算定したとのことであった。
中区役所庁舎警備業務委託 [68]	委託設計書に「見積×0.8」との記載あり。 中区役所総務・地域振興課へ「見積」とあるのは参考見積をとったということかヒアリングをしたところ、「参考見積は 1 者から徴し、それぞれの内訳に 0.8 を乗じたもので計上しています。」との回答であった。

- (2) 平成 19 年度岡山市包括外部監査においては、機械警備業務委託については市立保育園 52 園の夜間の機械警備業務委託契約について監査対象（担当課は保健福祉局保育課）となっている。当時における委託設計書につき「直接経費一式〇円、間接経費一式〇円、減価償却費一式〇円、合計〇円」との記載になっており、担当課から「10 年前に単価を決めてそのまま使用しており内訳は不明である」との回答がなされていた点について、「根拠内容が不明なまま、前のデータを引き継いでそのまま使用していることは問題である。」との意見が付されている。

この平成 19 年度監査の対象となった契約と本件各契約は別の契約であり、担当課も異なるため単純比較はできないが、少なくとも、ほっとプラザ大供警備業務委託 [63] においては公共工事設計労務単価という客観的資料に基づく積算が行われ、南区役所灘崎支所庁舎警備業務委託 [67] においては複数業者から参考見積をとった上で積算が行われており、平成 19 年度監査の意見のように「根拠内容が不明なまま、前のデータを引き継いでそのまま使用している」といった問題は見当たらない。

しかしながら、本件監査対象の 3 契約は、同じ機械警備業務でありながら算定根拠が区々となっており、設計金額積算の客観性・公正性、同種契約間の公平性という観点からは疑問が残る積算根拠となっている。また、上記中区役所庁舎警備業務委託 [68] に関する回答からは、参考見積金額に 0.8 を乗じた根拠も判然としない。

- (3) 設計金額積算の客観性・公正性、同種契約間の公平性、積算業務の円滑化といった観点からは、同種業務の委託については同じ積算基準を用いることが合理的である。そこで、設計金額の積算に当たっては、業務の類型や業態毎に、契約課が主導して市の委託契約において適用されるべき労務単価や一般管理費率等について一定の基準を定め、要綱等に定めるか、少なくとも手引：委託編に明確に記載すべきである。また、かかる基準が整備されるまでの過渡期的措

置として、契約課及び担当課においては、相互に連携しながら、同種業務に関する積算基準に関する情報を共有し、全庁的に同種業務間における積算方法の統一を図る体制を整備すべきである。この点は、第2部第4章第4節第3において述べたので、参照されたい [指摘11]。

4 契約相手方の選定

(1) 指名理由

「指名業者一覧」に記載されている指名理由は、第1「契約の概要」の「指名理由」欄に記載したとおりである。

各担当課へのヒアリングによれば、指名理由記載の要件を満たす業者は全て指名したとのことである。しかし、ほっとプラザ大供警備業務委託 [63] については指名した6者中3者が辞退、南区役所灘崎支所庁舎警備業務委託 [67] については指名した5者中3者が辞退しており、実質的競争性としては必ずしも十分ではない。もっとも、落札率は適正な水準に維持されているといえる状況であることから、今後も継続的に入札状況を注視し、実質的競争性が低下した場合には、第1款の市庁舎等警備他業務委託(再) [7] の入札参加資格を参考に、委託規程第10条第3項に基づき「準市内業者」まで範囲を拡大するなど、必要に応じて競争性を高める対応を行うべきである。

★意見 110

継続的に入札状況を注視し、実質的競争性が低下した場合には、入札参加資格を「準市内業者」まで範囲を拡大するなど、必要に応じて実質的競争性を高める対応を行われたい。

(2) 追加指名

本件各契約は、いずれも指名業者の一部が辞退したため、入札参加者数が5者に満たないまま入札が実施されている。しかし、第2部第5章第4節第2-8において記載したとおり、市規則第20条第1項で原則として5者以上を指名しなければならないとしているのは、最低限の競争性を確保するために設けられた数字と解され、5者を指名したとしても実際の入札が3者で行われれば、市規則が意図する競争性は実質的には確保されていないということになる。

そこで、入札における実質的競争性を担保するため、指名業者に対して辞退をする場合の期限を定め、辞退によって入札参加者が5者に満たなくなる場合は、5者に満つるまで追加指名を行うという運用に改めるべきである。

★★指摘 317

入札における実質的競争性を担保するため、指名業者に対して辞退をする場合の期限を定め、入札辞退によって入札参加者が5者に満たなくなる場合は追加指名を行うという運用に改められたい。

(3) 履行確保に関する調査

本件各契約においては、履行確保に関する調査が実施されているところ、「履行確保等に関する調査票」の調査項目には、「(3) 労務費単価が法定最低賃金未満の金額となっていないこと」というものがある。

ほっとプラザ大供警備業務委託 [63] については、同項目の調査結果として「調査対象業者の給与支給基準(社外秘)は法定最低賃金を上回っているとのことである。」との記載があるため、何らかの根拠資料の提出を求めて確認したのか人事課へヒアリングしたところ、「調査時に口頭で確認をとったのみ」との回答であった。

また、中区役所庁舎警備業務委託 [68] についても、同項目の調査結果として「当委託は機械警備業務であり、人件費については同社が請け負う他の施設と複合して考えなければならない為、今回提出のあった内訳書では本業務従事者単体での勤務条件は確認できないが、同社の求人情報を確認したところ、最低賃金以上の金額であったことから、法定賃金は守られているものと考えられる。」との記載があった（中区役所総務・地域振興課からの回答では、この求人情報は目視によって確認したもので、対象業者からの提出は受けていないとのことである。）。

なお、南区役所難崎支所庁舎警備業務委託 [67] については、提出資料から県最低賃金をクリアしていることを確認したとのことである。

第2部第5章第4節第8-3においても記載したが、労務費の点につき、「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」（令和3年9月24日閣議決定）において、「国等は、特に人件費率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収を徹底し、最低賃金額を下回る人件費でないことに留意するとともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。」とされている。これは、地方公共団体が発注する契約についても同様に当てはまるものといえる。

上記のほっとプラザ大供警備業務委託 [63] における口頭による確認や、中区役所庁舎警備業務委託 [68] における求人情報の目視による確認という調査方法は、「履行確保に関する調査」の趣旨に照らして不十分であるといわざるを得ないし、上記「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」が求めている「人件費が明記された入札価格内訳書の徴収を徹底」がなされていない。

最低賃金額未満の賃金しか支払わない場合は最低賃金法違反となるのであるから、この調査項目については、対象業者へ当該委託業務に関する労務費単価が最低賃金以上になることを証明する資料の提出を求めて、明確な資料に基づき確認を行うべきである。「履行確保に関する調査」制度自体の実効性については、第2部第5章第4節第8-4で述べたとおり疑問もないではないが、「(3) 労務費単価が法定最低賃金未満の金額となっていないこと」という調査項目を設けた以上は厳格に運用しなければ意味がない。

★★指摘 318

低入札価格調査及び履行確保の調査の際、「労務費単価が法定最低賃金未満の金額となっていないこと」という調査項目の調査のため、必ず入札価格内訳書及び客観的な裏付け資料の提出を求め、労務費単価を確実に確認されたい。

第4節 庁舎等清掃業務委託契約

第1款 庁舎等清掃他業務委託（2契約）

第1 契約の概要

件名	分庁舎清掃業務委託 [14]	本庁舎等清掃他業務委託 [15]
契約目的	分庁舎の衛生的な職場環境を維持するため必要な清掃、一般廃棄物の集積、分別を行う。	本庁舎等の衛生的な職場環境を維持するため必要な清掃、一般廃棄物の集積、分別を行う。事業系一般廃棄物の運搬を行う。

契約年月日	R2.4.1	R2.4.1
許容価格	5,428,500 円 (非公表)	27,722,200 円 (非公表)
契約金額	5,334,780 円	27,654,000 円
落札率	98.27%	99.75%
契約方法	指名競争入札 (自治令第 167 条第 1 号)	指名競争入札 (自治令第 167 条第 1 号)
選定理由	①市内業者、②業種「清掃」、業種細区分「庁舎・事務所清掃」希望順位 1 位、③建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」のいずれかの登録業者、④H28.4.1 以降の 1 年以上の間、3000 m ² 以上の官公庁施設において常駐清掃を元請で受託実績があり、契約課へ業務実績調書を提出している業者	①及び③は左記と同様。②業種「清掃」、業種細区分「庁舎・事務所清掃」希望順位 1 位登録業者であり、かつ、業種「廃棄物」、業種細区分「一般廃棄物収集運搬」の登録業者、④H28.4.1 以降の 1 年以上の間、官公庁施設において常駐清掃を元請で受託実績があり、契約課へ業務実績調書を提出している業者
入札者数	16	2
指名業者数	17 者指名 (1 者辞退)	5 者指名 (3 者辞退)
担当課	総務局庁舎管理課	総務局庁舎管理課
契約相手方	株式会社エヌイーティー	株式会社サピックス

第2 監査対象として選定した理由

双方の契約ともに指名競争入札が行われているが、落札率が極めて高率であることから、指名競争入札の実施要件を満たしているといえるか、入札状況に不自然な点はないか、競争性の確保が十分に行われているか等につき確認した上、より競争性を高める方策の実施可能性についても検討するため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 監査結果

1 指名競争入札の実施要件 (自治令第 167 条第 1 号) への該当性

(1) 各契約について、担当課が具体的にどのような理由に基づき、自治令第 167 条第 1 号の「性質又は目的が一般競争入札に適しない」に該当するものと判断したのかにつき、庁舎管理課へヒアリングしたところ、下記の回答があった。

件名	回答
分庁舎清掃業務委託 [14]	庁舎・事務所清掃を履行でき、「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」のいずれかの登録業者であり、市庁舎と同等規模の官公庁施設において受託実績がある業者を指名するため。
本庁舎等清掃他業務委託 [15]	庁舎・事務所清掃を履行でき、「一般廃棄物収集運搬」の登録業者であり、「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」のいずれかの登録業者であり、市庁舎と同等規模の官公庁施設において受託実績がある業者を指名するため。

(2) しかし、これらの回答は、指名競争入札における業者の指名理由を並べているだけで、自治令第 167 条第 1 号の要件を満たすことの合理的説明とはいえない。

また、上記(1)各記載の目的のためということであれば、制限付一般競争入札の実施によっても同じ目的は達成できるといえる。

したがって、指名競争入札による契約相手方の選定については見直しを行い、制限付一

般競争入札を実施すべきである。

★★指摘 319

庁舎清掃業務委託に係る契約については、一般競争入札を実施されたい。

2 設計金額の積算

(1) 人件費単価

いずれの契約についても、1 m²当たりの労務費単価に面積を乗じる方法により積算がなされている。また、項目によっては1回当たりの単価に清掃回数に乗じて積算がなされている。

これらの単価の根拠資料について庁舎管理課へヒアリングをしたところ、「物価資料等（具体的には、建設物価、建設施工単価、積算資料）により決定している。」との回答であった。

(2) 業務管理率及び一般管理費率

いずれの契約についても、「共通費」の項目に「業務管理率 6%」、「一般管理率 20%」の記載がある。分庁舎清掃業務委託 [14] の委託設計書の「共通費」につき「業務管理率 6%」及び「一般管理率 20%」とした根拠について庁舎管理課にヒアリングしたところ、「過去の実績等を元に決定した。」とのことであった。この回答によれば、過去の受託業者との契約金額を元に決定されたということに過ぎず、客観性・公正性が担保されているとはいえないということに加え、過去の受託業者のみが入札において優位となることは明らかであるから、不適切といわざるを得ない。

一般委託・役務等の契約全般を通して、一般管理費率のような間接経費については積算根拠が一見して分からないものが複数あった。契約課へのヒアリングによれば、一般管理費率については、各契約担当課において案件毎に判断しているとのことであるが、何らの基準もなく各担当課が自由に間接経費の率を定められることとなれば、公平性が害されるし、不相当に間接経費が計上されれば市民の納税を原資とする費用が不相当に支出されることになってしまう。そこで、設計金額積算の客観性・公正性、同種契約間の公平性、積算業務の円滑化といった観点からは、同種業務の委託については同じ積算基準を用いることが合理的である。

そこで、設計金額の積算に当たっては、業務の種類や業態毎に、契約課が主導して市の委託契約において適用されるべき労務単価や一般管理費率等について一定の基準を定め、要綱等に定めるか、少なくとも手引：委託編に明確に記載すべきである。また、かかる基準が整備されるまでの過渡期的措置として、契約課及び担当課においては、相互に連携しながら、同種業務に関する積算基準に関する情報を共有し、全庁的に同種業務間における積算方法の統一を図る体制を整備すべきである。この点は、第2部第4章第4節第3において述べたので、参照されたい [指摘 11]。

3 契約相手方の選定

(1) 指名業者の選定理由

ア 上記第1記載の④の選定理由をみると、分庁舎清掃業務委託 [14] においては「H28.4.1以降の1年以上の間、3000 m²以上の官公庁施設において常駐清掃を元請で受託実績があり、契約課へ業務実績調書を提出している業者」、本庁舎等清掃他業務委託 [15] においては「H28.4.1以降の1年以上の間、官公庁施設において常駐清掃を元請で受託実績があり、契約課へ業務実績調書を提出している業者」とされており、分庁舎清掃業務委託 [14] において「3000 m²以上の」という要件が加重されている。しかしながら、両者の業務を比較すると、本庁舎等清掃他業務委託 [15] のほうが事業系一般廃棄物の運搬も含まれており業務範囲が広いし、許容価格も高額である。そうだとすれば、一般論として、本庁舎等清掃他業

務委託 [15] について分庁舎清掃業務委託 [14] よりも厳しい要件を付すのであればともかく、分庁舎清掃業務委託 [14] について本庁舎等清掃他業務委託 [15] より厳しい要件を設定する合理的理由は認められない。

分庁舎清掃業務委託 [14] について、選定理由の「H28.4.1 以降の 1 年以上の間、3000 m² 以上の官公庁施設において常駐清掃を元請で受託実績があり、契約課へ業務実績調書を提出している業者」から「3000 m²以上の」という要件は削除すべきである。

★★指摘 320

分庁舎清掃業務委託 [14] について、選定理由の「H28.4.1 以降の 1 年以上の間、3000 m² 以上の官公庁施設において常駐清掃を元請で受託実績があり、契約課へ業務実績調書を提出している業者」から「3000 m²以上の」という要件は削除されたい。

イ また、本契約はいずれも上記第 1 記載の④の選定理由において、平成 28 年 4 月 1 日以降の 1 年以上の間に官公庁施設において常駐清掃を元請で受託実績があることを求めている。

この点については、「令和 3 年度中小企業者に対する国等の契約の基本方針について」（令和 3 年 9 月 24 日閣議決定）12 頁において、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、「国等は、役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないよう配慮するものとする。」とされており、これは地方公共団体が発注する契約にも妥当するし、契約の履行の確保に支障がない限りは一般競争入札のみならず指名競争入札においても妥当するといえる。

本契約いずれにおいても、上記第 1 記載の①ないし③の選定理由を満たせば、特段、契約の履行の確保に支障が生じるとは考え難い。同じ清掃業務である下記第 2 款の東区役所庁舎等清掃業務委託 [31] 等及び第 3 款のオリエント美術館清掃業務委託 [32] においては、本契約のような過去の受注実績を選定理由としていない。

本契約いずれにおいても、選定理由のうち、平成 28 年 4 月 1 日以降の 1 年以上の間に官公庁施設において常駐清掃を元請で受託実績があることという要件は削除すべきである。

★★指摘 321

選定理由のうち、平成 28 年 4 月 1 日以降の 1 年以上の間に官公庁施設において常駐清掃を元請で受託実績があることという要件は削除されたい。

(2) 入札状況の概要

ア 分庁舎清掃業務委託 [14] においては、上記第 1 のとおり、指名した 17 者のうち 1 者が辞退し、16 者で入札が実施されている。許容価格以下の入札は落札者 1 者のみであった。

このように 16 者という比較的多数の入札者があり、しかも本契約は毎年同じ内容で発注されていると思われ、過去の契約金額からある程度の許容価格が予測できると思われる状況下において、許容価格以下の入札が 1 者という状況は一般論としては不自然である。

このような入札結果になっていることの原因究明及び入札における実質的競争性確保のための方策（例えば、上記のような状況であれば、本契約については許容価格を事前公表し、許容価格以下の入札しか認めないことにより競争性を確保することも考えられる。）を検討すべきである。

★★指摘 322

分庁舎清掃業務委託 [14] について、許容価格以下の入札が 1 者という入札結果になっていることの原因究明及び入札における実質的競争性確保のための方策を検討されたい。

イ 本庁舎等清掃他業務委託 [15] においては、指名した 5 者が 1 回目の入札に参加したものの、許容価格以下の入札がなかった。2 回目からは 5 者のうち 3 者が辞退し、2 者で入札が実施されている。当該 2 者により許容価格以下になるまで 2 回目、3 回目の入札が行われた後に落札者が決定している。この入札の経過からすれば、非公表の許容価格の情報が流出していたと疑われるような不自然な点はあったものとは認められない。

しかし、本契約は毎年同じ内容で発注されていると思われ、過去の契約金額からある程度の許容価格が予測できると思われる状況となっていることは、分庁舎清掃業務委託 [14] と同様であるところ、許容価格以下の入札がなされるまでに 3 回の入札がなされるという経過は、一般論として確実に「偶然」の事象とまでは評価できない。

このような入札結果になっていることの原因究明及び入札における実質的競争性確保のための方策（例えば、本契約については許容価格を事前公表し、許容価格以下の入札により競争性を確保することが考えられる。）を検討すべきである。

★★指摘 323

本庁舎等清掃他業務委託 [15] について、許容価格以下の入札が 1 者という入札結果になっていることの原因究明及び入札における実質的競争性確保のための方策を検討されたい。

4 再委託

庁舎管理課へのヒアリングによれば、いずれの契約についても再委託はなされていないこととであった。なお、いずれの契約においても仕様書においては再委託に関する記載がなく、契約書第 6 条において、受託者が委託業務の一部を再委託する場合は、相手方の名称及びその他岡山市が必要と認める事項をあらかじめ岡山市へ通知しなければならないと定められているのみで、市が承認手続を行うことは定められていない。

しかし、本件各契約は指名競争入札が実施されており、業者の個性に着目して受託者が選定されているのであるから、再委託する場合には、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを仕様書に定めるべきである。

また、契約書第 6 条の受託者による「通知」のみを求めている点を変更し、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」という規定へ変更すべきである。

★★指摘 324

委託契約書及び仕様書において、再委託する場合につき、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを定められたい。

5 監督・検査

(1) 監督

監督の一環として、毎日の業務日誌が提出されている。ただし、業務日誌の内容は、清掃箇所が一覧とされており、当該箇所を清掃した場合にチェックしていくという内容であり、受託者の業務の質までをこの業務日誌の記載からチェックできるとはいい難い。

(2) 検査

検査については、契約書、仕様書（本契約においては仕様書に業務内容や清掃箇所についての詳細な記載あり）、業務日誌、委託業務完了届に基づき行われているが、客観的に清掃が綺麗に行われているか等の受託者の業務の質については、上記(1)の監督時と同様、これらの関係書類からチェックできるとはいい難い。

(3) アンケート調査及びモニタリング調査の必要性

本件各契約における委託業務は、市民も利用する市庁舎の清掃であり、市民へのサービスを内容としている。市民へのサービスの質をより向上させていくためには、来庁した市民に受託者のサービスの内容、質に関するアンケートに協力してもらう方法により受託者の業務の質をチェックするということが考えられる。

また、例えば、清掃業務については、「清掃の対象箇所にごみがなく清潔に保たれているか」、「ソファ等の備品に埃が付着していないか」といった細かなチェック項目を設け、定期的にチェックするモニタリング調査を行うことも有用である。

庁舎管理課へのヒアリングによれば、「業務の性質上、庁内に汚れている箇所があれば、市民・職員から連絡があり、その都度清掃を行うことから基本的に庁舎の美観が保たれており、アンケートやモニタリング調査等は検討しておりません。」との回答があったが、このように市民や職員から指摘された場合のチェックの他に、定期的にモニタリング調査によってチェックされることになれば受託者が業務の質を向上しようとするインセンティブにもなり、有用であると考えられる。

市民サービスの業務委託を行う場合、市民へのアンケート調査やモニタリング調査を定期的に実施すべきである。

★★指摘 325

市民サービスの業務委託を行う場合、市民へのアンケート調査やモニタリング調査を定期的に実施されたい。

6 変更契約

分庁舎清掃業務委託 [14] については変更契約がなされており、「変更執行伺書」添付の「変更執行伺明細書」の「変更理由」には「新型コロナウイルスの影響により、当初見込みを上回ったため」、「委託設計書 (変更)」の「変更理由」には「新型コロナウイルスの影響による数量が当初見込みを上回った」との記載がある。

この点につき、当初の委託設計書のどの項目の数量が当初見込みを上回ったのか庁舎管理課へのヒアリングを行ったところ、「消毒用アルコール液・手洗い用液体石鹸」との回答があった。さらに、ヒアリングによれば、上記「委託設計書 (変更)」以外に「委託業務打合せ簿」が作成されているとのことであり、当該打合せ簿には、新型コロナウイルスの影響で、消毒用アルコール液・手洗い用液体石鹸の消費量が当初の見込みを大きく上回っていること、その不足量等記載され、契約金額の増額が必要な理由や数量が記載されていた。

この打合せ簿の記載に照らせば、本件変更契約については、その必要性・許容性が認められる。

しかしながら、上記の「変更執行伺明細書」や「委託設計書（変更）」の「変更理由」の記載自体からは、かかる必要性、許容性が判断できる内容にはなっていない。

当初の契約における契約金額を増額する場合には合理的な変更理由が必要であり、かかる変更理由については、変更契約の決裁に際して明確にされている必要があり、そのためには、「変更執行伺書」添付の「変更執行伺明細書」の「変更理由」に明確に記載されている必要がある。

「変更執行伺書」添付の「変更執行伺明細書」の「変更理由」にも、具体的にいかなる理由で変更されたのか詳細な記載をすべきである。また、当該「変更理由」は「別紙委託設計書（変更）のとおり」といった記載をすとしても、「委託設計書（変更）」の「変更理由」には、具体的にいかなる理由で変更されたのかにつき、詳細な記載をすべきである。

★★指摘 326

変更執行伺明細書には変更契約の理由を具体的に記載されたい。

第2款 区役所庁舎等清掃業務委託（3契約）

第1 契約の概要

件名	東区役所庁舎等清掃業務委託 [31]	南区役所庁舎清掃業務委託 [33]	中区役所庁舎等清掃等業務委託 [37]
契約目的	①東区役所庁舎の日常清掃、定期清掃、ごみ運搬・分別等、②東消防署の床面脂仕上補修作業、③水道局東管路整備課の日常清掃、定期清掃、臨時清掃、雑作業	南区役所庁舎の日常清掃業務及び定期清掃業務を行う。	岡山市中区役所庁舎等の清掃、一般廃棄物の集積、分別、収集、運搬を行う。
契約年月日	R2.4.1	R2.4.1	R2.4.1
許容価格	非公表	4,310,570円（非公表）	非公表
契約金額	5,775,000円	4,171,200円	5,280,000円
落札率	—	96.77%	—
契約方法	指名競争入札（自治令第167条第1号）	指名競争入札（自治令第167条第1号）	指名競争入札（自治令第167条第1号）
指名理由	①市内業者のうち住所が東区管内、②業種が「清掃」「庁舎・事務所等」、③従業員が5名以上、④希望順位が1位までの条件を満たす業者から5者指名	①市内業者のうち本社が南区、②業種細区分「庁舎・事務所清掃」、③ビル管理法に基づく建築物清掃業又は建築物総合管理業の登録業者、④希望順位1位の業者全5者を指名	①市内業者、②清掃業種の「庁舎・事務所清掃」、③廃棄物の一般廃棄物収集運搬に登録、④希望順位1位の業者全7者
入札者数	5	5	7
担当課	東区役所総務・地域振興課	南区役所総務・地域振興課	中区役所総務・地域振興課
契約相手方	有限会社西大寺環境施設管	株式会社オークスコーポレ	株式会社研美社

	理センター	ーション	
--	-------	------	--

第2 監査対象として選定した理由

いずれの契約においても指名競争入札が行われているが、落札率が高率なものもあり、より競争性を高める方策を検討するなど、監査の必要性が高いと考えたもの。また、同種の契約間で比較検討を行うため、上記3契約を選定した。

第3 監査結果

1 指名競争入札の実施要件（自治令第167条第1号）への該当性

- (1) 各契約について、担当課が具体的にどのような理由に基づき、自治令第167条第1号の「性質又は目的が一般競争入札に適しない」に該当するものと判断したのかにつき、担当課にヒアリングしたところ、下記の回答があった。

件名	担当課からの回答
東区役所庁舎等清掃業務委託 [31]	岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱第2条より、一般競争入札を試行する委託等は、許容価格が20万SDR（3000万円）以上のもの及び許容価格が20万SDR（3000万円）未満の業務のうち、市長が特に必要と認めたものとしてなっています。当該委託は、20万SDR（3000万円）未満の業務であり、かつ、市長が特に認めたものに該当しないため、指名競争入札としました。
南区役所庁舎清掃業務委託 [33]	岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱第2条では、一般競争入札を行う委託業務は、許容価格が20万SDR（約3000万円）以上の業務及び許容価格が20万SDR未満で特に市長が必要と認めた業務としており、本委託業務はこのどちらにも該当しないため一般競争入札に適しないと判断しました。
中区役所庁舎清掃等業務委託 [37]	業務が多岐に渡り、業務を遂行するには清掃業務に精通した業者である必要があるためです。

- (2) このうち、上記東区役所庁舎等清掃業務委託 [31] 及び南区役所庁舎清掃業務委託 [33] の回答は、「岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱」第2条に従って判断したとするものであるが、第2部第5章第4節第1-3において述べたとおり、同条の規定自体が自治法第234条第2項・自治令第167条第1項に反するものであるため、同要綱については改正が必要である [指摘55]。

- (3) また、中区役所庁舎清掃等業務委託 [37] の回答については、そもそも清掃業務自体が特殊な技術を多く求めない一般的な業務であり、上記回答内容から「性質又は目的が一般競争入札に適しない」とはいえない。自治令第167条第1号の趣旨は、本来、契約の履行に特殊な技術を要する等の事情のため、一般競争入札では契約の目的を達することが困難な場合に、一定の履行能力を有する者を指名することで履行を担保する点にあるのであって、本件の庁舎の清掃業務についてはかかる趣旨が妥当しない。

庁舎清掃業務については、契約相手方の選定方法について見直しを行い、一般競争入札による選定を行うべきである。

★★指摘327

庁舎清掃業務委託に係る契約については、一般競争入札を実施されたい。

2 設計金額（労務費単価）の積算

(1) 東区役所庁舎等清掃業務委託 [31]

委託設計書の「日常清掃業務」を例にみると、1 m²当たり労務費単価が記載され、これに面積を乗じ、さらに数量（清掃の回数）を乗じて計算がなされている。労務費単価については、備考欄に第1ないし19号単価表の記載がある。東区役所総務・地域振興課からのヒアリングによれば、これらの単価表は、国土交通省が公表している建築保全業務積算要領の建築保全業務労務単価に基づき単価表を作成したとのことである。

(2) 南区役所庁舎清掃業務委託 [33]

委託設計書の「日常清掃業務」を例にみると、記載は、1 m²当たりの労務費単価が記載され、これに面積を乗じ、さらに数量（清掃の回数）を乗じて計算がなされている。単価の根拠については、「建築保全業務積算基準 P162 で弾性床と硬質床が同じ歩掛りで同じことから弾性床単価を採用」や「積算資料（広島）参照」といった記載がある。

(3) 中区役所庁舎清掃等業務委託 [37]

委託設計書の「日常清掃業務」を例にみると、1 m²当たり労務費単価が記載され、これに面積を乗じ、さらに数量（清掃の回数）を乗じて計算がなされている。労務費単価については、備考欄に第1ないし10号明細表の記載がある。中区役所総務・地域振興課へのヒアリングによれば、これらの明細表は、清掃内容に該当する「建設物価」の単価表に記載のある数値を採用したとのことである。

(4) 小括

以上のように各契約を比較すると、積算に用いている労務費単価の根拠資料が区々となっている。しかし、設計金額の客観性・公平性の観点から、同種業務には共通の根拠資料が用いられるべきであるし、それにより積算業務の煩雑さを避けることもできる。

そこで、設計金額の積算に当たっては、業務の種類や業態毎に、契約課が主導して市の委託契約において適用されるべき労務単価（例えば、東区役所庁舎等清掃業務委託 [31] において根拠とされた建築保全業務積算要領の建築保全業務労務単価を用いるといったような、自動的に更新されている資料を指定するという方法もあり得る。）や一般管理費率等について一定の基準を定め、要綱等に定めるか、少なくとも手引：委託編に明確に記載すべきである。また、かかる基準が整備されるまでの過渡期的措置として、契約課及び担当課においては、相互に連携しながら、同種業務に関する積算基準に関する情報を共有し、全庁的に同種業務間における積算方法の統一を図る体制を整備すべきである。この点は、第2部第4章第4節第3において述べたので、参照されたい [指摘11]。

3 契約相手方の選定

(1) 指名理由の合理性

指名業者の指名理由は上記第1記載のとおりである。

東区役所庁舎等清掃業務委託 [31] は「東区」、南区役所庁舎清掃業務委託 [33] は「南区」の業者に限定されており、それぞれ5者入札に参加している。中区役所庁舎清掃等業務委託 [37] は一般廃棄物収集運搬が業務に含まれるため「市内業者」とされ、「中区」といった限定がなされていない。東区役所庁舎等清掃業務委託 [31] 及び南区役所庁舎清掃業務委託 [33] の2つの契約については、担当課へのヒアリングによれば条件を満たす業者全て指名したとのことである。この地域による限定の理由について、各担当課へヒアリングしたところ、東区は「清掃員の欠員が生じる事態が発生した場合に早急に対応をしてもらうため、選定業者の住所を東区にしました。」、南区は「本社が遠隔地にある場合、清掃員の欠員などの緊急時に早急に対応することが困難である可能性があることや、南区内に清掃業者が6社存在し、競争性が確

保されていると判断できることから、業者の選定を南区に限定しております。」とのことであった。

しかし、各区という狭いエリアに限定しなくとも、少なくとも市内業者であれば緊急時の対応に支障を来すことは一般的に考えられない。令和2年度はいずれの契約も5者入札に参加しているが、上記ヒアリングによれば条件を満たす業者自体5者であったということであり、指名業者が辞退し、入札参加者数が5者に満たない事態になれば入札における競争性の担保は不十分なものになってしまう。

そこで、指名競争入札の競争性、公平性の担保という観点からは、合理性の認められない理由による指名業者の限定は避けるべきであり、当該地域に限定した指名によっても競争性・公正性が確実に担保されていると客観的に認められる状況でない限り、原則として各区の特定のエリア内に限定して指名する運用は行わないよう改めるべきである。

★★指摘 328

競争性・公正性が確実に担保されていると客観的に認められる状況でない限り、原則として「区」のような狭いエリアに限定して指名する運用は行わないよう改められたい。

(2) 指名理由の差異

また、東区役所庁舎等清掃業務委託 [31] は「従業員が5名以上」、南区役所庁舎清掃業務委託 [33] は「ビル管理法に基づく建築物清掃業又は建築物総合管理業の登録業者」という条件が定められており、同じ業務内容でありながら異なる条件が定められている。

しかし、このように同じ業務でありながら指名理由が異なることについて合理的な理由は認められないし、各担当課の指名理由の定め方によっては条件を満たす業者が少数に絞られることにもつながり、指名基準の公正性の観点からも問題がある。

そこで、清掃業務といった委託契約における典型的な業務類型については、仮に指名競争入札を行う場合であっても、一定の共通した指名理由に従って業者を指名すべきである。

★★指摘 329

清掃業務といった委託契約における典型的な業務類型については、指名競争入札を行うに当たって、一定の共通した指名理由に従って業者を指名されたい。

4 再委託

担当課へのヒアリングによれば、いずれも再委託はなされていないとのことである。なお、いずれの契約においても仕様書においては再委託に関する記載がなく、契約書第6条において、受託者が委託業務の一部を再委託する場合は、相手方の名称及びその他岡山市が必要と認める事項をあらかじめ岡山市へ通知しなければならないと定められているのみで、市が承認手続を行うことは定められていない。

しかし、本件各契約は指名競争入札が実施されており、業者の個性に着目して受託者が選定されているのであるから、再委託する場合には、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを仕様書に定めるべきである。

また、契約書第6条の受託者による「通知」のみを求めている点を変更し、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」という規定へ変更すべきである。

★★指摘 330

委託契約書及び仕様書において、再委託する場合につき、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを定められたい。

5 監督・検査

(1) 監督

委託業務の執行に関する検査において受託者へ提出されている資料について各担当課にヒアリングをしたところ、各契約においても日常清掃について、毎日の作業日報を提出されているとのことであった。提供された作業日報等の資料の記載内容は下記のとおりである。

件名	作業日報等の記載内容
東区役所庁舎等清掃業務委託 [31]	「清掃作業報告書」を提出させているとのことであった。「清掃作業報告書」には、清掃場所（例えば「1階男子便所」等）が表に列挙されており、清掃を行った場所にチェックをしていくという内容になっている。
南区役所庁舎清掃業務委託 [33]	「清掃作業日報」という作業日報で、作業場所と作業内容が記載され（例えば、「玄関ホール」については、「床面拭き・掃き」「汚れ箇所の水・洗剤拭き」「フロアーマット除塵（適宜洗浄）」「扉ガラス部分拭き」「吸い殻拾い・灰皿清掃並びにゴミ屑処理」「ソファ・消火器等備品什器の除塵」「金属部分等磨き上げ」と記載されている）、作業を行ったところにチェックをしていくという内容になっている。
中区役所庁舎清掃等業務委託 [37]	「清掃作業日誌」という作業日報で、清掃場所（例えば「1階宿直室」など）と作業内容（例えば「床面の拭き・掃き」など）が表に列挙されており、行った作業をチェックしていくという内容になっている。

これらの作業日報からは、指定した箇所について清掃作業を行ったかどうかのチェックは可能であるが、作業内容の質まではチェックをすることは難しい内容といえる。

(2) 検査

仕様書、作業日報、委託業務完了届の提出がなされ、これらに検査が基づき行われているが、客観的に清掃が綺麗に行われているかという受託者の業務の質については、上記(1)の監督時と同様、これらの関係書類からチェックできるとはいえない。

(3) アンケート調査及びモニタリング調査の必要性

第1款の分庁舎清掃業務委託 [14] 等と同様、本件各契約における委託業務は、市民も利用する区役所の庁舎の清掃であり、市民へのサービスを内容としている。市民へのサービスの質をより向上させていくためには、来庁した市民に受託者のサービスの内容、質に関するアンケートに協力してもらう方法により受託者の業務の質をチェックすることが考えられる。

また、例えば、清掃業務については、「清掃の対象箇所にごみがなく清潔に保たれているか」、「ソファ等の備品に埃が付着していないか」といった細かなチェック項目を設け、定期的にチェックするモニタリング調査を行うことも有用である。

市民へのアンケートやモニタリング調査に関する実施・検討状況について各担当課へヒアリングをしたところ、南区役所総務・地域振興課からは、市民へのアンケートやモニタリング調査について、「現時点ではそれらの調査を行うことについて検討しておりません。ただし、市民から業務に関する苦情等を受け、適切なサービスが行われていないと市で判断した場合は、当該業者へ指導を行うことがあります」との回答があった。また、東区役所総務・地域振興課からは「現時点でアンケート調査等は検討しておりませんが、市民の方が当該業者に対してご

意見がある場合は、市のホームページや電話を通じて、意見を承り、市民満足度向上のため、当該業者へ指導を行うことにしております」との回答があった。中区役所総務・地域振興課からは、「アンケート等や調査は実施及び検討しておりません。」との回答があった。

しかし、市民へのサービスの質をより向上させていくためには、市民や職員から指摘された場合のチェックの他に、定期的にモニタリング調査によってチェックされることになれば受託者が業務の質を向上しようとするインセンティブにもなり、有用であると考えられる。

市民サービスの業務委託を行う場合、市民へのアンケート調査やモニタリング調査を定期的に実施すべきである。

★★指摘 331

市民サービスの業務委託を行う場合、市民へのアンケート調査やモニタリング調査を定期的に実施されたい。

6 自動車保険への加入

中区役所庁舎清掃等業務委託 [37] は、一般廃棄物の処理の収集運搬も業務内容としている。仕様書には「運搬業務に必要な運搬車両について、対人対物無制限の自動車保険に加入していること」との記載がある。この点について、中区役所総務・地域振興課へ受託者から自動車保険の保険証書の提出を受けて確認しているかヒアリングをしたところ、「仕様書に保険証書（証券）の提出を義務付けていないため、保険証書の写しはありません。」との回答であった。

しかし、この点については、過去に地方自治体から委託を受けて廃棄物の収集運搬を行っていた業者がその業務中に起こした交通事故について地方自治体の使用者責任を認めた裁判例があり（高知地判平成 28 年 8 月 26 日・公刊物未掲載）¹⁵⁶、受託者が任意保険に加入せず、または加入していたとしても対人対物無制限の契約内容でなかった場合、市が被害者へ賠償金を支払うことになる可能性がある。

仕様書において、受託者に対して保険証書の写しの提出を義務付け、契約内容を保険証書によって確認すべきである。

★★指摘 332

廃棄物の収集運搬に使用する車両については、仕様書において受託者に対して保険証書の写しの提出を義務付け、対人対物無制限の契約内容になっていることを確認されたい。

¹⁵⁶ 同事案では、高知市が資源物及び不燃ごみの収集を高知市再生資源処理協同組合に委託していたところ、同組合は高知市が示した業務計画に基づき収集運搬業務を行っていたことや、同組合が所有するごみ収集車の車体に「高知市資源再生処理センター」との表示をすることを容認していた等の事実から、高知市と同組合の関係は、客観的外形的にみると、緊密な一体性があると認められると判示されている。そして、高知市が、同組合がその業務に使用するごみ収集車の運行を事実上支配、管理することができ、社会通念上その運行が社会に害悪をもたらさないよう監視、監督すべき立場にあるといえる場合は、高知市は、自動車損害賠償保障法第 3 条所定の「自己のために自動車を運行の用に供する者」に当たると解すべきであるとされ、高知市の同法に基づく責任を認めている。

第3款 オリент美術館清掃業務委託

第1 契約の概要

件名	オリент美術館清掃業務委託 [32]
契約目的	オリент美術館全館の施設清掃と一般廃棄物の処理
契約年月日	R2.4.1
許容価格	5,777,200 円 (非公表)
契約金額	5,777,200 円
落札率	100%
契約方法	指名競争入札 (自治令第 167 条第 1 号)
選定理由	①「清掃：庁舎・事務所清掃」を希望順位 1 位、②市内業者、③一般廃棄物収集運搬の登録をしている業者
入札者数	6
担当課	教育委員会オリент美術館
契約相手方	株式会社サピックス
その他	不落随契

第2 監査対象として選定した理由

指名競争入札が行われているが、落札率が 100%であることから、入札状況に不自然な点がないか、あるいは、より競争性を高めることが可能か等の検討のため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 監査結果

1 指名競争入札の実施要件 (自治令第 167 条第 1 号) への該当性

本契約について、担当課が具体的にどのような理由に基づき、自治令第 167 条第 1 号の「性質又は目的が一般競争入札に適さない」に該当するものと判断したのかについて、教育委員会事務局オリент美術館 (以下「オリент美術館」という。) からヒアリングしたところ、「貴重な美術品を扱う美術館における清掃業務のため、信頼と実績のある業者に細心の注意を払い業務に臨んでもらわなくてはならない。また契約上の義務違反等が生じれば、事業に著しく支障をきたすおそれがあるため一般競争入札に適しないと判断した。」との回答であった。

業務執行場所が上記の回答にある「貴重な美術品を扱う美術館」という特殊性から、通常の一般競争入札に適しないと判断には一定の合理性が認められる。ただし、入札参加資格に過去の美術館等同等の施設における清掃業務の受託経験を定めた上で、制限付一般競争入札を行うことによって、美術館という特殊性を考慮した上でより競争性の高い方法による契約相手方の選定は可能と思われるので、制限付一般競争入札の実施についても検討すべきである。

★意見 111

指名競争入札による契約相手方の選定については見直しを行い、制限付一般競争入札の実施を検討されたい。

2 設計金額の積算

人件費について、委託設計書の記載は、「清掃員 A」「清掃員 B」「清掃員 C」につき 1 日当た

りの単価が記載され、これに作業日数を乗じて積算されている。人件費単価については、「令和2年度建築保全業務労務単価（国土交通省）の清掃員日割基礎単価に基づく。」との記載がある。清掃員 A ないし C の違いについてオリент美術館からヒアリングしたところ、「清掃員 A」は「ビルクリーニング技能士の資格を有する者又は清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験6年以上程度の者」、「清掃員 B」は「清掃業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上6年未満程度の者」、「清掃員 C」は「清掃業務について、清掃員 A 又は B の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験3年未満程度の者」とのことである。

第1款の分庁舎清掃業務委託 [14] 及び本庁舎等清掃他業務委託 [15]、並びに第2款の東区役所庁舎等清掃業務委託 [31]、南区役所庁舎清掃業務委託 [33] 及び中区役所庁舎清掃等業務委託 [37] は、労務費単価は1㎡当たりの単価を用いているところ、本契約は1日当たりの単価を用いており、異なる基準を用いている。美術館という特殊性を考慮しても、このような異なる基準を用いることに合理的根拠が認められるかは疑問が残る。労務費単価のベースとなる資料は同種の契約は共通したものをを用いた上で、清掃場所の特殊性に応じた調整をするのが妥当である。

そこで、設計金額の積算に当たっては、業務の種類や業態毎に、契約課が主導して市の委託契約において適用されるべき労務単価や一般管理費率等について一定の基準を定め、要綱等に定めるか、少なくとも手引：委託編に明確に記載すべきである。そして、担当課においては、当該基準に基づいた設計金額の積算を行う運用をすべきである。また、かかる基準が整備されるまでの過渡期的措置として、契約課及び担当課においては、相互に連携しながら、同種業務に関する積算基準に関する情報を共有し、全庁的に同種業務間における積算方法の統一を図る体制を整備すべきである。この点は、第2部第4章第4節第3において述べたので、参照されたい [指摘11]。

3 契約相手方の選定

(1) 入札状況

本契約においては6者が入札に参加している。入札結果をみると、1回目の入札では許容価格以下の入札がなく、2回目からは2者が入札しているが、3回の入札によっても入札が許容価格を超えており、金額交渉の結果、最低価格を提示した事業者（株式会社サピックス）と随意契約が成立している（いわゆる不落随契）。落札率は100%であるが、上記の経緯を経て落札者が決定していることからすると、落札率が100%となったこともやむを得ないものといえ、入札実施状況について特に不自然な点は認められなかった。

(2) 設計金額の積算内容についての検証

上記(1)のとおり、本契約は3回の入札によっても入札が許容価格を超えており、最低価格を提示した株式会社サピックスと随意契約が成立している。この経緯からすると、そもそもの設計金額の積算内容が相当性を欠くものであった可能性も否定できない。担当課の説明によれば、3回の入札によっても許容価格以上の入札しかなされなかった要因として、令和2年度が例年と異なり、半年の休館となる年度であったため、清掃の頻度等が少なく、その積算について市と業者との間で乖離が生じたことが考えられるとのことであった。

本業務委託は美術館という特殊性のある施設ということでもあり、設計金額の積算内容が適切であるか（次回の入札に備え、複数社から参考見積をとる方法も考えられる）も含め、不落随契に至った原因について、さらに検証されたい。

★意見112

貴重な美術品が収められているという施設の特殊性に鑑み、設計金額の積算が適切であったかも含め、不落随契に至った原因について、さらに検証されたい。

4 再委託

担当課へのヒアリングによれば、再委託はなされていないとのことである。なお、本契約においては仕様書においては再委託に関する記載がなく、契約書第6条において、受託者が委託業務の一部を再委託する場合は、相手方の名称及びその他岡山市が必要と認める事項をあらかじめ岡山市へ通知しなければならないと定められているのみで、市が承認手続を行うことは定められていない。

しかし、本件契約は指名競争入札が実施されており、業者の個性に着目して受託者が選定されているのであるから、再委託する場合には、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを仕様書に定めるべきである。

また、契約書第6条の受託者による「通知」のみを求めている点を変更し、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」という規定へ変更すべきである。

★★指摘 333

委託契約書及び仕様書において、再委託する場合につき、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを定められたい。

5 監督・検査

(1) 監督

担当課であるオリエント美術館からのヒアリングによれば、監督の一環として、現場作業員から「清掃業務報告書」を毎月提出させているとのことである。委託業務完了届の提出は3か月毎求め、検査も3か月毎行っている（仕様書にも検査は3か月毎に実施の旨が明記されている。）。他の清掃業務委託においては1か月毎に委託業務完了届の提出を求め、1か月毎に検査を行っている例も見られるため、3か月毎に検査を行う理由をオリエント美術館へヒアリングしたところ、「双方の業務削減のために3か月毎の検査としている。」とのことであった。

しかし、貴重な美術品が収められているという施設の特殊性に着目して、「信頼と実績のある業者に細心の注意を払い業務に臨んでもらわなくてはならない」のであれば、やはり毎月の検査を行うことが妥当である。検査回数については見直しを検討すべきである。

★意見 113

検査回数については、現行の「3か月毎」から「毎月」へ変更するなど検査回数について見直しを検討されたい。

(2) 検査

仕様書、作業日報、委託業務完了届の提出がなされ、これらに検査が基づき行われているが、客観的に清掃が綺麗に行われているかという受託者の業務の質については、上記(1)の監督時と同様、これらの関係書類からチェックできるとはいいいない。

(3) 市民へのアンケート調査及びモニタリング調査の必要性

上記の受託者に記載させている「清掃業務報告書」は清掃箇所の一覧表があり、これに清掃した箇所をチェックしていくものであり、清掃をした箇所を確認することはできるが、受託者の業務の質についてのチェックをすることができるまでの内容にはなっていない。

受託者の業務の質に関する調査方法として、市民へのアンケート調査やモニタリング調査に関する実施・検討状況について担当課へヒアリングをしたところ、これまで実施、検討されたことはないとのことであった。

しかし、第1款の分庁舎清掃業務委託 [14] 等、第2款の東区役所庁舎等清掃業務委託 [31] 等と同様、本件各契約における委託業務は、市民が美術品鑑賞のために来館する美術館の清掃であり、市民へのサービスを内容としている。市民へのサービスの質をより向上させていくためには、来館した市民に受託者のサービスの内容、質に関するアンケートに協力してもらう方法により受託者の業務の質をチェックするということが有用である。

また、例えば、清掃業務については「清掃の対象箇所にごみがなく清潔に保たれているか」「ソファ等の備品に埃が付着していないか」といった細かなチェック項目を設け、定期的にチェックするモニタリング調査を行うことも有用である。特に、「貴重な美術品を扱う美術館」という点に着目して清掃の履行能力のある受託者を選定したというのであれば、例えば「美術品に汚損、損傷を及ぼす危険がなかったか」というチェック項目を設け、厳しく審査することも必要である。定期的にモニタリング調査によってチェックされることになれば受託者が業務の質を向上しようとするインセンティブにもなり、有用である。

市民サービスの業務委託を行う場合、市民へのアンケート調査やモニタリング調査を定期的実施すべきである。

★★指摘 334

市民サービスの業務委託を行う場合、市民へのアンケート調査やモニタリング調査を定期的実施されたい。

第4款 南区維持管理センター清掃業務委託

第1 契約の概要

件名	南区維持管理センター清掃業務委託 [36]
契約目的	南区維持管理センターの清掃
契約年月日	R2.4.1
許容価格	2,070,200 円 (非公表)
契約金額	2,070,200 円
落札率	100%
契約方法	指名競争入札 (自治令第 167 条第 1 号)
指名理由	①市内の「庁舎・事務所清掃」登録のある業者、②希望順位 1 位の業者の条件を満たす全 40 者のうち、履行場所に近い 5 者を選定
入札者数	2
指名業者数	5 (3 者辞退)
担当課	南区役所地域整備課
契約相手方	株式会社エヌイーティー
その他	不落随契

第2 監査対象として選定した理由

指名競争入札が行われているが、落札率が 100%であることから、入札状況に不自然な点がないか、あるいは、より競争性を高めることが可能か等の検討のため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 監査結果

1 対象施設

本件契約に係る清掃業務の対象施設である「南区維持管理センター」は、南区役所地域整備課の説明によると、道路・公園における軽微な修繕、動物の死骸回収、清掃ゴミの回収等の現場作業を行う市職員（作業技師等）が勤務する事務所で、勤務する職員は南区役所地域整備課の所属とのことである。

2 指名競争入札の実施要件（自治令第 167 条第 1 号）への該当性

(1) 担当課からの回答

本契約について、具体的にどのような理由に基づき、自治令第 167 条第 1 号の「性質又は目的が一般競争入札に適しない」に該当するものと判断したかについて、南区役所地域整備課からヒアリングしたところ、「岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱第 2 条により、一般競争入札を試行する対象業務（測量や建設コンサル等を除く）は、許容価格が 20SDR（約 3000 万円）以上のもの及び許容価格が 20SDR 未満の業務のうち市長が特に必要と認めたものとされており、このいずれにも該当しないことから指名競争入札を行っている。」との回答であったが、これは自治法第 234 条第 2 項・自治令第 167 条第 1 項に反する解釈であり、当該契約が一般競争入札に適しないと判断する理由にはならない。岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱第 2 条については、第 2 部第 5 章第 4 節第 1-3 においても述べたとおり、同条の規定自体が自治法第 234 条第 2 項・自治令第 167 条第 1 項に反するものであるため、改正が必要である [指摘 55]。

(2) 一般競争入札の実施

上記 1 のとおり、清掃業務の対象施設である「南区維持管理センター」は市職員（作業技師等）が勤務する事務所ということであり、かかる点では、第 1 款の分庁舎清掃業務委託 [14] 等、第 2 款の東区役所庁舎等清掃業務委託 [31] 等と共通する。これらの契約においては、清掃業務の精通した業者を選定する必要性という観点から指名競争入札が実施されていたところ、そもそも清掃業務自体が特殊な技術を多く求めない一般的な業務であり、上記回答内容から「性質又は目的が一般競争入札に適しない」とはいえない。自治令第 167 条第 1 号の趣旨は、本来、契約の履行に特殊な技術を要する等の事情のため、一般競争入札では契約の目的を達することが困難な場合に、一定の履行能力を有する者を指名することで履行を担保する点にあるのであって、本件の庁舎の清掃業務についてはかかる趣旨が妥当しない。

本件の庁舎清掃業務については、契約相手方の選定方法について見直しを行い、一般競争入札による選定を行うべきである。

★★指摘 335

庁舎清掃業務委託に係る契約については、一般競争入札を実施されたい。

3 設計金額の積算

(1) 人件費単価

委託設計書によれば、1 日当たりの人件費に数量（日数）を乗じて積算されている。この積

算方法は、第3款のオリेंट美術館清掃業務委託 [32] と共通している。

ただ、本契約の委託設計書「第1号 代価表 清掃管理業務」に記載されている「人件費」の単価は、南区役所地域整備課からのヒアリングによれば、「公共工事設計労務単価における軽業員の単価」を用いているとのことである一方、オリेंट美術館清掃業務委託 [32] では委託設計書に「令和2年度建築保全業務労務単価（国土交通省）の清掃員日割基礎単価に基づく。」との記載があり、同じ積算根拠にはなっていない。また、同じ清掃業務である第1款の分庁舎清掃業務委託 [14] 及び本庁舎等清掃他業務委託 [15]、並びに第2款の東区役所庁舎等清掃業務委託 [31]、南区役所庁舎清掃業務委託 [33] 及び中区役所庁舎清掃等業務委託 [37] は、労務費単価は1㎡当たりの単価を用いており、これらとも本契約は積算方法が異なっている。

清掃といった定型的・典型的委託業務については人件費単価に関する一定の基準を示し、同種の委託業務には共通した基準を用いるべきである。そこで、設計金額の積算に当たっては、業務の種類や業態毎に、契約課が主導して市の委託契約において適用されるべき労務単価や一般管理費率等について一定の基準を定め、要綱等に定めるか、少なくとも手引：委託編に明確に記載すべきである。また、かかる基準が整備されるまでの過渡期的措置として、契約課及び担当課においては、相互に連携しながら、同種業務に関する積算基準に関する情報を共有し、全庁的に同種業務間における積算方法の統一を図る体制を整備すべきである。この点は、第2部第4章第4節第3において述べたので、参照されたい [指摘11]。

(2) 不落随契に至った原因についての検証

本契約の入札結果をみると、3回の入札によっても入札が許容価格を超えており、金額交渉結果、最低価格を提示した株式会社エヌイーティーと随意契約が成立している（いわゆる不落随契）。この経緯からすると、そもそもの設計金額の積算内容が相当性を欠くものであった可能性も否定できない。なお、南区役所地域整備課へのヒアリングによれば、過去の同契約において不落随契となったことはなく、1回目入札で落札決定していたとのことである。

設計金額の積算内容が適切であるか（次回入札に備え、複数社から参考見積をとる方法も考えられる）も含め、不落随契に至った原因について検証されたい。

★意見114

設計金額の積算が適切であったかも含め、不落随契に至った原因について検証されたい。

4 契約相手方の選定

(1) 入札実施状況

本件は5者指名されたが3者が辞退し、2者により入札が行われている。ただ、上記3のとおりに、3回の入札によっても入札が許容価格を超えており、金額交渉の結果、最低価格を提示した事業者（株式会社エヌイーティー）と随意契約が成立している。落札率は100%であるが、上記の経緯を経て落札者が決定していることからすると、落札率が100%となったこともやむを得ないものといえ、入札実施状況について特に不自然な点は認められなかった。

しかし、本契約は毎年同様の内容で発注されていると考えられることから、過去の契約金額からある程度の許容価格が予測できると思われる状況となっているといえ、3回の入札によっても許容価格以下の入札がなされなかった原因の検証は、上記の設計金額の積算の観点からのみならず、入札における実質的競争性確保の観点からも必要である。

このような入札結果になっていることの原因について検証し、入札における実質的競争性を高めるための方策を検討すべきである（例えば、本契約については許容価格を事前公表し、

許容価格以下の入札により競争性を確保することも選択肢として考えられる。)

なお、入札における競争性の向上が難しく、入札によってはこれ以上の経済性の追求が困難という場合は、業務内容の精査を含む厳正な設計金額の積算に基づく価格交渉により、単独随意契約とすることも選択肢として検討すべきである。なお、競争入札の実施よりも価格交渉を前提とする単独随意契約の方に経済的合理性があるならば、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に基づく単独随意契約が可能である。

★★指摘 336

入札における実質的競争性を高めるための方策を検討されたい。

(2) 指名理由の合理性

指名業者の指名理由は上記第 1 記載のとおりである。

条件を満たす業者が全 40 者あったところ、履行場所に近い 5 者へ絞った理由について南区役所地域整備課からヒアリングしたところ、「岡山市契約規則第 20 条第 1 項の規定により、5 者を選定しています。南区以外の各区役所でも同時期に清掃委託業務の入札があることから、指名の重複を避けるため、条件を付けて選定しています。」との回答であった。また、本契約においては 5 者指名したうち 3 者が辞退し、2 者で入札が行われていることから、例えば追加指名により、より競争性を高める方策を検討したかとの質問に対しては「入札は成立するので追加指名の検討は行っていません。」との回答であった。

しかし、第 2 部第 5 章第 4 節第 2-8 においても記載したとおり、市規則第 20 条第 1 項は、「原則として 5 人以上の入札参加者を指名しなければならない。」と規定しているにとどまり、5 者に限定して指名するとは規定されていない。指名理由の公正性、契約相手方の選定における競争性、公平性の観点からすれば、安易に指名業者を 5 者に限定する運用は避けるべきであり、所定の条件を満たす業者については特段の合理的理由がない限りは全て指名するという運用へ改めるべきである。

また、上記市規則の「5 者」という数字は、最低限競争性を確保するために設けられた数字と解される。本契約においては当初 5 者指名されていても 3 者辞退によって 2 者のみによる入札が行われており、競争性が十分に確保されていない。そこで、入札における実質的競争性を担保するため、仮に本契約において指名競争入札を維持する合理的必要性が認められる場合であっても（上記 2 記載のとおり、本契約は一般競争入札の実施を検討すべきである。）、指名業者に対して辞退をする場合の期限を定め、辞退によって入札参加者が 5 者に満たなくなる場合は追加指名を行うという方策を検討すべきである。上記南区役所地域整備課の回答にある、他の区役所との指名業者の重複を避ける必要性という点についても、①指名、②辞退、③追加指名という手続の流れのなかで相当程度避けられると思われる。

★★指摘 337

指名競争入札において、指名理由として設けた所定の条件を満たす業者については、特段の合理的理由がない限り全て指名するという運用へ改められたい。

★★指摘 338

指名競争入札における実質的競争性を担保するため、指名業者に対して辞退をする場合の期限を定め、辞退によって入札参加者が 5 者に満たなくなる場合は追加指名を行うという運用に改められたい。

5 再委託

担当課へのヒアリングによれば再委託はなされていないとのことである。なお、本契約においては仕様書においては再委託に関する記載がなく、契約書第6条において、受託者が委託業務の一部を再委託する場合は、相手方の名称及びその他岡山市が必要と認める事項をあらかじめ岡山市へ通知しなければならないと定められているのみで、市が承認手続を行うことは定められていない。

しかし、本件各契約においては指名競争入札が行われており、業者の個性に着目して受託者が選定されているのであるから、再委託する場合には、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを仕様書に定めるべきである。

また、契約書第6条の受託者による「通知」のみを求めている点を変更し、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」という規定へ変更すべきである。

★★指摘 339

委託契約書及び仕様書において、再委託する場合につき、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを定められたい。

6 監督・検査

(1) 監督

毎日の作業実績報告書（チェック式）を提出させ、これに基づき監督がなされている。ただ、これらの報告書からは、指定した箇所について清掃作業を行ったかどうかのチェックは可能であるが、作業内容の質まではチェックをすることは難しい内容といえる。

(2) 検査

委託業務完了届及び作業実績報告書により、検査がなされているが、上記(1)の監督時と同様、客観的に清掃が綺麗に行われているかという受託者の業務の質については、これらの関係書類からチェックできるとはいえない。

(3) モニタリング調査の必要性

清掃業務については、「清掃の対象箇所にごみがなく清潔に保たれているか」、「ソファ等の備品に埃が付着していないか」といった細かなチェック項目を設け、定期的にチェックするモニタリング調査を行うことも有用である。職員から指摘された場合のチェックの他に、定期的にモニタリング調査によってチェックされることになれば受託者が業務の質を向上しようとするインセンティブにもなり、有用であると考えられる。

本契約については、モニタリング調査を定期的実施すべきである。

★★指摘 340

清掃業務についてモニタリング調査を定期的実施されたい。

第5款 岡山市吉井川ふれあいプラザ浄化槽の保守点検、水質に関する検査及び清掃業務〔水質検査〕

第1 契約の概要

件名	岡山市吉井川ふれあいプラザ浄化槽の保守点検、水質に関する検査及び清掃業務〔水質検査〕 [40]
契約目的	岡山市吉井川ふれあいプラザの浄化槽の清掃を実施する
契約年月日	R2.4.1
許容価格	非公表
契約金額	72,259 円
落札率	—
契約方法	単独随意契約（自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
随意契約理由	地域の担当業者であるため
担当課	保健福祉局高齢者福祉課
契約相手方	有限会社西大寺清掃事業所 ¹⁵⁷
その他	変更契約（契約額 12,520 円減額、期間 R3.3.31 までを R2.8.31 までに変更）

第2 監査対象として選定した理由

財務会計システムの契約データ上、設計金額、契約金額ともいずれも「0」と入力され、契約内容が不明であったため、監査の必要性が高いと判断したものの。

第3 監査結果

1 随意契約理由の適正性

随意契約理由について、「指名業者一覧」という書類の「随契理由」欄には、上記第 1 記載のとおり「地域の担当業者であるため」との記載があった。

随意契約理由について、より具体的な説明を高齢者福祉課からヒアリングしたところ、「浄化槽清掃業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法により、市許可業者でしか実施することができない。岡山市ではし尿収集区域毎に許可業者を設定していて、区域の業者は 1 者のみである。」とのことであった。

この点につき、し尿収集区域毎 1 業者のみに許可を与え、当該区域の業務を独占させるという政策がそもそも妥当かどうかという問題はあるが、これは市の政策の問題として仮に一定の合理性が認められるとしても、上記の「指名業者一覧」記載の「随契理由」からは上記のような説明が読み取れない。「指名業者一覧」の「随契理由」欄には、決裁に際して判断されるべき随意契約の必要性・合理性が明確に記載されなければならないし、また、かかる随意契約理由が自治令第 167 条の 2 第 1 項各号の要件を満たしているかを後日検証するためにも具体的に記載する必要がある。

「指名業者一覧」の「随契理由」欄の記載については、随意契約の必要性・合理性が明確に読

¹⁵⁷ 財務会計システム上の契約データには、「契約相手方」として、「一般社団法人岡山環境検査センター」と記入されている。

み取れるよう、上記ヒアリングに対する回答のような具体的理由を記載すべきである。

★★指摘 341

「指名業者一覧」の「随契理由」欄の記載については、随意契約の必要性・合理性が明確に読み取れるよう、具体的理由を記載されたい。

2 財務会計システムの契約データへの未入力

上記のとおり、本契約については、財務会計システムの契約データ上、設計金額、契約金額ともいずれも「0」と入力されていた。

その理由について、高齢者福祉課へのヒアリングをしたところ、「浄化槽は撤去したため、年度の水質検査は行わなかったためと思われます」とのことであった。

しかし、本契約においても設計金額は積算され、契約金額も上記第1記載のとおり決定されているのであり、水質検査が行われなかったことと、設計金額及び契約金額が契約データに入力されていないことは必ずしも関連性が認められない。設計金額及び契約金額の欄について未入力の状態のままとなっており、かつ、本契約の帰趨が財務会計システム上から分からない状態のまま放置されているのは、契約管理上、不適切である。

第3部第1章第1節に記載したとおり、契約を管理している財務会計システム等は、契約事務の遂行の上で適切な機能を有していることが必要であるだけでなく、内部統制システムを機能させるためにも利用されるべきであり、不正防止に直接役立つ機能のみならず、契約事務に関する後日の検証に役立つ機能（契約スクリーニング等の機能）を有し、かつ、必要なデータが適切に入力されていることが望ましい。

財務会計システムの契約データには、必要事項を洩れなく入力する運用を徹底すべきである。また、契約業務の履行完了等ではないイレギュラーな理由により契約案件が終了した場合には、その経緯について財務会計システム上に入力すべきである。

★★指摘 342

財務会計システムの契約データには、必要事項を洩れなく入力する運用を徹底されたい。また、イレギュラーな理由により契約案件が終了した場合には、その経緯について財務会計システム上に入力されたい。

3 設計金額の積算

設計書には、保守点検については1か月につき1430円（消費税別）、清掃については1回につき7万円（消費税別）の単価が記載されている。高齢者福祉課へのヒアリングによれば、この単価は例年の契約内容を参考に作成したとのことである。

浄化槽の清掃という業務の特殊性を考慮するとしても、設計金額の積算根拠の客観性や金額の相当性という観点からは例年を参考にするというだけでは問題があると思われるし、このような積算方法では前年と同じ業者と随意契約をする場合には許容価格が容易に推測でき、契約金額が高止まりする要因ともなり得る。仮に、入札の実施へ変更する場合でも、従前の契約金額について知っている従来からの受託業者のみが有利になり、公正性に欠けることになる。

清掃の対象施設は異なるものの、第4款の南区維持管理センター清掃業務委託 [36] においては「公共工事設計労務単価」に基づき積算を行っているとのことであり、本契約においてもこのような客観的資料も参考としながら、客観性・公正性の担保された積算を実施すべきである。

★★指摘 343

設計金額の積算を行うに当たっては、例年の金額に依拠した積算ではなく、客観的資料も参考としながら、客観性・公正性の担保された積算を実施されたい。

4 仕様書の記載

本契約の仕様書の記載は、「1 件名」及び「2 浄化槽清掃業務」となっているが、このうち「2 浄化槽清掃業務」には以下の内容が記載されている。

2 浄化槽清掃業務				
(1) 委託する浄化槽は下表のとおり。				
施設名	住 所	形 式	容 量	内 容
吉井川ふれあいプラザ	岡山市東区西大寺浜 338	担体流動生物ろ過	10人槽	契約期間終了前最終清掃1回
(2) 業務内容				
① 浄化槽廃止前に行う必要のある最終清掃を、汚物及び汚水を引き抜き適切に処分し、槽内の洗浄・消毒を行う等、関係法令に適合するように実施すること。				
② 清掃作業は1回行い、日時は岡山市担当職員から連絡を受けた後、打ち合わせの上、決定すること。				
③ 清掃後は、浄化槽上部及び周辺を整理し、水洗いすること。				

仕様書の記載は以上であり、通常記載されている、履行期間や業務責任者の選任届出義務、作業に要する設備・器材・光熱水費等の負担区分等の委託業務内容や受託者の義務についての詳細な記載がない。また、本契約は下記4のとおり分業がなされているとのことであるが、その具体的内容についても仕様書からは一切分からない。

この点については、会計検査院が平成26年9月24日付で公表した「契約における実質的な競争性の確保に関する調査～役務契約を中心として～」においては、仕様書等に、新規に受注を希望する者が業務内容や業務量を十分理解し、適正な入札金額等を算出するために必要な情報を具体的かつ分かりやすく記載することという勧告を求めたことに関する各省庁における改善措置状況が記載されており、参考になる。

本契約は随意契約であり、入札がなされることを予定していたものではないにせよ、仕様書の記載から業務内容や業務量を十分に理解した上で契約を受注すべきことは随意契約の場合であっても当然であり、上記で引用した記載では、仕様書の内容から受注予定者が具体的な業務内容や業務量、履行期間、作業に要する設備・器材・光熱水費等の負担区分等の重要事項を契約締結前に十分に理解することが困難である。仕様書記載の業務内容はそのまま契約における業務内容となるものであり、かかる重要事項が明確にされないまま契約が締結されれば、委託者と受託者との間で委託業務の内容の理解に齟齬が生じかねず、また、委託業務の履行が適正に行われたかどうかは仕様書の記載に基づいて実施されるのであるから、仕様書に必要なかつ十分な記載がなされていないければ、委託業務の適正な履行の確保にも支障が出ることも考えられる。

また、現在は岡山市においてはし尿収集区域毎に許可業者を1者設定していることから本契約は随意契約となっているが、将来においては、当該区域の担当業者が変更されたり、市の政策変更により1つのし尿収集区域において複数の業者に許可がなされる可能性も否定できないし、かかる場合には本契約についても競争入札が行われる可能性もあり、このような場合には正に新規に受注を希望する者が仕様書の内容から業務内容や業務量を十分に理解できないという事態が現実発生してしまう。

なお、仕様書において詳細な業務が特定されることにより、初めて「性質又は目的が競争入札

に適しない」(自治令第167条の2第1項第2号)といえるか判断でき、単独随意契約とすべき必要性が裏付けられることにもなるのであり、詳細な業務が特定されない限り、単独随意契約とすべき必要性も正確には評価できないということに留意すべきである。

委託業務の内容、受託者の義務について詳細に記載した仕様書を作成すべきである。

★★指摘 344

仕様書には、委託業務内容や受託者の義務について詳細に記載されたい。

5 再委託

契約書は、①岡山市、②有限会社西大寺環境施設管理センター(以下「西大寺環境施設管理センター」という。)、③有限会社西大寺清掃事務所(以下「西大寺清掃事務所」という。)、及び④一般社団法人岡山環境検査センター(以下「岡山環境検査センター」という。)の4者による契約となっている。

「入札結果」記載の落札者は③西大寺清掃事務所であり、着手届も同社から提出されている。他方、委託業務完了届は②西大寺環境施設管理センターから提出されている。

これら4者の関係について高齢者福祉課からヒアリングをしたところ、作業の流れとして、「浄化槽の保守点検」を②西大寺環境施設管理センターが行い、「浄化槽処理水の消毒」を③西大寺清掃事務所が行い、「浄化槽の清掃」を③西大寺清掃事務所が行い、「浄化槽の水質に関する検査」を④岡山環境検査センターが行うというように分業して一連の委託業務内容を行うとのことであった。契約書第4条においても、「甲(岡山市)は次の各号に掲げる業務を当該各号に定める者に委託する。」と規定され、上記の各業務について、岡山市が直接各業者へ委託する内容となっている。

しかし、この契約形態においては、そもそも②西大寺環境施設センター及び④岡山環境検査センターは「指名業者一覧」等の資料には一切業者名が記載されておらず、これらの業者において委託業務の履行が適正になされるかどうかを市において事前検討したことすら記録上確認できない。契約金額についても、契約書の記載は第4条において、上記の「浄化槽の保守点検」、「浄化槽処理水の消毒」、「浄化槽の清掃」、「浄化槽の水質に関する検査」という業務毎の金額は読み取れるものの、いくら金額をどの業者へ支払うのかも契約書上一義的に明確にされていない。

このような契約形態では、委託業務の履行や契約金額の支払という重要事項において、紛争の発生危険性が高まると認められる。

そこで、本契約については、③西大寺清掃事務所と契約の上、その他はその下請けとするか、それぞれの業務毎に市と各業者との直接契約とするか、契約関係を整理すべきである。

★★指摘 345

本契約については、有限会社西大寺清掃事務所と契約の上、その他はその下請とするか、それぞれの業務毎に市と各業者との直接契約とするか、契約関係を整理されたい。

6 監督・検査

(1) 業務毎の報告書の提出及び監督・検査の必要性

監査に当たって担当課から提供された資料によれば、②西大寺環境施設管理センターから「管理報告書」(チェック式)が提出されているが、③西大寺清掃事務所及び④岡山環境検査センターからは報告がなされているのかも不明である。

しかし、上記のとおり大きく分けて4つの業務を3つの業者で分業するというのであれば、

それぞれの業務について、それぞれの業者から報告書の提出を求めるべきであり、それらの報告書に基づき業務・業者毎に監督・検査を行うべきである。

★★指摘 346

大きく分けて 4 つの業務を 3 つの業者で分業するというのであれば、それぞれの業務について、それぞれの業者から報告書の提出を求めるべきであり、それらの報告書に基づき業務・業者毎に監督・検査を実施されたい。

(2) モニタリング調査の必要性

受託者の業務の質をチェックする方法として、本件の契約の対象業務である「浄化槽の保守点検」業務（②西大寺環境施設管理センターが実施）において上記(1)の「管理報告書」に記載されているような「放流管渠の勾配不良がないか」「管渠におけるスライム等の付着がないか」といった細かなチェック項目を設け、定期的にチェックするモニタリング調査を行うことも有用である。これは、「浄化槽処理水の消毒」業務、「浄化槽の清掃」業務及び「浄化槽の水質に関する検査」業務それぞれについても同様である。

職員から指摘された場合のチェックの他に、定期的にモニタリング調査によってチェックされることになれば、受託者が業務の質を向上しようとするインセンティブにもなり有用であると考えられる。

本契約については、モニタリング調査を定期的に実施すべきである。

★★指摘 347

継続的業務の委託に際してモニタリング調査を定期的に実施されたい。

7 変更契約

本件については変更契約により契約期間が変更になっている。「変更執行伺書」添付の「変更執行伺明細書」の「変更理由」欄には、「下水道接続工事によって浄化槽を撤去するため、以降の保守点検が不要となる。」と記載されている。

この浄化槽の撤去について契約前の時点で予定になかった又は情報がなかったのか高齢者福祉課へヒアリングしたところ、「予定はありましたが、小規模工事見積合わせ会の事務手続がある以上、確実に何月から着手できるか不明でした。」との回答であった。しかし、このような浄化槽の撤去に関する情報を得ていたのであれば、契約締結前に事前に調整の上、安易に変更契約を前提として契約締結を行うのは避けるようにすべきであったといえる。

★意見 115

浄化槽の撤去の情報を得ていたのであれば、契約締結前に事前に調整の上、安易に変更契約を前提とした契約締結を行うことがないよう徹底されたい。

第 5 節 市庁舎受変電設備保守点検業務委託

第 1 契約の概要

件名	市庁舎受変電設備保守点検業務委託 [64]
----	-----------------------

契約目的	市庁舎等の特別高圧受変電設備及び無停電電源装置の保守を行うもの
契約年月日	R3.3.2
許容価格	13,662,000 円 (非公表)
契約金額	13,530,000 円
落札率	99.03%
契約方法	一般競争入札
入札参加資格	下記第 3 のとおり
入札者数	1
担当課	総務局庁舎管理課
契約相手方	木原興業株式会社
その他	長期継続契約 (3 年)

第 2 監査対象として選定した理由

一般競争入札でありながら、落札率が極めて高率 (99.03%) であり、かつ、入札参加者数が 1 者であるため、入札状況に不自然な点がないか、あるいは、より競争性を高めることが可能か等の検討のため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第 3 監査結果

1 契約方式の選択

一般競争入札 (自治令第 234 条)。制限付一般競争入札 (自治令第 167 条の 5 の 2、岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱第 3 条第 2 項) が実施されている。

2 長期継続契約の要件該当性

(1) 第 2 部第 5 章第 1 節第 4-2 に記載したとおり、長期継続契約は、「その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもの」であり、かつ「条例で定めるもの」に限り締結することが許容されることとされている (自治令第 167 条の 17) のであって、条例において定められた「契約類型」に当てはまる契約の全てについて長期継続契約の締結が許容されるものではない。

本件契約の業務内容は、仕様書によれば「特高受変電設備の点検業務 (年 1 回点検)」、「VCB (真空遮断器) 精密点検 (3 年に 1 回実施)」、「非常用発電機点検整備の保守点検等業務 (年 1 回点検)」、「無停電電源装置の保守点検業務 (年 1 回点検)」であり、いずれもスポット業務といえるから、その契約業務の性質上、一日も欠かすことのできないものであるかという点について疑義がある。また、本契約については、後述のとおり、契約期間開始後、10 か月以上を経過した本監査結果報告書作成時点 (令和 4 年 1 月時点) においても、なお検査報告書等の提出は全くなされていないとのことである。

そのような委託業務について、「その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもの」 (自治令第 167 条の 17) と認められるだけの継続性があるのか、率直に疑問を持たざるを得ない。

まずは、長期継続契約を締結する必要性があるかどうか、また、自治令第 167 条の 17 所定の要件を満たすといえるかどうか、あらためて検討されたい。

★★指摘 348

長期継続契約を締結する必要性があるかどうか、また、自治令第 167 条の 17 所定の要件を満たすといえるかどうか、あらためて検討されたい。

- (2) 長期継続契約に関する自治令第 167 条の 17 を受けて制定されている、岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 2 号「庁舎等の設備保守に係る契約」に該当する。岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則第 5 条本文においては、「条例第 2 条第 2 号に規定する契約期間は、5 年を超えない期間で、契約の性質又は目的を勘案して、適正かつ合理的な期間とする。」と規定されている。

また、「長期継続契約制度運用基準」第 5 条第 2 号において、「役務の提供は、施行規則第 5 条本文のとおり、5 年を超えない期間で、できる限り短い合理的な期間とする。この合理的な期間は、物価変動や技術革新の状況を考えると原則として 2 年又は 3 年とする。」と規定されており、庁舎管理課へのヒアリングによれば、この原則の最長期間としたとのことである。

- (3) なお、上記(1)の自治令第 167 条の 17 の該当性については、「執行伺兼契約方法伺」等の提供された資料のなかには、当該要件の該当性についての検討経過に関する記載はなかった。

長期継続契約の締結可否について審査する際には、上記の要件を満たすか否か厳格に判断し、かつ、上記要件を満たすと判断した具体的理由については、記録を残すべきである。

★★指摘 349

長期継続契約の締結可否について審査する際、自治令第 167 条の 17 所定の要件を満たすか否か厳格に判断し、かつ、要件を満たすと判断した具体的理由については記録されたい。

3 設計金額の積算

(1) 参考見積の取得

庁舎管理課へのヒアリングによれば、設計金額の積算は参考見積及び物価資料等により決定したとのことであるが、この参考見積については 1 者（落札者）のみから取得したとのことであった。本契約においては落札率が極めて高額（99.03%）であるが、その要因は落札者のみから参考見積を取得し、それを参考に設計金額を積算している点にもあると考えられる。

しかし、参考見積の取得業者数が 1 者のみでは、それに基づいて積算されている設計金額の客観性・公正性が担保できないし、また、入札参加が見込まれる業者のみから参考見積を取得した場合、当該業者は容易に許容価格を推測可能な状況となり得るものであるから、競争入札の公正性を害するといわざるを得ない。この点については、鈴木 70 頁においても、「予定価格を設定するために安易に入札参加が見込まれる業者から『参考見積』を徴することは、業者が本音価格を提示するとは考えられず、結局、割高な価格を基に予定価格を設定することにならざるを得ないので適当ではなく、直ちに止めるべきである。」と指摘されている。

本件は、入札参加が見込まれる業者である 1 者のみから参考見積を取得し、それに基づいて設計金額の積算を行い、また、許容価格を設定している結果、参考見積取得業者が 99.03% という高い落札率で落札する結果となっている。

設計金額の積算に当たっては、入札参加が見込まれる業者からの参考見積の取得をできる限り避け、それが困難な場合でも、設計金額における積算の客観性・公正性の担保、競争入札における公正性の確保のため、参考見積はできる限り複数の業者から取得すべきである。

★★指摘 350

設計金額の積算に当たっては、入札参加が見込まれる業者からの参考見積の取得をできる限り避けるとともに、それが困難な場合でも、参考見積はできる限り複数の業者から取得されたい。

(2) 参考見積の保管

参考見積の内容を確認しようとしたところ、庁舎管理課からは参考見積は残っていないとの回答であった。

岡山市文書取扱規程第 53 条第 2 項においては、「作成・施行された文書は的確に整理・保管し、必要に応じて目的のものを迅速に取り出して利用できるように集中管理しなければならない。」と規定され、文書の保存期間は文書分類基準表で定めるとされている（同規程第 57 条第 2 項）。そして、岡山市文書分類基準表「大分類 D 財務」「中分類 04 契約管理」「小分類 01 庶務」において、「契約管理務関係書」の保存期間が 3 年と定められている。

参考見積書は、設計金額の積算の正当性を裏付けるものであり、文書の重要性に鑑み、「契約管理諸務関係書」に含まれると解される。実際にも、多くの担当課において、参考見積書が保管されていた。

各担当課において参考見積書を取得する場合、設計金額の積算に際し考慮されない場合という事態はおよそ考えられない（考慮しない場合はそもそも取得しないと考えられる。）し、設計金額の積算の正当性・合理性や契約相手方の選定過程の事後的検証にとっても、参考見積書は重要な文書であるといえるから、これを廃棄することは内部統制上も問題である。

したがって、参考見積書を取得した場合には、少なくとも「契約管理諸務関係書」に該当するとして 3 年以上は保管すべきである。なお、修繕に関して監査対象とした個別契約において、参考見積書が取得されていた場合、本件各担当課を除く全ての担当課から参考見積書の提供を受けることができた。

★★指摘 351

設計金額の積算に際して参考見積書を取得した場合は、3 年間以上、保管する取扱いを徹底されたい。

4 契約相手方の選定

(1) 入札参加資格

公告文によると、本件の入札参加資格要件は下記のとおりである。

- (1) 令第 167 条の 4 及び契約規則第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和 61 年市告示第 120 号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という）役務部門の業種「保守・点検・管理」業種細区分「保守・点検・管理（電気設備）」に記載されていること。
- (3) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程（昭和 58 年市訓令甲第 20 号）第 10 条第 1 項及び第 2 項に定める市内業者、市内扱い業者、準市内業者又は市外業者であること。
- (4) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (5) 平成 22 年 4 月 1 日以降 1 年以上の間、事務所ビルの特高受変電設備の保守点検業務を元請で受注し、履行した実績を有すること（契約完了したものに限り）。

(2) 入札状況の概要

入札参加者数は 1 者であり、実質的競争性が確保されているとは認められない。「市外業者」まで入札に参加できることとされ、ある程度は広く入札参加資格が設定されているものの、実質的競争性を高めるための方策はやはり検討する必要がある。

本件契約の業務内容は、仕様書によれば「特高受変電設備の点検業務（年 1 回点検）」、

「VCB（真空遮断器）精密点検（3年に1回実施）」、「非常用発電機点検整備の保守点検等業務（年1回点検）」、「無停電電源装置の保守点検業務（年1回点検）」であり、業務の実施回数に差異があることから、例えば、上記の3年に1回実施する「VCB（真空遮断器）精密点検（3年に1回実施）」とそれ以外の業務を分割して個別に発注する等の仕様変更が可能か検討することや、上記(1)の入札参加資格のうち「(5)平成22年4月1日以降1年以上の間、事務所ビルの特高受変電設備の保守点検業務を元請で受注し、履行した実績を有すること（契約完了したものに限り）」との要件について、「1年以上の間」という期間制限を外すなど、入札参加資格のさらなる緩和により、入札参加者数を増加させ、入札における実質的競争性を確保する方策を検討する必要がある。

また、業務の性質上、一般競争入札を行っても入札参加者がどうしても少なく、これ以上の実質的競争性を高める方策をとることが困難という場合は、事務コストの削減の観点から、単独随意契約にして価格交渉を行うということも検討されたい。

★意見 116

3年に1回実施する「VCB（真空遮断器）精密点検（3年に1回実施）」とそれ以外の業務を分割して個別に発注する等の仕様変更や、現在の入札参加資格のさらなる緩和により入札参加者数を増加させ、入札における実質的競争性を確保する方策を検討されたい。

★意見 117

業務の性質上、一般競争入札を行っても入札参加者の増加が見込めず、実質的競争性を高める方策の実施が困難という場合は、事務コストの削減の観点から、単独随意契約にして価格交渉を行うということも検討されたい。

5 再委託

本契約においては、保守点検業務の一部を富士電機株式会社へ再委託している。再委託の理由については下請負通知書の記載によれば「製造メーカーであり設備に精通しており緊急故障にも対応できるため」とのことである。

上記下請負通知書の「保守点検作業の一部」という記載のみからは、具体的に仕様書記載のどの業務を再委託したのか判然としない。契約書第5条においては、「乙（受託者）は、委託の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定されているところ、上記の下請負通知書の記載からは、委託業務の全部又は大部分を委託しているのか、一部に限るのか分からない。結局、上記下請負通知書の記載からは、本件再委託が契約書第5条に違反しないものなのか判断できず、再委託が適法なものなのか審査がなされていないと言わざるを得ない。

一般競争入札においては、指名競争入札や随意契約の場合と比較して相手方の個性に着目して契約の相手方が選定されているとはいえ、委託者における「承認」手続までは不要と考えるが、少なくとも下請負通知書には、具体的にいかなる範囲の業務を再委託するのか記載させ、かかる記載がなければ受託者へこの点を記載した下請負通知書を再提出させるべきである。

★★指摘 352

下請負通知書には、具体的にいかなる範囲の業務を再委託するのか記載させ、かかる記載がなければ受託者へこの点を記載した下請負通知書を再提出させるべきである。

6 監督・検査

- (1) 庁舎管理課へ「検査報告書」、「委託業務完了通知書」、仕様書に記載の「報告書」につき提出を求めたところ、「令和2年度中は履行準備期間のため、ありません。」との回答であった。庁舎管理課に対して、本監査報告書作成時点（令和4年1月）までに提出されているものの提供を求めたところ、「検査報告書・完了通知書の提出はまだありません。」、「報告書の提出はまだありません」とのことであった。
- (2) 仕様書において受託者が提出することとされている「作業計画書」については、受託者より「100kVA無停電電源装置（UPS）点検要領書」が提出されていた。

第6節 ごみ収集等業務委託（14契約）

第1 契約の概要

件名	ごみ収集等業務委託（その1） [17]	ごみ収集等業務委託（その2） [18]	ごみ収集等業務委託（その3） [19]	ごみ収集等業務委託（その4） [20]	ごみ収集等業務委託（その5） [21]
契約目的	区域内のごみステーション及び資源化物ステーションに出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源化物及び廃乾電池・体温計並びにてんぷら油の収集運搬業務				
履行場所	津高地区	高松地区の一部・一宮地区	高松地区の一部・吉備地区・福田地区	妹尾・藤田・興除地区	上道地区
契約日	R2.4.1				
許容価格	非公表	非公表	非公表	非公表	非公表
契約金額	89,355,269円	95,329,605円	121,857,387円	105,050,000円	53,652,984円
落札率	－	－	－	－	－
契約方法	単独随意契約				
随契理由	下記第3のとおり				
担当課	環境局環境事業課				
契約相手方	津高清掃有限会社	有限会社みさお	有限会社吉備オカヤマ	株式会社カロスアウラ	キョクトウ有限会社

件名	ごみ収集等業務委託（その6） [22]	ごみ収集等業務委託（その7） [23]	ごみ収集等業務委託（その8） [24]	ごみ収集等業務委託（その9） [25]	ごみ収集等業務委託（その10） [26]
契約目的	区域内のごみステーション及び資源化物ステーションに出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源化物及び廃乾電池・体温計並びにてんぷら油の収集運搬業務			区域内のごみステーションに排出される可燃ごみ、ペットボトルの収集運搬業務	区域内のごみステーションに排出される不燃ごみ、空き缶の収集運搬業務
履行場所	北区・中区・南区の一部	中区の一部	西大寺地区の一部	瀬崎地区	瀬崎地区

契約日	R2.4.1				
許容価格	非公表	非公表	非公表	非公表	非公表
契約金額	401,884,230 円	112,200,000 円	151,800,000 円	38,940,000 円	9,955,000 円
落札率	—	—	—	—	—
契約方法	単独随意契約				
随契理由	下記第3のとおり				
担当課	環境局環境事業課				
契約相手方	株式会社岡山美装	株式会社岡山環境整備工業所	株式会社岡山環境整備工業所	灘崎クリーン有 限会社	迫川清掃有限会 社

件名	ごみ収集等業務委託（その 11） [27]	ごみ収集等業務委託（御津支所管内） [28]	ごみ収集等業務委託（瀬戸支所管内その 1） [29]	ごみ収集等業務委託（瀬戸支所管内その 2） [30]
契約目的	区域内のごみステーションに排出される古紙古布、空き瓶・廃乾電池・てんぷら油の収集運搬業務	区域内のごみステーション及び資源化物セーションに排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源化物の収集運搬業務	区域内のごみステーションに排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源化物の収集運搬業務	
履行場所	灘崎地区	御津支所管内	瀬戸支所管内	瀬戸支所管内
契約日	R2.4.1			
許容価格	非公表	非公表	非公表	非公表
契約金額	12,023,000 円	34,629,540 円	44,829,048 円	12,012,000 円
落札率	—	—	—	—
契約方法	単独随意契約			
随契理由	下記第3のとおり			
担当課	環境局環境事業課			
契約相手方	妹尾産業有限会社	有限会社御津衛生センター	キョクトウ有限会社	株式会社エイチエム・エコ

第2 監査対象として選定した理由

平成 19 年度岡山市包括外部監査においても監査対象となっており、同監査結果を踏まえていかなる見直しがなされているか検証するもの。

第3 監査結果

1 随意契約理由

(1) 自治法第 234 条の適用

上記ごみ収集等業務委託（その 1）[17] ないしごみ収集等業務委託（その 9）[25] 及びごみ収集等業務委託（その 11）[27] ないしごみ収集等業務委託（瀬戸支所管内その 2）[30] に

においては、「指名業者一覧」という書類の「随契理由」欄に「その他詳細理由は、別紙参照」とあり、別紙として「随意契約理由書」という書類が添付されているが、そこには、随意契約の理由として、共通して以下のとおり記載されている。

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2に基づいて市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する事務を委託するものである。一般廃棄物処理業務の委託契約については、判例（札幌高裁判決昭和54年11月14日）から、地方自治法第234条及び同法施行令の関係規定はもとより、同法234条第2項、第3項及び第6項の規定に基づき制定された地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令は適用されないものと解される。市は可燃ごみ、不燃ごみ、資源化物等の収集について、区域割りを行い、業務を委託している。上記業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項に定める委託基準である、市の業務を受託するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、区域内の業務の実施に関し相当の経験を有する者である。また、当該区域内において上記業者以外に上記委託基準を満たす業者はいないため、上記業者と随意契約により契約を締結しようとするものである。

しかしながら、本件各契約に自治法第234条が適用されないとする岡山市による上記の解釈には疑問がある。また、仮に自治法第234条の適用があるとしても、適切に指名競争入札や随意契約を行うことにより、廃棄物処理法の要請を充足することは可能である。

一般廃棄物処理業務の委託契約に関しては、上記札幌高裁判決以降、一般廃棄物処理業務の委託契約にも自治法第234条の適用がある旨を明確に判示し、あるいは同条の適用があることを当然の前提としている下級審裁判例が多数蓄積されており、学説上も同様の見解が有力と思われる、一般廃棄物処理業務の委託契約においては、自治法第234条の適用があることを前提として、適切に契約相手方の選定を行う必要があるものとする（第2部第2章第1節第2参照）[指摘1]。

(2) 競争性の確保

自治法第234条の適用を受ける業務に当たると解すべき以上、本件各契約についても、できる限り競争性を確保することが必要である。現在の各受注者は、「市の業務を受託するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、区域内の業務の実施に関し相当の経験を有する者であり、また、当該区域内において上記業者以外に上記委託基準を満たす業者はいない」との理由に基づき、単独随意契約を締結しているとのことであるが、担当課がそのような判断する上でいかなる調査を行っているのか、その判断過程は判然としない。そもそも、自治法第234条の適用がないとの解釈に基づき、長期間にわたって上記各業者が繰り返し区域内の業務を受注してきたのであれば、「区域内の業務の実施に関し相当の経験を有する者」が限定されることは自明であり、上記随意契約理由は一種の自家撞着に陥っているものといえる。

また、「ごみ収集」という契約業務の性質に鑑み、必ずしも当該区域内における業者である必要性はないとも思われ、上記の理由が単独随意契約を締結するに当たって必要十分といえるのか率直に疑問を抱かざるを得ない。

まずは、「本件契約業務を履行するに足る施設、人員及び財政的基礎」がどのようなものか具体的に検討し、定量的な基準を示した上、かかる基準を満たす業者がどの程度存在するのかについて、ゼロベースで検証する必要があるものとする。

★★指摘 353

ごみ収集等の業務を履行するに足る施設、人員及び財政的基礎がどのようなものか具体的に検討し、定量的な基準を示した上、かかる基準を満たす業者がどの程度存在するのかについて、ゼロベースで検証されたい。

(3) ごみ収集等業務委託（その 10）[26] における特殊性

ごみ収集等業務委託（その 10）[26] については、「本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 に基づいて市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する事務を委託するものである。一般廃棄物処理業務の委託契約については、判例（札幌高裁判決昭和 54 年 11 月 14 日）から、地方自治法第 234 条及び同法施行令の関係規定は適用されないものと解される。」という点は上記 1 の他のごみ収集等業務委託と同様であるが、これらと異なる記載として、「本業務は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化対策の一環として岡山市し尿処理業合理化対策会議において認定代替業務と決定されたものである。したがって、契約の相手方が迫川清掃有限会社に特定されるため、当該し尿処理業者と随意契約により委託契約を締結しようとするものである。」との記載がある。

(4) 財政基盤のチェック

上記(1)の随意契約理由にある「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条第 1 項に定める委託基準である、市の業務を受託するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し」について、毎年決算書を提出させるなど財政基盤のチェックをしているかについては、環境事業課へのヒアリングによれば、「業者が契約課へ毎年提出している入札参加資格審査申請の提出書類（財務諸表）を確認しているため、環境事業課へは直接提出させていない。」とのことであった。

この点については、平成 19 年度岡山市包括外部監査において、「業者が倒産するリスクがどの程度あるか把握するために資金繰り状況を示す書類の提出を受ける必要がある。」との意見が付されている。

上記のとおり、環境事業課へのヒアリングによれば、契約課には入札参加資格審査申請のときに財務諸表が提出されているとのことであるが、当該申請の際に厳密な財政的基盤の検査が行われているかは疑問があるし、そもそも、前述のとおり、担当課は「市の業務を受託するに足る施設、人員及び財政的基礎」を有することが、各業者と単独随意契約を締結する根拠の一つであるとするにもかかわらず、担当課においては厳密な財政的基盤の検査を実施していないのであるから、上記随意契約理由の適正性にも疑問を抱かざるを得ない。

ごみ収集等の業務は市民の生活に密接に関わる業務であり、各受託業者において確実に委託業務の履行が確保できるかどうかは極めて重要な事項であるから、担当課においても執行伺兼契約方法伺書の決裁の際に、あらためてチェックリスト等を設けて財務諸表を入念に確認すべきであるし、財務諸表の検討結果を記録として残すべきである。加えて、委託業務の重要性に鑑みれば、必要に応じて公認会計士等の専門家による財務諸表監査も実施し、委託業務を履行するに足る財政的基礎があるかどうかを慎重に確認すべきである。

★★指摘 354

担当課においても受託予定業者の財務諸表を入念に確認し、また、必要に応じて公認会計士等の専門家による財務諸表監査も実施することで、委託業務を履行するに足る財政的基礎があるかどうかを慎重にチェックされたい。

★★指摘 355

財務諸表の確認については、統一的なチェックリスト等のマニュアルを定め、周知するとともに、確認過程を記録化されたい。

2 設計金額の積算

(1) 積算根拠等

ア 現場管理費、一般管理費

環境事業課へのヒアリングによれば、「現場管理費 14.5%」及び「一般管理費 14.0%」の根拠資料としては、国土交通省「建築保全業務積算要領」の「清掃・建物外部」の率を採用しているとのことであった。

具体的には、「現場管理費 14.5%」は、「直接物品費率 4~6%」の一番高い数値の 1/4 と「業務管理費率 13~17%」の一番低い数値を足した数値を採用、物件費については基本的に 1 車当たりの単価の積算時に一部計上しているものもあるため、直接物品費率は 6% の 1/4 としたとのことである。また、「一般管理費 14.0%」は、「一般管理費率 14~19%」の一番低い数値を採用したとのことである。

なお、平成 19 年度岡山市包括外部監査においては、「ごみ収集等業務委託（本庁管内その 1）」、「ごみ収集等業務委託（本庁管内その 2）」、「ごみ収集等業務委託（西大寺支所管内）」の各契約について、一般管理費として 14.0%を用いている点について、積算の参考資料とされている「水道事業実務必携」における他のランクではなく、最高比率となる 14%のランクを使用した合理的根拠はないとの記載がなされている。この平成 19 年度当時の積算の根拠資料と本監査対象契約における根拠資料が異なるため、同じ 14%という数値を用いていること自体を直ちに問題とはいえないが、このような間接経費については明確に妥当な根拠というものを示すのが困難であり、間接経費を高くなることで不相当な設計金額になる危険性をはらんでいるものといえる。

第 2 部第 4 章第 4 節第 3 においても述べたとおり、設計金額の積算に当たっては、業務の種類や業態毎に、契約課が主導して市の委託契約において適用されるべき労務単価や一般管理費率等について一定の基準を定め、要綱等に定めるか、少なくとも手引：委託編に明確に記載すべきである。また、かかる基準が整備されるまでの過渡期的措置として、契約課及び担当課においては、相互に連携しながら、同種業務に関する積算基準に関する情報を共有し、全庁的に同種業務間における積算方法の統一を図る体制を整備すべきである。この点は、第 2 部第 4 章第 4 節第 3 において述べたので、参照されたい [指摘 11]。

イ 地域係数

委託料は、1 台当たりの単価に必要な台数を乗じ、さらに「地域係数」を乗じて積算されている。環境事業課からのヒアリングによれば、この「地域係数」とは、「1 走行当たりの標準的な所要時間と委託地域の所要時間の比であり、地区毎のステーション数、処理施設までの往復所要時間等地区の実情を係数化し、地区の実情に応じた委託料を算出するため」のものとのことである。例えば、下記(2)に挙げた [17] ないし [21] の契約においては、0.78~1.45 の範囲で設定されていた。

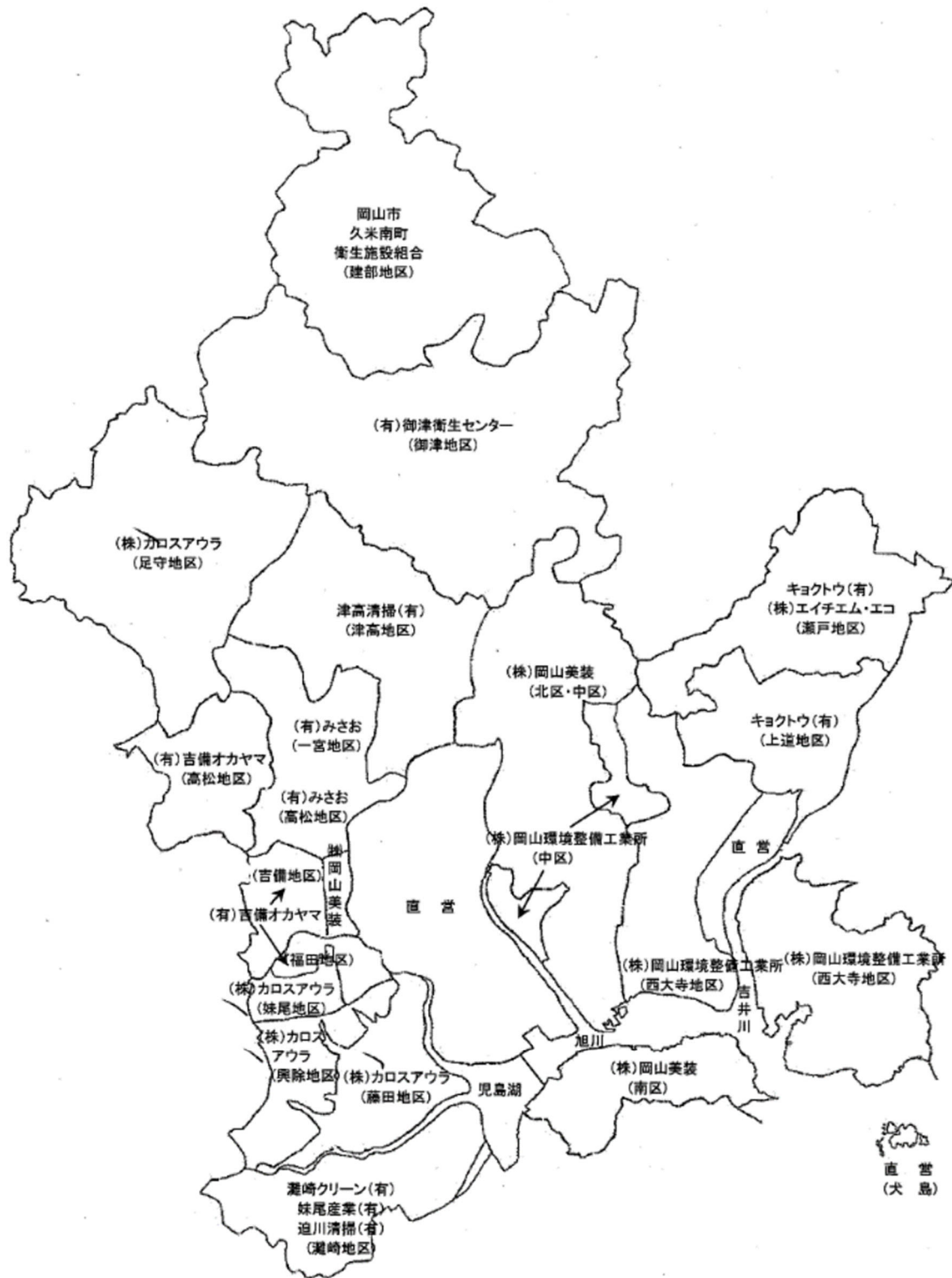
(2) 「直営」エリアとの比較（可燃ごみについて）

現在のごみ収集等の業務に関する各業者の担当区域割りは次頁「ごみ収集区域図」（仕様書より抜粋）のとおりである。

「直営」エリアとは、民間業者へ業務委託されず、岡山市職員においてごみ収集等の業務が実施されているエリアである。

ごみ収集区域図(粗大ごみを除く)

令和2年4月1日現在



ごみ収集等業務委託（その 1）[17] からごみ収集等業務委託（その 5）[21] における可燃ごみ 1 トン当たりの委託料等、「直営」の場合に可燃ごみ処理にかかる 1 トン当たりの経費につき環境事業課からヒアリングした結果は下記のとおりである。

[委託エリア]

参照No.	可燃ごみの量 (t)	必要台数 (台)	委託料 / 1t (円)	委託料合計 (円) ※
17	3,439.21	2,730	17,253	46,460,900
18	4,203.86	3,337	15,825	52,091,200
19	8,214.07	6,520	9,757	62,750,600
20	6,996.25	5,553	9,280	50,836,900
21	2,677.55	2,126	13,092	27,448,100
平均	—	—	13,041	—

※100円未満切捨

[直営エリア]

	可燃ごみの量 (t)	必要台数 (台)	経費 / 1t (円)	経費合計 (円) ※
直営	47,195.58	37,457	23,625	1,115,010,400

※100円未満切捨

上記の比較によると、直営エリアの可燃ごみ 1 トン当たりの処理にかかる経費は、ごみ収集等業務委託（その 1）[17] ないしごみ収集等業務委託（その 5）[21] の委託料の平均値と比べて約 1.81 倍となっている。環境事業課の説明によれば、「直営エリアの経費が委託エリアの委託料より高額であるのは確かであるが、直営エリアについては、①ごみスクール等の環境教育啓発業務、②災害応援職員の派遣、③単身高齢者宅への個別収集（ふれあい収集）、④不適正排出者宅への訪問指導等の委託では行っていない業務の経費も含まれ、これらを除いた経費の算定は不可能であり、上記の表のみでは委託エリアと直営エリアとの単純比較はできない」とのことであったが、上記のような業務の経費を考慮しても、やはり民間委託に比して非効率であることは否めないものと思われる。

環境事業課に対し、直営エリアについて民間委託をすることを検討したか、検討した場合、いかなる理由で「直営」のままとされているのかをヒアリングしたところ、「平成 27 年 4 月からは粗大ごみの収集業務を委託へ変更し、ごみ種別の委託移行は実施しており、今後も民間委託については検討していく。」「ごみスクール等の環境教育啓発業務や災害等での迅速かつ柔軟な収集、他市への災害応援職員の派遣等のため直営は必要であると判断し、直営収集エリアも残している。また、単身高齢者宅等への戸別収集（ふれあい収集）や不適正排出者宅への訪問指導等個人情報を用いる業務を円滑に行うためにも直営は必要であると考え。さらに、直営は、収集ノウハウの把握や委託業者への指導基準等としての役割も担っている。」との回答があった。

市において一定の収集ノウハウを保持しておく等の上記のような必要性は一定の合理性を有するものであるといえるが、上記のとおり、少なくとも直営エリアにかかる経費が民間委託による委託料よりも高額であり、民間委託による経費節減効果が大きいことからすれば、既に実施済みのごみ種別の委託移行にとどまらず、現在、直営エリアとされている全ての地域について「直営」を維持すべきかどうかは、改めて検討が必要と考える。

この点については、平成 19 年度岡山市包括外部監査において、「さらなるコスト削減、効率

的な事業進行を図ることが求められ、ごみ収集業務においてもさらに委託をすすめるべきではないかと考える。」との意見が付されているにもかかわらず、直営エリアについては、平成 19 年度の監査報告書記載のエリアと変わりが無い。

より広いエリアについて民間委託へ移行する余地は十分にあると考えられるので、現在、「直営」とされているエリアについても可及的に民間委託への移行を検討すべきである。

★★指摘 356

現在「直営」とされているエリアについても、民間委託が可能かどうかあらためて検討し、可能な部分については可及的に民間委託へ移行されたい。

3 契約相手方の選定

(1) 過去5年間のうちに受託業者が変更になった地域

環境事業課からのヒアリング結果によると、御津地域については、平成 28 年度まで有限会社御津衛生センターが可燃・不燃、有限会社岡山トラストが資源化物を収集していたが、平成 29 年度より有限会社御津衛生センターが可燃・不燃・資源化物を収集するようになった。その理由は、有限会社岡山トラストが収集人員の安定的な確保が困難となり、継続して収集業務を行えず、廃業することになったためとのことである。

(2) 区域割り

現在の区域割りは上記 2(2)記載の「ごみ収集区域図」のとおりである。環境事業課からのヒアリングによれば区域割りについては従来からのもので、過去5年間のうち変更した部分はないとのことであった。

しかし、現在の区域割りについて、例えば、株式会社岡山美装が担当するエリアは岡山市中心部の「直営」エリアを挟んで飛び地のように離れている箇所があり、必ずしも合理的な区域割りとはいえないと思われる箇所もある。

平成 19 年度岡山市包括外部監査において、市は契約業者から契約開始時に収集ルート案の提出を受け、適切な収集ルートで収集することを事前に確認することが必要であるとの意見が付されているが、区域割りの見直しによっても合理的な収集ルートを設定することが可能であるし、それによって委託料の軽減にもつながり得る。

現在の区域割りについて、より効率的な区域割りが可能かどうか再検討を行うべきである。

★意見 118

ごみ収集について、各業者に担当させる区域に関し、現在の区域割りについてより効率化が可能かどうかという観点から再検討を行われたい。

(3) 競争入札実施の可否についての検証

前述のとおり、本件各契約については、まず前提として本件各契約につき「市の業務を受託するに足る施設、人員及び財政的基礎」を有する業者がどの程度存在するかについての検証・調査が実施されるべきであり、最終的に契約方式を決定する過程において、「参加者の有無を確認する公募手続」の実施を併用することも選択肢として検討すべきである。

その結果、各契約について複数の受注可能業者があることが判明した場合は、契約における公正性・経済性の確保のため、速やかに競争入札の実施へ移行すべきである。

★意見 119

ごみ収集等業務について、「市の業務を受託するに足る施設、人員及び財政的基礎」を有する業者がどの程度存在するかについての検証・調査を実施した上、各契約について複数の受注可能業者があることが判明した場合は、速やかに競争入札の実施へ移行されたい。

4 契約金額の決定過程

- (1) 本件各契約については、許容価格以下になるまで、受託者に下記記載の回数、「入札（見積書）」を提出させて最終的な契約金額が決定されている。

件名	「入札(見積)書」提出回数
ごみ収集等業務委託（その1）[17]	1
ごみ収集等業務委託（その2）[18]	4
ごみ収集等業務委託（その3）[19]	2
ごみ収集等業務委託（その4）[20]	3
ごみ収集等業務委託（その5）[21]	2
ごみ収集等業務委託（その6）[22]	1
ごみ収集等業務委託（その7）[23]	2
ごみ収集等業務委託（その8）[24]	2
ごみ収集等業務委託（その9）[25]	3
ごみ収集等業務委託（その10）[26]	3
ごみ収集等業務委託（その11）[27]	9
ごみ収集等業務委託（御津支所管内）[28]	1
ごみ収集等業務委託（瀬戸支所管内その1）[29]	1
ごみ収集等業務委託（瀬戸支所管内その2）[30]	5

以上のとおり、単独随意契約であるにもかかわらず、多くの契約において複数回、その中でもごみ収集等業務委託（その11）[27]においては9回も、許容価格以下の見積額となるまで繰り返し「入札（見積）書」（これは、競争入札において業者から入札時に提出される「入札（見積）書」と同じ内容の書類であり、見積金額の合計が記載されているのみで、見積の内訳を記載した明細書等は添付されていない。）を提出させていることが分かる。ごみ収集等業務委託（その11）[27]において実際に提出された「入札（見積）書」をみると、見積額の提示の都度、前回の「入札（見積）書」記載額から5万円又は6万円下げた金額を記載した「入札（見積）書」が繰り返し提出されている。

以上のような契約金額の決定方式においては、受注者は単独随意契約を締結することが事実上決定されているという状況にあるため、少しでも高い金額で受注しようと僅かずつ見積額を減額していくという見積方法を選択することになり、結果として許容価格直下の金額（本件各契約においては許容価格の97.5～99.9%。全14件のうち99%を超える契約が10件である。）で契約金額が決定される結果となる。

- (2) しかし、以上のような契約金額の決定方法は、効率性の観点から疑問を感じざるを得ない。仮に単独随意契約であっても、一定の上限価格（許容価格）の範囲内という制約の中で、できる限り経済的な調達をすべきであるが、上記のような方法では不可能である。

また、上記ごみ収集等業務委託（その11）[27]のように、業者側が形式的に複数回5万円又は6万円ずつ金額を下げ、その結果、許容価格以下になった時点の金額で決定された契約金額が、実際の委託内容や作業量等を真に反映した相当な金額となっているといえるのかも大きい

に疑問がある。

競争入札においては、業者側としても自社が受注するために、見積り作成に当たって各種の項目において可能な限りコストを抑え、見積金額を下げる努力をすることが期待できるが、単独随意契約においては、事実上、当該業者の受注が決定している状況での見積り提出になるため、業者側に上記のような見積金額を下げる努力を期待することは困難な状況にある。そのため、単独随意契約に当たっては、特に市において見積内容が相当なものであるかどうかを精査することが求められるというべきである。

やむを得ず単独随意契約を行う契約においては、見積を提出させるに当たって最初から見積金額の内訳を記載した明細書等の提出も求め、契約内容及び作業量等に照らして、当該業者の見積内容が相当なものか精査すべきである。そして、特に許容価格より高額な見積書が提出された場合は、具体的に不相当な見積りとなっている箇所を指摘するなどして、契約内容及び作業量等に照らして相当といえる内容の見積書の提出するよう交渉を行い、経済的な調達を行うよう努力すべきである。

この点と関連し、アートを楽しむ・市民への浸透・拡大事業実施業務委託 [44] においては、単独随意契約の相手方として予定されている業者から当初提出された見積について、担当課において見積内容を精査し、当該業者に対しても業務の実施方法等の精査を依頼して交渉した結果、当初見積額よりも約 50 万円（当初見積額の約 13%）の値下げに成功しているとのことであった。

このように、単独随意契約において最大限経済的な調達を行おうとすれば、価格交渉等の契約交渉を個別に実施する他ない。しかし、大部分の民間企業は、日々当たり前のように価格交渉の努力をしているのであって、それが自治体には不可能であるというべき合理的理由はない。また、価格交渉の前提として、定期的に区域割りを変更するなどして、できる限り許容価格（予算）が推測されない環境を維持することも必要である。

★意見 120

単独随意契約の締結に当たっては、最初から見積金額の内訳を記載した明細書等の提出を求め、契約内容及び作業量等に照らして、当該業者の見積内容が相当なものか精査し、できる限りの価格交渉を実施されたい。また、その前提として、定期的に区域割りを変更するなど、できる限り許容価格（予算）が推測されない環境を維持するための施策を検討されたい。

5 再委託

仕様書及び契約書において再委託は禁止されている。

6 監督・検査

(1) 監督

ア 仕様書においては「受託者は市が行う業務であることを十分認識し、親切・丁寧な対応を心がけ、市民に対して不快となるような言動をとってはならない。」といったことや「収集作業中は、周囲の人や車の安全を妨げることのないよう十分配慮し、収集後はごみステーションへのごみ等の飛散防止に努め、交通法規を遵守すること。」といった記載があるところ、提供された資料のなかには、これら業者の業務執行の質についての検査ができるような資料は見当たらなかった。環境事業課へのヒアリングによれば、毎月の検査以外には受託業者への評価は行っていないが、市民等からお礼、苦情等の通報があった場合は当該業者へその旨を連絡しているとのことであった。

しかし、本件各契約はごみ収集等を委託業務とするものであり、市民生活に密着した業務内容である。市民へのサービスの質をより向上させていくためには、各エリアの市民のなかから一定数の市民を抽出し、受託者のサービスの内容、質に関するアンケートに協力してもらう方法により受託者の業務の質をチェックするということは有用である。

また、例えば、上記の仕様書にある「ごみステーションへのごみ等の飛散防止」がなされているか等については、定期的に市の職員が見回りを行いチェックするモニタリング調査を行うことも有用である。

市民へのアンケート調査やモニタリング調査や積極的に実施すべきである。

★★指摘 357

受託業者の業務執行の質のチェックやこれに関する今後の資料とするため、市民へのアンケートやモニタリング調査を積極的に実施されたい。

イ 仕様書「8 収集車両等」(5)に、収集車両につき、受託者の負担により、対人及び対物無制限の自動車保険に加入することが義務付けられている。

この自動車保険の付保については、環境事業課からのヒアリングによれば、契約締結後に受託者に保険証書を提出させ、確認しているとのことであり、この点については適正に確認がなされていた。

(2) 検査

環境事業課からのヒアリングによれば、検査の資料として「ごみ収集等業務委託実績報告書」(仕様書にある「収集作業報告書」のこと)及び「一般収集ごみ搬入伝票」を提出させているとのことである。「ごみ収集等業務委託実績報告書」には、例えば「可燃ごみ 小型 4 台」というように、各種類のごみの収集に何台の収集車を稼働させたかが記録されている。また、「一般収集ごみ搬入伝票」には、ごみの搬入量や搬入施設、可燃ごみや不燃ごみの種別、収集場所等が記載されている。仕様書記載、委託業務設計書記載の委託業務の実施状況については確認できる内容となっており、特段、問題点は見当たらなかった。

第7節 樹木伐採・剪定・土砂撤去業務委託契約

第1款 樹木伐採業務委託 (5 契約)

第1 契約の概要

件名	境川樹木伐採業務委託 [42]	市道当新田 2 号線支障木伐採業務委託 [43]	市道阿津 63 号線樹木伐採業務委託 [46]	境川雑木伐採業務委託 [56]	長谷川樹木伐採業務委託 [60]
契約目的	樹木を伐採し、河川を適切に維持管理する。	道路沿いの支障木を撤去し、通行の安全を図る。	樹木を伐採し、道路を適切に維持管理する。	雑木を伐採し、河川を適切に維持管理する。	雑木を伐採し、河川を適切に維持管理する。
契約日	R2.6.15	R2.6.15	R2.9.7	R2.11.25	R2.12.21
許容価格	990,000 円	990,000 円	990,000 円	990,000 円	990,000 円

	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)
契約金額	990,000 円	990,000 円	990,000 円	990,000 円	990,000 円
落札率	100%	100%	100%	100%	100%
契約方法	指名競争入札（自治令第 167 条第 1 号）				
選定理由	業種「樹木等保護管理」、業種細区分「樹木等保護管理（樹木の剪定）」を 1 位で登録している業者のうち、①委託箇所の中学校区の全 2 者と、②南区 1-2 エリアの全 4 者のうち近隣 3 者の合計 5 者	①当該施工箇所の中学校区で、「樹木等の保護管理」を 1 位登録している業者全 3 者と、②これらの除く南区 1-1 エリアで同業種を 1 位登録している業者全 6 者のうち近隣 2 者の合計 5 者	左記の参照番号 42 の契約と同じ	左記の参照番号 42 の契約と同じ	左記の参照番号 42 の契約と同じ
入札者数	5	4	5	5	4
指名業者数	5	5 (1 者辞退)	5	5	5 (1 者辞退)
担当課	南区役所地域整備課				
契約相手方	大本造園	KY 造園	大本造園	大本造園	大本造園

第 2 監査対象として選定した理由

指名競争入札でありながら、落札率が 100%であることから、入札状況に不自然な点がないか、あるいは、より競争性を高めることが可能か等の検討のため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第 3 監査結果

1 指名競争入札の実施要件（自治令第 167 条第 1 号）への該当性

どのような理由により「性質又は目的が一般競争入札に適しない」と判断したのかについて、南区役所地域整備課からヒアリングしたところ、「地元住民と密接な関係にある公園の樹木剪定や小規模河川の土砂撤去や支障木の伐採等については、地元町内会等との綿密な調整が必要になることから、地元業者が業務を行うことにより円滑に業務を遂行できるため、地元業者による指名競争入札としています。「(公園（老人会や愛護委員、子供会等との公園の利用調整など）、小規模河川（地元水利土木員などの農業関係者との田んぼへの用水調整など）、市道（幅員が狭い生活道路のため地元町内会等との交通規制（時間帯や通行止め）の調整など）」とのことであった。

上記の説明につき、地元町内会等との調整の必要性については理解できるものの、地元業者でなければ地元町内会等との調整ができないという性質のものとは考えられない。この点については、仕様書等において地元町内会等と懇切丁寧に調整を行うこと等の義務を課すことで足りる（また、特に留意すべき事柄がある場合には、個別に引継ぎや説明をすれば足りる）といえ、この点から直ちに指名競争入札によって地元業者を指名して入札を実施することの合理性は必ずし

も認められず、「性質又は目的が一般競争入札に適しない」とは認められないといえる。

本件各契約については、一般競争入札を実施すべきである。なお、その際、現在多数ある同種の事業（本件でいえば樹木の伐採）についての整理統合（現在別々の契約としているものを、近接した地域の契約は1つにまとめる等）を行うことも入札の競争性を高める方策として有用と考える。すなわち、現在、別々の契約をしているものを1つにまとめることにより受注金額が増加すれば、入札へ参加しようとする業者も増えることが考えられ、これによって競争性が増す可能性があるということである。

★★指摘 358

本件各契約については、一般競争入札を実施されたい。

★意見 121

同種事業の整理統合し、受注金額を増やすことによって入札参加者を増やし、入札の競争性を高める方策を検討されたい。

2 設計金額の積算

(1) 設計金額の合計額の一致

上記第1に記載のとおり、本件各契約の設計金額はいずれも99万円（税込）である。

(2) 直接委託費の根拠資料

直接委託費について、例えば、境川樹木伐採業務委託 [42] においては「樹木伐採 H=4m C=0.2m W=2m アカシア 1本 単価 2,000円」、「樹木伐採 H=8m C=0.8m W=6m アカシア 1本単価 20,000円」等、市道当新田2号線支障木伐採業務委託 [43] においては、「支障木処理 幹周 120cm~149cm 人力伐採 1本単価 39,121円」等のように、伐採する木材の大きさによって単価を設定している内容になっている。

木材の伐採業務における単価の数字について共通の根拠資料があるのか、南区役所地域整備課からヒアリングしたところ、「業者から見積もりを徴収して積算しています。現場により樹木の大きさや施工条件等が違うため共通の単価はありません。」とのことであった。

(3) 諸経費による調整

本件各契約の直接委託費と諸経費を一覧にすると下記のとおりとなる。

件名	直接委託費 (円)	諸経費 (円)	合計 (税抜)
境川樹木伐採業務委託 [42]	704,352	195,648	900,000
市道当新田2号線支障木伐採業務委託 [43]	731,257	168,743	900,000
市道阿津63号線樹木伐採業務委託 [46]	702,634	197,366	900,000
境川雑木伐採業務委託 [56]	702,034	197,966	900,000
長谷川樹木伐採業務委託 [60]	702,504	197,496	900,000

以上のように、直接委託費が各契約で異なるにもかかわらず、諸経費で調整し、合計90万円（税抜）となる積算を各契約において行っている。この点について、南区役所地域整備課からヒアリングしたところ、「1度の施工で公園内の全ての樹木剪定が完了しないような場合や、河川の部分的な堆積土砂の撤去や支障木の伐採等については、許容価格が100万円を超えない範囲において、1回の施工量が最大になるように設計を行い、発注を行っています。これは、

予算の範囲内で、多数の公園や河川、道路を管理する必要があることから、南区役所地域整備課では、樹木剪定や堆積土砂の撤去等については、許容価格 100 万円未満を 1 施工当たりの目安としているためです。」との回答であった。

この回答からは、許容価格は 1 回の施工当たり許容価格 99 万円（税込）としておいて、この範囲内で最大の施工をさせるという趣旨と解されるが、本来、委託業務の内容が前提として特定され、これに応じて設計金額の積算を行うというのが正しい積算のあり方である。予算の範囲内で多数の公園や河川、道路を管理する必要があるというのはそのとおりであるが、その限られた予算を効率的に使用するのであれば、岡山市が自ら主体的に長期計画を立案し、長期的視点から効率的に委託業務を発注すべきであって、予算を先に決定してしまうと事実上受注者が受注範囲を決定することになりかねず、非経済的である。また、毎年どの業務を優先的、重点的に行うべきか異なるはずであって、重点的に行うべき業務に予算を重点的に配分し、それ以外の業務には予算の配分を少なくするというのが、効率的な予算配分のあり方であるはずである。さらに、一律に許容価格を 99 万円にしてしまえば、許容価格を公表しているのと同じであり、落札しようとする業者はまず 99 万円の入札すると思われる。そうすると落札率 100% になりやすく、現に落札率 100% の落札率が続出している。このような 99 万円ありきの積算方法は改めるべきである。

★★指摘 359

委託業務の内容を特定した上で設計金額の積算を実施されたい。

3 契約相手方の選定

(1) 入札状況の不自然性

上記 2 記載のとおり、本件各契約においては一律に設計金額が 99 万円（税込）とされ、許容価格も 99 万円（税込）となっている。しかも、指名競争入札においては地元業者を指名しているため、複数の契約において指名されている業者も多く、数多くの指名を受けていれば許容価格が 99 万円（税込）に設定されていることは自ずと判明する。すなわち、本件各契約においては、非公表の許容価格が公表されているのと事実上同等の状況といえる。

それにもかかわらず、本件各契約の全てにおいて許容価格以下の入札が 1 者のみとなっていることは不自然であり、許容価格を超える金額で入札した者はもともと受注する意欲がないのではないかとの疑いを抱かざるを得ない。

上記のとおり、99 万円（税込）で入札した業者が（決して 2 者以上になることはなく）1 者のみであり、それ以外の者は全て 99 万円（税込）より高い金額を提示しているという現在の状況を市民の目線に立って評価した場合、一般論としては、業者間で競争を回避する何らかの調整が行われている可能性をも念頭に置いた上で、慎重に検証すべき事態といえる。

上記のような入札が継続されれば、競争性など全く確保されず、また許容価格満額での落札も将来にわたって継続することになり、経費節減の観点からも問題がある。

以上のような不自然な入札状況が発生している以上、担当課において検証を行い、原因を究明した上で、契約課とも連携して改善策を検討・実施すべきである。

★★指摘 360

客観的に不自然な入札状況であり、業者間で競争を回避する何らかの調整が行われている可能性をも念頭に置いた上で、担当課において検証を行い、原因を究明した上で、契約課とも連携して改善策を検討・実施されたい。

(2) 指名業者数

上記第1の「選定理由」記載のとおり、指名業者を5者に絞り込んで指名を行っている。この理由について南区役所地域整備課へヒアリングを行ったところ、「岡山市契約規則第20条第1項の規定に基づき5者を選定しています。施工箇所の中学校区に存する業者は全て指名し、5者に満たない場合は、その他の近隣の業者を合計で5者になるまで選定しています。「性質又は目的が一般競争入札に適しない」理由と同様であり、地元業者が業務を遂行するのが望ましく、やみくもに業者数を増やす必要がないと考えています。」とのことであった。

しかし、契約相手方の選定に当たって入札を実施するのは、その選定過程において競争性、公平性、客観性を確保する必要があるからである。これは一般競争入札のみならず、指名競争入札にも当てはまるのであり、「やみくもに業者数を増やす必要性がない」との回答は、競争入札の趣旨に反するものである。指名業者数を5者ありきとする指名方法は見直すべきである。

また、本件各契約においては「南区1-2エリアの全4者のうち近隣3者」や「南区1-1エリアで樹木保護管理を1位登録している業者全6者のうち近隣2者」と、極めてわずかな距離の差で指名の有無に差を設けており、この点について合理的理由は見出せない。少なくとも、わずかな距離の差で指名の有無に差を設けるような指名のあり方は見直すべきであり、少なくとも同一要件に該当する業者は全て指名すべきである。

なお、本来、客観的かつ公正な指名基準を策定した上で、ある程度形式に指名を行うことが最善であることは、第2部第5章第4節第2-6で述べたとおりである [指摘57]。

★★指摘 361

指名業者数を5者ありきとする指名方法は見直されたい。

★★指摘 362

事業者のわずかな距離の差で指名に差をつける運用は改め、同一条件に該当する業者は全て指名されたい。

4 再委託

南区役所地域整備課からのヒアリングによれば、再委託はなされていないとのことである。なお、本契約においては仕様書において、再委託に関する記載がなく、契約書第6条において、受託者が委託業務の一部を再委託する場合は、相手方の名称及びその他岡山市が必要と認める事項をあらかじめ岡山市へ通知しなければならないと定められているのみで、市が承認手続を行うことは定められていない。

しかし、本件各契約においては指名競争入札が行われており、業者の個性に着目して受託者が選定されている（ただし、本件各契約は一般競争入札を実施すべきであることは上記1記載のとおりである。）のであるから、再委託する場合には、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを仕様書に定めるべきである。

また、契約書第6条の受託者による「通知」のみを求めている点を変更し、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」という規定へ変更すべきである。

★★指摘 363

委託契約書及び仕様書において、再委託する場合につき、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを定められたい。

5 監督・検査

いずれの契約においても仕様書において「作業報告書」と「作業写真」の提出を義務付けており、これらが提出され、適正に監督・検査が行われていると認められる。

第2款 堆積土砂等撤去業務委託（3契約）**第1 契約の概要**

件名	芹川支流内堆積土砂撤去業務委託 [45]	松尾川堆積土砂撤去業務委託 [54]	松尾川岩撤去業務委託 [59]
契約目的	堆積土砂を撤去し、芹川支流の流下能力を確保するため。	堆積土砂を撤去し、松尾川の流下能力を確保するため。	岩を撤去し、松尾川の流下能力を確保するため。
契約年月日	R2.8.24	R2.11.2	R2.12.21
許容価格	990,000円（非公表）	990,000円（非公表）	990,000円（非公表）
契約金額	990,000円	990,000円	990,000円
落札率	100%	100%	100%
契約方法	指名競争入札（自治令第167条第1号）		
選定理由	当該委託箇所の中学校区において、業種「清掃」、業種細区分「用水路の清掃」で登録している全9者のうち近隣5者	左記参照番号45の契約と同じ	左記参照番号45の契約と同じ
入札者数	3	3	2
指名業者数	5（2者辞退）	5（2者辞退）	5（3者辞退）
担当課	南区役所地域整備課		
契約相手方	株式会社フミタ組	株式会社フミタ組	株式会社フミタ組

第2 監査対象として選定した理由

指名競争入札でありながら、落札率が100%であるため、入札状況に不自然な点がないか、あるいは、より競争性を高めることが可能か等の検討のため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 監査結果

1 指名競争入札の実施要件（自治令第167条第1号）への該当性

どのような理由により「性質又は目的が一般競争入札に適しない」と判断したのかについて南区役所地域整備課へのヒアリングをしたところ、第1款の樹木の伐採の業務委託契約と同様、「地元住民と密接な関係にある公園の樹木剪定や小規模河川の土砂撤去や支障木の伐採等につい

ては、地元町内会等との綿密な調整が必要になるところから、地元業者が業務を行うことにより円滑に業務を遂行できるため、地元業者による指名競争入札としています。(公園(老人会や愛護委員、子供会等との公園の利用調整など)、小規模河川(地元水利土木員などの農業関係者との田んぼへの用水調整など)、市道(幅員が狭い生活道路のため地元町内会等との交通規制(時間帯や通行止め)の調整など)」とのことであった。

上記の説明につき、地元町内会等との調整の必要性については理解できるものの、地元業者でなければ地元町内会等との調整ができないという性質のものとは考えられない。この点については、仕様書等において地元町内会等と懇切丁寧に調整を行うこと等の義務を課すことで足りる(また、特に留意すべき事柄がある場合には、個別に引継ぎや説明をすれば足りる)といえ、この点から直ちに指名競争入札によって地元業者を指名して入札を実施することの合理性は必ずしも認められず、「性質又は目的が一般競争入札に適しない」とは認められないといえる。

本件各契約については、一般競争入札を実施すべきである。なお、その際、現在多数ある同種の事業(本件でいえば土砂撤去)についての整理統合(現在別々の契約としているものを、近接した地域の契約は1つにまとめる等)を行うことも入札の競争性を高める方策として有用と考える。すなわち、現在、別々の契約をしているものを1つにまとめることにより受注金額が増加すれば、入札へ参加しようとする業者も増えることが考えられ、これによって競争性が増す可能性があるということである。

★★指摘 364

本件各契約については、一般競争入札を実施されたい。

★意見 122

同種事業の整理統合し、受注金額を増やすことによって入札参加者を増やし、入札の競争性を高める方策を検討されたい。

2 設計金額の積算

(1) 設計金額の合計額の一致

上記第1に記載のとおり、本件各契約の設計金額はいずれも99万円(税込)である。

(2) 直接委託費の根拠等

直接委託費について、例えば、芹川支流内堆積土砂撤去業務委託[45]においては、「委託内訳表」の「掘削」の単価が「120 m³」で「991円」、「土砂等運搬」の単価が「120 m³」で「874円」である一方、松尾川堆積土砂撤去業務委託[54]においては、「掘削」の単価が「60 m³」で「996円」、「土砂等運搬」の単価が「60 m³」で「1773円」とあり、同じ作業内容であるにもかかわらず作業量が少ない方が単価が高く設定されている。

上記の理由について南区役所地域整備課からヒアリングを行ったところ、「掘削については発注時期が異なるため、燃料費の単価に違いがあります」、「土砂等運搬については、使用できるトラックの大きさが施工箇所により違うこと、また、施工箇所から土砂処分場までの運搬距離が違うことから単価に違いが生じています。使用できる重機が大きいほど単価は割安になります。」とのことであった。これらの回答は合理的と認められ、各契約について業務内容に応じて直接委託費の積算がなされているといえる。

(3) 諸経費による調整

本件各契約の直接委託費と諸経費を一覧にすると下記のとおりとなる。

件名	直接委託費(円)	諸経費(円)	合計(税抜)
----	----------	--------	--------

芹川支流内堆積土砂撤去業務委託 [45]	794,351	105,649	900,000
松尾川堆積土砂撤去業務委託 [54]	745,441	154,559	900,000
松尾川岩撤去業務委託 [59]	695,972	204,028	900,000

本件各契約においても、第1款の樹木の伐採の契約と同様、直接委託費が各契約で異なるにもかかわらず、諸経費で調整して合計90万円(税抜)となる積算を各契約において行っている。この点について、南区役所地域整備課からヒアリングしたところ、「1度の施工で公園内の全ての樹木剪定が完了しないような場合や、河川の部分的な堆積土砂の撤去や支障木の伐採等については、許容価格が100万円を超えない範囲において、1回の施工量が最大になるように設計を行い、発注を行っています。これは、予算の範囲内で、多数の公園や河川、道路を管理する必要があることから、南区役所地域整備課では、樹木剪定や堆積土砂の撤去等については、許容価格100万円未満を1施工当たりの目安としているためです。」との回答であった。

この回答からは、許容価格は1回の施工当たり許容価格99万円(税込)としておいて、この範囲内で最大の施工をさせるという趣旨と解されるが、本来、委託業務の内容が前提として特定され、これに応じて設計金額の積算を行うというのが正しい積算のあり方である。予算の範囲内で多数の公園や河川、道路を管理する必要があるというのはそのとおりであるが、その限られた予算を効率的に使用するのであれば、岡山市が自ら主体的に長期計画を立案し、長期的視点から効率的に委託業務を発注すべきであって、予算を先に決定してしまうと事実上受注者が受注範囲を決定することになりかねず、非経済的である。

また、毎年どの業務を優先的、重点的に行うべきか異なるはずであって、重点的に行うべき業務に予算を重点的に配分し、それ以外の業務には予算の配分を少なくするというのが、効率的な予算配分のあり方であるはずである。

さらに、一律に許容価格を99万円にしてしまえば、許容価格を公表しているのと同じであり、落札しようとする業者はまず99万円の入札すると思われる。そうすると落札率100%になりやすく、現に落札率100%の落札率が続出している。このような99万円ありきの積算方法は改めるべきである。

★★指摘 365

委託業務の内容を特定した上で設計金額の積算を実施されたい。

3 契約相手方の選定

(1) 入札状況の不自然性

第1款の樹木伐採業務委託契約と同様、本件各契約においても上記2記載のとおり、本件各契約においては一律に設計金額が99万円(税込)とされ、許容価格も99万円(税込)となっている。しかも、指名競争入札においては地元業者を指名しているため、複数の契約において指名されている業者も多く、数多くの指名を受けていれば許容価格が99万円(税込)に設定されていることは自ずと判明する。すなわち、本件各契約においては、非公表の許容価格が公表されているのと事実上同等の状況といえる。

それにもかかわらず、本件各契約の全てにおいて許容価格以下の入札が1者のみとなっていることは不自然であり、許容価格を超える金額で入札した者はもともと受注する意欲がないとの疑いを抱かざるを得ない。

上記のとおり、99万円(税込)で入札した業者が(決して2者以上になることはなく)1者

のみであり、それ以外の者は全て 99 万円（税込）より高い金額を提示しているという現在の状況を市民の目線に立って評価した場合、一般論としては、業者間で競争を回避する何らかの調整が行われている可能性をも念頭に置いた上で、慎重に検証すべき事態といえる。

上記のような入札が継続されれば、競争性など全く確保されず、また許容価格満額での落札も将来にわたって継続することになり、経費節減の観点からも問題がある。

以上のような不自然な入札状況が発生している以上、担当課において検証を行い、原因を究明した上、契約課とも連携して改善策を検討・実施すべきである。

★★指摘 366

客観的に不自然な入札状況であり、業者間で競争を回避する何らかの調整が行われている可能性をも念頭に置いた上で、担当課において検証を行い、原因を究明し、契約課とも連携して改善策を検討・実施されたい。

(2) 指名業者数

上記第1の「選定理由」記載のとおり、指名業者を5者に絞り込んで指名を行っている。この理由について南区役所地域整備課へヒアリングを行ったところ、第1款の樹木伐採業務委託契約と同様、「岡山市契約規則第20条第1項の規定に基づき5者を選定しています。施工箇所の中学校区に存する業者は全て指名し、5者に満たない場合は、その他の近隣の業者を合計で5者になるまで選定しています。「性質又は目的が一般競争入札に適しない」理由と同様であり、地元業者が業務を遂行するのが望ましく、やみくもに業者数を増やす必要がないと考えています。」とのことであった。

しかし、契約相手方の選定に当たって入札を実施するのは、その選定過程において競争性、公平性、客観性を確保する必要があるからであり、「やみくもに業者数を増やす必要性がない」との回答は、入札の趣旨に反するものである。しかも、本件各契約においては、辞退者が出たことによって、3者または2者という極めて少数の業者による入札が行われており、実質的にも競争性が十分に担保される結果となっていない。よって、基本的に、指名業者数を5者ありきとする指名方法は見直しを行うべきである。

また、本件各契約においても第1款の樹木伐採業務委託と同様、「当該委託箇所の中学校区において、業種「清掃」、業種細区分「用水路の清掃」で役務登録している全9者のうち、近隣5者」と、極めてわずかな距離の差で指名の有無に差を設けており、この点について合理的理由は見出せない。このようなわずかな距離の差で指名の有無に差を設ける指名のあり方は見直すべきであり、要件に該当する業者は全て指名する運用とすべきである。

なお、本来、客観的かつ公正な指名基準を策定した上で、ある程度形式に指名を行うことが最善であることは、第2部第5章第4節第2-6で述べたとおりである [指摘57]。

★★指摘 367

指名業者数を5者ありきとする指名方法は見直されたい。

★★指摘 368

事業者のわずかな距離の差で指名に差をつける運用は改め、同一条件に該当する業者は全て指名されたい。

(3) 追加指名

本件各契約は、いずれも指名業者の一部が辞退したため、入札参加者数が2者又は3者と、5者に満たないまま入札が実施されている。

第2部第5章第4節第2-8において記載したとおり、市規則第20条第1項で原則として5者以上を指名しなければならないとしているのは、最低限の競争性を確保するために設けられた数字と解されるどころ、5者指名したとしても実際の入札が3者で行われれば、市規則が意図する競争性は実質的には確保されていないということになる。

そこで、入札における実質的競争性を担保するため、指名業者に対して辞退をする場合の期限を定め、辞退によって入札参加者が5者に満たなくなる場合は追加指名を行うという運用に改めるべきである。

★★指摘 369

入札における実質的競争性を担保するため、指名業者に対して辞退をする場合の期限を定め、辞退によって入札参加者が5者に満たなくなる場合は追加指名を行うという運用に改められたい。

4 再委託

南区役所地域整備課からのヒアリングによれば、再委託はなされていないとのことである。

第1款の樹木伐採業務委託と同様、本件各契約においても、仕様書においては再委託に関する記載がなく、契約書第6条において、受託者が委託業務の一部を再委託する場合は、相手方の名称及びその他岡山市が必要と認める事項をあらかじめ岡山市へ通知しなければならないと定められているのみで、市が承認手続を行うことは定められていない。

しかし、本件各契約においては指名競争入札が行われており、業者の個性に着目して受託者が選定されている（ただし、本件各契約は一般競争入札を実施すべきであることは上記1記載のとおりである。）のであるから、再委託する場合には、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを仕様書に定めるべきである。

また、契約書第6条の受託者による「通知」のみを求めている点を変更し、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」という規定へ変更すべきである。

★★指摘 370

委託契約書及び仕様書において、再委託する場合につき、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを定められたい。

5 監督・検査

いずれの契約においても仕様書において「作業報告書」と「作業写真」の提出を義務付けており、これらが提出され、適正に監督・検査が行われていると認められる。

第3款 相引川ヨシ撤去ほか業務委託

第1 契約の概要

件名	相引川ヨシ撤去ほか業務委託 [47]
契約目的	河川の適切な維持管理のため
契約年月日	R2.9.14
許容価格	990,000 円 (非公表)
契約金額	990,000 円
落札率	100%
契約方法	指名競争入札 (自治令第 167 条第 1 号)
選定理由	当該委託箇所の中学校区において、業種「清掃」、業種細区分「用水路の清掃」で登録している全 9 者のうち、近隣 5 者
入札者数	5
担当課	南区役所地域整備課
契約相手方	有限会社トシ海建設

第2 監査対象として選定した理由

指名競争入札でありながら、落札率が 100%であるため、入札状況に不自然な点がないか、あるいは、より競争性を高めることが可能か等の検討のため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 監査結果

1 指名競争入札の実施要件 (自治令第 167 条第 1 号) への該当性

どのような理由により「性質又は目的が一般競争入札に適しない」と判断したのかについて南区役所地域整備課へのヒアリングをしたところ、第 1 款の樹木の伐採の業務委託契約と及び第 2 款の河川の土砂撤去業務委託と同様、「地元住民と密接な関係にある公園の樹木剪定や小規模河川の土砂撤去や支障木の伐採等については、地元町内会等との綿密な調整が必要になることから、地元業者が業務を行うことにより円滑に業務を遂行できるため、地元業者による指名競争入札としています。(公園 (老人会や愛護委員、子供会等との公園の利用調整など)、小規模河川 (地元水利土木員などの農業関係者との田んぼへの用水調整など)、市道 (幅員が狭い生活道路のため地元町内会等との交通規制 (時間帯や通行止め) の調整など)」とのことであった。

上記の説明につき、地元町内会等との調整の必要性については理解できるものの、地元業者でなければ地元町内会等との調整ができないという性質のものとは考えられない。この点については、仕様書等において地元町内会等と懇切丁寧に調整を行うこと等の義務を課すことで足りる (また、特に留意すべき事柄がある場合には、個別に引継ぎや説明をすれば足りる) といえ、この点から直ちに指名競争入札によって地元業者を指名して入札を実施することの合理性は必ずしも認められず、「性質又は目的が一般競争入札に適しない」とは認められないといえる。

本件契約については、一般競争入札を実施すべきである。

★★指摘 371

本件契約については、一般競争入札を実施されたい。

2 設計金額の積算

(1) 設計金額合計

本契約においても、第1款の樹木伐採業務委託契約及び第2款の河川の土砂撤去等業務委託と同様、合計99万円(税込)の設計金額となっている。

(2) 諸経費による調整

本契約の直接委託費は704,360円、諸経費は195,640円である。

この点について、南区役所地域整備課からヒアリングしたところ、「1度の施工で公園内の全ての樹木剪定が完了しないような場合や、河川の部分的な堆積土砂の撤去や支障木の伐採等については、許容価格が100万円を超えない範囲において、1回の施工量が最大になるように設計を行い、発注を行っています。これは、予算の範囲内で、多数の公園や河川、道路を管理する必要があることから、南区役所地域整備課では、樹木剪定や堆積土砂の撤去等については、許容価格100万円未満を1施工当たりの目安としているためです。」との回答であった。

この回答からは、許容価格は1回の施工当たり許容価格99万円(税込)としておいて、この範囲内で最大の施工をさせるという趣旨と解されるが、本来、委託業務の内容が前提として特定され、これに応じて設計金額の積算を行うというのが正しい積算のあり方である。予算の範囲内で多数の公園や河川、道路を管理する必要があるというのはそのとおりであるが、その限られた予算を効率的に使用するのであれば、岡山市が自ら主体的に長期計画を立案し、長期的視点から効率的に委託業務を発注すべきであって、予算を先に決定してしまうと事実上受注者が受注範囲を決定することになりかねず、非経済的である。

また、毎年どの業務を優先的、重点的に行うべきか異なるはずであって、重点的に行うべき業務に予算を重点的に配分し、それ以外の業務には予算の配分を少なくするというのが、効率的な予算配分のあり方であるはずである。

さらに、一律に許容価格を99万円にしてしまえば、許容価格を公表しているのと同じであり、落札しようとする業者はまず99万円の入札すると思われる。そうすると落札率100%になりやすく、現に落札率100%の落札率となっている。このような99万円ありきの積算方法は改めるべきである。

★★指摘372

委託業務の内容を特定した上で設計金額の積算を実施されたい。

3 契約相手方の選定

(1) 入札状況の不自然性

本契約においては99万円(税込)で落札され、落札率は100%となっている。許容価格以下の落札は1者(許容価格と同額)である。

この点と関連し、過去の入札状況について南区役所地域整備課からヒアリングしたところ、本契約については平成30年度にも入札を行っており、このときは再々入札でも落札されず、不落随契による落札決定したとのことである。このときの落札金額は、提出資料によれば230,000円となっている。前回の入札状況を踏まえれば、本契約については入札の競争性は保たれており、令和2年度の入札において1回の入札で落札者が決定し、落札率が100%であったことは偶然の結果のようにも見える。

しかし、本件の入札状況は、第1款や第2款の契約とも一致しており、設計金額が99万円(税込)とされ、許容価格も99万円(税込)となっている。しかも、指名競争入札においては地元業者を指名しているため、複数の契約において指名されている業者も多く、数多くの指

名を受けていれば許容価格が 99 万円（税込）に設定されていることは自ずと判明する。すなわち、本件各契約においては、非公表の許容価格が公表されているのと事実上同等の状況といえる。それにもかかわらず、本件各契約の全てにおいて許容価格以下の入札は 1 者のみとなっていることは不自然であり、許容価格を超える金額で入札した者はもともと受注する意欲がないとの疑いを抱かざるを得ない。

上記のとおり、99 万円（税込）で入札した業者が（決して 2 者以上になることはなく）1 者のみであり、それ以外の者は全て 99 万円（税込）より高い金額を提示しているという現在の状況を市民の目線に立って評価した場合、一般論としては、業者間で競争を回避する何らかの調整が行われている可能性をも念頭に置いた上で、慎重に検証すべき事態といえる。

上記のような入札が継続されれば、競争性など全く確保されず、また許容価格満額での落札も将来にわたって継続することになり、経費節減の観点からも問題がある。

以上のような不自然な入札状況が発生している以上、担当課において検証を行い、原因を究明した上で、契約課とも連携して改善策を検討・実施すべきである。

★★指摘 373

客観的に不自然な入札状況であり、業者間で競争を回避する何らかの調整が行われている可能性をも念頭に置いた上で、担当課において検証を行い、原因を究明した上で、契約課とも連携して改善策を検討・実施されたい。

(2) 指名業者数

上記第 1 の「選定理由」記載のとおり、本契約においても指名業者を 5 者に絞り込んで指名を行っている。この理由について南区役所地域整備課へヒアリングを行ったところ、第 1 款の樹木伐採業務委託契約と同様、「岡山市契約規則第 20 条第 1 項の規定に基づき 5 者を選定しています。施工箇所の中学校区に存する業者は全て指名し、5 者に満たない場合は、その他の近隣の業者を合計で 5 者になるまで選定しています。「性質又は目的が一般競争入札に適しない」理由と同様であり、地元業者が業務を遂行するのが望ましく、やみくもに業者数を増やす必要がないと考えています。」とのことであった。

しかし、繰り返しになるが、契約相手方の選定に当たって入札を実施するのは、その選定過程において競争性、公平性、客観性を確保する必要があるからであり、「やみくもに業者数を増やす必要性がない」との回答は、入札の趣旨に反するものである。よって、基本的に、指名業者数を 5 者ありきとする指名方法は見直しを行うべきである。実際、平成 30 年度の入札においては 6 者指名されている（ただし、4 者辞退している。）。この点からすれば、5 者以上の業者を指名することによる事務的な負担も特段見出せない。

また、本件各契約においても第 1 款や第 2 款の各契約と同様、「当該委託箇所の中学校区において、業種「清掃」、業種細区分「用水路の清掃」で役務登録している全 9 者のうち、近隣 5 者」と、極めてわずかな距離の差で指名の有無に差を設けており、この点について合理的理由は見出せない。このようなわずかな距離の差で指名の有無に差を設ける指名のあり方を見直すべきであり、要件に該当する業者は全て指名する運用を行うべきである。

なお、本来、客観的かつ公正な指名基準を策定した上で、ある程度形式に指名を行うことが最善であることは、第 2 部第 5 章第 4 節第 2-6 で述べたとおりである [指摘 57]。

★★指摘 374

指名業者数を 5 者ありきとする指名方法は見直されたい。

★★指摘 375

事業者のわずかな距離の差で指名に差をつける運用は改め、同一条件に該当する業者は全て指名されたい。

4 再委託

南区役所地域整備課へのヒアリングによれば、再委託はなされていないとのことである。

第1款の樹木伐採業務委託及び第2款の河川の土砂撤去等業務委託と同様、本件各契約においても仕様書においては再委託に関する記載がなく、契約書第6条において、受託者が委託業務の一部を再委託する場合は、相手方の名称及びその他岡山市が必要と認める事項をあらかじめ岡山市へ通知しなければならないと定められているのみで、市が承認手続を行うことは定められていない。

繰り返しになるが、本件各契約においては指名競争入札が行われており、業者の個性に着目して受託者が選定されている（ただし、本件各契約は一般競争入札を実施すべきであることは上記1記載のとおりである。）のであるから、再委託する場合には、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを仕様書に定めるべきである。

また、契約書第6条の受託者による「通知」のみを求めている点を変更し、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」という規定へ変更すべきである。

★★指摘 376

委託契約書及び仕様書において、再委託する場合につき、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを定められたい。

5 監督・検査

いずれの契約においても仕様書において「作業報告書」と「作業写真」の提出を義務付けており、これらが提出され、適正に監督・検査が実施されていると認められる。

第4款 剪定業務委託（8契約）

第1 契約の概要

件名	築港ひかり町第1公園剪定業務委託 [48]	市道当新田1号線支障木剪定業務委託 [49]	当新田公園剪定業務委託 [50]	豊成北公園剪定業務委託 [51]
契約目的	公園の適切な維持管理のため。	道路沿いの支障木を剪定し、通行の安全を図る。	左記参照番号48の契約と同じ。	左記参照番号48の契約と同じ。
契約日	R2.9.14	R2.9.14	R2.9.23	R2.9.28
許容価格	990,000円 (非公表)	990,000円 (非公表)	990,000円 (非公表)	990,000円 (非公表)

契約金額	990,000 円	990,000 円	990,000 円	990,000 円
落札率	100%	100%	100%	100%
契約方法	指名競争入札（自治令第 167 条第 1 号）			
選定理由	「樹木等の保護管理」を 1 位登録している業者のうち、 ①当該施工箇所の中学校区の業者全 4 者と、②これを除く南区 1-2 エリアの業者全 2 者のうち近隣 1 者の合計 5 者	①当該施工箇所の中学校区で「樹木等の保護管理」を 1 位登録している業者全 3 者と、②これらを除く南区 1-1 エリアで同業種を 1 位登録している業者全 7 者のうち近隣 2 者の合計 5 者	①当該施工箇所の中学校区で「樹木等の保護管理」を 1 位登録している業者全 3 者と、②これらを除く南区 1-1 エリアで同業種を 1 位登録している業者全 6 者のうち近隣 2 者の合計 5 者	「樹木等の保護管理」を 1 位登録している業者のうち、①当該施工箇所の中学校区の業者全 4 者と、②これを除く南区 1-1 エリアの業者全 5 者のうち近隣 1 者の合計 5 者
入札者数	4	3	2	4
指名業者数	5 (1 者辞退)	5 (2 者辞退)	5 (3 者辞退)	5
担当課	南区役所地域整備課			
契約相手方	株式会社岡山フラワースサービス	KY 造園	KY 造園	株式会社ワイズスケープ

件名	当新田公園高木剪定業務委託 [57]	新保天神公園剪定業務委託 [58]	当新田公園樹木剪定業務委託 [61]	新保天神公園高木剪定業務委託 [62]
契約目的	公園の適切な維持管理のため。	同左	同左	同左
契約日	R2.12.14	R2.12.14	R3.1.18	R3.1.25
許容価格	990,000 円 (非公表)	990,000 円 (非公表)	990,000 円 (非公表)	990,000 円 (非公表)
契約金額	990,000 円	990,000 円	990,000 円	990,000 円
落札率	100%	100%	100%	100%
契約方法	指名競争入札（自治令第 167 条第 1 号）			
選定理由	①当該施工箇所の中学校区で「樹木等の保護管理」を 1 位登録している業者全 3 者と、②これらを除く南区 1-1 エリアで同業種を 1 位登録している業者全 6 者のうち近隣 2 者の合計 5 者	左記参照番号 57 の契約と同じ	左記参照番号 57 の契約と同じ	左記参照番号 57 の契約と同じ
入札者数	3	4	4	5
指名業者	5 (2 者辞退)	5 (1 者辞退)	5 (1 者辞退)	5

数				
担当課	南区役所地域整備課			
契約相手方	KY 造園	KY 造園	KY 造園	KY 造園

第2 監査対象として選定した理由

指名競争入札でありながら、落札率が 100%であるため、入札状況に不自然な点がないか、あるいは、より競争性を高めることが可能か等の検討のため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 監査結果

1 指名競争入札の実施要件（自治令第 167 条第 1 号）への該当性

どのような理由により「性質又は目的が一般競争入札に適しない」と判断したのかについて南区役所地域整備課へのヒアリングをしたところ、第 1 款ないし第 3 款の契約と同様、「地元住民と密接な関係にある公園の樹木剪定や小規模河川の土砂撤去や支障木の伐採等については、地元町内会等との綿密な調整が必要になるところから、地元業者が業務を行うことにより円滑に業務を遂行できるため、地元業者による指名競争入札としています。（公園（老人会や愛護委員、子供会等との公園の利用調整など）、小規模河川（地元水利土木員などの農業関係者との田んぼへの用水調整など）、市道（幅員が狭い生活道路のため地元町内会等との交通規制（時間帯や通行止め）の調整など）」とのことであった。

上記の説明につき、地元町内会等との調整の必要性については理解できるものの、地元業者でなければ地元町内会等との調整ができないという性質のものとは考えられない。この点については、仕様書等において地元町内会等と懇切丁寧に調整を行うこと等の義務を課すことで足りる（また、特に留意すべき事柄がある場合には、個別に引継ぎや説明をすれば足りる）といえ、この点から直ちに指名競争入札によって地元業者を指名して入札を実施することの合理性は必ずしも認められず、「性質又は目的が一般競争入札に適しない」とは認められないといえる。

本件各契約については、一般競争入札を実施すべきである。なお、その際、現在多数ある同種の事業（本件でいえば剪定）についての整理統合（現在別々の契約としているものを、近接した地域の契約は 1 つにまとめる等）を行うことも入札の競争性を高める方策として有用と考える。すなわち、現在、別々の契約をしているものを 1 つにまとめることにより受注金額が増加すれば、入札へ参加しようとする業者も増えることが考えられ、これによって競争性が増す可能性があるということである。

★★指摘 377

本件各契約については、一般競争入札を実施されたい。

★意見 123

同種事業の整理統合し、受注金額を増やすことによって入札参加者を増やし、入札の競争性を高める方策を検討されたい。

2 設計金額の積算

(1) 設計金額の合計額の一致

上記第 1 に記載のとおり、本件各契約の設計金額はいずれも 99 万円（税込）である。

(2) 直接委託費の根拠等

直接委託費について、例えば、築港ひかり町第 1 公園剪定業務委託 [48] においては、「委託内訳表」をみると、「高木剪定 幹周 30cm～59cm 落葉広葉樹」の単価が「2,259 円/本」、
「高木剪定 幹周 60cm～89cm 広葉落葉樹」の単価が「5,031 円/本」というように樹木の大きさによって単価が設定され、これによって積算がなされている。

南区役所地域整備課からのヒアリングによれば、剪定については、「公園・緑地の維持管理と積算 出典：一般財団法人経済調査会」の積算基準を用いているとのことである。かかる回答によれば、剪定業務については、共通の単価において積算がなされているとのことであり、直接委託費は適正に積算されていると認められる。

(3) 諸経費による調整

本件各契約の直接委託費と諸経費を一覧にすると下記のとおりとなる。

件名	直接委託費 (円)	諸経費 (円)	合計 (税抜)
築港ひかり町第 1 公園剪定業務委託 [48]	756,440	143,560	900,000
市道当新田 1 号線支障木剪定業務委託 [49]	710,751	189,249	900,000
当新田公園剪定業務委託 [50]	766,261	133,739	900,000
豊成北公園剪定業務委託 [51]	768,580	131,420	900,000
当新田公園高木剪定業務委託 [57]	772,772	127,228	900,000
新保天神公園剪定業務委託 [58]	766,219	133,781	900,000
当新田公園樹木剪定業務委託 [61]	768,668	131,332	900,000
新保天神公園高木剪定業務委託 [62]	764,174	135,826	900,000

本件各契約においても、第 1 款から第 3 款までの各契約と同様、直接委託費が各契約で異なるにもかかわらず、諸経費で調整して合計 90 万円 (税抜) となる積算を各契約において行っている。この点につき、南区役所地域整備課からヒアリングしたところ、「1 度の施工で公園内の全ての樹木剪定が完了しないような場合や、河川の部分的な堆積土砂の撤去や支障木の伐採等については、許容価格が 100 万円を超えない範囲において、1 回の施工量が最大になるように設計を行い、発注を行っています。これは、予算の範囲内で、多数の公園や河川、道路を管理する必要があることから、南区役所地域整備課では、樹木剪定や堆積土砂の撤去等については、許容価格 100 万円未満を 1 施工当たりの目安としているためです。」との回答であった。

この回答からは、許容価格は 1 回の施工当たり許容価格 99 万円 (税込) としておいて、この範囲内で最大の施工をさせるという趣旨と解されるが、本来、委託業務の内容が前提として特定され、これに応じて設計金額の積算を行うというのが正しい積算のあり方である。予算の範囲内で多数の公園や河川、道路を管理する必要があるというのはそのとおりであるが、その限られた予算を効率的に使用するのであれば、岡山市が自ら主体的に長期計画を立案し、長期的視点から効率的に委託業務を発注すべきであって、予算を先に決定してしまうと事実上受注者が受注範囲を決定することになりかねず、非経済的である。

また、毎年どの業務を優先的、重点的に行うべきか異なるはずであって、重点的に行うべき業務に予算を重点的に配分し、それ以外の業務には予算の配分を少なくするというのが、効率的な予算配分のあり方であるはずである。

さらに、一律に許容価格を 99 万円にしてしまえば、許容価格を公表しているのと同じであり、落札しようとする業者はまず 99 万円が入札すると思われる。そうすると落札率 100% になりやすく、現に落札率 100% の落札率が続出している。このような 99 万円ありきの積算方法は改めるべきである。

★★指摘 378

委託業務の内容を特定した上で設計金額の積算を実施されたい。

3 契約相手方の選定**(1) 入札状況の不自然性**

上記のとおり、本件各契約においては一律に設計金額が 99 万円（税込）とされ、許容価格も 99 万円（税込）となっている。しかも、指名競争入札においては地元業者を指名しているため、複数の契約において指名されている業者も多く、数多くの指名を受けていれば許容価格が 99 万円（税込）に設定されていることは自ずと判明するのであって、本件各契約においては、非公表の許容価格が公表されているのと事実上同等の状況といえる。それにもかかわらず、本件各契約の全てにおいて許容価格以下の入札は 1 者のみとなっていることは不自然であり、許容価格を超える金額での入札者はもともと受注する意欲がないとの疑いを抱かざるを得ない。

上記のとおり、99 万円（税込）で入札した業者が（決して 2 者以上になることはなく）1 者のみであり、それ以外の者は全て 99 万円（税込）より高い金額を提示しているという現在の状況を市民の目線に立って評価した場合、一般論としては、業者間で競争を回避する何らかの調整が行われている可能性をも念頭に置いた上で、慎重に検証すべき事態といえる。

上記のような入札が継続されれば、競争性など全く確保されず、また許容価格満額での落札も将来にわたって継続することになり、経費節減の観点からも問題がある。

以上のような不自然な入札状況が発生している以上、担当課において検証を行い、原因を究明した上で、契約課とも連携して改善策を検討・実施すべきである。

★★指摘 379

客観的に不自然な入札状況であり、業者間で競争を回避する何らかの調整が行われている可能性をも念頭に置いた上で、担当課において検証を行い、原因を究明した上で、契約課とも連携して改善策を検討・実施されたい。

(2) 指名業者数

上記第 1 の「選定理由」記載のとおり、指名業者を 5 者に絞り込んで指名を行っている。この理由について南区役所地域整備課へヒアリングを行ったところ、「岡山市契約規則第 20 条第 1 項の規定に基づき 5 者を選定しています。施工箇所の中学校区に存する業者は全て指名し、5 者に満たない場合は、その他の近隣の業者を合計で 5 者になるまで選定しています。「性質又は目的が一般競争入札に適さない」理由と同様であり、地元業者が業務を遂行するのが望ましく、やみくもに業者数を増やす必要がないと考えています。」とのことであった。

しかし、契約相手方の選定に当たって入札を実施するのは、その選定過程において競争性、公平性、客観性を確保する必要があるからである。これは一般競争入札のみならず、指名競争入札にも当てはまる。上記の「やみくもに業者数を増やす必要性がない」との回答は、競争入札の趣旨に反するものであり、指名業者数を 5 者ありきとする指名方法は見直すべきである。

また、本件各契約においては、例えば、築港ひかり町第 1 公園剪定業務委託 [48] においては「樹木等の保護管理を 1 位登録している業者のうち、当該施工箇所の中学校区の業者全 4 者と、これを除く南区 1-1 エリアの業者全 2 者のうち近隣 1 者の計 5 者」と、極めてわずかな距離の差で指名の有無に差を設けており、この点について合理的理由は見出せない。少なくとも、わずかな距離の差で指名の有無に差を設けるような指名のあり方は見直すべきであり、少なくとも同一要件に該当する業者は全て指名すべきである。なお、本来、客観的かつ公正な指

名基準を策定した上で、ある程度形式に指名を行うことが最善であることは、第2部第5章第4節第2-6で述べたとおりである [指摘57]。

★★指摘 380

指名業者数を5者ありきとする指名方法は見直されたい。

★★指摘 381

事業者のわずかな距離の差で指名に差をつける運用は改め、同一条件に該当する業者は全て指名されたい。

(3) 追加指名

本件各契約の中には指名業者の一部が辞退したため、5者に満たない参加者による入札が実施されているものがある。特に、市道当新田1号線支障木剪定業務委託 [49] は3者、当新田公園剪定業務委託 [50] は2者、当新田公園高木剪定業務委託 [57] は3者と、極めて少数の参加者によって入札が実施されている。

第2部第5章第4節第2-8において記載したとおり、市規則第20条第1項で原則として5者以上を指名しなければならないとしているのは、最低限の競争性を確保するために設けられた数字と解されるどころ、5者指名したとしても実際の入札が3者で行われれば、市規則が意図する競争性は実質的には確保されていないということになる。そこで、入札における実質的競争性を担保するため、指名業者に対して辞退をする場合の期限を定め、辞退によって入札参加者が5者に満たなくなる場合は追加指名を行うという運用に改めるべきである。

★★指摘 382

入札における実質的競争性を担保するため、指名業者に対して辞退をする場合の期限を定め、辞退によって入札参加者が5者に満たなくなる場合は追加指名を行うという運用に改められたい。

4 再委託

南区役所地域整備課からのヒアリングによれば、再委託はなされていないとのことである。

第1款ないし第3款の各契約と同様、本件各契約においても仕様書においては再委託に関する記載がなく、契約書第6条において、受託者が委託業務の一部を再委託する場合は、相手方の名称及びその他岡山市が必要と認める事項をあらかじめ岡山市へ通知しなければならないと定められているのみで、市が承認手続を行うことは定められていない。

繰り返しになるが、本件各契約においては指名競争入札が行われており、業者の個性に着目して受託者が選定されている（ただし、本件各契約は一般競争入札を実施すべきであることは上記1記載のとおりである。）のであるから、再委託する場合には、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを仕様書に定めるべきである。

また、契約書第6条の受託者による「通知」のみを求めている点を変更し、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」という規定へ変更すべきである。

★★指摘 383

委託契約書及び仕様書において、再委託する場合につき、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを定められたい。

5 監督・検査

いずれの契約においても仕様書において「作業報告書」と「作業写真」の提出を義務付けており、これらが提出され、適正に監督・検査が実施されている。

第8節 桃太郎線 LRT 化 PR 動画制作業務委託契約

第1 契約の概要

件名	桃太郎線 LRT 化 PR 動画制作業務委託 [2]
契約目的	桃太郎線の LRT 化にあたり、沿線住民及び利用者の「LRT」に対する理解を深めるため、「LRT とは何か」、「LRT 化によって街や暮らしがどう変わるのか」を分かりやすく説明する PR 動画を制作するもの。
契約年月日	R2.1.23
許容価格	非公表
契約金額	24,750,000 円
落札率	—
契約方法	随意契約（企画競争）（自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
随契理由	「桃太郎線 LRT 化 PR 動画制作業務委託企画競争審査委員会」を設置し、企画提案者の公募を行った。企画競争審査委員会において、応募書類の審査、応募事業者からのヒアリングを行い、審査の結果、本件契約相手方が最適提案者として特定されたため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び岡山市契約規則第 24 条第 2 項第 2 号により随意契約を行う。
担当課	都市整備局交通政策課
契約相手方	株式会社大広西日本岡山支社 ¹⁵⁸
その他	①企画競争実施、②変更契約あり（原契約書の履行期間の終期について「令和 2 年 3 月 31 日まで」を「令和 2 年 11 月 30 日まで」に変更）。変更理由は「関係者協議に不足の日数を要したため」

第2 監査対象とした理由

本契約は、企画競争審査委員会において、応募書類の審査、応募事業者からのヒアリングを行い、審査の結果、最適提案者として特定された事業者と単独随意契約が締結されている。契約金額が比較的高額であり、企画競争等の手続が適正に行われているか等の検証をするもの。

¹⁵⁸ 財務会計システムの契約データ上には、「瀬戸内支社」と入力されている。もっとも、同社公式ホームページによれば、現在は「岡山支社」は存在しておらず、「瀬戸内支社」の中の岡山オフィスとして位置付けられていることから、会社内部における組織変更に対応して財務会計システム上の登録変更が行われたものと推測される。

第3 監査結果

1 随意契約理由

随意契約理由書には「本業務においては、企画競争により事業者を決定することとして、「桃太郎線 LRT 化 PR 動画制作業務委託企画競争審査委員会」を設置し、企画提案者の公募を行った。企画競争審査委員会において、応募書類の審査、応募事業者からのヒアリングを行い、審査の結果、上記業者（株式会社大広西日本岡山支社）が最適提案者として特定されたため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び岡山市契約規則第 24 条第 2 項第 2 号により随意契約を行う。」と記載されている。

後述（下記 3）のとおり、企画競争審査委員会において最上位の得点を取得し、最適提案者とされた株式会社大広西日本岡山支社について、都市整備局事務事業委託審査委員会の持ち回り審議の結果、契約の相手方と選定されており、随意契約理由について特段問題は見当たらなかった。

2 設計金額の積算

交通政策課へのヒアリングによれば、委託設計書は企画競争審査委員会実施後の令和 2 年 1 月 6 日に作成、企画競争審査委員会において提出されていた最適提案者の参考見積書の金額をもとに単価を設定したとのことである。なお、企画競争以前の時点における予算額の設定に当たっては、参考見積書の取得がなされているが、交通政策課へのヒアリングによれば、参考見積書を作成した業者は企画競争には参加していないとのことであり、適切な方法といえる。

また、岡山市、総社市及び西日本旅客鉄道株式会社それぞれの予算額の負担割合については、総社市及び西日本旅客鉄道株式会社の予算額との関係もあり、岡山市も含めた 3 者で協議がなされており、適切に設計金額の積算がなされていると認められる。

3 契約相手方の選定

(1) 本契約に係る企画競争については、「桃太郎線 LRT 化 PR 動画制作業務委託企画競争審査委員会」が設置されている。同審査委員会の設置要綱によれば、同審査委員会の構成委員は、岡山市から 3 名、総社市から 3 名、西日本旅客鉄道株式会社から 3 名選任されている。委員長は、岡山市都市整備局都市・交通・公園担当局長をもって充てるとされている。

同審査委員会の会議録によると、令和元年 12 月 20 日に企画提案者 5 者からヒアリングを行い、審査がなされているが、ヒアリングにおける質疑応答の内容は非公開の会議録に記録されている。なお、同審査委員会で配付された資料上は企画提案者 5 者の具体的な名称は伏せられていた。その理由について交通政策課に確認したところ、「先入観をもった審査とならないよう、委員にも業者名を伏せていた」とのことである。企画提案者へ配布されている「提案者の皆さまへ〔注意事項〕」という書類にも「プレゼンテーション、質疑では、会社名や個人名は、名乗らないでください。」との記載がなされていた。このような審査方法は適切であり、他の企画競争においてもこのような審査方法を行うべきである。

(2) 同審査委員会の「企画競争 審査要綱」に評価基準が記載されている。評価基準は、「(1)企画提案書の評価得点（参考見積以外）」、「(2)企画提案書の評価得点（参考見積）」、「(3)ヒアリングの評価得点」の 3 つに区分され、それぞれ A から E の 5 段階で評価することとなっている。

例えば、「(3)ヒアリングの評価得点」は下記のとおりである。

評価項目		評価の基準	配点	評価	得点
ヒアリング	専門技術力	専門技術力の確認	説明、質問を通して、該当分野についての専門性が高い。	20	
	取り組み姿勢	業務への取組意欲	企画提案に関する補足説明が明確で、業務に対する取組意欲が強く感じられる。	20	

	コミュニケーション力	質問に対する応答性	質問した者がイメージしやすく、的確な内容の説明であった。	20		
評価得点				60		

これを A から E の 5 段階で評価することとなる。これらの項目を、A から E に設定されている係数を乗じて当該項目に関する得点が計算される。なお、A から E の評価の具体的な内容は、下記のとおりである。

A (係数 1.0)	B (係数 0.8)	C (係数 0.6)	D (係数 0.4)	E (係数 0.0)
優秀である。高度の能力を有している。	満足できる。十分な能力を有している。	平均的である。	物足りなさを感じる。能力が若干乏しい。	まったく満足できない。任せることが不安である。

これらの評価基準に基づいて評価が行われた結果、得点が最上位の最適提案者と次順位の提案者が特定されている。例えば、上記の「ヒアリングの評価得点」のうち、「専門技術力」という評価項目については、「配点」が 20 点となっているが、この評価項目につき、「A」との「評価」が付けば、「配点」20 点に、「A」の係数 1.0 を乗じて、「得点」が 20 点となるという計算方法になっている。

提出資料によれば、ヒアリング等適正になされており、企画競争審査委員会における審査に問題点は見当たらなかった。

4 再委託

- (1) 受注者は、某社へ業務の一部を再委託している。企画競争実施の時点では、企画提案書に実施体制の構成員として某社の記載がなされていたが、具体的な再委託の業務の範囲について説明はなかったとのことである。
- (2) 仕様書(当初)の「14 その他」(4)には、「再委託する場合には、事前に再委託先と再委託の範囲について提示して承認を得る」と記載されているが、契約書第 6 条では再委託の場合には「通知する」との記載のみで、仕様書の記載のように「承認を得る」とはされていない。この記載の齟齬について交通政策課へヒアリングをしたところ、契約書の記載が正しく、仕様書の記載が誤記であったとのことである。実際に、某社への再委託については「下請負通知書」が受託者から提出されているが、岡山市は承認手続を行っていないとのことであった。

本件は厳正な企画競争を実施した上、最適提案者において委託業務が適正に執行されると判断されたことから、同社を契約相手方と選定し、単独随意契約を締結したのであり、契約相手方の個性が重視されている。この点からすれば、むしろ「仕様書」記載のとおり、事前承認制にする方が適切である。今後、同様の契約の際は、再委託については契約書においても再委託の範囲や再委託先について、事前に岡山市の承認を得るとの規定に改めるべきである。

★★指摘 384

委託契約書において、再委託する場合につき、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを定められたい。

- (3) また、このように仕様書と契約書の記載内容に齟齬がある場合について、契約書第 1 条第 1 項において「乙(受託者)は、この契約書及び仕様書等(仕様書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、委託を履行するものとする。」と規定され、仕様書と契約書のい

いずれが優先的に適用されるのかが不明である。一般論としては、契約毎にその仕様の詳細を記載した仕様書が契約書より優先すると考えられるが、上記契約書第1条第1項の規定内容からはそれが一義的に分かるものとなっていない。契約書と仕様書の記載内容に齟齬があり、そのいずれが優先的に適用されるのかが不明な状態では、受託者が業務を履行するに当たっていずれに従えばよいのか分からず、混乱を招く。

契約書第1条等において、契約書と仕様書の記載に異なる点がある場合に、いずれが優先的に適用されるのかという点につき、一義的に明らかにする規定を設けるべきである。

★★指摘 385

契約書において、契約書と仕様書の記載に異なる点がある場合に、いずれが優先的に適用されるのか一義的に明らかにする規定を設けられたい。

5 監督・検査

適宜、岡山市の担当者及び受託者のみならず、総社市や西日本旅客鉄道株式会社も交えた打合せ等が実施されており、その過程において適宜、監督が行われたものと認められる。

また、受託者からは成果物の提出がなされ、仕様書記載の企画・構成になっているか、検査が行われている。検査については、担当課より提供を受けた資料から確認できる範囲では、特段、問題点は見当たらなかった。

6 PR動画の利用状況

交通政策課からのヒアリングによれば、令和3年2月9日に開催した、岡山市、総社市、西日本旅客鉄道株式会社による3者会議において、桃太郎線 LRT 化基本計画の策定を中断しており、成果物と基本計画の内容を整合させる観点から、成果物の使用を控えているとのことである。

比較的高額の委託料が発生する事業であり、費用対効果の観点からは、本件事業実施が適切なタイミングであったのか検証されたい。一般論としては、上記のような現状であれば、約2500万円を投資した本件事業の実施は無意味であったということにもなりかねず、桃太郎線 LRT 化基本計画の進捗について、より慎重に注視しながら事業を実施すべきであったといえる。

★意見 124

比較的高額の委託料が発生する事業であり、費用対効果の観点から、本件事業実施のタイミングが適切であったのか検証されたい。

7 変更契約

変更執行伺書の「変更理由」には、「関係者協議に不測の日数を要したため」との記載がある。具体的事情を交通政策課からヒアリングしたところ、新型コロナウイルス感染症のため3者の対面協議が行えず、3者間の調整に不測の時間を要したための変更とのことであり、この点については、やむを得ないとする。

しかし、上記変更執行伺書の「変更理由」の記載からは、そのような具体的理由が読み取れず、変更契約の必要性が不明であり、変更契約を認めてよいか判断できない。上記変更執行伺書の「変更理由」には、変更契約の必要性を具体的に記載すべきである。

★★指摘 386

変更執行伺書の「変更理由」には、変更契約の必要性を具体的に記載されたい。

第9節 岡山市ふるさと納税業務委託（4契約）

第1 契約の概要

件名	岡山市ふるさと納税業務委託その1 [3]	岡山市ふるさと納税業務委託その2 [4]	岡山市ふるさと納税業務委託その1 [69]	岡山市ふるさと納税業務委託その2 [70]
契約目的	①他のポータルサイト事業者と連携した、インターネット上の寄附運営サイトの管理・運営、②岡山市への寄附（ふるさと納税）者に対し、お礼品の配送手配、③寄附に関連した問い合わせに対するコールセンターの設置・運営	①インターネット上の寄附受付サイトの管理・運営、②及び③は左記に同じ	左記参照番号3の契約と同じ	左記参照番号4の契約と同じ
契約日	R2.2.4	R2.2.25	R3.3.29	R3.3.29
許容価格	非公表	非公表	非公表	非公表
契約金額	単価契約。寄附額に応じて支払額が変わるとされており、契約書・仕様書には契約総額の記載はなされていない。			
落札金額	42,168,000円	23,614,000円	39,655,000円	22,805,510円
落札率	—	—	—	—
契約方法	随意契約（企画競争）（自治令第167条の2第1項第2号）			
随契約理由	岡山市ふるさと納税業務委託企画競争において特定された契約相手方候補者と随意契約するもの。なお、この企画競争の実施にあたり、岡山市入札参加資格有資格者名簿に登録のない場合、名簿登載要件に準じて関係書類を提出し適正と認められるときは、この企画競争に限り、登録されている者と同等に扱うこととした結果、関係書類により適正と認め、指定業者と同等に扱うもの。			
担当課	財政局税制課			
契約相手方	レッドホースコーポレーション株式会社	株式会社さとふる	レッドホースコーポレーション株式会社	株式会社さとふる

第2 監査対象として選定した理由

本契約は、企画競争実施の結果、最適提案者と単独随意契約が締結されている。契約金額が比較的高額であり、企画競争等の手続が適正に行われているか等の検証が必要と考え、監査対象としたもの。

第3 監査結果

1 随意契約理由

上記第1のとおり、岡山市ふるさと納税業務委託企画競争において最適提案者として特定された契約相手方候補者と単独随意契約するものである。かかる随意契約理由は、企画競争が適正に

実施されている限り、特段の問題はない。

2 特定調達契約該当性

本契約は、許容価格が 3000 万円を超えているため、特定調達契約に該当するか否か検討したかという点につき税制課からヒアリングしたところ、「特定調達に関する説明書に記載の特定役務の分類の中にふるさと納税は含まれていないため、特定調達契約には該当しないという認識です。過年度の契約の際に契約課に確認しておりますが、その際の記録は残っておりません。念のため契約課に確認したところ、『貨物取り扱いサービス』に該当すれば特定役務とされる可能性があります。ポータルサイトを利用して寄附を集める仕組みの方が主要な業務であるため、これには該当しないとの意見でした。他の政令市にも聞き取りをしましたが、ふるさと納税は特定役務には該当しないとの意見でした（静岡市、福岡市、北九州市。）」との回答であった。なお、監督官庁である総務省へは未確認とのことであった。

岡山市ふるさと納税業務委託その 2 [4 及び 70] における株式会社さとふるによるポータルサイトを利用した寄附受付システムの管理・運営は、上記の「貨物取り扱いサービス」の他にも「電子計算機サービス及び関連のサービス」等にも該当し得るところであり、上記「貨物取り扱いサービス」の該当性以外の検討も必要である。

担当課においても慎重に検討していることは認められるが、再度、監督官庁である総務省へ確認する等、特定調達契約に該当しないか、慎重に検討を行うべきである。

★意見 125

ポータルサイトの利用が特定調達契約に該当しないか、再度、監督官庁である総務省へ確認する等、慎重に検討されたい。

3 設計金額の積算

- (1) 税制課へのヒアリングによれば、事業の概算予算額は、前年度の予算を基に設定しているとのことである。
- (2) 「業務設計書」の記載は、①サービス利用・事務委託料（寄付金見込額を基に積算した金額）、及び②返戻金送付費（品物代の金額別に送料の見込額を積算）となっている。税制課へヒアリングによれば、前年度の実績を基に設計書を作成しているとのことである。
- (3) 本契約は契約時に委託料の総額が決定できない。税制課へのヒアリングによれば、本契約における許容価格や落札金額の意味は、予算額を各事業者へ振り分けた上で、予算額の範囲内で契約をするための根拠となるものとのことである（巻末資料「監査対象契約一覧」においては、「当初契約額」に落札金額を記載し、「契約額」には年間を通じた執行額を記載している。ただし、令和 3 年度分の契約 [69 及び 70] は本監査報告書作成時において履行期間が満了していないため、「契約額」は「未定」と記載した。）。

なお、契約書及び仕様書に契約金額の記載がないことの「理由書」には、「事業が予算を超過しそうな場合は、補正予算要求・流用などを適宜行い、予算が措置されない場合は、事前に寄附の受付を中止する等、予算超過をしないよう予算管理を適切に行います。（※ふるさと納税に係る管理システム上で予算超過をしないよう税制課で適宜確認を行います。）」との記載がある。令和 2 年度岡山市ふるさと納税業務委託その 1 及び同その 2 [3 及び 4] においては、ふるさと納税寄附額が大幅に増えたとして、令和 3 年 2 月の補正予算要求においてお礼品調達費等の増額要求を行い、これに伴い、委託料の変更執行伺書が提出されている。概算予算額を設定する際に、実際にどの程度のふるさと納税寄附がなされるか正確に予測できないことはやむを得ないが、安易に補正予算要求及び変更契約を前提として契約締結を行うのは避けるよう

にすべきであり、前々年度から前年度の寄付額の増額幅等、慎重に検討し、概算予算額を設定すべきであったといえる。

★意見 126

安易に補正予算要求及び変更契約を前提として契約締結を行うのは避けるべきであり、前々年度から前年度の寄付額の増額幅等、慎重に検討し、概算予算額を設定されたい。

- (4) 岡山市ふるさと納税業務委託その1 [3] においては、受託者であるレッドホースコーポレーション株式会社に対する委託料が減額になっている（具体的には、「ふるさとチョイス」サイトにおいて受け付けた寄附について、元は「寄附額の7%+消費税」とされていたものを「寄附額の6%+消費税」に変更している。変更理由については、変更執行伺書添付の「レッドホースの手数料が変更となった理由及び経緯について」に下記の記載がある。

ふるさと納税のポータルサイトである「ふるさとチョイス」と、同じくふるさと納税の取りまとめ業者である「レッドホースコーポレーション」は連携して岡山市のふるさと納税の寄附受付の業務を行っており、「ふるさとチョイス」で受け付けた寄附データをもとに、「レッドホースコーポレーション」が返礼品の調達、配送、寄附データの集計等の作業を行っている。

今回の契約において、令和2年2月の契約の時点においては、4月以降「ふるさとチョイス」の寄附データを、「レッドホースコーポレーション」に送る際に、API連携が行われ、自動的にデータの連携が行われる見込みとなっており、その場合岡山市職員の入力の手間が省けることから、「ふるさとチョイス」から寄附が行われた場合の「レッドホースコーポレーション」へ支払う委託料は7%としていた。

しかしながら、4月以降もAPI連携ができず、職員が手動でデータを入力することとなったため、契約変更を行うこととなったもの。

なお、1月に行われたプロポーザルの時点では、データ連携について、「ふるさとチョイス」と交渉中となっており、見積書の中でもAPI連携ができる場合は7%、できない場合は6%とする旨の記載がある。

4 契約相手方の選定

- (1) 財政局事務事業委託審査委員会による「ふるさと納税業務委託企画競争」が実施されている。

令和2年度「岡山市ふるさと納税業務委託その1及び同その2」[3及び4]の契約については、令和2年1月14日に企画提案者である2社からヒアリングが行われ、その内容が「岡山市ふるさと納税業務委託ヒアリング議事録」に記載されている。

令和3年度分の同契約[69及び70]については、令和3年2月1日に企画提案者である3社からヒアリングが行われ、その内容が「岡山市ふるさと納税業務委託ヒアリング議事録」に記載されている。

これらの議事録に添付されている企画提案者から提出された資料については具体的業者名が伏せられていた。これは先入観をもたないよう委員にも伏せられているとのことであり、適正な手続といえる。

- (2) 税制課からの提供資料によれば、各企画提案者が取得した点数の合計が記録として残されており、記録上、最適提案者が契約相手方として選定されたことが確認できる状態になっていた。

5 再委託

税制課へのヒアリングによれば、再委託はなされていないとのことである。なお、岡山市ふるさと納税業務委託その1 [3及び69]のレッドホースコーポレーション株式会社との契約におい

ては、契約書第3条第2項において、業務の一部を再委託する場合は、予め再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性等について、発注者が別に定める様式を発注者に提出し、再委託の承諾を得なければならないとされている。また、岡山市ふるさと納税業務委託その2 [4 及び 70] の株式会社さとふるとの契約においても、契約書代 10 条第 1 項において、受託者は事前に委託者の書面による承諾を得た場合を除き、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならないと定められている。

本件各契約は、企画競争実施により契約相手方が選定されており、この点では契約相手方の個性が重視される契約であるから、このように業務の再委託に当たって、事前に市の承諾を得るといふ契約内容は適正と認められる。

6 監督・検査

(1) 岡山市ふるさと納税業務委託その1 [3 及び 69]

毎月送付される「代金請求明細」の正確性について、受託者から振り込まれてくる寄附金額との照合、受託者が用意するホームページの管理画面との照合を行い、正確性を確認しているとのことである。

(2) 岡山市ふるさと納税業務委託その2 [4 及び 70]

毎月送付される「実績通知書」の正確性について、受託者から振り込まれてくる寄附金額との照合、受託者が用意するホームページの管理画面との照合を行い、正確性を確認しているとのことである。

第10節 天瀬ポンプ場ほか運転業務委託

第1 契約の概要

件名	天瀬ポンプ場ほか運転業務委託 [10]
契約目的	天瀬ポンプ場ほか関連汚水・雨水ポンプ場の保守点検・整備・運転操作・監視等維持管理業務の一部を委託することにより、事務事業の効率化及び施設の適正な維持管理を図るもの。
契約年月日	R2.4.1
許容価格	107,943,000 円 (非公表)
契約金額	107,800,000 円
落札率	99.87%
契約方法	一般競争入札
入札参加資格	下記第3-1のとおり
入札者数	3
担当課	下水道河川局下水道施設管理課
契約相手方	西日本設備管理株式会社

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札でありながら、落札率が極めて高率 (99.9%) であり、かつ、契約規模に比して入札参加者数が少数であるため、入札状況に不自然な点がないか、あるいは、より競争性を高めることが可能か等の検討のため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 監査結果

1 契約相手方の選定

(1) 入札参加資格要件

ア 本契約における入札参加資格要件は、下記のとおりである。

- (1) 自治令第167条の4及び市規則第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（昭和61年市告示第120号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）役務部門の業種「施設の運転管理・保守」、業種細区分「ごみ処理施設、下水処理施設等」に登載されていること。
- (3) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程（昭和58年市訓令甲第20号）第10条第1項に定める市内業者であること。
- (4) 公告において定めた改札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (5) 下水道法第2条第2号に規定するポンプ施設で、雨水排水能力が750 m³/min以上を有するポンプ施設の運転管理業務を地方公共団体等から元請として通算2年（平成29年度を含む）以上受注した実績を有する者。
- (6)ア 中小企業等協同組合法に掲げる事業協同組合（以下「協同組合」という。）がこの入札に参加する場合は、当該協同組合の組合員又は会員（以下「組合員」という。）はこの入札に参加することができない。
- イ 同一人が代表者となっている法人等は、この入札に参加することができない。

イ 上記参加資格要件のうち、「(2)」において「岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程」とあるのは、正確には「岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について」である。根拠規程の記載に誤りがあれば、入札参加資格要件を満たすかが判断できなくなるので、根拠規程は正確に記載しなければならない。

★★指摘 387

入札参加資格に係る公告において、根拠規程は正確に記載されたい。

ウ また、上記(5)において、「下水道法第2条第2号に規定するポンプ施設で、雨水排水能力が750 m³/min以上を有するポンプ施設の運転管理業務を地方公共団体等から元請として通算2年（平成29年度を含む）以上受注した実績を有する」ことを求めている。

この点については、「令和3年度中小企業者に対する国等の契約の基本方針について」（令和3年9月24日閣議決定）12頁において、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、「国等は、役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないよう配慮するものとする。」とされており、これは地方公共団体が発注する契約にも妥当する。

本契約においては、「地方公共団体等」からの受託実績が求められているが、その理由について担当課に確認したところ、①単純なポンプの運転管理ではなく、排水エリアの降水量・ポンプ場への流入水量・水位に基づく雨水ポンプの運転、ゲート・除塵機などの関連設備の操作など、浸水防除を目的とする雨水ポンプ場としての機能を満足する類似実績は地方公共団体等以外では考えられない、②実績を確認する際、地方公共団体等での受託実績においては、「下水道施設設計指針」、「下水道施設維持管理指針」、「ポンプ施設の建設と管理」などの公共下水道施設の運転管理に必要となる指針等により受託を行っていること

が前提となっており、地方公共団体等以外からの受託を実績として認め難い、③公共下水道管理者は、市街地の浸水被害を防除する重責を負っており、本業務の準委任行為を行う業者には下水道法に定められた「下水道処理施設維持管理資格」が求められ、同法の技術上の基準に基づいた運転実績が必要となる、との理由が挙げられるとのことであった。この点からすれば、「地方公共団体等」からの受託実績を求めている点は適切といえる。

一方、上記(5)のうち、「通算 2 年（平成 29 年度を含む）以上受注した実績を有する」ことを求めている点については、通算 2 年以上の実績ではなくとも、「下水道法第 2 条第 2 号に規定するポンプ施設で、雨水排水能力が 750 m³/min 以上を有するポンプ施設の運転管理業務」を受注した実績があれば、特段、契約の履行の確保に支障が生じるとは考え難い。少なくとも「通算 2 年（平成 29 年度を含む）以上受注した実績を有する」というのは過去の実績を過度に求めるものと認められる。

本契約においては、入札参加資格要件のうち、「下水道法第 2 条第 2 号に規定するポンプ施設で、雨水排水能力が 750 m³/min 以上を有するポンプ施設の運転管理業務を地方公共団体等から元請として通算 2 年（平成 29 年度を含む）以上受注した実績を有する者」という要件から「通算 2 年（平成 29 年度を含む）以上」という要件を削除の上、さらなる入札参加資格の緩和についても継続的に検討すべきである。

★★指摘 388

入札参加資格のうち、「下水道法第 2 条第 2 号に規定するポンプ施設で、雨水排水能力が 750 m³/min 以上を有するポンプ施設の運転管理業務を地方公共団体等から元請として通算 2 年（平成 29 年度を含む）以上受注した実績を有する者」という要件から「通算 2 年（平成 29 年度を含む）以上」という要件は削除の上、さらなる入札参加資格の緩和についても継続的に検討されたい。

(2) 入札実施状況

3 者が応札している。

下水道施設管理課へのヒアリングによれば、過去 3 年（平成 29 年度～令和元年度）の入札状況は下記のとおりである。

年度	入札者数	落札者	落札率	備考
平成 29 年度	4	西日本設備管理(株)	99.91%	この 2 年は許容価格 (98,090,000 円) (税抜)、落札額 (98,000,000 円) (税抜) と同額
平成 30 年度	4	西日本設備管理(株)	99.91%	
令和元年度	3	西日本設備管理(株)	99.9%	許容価格 89,930,000 円 (税抜)、落札額 89,837,000 円 (税抜)

以上のとおり、毎年、同一会社が極めて高率の落札率で落札している。特に、平成 30 年度から令和 2 年度は毎年許容価格が異なるにもかかわらず、99.9%という高い落札率のまま推移しており、偶然の結果としては不自然といえる。

下水道施設管理課へ、入札参加資格の見直し（例えば、市内業者の限定を外すなど）によって競争性を高める方策を検討しているかヒアリングをしたところ、「災害時の緊急対応、委託事務事業の執行の適正化に関する規程第 10 条第 1 項及び第 2 項により市内業者を対象としています。今後、応札業者が減少する場合、準市内業者を市内業者に準じて取り扱うなどの検討の余地はあると考えます。」とのことであった。

しかし、既に入札参加者数は3者と少数になっており、うち2者は許容価格を超える入札であり、実質的競争性が確保されているとは認められない。しかも、本契約は毎年発注されているものの、許容価格は変動しており、それにもかかわらず毎年同一業者が99.9%という高い落札率で落札している状況が常態化している事態は、一般論として「偶然」とは評価できない。

このような入札結果になっていることの原因究明及び入札における実質的競争性確保のための方策（例えば、①少なくとも準市内業者を対象とすべきであり、それでも状況に変化が無ければ、次々年度は市外業者まで対象を拡大して競争性を高めることや、②本契約については許容価格を事前公表し、許容価格以下の入札により競争性を確保することが考えられる。）を検討すべきである。

★★指摘 389

毎年同一業者が高い落札率で落札しているという入札結果になっていることの原因究明及び入札における実質的競争性確保のための方策を検討されたい。

2 設計金額の積算

下水道施設管理課からのヒアリングによれば、委託設計書にある「保守点検業務費」や「運転操作監視業務」等の単価は「下水道施設維持管理積算要領 2020 版」により積算したとのことである。根拠資料としては、特に問題点は認められない。

3 再委託

下水道施設管理課へのヒアリングによれば、再委託はなされていないとのことである。

4 監督・検査

委託業務に係る作業内容に関し、「各ポンプ場運転記録」、「機械設備日常点検表」、「作業日誌」、「地下タンク使用料記録表」、「地下タンク貯蔵所点検表」、「直流電源装置日常点検報告書」、「月次報告書」（月次報告書には、各日の作業内容が記載されている。）、「クレーンホイスト定期自主点検表」の提出をさせて、これらに基づき、監督・検査が実施されている。

第 1 1 節 スクールバス運行業務委託（2 契約）

第 1 契約の概要

件名	御津南小学校スクールバス運行業務委託 [11]	蛍明小学校スクールバス運行業務委託 [16]
契約目的	岡山市立御津南小学校の遠距離通学時の児童・生徒の交通手段として、通学中の利便性・安全を確保するためにスクールバスを運行する。	岡山市立蛍明小学校の遠距離通学時の児童の交通手段として、通学中の利便性・安全を確保するためにスクールバスを運行する。
契約年月日	R2.4.1	R2.4.1
許容価格	17,474,820 円（非公表）	26,624,686 円（非公表）
契約金額	17,435,000 円	26,565,000 円
落札率	99.77%	99.78%
契約方法	指名競争入札	指名競争入札
選定理由	市内業者のうち、役務部門の業種「運	同左

	送」、業種細区分「旅客運送、運行」に登録があり、バスを所有する業者	
入札者数	2 (9者指名、7者辞退)	2 (9者指名、7者辞退)
担当課	教育委員会就学課	教育委員会就学課
契約相手方	中鉄バス株式会社	中鉄バス株式会社

第2 監査対象として選定した理由

指名競争入札でありながら、落札率が極めて高率であり、かつ、入札参加者数が少数であるため、入札状況に不自然な点がないか、あるいは、より競争性を高めることが可能か等の検討のため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 監査結果

1 指名競争入札の実施要件（自治令第167条第1号）への該当性

どのような理由により「性質又は目的が一般競争入札に適しない」と判断したのかを教育委員会就学課へヒアリングしたところ、「貸切の契約ができる業者に限られるため」との回答であったが、仕様書や契約書で貸切の契約ができることを定めれば足り、この説明は一般競争入札に適しないことの合理的説明とはいえない。

ところで、本契約については、令和3年度から一般競争入札に変更し、市内業者のほか、準市内業者、市内扱い業者にも枠を広げたとのことである。取扱いを変更したこと自体は適切な措置と認められるが、かかる説明からすれば、本契約は従前より「性質又は目的が一般競争入札に適しない」とはいえず、指名競争入札の実施要件を満たしていなかったことになるものといわざるを得ない。本監査対象である令和2年度の契約に関しては、本来、「指摘」を付すべき状況と考えるが、令和3年度より一般競争入札へと変更している点を踏まえ、「意見」を付すこととする。

★意見 127

指名競争入札の実施要件への該当性は慎重に判断されたい。

2 設計金額の積算

委託内訳書を見ると、運行コースや曜日毎に運賃の単価が設定され、積算がなされている。

これに加え、「調整率」として運賃合計の5%が加算されている。教育委員会就学課からのヒアリングによれば、この「調整率」とは運行に係る諸経費（事務的経費）を5%みているとのことであった。

この点につき、このような諸経費のような間接経費については明確に妥当な根拠というものを示すのが困難であり、間接経費を高くなることで不相当な設計金額になる危険性をはらんでいる。第2部第4章第4節第3においても述べたとおり、設計金額の積算に当たって、設計金額の客観性及び同種契約間の公平性を担保し、また、事務手続の円滑化を図るためには、業務の種類や業態毎に委託契約において適用されるべき労務単価の基準や一般管理費率の基準について検討し、業務の種類や業態毎に一定の基準を定め、要綱等に定めるか [指摘 11]、少なくとも第3部第3章第5節第3-4に記載するとおり、手引：委託編に明確に記載すべきである [指摘 232]。

3 契約相手方の選定

入札結果を見ると、御津南小学校スクールバス運行業務委託 [11]、蛍明小学校スクールバス運行業務委託 [16] のいずれの契約においても、一度の入札では落札者が決定せず、再入札がなされている。この点からすれば、落札率は高率であるものの、それ自体はやむを得ないものとい

える。

4 交通事故防止への対応

- (1) 仕様書「7 乗務員の選任」において、受託者が従業員の中から運転手及びその代行者を選任し、乗務員名簿を委託者へ提出すると記載されている。乗務員の選任に際し、運転免許証の写しの提出等を求めているか、教育委員会就学課からヒアリングしたところ、これらの調査はしていないとのことであった。

しかし、児童・生徒の送迎業務を委託業務とする以上、交通事故の発生を防止するためにできるだけ措置を講じるべきであり、少なくとも運転免許証の写しの提出を求めることによって、乗務員が委託業務を履行するに足る免許を取得しているかの確認は行うべきである。第17節の岡山市立図書館移動図書館車運行業務管理業務委託（その2）[39]においては、担当課である教育委員会事務局中央図書館へヒアリングをしたところ、「受託者において、採用時に過去5年間の運転記録証明書を確認するとともに、運転免許証を定期的に確認していることを（市においても）確認しております。」とのことであったが、本件においても、少なくともその程度の確認はすべきである。

★★指摘 390

運転免許証の写し等の提出を求めることによって、乗務員が委託業務を履行するに足る免許を取得しているかにつき確認されたい。

- (2) 仕様書「15 安全確保・保険加入」には、受託者の任意保険の加入に関する記載があるが、教育委員会就学課からのヒアリングによれば保険証書の写しは提出させていないとのことであった。本章第17節の岡山市立図書館移動図書館車運行業務管理業務委託（その2）[39]においては、担当課である教育委員会事務局中央図書館へヒアリングをしたところ、保険証書の提出をさせ、適切に確認がなされていた。

交通事故発生の際は、市が使用者責任を問われる可能性がある。保険証書の写しの提出を求め、対人対物無制限の契約内容になっていることを確認すべきである。

★★指摘 391

保険証書の提出を求め、対人対物無制限の契約内容になっていることを確認されたい。

- (3) 仕様書にアルコール検査に関する記載はなく、ヒアリングによれば運転手の乗務前のアルコール検査の実施に関する指示や、検査結果の提出は求めているとのことである。

この点と関連し、本章第17節の岡山市立図書館移動図書館車運行業務管理業務委託（その2）[39]においては、担当課である教育委員会事務局中央図書館へヒアリングをしたところ、ヒアリングの結果、「受託者において、アルコール検査の実施結果を記録していることを確認しております。」とのことであった。

児童・生徒の送迎業務を委託業務とする以上、交通事故の発生を防止するためにできるだけ措置を講じるべきであること、昨今、飲酒運転については市民からも厳しい目が向けられていることから、委託者である市において、これらの検査を受託者へ義務付けるよう仕様書、契約書に規定すべきである。

★★指摘 392

乗務前のアルコール検査の実施及び検査結果の提出を義務付けられたい。

5 再委託

教育委員会就学課からのヒアリングによれば、再委託はなされていないとのことである。

本件は、令和2年度は指名競争入札によって契約相手方の選定がなされていたが、上記1記載のとおり、令和3年度から一般競争入札に変更し、市内業者のほか、準市内業者、市内扱い業者にも枠を広げたとのことである。

一般競争入札を前提とする限り、指名競争入札の場合のように相手方の個性に着目して契約相手方を選定しているとはいえないため、再委託の際に、仕様書及び契約書において、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」することが必須とまではいえないものと考えるが、本契約の性質上、少なくとも上記4記載の交通事故防止のための各方策（乗務員の運転免許証の写しの提出、自動車保険の保険証書の写しの提出、乗務前のアルコール検査の実施及び検査結果の提出）については、受託者の責任において再受託者に実施させ、その結果を受託者から市へ報告させるべきであり、かかる責任については仕様書等に明記すべきである。

★意見 128

再委託を行う場合、交通事故防止のための各方策（乗務員の運転免許証の写しの提出、自動車保険の保険証書の写しの提出、乗務前のアルコール検査の実施及び検査結果の提出）については、受託者の責任において再受託者に実施させ、その結果を受託者から市へ報告させるべきであり、かかる責任について仕様書等に明記されたい。

6 監督・検査

- (1) 毎月の運行実績については、「運行実績表」の提出がなされている。
- (2) 教育委員会就学課へのヒアリングによれば、乗務員が実際に安全な運転を行っているかの確認はしていないとのことであった。

しかし、本件委託業務は児童・生徒の送迎業務であり、交通事故の発生を防止するためには日常の業務において安全運転がなされているかをチェックすることが有用である。そこで、市職員が同乗する等の方法によって、定期的な確認（モニタリング）をすべきである。

また、各小学校の職員や児童・生徒において、受託者の業務執行について評価する制度は設けられていないとのことであるが、これらを対象としたアンケート調査の実施についても検討すべきである。

★★指摘 393

市職員が同乗する等の方法によるモニタリング調査や、各小学校の職員や児童・生徒を対象としたアンケート調査を実施されたい。

第 1 2 節 公共用水域及び地下水の水質・ダイオキシン類等常時監視業務委託

第 1 契約の概要

件名	公共用水域及び地下水の水質・ダイオキシン類等常時監視業務委託 [12]
契約目的	水質汚濁防止法第 15 条及びダイオキシン類対策特別措置法第 26 条に基づき、公共用水域及び地下水の水質等の状況を常時監視するため水質分析を実施するもの。
契約年月日	R2.4.1
許容価格	29,436,000 円 (非公表)
契約金額	29,370,000 円
落札率	99.78%
契約方法	指名競争入札
選定理由	①役務登録内容を、業種「検査・測定」、業種細区分「環境測定及び計量証明事業」で登録している、②市内業者、③濃度計量証明書を発行できる事業所、④試料採取並びにダイオキシン類を除く水質分析の全項目が自社により可能である。
入札者数	4 (6 者指名、2 者辞退)
担当課	環境局環境保全課
契約相手方	公益財団法人岡山県健康づくり財団

第 2 監査対象として選定した理由

指名競争入札でありながら、落札率が極めて高率 (99.78%) であり、かつ、入札参加者数が比較的少数であるため、入札状況に不自然な点がないか、あるいは、より競争性を高めることが可能か等の検討のため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第 3 監査結果

1 指名競争入札の実施要件 (自治令第 167 条第 1 号) への該当性

(1) 担当課からの回答

具体的にいかなる理由に基づき「性質又は目的が一般競争入札に適しない」と判断したのかにつき環境保全課からヒアリングしたところ、「契約事務の手引きに従い、許容価格が 3000 万円未満のため」との回答であった。

この「契約事務の手引き」は、岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱第 2 条を受けた記載となっているところ、同要綱第 2 条の規定は一般競争入札を原則とし、指名競争入札は例外とする自治法第 234 条第 2 項・自治令第 167 条第 1 項に反する解釈であり、本契約が一般競争入札に適しないと判断する理由にはならない。岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱第 2 条については、第 2 部第 5 章第 4 節第 1-3 においても述べたとおり、同条の規定自体が自治法第 234 条第 2 項・自治令第 167 条第 1 項に反するものであるため、改正が必要である [指摘 55]。

(2) 指名業者選定理由

ア 指名業者の選定理由は上記第 1 記載のとおりである。環境保全課からのヒアリングによれば、条件を満たす者は全て指名したとのことであった。

イ 選定理由②につき、「市内業者」に限定した理由については、環境保全課からのヒアリングによると、「本業務は岡山県が定めた『令和 2 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画』

に基づいて実施しており、測定項目によっては採水後の経過時間や試料の保存状態等が測定値に大きく影響するため」との回答であった。

しかし、試料採取や水質分析において信頼に足る業務執行ができる業者であればよく、「市内業者」に限定しなければならない合理的理由とはいいい難い。また、担当課の説明によれば、「児島湖で採取したものを 9 時間以内に検査するという時間的制約がある、採取予定日の前日に雨が降ってしまうと採取できず、天候の条件に合わせて動いてもらいやすい、といったことを考えると、できれば市内業者のほうがよい」とのことであったが、これらの事情を考慮するとしても、支店や営業所を市内に有する「準市内業者」に入札参加資格を認めることに不都合はないと思われる。

ウ 選定理由の④において、試料採取並びに「ダイオキシン類を除く」水質分析の全項目が自社により可能である、としてダイオキシン類のみ自社において検査できなくてもよいという条件を付した理由は、環境保全課からのヒアリングによると、「ダイオキシン測定可能を条件に含めると、市内業者は無くなり、競争性に影響するから」との回答であった。

しかし、これも市内業者を選定することを前提としているからであって、上記イのとおり、本件の業務内容に照らせば市内業者に限定する合理的理由はないため、④の条件も、これを設ける合理的理由を欠くものといえる（ただし、担当課からのヒアリングによればダイオキシン類の検査をできる業者は全国でも 70 社ほどとのことであり、準市内業者や市外業者まで対象を拡張してもなお競争性を確保することができないのであれば、このような要件を設けること自体は許容されると考える）。

エ 上記イやウの理由であれば、選定理由③及び④（ただし、ダイオキシン類も自社において検査できるとの内容への変更も可）を入札参加資格要件とした上で、特に市内業者に限定せず、制限付一般競争入札を行うことでも本契約の目的である「公共用水域及び地下水の水質等の状況を常時監視するため水質分析の実施」は達成できる。

したがって、本契約については必ずしも「性質又は目的が一般競争入札に適しない」とまでは認められない。

本契約については、制限付一般競争入札を実施すべきである。なお、担当課の説明によれば、令和 4 年度の契約については、契約金額が 3,000 万円を超過し、特定調達契約に該当することとなったため、一般競争入札が実施されるとのことである。

★★指摘 394

本契約について、制限付一般競争入札を実施されたい。

2 設計金額の積算

委託設計書の記載は、「試料採取」について、1 回当たり代価表という積算書が作成されており、第 1 号表（河川・湖沼・海域 時間内）、第 2 号表（河川・湖沼・海域 時間外）、第 3 号表（河川・湖沼 深夜）、第 4 号表（地下水）に分かれている。これらの表に記載の単価は「令和元年度岡山県設計業務委託等技術者単価」を記載したものとされ、この根拠資料は、環境保全課からのヒアリングによると岡山県農林水産部・土木部「令和元年度公共工事設計標準単価表 業務関係積算標準単価表」の「2-6 水質分析 基準日額」を基にしたとのことである。

また、「公共用水域水質分析」については、1 式当たり代価表という積算書が作成されており、第 5 号表（生活環境項目）、第 6 号表（健康項目）、第 7 号表（その他項目）、第 8 号表（要監視項目）、第 9 号表（要測定指標等）、第 10 号表（ダイオキシン類等）に分かれて積算されている。さらに、「公共用水域水質底分析」についての 1 式当たり代価表として第 11 号表（ダイオキシン

類等)、「地下水水質分析」についての1式当たり代価表として第12号表(生活環境項目)、第13号表(健康項目)、第14号表(ダイオキシン類等)の積算書が作成されている。これらに記載の単価は「令和2年度環境保全課設定単価」によるとの記載があり、環境保全課へのヒアリングによればこの「令和2年度環境保全課設定単価」は市内業者の見積価格及び料金表を参考に設定したとのことである。

適切な設計根拠に基づき積算がなされており、特段、問題点は見当たらなかった。

3 契約相手方の選定

本契約の入札実施結果は上記第1記載のとおり、指名した6者中4者が入札に参加し、公益財団法人岡山県健康づくり財団が落札している。落札率は99.78%と非常に高率である。

環境保全課へ過去3年(平成29年度～令和元年度)の入札実施状況をヒアリングしたところ、下記のとおりのお返答であった。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
指名業者	(株)エクスラン・テクニカル・センター (公財)岡山県環境保全事業団 (公財)岡山県健康づくり財団 協同組合岡山市環境整備協会 (株)サンキョウエンビックス (一財)淳風会	(株)エクスラン・テクニカル・センター (公財)岡山県環境保全事業団 (公財)岡山県健康づくり財団 協同組合岡山市環境整備協会 (株)サンキョウエンビックス (一財)淳風会	(株)エクスラン・テクニカル・センター (公財)岡山県環境保全事業団 (公財)岡山県健康づくり財団 協同組合岡山市環境整備協会 (株)サンキョウエンビックス (一財)淳風会
入札者	(株)エクスラン・テクニカル・センター (公財)岡山県環境保全事業団 (公財)岡山県健康づくり財団 協同組合岡山市環境整備協会 (株)サンキョウエンビックス (一財)淳風会	(株)エクスラン・テクニカル・センター (公財)岡山県環境保全事業団 (公財)岡山県健康づくり財団 協同組合岡山市環境整備協会 (株)サンキョウエンビックス (一財)淳風会	(株)エクスラン・テクニカル・センター (公財)岡山県環境保全事業団 (公財)岡山県健康づくり財団 協同組合岡山市環境整備協会 (株)サンキョウエンビックス (一財)淳風会
落札者	(公財)岡山県健康づくり財団	(公財)岡山県健康づくり財団	(公財)岡山県健康づくり財団
許容価格	29,311,200	29,948,400	29,920,000
落札額	26,892,000	26,838,000	27,170,000
落札率	91.75%	89.61%	90.8%

以上のとおり、指名業者も毎年同じで、毎年、公益財団法人岡山県健康づくり財団が落札している(なお、平成29年度～令和元年度は、ダイオキシン類等の常時監視業務委託は別契約であり、含まれていないとのことである。)。本契約との比較においても、指名業者6者は完全に過去3年間と一致している。落札率の点でいえば、99.78%と極めて高率なのは令和2年度のみであるため、令和2年度の落札率は偶然の結果であるようにも思われる。

もっとも、1回目の入札で上記のような極めて高率の落札率で落札されていること自体が、一般論としては不自然であり、また、毎年同じ業者を指名しているという点では、指名された業者が他の指名業者がどこかを知り得る状況になっている可能性があり、指名業者間で入札額を調整し、落札者を決めておくという談合が起り得る下地は整っている状態といえる。その意味では、上記1に記載したとおり、制限付一般競争入札の実施により、競争性を高めるべきである。

4 再委託

ダイオキシン類の分析に関しては、再委託がなされている。

仕様書の記載では「下請通知書」と下請業者に「登録証」の写しの提出を求めるにとどまっているが、環境保全課からのヒアリングによると、受託者から再委託についての通知を受けるだけの通知制ではなく、契約締結後の受託者との打合せで事前承認をしているとのことであり、実質的には下請について市が事前に承認をする事前承認制をとっているとのことであった。なお、再委託料の金額については、確認していないとのことであった。

単なる通知制ではなく、事前承認制という形式をとるのは妥当である。もっとも、承認の有無を明確にするため、仕様書及び契約書の記載も再委託の範囲、再委託の相手方について、事前に書面による市の承認を得るとの規定へ改めるべきである。また、再委託料について受託者が一定のマージンを控除した後、別の業者に再委託する「中間搾取」や「丸投げ」を防止するため、少なくとも再委託料の金額は確認すべきである [指摘 129]。

★★指摘 395

委託契約書及び仕様書において、再委託する場合につき、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを定められたい。

5 監督・検査

委託業務完了通知書その他、「委託報告書」、「委託写真帳」、「水質分析結果一覧表」等が提出されており、これらを基に監督・検査が実施されている。提出された資料を確認した限りでは、特に、問題点は見当たらなかった。

第 1 3 節 令和 2 年度情報たから箱事業市民協働推進サイト企画・運営業務委託（サービスレベル保証付）

第 1 契約の概要

件名	令和 2 年度情報たから箱事業市民協働推進サイト企画・運営業務委託（サービスレベル保証付）（その 2） [13]
契約目的	岡山市が別に契約する共通システム基盤上に、行政・民間に関係なくボランティア・NPO・市民協働に関する情報を、市民が簡単に継続的に入手できるようにするため、市民協働推進サイトの運営を行うとともに、各種コンテンツの企画・作成を行うもの。
契約年月日	R2.4.1
許容価格	8,223,793 円（非公表）
契約金額	8,129,000 円
落札率	98.85%
契約方法	一般競争入札
入札参加資格	下記第 3-1 のとおり
入札者数	1
担当課	市民協働局市民協働企画総務課
契約相手方	両備 ONC 岡山市市民協働推進サイト企画運営共同企業体

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札でありながら、落札率が高率であり、かつ、入札参加者数が1者のみであるため、入札状況に不自然な点がないか、あるいは、より競争性を高めることが可能か等の検討のため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 監査結果

1 入札参加資格

(1) 公告文の記載によれば、入札参加資格要件は下記のとおりとされている。

- (1) 入札に参加できる者は、次に掲げる資格要件を満たす者（単独企業）又は満たす者で構成された共同企業体とする。ただし、イ、オ、カの条件については、共同企業体の構成員のいずれの者が満たしていれば足るものとする。
- ア 自治令第167条の4及び市規則第2条第1項に掲げる者でないこと。
- イ 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）役務部門の業種「電算」業種細区分「システム開発・運用・保守」又は役務部門の業種「電算」業種細区分「ウェブコンテンツの作成」に登載されていること。
- ウ 委託事務事業の執行の適正化に関する規程（昭和58年市訓令甲第20号）第10条第1項及び第2項に定める市内業者又は市内扱い業者であること。
- エ 公告において定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- オ 平成26年4月1日以降に、契約金額1,000,000円以上（履行期間が1年以上の契約の場合、年間あたりの金額とする。）の自社以外の「ウェブサイトの企画・構築」業務を元請として受注し、完成・引渡し、完了した実績を1件以上有すること。なお、実績は、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人のいずれかの「ウェブサイトの企画・構築」業務でなければならない。
- カ 平成26年4月1日以降に、契約金額1,000,000円以上（履行期間が1年以上の契約の場合、年間あたりの金額とする。）の自社以外の「ウェブサイトの企画・運営」又は「ウェブサイトの更新」業務を元請として受注し、完了した実績を有すること。
- ※オ、カの実績は、それぞれの要件を満たしている場合、同じ契約をそれぞれの実績としてもかまわない。
- ※共同企業体の構成員としての実績は、当該共同企業体における役割が上記の条件に適合し、かつ、出資比率に相当する額または受取額が契約金額の条件に適合するものであること。
- (2) 共同企業体の構成要件
- ア この入札において、1つの構成員は同時に2つ以上の共同企業体の構成員になることはできない。
- イ 構成員は、単独でこの入札に参加することができない。
- ウ 構成員は、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき「有資格者名簿」役務部門に登載されていること。
- エ 入札参加資格確認結果及び入札結果の通知は、共同企業体の代表者に対して行うものとする。

(2) 本契約においては、一般競争入札が実施されていながら入札が1者にとどまっており、実質的競争性が確保されていない。

上記公告文の(1)ウにおいては、「市内業者」又は「市内扱い業者」に限定されているが、本

件入札時に1者入札となっていることから、実質的競争性確保のため、次回入札を実施する場合には、委託規程第10条第4項に基づき「市外業者」まで入札参加資格要件を緩和すべきである。

また、(1)オ及びカの実績要件を設けた理由については、市民協働企画総務課からのヒアリングによれば「公的なサイトの品質確保のため、経験と実績を持つことを資格要件とした」ということであり、自治令第167条の5の2及び岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱第3条第2項に基づき、制限付一般競争入札が実施されているものである。また、担当課の説明によれば、(1)オの「国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人のいずれかのウェブサイトの企画・構築業務」の条件については、①仕様書を読み取る能力が要求されること、②各情報について公開の期限が設けられること、③アクセシビリティに関して総務省から「みんなの公共サイト運用ガイドライン」の通知があり、これを順守する必要があること等を考慮したときに、民間からの受注実績では判断できないこともあり、このような条件を設定したとのことである。

しかしながら、(1)オの条件については、特段、「国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人のいずれかのウェブサイトの企画・構築業務」に限定する合理的理由はない。上記①及び②の点は、民間企業等のウェブサイトの企画・構築業務の実績であっても一般的に求められるものであるし、③は高齢者、障がい者を含む誰もが利用しやすいものとするための手順書であって、「国、地方公共団体」等からの受託実績とは必ずしも関連があるとはいえず、これについては仕様書等において定めれば足りる。すなわち、民間企業等のウェブサイトの企画・構築業務の実績であっても、結局は、その内容次第ということであり本件委託業務に係る履行能力の評価において、「国、地方公共団体」等からの受託実績は必須のものとは考えられない。

本件は制限付一般競争入札が実施されていながら入札参加者は1者であり、入札における競争性が確保されていないことからすれば、入札参加資格要件の見直しによって、競争性を高める方策をとるべきである。

また、担当課からは、「岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者に掲載されている業者でシステム開発・運用・保守・ウェブコンテンツの作成の条件を満たす業者は約90社あり、そのうち『国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人のいずれか』の実績がある業者については、本委託を開始する際に約8社程度にヒアリングを実施するなどした上で委託内容を決めていることから、競争機会は担保している。その上で入札参加の是非は業者の判断によるものだと考えている。」との説明もなされたが、入札参加の是非は当然に業者の判断によるものであるとしても、実際の入札者が1者に止まっている限り、客観的に競争性が十分に確保されていない状況であることは明らかである。

さらに、担当課の説明によると、「現状の入札参加資格要件は、業務を確実に履行するために必要な条件だと考えており、むやみに入札参加資格を緩めることで、履行能力に疑義のある業者の参入を認めることとなることから、競争性のためだけにリスクを負うことは得策とはいえないと考える。」とのことであったが、事業所所在地に関して「市内業者又は市内扱い業者」に限定する点については、そもそも履行能力とは無関係であるし、また、履行能力を担保する目的であれば、「国、地方公共団体」等からの受託実績を求めるのではなく、むしろ受託実績における「ウェブサイトの企画・運営」業務等の内容を具体的に特定すべきである。そもそも、履行能力に疑義のある業者の参入と競争性の向上との間には直接的な因果関係はなく、履行能力に疑義のある業者の参入は一般競争入札の実施に際して必然的に伴うデメリットである。一般競争入札を実施するのであれば、競争性の向上を目指すことが大前提であり、競争性が向上

した場合には、上記のデメリットを引き受けるのと引換えに、より安価でより良質の履行能力を有する業者の参入を期待できるというメリットが見込まれる。

これに対し、入札参加資格の制限によっては履行能力に疑義のある業者の参入を防止できず、かつ、これを許容できない業務である場合は、むしろ正面から指名競争入札等の実施可否を検討すべきである（なお、指名競争入札の実施要件を満たすものか否かについて厳格に判断する必要があることについては、第2部第2章第2節第3-4において述べたとおりである）。

★★指摘 396

入札における競争性を高めるため、入札参加資格を見直されたい（例えば、「市外業者」まで入札参加資格を緩和したり、「国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人のいずれか」のウェブサイトに関する受託実績のみならず、民間業者のウェブサイトに関する受託実績にまで広げることが考えられる。）。

- (3) 入札参加資格要件を審議した事務事業委託審査委員会の議事録は、審査委員会の日時、参加者、件名に加え、審査結果として「一般競争入札の入札参加資格要件等の審査を行い、承認した。」との記載がされているのみで、具体的な審議内容や委員からの発言は確認できず、いかなる点について委員が問題意識を持ち、特に議論がなされたのか等については、その記載からは確認できなかった。

上記(1)に入札参加資格要件「(1)オ」の相当性について記載したが、このような入札参加資格要件の設定が妥当であったかを後で検証できるようにするためには入札参加資格要件等について審議した事務事業委託審査委員会の審議過程が分かるよう記録に残しておく必要がある。

事務事業委託審査委員会の議事録については、審議過程が分かる程度の詳細な記載をすべきである。

★★指摘 397

事務事業委託審査委員会の議事録において、審議過程が分かる程度に詳細な記載をされたい。

2 設計金額の積算

- (1) 本契約における委託業務は、仕様書の記載に従い大きく分けると、「サイト企画・運営管理業務」、「サイト企画・運営業務」、「コンテンツ維持・更新業務」となり、各業務内容も多岐にわたっている。各業務内容について仕様書に詳細に記載がなされている。

- (2) 委託設計書添付の仕様明細書には、「SE」や「PG」といった職種毎の単価が記載され、この単価にそれぞれの業務内容を数量化して定めた数値を乗じて積算がなされている。

市民協働企画総務課からのヒアリングによれば、この単価は岡山市の「平成 31 年度情報 2 課電算関係業務委託料積算基準」に基づくものである。この基準は提供資料によれば「ICT 推進課、情報システム課において、システム開発・修正、システム運用等電算関係業務を委託する場合に適用されるものとする。」とあり、「システム開発・修正、システム運用等電算関係業務」に共通して用いられる単価とのことである。

このように同種業務について共通して用いられる人件費単価の基準を設定しておくという運用は、設計金額の客観性及び同種業務の公平性を担保する観点から望ましいものといえる。

- (3) 本契約における委託業務は多岐にわたることから、参考見積を取得したのかという点について市民協働企画総務課からヒアリングしたところ、参考見積はとっていないとのことであった。

また、仕様書の内容と人件費を基に、過去の実績からその業務内容、作業の難易度に照らして業務量がどのくらいになるか算出し、積み上げ方式で積算しているとのことであった。そして、担当課の説明によると、「本契約については、平成26年度から業務委託しており、細かい内容の変更はあるものの、委託内容に大きな変化がない中、これまで落札されており、設計金額の積算は適正と考えている」とのことであった。

しかし、担当課が設計金額の積算が適正と考えている根拠は、結局のところ平成26年度の業務委託の開始に際して実施された設計金額の積算が現時点においても適正であることを前提にしており、この間の技術革新に伴う業務内容やコスト等の見直し、市場環境の変化に伴う需給バランスの変化等により、さらなるコストカットが可能ではないかといった観点からの検討は不十分といわざるを得ず、少なくとも定期的な設計金額の積算の見直しが必要というべきである。

本契約については、上記のとおり平成26年度から業務委託が開始され、既に相当期間が経過していることから、現時点においても適正な設計金額となっているかどうかの確認も必要であり、あらためて入札への参加が見込まれない業者を含む複数の業者から参考見積を取得する方法など、設計金額の適正性を確認するための方策をとるべきである。とりわけ、本件契約については、比較的高額の契約が毎年継続的に行われており、合計金額で見れば相当規模の契約であること、また、落札率も高止まりしていることからすると、業務内容の見直しの可能性や現在の市場環境に基づく適正な設計金額の積算については、一定の費用を支出して専門的知見を有するコンサルタント等の意見を聴取することも選択肢となるものと考えられる。この点に関しては、コンサルタント等からの意見聴取に関して、担当課は「費用対効果の面から合理的でない」と考える」とのことであったが、コンサルタント等からの意見聴取は、あくまでも設計金額の適正性を確認する方策の選択肢であり、実際にコンサルタント等への発注を行うかどうかについては、他業者から取得した参考見積も踏まえ、コンサルタント等からも実際に参考見積を取得した上で慎重に検討すべきである。また、上記のとおり、本契約の契約規模に照らせば、コンサルタント等からの意見聴取も費用対効果が見込める可能性はあると考えられるし、そもそも設計金額の適正性を確認するという過程自体に公共契約に係る支出の適正性を担保する意味がある（なお、自治体の行財政活動に伴う支出の中には、行財政活動の適正性を確認するための支出が多数存在する）のであって、そのために必要な過程であるならば、単純に費用対効果から検討すべきものともいえない。

★★指摘 398

入札への参加が見込まれない業者を含む複数の業者から参考見積を取得したり、専門的知見を有するコンサルタント等から意見を聴取するなど、設計金額の適正性を担保するための方策を検討・実施されたい。

3 再委託

- (1) 取材・原稿作成について再委託がなされている。
- (2) 契約書においては第6条第1項において、下請負させるときは相手方の名称及び市が必要と認める事項をあらかじめ市に対して通知し、市の承認手続を得なければならないと定められている。他方、担当課から提供された資料を確認したところ、「委託業務一部再委託通知書」、「市の保有する個人情報の取扱委託の再委託承認申請書」、受託者と再委託先との「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」はあるが、市において再委託について承認をとったことが確認できる資料はなかった。

この点につき、市民協働企画総務課からヒアリングしたところ、「業務開始時会議において、業務実施計画書に基づいて業務実施体制について説明を受け、確認している。」とのことであり、承認書のような書面の交付については「業務開始時会議において内容を確認しており、書類の交付は行っていない。」とのことであった。

しかし、本委託業務は、市民が広く利用するウェブサイトの企画や運営等を内容としており、業務の一部を再委託によっても滞りなく業務執行ができるかどうかは重要事項である。それゆえ、契約書においても事前承認制を明確にしているといえる。

再委託に関しては、受託者に対して再委託先、再委託する業務の範囲について必要資料の提出や説明を求めた上、再委託を可とする場合は、書面により市において承認したことを明確にするなど、契約書の記載に厳格に則った運用を行うべきである。

また、再委託料について受託者が一定のマージンを控除した後、別の業者に再委託する「中間搾取」や「丸投げ」を防止するため、再委託料の金額も確認すべきである（第2部第7章第4節第2-2）[指摘129]。

★★指摘 399

再委託の場合は、再委託先、再委託する業務の範囲、再委託料について、書面により市において承認したことを明確にするなど、契約書の記載に則った運用を徹底されたい。

4 監督・検査

受託者から提出されている「年次報告書」によれば、岡山市の担当者（市民協働企画総務課、ICT推進課）、受託者、関係団体（岡山市社会福祉協議会等）が参加する定例会議や臨時会議等で業務執行状況が報告され、改善点等も議論されている。検査に当たっては、これらの会議録も提出もされており、監督・検査の実施状況について、特段、問題は見当たらなかった。

第14節 教育サーバセンター運用保守業務委託

第1 契約の概要

件名	教育サーバセンター運用保守業務委託 [34]
契約目的	市立学校が校務や学習活動に利用する教育ネットワーク（校務支援システム、インターネット、電子メール、学校ホームページの公開等に利用）を安定的に稼働させるため、市データセンター内に設置したサーバ群（教育サーバセンター）の運用保守を行う。
契約年月日	R2.4.1
許容価格	6,771,600円（非公表）
契約金額	6,732,000円
落札率	99.42%
契約方法	一般競争入札
入札参加資格	下記第3-1のとおり。
入札者数	1
担当課	教育委員会就学課
契約相手方	西日本電信電話株式会社岡山支店

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札でありながら、落札率が高率であり、かつ、入札参加者数少数（1者）であるため、入札状況に不自然な点がないか、あるいは、より競争性を高めることが可能か等の検討のため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 監査結果

1 入札参加資格

(1) 本契約の入札参加資格要件は下記のとおりとされている。

(1) 自治令第167条の4及び契約規則第2条第1項に掲げる者でないこと。
(2) 岡山市一般競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づく岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）役務部門の業種「電算」業種細区分「システム開発・運用・保守」に記載されていること。
(3) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程（昭和58年市訓令甲第20号）第10条第1項及び第2項に定める市内業者、市内扱い業者又は準市内業者であること。
(4) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
(5) 日本国、日本国内の地方公共団体又は自社以外の国内企業に対して、平成27年4月1日以降、連続した1年以上の期間にわたり、（※）本業務と同等の業務実績があること。ただし、開札日時点で1年を経過していない場合は、今回の資格要件を満たさないものとする。 ※ 10台以上のサーバとファイアウォール等のセキュリティ機器が稼働しているネットワーク運用保守業務の実績をいう。ただし、サーバにはActive Directory 認証サーバ・メールサーバ・WWWサーバ・DNSサーバ・PROXYサーバが全て含まれており、サーバOSは、Windows（必須）及びUnix又はLinux（少なくともいずれか一方）が含まれていること。

(2) 入札参加資格は、市内業者に限らず、市内扱い業者、準市内業者まで広げているが、入札参加者数1者にとどまっている。

過去3年（平成29年度～令和元年度）の入札実施状況について教育委員会就学課へヒアリングした結果は下記のとおりである。

年度	入札者	落札者	許容価格 (円) (税込)	落札額 (円) (税込)	落札率
平成29年度	西日本電信電話(株)岡山支店	西日本電信電話(株)岡山支店	6,091,018	6,026,400	98.94%
平成30年度	西日本電信電話(株)岡山支店	西日本電信電話(株)岡山支店	6,080,338	5,940,000	97.69%
令和元年度	西日本電信電話(株)岡山支店	西日本電信電話(株)岡山支店	6,600,722	5,940,000	89.99%

以上のとおり、過去3年についても入札参加者数は1者であり、本契約と同一業者が継続して落札している。この結果に照らせば、入札における競争性は実質的に確保されていないといわざるを得ない。

自治法第234条第2項が一般競争入札を原則としている趣旨は競争性を確保する点にあり、実質的に競争性が確保されていない状況が継続している以上、さらなる競争性確保のため、委託規程第10条第4項に基づき、次年度より入札参加資格要件を市外業者にまで広げるべきである。

★★指摘 400

次年度より入札参加資格を市外業者にまで緩和されたい。

- (3) 落札率についてみると、平成 29 年度、平成 30 年度、令和 2 年度は極めて高いが、令和元年度は 89.99%にとどまっている。かかる点からすれば、令和 2 年度の落札率が極めて高いことは偶然の結果である可能性もないわけではないが、一般競争入札において過去 4 回の入札のうち 3 回の落札率が約 98%～約 99%となっている状況は健全とはいえない。

より経済的な発注が可能かどうか検討すると共に、入札状況を継続的に注視し、適正な入札といえるか検証されたい。

★意見 129

より経済的な発注が可能かどうか検討すると共に、入札状況を継続的に注視し、適正な入札といえるか検証されたい。

2 設計金額の積算

委託設計書記載の単価は、「令和 2 年度情報 2 課電算関係業務委託料積算基準」の時間単価を使用。用いている資料の年度が異なるが、本章第 13 節の令和 2 年度情報たから箱事業市民協働推進サイト企画・運営業務委託（サービスレベル保証付）（その 2）[13] と同じ基準が用いられている。根拠資料としては妥当なものが用いられているといえる。

3 再委託

業務の一部につき再委託がなされている。

再委託に当たっては「委託業務一部再委託届」が提出されているものの、「3 一部再委託の内容」、「(4) 一部再委託した内容及び理由」の記載は、「平成 31 年度の運用保守業務に携わっているため」と記載されているのみであり、この記載では具体的に業務のどの範囲を再委託するのか判然としないし、真に委託業務の一部のみが再委託されているのかも確認できない。このような不十分な「委託業務一部再委託届」が提出された場合は、記載を訂正させ、再提出させるべきである。また、その際には、必ず再委託に係る業務の範囲、再委託料の記載を求めるべきである。

★★指摘 401

記載内容が不十分な「委託業務一部再委託届」が提出された場合は、訂正を求め、再委託に係る業務の範囲、再委託料が記載されたものを再提出するよう要請されたい。

4 監督・検査

毎月、岡山市の担当職員及び受託者が出席して「運用保守報告会」との名称の月次会議が開催され、業務執行状況の報告、問題点などの情報共有がなされ、議事録も適切に作成されている。その他、監督・検査について提供を受けた資料の範囲では、特段問題は見当たらなかった。

第 15 節 DV 緊急一時保護業務委託**第 1 契約の概要**

件名	DV 緊急一時保護業務委託 [35]
----	--------------------

契約目的	①岡山市が運営する男女共同参画相談支援センター時間外における緊急電話取次対応業務、 ②保護出動・完了報告業務等
契約年月日	R2.4.1
許容価格	非公表
契約金額	132,000 円
契約方法	随意契約（指名見積合わせ）
随意契約理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号
担当課	市民協働局女性が輝くまちづくり推進課
契約相手方	株式会社山陽セフティ
その他	株式会社山陽セフティ及び総合警備保障株式会社による見積合わせを実施しようとしたところ、総合警備保障株式会社が辞退したことにより不調となる。

第2 監査対象とした理由

財務システムの契約データ上、「見積合わせ」との記載がある一方、契約金額、落札率ともいずれも「0」と入力され、契約相手方の欄も空欄で、契約内容が不明であったため、監査の必要性が高いと判断したものの。

第3 監査結果

1 随意契約理由

自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号・市規則第 22 条第 6 号に基づく、いわゆる「少額随契」である。女性が輝くまちづくり推進課からのヒアリングによると、本契約については金額が小さいため、事務事業委託審査委員会は開催していないとのことであった。

随意契約理由については、特段、問題はない。

2 財務会計システムの契約データへの未入力

上記のとおり、本契約については、財務システムの契約データ上、「見積合わせ」との記載がある一方、契約金額、落札率ともいずれも「0」と入力され、契約相手方の欄も空欄となっていた。理由について、女性が輝くまちづくり推進課へヒアリングをしたところ、「本件は 2 者において見積合わせをしようとしたところ、1 者辞退により不調となっており、その後、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（定める額の範囲内）を根拠に随意契約がなされた。許容価格の設定はなされているが、財務会計システムの契約データに入力がなされていなかった。また、財務会計システム上は『不調』と入力されているにもかかわらず、登録後に執行伺の取消がなされていなかった。」との理由により、契約金額や落札率が「0」のままになっていたようである。

しかし、見積合わせが不調となった契約の執行伺が取り消されていない状態のままとなっているのは、契約管理上、不適切である。契約を管理している財務会計システム等は、契約事務の遂行の上で適切な機能を有していることが必要であるだけでなく、内部統制システムを機能させるためにも利用されるべきであり、不正防止に直接役立つ機能のみならず、契約事務に関する後日の検証に役立つ機能（契約スクリーニング等の機能）を有し、かつ、必要なデータが適切に入力されていることが望ましい。よって、財務会計システムの契約データには、必要事項を洩れなく入力し、適切な登録又は取消等を行う運用を徹底すべきである。

★★指摘 402

財務会計システムの契約データには、必要事項を洩れなく入力し、適切な登録又は取消等を行う運用を徹底されたい。

3 設計金額の積算

「委託業務設計書」においては、例えば、「緊急電話取次対応業務」は単価「11,500 円/月」×数量「12」というように、業務毎の単価が設定され、それに数量を乗じて積算がなされている。女性が輝くまちづくり推進課からヒアリングしたところ、この単価は過去の受託額実績から積算しているとのことである。

過去の受託額実績だけでは当該単価が適正なものかの客観的根拠としては不十分であり、何らかの公的な積算基準を参照したり、あるいは、独自に参考見積を取得するなど、現在の単価が適正なものか検証すべきである。

★意見 130

過去の受託額実績だけでは当該単価が適正なものかの客観的根拠としては不十分であり、何らかの公的な積算基準を参照したり、あるいは、独自に参考見積を取得するなど、現在の単価が適正なものか検証されたい。

4 契約相手方の選定

見積合わせにおいて、見積業者を 2 者指名している。「指名業者一覧」記載の「選定理由」は「被害者の安全並びに緊急電話の円滑な対応を確保する必要があるため、市内、市内扱い又は準市内業者のうち、人的警備又は機械警備を指定しており、警備業法による第 4 号警備業務（身辺警備業務）の資格を有する者を選定」とされている。女性が輝くまちづくり推進課からのヒアリングによれば、一般社団法人岡山県警備業協会のウェブページの登録会員情報から、全てのかかる条件を満たす業者は指名した 2 者のみであったとのことである。ただし、指名した 2 者のうち 1 者が辞退したため、見積合わせは不調となった。

契約金額が低額であり、契約相手方の選定手続として不当とまではいえないものと考えながら、他にも受注可能な業者がないかどうかについては、継続的に検証が必要と考える。

★意見 131

受注可能な業者の有無については、継続的に検証されたい。

5 再委託

女性が輝くまちづくり推進課からのヒアリングによると、再委託はなされていないとのことである。

6 監督・検査

女性が輝くまちづくり推進課からのヒアリングによると、令和 2 年度の実績は、「緊急電話対応業務」は 9 件、「保護出動・完了報告業務」は 0 件であったとのことである。受託者の対応内容については、「DV 緊急一時保護業務対応表」が毎月提出され、対応を行った年月日、時間、対応内容、対応者等が報告されている。

適宜、受託者から報告を受ける体制をとっており、提供を受けた資料の範囲では、特段、問題点は見当たらなかった。

第16節 岡山市介護予防センター事業業務委託

第1 契約の概要

件名	岡山市介護予防センター事業業務委託 [38]
契約目的	高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、リハビリテーションに関する専門的知見を有する専門職を活かしながら介護予防を効果的に進めていく。
契約年月日	R2.4.1
許容価格	184,125,000円（非公表）
契約金額	184,125,000円
落札率	100%
契約方法	単独随意契約（自治令第167条の2第1項第2号）
随契理由	当該契約は、住民主体の介護予防活動等に対する技術的支援や、リハビリ専門職等の専門性をいかしたケアマネジメント支援など多岐にわたる。公益財団法人岡山市ふれあい公社は、リハビリ専門職を含めた多様な専門職を擁しており、介護予防の重要性の普及、地域活動支援、地域リハビリテーション活動支援を組み合わせ実施してきた経緯がある。当該業務を再構築しようとした場合、「多様な専門職の確保」「住民との関係性の構築」「費用面」において、岡山市ふれあい公社と同等以上の業務履行体制を確保できる業者が他にいないため、競争入札をしないもの。
担当課	保健福祉局地域包括ケア推進課
契約相手方	公益財団法人岡山市ふれあい公社
その他	契約相手方は外郭団体

第2 監査対象とした理由

契約金額が高額で、かつ単独随意契約であることから、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 監査結果

1 随意契約理由

随意契約理由は上記第1記載のとおりである。「岡山市ふれあい公社と同等以上の業務履行体制を確保できる業者が他にいない」という点に関して地域包括ケア推進課からヒアリングしたところ、契約の相手方候補として、他にも2団体が候補にあがったものの、これらの団体に対して確認したところ、市が想定している職種や人数を確保することが難しいとの回答であったとのことである。

しかし、本契約については契約金額が高額であり、かつ単独随意契約であることから、契約相手方の選定過程については、高度の透明性が要求されるべきである。

したがって、選定過程の透明性確保の方策として、次回契約時より「岡山市委託業務への参加者の有無を確認する公募手続に関する要綱」に基づく公募手続を実施すべきと考える。

★★指摘 403

契約相手方選定過程の透明性確保の方策として、次回契約時より「岡山市委託業務への参加者の有無を確認する公募手続に関する要綱」に基づく公募手続を実施されたい。

2 設計金額の積算

(1) 設計書の「数量」

地域包括ケア推進課からのヒアリングによれば、「公益財団法人岡山市ふれあい公社、岡山市ふれあい介護予防センターにヒアリングを行ったり、各事業を現場で見学しながら、これまで行ってきた事業にかかる時間等を参考に、岡山市で適当と判断した数量を算定しています。また、仕様書（案）を作成し、参考見積をとっています。」とのことであった。参考見積については受託者である公益財団法人岡山市ふれあい公社から提出されている。

参考見積の取得業者数が1者のみでは、それに基づいて積算されている設計金額の客観性・公正性が担保できない。ましてや、随意契約の相手方として予定されている業者のみから参考見積を取得した場合、設計金額の客観性、公正性はさらに揺らぐこととなるものといわざるを得ない。

この点については、鈴木70頁において、入札を実施する場合の記載ではあるが、「予定価格を設定するために安易に入札参加が見込まれる業者から『参考見積』を徴することは、業者が本音価格を提示するとは考えられず、結局、割高な価格を基に予定価格を設定することにならざるを得ないので適当ではなく、直ちに止めるべきである。」と指摘されている。

本件は、単独随意契約の相手方として予定されている業者1者のみから参考見積を取得し、それに基づいて設計金額の積算を行い、また、許容価格を設定している結果、許容価格と同額で契約に至っている。

設計金額の積算は、原則として客観的な積算基準に基づいて行うべきであり、随意契約の相手方として予定されている業者からの参考見積の取得はできる限り避けるべきである。それが困難な場合でも、設計金額における積算の客観性・公正性の確保のため、できる限り複数の業者から参考見積を取得すべきである。

★★指摘 404

設計金額の積算は、原則として客観的な積算基準に基づいて行うべきであり、随意契約の相手方として予定されている業者からの参考見積の取得はできる限り避けるべきである。それが困難な場合でも、設計金額における積算の客観性・公正性の確保のため、できる限り複数の業者から参考見積を取得されたい。

(2) 人件費の重複計上

設計書「事業実施体制の構築」欄の「(1)事業スキームの検討」や「(2)実施体制の構築」は、「1 実施計画の策定」に含まれる業務と思われるが、「1 実施計画の策定」に要する人件費とは別に、上記各業務に係る人件費を計上していたため、別の業務を想定しているのかという点について地域包括ケア推進課からヒアリングをしたところ、下記の回答があった。

以下のような整理を行い、積算を行っています。

「1 実施契約の策定」・・・各事業を計画書に記述、岡山市との調整にかかる人件費

「2 実施体制の構築」「(1)事業スキーム」「(2)実施体制の構築」・・・各事業の契約の立案等にかかる人件費

ご指摘のとおり、実施体制の構築等あつての計画策定になりますので、今後はより実態にあつた設計書に変更します。

以上のとおり、(担当課の説明は必ずしもそれを正面から認めているものではないが)上記の人件費の計上は明らかな重複計上である。また、このような不適切な計上がなされたのは、外郭団体である受注者からの参考見積を鵜呑みにし、担当課において客観性・公正性の担保さ

れた積算を怠った結果と評価せざるを得ない。

いうまでもなく委託料の支払いは市民からの納税を原資とするものであり、設計金額の積算においてこのような重複計上があってはならない。当該項目以外にも不適切な点がないか、一から現在の積算内容の見直しを行い、厳格にチェックすべきである。

★★指摘 405

委託設計書の積算内容について、厳格にチェックされたい。

(3) 会議における人件費の計上

設計書「事業管理」の欄において「(1)定例会」、「(2)中間報告」と人件費が計上され、「事業実施」の欄においても「1 事業所内会議」について人件費が計上され、さらに「4 実績報告書作成」においても、「(1)月次報告」、「(2)中間報告」、「(3)年次報告」で人件費がそれぞれ計上されている。

これらの人件費の計上が重複していないのかという点につき、地域包括ケア推進課へヒアリングをしたところ、下記の回答があった。

以下のような整理を行い、①②について管理者の人件費、③④については現場担当者の人件費として積算を行っています。

- ① 「事業管理…(1)定例会」…岡山市との毎月の定例会の参加、レジュメ作成、議事の作成等にかかる人件費
- ② 「事業管理…(2)中間報告」…④の各事業担当者が作成した実績報告をもとに、4半期に1回の所定様式にまとめることにかかる人件費
- ③ 「事業実施…1 事業所内会議 実績報告ミーティング」…実績報告の会議にかかる人件費
- ④ 「事業実施…4 実績報告書作成」…各事業担当者が実績報告書の作成にかかる人件費

上記の回答によれば、例えば、④の報告書をさらに②で所定様式にまとめるという作業を行っていることになるが、このような作業が必要不可欠のものであるのかは大いに疑問がある。受注者が外郭団体であることも踏まえ、業務全体の効率化について受注者と協議し、可及的に業務の効率化を実施すべきである。

★★指摘 406

業務全体の効率化について受注者と協議し、可及的に業務の効率化を実施されたい。

(4) 人件費単価

地域包括ケア推進課からのヒアリングによれば、本事業の日当については、介護予防センターの職員の平均日当を用いているとのことである。

しかし、このような積算の根拠は、客観的に金額が適正であることの根拠資料としては不十分である。他の契約においては賃金センサスを使用しているものもある一方、本事業においては、例えば、「事業実施体制の構築」「1 事業実施計画の策定」については、「日額 30,000円」とあり、高額である。

本件は外郭団体との単独随意契約ということもあり、少なくとも積算根拠の合理性については十分な説明責任が果たされるべきである。

人件費単価について、賃金センサス等、他の契約においても一般的に使用されている客観的な積算根拠に基づく積算を行うべきである。

★★指摘 407

人件費単価については、賃金センサス等、他の契約においても一般的に使用されている客観的な積算根拠に基づいて積算を実施されたい。

3 再委託

担当課へのヒアリングによれば、本契約において再委託はなされていないとのことである。

仕様書 14 頁「4. 3」 「2 実施体制の構築」に再委託の記載がなされている。担当課からのヒアリングによれば、再委託の場合は、事業実施計画書にその範囲や再委託先を記載して事前承認をとる必要があるとのことである。

他方、委託契約書第 6 条第 1 項においては、再委託の場合、「相手方の名称その他甲が必要と認める事項をあらかじめ甲に対して通知しなければならない」と規定されており、事前に承認をとる必要があることが明示されていない。契約書の記載を修正すべきである。

★★指摘 408

委託契約書において、再委託する場合につき、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを定められたい。

4 監督・検査

- (1) 仕様書 3 頁「2. 8 セキュリティ対策」として、「(1) 受託者は、必要に応じて、本業務で利用する情報システム等について、アクセス制御、不正アクセスに対する防御及び監視等により、サーバー攻撃対策、改ざん防止対策等のセキュリティ対策を講ずること」等のセキュリティ対策が求められている。その上で、「(9) 本業務の実施にあたり、委託者が情報セキュリティに関する立入り調査等を実施する場合、受託者は当該調査等を受け入れること」とされている。地域包括ケア推進課からのヒアリングによれば、令和 2 年度は立入調査を実施していないとのことであるが、情報保護の重要性に鑑み、定期的に少なくとも委託期間中に一度（すなわち年に一度）は実施すべきである。

★意見 132

仕様書 3 頁「2. 8 セキュリティ対策」(9)記載に係る立入調査は定期的に（少なくとも委託期間中に一度）実施されたい。

- (2) 仕様書 3 頁「2. 8 セキュリティ対策」に、「(8) 受託者は全従業員に対する情報セキュリティ教育を実施し、結果を委託者へ報告すること。なお、年次等で情報セキュリティ教育を実施している場合は、その結果報告をもって、実施に代えることができる。」と記載されている。

この情報セキュリティ教育の実施結果の報告について、地域包括ケア推進課へのヒアリングによれば、「報告書の提出は必須としていませんが、委託先の法人としてセキュリティ研修を実施し、職員が受講していると報告を受けています。」とのことであった。

適正に研修が実施されているかの確認のためには、報告書の提出をさせることが望ましい。

★意見 133

仕様書 3 頁「2. 8 セキュリティ対策」(8)記載に係る情報セキュリティ教育の結果報告については、受注者に対し報告書の提出を求められたい。

- (3) 仕様書 12 頁「4. 3」事業実施計画書、周知・広報計画書、研修等参加計画書
受注者より「令和 2 年度事業計画書」及び「安全管理マニュアル改訂 (R2 改訂)」が提出されており、「令和 2 年度事業計画書」には、周知・広報計画、研修等参加計画等も含めた事業計画が記載されている。提供された資料の限りにおいては、特段、問題点は見当たらなかった。
- (4) 仕様書 15 頁「定例会」
毎月、岡山市の担当課職員も出席して定例会議が実施され、事業の実施状況や、問題点に関する情報共有がなされ、議事録も残されている。提供された資料の限りにおいては、特段、問題点は見当たらなかった。
- (5) 仕様書 15 頁「事業四半期報告書」
受託者より提出されており、介護予防教室事業等の各事業の実施回数や参加者数等の統計と、当該四半期において、「うまくいったこと」「傾向分析 (前年比、全前年比など)」といった項目が設けられ、具体的な記載がなされている。特段、問題点は見当たらなかった。
- (6) 仕様書 16 頁「事業年間報告書」
受託者より提出されており、介護予防教室事業等の各事業の実施回数や参加者数等の統計と、令和 2 年度の活動において、「うまくいったこと」「傾向分析 (前年比、全前年比など)」「次年度に向けて取組むこと」といった項目が設けられ、具体的な記載がなされている。提供された資料の限りにおいては、特段、問題点は見当たらなかった。
- (7) 成果物の活用方法等
仕様書 5 頁「2. 17 成果品の利用について」には、「委託者は、本業務で作成された報告書、資料等を、期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により、公表 (公開、配付、放送等) することができることとする。」との記載がある。
地域包括ケア推進課へのヒアリングによれば、作成された動画等は庁内やワクチン接種会場等のデジタルサイネージで流すなど、高齢者の介護予防周知啓発の材料として活用しているとのことであり、適切に活用されているといえる。

第 17 節 岡山市立図書館移動図書館車運行管理業務委託

第 1 契約の概要

件名	岡山市立図書館移動図書館車運行管理業務等委託 (その 2) [39]
契約目的	市が所有する移動図書館車 2 台の運行管理業務等を行うもの
契約年月日	R2.4.1
許容価格	9,200,000 円 (非公表)
契約金額	9,108,000 円
落札率	99.00%
契約方法	一般競争入札
入札参加資格	①自治令第 167 条の 4 及び市規則第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと、②岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について (昭和 61 年市告示第 120 号) に基づき岡山市一般競争 (指名競争) 入札参加資格有資格者名簿 (以下「有資格者名簿」という。) に記載され、「役務」部門の業種のいずれかに登録があること、③公告において定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保 (以下「指名停止等」という。) 期

	間中でないこと、④平成 27 年 4 月 1 日以降に、日本国の都道府県又は市町村立図書館の移動図書館車の運行管理業務に係る委託を元請で受注し、継続した 1 年以上の履行実績があること。
入札者数	1
担当課	教育委員会中央図書館
契約相手方	大新東株式会社岡山営業所

第 2 監査対象として選定した理由

一般競争入札でありながら、落札率が高率であり、かつ、入札参加者数が 1 者であるため、入札状況に不自然な点がないか、あるいは、より競争性を高めることが可能か等の検討のため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第 3 監査結果

1 入札参加資格

(1) 入札参加資格要件は上記第 1 記載のとおりである。

④において、過去の実績を参加資格として設定し、自治令第 167 条の 5 の 2 及び岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱第 3 条第 2 項に基づき、制限付一般競争入札が実施されている。

(2) 教育委員会事務局中央図書館へのヒアリングによれば、本業務委託は令和 2 年度から開始したものであり、過去の入札の実績はないとのことであった。

本契約においては入札参加者数が 1 者のみであった。教育委員会事務局中央図書館へのヒアリングでは「競争性を高めるため、事業所の所在地は限定せず、業務の履行に最低限必要な資格のみとしております。」とのことである。

本契約は 1 者のみの入札で、落札率も高率であるが、入札参加資格要件等に照らせば恣意的に入札参加資格を限定しているような事実は認められず、特段、入札手続について不自然な点は見当たらなかった。

(3) ただし、入札者が少数である点については、④において過去の実績要件を設けているために参加できる者の数が僅少になっている可能性が否定できない。

自動車運行業務について信頼性のある業者に委託するという趣旨であれば、④「移動図書館車」の運行業務の受託実績まで参加資格を狭くすることには合理性が認められず、例えば、まずは都道府県又は市町村から自動車の運行業務の受託実績があるという程度まで要件を緩和し、それでも入札者が増加しない場合は、行政機関以外からの受注実績を許容するなど、入札における競争性確保の方策をとるべきである¹⁵⁹。

★★指摘 409

入札参加資格について、例えば、都道府県又は市町村から自動車の運行業務の受託実績があるという程度まで要件を緩和されたい。

¹⁵⁹ 令和 3 年 9 月 24 日閣議決定「令和 3 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」においては、国等の契約に関してではあるが、「新規中小企業者への配慮」として、「国等は、役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。」としている。

2 設計金額の積算

教育委員会中央図書館からのヒアリングによれば、1者（受託者）より参考見積を取得したと
のことであった。また、参考見積を取得した業者の選定基準については、「岡山市一般競争（指
名競争）入札参加資格有資格者名簿の「役務」部門に登載されている業者で、当該業務の履行が
可能であると確認できた業者から参考見積を取得しています（なお、網羅的な調査を行ったわけ
ではないため、上記に当てはまる業者が他にもある可能性はあります。）」とのことであった。

参考見積の取得業者数が1者のみでは、それに基づいて積算されている設計金額の客観性・公
正性が担保できない。ましてや、その1者が、入札参加が見込まれる業者である場合、設計金額
の客観性、公正性はさらに揺らぐこととなるものといわざるを得ない。

この点については、鈴木70頁において、入札を実施する場合の記載ではあるが、「予定価格を
設定するために安易に入札参加が見込まれる業者から『参考見積』を徴することは、業者が本音
価格を提示するとは考えられず、結局、割高な価格を基に予定価格を設定することにならざるを
得ないので適当ではなく、直ちに止めるべきである。」と指摘されている。

本件は、入札参加が見込まれる業者である1者のみから参考見積を取得し、それに基づいて設
計金額の積算を行い、また、許容価格を設定している結果、参考見積取得業者が99.00%という
高い落札率で落札する結果となっている。

設計金額の積算は、原則として客観的な積算基準に基づいて行うべきであり、入札参加が見込
まれる業者からの参考見積の取得は原則として避けるべきである。それが困難な場合でも、設計
金額における積算の客観性・公正性の確保のため、できる限り複数の業者から参考見積を取得す
べきである。

★★指摘 410

設計金額の積算は、原則として客観的な積算基準に基づいて行うべきであり、入札参加が
見込まれる業者からの参考見積の取得は原則として避けることとし、それが困難な場合でも、
設計金額における積算の客観性・公正性の確保のため、できる限り複数の業者から参考
見積を取得されたい。

3 仕様書

(1) 「8 業務実施上の留意事項」 「(2)エ」において、受託者は従事者の氏名を委託者へ報告する
とされている。氏名の他にも運転免許証の確認や、事故歴の確認をしているかを教育委員会事
務局中央図書館へヒアリングをしたところ、「受託者において、採用時に過去5年間の運転記
録証明書を確認するとともに、運転免許証を定期的に確認していることを確認しております。」
とのことであった。また、同「キ」に受託者は飲酒運転等の防止について、適切な対策を実施
することとある点については、ヒアリングの結果、「受託者において、アルコール検査の実施結
果を記録していることを確認しております。」とのことであった。

もっとも、この点については、仕様書に明記すべきである。

(2) 「9 自動車保険契約」で保険証書の写しの提出を求めている点については、ヒアリングの
結果、適切に保険証書の提出を受けていることが確認された。

★意見 134

①受託者において、採用時に過去5年間の運転記録証明書を確認するとともに、運転免許
証を定期的に確認すること、及び②受託者において、アルコール検査の実施結果を記録す
ることについては、仕様書に明記されたい。

4 再委託

仕様書において、再委託は禁止されている。契約書のひな型の第6条にある一部再委託の条項も適切に削除されている。

5 監督・検査

「完了通知書」とともに「運行記録」を確認している。

仕様書に「受託者が業務に従事させる職員（乗務員）と委託者の職員が1～3名同乗して巡回先へ運行する」との記載がある。この際に、委託者（岡山市）の職員によって、受託者が安全運転を行っているかを検査、評価することを行っているかを中央図書館へヒアリングしたところ、「移動図書館車に同乗する本市職員は、運行前の車両点検、安全運転の実施、巡回先での駐車等、運行に関すること全般を確認し、問題が認められる場合には監督員（本市職員）に報告し、監督員から業務責任者（受託者）に改善を求めることとしております。」との回答があった。

上記の運用は適切なものといえるが、これらの監督・検査・評価については、正式なモニタリング調査と位置付け、定期的実施した上、実施記録を残すべきである。

★意見 135

移動図書館車に同乗する市職員による運行前の車両点検、安全運転の実施、巡回先での駐車等、運行に関すること全般の確認、及び問題が認められる場合には監督員（本市職員）に報告し、監督員から業務責任者（受託者）に改善を求めるという運用については、正式なモニタリング調査と位置付け、定期的実施した上、実施記録を残されたい。

第18節 2020年度東区うまいもの発掘・創出事業運営業務委託

第1 契約の概要

件名	2020年度東区うまいもの発掘・創出事業運営業務委託 [41]
契約目的	高校、大学との協働による商品開発支援（①セミナー、ワークショップの開催、②事業者とのマッチング、③開発商品もしくはアイデアの発表会、④販路開拓支援、⑤プレスリリース、メディア戦略の支援）
契約年月日	R2.4.1
許容価格	非公表（事前公示概算予算額：3,500,000円以内）
契約金額	3,499,997円
落札率	99.99%
契約方法	随意契約（企画競争）（自治令第167条の2第1項第2号）
随契理由	本委託契約は、経験、知識をもち業務内容に精通した者に履行させる必要がある。そのため、プロポーザルの方法により企画案等を選定することが適していると判断し、企画競争を実施し、最適提案者として決定したため。
担当課	東区役所総務・地域振興課
契約相手方	株式会社山陽新聞事業社

第2 監査対象として選定した理由

企画競争審査委員会における審査の結果、最適提案者として特定された事業者と随意契約が締結されており、企画競争等の手続が適正に行われているか等の検証が必要と考えたもの。

第3 監査結果

1 随意契約理由

- (1) 下記3の企画競争審査委員会において最上位の得点を取得し、最適提案者として選定された株式会社山陽新聞事業社と単独随意契約が締結されている。企画競争が適正に実施されている限り、当該随意契約理由に問題はない。
- (2) 本件は企画競争の結果、単独随意契約が締結されているが、「指名業者一覧」の「根拠法令」に「令167条第1項第1号（性質又は目的が一般競争入札に適しない）」、「入札結果」の「特記事項」にも同様の記載があり、この記載は誤記ではないか担当課へ確認したところ、「令167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しない）」の誤記であるとのことであった。法令上の根拠の確認の重要性に鑑み、このような誤記が見逃されないよう、各伺書等の書類の審査は厳格に行うべきである。

★★指摘 411

法令上の根拠等の誤記が見逃されないよう、各伺書等の審査は厳格に実施されたい。

2 設計金額の積算

- (1) 公示において予算額350万円とされている根拠について、担当課である東区役所総務・地域振興課へヒアリングしたところ、通常の委託設計と同様に積算しているが、企画競争の性質上、業者提案部分に関する積算は、市が要求する水準を満たす業務にかかる経費を類似の業務から推測して積算したもの（企画競争ヒアリング前に上限価格を提示するために積算を行っており、ヒアリングを行った後に積算し直すことはできないため）とのことであった。

担当課より提供された「2020年度東区うまいもの発掘・創出事業運営業務委託設計書」の内容を確認すると、「セミナー・ワークショップ開催」や「発表会開催業務」といった各業務につき、国土交通省の「令和2年度設計業務委託等技術者単価について」に基づく積算がなされており、例えば、上記の「セミナー・ワークショップ開催」については、「技師A」（単価48,700円×3）、「技術員」（単価27,900円×6）の項目が設けられ、合計313,500円の積算がなされている。過去の類似の同種規模の業務から「セミナー・ワークショップ開催」については313,500円程度と積算ができるのかもしれないが、委託設計書としては大まかで簡略な積算となっていると評価せざるを得ない。この点は、実際に業者から提出された見積書（これには、「セミナー・ワークショップ費」として、「備品（ケータリングなど）」、「全体コーディネーター講師代（交通費含む）」、「アドバイザー講師代（交通費含む）」、「会場設営・撤去・資材運搬」等の細かな積算がなされている。）と比較しても、委託設計書の記載はやや簡略に過ぎるといえる。

企画競争の予算額の設定に当たっては、事実上、予算額直下の契約金額で随意契約が締結されることが見込まれる以上、可能な限り、想定される業務を抽出した上で、できる限り厳格かつ精密な積算作業を実施するべきである。

★意見 136

企画競争の予算額の設定に当たっては、委託設計書における積算の場合と同程度の厳格な積算作業を実施されたい。

- (2) また、ヒアリングによれば、委託設計書のある単価は「国土交通省の令和2年度設計業務委託等技術者単価」を基に積算したとのことである。本委託業務に関してかかる根拠資料を用い

ることに整合性があるのかは疑問が残るものの、客観的根拠に基づく積算という点では不当とまでは認められない。

3 契約相手方の選定

(1) 「2020 年度東区うまいもの発掘・創出事業運営業務委託企画審査委員会設置要綱」が制定され、同要綱において同審査委員会の構成委員が定められている。委員長は東区長であり、委員は区長代理、区長代理（地域整備課長事務取扱）、参事（瀬戸支所長事務取扱）、総務・地域振興課長、市民保険年金課長、農林水産振興課長である。

(2) 企画提案書は2者から提出がなされている。

(3) 令和2年2月17日開催の企画競争審査委員会において公示内容等の審査がなされている。公示内容別紙において、企画競争における評価基準が定められている。評価基準記載の審査項目としては、「過去の業務実績」（配点5点）、「事業の実施体制」（配点5点）、「業務の理解度・実施計画」（配点5点）等の項目が設けられている。各審査項目についてA～Eの5段階で評価されることとされている。各評価配点にA～Eで設定されている係数を乗じて点数が算出される。A～Eの評価の係数は下記のとおりである。

A (係数 1.0)	B (係数 0.8)	C (係数 0.5)	D (係数 0.2)	E (係数 0.0)
------------	------------	------------	------------	------------

例えば、上記「過去の業務実績」（配点5点）という審査項目について、Aと評価されれば、当該審査項目における得点は、配点5点にAの係数1.0を乗じた、5点となる。

(4) 令和2年3月27日開催の企画競争審査委員会において、企画提案者からのヒアリングがなされている。当該審査委員会の議事録には、各委員からの質問等審議内容の詳細が記載されており、この点については問題ない。

また、提供された議事録においては企画提案者の具体的な名称が記載されていたが、担当課からの説明によれば、実際の企画競争の実施に当たっては、企画提案者の具体的な名称は委員に伏せて行ったとのことであり、この点についても適切といえる。

4 再委託

担当課へのヒアリングによれば、再委託はなされていないとのことである。仕様書においては再委託に関する記載がなく、契約書第6条において、受託者が委託業務の一部を再委託する場合は、相手方の名称及びその他岡山市が必要と認める事項をあらかじめ岡山市へ通知しなければならないと定められているのみで、市が承認手続を行うことは定められていない。

しかし、本件各契約は企画競争を実施の上で契約相手方が選定されており、業者の個性に着目して受託者が選定されているのであるから、再委託する場合には、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを仕様書に定めるべきである。

また、契約書第6条の受託者による「通知」のみを求めている点を変更し、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」という規定へ変更すべきである。

★★指摘 412

委託契約書及び仕様書において、再委託する場合につき、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを定められたい。

5 監督・検査

担当課へのヒアリングによれば、販売実習の際に、購入された方を対象にアンケート実施して

いるとのことである（なお、発表会は無観客で開催したためアンケートは実施していないとのことである）。

その他、検査に当たっては、開催したセミナーや発表会、販売実習やラジオ出演時の資料、画像、音声データの提出を受けており、これらの資料に基づき、適正に監督・検査がなされていると認められる。

6 本事業の効果

担当課よりヒアリングをしたところ、「検証結果をまとめた書類はありませんが、新聞を始め各種メディアには取り上げていただき、注目を集めることにより地域の活性化を図ることができた。また現在も継続的に販売している商品もあり、事業を通じて生産者と高校の間のつながりができた。」とのことである。

しかし、費用を投資して行う事業である以上、その効果については定量的な評価・検証を行うべきである。

★★指摘 413

事業の実施効果については定量的な評価・検証を実施されたい。

第19節 アートを楽しむ・市民への浸透・拡大事業実施業務委託

第1 契約の概要

件名	アートを楽しむ・市民への浸透・拡大事業実施業務委託 [44]
契約目的	岡山芸術交流 2019 の開催により、盛り上がった機運と芸術鑑賞の土壌（資源）を継続させ、広く浸透させていくとともに、次回の本展開催へと繋げていくことを目的として、各種プログラムを実施するほか、それを支える人材の育成を図る。
契約年月日	R2.7.27
許容価格	非公表
契約金額	3,300,000 円
落札率	—
契約方法	単独随意契約（自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
随契理由	下記第 3-1 のとおり
担当課	市民生活局文化振興課
契約相手方	一般社団法人みるを楽しむアートナビ岡山

第2 監査対象として選定した理由

財務システムの契約データ上、契約金額、許容価格、契約日ともいずれも「0」と入力され、契約相手方の欄も空欄で、契約内容が不明であったため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 監査結果

1 随意契約理由

(1) 「単独随意契約理由書」記載の随意契約理由は下記のとおりである。

本事業は、岡山芸術交流 2019 の開催により、盛り上がった機運と芸術鑑賞の土壌（資源）を継続させ、より広く浸透させていくとともに、次回の本展開催に向けてそれらを繋げていくことを目的と

して、「対話による鑑賞」を柱とした各種鑑賞支援プログラムの実施に加え、岡山芸術交流で活躍したサポートスタッフ等の人材育成を図る企画等を実施するものである。

「対話による鑑賞」とは、作品の解説を一方向的に受け取るのではなく、鑑賞者が主体的に発言をし、対話をしながら作品に対する見方や価値意識を深めていくものであり、専門的知識を必要とせず、誰もが気軽に楽しめる利点も持ち合わせていることから、アートの楽しみ方を広く普及・浸透させていくうえで、最も適した手法といえる。

上記団体は、主に岡山県内の美術館等で、対話による鑑賞を用いた活動を展開している県内唯一の団体であり、ファシリテーターの技量が円滑な実施の鍵となる「対話による鑑賞」において、鑑賞者の自由な発想・感性を引き出し、発展させるノウハウを豊富に有するほか、鑑賞ワークショップや鑑賞ツアー、サポートスタッフ向け研修、児童・生徒を対象とした出前授業、教職員向け研修を多数実施する等、鑑賞を支える人材の育成面においても豊富な実績とノウハウを有している。

また、過去2回開催された岡山芸術交流においても、来場した一般の方や小学生を対象として対話による鑑賞を数多く実施しており、その実施内容は岡山芸術交流パブリックプログラムディレクターからも高く評価されているところであり、本市のアート鑑賞の普及・浸透に大きな貢献を果たしている。

その他、上記団体は、サポートスタッフや学校鑑賞ナビゲーター等のボランティア人材を熟知しているほか、学校教育現場においての知見も豊富に有しており、本事業を最も効果的に実施できる団体である。よって、本事業の目的を実現することのできる、唯一の相手方である。

- (2) 上記随意契約理由に「本事業の目的を実現することのできる、唯一の相手方である」とされている点に関し、文化振興課に対して、他の業者も契約相手方の候補者として挙げられたか、挙げられた場合、本契約相手方でなければ本事業の目的を実現できないと判断した理由は具体的にどのような点にあるかヒアリングしたところ、「本件の受託者の他には契約相手の候補者として上がった団体（業者）はありません。対話型鑑賞について、美術館によっては実施することが可能な学芸員が所属している例（個人）はありますが、対話型鑑賞による活動を展開している団体（業者）としては、県内唯一の団体であるためです。」との回答があった。

しかし、かかる回答からも、そもそも「対話型鑑賞による活動を展開している団体」の全てを市が把握できているのか判然とせず、その結果、本契約相手方しか本事業の目的を達成できないといえるのかについても判然としない。

少なくとも、当初から本契約の相手方である「一般社団法人みるを楽しむアートナビ岡山」のみを契約相手方と定めて単独随意契約を締結するのではなく、参加者の有無を確認する公募手続を実施の上、契約相手方を選定することが適切であったといえる。

★意見 137

随意契約に当たっては、当初から契約相手方を特定して契約を締結するのではなく、参加者の有無を確認する公募手続を積極的に実施されたい。

2 設計金額の積算

仕様書記載の事業内容（例えば、「リモート鑑賞会の企画・実施（年間5回程度）」や「一般向け鑑賞ツアーの企画・実施（年間2回程度）」）に応じて積算がなされている。スタッフ人件費は1名につき1回1万円、講師謝礼・交通費は1名3万円で積算されている。講師謝礼・交通費の3万円については、下記第20節の令和2年度岡山市消費者志向経営促進事業実施業務委託 [52] における講師報償費（大学講師）の1名につき3万円とされているのと、金額としては同程度である。

文化振興課へのヒアリングによれば、契約前の段階で、設計金額の積算の参考のために、本契約の相手方として予定されていた一般社団法人みるを楽しむアートナビ岡山より参考見積を取得したとのことである。この参考見積について、当初、提出されたものは390万円超の見積りであったが、担当課において見積内容を精査し、その結果を踏まえ、受託予定者に対しても業務の実施方法等の精査をお願いし、最終的には約340万円の設計金額となったとのことである。

単独随意契約においては事実上、当該業者の受注が決定している状況での見積り提出になるため、業者側に対し、コストを抑える等によって見積金額を下げる努力を期待することは困難な状況にあることから、市側において、当初から見積金額の内訳を記載した明細書等の提出を求め、契約内容及び作業量等に照らして当該業者の見積内容が相当なものか精査すべきであるが、本契約は、契約相手方として予定されている業者から提出された見積内容を精査し、不相当な積算箇所を指摘の上、交渉によって見積金額を下げることで実現した好例といえる。

3 財務会計システムの契約データの入力

財務会計システムの契約データ上、契約金額、落札率ともいずれも「0」と入力され、契約相手方の欄も空欄で、契約内容が不明であったが、文化振興課へのヒアリングによれば、これは当初の契約が「市民への浸透・拡大事業」という件名で「2020025696」という契約番号が付されていたところ、令和2年7月14日開催の市民生活局事務事業委託審査委員会において、件名に「アートを楽しむ・」の文言を追加し、「アートを楽しむ・市民への浸透・拡大事業」とされたことに伴い、「2020026643」と新たに契約番号が付されたことによるものとのことであった。上記の「0」という入力となされていたのは旧契約番号のデータであり、新契約番号のデータには入力漏れはなく、特に問題は見当たらなかった。

4 再委託

文化振興課へのヒアリングによれば、再委託はなされていないとのことである。仕様書においては再委託に関する記載がなく、契約書第6条において、受託者が委託業務の一部を再委託する場合は、相手方の名称及びその他岡山市が必要と認める事項をあらかじめ岡山市へ通知しなければならないと定められているのみで、市が承認手続を行うことは定められていない。

しかし、本件各契約は、「本事業の目的を実現することのできる、唯一の相手方である」として契約相手方が選定され随意契約がなされており、相手方の個性に着目して受託者が選定されているのであるから、再委託する場合には、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを仕様書に定めるべきである。

また、契約書第6条の受託者による「通知」のみを求めている点を変更し、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」という規定へ変更すべきである。

★★指摘 414

委託契約書及び仕様書において、再委託する場合につき、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを定められたい。

5 監督・検査

仕様書に従い、業務完了通知書のほか、委託事業実績報告書（決算書付き）、活動報告書が提出されている。活動報告書には実施したイベントの内容について説明が記載され、実施状況の写真や使用されたチラシ等の写真も添付されていた。

6 アンケート調査

活動報告書において、実施したイベント毎のアンケートの結果が記載されている。

文化振興課へのヒアリングによれば、アンケートの結果から分かる成果と課題を踏まえ、以降の事業に活かせる形で、アンケート実施をしているとのことであり、適切なモニタリング手法と考える。

第20節 講座等業務委託

第1款 令和2年度岡山市消費者教育担い手育成講座実施業務委託

第1 契約の概要

件名	令和2年度岡山市消費者教育担い手育成講座実施業務委託 [52]
契約目的	消費生活相談や消費者教育に必要な基礎知識が身につく研修を行い、受講者の消費者力を高めることで、将来、受講者が各地域の消費者教育推薦コーディネーターや出前講座の講師として活躍する地域のつなぎ役となり、その地域の消費者教育を効果的に推進することができる人材育成講座を開催する。
契約年月日	R2.11.12
許容価格	非公表
契約金額	1,150,600円
落札率	—
契約方法	随意契約（参加者の有無を確認する公募手続）（自治令第167条の2第1項第2号）
随契理由	①単独見積とした理由：市規則第24条第2項第2号適用、②「性質又は目的により相手方を特定せざるを得ない」、③「岡山市委託業務への参加者の有無を確認する公募手続に関する要綱」に基づき公募を実施したところ、応募要件を満たすと認められる者が、特定非営利活動法人消費者ネットおかやま1者のみであったため。
担当課	市民生活局生活安全課
契約相手方	特定非営利活動法人消費者ネットおかやま

第2 監査対象として選定した理由

「参加者の有無を確認する公募手続」が実施されており、当該手続が適正に実施されているかを検討するため、監査対象としたもの。

第3 監査結果

1 随意契約理由

上記第1記載のとおり、参加者の有無を確認する公募手続において参加意思確認書を提出した者のうち、応募要件を満たす者が1者であったため、「岡山市委託業務への参加者の有無を確認する公募手続に関する要綱」第11条第2号に基づき、随意契約がなされている。随意契約理由について、特に問題はない。

2 参加者の有無を確認する公募手続

(1) 応募要件

本件公募手続に係る「参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求

める公示」記載の応募要件は下記のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び岡山市契約規則（平成元年市規則第 63 号）第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加意思確認書の提出日において、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和 61 年告示 120 号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載され、役務部門の業種「研修」業種細区分「各種研修等の企画・講師派遣」に登録があること。
- (3) 参加意思確認書の提出日において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 平成 30 年 4 月 1 日以降、都道府県・政令市が発注する消費者教育に関する同種の業務を元請として受注し、完了した実績を有すること。

上記(4)の要件については、実績要件を限定し過ぎであると考えられる。(4)の要件は委託業務を履行するに足りる能力がある者へ委託するという趣旨であると解されるが、例えば、過去に行政機関からの受注実績が無くとも、弁護士会・司法書士会といった専門家団体であれば同等の履行能力は確保できるといえるし、また、行政機関が発注する消費者教育の受注実績であることの必要性もない。契約相手方の選定手続における競争性を高めるためにも、この要件については見直しをすべきである¹⁶⁰。

★★指摘 415

応募要件のうち、「平成 30 年 4 月 1 日以降、都道府県・政令市が発注する消費者教育に関する同種の業務を元請として受注し、完了した実績を有すること。」という実績要件については、発注者を「都道府県・政令市」に限定しないよう見直されたい。

(2) 参加意思確認書の提出

生活安全課へのヒアリングによれば、参加意思確認書の提出は 2 者からあったものの、応募要件を満たす者は「特定非営利活動法人消費者ネットおかやま」のみであったとのことである。

しかし、事務事業委託審査委員会会議録には、審議過程の詳細についての記載がなく、応募要件を満たさないと言われた 1 者につき、いかなる点で応募要件を満たさないか判断されたかが記録上分からない。むしろ、令和 2 年 10 月 20 日開催の会議録には「備考」に「参加意思確認書により、当該業務への参加意思及び当該業務に必要な応募要件を満たすことを確認した。」との記載に続き、手書き文字で「(46-1) 消費者ネットおかやま、●●●●¹⁶¹」との記載があり、2 者とも応募要件を満たすと判断されたかの記載になっている。この点に関する確認過程の記録は、随意契約理由が認められるかにも関わるところであり、契約事務の透明性が求められる重要事項である。

事務事業委託審査委員会における審議内容は後に検証できるよう、審議内容の詳細についても記載すべきである。

¹⁶⁰ 令和 3 年 9 月 24 日閣議決定「令和 3 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」においては、国等の契約に関してではあるが、「新規中小企業者への配慮」として、「国等は、役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。」としている。

¹⁶¹ 実際には参加意思確認書を提出した団体の名称が記載されている。

★★指摘 416

事務事業委託審査委員会における審議内容は後に検証できるよう、審議内容の詳細についても記載されたい。

3 設計金額の積算

例えば、「講師報償費（弁護士／専門家）」の件費は1名につき50,000円というように（大学講師は1名につき30,000円とされている）、同種契約である下記第2款とは共通した積算となっている。同種契約において共通の積算根拠が用いられているといえ、適正と認められる。

4 再委託

生活安全課へのヒアリングによれば、再委託はなされていないとのことである。仕様書においては再委託に関する記載がなく、契約書第6条において、受託者が委託業務の一部を再委託する場合は、相手方の名称及びその他岡山市が必要と認める事項をあらかじめ岡山市へ通知しなければならないと定められているのみで、市が承認手続を行うことは定められていない。

しかし、本件各契約は参加者の有無を確認する公募手続において参加意思確認書を提出した者のうち、応募要件を満たす者が1者であったことから随意契約が締結されており、相手方の個性に着目して受託者が選定されているのであるから、再委託する場合には、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを仕様書に定めるべきである。

また、契約書第6条の受託者による「通知」のみを求めている点を変更し、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」という規定へ変更すべきである。

★★指摘 417

委託契約書及び仕様書において、再委託する場合につき、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを定められたい。

5 監督・検査

受託者より「委託業務完了通知書」の他、「業務報告書」が提出されている。業務報告書には、実施された研修の内容や受講者を対象としたアンケートの集計結果、次年度への課題等記載されており、これらの資料に基づき適正に監督・検査が実施されているといえる。

第2款 令和2年度岡山市消費者志向経営促進事業実施業務委託

第1 契約の概要

件名	令和2年度岡山市消費者志向経営促進事業実施業務委託 [53]
契約目的	事業者の消費者志向経営を促進するため、消費者・事業者との公開講座での意見交換を通して、将来、社会の課題解決を図る観点からの商品・サービスの開発・改善及び消費者教育を推進する担い手として主体的に活躍できる事業者を育成する講座の企画開催業務。主な事業概要は、①市民・事業者向け公開講座の企画・募集・開催、②受講者のアンケート及び業務報告書の作成

契約年月日	R2.10.29
許容価格	非公表
契約金額	461,780 円
落札率	—
契約方法	指名競争入札（自治令第 167 条第 1 号）
選定理由	「岡山市委託業務への参加者の有無を確認する公募手続に関する要綱」に基づき公募を実施したところ、●●●● ¹⁶² 、株式会社オフィスダンの 2 者から参加意思確認書の提出があり、いずれも応募要件を満たしていたため。
入札者数	2
担当課	市民生活局生活安全課
契約相手方	株式会社オフィスダン

第 2 監査対象として選定した理由

「参加者の有無を確認する公募手続」が実施されており、当該手続が適正に実施されているかを確認するため、監査対象とした。

第 3 監査結果

1 指名競争入札の実施要件（自治令第 167 条第 1 号）への該当性

「岡山市委託業務への参加者の有無を確認する公募手続に関する要綱」に基づき公募を実施したところ、株式会社オフィスダンを含む 2 者から参加意思確認書の提出があり、いずれも応募要件を満たしていた。「岡山市委託業務への参加者の有無を確認する公募手続に関する要綱」第 10 条第 1 項においては、「応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合には、次項及び第 3 項に掲げる手続に基づき指名競争入札又は企画競争を行うものとする。」と規定されているが、本件においては指名競争入札が実施されている。

指名競争入札実施までの手続については、特段、問題は見あたらない。

2 参加者の有無を確認する公募手続

(1) 応募要件

本件公募手続に係る「参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示」記載の応募要件は下記のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び岡山市契約規則（平成元年市規則第 63 号）第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和 61 年告示 120 号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載され、役務部門の業種「研修」業種細区分「各種研修等の企画・講師派遣」に登録があること。
- (3) 参加意思確認書の提出日において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 委託事業の執行の適正化に関する規程（昭和 58 年市訓令甲第 20 号）第 10 条第 1 項及び第 2 項に定める市内業者及び準市内業者であること。
- (5) CSR（企業の社会的責任）支援活動（研修等）について実績があること。

¹⁶² 実際には参加意思確認書を提出した団体の名称が記載されている。

(6) 公示日において、平成 30 年 4 月 1 日以降に地方公共団体が発注する SDGs に関する研修について業務を完了した実績を有すること。

上記(6)の要件については、要件を限定し過ぎであると考え。 (6)の要件は委託業務を履行するに足りる能力がある者へ委託するという趣旨であると解されるが、第 1 款の契約と同様、例えば、一般企業からの受注実績であっても同等の履行能力は確保できるといえる。契約相手方の選定手続における競争性を高めるためにも、行政機関からの受注実績を求める要件については見直しをすべきである¹⁶³。

★★指摘 418

応募要件のうち、「平成 30 年 4 月 1 日以降に地方公共団体が発注する SDGs に関する研修について業務を完了した実績を有すること」という要件については、発注者を「地方公共団体」に限定しないよう見直されたい。

(2) 参加意思確認書の提出

生活安全課へのヒアリングによれば、参加意思確認書の提出は 2 者からあり、当該 2 者とも応募要件を満たしていたため、指名競争入札を実施したとのことである。

令和 2 年 10 月 20 日開催の事務事業委託審査委員会会議録には「備考」に「参加意思確認書により、当該業務への参加意思及び当該業務に必要な応募要件を満たすことを確認した。」との記載、及び手書きで「(47-1) ●●●●¹⁶⁴、オフィスダン」の記載があるものの、審議過程については当該会議録に記載がなく、後に審議内容の適正について検証できる内容になっていない。

事務事業委託審査委員会における審議内容は後に検証できるよう、審議内容の詳細についても記載すべきである。

★★指摘 419

事務事業委託審査委員会における審議内容は後に検証できるよう、審議内容の詳細についても記載されたい。

3 設計金額の積算

人件費については、同種契約である第 1 款の契約と同じ積算になっており、共通単価を用いている点において適正と認められる。

4 再委託

生活安全課へのヒアリングによれば、再委託はなされていないとのことである。仕様書においては再委託に関する記載がなく、契約書第 6 条において、受託者が委託業務の一部を再委託する場合は、相手方の名称及びその他岡山市が必要と認める事項をあらかじめ岡山市へ通知しなければならないと定められているのみで、市が承認手続を行うことは定められていない。

¹⁶³ 令和 3 年 9 月 24 日閣議決定「令和 3 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」においては、国等の契約に関してではあるが、「新規中小企業者への配慮」として、「国等は、役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。」としている。

¹⁶⁴ 実際には参加意思確認書を提出した団体の名称が記載されている。

しかし、本件各契約は参加者の有無を確認する公募手続において応募要件を満たしていた2者において指名競争入札が実施されており、相手方の個性に着目して受託者が選定されているのであるから、再委託する場合には、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを仕様書に定めるべきである。

また、契約書第6条の受託者による「通知」のみを求めている点を変更し、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」という規定へ変更すべきである。

★★指摘 420

委託契約書及び仕様書において、再委託する場合につき、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを定められたい。

5 監督・検査

受託者より「委託業務完了通知書」の他、「実績報告書」が提出されている。実績報告書には、実施された研修の内容や受講者を対象としたアンケートの集計結果、感想や反省点などが記載されている。

第21節 令和2年度高齢者団体等を対象としたICT活用研修事業委託

第1 契約の概要

件名	令和2年度高齢者団体等を対象としたICT活用研修事業委託（その2）[55]
契約目的	高齢者団体や高齢者を支援する団体に対し、集まらなくてもつながれるコミュニケーションツール（ZOOM、LINE、Facebook）を活用した研修を行うことにより、高齢者の社会的なつながりや高齢者の支援団体等の活動を維持・促進し、高齢者の心身機能の低下を防ぐもの。
契約年月日	R2.11.20
許容価格	4,497,020 円（非公表）
契約金額	4,455,000 円
落札率	99.07%
契約方法	一般競争入札
入札参加資格	①自治令第167条の4及び市規則第2条第1項に掲げる者でないこと、②参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき入札参加資格有資格者名簿に登録され、「役務」部門の業種「研修」、業種細区分「各種研修等の企画・講師派遣」又は役務部門の業種「電算」、業種細区分「その他電算」に登録されていること、③委託事務事業の執行の適正化に関する規程第10条第1項及び第2項に定める市内業者又は市内扱い業者であること、④参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと、⑤会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、⑥民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

入札者数	1
担当課	保健福祉局地域包括ケア推進課
契約相手方	株式会社両備システムズ
その他	人材派遣会社へ再委託（各研修の講師）

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札でありながら、落札率が極めて高率（99.07%）であり、かつ、入札参加者数少数（1者）であるため、入札状況に不自然な点がないか、あるいは、より競争性を高めることが可能か等の検討のため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 監査結果

1 入札参加資格

(1) 本件一般競争入札における入札参加資格要件は、上記第1記載のとおりである。

地域包括ケア推進課へのヒアリングによれば、本事業は新型コロナウイルス感染症対策事業として臨時的に行ったもので、本契約より前には実績がないとのことである。

そうだとすれば、過去の契約金額から許容価格を推測することは困難であり、それにもかかわらず、99.07%という極めて高い落札率で落札されていることについては客観的状況としては不自然であるが、提供された資料からは、入札手続における明確な問題点は見当たらなかった。もっとも、極めて高い落札率と一者入札という客観的状況に鑑み、同種事業が実施される場合には、入札状況を注視すべきである。

(2) 入札参加者が1名であったことについて、例えば、市外業者まで参加資格を広げるなど競争性を高める方策を検討したかどうかを地域包括ケア推進課へヒアリングしたところ、「補正予算決定から事業開始まで時間がなく、直接緊密にやり取りできる事業所である条件を優先しました。」とのことであった。

しかし、下記のとおり、本件委託業務の一部について再委託されていることからしても「直接緊密にやり取りできる事業所」を優先したという説明に合理性は認められない。仮に、かかる事情を考慮しても、競争性の担保という点では不十分であったといわざるを得ない。また、高齢者または高齢者団体へ、LINE等のコミュニケーションツールを活用した研修を行うという本事業内容からすれば、さほどの緊急性があるとも思われず、特段、市内業者又は市内扱い業者へ限定する必要性も乏しい。今後も同様の事業を継続する場合は、入札参加資格要件について、少なくとも「準市内業者」まで緩和し、それでも競争性が高まらない場合は「市外業者」まで緩和すべきである（委託規程第10条第3項及び第4項）。

★★指摘 421

次回入札時は、入札参加資格について、少なくとも「準市内業者」まで緩和し、それでも競争性が高まらない場合は「市外業者」まで緩和されたい。

2 設計金額の積算

委託業務設計書の人件費について根拠資料を地域包括ケア推進課へヒアリングしたところ、国土交通省設計業務技術職単価、岡山公共工事設計労務単価を参考にしたとのことであった。

「研修講師（研修準備・移動時間を含む）」は、1名につき1回33,000円であり、上記第19節の「アートを楽しむ・市民への浸透・拡大事業実施業務委託」[44]や本章第20節第1款の令和2年度岡山市消費者教育担い手育成講座実施業務委託[52]における講師報償費（大学講師）と同

程度であって、これらと金額の比較の観点からすると、公正かつ客観的な積算がなされているのではないかと思われる。

3 再委託

- (1) 各研修の講師については、人材派遣会社へ再委託がなされているが、各研修の講師という業務は本事業の中核をなすものであり、一括再委託に当たらないかという点についての検討状況を地域包括ケア推進課からヒアリングをしたところ、「課内で検討し、問題ないとの結論に至りましたが、会議録等の記録はありません。」との回答であった。

しかし、一括再委託に当たるか否かという点は、再委託を承認できるかどうかの判断に関わることであり、その検討過程については記録を残しておくべきである。また、上記のとおり、各研修の講師という業務は本事業の中核をなすものであり、やはり一括再委託に当たるとはならないかの疑問が残る。

★★指摘 422

一括再委託に当たるか否か等の重要事項について検討した場合は、その検討過程が後に検証できるよう、会議録等を作成されたい。

★意見 138

各研修の講師という業務は本事業の中核をなすものであり、一括再委託に該当する可能性について慎重に検証されたい。

- (2) また、契約書第6条では、一部再委託は市へ通知をすればできる規定になっているが、仕様書「8 秘密の保持」の記載では、受託者は業務上知り得た秘密・個人情報を委託者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならないと規定されている。

研修の実施に当たって、例えば受講者の LINE アカウントなどの開示が必要になるのではないかとも思われたため、結局、●●●●¹⁶⁶への再委託について市の事前承認を受ける必要があるのではないか、仕様書と契約書の規定のどちらが優先されるのか地域包括ケア推進課へヒアリングをしたところ、「今回はまず個人情報の取扱委託の再委託承認申請が必要であり、これは契約書第6条の「甲が必要と認める事項を甲に対してあらかじめ通知しなければならない」書類に当たるため、仕様書の記載が優先されます。」との回答であった。

かかる回答の結果を踏まえても、また再委託する業務が各研修の講師という本事業の中核をなす業務であることからしても、本件再委託については、契約の相手方、再委託する業務の内容、再委託料について、再委託契約前に受託者から市へ申請させ、市において審議のもと承認手続をとるべきであったといえ、今後も本件事業を継続するのであれば、契約書において再委託に際し事前承認を要する規定へ改めるべきである。

★★指摘 423

委託契約書において、再委託する場合につき、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを定められたい。

¹⁶⁶実際には再委託先の名称が記載されている。

4 監督・検査

委託業務完了通知書のほか、研修に際して作成されたマニュアル（ZOOM、Facebook、LINE）、研修開催結果報告書、研修の様子の写真等が提出されている。これらの提出資料の限りにおいては、特に問題点は見当たらなかった。

5 アンケート調査

研修受講者を対象にアンケートが実施されている。アンケート集計結果をみると、8割以上の受講者が研修に満足したと回答している。適切なモニタリング手法と考える。

第22節 大内地内宮池浚渫業務委託

第1 契約の概要

件名	大内地内宮池浚渫業務委託 [223]
契約目的	ため池に堆積した土砂を浚渫し、通水の円滑化を図る
契約年月日	R2.12.25
許容価格	2,420,000 円（非公表）
契約金額	2,420,000 円
落札率	100%
契約方法	指名競争入札（自治令第167条第1号）
指名理由	作業内容がバックホウによる浚渫であるため、什器及び運搬車両を保有していることが必要である。よって、瀬戸中学校エリアで土木工事登録（土木第1希望／建築第1希望・土木第2第3希望）且つ、用水路の清掃等役務登録している全10者を選定した。
指名業者数	10（辞退8）
入札者数	2
担当課	東区役所瀬戸支所産業建設課
契約相手方	株式会社アトラス
契約保証人	株式会社不動（入札辞退者）

第2 監査対象として選定した理由

指名競争入札でありながら落札率が100%であることから、入札状況に不自然な点がないかを確認し、また、競争性を向上させる方策等について検討する必要があると考えたもの。

第3 監査結果

1 指名競争入札の実施要件への該当性

- (1) 契約の概要に記載したとおり、本件契約においては、契約方法として指名競争入札（自治令第167条第1号）が採用されている。
- (2) 同号に該当すると判断した具体的な理由について担当課にヒアリングしたところ、手引：委託編3頁の記載を示し、「本業務は100万円以上3,000万円未満のため指名競争入札としています。」との回答であった。

手引：委託編の記載は、「岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱」第2条を受けた記載となっているが、「岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱」第2条については、第2部第5章第4節第1-3において述べたとおり、同条の規定自体が自治法第234条第2

項・自治令第 167 条第 1 項に反するものであるため、改正が必要である [指摘 55]。

- (3) また、本件委託業務については、一般競争入札に適しないといえるだけの特殊性等があるとも評価し難い。すなわち、本契約においては、一般競争入札を実施することで目的は達成可能であるといえ、自治令第 167 条第 1 号の要件を満たさないものとする。

★★指摘 424

本件契約については、一般競争入札を実施されたい。

2 指名理由

- (1) 執行伺の指名業者一覧に記載された選定理由には、「作業内容がバックホウによる浚渫であるため、什器及び運搬器具を保有していることが必要である。よって、瀬戸中学校エリアで土木工事登録（土木第 1 希望/建築第 1 希望・土木第 2 希望）且つ、用水路の清掃等役務登録している全 10 者を選定した。」と記載されていた。また、指名業者を瀬戸中学校区内の業者に限定した理由について、担当課にヒアリングしたところ、「岡山市契約規則第 20 条より、指名競争入札では原則として 5 者以上指名しなければならない。瀬戸支所管内では、瀬戸中学校区の業者数がこれを満たしているため。」との回答であった。
- (2) しかし、指名競争入札の競争性、公平性の担保という観点からは、合理性の認められない理由による指名業者の限定は避けるべきであり、競争性・公正性が確実に担保されていると客観的に認められる場合でない限り、原則として各中学校区や各区の特定のエリア内に限定して指名する運用は行わないよう改めるべきである。

★★指摘 425

指名業者の指名に際し、原則として「中学校区」のような狭いエリアに限定して指名する運用は行わないよう改められたい。

- (3) 本件各契約は、いずれも指名業者の一部が辞退したため、入札参加者数が 2 者となっており、5 者に満たないまま入札が実施されている。

第 2 部第 5 章第 4 節第 2-8 において述べたとおり、市規則第 20 条第 1 項で原則として 5 者以上を指名しなければならないとしているのは、最低限の競争性を確保するために設けられた数字と解され、10 者指名したとしても実際の入札が 2 者で行われれば、市規則が意図する競争性は実質的には確保されていないということになる。

そこで、入札における実質的競争性を担保するため、指名業者に対して辞退をする場合の期限を定め、辞退によって入札参加者が 5 者に満たなくなる場合は追加指名を行うという運用に改めるべきである。

★★指摘 426

入札における実質的競争性を担保するため、指名業者に対して辞退をする場合の期限を定め、辞退によって入札参加者が 5 者に満たなくなる場合は追加指名を行うという運用に改められたい。

3 入札状況の検証

- (1) 契約の概要に記載したとおり、本件入札においては、競争入札であるにもかかわらず、落札率が 100%であった。また、10 者指名の内、8 者が辞退していた。なお、入札した契約相手方

以外の指名業者は、許容価格の倍以上の額により入札していた。

- (2) 競争入札であるにもかかわらず、落札率が 100%である場合、基本的に偶然であるということとは考えにくく、何らかの原因が存在すると考えるべきである。なお、本件契約については、上記のとおり、落札者以外の指名業者が許容価格の倍以上の額により入札しており、落札意思を疑うべき状況と思われる。したがって、談合の可能性についても念頭に置いた上で検証すべき状況といえ、その際、入札価格内訳書が提出されていれば、これを分析することが有用である（第 2 節第 11 章第 2 節第 2-4 参照）。
- (3) また、談合の可能性が無くとも、競争入札において落札率が極めて高率となった場合（とりわけ 100%の場合において）、その原因について検証し、実質的競争性を担保するための方策等、改善策の検討・実施が必要と考える。

★★指摘 427

競争入札において落札率が 100%となった場合、その原因について検証し、改善策を検討・実施されたい。

4 設計金額の積算

本件契約における設計金額の積算根拠について担当課にヒアリングしたところ、「積算根拠は土木工事標準積算基準書です。参考見積は取得していません。」との回答であった。

そして、工事設計書を確認したところ、労務単価等について公共工事設計労務単価を使用するなど客観的な積算基準に基づいて積算されていた。

5 事務事業委託審査委員会議事録の内容

本件契約は許容価格が 1 件 100 万円を超えるため、事務事業委託審査委員会が開催されている（委託規程第 8 条第 5 項）。

事務事業委託審査委員会が開催された場合には、局主管課である産業観光局経済企画総務課が議事録を作成することとされており（産業観光局事務事業委託審査委員会運営要領の取扱基準 1-(4)）、作成した議事録は 5 年間の保存義務がある（岡山市文書取扱規程第 53 条第 2 項、第 57 条第 2 項、岡山市文書分類基準表 D 財務、04 契約管理、03 指名）。

産業観光局経済企画総務課より提供された「会議録」を確認したところ、開催日時、開催場所、出席者、業務名などの記載はあったが、委託規程で求められている委託の必要性などの審議事項について質疑応答などがなされた記載はなかった。

事務事業委託審査委員会議事録には、議事の要旨に加え、審議事項に関する質疑応答の内容など具体的な議事内容を記載すべきである。

また、議事録への必要かつ十分な内容の記載を徹底するため、担当局において、事務事業委託審査委員会の議事録様式を作成し、記載のルールを統一する方法も検討すべきである。

★★指摘 428

事務事業委託審査委員会議事録の様式を作成するなどして、議事の要旨に加え、審議事項に関する質疑応答の内容など具体的な議事内容を記載されたい。

6 契約保証人の適格性審査

- (1) 契約の概要に記載したとおり、本件契約においては、入札辞退者が契約保証人として承認されていた。契約保証人は、契約相手方が委託業務を完了させることができないような場合、同業務を完成させなければならないが、入札辞退者が、契約金額により業務を完了させる能力が

あるかどうかという点については疑義があるといわざるを得ない。

入札辞退者であったにもかかわらず履行確保が可能であると判断した理由について担当課にヒアリングしたところ、「保証契約を締結したということは、入札辞退の理由に関わらず、契約者に不測の辞退が起こった場合に履行する意思があると判断しています。また、市規則第35条の規定による、承認できない条件にも該当しないと考えます。」との回答があった。

しかしながら、指名業者であることは具体的な当該契約についての履行能力を何ら担保するものではないから、契約保証人の承認に際して、少なくとも契約保証人候補者等から事情聴取等を実施し、履行意思と客観的な履行能力についての審査を行うべきである。

★★指摘 429

契約保証人候補者が入札を辞退していた場合など、保証履行能力に疑義があると考えられる場合、契約保証人の承認に際し、事情聴取等を実施して、保証履行意思及び客観的な履行能力について審査されたい。

- (2) そもそも契約保証人制度自体についての問題点については、第2部第7章第1節第1-2において述べたところであり、談合防止等の観点から「工事完成保証人」が廃止された経緯に鑑み、そもそも相指名業者を契約保証人として承認すること自体、不適切である。

★★指摘 430

相指名業者については、契約保証人として承認しない取扱いに改められたい。

7 再請負・再委託

担当課へのヒアリングによれば、再請負・再委託はなされていないとのことである。

ただし、本件契約においては仕様書において、再委託・下請負について「下請負通知書」の提出が必要と記載され、契約書第6条において、受託者が委託業務の一部を再委託する場合は、相手方の名称及びその他岡山市が必要と認める事項をあらかじめ岡山市へ通知しなければならないと定められているのみで、市が承認手続を行うことは定められていない。

しかし、本件契約においては指名競争入札が行われており、業者の個性に着目して受託者が選定されている（ただし、本件契約は一般競争入札を実施すべきであることは上記1記載のとおりである。）のであるから、再委託する場合には、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを仕様書に定めるべきである。

また、契約書第6条の受託者による「通知」のみを求めている点を変更し、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」という規定へ変更すべきである。

★★指摘 431

委託契約書及び仕様書において、再委託する場合につき、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを定められたい。

8 契約管理

本契約については、財務会計システムの契約データには「一般委託・役務」ではなく「施設修

繕」と入力されている。その理由について担当課からヒアリングしたところ、「契約システム上で一般委託・役務を業務区分として選定すると、バックホウなどを所有している業者が指名できず、システム利用上の便宜として契約区分を施設修繕とし、実際の契約事務としては一般委託・役務の業務区分で処理している」とのことであった。

上記のような便宜的取扱いは、契約管理上望ましいものとはいえない。財務会計システムの改修を含め、財務会計システム上において正確な契約情報が反映されるように対応策を検討すべきである。

★意見 139

財務会計システム上において正確な契約情報が反映されるように対応策を検討されたい。

9 監督・検査

契約相手方から完了届が提出され、検査報告書が作成されている。

第4章 賃貸借契約

第1節 インターネット学習支援事業

第1 契約の概要

件名	インターネット学習支援事業 [71]
契約目的	新型コロナウイルス感染防止対策が長期化している状況下において児童生徒が登校できない場合にもインターネット回線を利用して学習支援を行うことができるようにするため。
契約年月日	R2.4.28
許容価格	非公表
契約金額	22,000,000円
落札率	—
契約方法	単独随意契約（自治令第167条の2第1項第5号）
随意契約理由	<p>本事業は、インターネット回線を利用して自主学習することができ、その学習履歴を残すことができるICT教材のeライブラリアドバンスを利用した児童生徒への学習支援を行うことを目的としている。</p> <p>現在、新型コロナウイルスの感染防止対策として、全国に緊急事態宣言が出されており、岡山市立小中学校で臨時休業の措置が取られている。また、4月に学校を再開した後も臨時休業になるまでの間は午前中みの授業となっており、新型コロナウイルスへの感染に不安を訴え、全児童生徒数の約2%程度の児童生徒が自主的に欠席している状況であった。</p> <p>今回の新型コロナウイルス感染防止対策が長期化している現状において、児童生徒の学びを保障するという観点から、休業等で児童生徒が登校できない場合にも対応できる学習支援が早急に必要である。</p> <p>上記業者（契約相手方）は、平成24年から不登校児童生徒を対象とした学習支援として、ライズ株式会社のeライブラリアドバンスを提供しており、児童生徒が学校に登校できない場合の学習支援の販売実績がある。</p> <p>さらに、上記契約予定業者（契約相手方）は、ライズ株式会社が岡山県内で唯一認可している販売業者である。</p> <p>したがって、現在使用しているライズ株式会社のeライブラリアドバンスを遅滞なく、全小中学校に広げて利用できるようにするには、既に販売実績のある上記業者（契約相手方）しかいない。</p> <p>したがって、本事業を実施するためには上記業者（契約相手方）と契約することが最も適当であると考えられる。</p> <p>以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき上記業者（契約相手方）と随意契約しようとするものである。</p>
担当課	教育委員会指導課
契約相手方	株式会社両備システムズ

第2 監査対象として選定した理由

高額な契約であるにもかかわらず、単独随意契約が締結されているため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 監査結果

1 随意契約理由

契約の概要に記載したとおり、本件契約においては、契約方法として単独随意契約が選択されており、随意契約理由についても契約の概要に記載したとおりである。

学習支援システムの導入を検討し始めた時期について担当課にヒアリングしたところ、「令和2年4月10日頃」との回答があった。新型コロナウイルス感染の急速拡大や、これに対応する緊急事態宣言が令和2年4月に発令されることを事前に予測することは困難であったと考えられることから、緊急的に学習支援システムを導入せざるを得なかったこともやむを得ないとする。

そして、本システム以外のシステムについても導入を検討したか否かについて担当課にヒアリングしたところ、「オンラインを使った学習支援として『問題データベース』『子どもの学び応援サイト』等を検討しましたが、児童生徒の学習履歴が確認できないため、本システムの導入としました。」との回答があった。緊急的状况においても、担当課においてできる限り様々な選択肢の中から契約相手方を選定する姿勢がうかがわれた。

そのため、担当課が「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」（自治令第167条の2第1項第5号）として単独随意契約を選択したことは適正と考える。

2 事務事業審査委員会議事録の作成

本件契約においては、許容価格が1件100万円を超えるので、事務事業委託審査委員会が開催されている（委託規程第16条、第8条第5項）。

事務事業委託審査委員会が開催された場合には、局主管課である教育委員会教育企画総務課が議事録を作成することとされており（教育委員会事務事業委託等審査委員会運営要領の取扱基準2-(4)）、作成した議事録は5年間の保存義務がある（岡山市教育委員会文書取扱規程第48条第2項、第51条第2項・岡山市教育委員会文書分類基準表P教育、02総務、03学校財務）とされているが、議事録の提供を依頼したところ、「持ち回り審議を行ったため、議事録はありません。」とのことであった。

議事録が作成されていない点は、教育委員会事務事業委託等審査委員会運営要領の取扱基準2-(4)に反し、また、議事録が保管されていない点は岡山市教育委員会文書取扱規程第48条第2項、第51条第2項に反する状態にあるといえる。そして、このような状況であると、事後的に審査委員会の審議内容について検証することもできず、内部統制上も問題である（第2部第5章第5節3-2）。

★★指摘 432

事務事業委託審査委員会議事録を書面により作成し、保存期間内は保存されたい。

3 契約相手方とシステム提供者の関係

(1) 本件契約の相手方は、株式会社両備システムズ（以下「受注者」という。）であるが、他方で、実際のシステム提供者はラインズ株式会社（以下「システム提供者」という。）とのことであった。なお、契約書は受注者との間で締結され、業務完了報告書も同社から提出されている。

(2) 受注者とシステム提供者の関係について担当課にヒアリングしたところ、「受注者は販売代理店にあたります。両社の関係について、書類での確認は行っていません。」との回答があった。また、特許権や著作権の範囲についてどのように確認したか、担当課にヒアリングしたところ、「システム提供者が発行している『ラインズeライブラリアドバンス』利用許諾契約書により確認しました。」との回答があった。

この点については、システム提供者と受注者との間の契約関係が、①販売代理（委託）契約なのか、②使用許諾契約（再使用許諾権を含む。）なのか、③サービスに関する業務委託なのか等によって、岡山市を含めた三者間の権利義務関係が異なってくる可能性がある。すなわち、実際の契約条項にもよるが、①販売代理契約であれば、システム提供の契約主体はシステム提供者となる可能性があり、②使用許諾契約であれば、岡山市との関係ではシステム提供の契約主体は受注者となる可能性が高いと思われる。また、①販売代理契約の場合や、③サービスに関する業務委託の場合は、システム提供者による提供サービスの内容によっては、受注者からシステム提供者に対する再委託と評価すべき場合もあり得るとと思われる（その場合は、少なくとも再委託の場合における所定の手続が必要になるし、契約内容によっては一括再委託となる可能性も生じてくる）。なお、担当課からの説明によると、「契約相手方がシステム提供者に販売会社として認定を受けている会社であることは確認しており、利用に当たっては販売会社に本システムの利用を申し込むこととなっているため、本契約に問題はない」、
「ID・パスワードの通知や各学校への利用方法等の説明、システム利用実績の報告等は契約相手方が行っていることから、一括再委託ではないと考えている」とのことであったが、以上の事情のみでは直ちに一括再委託に当たらないとまでは断定できない。

したがって、適正かつ確実な契約管理を実施する観点から、岡山市、受注者及びシステム提供者の三者間の法律関係についての的確に整理・把握する必要があり、上記のライズeライブラリアドバンス利用許諾契約書だけでなく、システム提供者と受注者との間の契約書等を確認し、三者間の権利義務関係を整理する必要があるのではないかと考える。

★意見 140

岡山市、受注者及びシステム提供者の三者間の法律関係について整理されたい。

4 契約保証人の適格性審査

本件契約においては、契約保証人が承認されており、保証契約書を確認したところ、扶桑電通株式会社岡山営業所が契約保証人となっていた。

契約の概要の随意契約理由欄に記載したとおり、システム提供者が岡山県内で唯一認可している販売業者が受注者とのことであるため、契約保証人が代わりに履行できるのかについて担当課にヒアリングしたところ、「受注者とシステム提供者の間で、契約相手方が履行できなくなった場合には認可販売業者でない契約保証人が引き続き履行ができるように調整してもらっていました。」との回答があった。そして、かかる回答に関し、担当課からは、さらに「システム提供者において万が一倒産等の事故があった場合でも、システム提供者と受注者間にて、システムの移管という形で対応が可能であるということを確認していたということです。」「受注者に事故があった場合、システム提供者と受注者の間で、契約保証人を認可販売店として扱い、契約を続行するという調整があったということです。これらについて書面はありませんが、受注者の担当者に口頭で確認したものです。」との説明もあった。

しかし、本件システムはクラウドシステムであり、実際のシステム提供者がシステムを提供し続けることができる限り、仮に受注者に事故があったとしても、システムの継続利用は可能と考えられる。逆にいうと、システム提供者においてシステム提供ができなくなった場合には、受注者に事故がなくとも契約の履行は不能となる危険性があるものと考えられ、その危険が現実化した場合には、別システムを導入せざるを得ないのではないかと考えられる。また、一般論と

して、万が一システム提供業者が倒産して法的整理がなされることとなった場合¹⁶⁶、同社の知的財産権を含む財産の管理処分権限は破産管財人等に移ることになり、システム提供業者と受注者との間における合意のみによりシステム移管が速やかに行えるのかという点については疑義がある。あくまで最悪の危機的状況を想定した問題ではあるが、当事者間の契約関係の整理をした上で、システム提供業者が倒産した場合にどのようなリスクが生じるかについては検討しておくべきである。

したがって、本件契約については、契約保証人により履行確保を十分に図ることのできる性質の契約ではないとも思われ、本件契約について契約保証人を選択したことについて適正であったといえるか検証すべきである。

★意見 141

本件契約において契約保証人を選択したことの適否について検証されたい。

5 再委託・再請負

担当課へのヒアリングによれば、再請負・再委託はなされていないとのことである。

6 監督・検査

- (1) 検査に関する書類として、「検査報告書」に加え、「検査報告書別紙」として位置付けられている「業務完了報告書」の提供を受け、内容を確認した。
- (2) 本件契約において、履行の監督及び検査において求められるのは、契約目的（新型コロナウイルス感染防止対策のため登校できない児童生徒の学習支援）を達成するため、システムが問題なく利用できる環境が提供されたかどうかを適切にチェックすることである。
この点に関し、検査報告書に検査場所として「岡山市立小・中学校、児童生徒の各家庭及び岡山市教育委員会」との記載があったため、検査方法について担当課にヒアリングしたところ、「受注者からデータの提供を受け、家庭での本システムの利用実績について確認をしました。」とのことであった。また、担当課の説明によると「利用状況について学校へ聞き取りを行ったり、毎月の利用実績のデータの確認をしたりしていました。また、システムの不具合や利用方法等に係る問い合わせは契約相手方が対応していましたが、円滑にシステムを利用する上での障害と判断できる案件があれば、担当課に報告を上げさせて、担当課を通じて学校に通知を出す等して、システムが問題なく利用できるようにしていました。その結果、年度を通して大きな問題なくシステムが利用できたことを確認しております。」とのことであり、監督及び検査の状況については問題ないものといえる。
- (3) もっとも、学習支援の効果を測定することも含めた定期的なモニタリングは必要であり、また、運用の改善に向けたモニタリングの一環として、利用者である各家庭へのアンケート調査などを実施することも検討すべきである。担当課の説明によれば、「家庭学習に関しては、家庭にインターネット環境がなく、学校外で利用できない児童生徒への配慮として各家庭へのアンケート調査などを行うことはしませんでした。そのため、利用実績の確認や学校への聞き取りを行うのみとしていました。」とのことであったが、やはり一種の市民サービスである以上、児童生徒への配慮を行いつつ、実際の利用者の声に耳を傾ける工夫をする必要はあると考える。

¹⁶⁶あくまで一般論として「万が一」の場合における法的リスクについて論じるものであり、そのような現実的危険性があるか否かについて監査したものではないので、念のため申し添える。

★意見 142

事業実施に係る効果測定や運用の改善に向けたモニタリングの方法が適切であったといえるか検証されたい。

第2節 駐車場設備賃貸借（8契約）

第1 契約の概要

件名	城下地下駐車場シャッター・ドア設備賃貸借 [72]	大元駅前自転車等駐車場管理システム機器賃貸借 [73]	妹尾駅南口自転車等駐車場駐輪機器賃貸借 [74]	岡山駅西口自転車等駐車場駐輪機器賃貸借 [75]
契約目的	城下地下駐車場の戸袋付防火ドア、自動ドア、電動式重量シャッターが経年劣化したため新たに賃借するもの	大元駅前自転車等駐車場管理システム機器が経年劣化したため、新たに賃借するもの	料金精算機 1 台、細工ロック（前後輪搭載型）60 台、HUB ボックス 1 台が経年劣化したため新たに賃借するもの	岡山駅西口自転車等駐車場の駐輪機器が経年劣化したため、新たに賃借するもの
入札日	R29.16	R29.3	R27.29	R29.3
契約年月日	R29.18	R29.3	R28.3	R29.3
契約期間	10 年	7 年	7 年	7 年
許容価格	68,640,000 円 (非公表)	19,034,400 円 (非公表)	12,936,000 円 (非公表)	12,289,200 円 (非公表)
契約金額	67,980,000 円	18,664,800 円	12,566,400 円	11,919,600 円
落札率	99.04%	98.06%	97.14%	96.99%
契約方法	一般競争入札			
入札参加資格	(1)令第 167 条の 4 及び市規則第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと (2)有資格者名簿又は特定調達名簿への掲載 (3)指名停止等期間中でないこと (4)平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、駐車場機器・シャッター・ドア設備の賃貸借業務を日本国の都道府県又は市区町村	(1)令第 167 条の 4 及び市規則第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと (2)有資格者名簿への掲載 (3)市内業者、市内扱い業者若しくは準市内業者であること (4)指名停止等期間中でないこと (5)平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、自転車等駐車場管理システム機器の賃貸借業	(1)令第 167 条の 4 及び市規則第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと (2)有資格者名簿への掲載 (3)市内業者、市内扱い業者若しくは準市内業者であること (4)指名停止等期間中でないこと (5)平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、自転車等駐	(1)令第 167 条の 4 及び市規則第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと (2)有資格者名簿への掲載 (3)市内業者、市内扱い業者若しくは準市内業者であること (4)指名停止等期間中でないこと (5)平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、自転等駐

	から元請けで受注し、履行が完了しているか又は履行中であること	務を日本国の都道府県又は市区町村から元請けで受注し、履行が完了していること	駐輪機器の賃貸借業務を日本国の都道府県又は市区町村から元請けで受注し、履行が完了していること	駐輪機器の賃貸借業務を日本国の都道府県又は市区町村から元請けで受注し、履行が完了していること
入札者数	1	1	1	1
担当課	北区役所地域整備課	北区役所地域整備課	南区役所地域整備課	北区役所地域整備課
契約相手方	株式会社山陽エンタープライズ			
備考	長期継続契約			

件名	岡山市岡山駅前西口広場駐車場入出庫機器賃貸借 [76]	駅元町自転車等保管場所 LED 照明機器賃貸借 [77]	金川駅前広場駐車場施設管理カメラ賃貸借 [78]	福渡駅駐車場施設管理カメラ賃貸借 [79]
契約目的	岡山市岡山駅前西口広場駐車場の入出庫機器が経年劣化したため、新たに賃借するもの	駅元町自転車等保管場所の照明機器が経年劣化し、また、現在の配置では照明が不足しているため、新たに賃借するもの	駐車場内の施設管理を行うため、カメラ及び録画装置等を賃借するもの	福渡駅駐車場内の施設管理を行うため、カメラ及び録画装置等を賃借するもの
入札日	R2.9.3	R2.9.3	R2.10.16	R2.10.16
契約年月日	R2.9.3	R2.9.3	R2.10.16	R2.10.16
契約期間	7年	10年	7年	7年
許容価格	20,512,800円 (非公表)	2,838,000円 (非公表)	7,022,400円 (非公表)	8,223,600円 (非公表)
契約金額	20,050,800円	2,745,600円	6,911,520円	8,085,000円
落札率	97.75%	96.74%	98.42%	98.31%
契約方法	一般競争入札			
入札参加資格	(1)令第 167 条の 4 及び市規則第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと (2)有資格者名簿への登載 (3)市内業者、市内扱い業者若しくは準市内業者であること (4)指名停止等期間中でないこと (5)平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、駐車	(1)令第 167 条の 4 及び市規則第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと (2)有資格者名簿への登載 (3)市内業者、市内扱い業者若しくは準市内業者であること (4)指名停止等期間中でないこと (5)平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、LED	(1)令第 167 条の 4 及び市規則第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと (2)有資格者名簿への登載 (3)市内業者、市内扱い業者若しくは準市内業者であること (4)指名停止等期間中でないこと (5)平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3	(1)令第 167 条の 4 及び市規則第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと (2)有資格者名簿への登載 (3)市内業者、市内扱い業者若しくは準市内業者であること (4)指名停止等期間中でないこと (5)平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3

	場入出庫機器の賃貸借業務を日本国の都道府県又は市区町村から元請けで受注し、履行が完了していること	照明機器の賃貸借業務を日本国の都道府県又は市区町村から元請けで受注し、履行が完了していること (6)機械設備仕様書に示す参考品又は同等品を賃貸できること	月 31 日までの間に、施設管理カメラの賃貸借業務を日本国の都道府県又は市区町村から元請けで受注し、履行が完了していること (6)機械設備仕様書に示す参考品又は同等品を賃貸できること	月 31 日までの間に、施設管理カメラの賃貸借業務を日本国の都道府県又は市区町村から元請けで受注し、履行が完了していること (6)機械設備仕様書に示す参考品又は同等品を賃貸できること
入札者数	1	1	1	1
担当課	北区役所地域整備課	北区役所地域整備課	北区役所御津支所産業建設課	北区役所建部支所産業建設課
契約相手方	株式会社山陽エンタープライズ			
備考	長期継続契約			

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札の実施に当たって落札率がいずれも高率であり、かつ、いずれも入札参加者が1者のみであったため、入札状況に不自然な点はないか確認するとともに、競争性を高める方策について検討する必要があると考えたもの。

第3 監査結果

1 長期継続契約の許容性

(1) 本件各契約は、いずれも長期継続契約である。そして、長期継続契約が認められる要件への該当性について担当課にヒアリングした結果、いずれも、賃借目的物が、岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則第2条第1項第1号の「パソコン（ソフトウェアを含む。）等機械及び器具類」に該当すると判断したとのことであった。

本件各契約について委託契約等ではなく賃貸借契約を選択した理由を各担当課からヒアリングしたところ、各担当課からの回答は次のとおりであった。

参照No.	各担当課からの回答
72	突発的な故障等にも速やかな対応を可能とするため、賃貸借としました。(修繕費用の捻出及び契約事務に係るロスがないため。)
73	突発的な故障等にも速やかな対応を可能とするため、賃貸借としました。(修繕費用の捻出及び契約事務に係るロスがないため。)
74	設置工事は賃貸借契約の一部と判断しました。
75	突発的な故障等にも速やかな対応を可能とするため、賃貸借としました。(修繕費用の捻出及び契約事務に係るロスがないため。)
76	突発的な故障等にも速やかな対応を可能とするため、賃貸借としました。(修繕費用の捻出及び契約事務に係るロスがないため。)
77	突発的な故障等にも速やかな対応を可能とするため、賃貸借としました。(修繕費用の捻出及び契約事務に係るロスがないため。)

78	ネットワークカメラの設置に加え、保守点検を含んだ業務であったためです。
79	ネットワークカメラの設置に加え、保守点検を含んだ業務であったためです。

以上のとおり、本件各契約について賃貸借契約が選択された理由としては、主に、迅速かつ安定的な保守体制の確保にあったものと考えられる。

- (2) たしかに、本件各契約における目的物は駐車場管理機器等であって、民間においても長期間のリース契約が締結される機械及び器具類であるといえるから、「商慣習上複数年度にわたる契約を締結することが一般的な」「機械及び器具類」（上記条例施行規則第2条第1項柱書）であるとはいえる。

しかしながら、そもそも、自治令第167条の17は、「その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもの」であり、かつ「条例で定めるもの¹⁶⁷」に限り締結することが許容されることとされている（自治令第167条の17）のであって、条例において定められた「契約類型」に当てはまる契約の全てについて長期継続契約の締結が許容されるものではなく、長期継続契約はあくまでも例外的な場合にのみ認められる契約方式である。

- (3) 後述のとおり、城下地下駐車場シャッター・ドア設備賃貸借 [72] においては、自動ドアの保守点検業務が契約相手方から第三者へ外注されており、契約相手方が保守点検業務を履行していたわけではなかった。また、駅元町自転車等保管場所 LED 照明機器賃貸借 [77] においては、設計書の積算項目に保守点検費が含まれておらず、担当課からのヒアリングによると「機器の特性、用途から、定期的な保守点検までは不要と判断したためです。」とのことであったから、当初から契約相手方による保守点検業務が予定されていなかった。

そもそも、これらの各契約についても、迅速かつ安定的な保守体制の確保を理由として長期継続契約が選択されていることからすると、上記の各事情は、これらの各契約について長期継続契約を選択することを許容すべき前提が崩れているものと評価せざるを得ない。

- (4) 本件各契約の受注者は全て同一であるから、いずれも保守点検等の業務について実質的に再委託が行われている状況であることが予測される。そうだとすると、あえて受注者との間で長期継続契約を締結する必要性・許容性については疑問が生ずる。すなわち、駐車場管理機器等を購入した上で、保守点検等の業務に関してのみ別途委託契約を締結する方法や、あるいは、ほとんど故障等が生じない場合であれば、無償のアフターサービス範囲を定めることにより対応したり、緊急的な修繕の場合のみ単独随意契約により修理等の委託をしたりすることで同等の契約目的を達成することができるようにも思われる。

- (5) 以上、検討してきた理由により、本件各契約については、「その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもの」とまで認められるか疑義がある。また、契約の概要に記載したとおり、7年から10年という非常に長期間の契約が締結されている点からしても、自治令第167条の17への適合性については慎重に検討する必要がある。長期継続契約という契約方式が許容される契約であったといえるか、検証が必要と考える。

★★指摘 433

長期継続契約という契約方式が許容される契約であったといえるか検証されたい。

¹⁶⁷ 岡山市においては、岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例、岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則が定められ、運用に関して長期継続契約制度運用基準が設けられている。

2 長期継続契約の契約期間

- (1) 長期継続契約は、その継続中、長期にわたって競争性が失われることから、契約期間の設定は適切になされなければならない。「岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」第3条が「長期継続契約の締結に当たっては、契約の内容に応じて、適切な契約期間を設定しなければならない。」と規定するのもそのような趣旨によるものと考えられる。
- (2) そして、岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則第3条は「条例第2条第1号に規定する契約の契約期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令…別表第1から別表第8までに定める資産の区分に応じた耐用年数に100分の120を乗じて得た年数（1年未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）を超えない期間とする。ただし、経費の節減が見込まれる等の特別の理由があると認めるときは、この限りでない。」と定める。

本件各契約において、契約目的物が減価償却資産の耐用年数等に関する省令のどの資産に該当するものと判断されたのかについては記録が残っておらず、各契約における契約期間の定めが長期継続契約制度運用基準で認められている範囲内であるか否かについては判然としない。

- (3) そこで、本件各契約について契約目的物が減価償却資産の耐用年数等に関する省令のどの資産に該当するものと判断したのかについて各担当課からヒアリングしたところ、各担当課からの回答は次のとおりであった。

参照No.	各担当課からの回答
72	本件の契約期間については、ただし書の規定を適用しています（省令別表を考慮していません）。その理由としては、本業務には定期的な保守点検、故障時の修理・交換等の対応が含まれることから、機器の設計寿命、メーカーの部品保有期間等を考慮する必要があります。また、定期的にメンテナンスを行うことで、メンテナンスを行わない場合と比べて長寿命化する機器もあることから、前述の点を考慮しながらも、可能な限り長期の契約とすることで年額を抑えることもできるため、個々に契約期間を検討・決定しているためです。
73	参照番号72と同じ。
74	対処物品は「省令別表第1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」の「11前項以外のもの」の「自動販売機5年」が券売機にあたり、自動車ロック装置が「その他のもの 主として金属製のもの10年」に当たると判断しています。 なお、本業務の契約期間を7年と設定した理由については、故障時の安定的な部品供給が7年との業者からの情報を踏まえ検討した結果です。
75	参照番号72と同じ。
76	参照番号72と同じ。
77	参照番号72と同じ。
78	本業務には定期的な保守点検や故障時の修理・交換等の対応が含まれていることから、メンテナンスを行わない場合と比べて機器が長寿命化できると考えられます。そこで、省令別表第1のカメラの耐用年数1年を考慮しつつ、契約期間を7年間としました。
79	参照番号78と同じ。

- (4) 同省令において耐用年数が5年と定められているものについては、これに100分の120を乗じると最大契約期間は6年と判定されることになる。そのため、耐用年数が5年と定められているものについて契約期間を7年以上にする場合には、経費の節減が見込まれる等の特別の理由が必要となる（岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則第3

条ただし書)。そして、長期継続契約制度運用基準 5-1(1)は、「ただし書の規定の適用は、最近の取引実例や見積りなどから経費節減が明らかであるものであって、合理的な範囲の期間を想定しているので、同等の取引実例や複数者による見積金額の比較を行う等により、経費の節減について検討すること。」と定めている。

各担当課からの上記回答によれば、各担当課において、経費節減等を検討しているとのことではあるが、検討経過に関する記録がなく、上記長期継続契約制度運用基準 5-1(1)に照らし、適切な運用が適切になされているか否かは不明である。そもそも、後述のとおり、本件各契約においては、契約相手方から事前に提出された参考見積と設計金額が同額であったことを踏まえると、本件各契約の契約期間を設定するに際し、「同等の取引実例や複数者による見積金額の比較を行う等」の方法による慎重な検討が行われているといえるか疑義があるといわざるを得ず、長期間にわたって競争性が失われることと比較して、なお「経費節減が明らか」といえるか大いに疑問である。

したがって、本件各契約について、契約期間が適法かつ適正であるといえるか、あらためて検証が必要と考える。

★★指摘 434

長期継続契約に係る契約期間が適法かつ適正であるといえるか検証されたい。

3 長期継続契約に関する検討経過の記録

本件各契約について、「迅速かつ安定的な保守体制の確保」という以上に、長期継続契約を締結しなければ、「事務の取扱いに支障を及ぼす」（自治令第 167 条の 17）ことの有無について検討したことがうかがわれる記録は確認することができなかった。また、長期継続契約を選択する場合、機器の購入の場合に生じるコストとも比較して、長期継続契約の方に総合的なメリットがあることを慎重に判断する必要があったといえるが、コスト比較についても、検討したことがうかがわれる記録は確認できなかった。さらに、契約期間について、7 年から 10 年という非常に長期の期間が設定された根拠についても何ら記録がなく、本件各契約において定められた契約期間が長期間の競争性喪失という不利益を考慮しても合理性を有すると認められる期間であったといえるか検討された形跡をうかがうことができない。

長期継続契約は、あくまでも例外的に認められる契約方式であり、様々な考慮要素を慎重に検討した上で、締結される必要がある。そのような観点から、長期継続契約制度運用基準 8-2(2)においては、「契約金額や契約期間にかかわらず、条例に基づく全ての長期継続契約について、岡山市事務決裁規程に基づき財政課長、契約課長に合議すること。」とされ、厳重な審査を行うことが予定されているが、本件各契約について、長期継続契約の締結に至る、様々な問題についての検討過程、あるいは意思決定過程について記載された記録は確認できなかった。

そこで、長期継続契約を選択しなければ駐車場の維持管理等の事務の取扱いに不都合が生じるものといえるか、コスト面でメリットがあるといえるか否か、契約期間の適法性・合理性等、長期継続契約の締結に関連する各要件への該当性や許容性についての検討経過については、「日常的モニタリング」のため、また、後日の検証のためにも記録しておくべきである。

★★指摘 435

長期継続契約を選択しなければ事務の取扱いに不都合が生じるものといえるか、コスト面でメリットがあるといえるか否か、契約期間の適法性・合理性等についての検討経過及び契約課との合議を含む意思決定過程については、記録されたい。

4 設計金額の積算

(1) 設計金額の積算過程

本件各契約は長期継続契約という性質上、厳密なコスト比較を要するため、設計金額の積算においても、より一層の厳格さが求められる。本件各契約においては、実際の契約相手方が事前に提出した参考見積書の金額と、設計金額が全て同額であった（参考見積書に内訳が記載されていたものは、見積内訳額と設計金額の内訳額の項目が同じで、それぞれの単価及び総額も同額であった。）。なお、設計書及び参考見積書の内訳項目は、概ね「機器賃借料」、「保守管理費」及び「諸経費」により構成されていたが、保守点検費・諸経費については積算項目にあげられていないものもあった¹⁶⁸。そして、参考見積書以外に、設計金額の積算に当たって参考とされた客観的資料は確認できなかった。

「諸経費」の内容について各担当課にヒアリングしたところ、「報告書作成等に係る事務費」との回答¹⁶⁹や、「一般管理費（報告書作成等にかかる事務費）です。」との回答¹⁷⁰、その他「事務費等、一般管理費です。」等の回答であった。設計金額の積算に当たっては、仮に参考見積を取得する場合であっても、それに依存することなく、たとえ一部の項目のみであったとしても、できる限り客観的な積算根拠に基づいて公正性・客観性の担保された積算を実施すべきである。そして、そのことにより、参考見積提出業者による許容価格の予測可能性も可及的に低減させることができると思われる。また、同種業務に係る契約においては、共通する業務について、共通の積算項目及び積算単価を基礎とすべきである。

本件各契約における設計金額の積算の公正性・客観性には疑義があるといわざるを得ない。

★★指摘 436

設計金額の積算の公正性・客観性について、検証されたい。

★★指摘 437

設計金額は、できる限り客観的な積算基準に基づいて実施することを徹底し、同種業務における共通業務については、共通の積算項目及び積算単価を基礎とされたい。

(2) 参考見積書の取得

設計金額の積算に際しての参考見積書の取得状況について各担当課にヒアリングしたところ、全ての契約において取得したとの回答があったので、実際に参考見積書の提供を受け、内容を確認したが、全ての契約において、契約相手方から参考見積書を取得していた。なお、各契約における参考見積書の提出者は以下のとおりであった。

参照No.	参考見積書提出者
72	株式会社山陽エンタープライズ（契約相手方）、アマノマネジメントサービス株式会社
73	株式会社山陽エンタープライズ（契約相手方）、サイカパーキング株式会社岡山支店
74	株式会社山陽エンタープライズ（契約相手方）
75	株式会社山陽エンタープライズ（契約相手方）、サイカパーキング株式会社岡山支店

¹⁶⁸ 駅元町自転車等保管場所LED照明機器賃貸借 [77]。

¹⁶⁹ 大元駅前自転車等駐車場管理システム機器賃貸借 [73]。

¹⁷⁰ 妹尾駅南口自転車駐車場駐輪機器賃貸借 [74]。

76	株式会社山陽エンタープライズ (契約相手方)、サイカパーキング株式会社岡山支店
77	株式会社山陽エンタープライズ (契約相手方)、サイカパーキング株式会社岡山支店
78	株式会社山陽エンタープライズ (契約相手方)
79	株式会社山陽エンタープライズ (契約相手方)

参考見積の提出を依頼された業者は、自ら提出した参考見積額が許容価格の根拠とされることを容易に予測できるから、入札に際して他の入札参加予定者よりも優位となることは明らかであり、入札の公正性、入札者間の公平性の観点から問題がある。また、入札参加が予定される特定の業者から取得した参考見積のみを根拠に設計金額を積算した場合、設計金額の客観性・公正性の観点からも問題がある¹⁷⁾。本件各契約においては、前述のとおり、契約相手方による見積金額と設計金額が全て同額であったことから、全ての契約において契約相手方より提出された参考見積のみを根拠に設計金額が積算されていたのではないかとの疑義があるといわざるを得ない。

入札への参加が見込まれる者からは、できる限り参考見積を取得すべきでない。仮に、入札への参加が見込まれる者からしか参考見積を取得できない性質の契約である場合、受注可能な業者が極めて限定的な状況であると思われるので、一般競争入札の実施がそもそも適切であったか問題になる。そのような場合は単独随意契約を選択し、価格交渉を行って適切な契約金額の契約を締結するとともに、随意契約要件該当性等について説明責任を果たすべきである。しかし、本件契約においては、現に一般競争入札が実施されており、契約相手方以外の者から参考見積書を取得できない特別な事情があるとは評価できない。

したがって、本件各契約においては、できる限り入札参加が予定されていない業者も含め、複数の参考見積を取得し、また、客観的な積算基準を用いることが可能な積算費目を区別し、できる限り客観的な積算根拠に基づく積算を実施することにより設計金額の積算の公正性・客観性を担保すべきであったといえる。

★★指摘 438

入札参加が予定されていない業者も含め、できる限り複数の参考見積を取得されたい。

★★指摘 439

客観的な積算基準を用いることが可能な積算費目を区別して積算を実施し、できる限り設計金額の積算の公正性・客観性を担保されたい。

5 入札参加資格の設定

(1) 入札状況

契約の概要に記載したとおり、本件各契約については、いずれも契約相手方となった1者のみの入札しかなかった。

¹⁷⁾ 入札参加者からの参考見積書の取得については、『買い手』が『売り手』に、『この商品を買うためにどの程度の予算を用意しておけばよいか』と尋ねた場合、『売り手』は、できるだけ多くの予算を用意して貰う方が有利になるから、『本音価格』を教えることはまずないだろう。」「予定価格を設定するために安易に入札参加が見込まれる業者から『参考見積』を徴することは、業者が本音価格を提示するとは考えられず、結局、割高な価格を基に予定価格を設定することにならざるを得ないので適当ではなく、直ちに止めるべきである。」との指摘がなされている（鈴木 70～71頁）。

(2) 履行実績要件

本件各契約については、入札参加資格として、いずれも過去5年間に同種物品の賃貸借業務を「日本国の都道府県又は市町村から元請で受注し、履行を完了しているか又は履行中であること」という条件が設定されていた。この設定理由について各担当課にヒアリングしたところ、以下のとおりの回答であった。

参照No.	各担当課からの回答結果
72	本件が賃貸借契約であるため、賃貸借業務の履行実績を条件とした。
73	本件が賃貸借契約であるため、賃貸借業務の履行実績を条件とした。
74	本件が賃貸借契約であるため、賃貸借業務の履行実績を条件とした。
75	本件が賃貸借契約であるため、賃貸借業務の履行実績を条件とした。
76	本件が賃貸借契約であるため、賃貸借業務の履行実績を条件とした。
77	本件が賃貸借契約であるため、賃貸借業務の履行実績を条件とした。
78	賃借業務として発注した場合、入札参加資格有資格者名簿役務部門の業種「賃貸等」業種細区分「賃借等（その他リース）」に登録されていないといけないため。
79	賃借業務として発注した場合、入札参加資格有資格者名簿役務部門の業種「賃貸等」業種細区分「賃借等（その他リース）」に登録されていないといけないため。

履行実績を入札参加資格として設定する場合には、契約目的を達成するために必要最小限度でなくてはならないが、各担当課からの上記回答を見るに、履行実績を条件とするものの是非、さらに、履行実績を条件とする場合にどの程度の履行実績を求めるのが適切かといった点について慎重な検討をしている形跡はうかがわれない。

そして、本件契約業務の性質及び上記各担当課からの説明内容からすれば、履行実績を条件とすることが必要であるとした場合であっても、「地方公共団体」からの「元請」による履行実績を求めることには合理性があるとはいえず、基本的には「賃貸借業務についての履行実績」を求めることで足りると考える。

★★指摘 440

入札参加資格において履行実績を設定することは慎重に検討されたい。履行実績を設定する場合、契約の目的達成のために必要最小限度に止めるべきであり、少なくとも「地方公共団体」からの「元請」による履行実績を求める点は改められたい。

(3) 事業所所在地資格

監査対象とした個別契約のうち、市外業者も入札に参加できるとされていた契約は、特定調達契約である城下地下駐車場シャッター・ドア設備賃貸借 [72] のみであった。これ以外の契約においては、市内業者、市内扱い業者及び準市内業者が参加可能とされていた。

市外業者を入札に参加させなかった理由について各担当課にヒアリングしたところ以下のとおりの回答であった。

参照No.	各担当課からの回答結果
73	トラブル等に速やかに対応してもらうため。
74	トラブル等に速やかに対応してもらうため。
75	トラブル等に速やかに対応してもらうため。
76	トラブル等に速やかに対応してもらうため。
77	トラブル等に速やかに対応してもらうため。

78	地元企業、中小企業の育成の観点に配慮して市外業者は除外しました。なお、仮に応札がなかった場合は市外業者まで対象を広げることを検討していました。
79	地元企業、中小企業の育成の観点に配慮して市外業者は除外しました。なお、仮に応札がなかった場合は市外業者まで対象を広げることを検討していました。

入札公告における仕様書の記載からすれば 24 時間以内の対応を求めていると思われるが、そのような条件であれば市外の業者でも対応できるといえるから、市外業者を除外する理由にはならないし、そもそも 24 時間以内の対応は仕様書に記載された契約上の義務であるから、かかる義務を履行できない業者が応札するとも考えられない。また、地元企業の優遇が競争性の要請に優越するものでないことは、何度も述べているとおりである。

本件各契約については、いずれも一者入札となっており、競争性が全く確保できていない。したがって、今後、同一の入札参加資格を設定して入札を実施するときは、委託規程第 16 条・第 10 条第 4 項の定める「競争性が十分に確保できないとき」に当たることは明らかであるから、同条項に基づき、次回入札実施時より事業所所在地資格を設定すべきでないと考える。

★★指摘 441

本件各契約¹⁷²については、次回入札実施時より、事業所所在地資格を設定すべきでない。

6 仕様書における参考製品の記載

- (1) 本件各契約の入札公告添付の仕様書には、賃貸借目的物が「別紙賃貸借機器一覧表のとおり」とされ、別紙賃貸借機器一覧表には、特定の一つの機器が記載されていた。

仕様書には、「以下に示す参考品以外の製品を賃貸借物件とする場合には、入札公告文に示す期限までに同等品認定申請を行い、承認を受けなければならない。」との記載があるもの¹⁷³、記載のないもの¹⁷⁴があった。

- (2) 仕様書に同等品認定申請に関する記載をしていない場合は、物品等購入契約において原則禁止とされている「銘柄指定」¹⁷⁵と同等と評価できる。また、同等品認定申請に関する記載があるものでも、複数の参考製品の記載がない場合、入札参加者から見れば、事実上、実質的な銘柄指定がなされている状況と評価せざるを得ない。
- (3) したがって、仕様書には、必ず複数製品の記載を徹底し、かつ、同等品認定申請制度についても記載すべきである。

¹⁷²ただし、特定調達契約であることから事業所所在地資格が設定されていない城下地下駐車場シャッター・ドア設備賃貸借 [72] を除く。

¹⁷³ 駅元町自転車等保管場所 LED 照明機器賃貸借 [77]、金川駅前広場駐車場施設管理カメラ賃貸借 [78]、福渡駅駐車場施設管理カメラ賃貸借 [79]。

¹⁷⁴ 城下地下駐車場シャッター・ドア設備賃貸借 [72]、大元駅前自転車等駐車場管理システム機器賃貸借 [73]、妹尾駅南口自転車駐車場駐輪機器賃貸借 [74]、岡山駅西口自転車当駐車場駐輪機器賃貸借 [75]、岡山市岡山駅前西口広場駐車場入庫機器賃貸借 [76]。

¹⁷⁵ 契約相手方の選定に当たって、購入物品の銘柄を指定する場合、競争入札を採用しても入札参加可能者が同銘柄の製造業者のみとなる場合など、競争性が失われることから、物品等契約事務（不要品の売却を除く）に際し、許容価格が 1 件 10 万円以上のものについては原則として物品の銘柄を指定することができないとされている（岡山市物品等契約事務処理の運用基準第 4 条）。

★★指摘 442

仕様書等に必ず複数の参考製品を記載し、かつ、同等品認定申請制度についても記載されたい。

7 事務事業委託審査委員会の運営**(1) 議事録の作成・保存**

本件各契約においては、許容価格が1件100万円を超えるので、事務事業委託審査委員会が開催されている（委託規程第16条、第8条第5項）。

そして、事務事業委託審査委員会が開催された場合には、局主管課である都市整備局都市企画総務課が議事録を作成することとされており（都市整備局事務事業委託審査委員会運営要領の取扱基準2-(4)）、作成した議事録は5年間の保存義務がある（岡山市文書取扱規程第53条第2項、第57条第2項、岡山市文書分類基準表D財務、04契約管理、03指名）とされているが、いずれの契約についても議事録は作成されていなかった。

議事録が作成されていない点は、上記事務事業委託審査委員会運営要領の取扱基準2-(4)に違反し、また、議事録が保管されていない点については、岡山市文書取扱規程第53条第2項、第57条第2項に反する状態にあるといえる。

事務事業委託審査委員会を開催指した場合、必ず議事録を作成し、少なくとも保存期間中は適切に保存すべきである（第2部第5章第5節第3-2）。

★★指摘 443

事務事業委託審査委員会議事録を作成し、少なくとも保存期間中は適切に保存されたい。

(2) 入札参加資格に係る事後審査資料の誤記

事務事業委託審査委員会においては、一般競争入札の参加資格に係る事後審査も行われるが、城下地下駐車場シャッター・ドア設備賃貸借[72]において、特定調達契約のため入札参加資格として事業所所在地資格が設定されていなかったにもかかわらず、事務事業委託審査委員会に提供された資料（入札参加資格確認伺書）では事業所所在地資格（市内業者、市内扱い業者又は準市内業者）が設定されているかのように記載されていた。

事務事業委託審査委員会の審議資料には誤記がないよう徹底すべきである。

★★指摘 444

事務事業委託審査委員会の審議資料には誤記がないよう徹底されたい。

(3) 持ち回り審議

ア 福渡駅駐車場施設管理カメラ賃貸借[79]に関して、担当課から提供を受けた資料の中には、「持ち回り審議表」と題する書面が含まれており、同契約に関する事務事業委託審査委員会において持ち回り審議が行われていた。持ち回り審議を行った理由について各担当課に問い合わせたところ、議会中であり会議が開かれなかったためとのことであった。

事務事業委託審査委員会は、賃貸借契約の相手方等を決定する重要な機関であり（委託規程第16条、第8条第1項）、実質的な審議を行う目的で、委員会への委員の過半数出席を求めているものと解される（都市整備局事務事業委託審査委員会運営要領第3条第2項）。

そのため、持ち回り審議はやむを得ない場合に限るべきであり、仮に持ち回り審議をしなければならない場合であっても、その理由は議事録に記録されるべきである。

★意見 143

持ち回り審議とする場合には、持ち回り審議とすることを許容すべきやむを得ない理由を議事録に記載されたい。

イ また、仮に持ち回り審議であったとしても、議事録には、審議結果に加え、委員から提出された意見など具体的な審議内容が記載されるべきである。

担当課から事務事業委託審査委員会議事録として提供を受けた資料には、件名と出席者の記載のみで、具体的な審議経過等については記載されていなかった。

意思決定過程の記録化という観点からも、(持ち回り審議の場合に限らず) 議事録への審議内容の記載は重要であり、内部統制上も有用であると考えられる。

★★指摘 445

持ち回り審議であっても、意思決定過程の明確化のため、具体的な審議内容を議事録に記載されたい。

8 契約書への仕様書添付

本件各契約における各賃貸借契約書第1条には「乙は、この契約書及び仕様書等(仕様書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、この契約を履行するものとする。」との条項が定められているが、各契約に対応する仕様書が契約書に添付されたものはなかった。

たしかに、入札公告において仕様書が公告され、これに基づき入札が行われ、契約が締結されているのであるから、通常、契約書と仕様書はセットであると認識されると思われるが、契約書において仕様書を特定するか、又は契約書に仕様書を添付しなければ、契約書第1条における「仕様書」がどの仕様書を指すか不明確である。

そのため、契約書と仕様書との一体性を担保するため、仕様書を契約書に添付するか、契約書において一体となるべき仕様書を特定すべきである。

★★指摘 446

契約書と仕様書との一体性を担保するため、仕様書を契約書に添付するか、契約書において一体となるべき仕様書を特定されたい。

9 再請負・再委託

(1) 城下地下駐車場シャッター・ドア設備賃貸借 [72] については、契約相手方から提出された保守点検報告書内に、契約相手方以外の者(株式会社メレック)名義の自動扉装置点検業務報告書が添付されていた。

担当課へ再請負・再委託がなされたか否かについてヒアリングしたところ、「本件は賃貸借業務のため、再委託・再請負はありません(リース会社が賃貸借業務を履行するために、保守点検、故障時の修理対応をメーカー等へ依頼することは通常の業務と考えます。)」との回答があった。また、契約相手方と株式会社メレックの関係についても担当課にヒアリングしたところ、「株式会社メレックは自動ドアを取り扱う業者で、山陽エンタープライズからの依頼により自動ドアの保守点検を行っています。再委託・再請負については、②で回答のとおり。なお、先日提出した資料の一部である『自動扉装置点検業務報告書(株式会社メレック作成)』は、株式会社山陽エンタープライズが作成した業務報告書中の一部の

資料であり、株式会社メレックから岡山市へ直接提出されたものではありません。」との回答があったが、城下地下駐車場シャッター・ドア設備賃貸借 [72] に関して作成されている「城下地下駐車場シャッター・ドア設備賃貸借仕様書」によれば、自動ドアの保守管理が受注者との契約内容に含まれていることは明らかである。

したがって、市に対して自動ドアの保守点検業務を履行する義務を負っているのは受注者であり、これを第三者へ外注しているのであれば、再委託と評価せざるを得ない。

- (2) 担当課からのヒアリングによると、上記城下地下駐車場シャッター・ドア設備賃貸借 [72] 以外の契約については、再委託はなされていないとのことであったが、本件各契約は全て同一の契約相手方によるものであるから、上記契約 [72] について、再委託の事実が明らかになった以上、担当課においては全ての契約について保守点検業務等の外注が行われている可能性を念頭に置くべきである。

本件各契約の全てについて、保守点検業務等の再委託が行われているかどうか速やかに確認すべきである。

★★指摘 447

本件各契約について、保守点検業務等の再委託が行われているかどうか確認されたい。

- (3) 本件各契約において使用された契約書には、「委託契約書例」とは異なり、一括再委託の禁止条項（第5条）や一部委託の場合における事前同意条項（第6条）は含まれていない。

しかしながら、岡山市においては、長期継続契約制度運用基準 3-(1)により「当該リース契約に係る物品のメンテナンスを行うものを含むものとする」と規定し、長期継続契約の際には、メンテナンス業務を含むことが当然に予定されているため、契約相手方以外の者がメンテナンス等を行った場合は再委託に当たるものとして管理する必要がある。

そこで、少なくとも賃貸借契約書に「委託契約書例」と同じく、一部委託の場合における事前同意条項等を設けるべきである。

★★指摘 448

賃貸借契約書において、「一部委任又は下請負の同意」に関する条項を設けられたい。

10 監督・検査

- (1) 再委託管理

上記9記載のとおり、城下地下駐車場シャッター・ドア設備賃貸借 [72] において自動ドアの保守点検業務について再委託がなされていたにもかかわらず、担当課において管理がされていなかった。仮に契約書に再委託に関する条項が含まれていなかったとしても、契約相手方以外の者により契約内容に含まれる業務が履行されていたことは明らかであるから、本来、再委託等に当たるものでないか確認した上、適切に管理すべきである。

★★指摘 449

賃貸借契約において契約相手方以外の者により保守点検等の業務がなされていたことが判明した場合には、再委託等に当たるものでないか確認した上、適切に管理されたい。

(2) 検査報告書への写真添付

本件各契約において、設備設置状況や保守点検状況の写真撮影が行われ報告書に添付されたもの¹⁷⁶がある一方で、報告書に写真が添付されていないもの¹⁷⁷もあった。

たしかに、賃貸借契約という契約の性質上、物品供給等契約と異なり、賃貸目的物に不具合があっても、賃貸借契約期間中であれば、当然に代替機器の納入を求めることが可能であるため、検査時における賃貸目的物の状況について保全しておく必要性については、物品供給等契約ほどには高くないといえるが、後日の紛争防止の観点からはやはり検査時における賃貸目的物の状況について保全しておく必要性はあるし、事後に検査の有無及び検査状況についての検証をするためには、検査報告書のみでは不十分である。また、検査状況の写真撮影を実施することとしても、検査員に過度な負担を求めるものでもないと思われる。したがって、賃貸借契約においても、賃貸目的物の納入時には検査状況を写真撮影し、検査報告書に添付するのが望ましい。なお、大元駅前自転車等駐車場管理システム機器賃貸借 [73] においては、報告書に保守点検修理に対応した結果を記載した伝票が作成添付されており、比較的詳細な作業内容が記載されていた。他の契約においても、同等の報告を求めるべきであると考えられるので、参考にされたい。

★意見 144

検査状況を写真撮影し、検査報告書へ写真を添付されたい。

¹⁷⁶ 城下地下駐車場シャッター・ドア設備賃貸借 [72]、妹尾駅南口自転車駐車場駐輪機器賃貸借 [74]、岡山駅西口自転車当駐車場駐輪機器賃貸借 [75]、岡山市岡山駅前西口広場駐車場入庫機器賃貸借 [76]、金川駅前広場駐車場施設管理カメラ賃貸借 [78]、福渡駅駐車場施設管理カメラ賃貸借 [79]。

¹⁷⁷ 大元駅前自転車等駐車場管理システム機器賃貸借 [73]、駅元町自転車等保管場所LED照明機器賃貸借 [77]。

第5章 建設コンサルタント契約

第1節 道路改良事業等現場技術業務委託（7契約）

第1 契約の概要

件名	北区管内道路改良事業現場技術業務委託（その3） [122]	北区管内道路改良事業現場技術業務委託（その2） [123]	北区管内道路改良事業現場技術業務委託（その1） [124]	県道清音真金線他現場技術業務委託 [125]	県道岡山倉敷線他現場技術業務委託 [126]
契約目的	道路事業等を円滑に実施するために現場技術業務を委託し、事業執行の効率化を図る				
契約日	R2.4.1	R2.4.1	R2.4.1	R2.4.1	R2.4.1
許容価格	15,719,000円	15,719,000円	15,719,000円	15,719,000円	15,719,000円
契約金額	14,795,000円	14,927,000円	14,828,000円	14,740,000円	14,740,000円
落札率	94.12%	94.96%	94.33%	93.77%	93.77%
契約方法	一般競争入札				
入札参加資格	1 市内外区分 市内業者 2 その他 ・有資格者名簿の建設工事部門に登録されている者は、本入札に参加できない。 ・主任技術者と現場責任者（現場代理人）は兼ねることができない。 ・当該業務の現場責任者（現場代理人）は、他の業務の現場責任者を兼ねることができない。				
担当課	北区役所建部支所産業建設課	北区役所土木農林分室	北区役所地域整備課	北区役所土木農林分室	北区役所地域整備課
契約相手方	株式会社アサヒ測量設計事務所	株式会社セピオン	株式会社オカコン	新光技術開発株式会社	株式会社山陽設計
入札者数	5	5	5	5	5

件名	県道岡山児島線他現場技術業務委託 [127]	東区管内道路改良事業現場技術業務委託 [128]
契約目的	道路事業等を円滑に実施するために現場技術業務を委託し、事業執行の効率化を図る	
契約日	R2.4.1	R2.4.1
許容価格	15,719,000円	15,719,000円
契約金額	14,740,000円	14,795,000円
落札率	93.77%	94.12%
契約方法	一般競争入札	
入札参加資格	1 市内外区分	

	市内業者 2 その他 ・有資格者名簿の建設工事部門に登録されている者は、本入札に参加できない。 ・主任技術者と現場責任者（現場代理人）は兼ねることができない。 ・当該業務の現場責任者（現場代理人）は、他の業務の現場責任者を兼ねることができない。	
担当課	都市整備局西部 幹線道路建設課	東区役所地域整備課
契約相手方	株式会社ウエスコ岡山支社	日建技術株式会社
入札者数	5	7

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札でありながら、落札率が比較的高率（94.96%～93.77%）であることから、その原因を検証し、より競争性を高めるための方策を検討する必要性があると考えたもの。また、本件各契約に係る業務は、受注者の定めた主任技術者及び監督補助者が、発注者である岡山市の指定する執務場所で、監督員の指示を受けた業務を行うものであることから（岡山市「現場技術業務委託共通仕様書」第4条、第5条、第29条第1項、同第2項、第36条、第37条）、労働者派遣法への抵触の有無を確認・検討する必要性があると考えたもの。

第3 設計金額の積算

委託設計書は、「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託技術者単価について」（岡山市公式ホームページに掲載）の「技師（B）」「技術員」の単価に各執務時間数を掛け、そこに必要な経費（パソコン等事務用品費）を加算して直接業務費を算定し、これにその他諸経費を加えて算出している。本節において取り上げた各契約ではいずれも同一の基準で算定されている。

第4 契約相手方の選定

1 入札参加資格要件

(1) 入札参加資格要件は、市内業者であることであることに加え、「有資格者名簿の建設工事部門に登録されている者は、入札に参加できない。」とされており、また、「有資格者名簿の建設工事部門に登録されていないこと」も入札参加資格要件となっている。

本業務には、契約関係図書等の整備の補助なども含まれることから、事前に発注業務の予定価格を探知されることのないよう工事を請け負う可能性のある者が受注者となる可能性を除外する必要があるから、かかる条件を付すことには合理性がある。

(2) なお、他に、「主任技術者と現場責任者（現場代理人）は兼ねることができない。」「当該業務の現場責任者（現場代理人）は、他の業務の現場責任者を兼ねることができない。」との要件も付されている。

2 入札状況の概要

入札参加者数は、上記「契約の概要」記載のとおりである。

落札率が高い点については、設計金額の積算根拠が比較的単純であり、入札参加者から許容価格が予想されやすいためであると考えられる。現時点では入札参加者が5名以上確保されているが、落札率は比較的高水準となっており、実質的競争性が確保されているといえるか疑問がないとはいえない。過去の入札結果等も参照し、実質的競争性が確保されているといえるか検証を行った上で、仮に受注者や落札率の偏在が確認できる場合には、入札参加資格要件の緩和も検討されたい。

★意見 145

過去の入札結果等も参照し、実質的競争性が確保されているといえるか検証を行った上、仮に受注者や落札率の偏在が確認できる場合には、入札参加資格の緩和を検討されたい。

第5 監督・検査

1 労働者派遣法との関係

本業務では、監督員が主任技術者及び監督補助者に対して指示等を行うことから、日常的に監督がなされている建前となっている。この点に関し、業務委託等の形式であっても、受注者の労働者が注文者の指示その他の管理の下で労働する等の場合には労働者派遣法が適用されることから、指揮命令系統は明確でなければならない。

ところが、今回の監査において、指揮命令系統に関する資料の提出を求めたところ、例えば、ある課からは、「指揮命令系統としては、現場技術員に対し職員が作業指示を行い、現場技術員が主任技術者へ適宜相談及び報告を行う。」との回答があったが、別の課からは、「受注者は、業務の技術上の管理を行う主任技術者を定め、現場技術者は主任技術者の管理のもと業務を行います。」あるいは「職員が主任技術者に指示し、主任技術者が現場技術員に指示する」というような内容の図を示すといった形での回答がなされた。このように、各課からの回答の仕方はまちまちであり、内容的にも明確ではなかった。

内閣府公共サービス改革推進室の「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き」（平成24年1月、平成26年3月一部改訂）によれば、「地方公共団体と民間事業者との間で締結する契約には、『請負契約』や『委託契約』などがありますが、契約の名称に関わらず、実際の業務において、地方公共団体が民間事業者の労働者に対して、指揮命令を行ったとすれば、それは労働者派遣事業であるとみなされることとなります。労働者派遣事業であるとみなされた場合、労働者派遣法に規定する…の手續や措置が必要ですが、それが行われていなければ、請負（委託）を装った、労働者派遣法に抵触する行為であると判断されることとなります。」ということであり、各契約の監督員には、この点についての正確な理解が求められる。

各担当課におかれては、本業務を労働者派遣契約と位置付けるのか否かを含め、いま一度関係部署と協議の上、本業務に関する指揮命令系統を明確にした上で、現場レベルでの理解と徹底を図られたい。

★★指摘 450

現場技術業務委託契約については、運用によっては労働者派遣に該当し得る場合があることから、その位置付けを含めて検討の上、指揮命令系統を明確にした上で、現場レベルでの理解と徹底を図られたい。

2 検査・評定

本業務では、監督員による日常的な監督において成果物の確認がなされ、業務完了時に監督員及び検査員により成績評定表が作成されている。各契約とも、委託業務成績評定表の記載については、全項目について一律の評定点ではなく、項目毎の評定点が記載されていた。

第2節 横井上地内污水管理設工事他積算補助業務委託

第1 契約の概要

件名	横井上地内污水管理設工事他積算補助業務委託 [129]
契約目的	污水管理設工事他の工事発注に伴い、下水道建設事業を円滑に実施するために必要となる一部の積算業務を委託し、事業執行の効率化を図るもの。
契約年月日	R2.4.1
許容価格	16,511,000 円
契約金額	16,379,000 円
落札率	99.20%
契約方法	一般競争入札
参加資格	下記第4のとおり
指名業者数	1
入札業者数	1
担当課	下水道河川局下水道管路整備課
契約相手方	内海建設コンサルタント株式会社

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札でありながら、落札率が極めて高率（99.20%）であり、かつ、入札参加者が1者のみであることから、その原因を調査し、より競争性を高める方策を検討する必要があるため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 設計金額の積算

委託設計書は、「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託技術者単価について」の「技師（A）」「技術員」の単価に各執務時間数を掛け、そこに必要な経費（パソコン等事務用品費）を加算して直接業務費を算定し、これにその他諸経費を加えて算出している。

第4 契約相手方の選定

1 入札参加資格

(1) 本件の入札参加資格要件は、以下のとおりである。

1 市内外区分 市内業者又は市内扱い業者
2 配置予定技術者の資格、業務の経験等 配置予定技術者については、下記の条件を満たすものを、それぞれ配置することが必要である。 (1) 主任技術者については、下水道法施行令第15条に規定された資格、又は RCCM（下水道部門）の資格を有する者で、公告に定める開札日時において、3か月以上継続して所属していることが確認で

きる者を配置すること。

(2) 現場責任者（積算補助員）については、下記①及び②の条件を満たす者を専任で配置すること。

① 下水道法施行令第 15 条に規定された資格、又は RCCM（下水道部門）の資格を有する者。

② 下水道管渠実施設計（基本設計又は詳細設計）業務に技術者、又は下水道管渠の積算補助（現場技術又は発注者支援）業務に積算補助員として従事した経験を有する者。

※ただし、TECRIS で従事経験が確認できる者に限る。

3 その他契約の履行にあたって必要があると認める事項

(1) 有資格者名簿の建設工事部門に登録されている者は、本入札に参加できない。

(2) 本業務の履行期間と工期が重複する下水道河川局発注工事を受注している者、又は下請業者として参加している者と資本面・人事面で関係がある（注 1）者は、本入札に参加できない。

（注 1）「資本面・人事面で関係がある」とは、下記の 1)又は 2)に該当することをいう。

1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合

2) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている場合。

(3) 下水道法施行令第 15 条に規定された資格、又は RCCM（下水道部門）の資格を有する者を合計 3 名以上有していること。（上記配置予定技術者を含む。）

(4) 主任技術者と現場責任者（積算補助員）は兼ねることができない。

(2) 本件では、市内業者又は市内扱い業者であることに加えて、配置予定技術者の資格、業務の経験等について上記の要件が付されている。

工事発注に必要な積算業務の一部を担当課に代わって行うという業務内容に鑑みれば、ある程度の条件を設けること自体はやむを得ないといえるが、後述するように入札者が 1 者となっており、競争性を欠く要因となっている可能性も考えられる。

したがって、入札参加者に対して求めるべき資格及び業務経験等については必要最小限のものとするべきであり、業務実施に当たり求められる履行の質との関係で緩和が可能かどうかについて今一度検証する必要があると考える。

★意見 146

入札参加者に対して求められる資格及び業務経験については、必要最小限度のものとするべきであり、求められる履行の質との関係で緩和が可能かどうか検証されたい。

(3) 個々の要件についてみると、まず、本件では、「有資格者名簿の建設工事部門に登録されていないこと」も入札参加資格要件となっている。

本業務には、工事発注のための積算補助なども業務内容に含まれており、発注予定の工事に関する予定価格を扱うことになることから、予定価格を工事入札者に明かさないためにも、当該工事を請け負う可能性のある者が、本件業務の受注者となることがあってはならず、かかる条件については合理的と認められる。

(4) また、「本業務の履行期間と工期が重複する下水道河川局発注工事を受注している者、又は下請業者として参加している者と資本面・人事面で関係がない」という条件については、外部から特定の業者との癒着等が疑われないようにするため、合理的な条件であると考えられる。

2 入札状況

(1) 入札参加者は、落札者となった 1 者のみである。

入札参加者が 1 者のみとなったことについては、上記「1 入札参加資格」でも触れたように、入札参加資格の厳格さが要因となっているようにも思われる。担当課よりヒアリングした

ところ、過去3年間に同種の契約を締結した相手方は、今回の落札者に加えて3者あるとのことであったから、今回の入札において入札参加者が1者のみとなったのは、偶然という可能性はある。

しかしながら、厳格な入札参加資格を課し、それが実際に1者のみの入札という事態につながった可能性が高いことを考えると、入札参加条件を満たす名簿登載業者がどの程度あるかについては、担当課において少なくとも事前に調査・確認をしておくべきである。この点について、担当課にヒアリングしたところ、確認していないとの回答であった。

★意見 147

入札参加資格を満たす業者がどの程度あるか、担当課において調査・確認されたい。

- (3) 第2部第5章第6節第1-2-(2)において述べたとおり、岡山市建設コンサルタント業務等一般競争入札実施要綱第4条第1項第3号イ及びウの「入札参加可能者数」は、当該入札について具体的に「入札参加可能」な者、すなわち事前に入札意思を表明するなど、入札参加が可能である旨が確認された者を意味するものと解するべきである [指摘76]。

しかし、担当課において、入札参加資格要件を満たす業者がどの程度あったかすら確認されていない本件においては、当然、この前提を満たすものではない。

★★指摘 451

岡山市建設コンサルタント業務等一般競争入札実施要綱第4条第1項第3号イ及びウの「入札参加可能者数」に関する要件を満たすかどうかについては厳格に調査・確認されたい。

- (4) 実施要綱第4条第1項第3号においては、入札参加資格における「地域要件」の設定について、まず市内業者を原則とし、市内業者だけでは当該入札に参加可能な者の数（入札参加可能者数）が5者に満たない場合又は競争性が十分に確保できないときは「市内業者」及び「準市内業者」を対象とし、それでも入札参加可能者数が5者に満たない場合又は競争性が十分に確保できないときは「市内業者」、「市内業者」及び「市外業者」を対象とすることになっている。

しかし、本件は結果的に1者のみの入札となっていることから、客観的に「競争性が十分に確保」されたものとは評価できない。

したがって、次回同種業務の入札を実施する場合には、実質的競争性の確保のため、実施要綱第4条第1項第3号イ及びウに基づき、事業所所在地資格を「準市内業者」又は「市外業者」まで緩和すべきである。

本件は、市内業者及び市内扱い業者のみを対象とするのではなく、市外業者をも対象として一般競争入札を実施すべき事案であったといえる。なお、本件では、落札率が「99.20%」と極めて高いことからしても、市外業者にまで拡げて入札参加可能業者数を増やし、競争性を高めていくことが必要である。

★★指摘 452

次回同種業務の入札実施時には、事業所所在地資格を「準市内業者」又は「市外業者」まで緩和されたい。

第3節 令和2年度岡山市道路事業等に係る設計図書作成業務委託契約

第1 契約の概要

件名	令和2年度岡山市道路事業等に係る設計図書作成業務委託契約 [131]
契約目的	道路事業等について、既に作成されている設計図面、数量計算書等に基づき、工事を発注するための設計図書を作成するもの。設計積算業務を委託することで職員の事務を軽減させ、監督業務を充実させることで、設計工期の短縮及び事業執行の効率化等を図ることを目的とするもの。
契約年月日	R2.4.16
許容価格	非公表
契約金額	19,910,000円
落札率	—
契約方法	単独随意契約（自治令第167条の2第1項第2号）
随意契約理由	設計図書作成業務の実施には、建設工事における積算の豊富な経験と高い技術力が必要であり、本市が作成する設計図書と同一のものを作成するには、岡山県土木積算システム又はそれに準拠した市町村向け積算システムを使用する必要がある。 受注者は、県及び市町村などが出資して設立した財団法人であり、県内自治体職員の技術研修や設計積算、施工管理などの技術支援業務を行うなど、土木工事全般に非常に高い技術力を備えている。設計図書作成業務においても、受注者は長年にわたり岡山県をはじめとして県内自治体から多数の業務を受注しており、土木工事に関する高い技術力をもって本業務を履行できる唯一の機関であるとの理由で、単独随意契約を締結したものの。
担当課	都市整備局道路計画課
契約相手方	公益財団法人岡山県建設技術センター

第2 監査対象として選定した理由

比較的高額の単独随意契約であるため、受注者の選定が適正に行われているか、適正な価格での契約となっているか等を検討するため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 設計金額の積算

委託設計書は、「設計図書作成業務委託価格計算書」を根拠資料として作成されている。道路計画課に対してヒアリングしたところ、同計算書は「財団法人岡山県建設技術センター業務委託積算基準書（岡山県土木部）」、すなわち岡山県の定める基準に基づいて作成されているとのことであった。

上記「設計図書作成業務委託価格計算書」記載の各単価については「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価について」（岡山市公式ホームページにて公開：令和2年3月2日更新）が適用されている。

本件では、発注者である岡山市と受注者が、同一の積算基準を使用して積算を行っていることから、高い落札率となっているものと考えられる。

第4 契約相手方の選定

1 随意契約理由

(1) 随意契約理由書の記載によると、本件が受注者との単独随意契約とされているのは、「岡山

県土木積算システム又はそれに準拠した市町村向け積算システムを使用しなければ、本市が作成する設計図書と同一の物を作成することができないため」であるとされている。

- (2) 他社への発注可能性について担当課よりヒアリングしたところ、「外部で当該積算システムを所有しているのは、県の外郭団体である受注者しかおらず、受注者以外に業務委託することはできない」とのことであった。

また、担当課の説明によれば、「本業務は設計積算業務を外部委託することにより、職員の事務負担軽減を主目的としており、受託者より納品された成果物（積算システムにより作成された設計書）は、本市が導入している積算システムに読み込み可能な電子ファイル形式である必要がある。これは本市と同一システムでないと不可能となっており、この条件を満たす応札可能な業者が公益財団法人岡山県建設技術センターのほかにはいないため、一般競争入札に付することが適さない。」「本市が導入している積算システムは官公庁向けに販売されており民間企業への流通はなく、他の積算システムから出力された電子ファイル形式は読み込み不可である。このことは、メーカーに確認済みである。」「理由書には記載できていなかったが、本課では、本業務は、予定価格の算出を含む建設工事の設計図書作成という公共性の高い業務であり、また工事の予定価格は事後公表となっており、受注者にはより一層の高度な守秘性と公平中立性が求められる。よって、利益の追求を目的とせず、かつ高い公共性を有した公益財団法人岡山県建設技術センターが本業務を確実に履行できる唯一の機関であると考えている。」とのことであった。

上記の担当課の説明にあるような技術的問題（例えば、他の積算システムから出力された電子ファイル形式について、仮にそのまま岡山市のシステムに読み込むことが不可能であるとしても、読込を可能にするようなデータ変換等が技術的に見て絶対に不可能なものといえるのか、また、データ変換等の余地も含め、岡山市が導入している積算システムに読込可能な電子ファイル形式での納品が可能な業者が契約相手方以外には一切存在しないのか等）を本監査において検証することは不可能であるが、仮に上記の説明内容が事実であるとすれば、それ自体には一定の合理性が認められる（そのような汎用性の低いシステムとなっている点の当否についてはひとまず措いておく）。しかし、その内容は随意契約理由書において説明されておらず、契約の概要欄記載の随意契約理由のみを基礎として、単独随意契約を締結したことは不適切であったといわざるを得ない。

- (3) 本契約は比較的高額な単独随意契約であり、しかも相手方の参考見積額とほぼ同額（99.67%）の契約が締結されているのであるから、少なくとも、受注者と単独随意契約を締結する高度の必要性があることが市民に対して十分に説明されるべきであり、今後も単独随意契約を行うならば、受注者の選定理由については、随意契約理由書において正確かつ詳細に記載し、市民に対しても分かりやすい内容にする必要があるものと考えられる。

★★指摘 453

随意契約理由書に記載すべき受注者の選定理由については、正確かつ詳細に記載し、市民に対しても分かりやすい内容とされたい。

2 一般競争入札の実施

担当課による随意契約理由に係る説明は上記のとおりである。

もっとも、応札可能な業者が本件契約相手方以外にないとの担当課による評価は、あくまでも県内の業者に限った評価であると思われる。本件の契約規模からすると、県内に唯一の業者であるという理由のみで単独随意契約とすべき必要性・合理性が直ちに認められるとすることには躊躇

踏を覚えるところであり、県外業者まで含めて契約相手方候補を検討すべきと思われるし、応札可能な県外業者が存在する可能性がないとは直ちに評価できない（この点については、なお不明確である）。また、上記の技術的問題を解決する方法、その他「職員の事務負担軽減」との契約目的を達成できる他の技術的方法がないのかどうかについても、メーカーに確認するのみならず、さらに慎重な検討が必要なように思われる。

以上の観点から、上記の随意契約理由が自治令第167条の2第1項第2号の「性質又は目的が競争入札に適しない」に当たるといえるかについては依然として疑問があり、一般競争入札の実施可能性がないかどうかについては、なお慎重な検討を要するものとする。

★意見 148

本件設計図書作成業務委託契約について、競争入札に適しないといえるかどうかについて、県外における応札可能な業者の存在可能性も含め、あらためて慎重に検討されたい。

第5 監督・検査

委託業務検査による検査員指摘事項のほかに検査状況写真を付した検査報告書が作成されている。また、監督員及び検査員による委託業務採点表では、それぞれ各項目につきメリハリをつけた採点がなされていた。ただし、委託業務検査による検査員指摘事項においては全ての項目において「指摘事項なし」と記載されている点については、良好なものは「良好」、改善すべきものは「〇〇（具体的事項）を改善すべき」等、できるだけ具体的に記載すべきである。

第4節 岡山市平福コミュニティハウス・南部適応指導教室新築工事に伴う家屋調査等業務委託契約 他 39 契約

第1 契約の概要

件名	岡山市平福コミュニティハウス・南部適応指導教室新築工事に伴う家屋事前調査業務委託 [132]	岡山市児島地域センター新築工事に伴う家屋事前調査業務委託 [134]	岡山市鹿田保育園園舎解体撤去工事に伴う家屋事前調査業務委託 [135]	(都) 下中野平井線家屋事前調査業務委託 (2-1) [145]	岡山市立妹尾幼稚園園舎増築工事に伴う家屋事前調査業務委託 [153]
契約目的	各工事に伴う補償の要否を判断するために、周辺家屋への影響の有無について、事前・事後に調査するもの。				
契約日	R2.4.22	R2.4.27	R2.6.2	R2.7.31	R2.7.31
許容価格	1,023,000 円	2,563,000 円	3,157,000 円	3,432,000 円	3,278,000 円
契約金額	806,526 円	2,012,573 円	2,476,058 円	2,695,427 円	2,573,228 円
落札率	78.84%	78.52%	78.43%	78.54%	79.11%
契約方法	一般競争入札				
入札参加資格	市内業者				
担当課	市民協働局市民	市民生活局市民	岡山っ子育て局	都市整備局東部	岡山っ子育て局

	協働企画総務課	生活企画総務課	こども園推進課	幹線道路建設課	こども園推進課
契約相手方	西部技術コンサルタント株式会社	株式会社オー・ジー・オー	株式会社山陽設計	株式会社ツイン	株式会社オカコン
入札参加者数	19	20	21	19	21
最低制限価格での入札者	19	20	20	17	20
入札状況	全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施	全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施	1者以外の全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施	2者以外の全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施	1者以外の全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施
契約変更	2回	1回	1回	1回	1回

件名	岡山市消防団御津第4分団消防機庫改築工事に伴う家屋事前調査業務委託 [160]	岡山市南区役所興除地域センター解体撤去工事に伴う家屋事前調査業務委託 [163]	市道西市当新田線家屋事前調査業務委託(2-1) [165]	(仮称)岡山市立山南学園施設整備工事に伴う家屋事前調査業務委託 [171]	岡山市新南消防署新築工事に伴う家屋事前調査業務委託 [172]
契約目的	各工事に伴う補償の要否を判断するために、周辺家屋への影響の有無について、事前・事後に調査するもの。				
契約日	R2.9.3	R2.9.4	R2.9.4	R2.10.12	R2.10.5
許容価格	3,036,000円	1,419,000円	3,630,000円	2,640,000円	1,485,000円
契約金額	2,381,496円	1,116,520円	2,850,157円	2,073,484円	1,169,113円
落札率	78.44%	78.68%	78.52%	78.54%	78.73%
契約方法	一般競争入札				
入札参加資格	市内業者				
担当課	消防局消防企画総務課	市民生活局区政推進課	南区役所地域整備課	教育委員会学校施設課	消防局消防企画総務課
契約相手方	株式会社優計コンサルタント	新光技術開発株式会社	株式会社山陽設計	有限会社アクラ	株式会社大和技研
入札参加者数	22	21	22	21	18
最低制限価格での入札者	21	19	12	21	17
入札状況	1者以外の全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施	2者以外の全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施	10者以外の全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施	全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施	1者以外の全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施
契約変更	1回	2回	2回	1回	なし

件名	東山公園家屋事前調査業務委託 [176]	岡山市立灘崎公民館迫川分館解体撤去工事に伴う家屋事前調査業務委託 [179]	岡山市立太伯小学校内児童クラブ室解体撤去工事に伴う家屋事前調査業務委託 [180]	東畦地内家屋事前調査業務委託 [183]	岡山市消防団旧灘崎第2分団消防機庫解体撤去工事に伴う家屋事前調査業務委託 [189]
契約目的	各工事に伴う補償の可否を判断するために、周辺家屋への影響の有無について、事前・事後に調査するもの。				
契約日	R2.11.6	R2.11.9	R2.11.5	R2.11.9	R2.12.2
許容価格	1,441,000円	1,958,000円	1,595,000円	2,783,000円	1,496,000円
契約金額	1,134,310円	1,536,979円	1,254,919円	2,186,065円	1,177,488円
落札率	78.72%	78.50%	78.68%	78.55%	78.71%
契約方法	一般競争入札				
入札参加資格	市内業者				
担当課	中区役所地域整備課	教育委員会生涯学習課	岡山っ子育て局地域子育て支援課	南区役所農林水産振興課	消防局消防企画総務課
契約相手方	土質工学株式会社	新光技術開発株式会社	株式会社セピオ	株式会社コーチ	株式会社エスティマ
入札参加者数	22	21	21	21	22
最低制限価格での入札者	21	20	14	19	22
入札状況	1者以外の全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施	1者以外の全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施	7者以外の全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施	2者以外の全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施	全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施
契約変更	なし	2回	1回	1回	1回

件名	岡山市立豊小学校児童クラブ新築工事に伴う家屋事前調査業務委託 [190]	家屋調査等業務委託 (2-東 2) [133]	家屋調査等業務委託 (2-東 1) [136]	家屋調査等業務委託 (2-東 3) [137]	家屋調査等業務委託 (2-西 2) [139]
契約目的	各工事に伴う補償の可否を判断するために、周辺家屋への影響の有無について、事前・事後に調査するもの。	下水道工事に伴う補償の可否を判断するために、周辺家屋への影響の有無について、事前・事後に調査するとともに、取付ます等設置申請書の回収を行うもの。			
契約日	R2.12.3	R2.4.22	R2.6.4	R2.6.3	R2.6.4

許容価格	1,738,000 円	3,432,000 円	9,449,000 円	7,095,000 円	1,749,000 円
契約金額	1,367,183 円	2,745,600 円	7,559,200 円	5,676,000 円	1,399,200 円
落札率	78.66%	80.00%	80.00%	80.00%	80.00%
契約方法	一般競争入札				
入札参加資格	市内業者				
担当課	岡山っ子育成局 地域子育て支援課	下水道河川局下 水道管路整備課	下水道河川局下 水道管路整備課	下水道河川局下 水道管路整備課	下水道河川局下 水道管路整備課
契約相手方	日本インフラマ ネジメント株式 会社	西部技術コンサル タント株式会 社	新光技術開発株 式会社	株式会社大和技 研	株式会社アイエ スコンサルタント
入札参加者数	22	20	20	20	20
最低制限価格 での入札者	22	18	19	19	20
入札状況	全ての入札者が 最低制限価格で 入札したため、 くじ引きを実施	2 者以外の全て の入札者が最低 制限価格で入札 したため、くじ 引きを実施	1 者以外の全て の入札者が最低 制限価格で入札 したため、くじ 引きを実施	1 者以外の全て の入札者が最低 制限価格で入札 したため、くじ 引きを実施	全ての入札者が 最低制限価格で 入札したため、 くじ引きを実施
契約変更	1 回	なし	なし	なし	1 回

件名	家屋調査等業務 委託 (2-西 1) [147]	家屋調査等業務 委託 (2-東 5) [151]	家屋調査等業務 委託 (2-西 4) [154]	家屋調査等業務 委託 (2-東 7) [162]	家屋調査等業務 委託 (2-東 4) [167]
契約目的	下水道工事に伴う補償の要否を判断するために、周辺家屋への影響の有無について、事前・事後に調査するとともに、取付ます等設置申請書の回収を行うもの。				
契約日	R2.7.31	R2.8.3	R2.8.3	R2.9.3	R2.9.3
許容価格	7,370,000 円	5,258,000 円	7,392,000 円	6,501,000 円	5,269,000 円
契約金額	5,896,000 円	4,206,400 円	5,913,600 円	5,200,800 円	4,215,200 円
落札率	80.00%	80.00%	80.00%	80.00%	80.00%
契約方法	一般競争入札				
入札参加資格	市内業者				
担当課	下水道河川局下 水道管路整備課	下水道河川局下 水道管路整備課	下水道河川局下 水道管路整備課	下水道河川局下 水道管路整備課	下水道河川局下 水道管路整備課
契約相手方	株式会社オカコ ン	株式会社プラノ ーツ	株式会社サイカ イコンサルタント	株式会社エステ イマ	株式会社エステ イマ
入札参加者数	19	19	19	20	20
最低制限価格 での入札者	18	18	18	19	19
入札状況	1 者以外の全て の入札者が最低	1 者以外の全て の入札者が最低	1 者以外の全て の入札者が最低	1 者以外の全て の入札者が最低	1 者以外の全て の入札者が最低

	制限価格で入札したため、くじ引きを実施	制限価格で入札したため、くじ引きを実施	制限価格で入札したため、くじ引きを実施	制限価格で入札したため、くじ引きを実施	制限価格で入札したため、くじ引きを実施
契約変更	なし	なし	1回	なし	なし

件名	家屋調査等業務委託 (2-東 6) [173]	家屋調査等業務委託 (2-西 3) [177]	家屋調査等業務委託 (2-東 9) [181]	家屋調査等業務委託 (2-東 14) [182]	家屋調査等業務委託 (2-東 11) [184]
契約目的	下水道工事に伴う補償の要否を判断するために、周辺家屋への影響の有無について、事前・事後に調査するとともに、取付ます等設置申請書の回収を行うもの。				
契約日	R2.10.2	R2.11.6	R2.11.6	R2.11.5	R2.11.6
許容価格	6,050,000 円	5,995,000 円	7,535,000 円	6,512,000 円	7,007,000 円
契約金額	4,840,000 円	4,796,000 円	6,028,000 円	5,209,600 円	5,605,600 円
落札率	80.00%	80.00%	80.00%	80.00%	80.00%
契約方法	一般競争入札				
入札参加資格	市内業者				
担当課	下水道河川局下水道管路整備課	下水道河川局下水道管路整備課	下水道河川局下水道管路整備課	下水道河川局下水道管路整備課	下水道河川局下水道管路整備課
契約相手方	有限会社アクラ	土質工学株式会社	土質工学株式会社	内海建設コンサルタント株式会社	西部技術コンサルタント株式会社
入札参加者数	15	20	20	21	21
最低制限価格での入札者	13	19	19	20	20
入札状況	2 者以外の全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施	1 者以外の全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施	1 者以外の全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施	1 者以外の全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施	1 者以外の全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施
契約変更	なし	1回	1回	なし	1回

件名	家屋調査等業務委託 (2-西 6) [191]	家屋調査等業務委託 (2-東 8) [192]	家屋調査等業務委託 (2-東 16) [193]	家屋調査等業務委託 (2-西 10) [196]	家屋調査等業務委託 (2-西 8) [197]
契約目的	下水道工事に伴う補償の要否を判断するために、周辺家屋への影響の有無について、事前・事後に調査するとともに、取付ます等設置申請書の回収を行うもの。				
契約日	R2.12.7	R2.12.7	R2.12.7	R3.2.2	R3.2.8
許容価格	1,606,000 円	1,749,000 円	4,796,000 円	5,676,000 円	3,850,000 円
契約金額	1,284,800 円	1,399,200 円	3,836,800 円	4,540,800 円	3,080,000 円
落札率	80.00%	80.00%	80.00%	80.00%	80.00%
契約方法	一般競争入札				
入札参加資格	市内業者				

担当課	下水道河川局下水道管路整備課	下水道河川局下水道管路整備課	下水道河川局下水道管路整備課	下水道河川局下水道管路整備課	下水道河川局下水道管路整備課
契約相手方	株式会社コーチ	株式会社藤井補償設計	株式会社オー・ジー・オー	株式会社山陽設計	株式会社オー・ジー・オー
入札参加者数	21	21	21	22	22
最低制限価格での入札者	21	20	21	20	20
入札状況	全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施	1者以外の全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施	全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施	2者以外の全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施	2者以外の全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施
契約変更	なし	なし	なし	なし	なし

件名	家屋調査等業務委託 (2-東 10) [198]	家屋調査等業務委託 (2-東 12) [201]	家屋調査等業務委託 (2-西 5) [208]	家屋調査等業務委託 (2-西 12) [209]	家屋調査等業務委託 (2-東 18) [210]
契約目的	下水道工事に伴う補償の要否を判断するために、周辺家屋への影響の有無について、事前・事後に調査するとともに、取付ます等設置申請書の回収を行うもの。				
契約日	R3.2.2	R3.2.1	R3.3.19	R3.3.19	R3.3.18
許容価格	8,525,000 円	8,525,000 円	9,790,000 円	6,996,000 円	4,037,000 円
契約金額	6,820,000 円	6,820,000 円	7,832,000 円	5,596,800 円	3,229,600 円
落札率	80.00%	80.00%	80.00%	80.00%	80.00%
契約方法	一般競争入札				
入札参加資格	市内業者				
担当課	下水道河川局下水道管路整備課	下水道河川局下水道管路整備課	下水道河川局下水道管路整備課	下水道河川局下水道管路整備課	下水道河川局下水道管路整備課
契約相手方	西部技術コンサルタント株式会社	株式会社オカコン	株式会社山陽設計	株式会社サイカイコンサルタント	株式会社大和技研
入札参加者数	22	22	21	21	21
最低制限価格での入札者	22	20	20	20	20
入札状況	全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施	2者以外の全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施	1者以外の全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施	1者以外の全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施	1者以外の全ての入札者が最低制限価格で入札したため、くじ引きを実施
契約変更	なし	なし	1回	なし	なし

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札が実施されているが、最低制限価格付近に大多数の入札が集中した結果、くじ引

きにより落札者が決定しているため、入札状況に問題がないか、最低制限価格制度の実施状況に問題がないか等を検討するため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 設計金額の積算

本節で取り上げた契約は、いずれも家屋調査（工事に伴うもの）であり、業務関係積算基準及び標準歩掛等に基づいて算出されている（いずれも岡山市公式ホームページ等にて公表）。

第4 契約相手方の選定

1 最低制限価格での入札の集中とくじ引きによる落札者の決定

本節で取り上げた契約は、いずれも一般競争入札により落札者を決定しているが、入札においては、ほとんどが最低制限価格での入札に集中しており、結果として全ての契約でくじ引きにより落札者が決定している。

定型的な積算基準が用いられていることにより、入札参加者から容易に許容価格及び最低制限価格の推定が可能な状況になっていると考えられるが、このような状況は、本来であれば、需給バランスをも加味した市場価格を反映させた具体的かつ適切な積算を実施する能力を有しない事業者であっても、くじ引きによって受注することになってしまう可能性があり、ダンピング受注を防止するとの最低制限価格制度の意義が没却されてしまうこと、また、くじ引きによる落札者の決定は、入札がいわば運任せになり、結果として技術力・経営力に優れた業者の努力が報われない状況を招くという問題をも孕んでいることは、第2部第5章第6節第1-4-(3)で述べたとおりである。

2 変動型最低制限価格制度の導入

そこで、第2部第5章第1節第6-2で述べたとおり、ダンピング受注防止という目的と競争性の維持を両立させる方策として、変動型最低制限価格制度を導入すべきである [指摘35]。

第5 契約の変更

1 変更理由

この節で取り上げた契約のうち、次の契約に関しては契約の変更がなされている。

このうち、変更執行伺書に具体的な理由の記載がなされていないものが散見された。そのため、改めて担当課に対してヒアリングを行ったもの等を下段に記載した。

また、契約の変更については第2部第6章第1節第4-2でも述べたとおり、各契約とも入札等厳格な手続を経て締結された契約であり、契約事務の効率的な執行のため、契約履行期間についても事前に入念な準備を行い、安易な変更を行うべきではない [指摘110]。

件名	変更理由	
岡山市平福コミュニティハウス・南部適応指導教室新築工事に伴う家屋事前調査業務委託 [132]	変更執行伺書の記載内容	1回目：調査対象家屋との調整に不測の日数を要したため。 [期間変更] 2回目：近隣から家屋調査の申し出があり、調査の必要が認められたため。[金額変更]
	ヒアリング結果	1回目：調査後に行う新築工事についての説明が必要となり、新築後も良好な周辺関係を構築・維持するため丁寧な説明が必要であると考え、説明の実施及び提供資料の作成等を複数回行ったことにより日数を要した。 [評価] 新築工事についての説明は、当然予定されているはずであり、当初から事前に入念な準備を行っておくべき。

		<p>2回目：当初契約では20メートルの範囲の木造家屋を対象としていたところ、当該地域が軟弱地盤であることを理由に工事の振動等による影響を不安視した住民からの調査の申し出を受けて、軟弱地盤であること、解体家屋が重量鉄骨構造であること、建物からの距離や老朽化具合等を総合的に判断し、振動の影響を否定できないとして、調査対象に加えることにした。</p> <p>[評価] 軟弱地盤であることから振動の影響を否定できないのであれば、そもそも当初から調査対象とすべき。</p>
岡山市児島地域センター新築工事に伴う家屋事前調査業務委託 [134]	変更執行伺書の記載内容	建物所有者より内部調査辞退の申し出があったため。[金額変更]
	ヒアリング結果	家屋所有者との協議の結果、内部調査から外部調査のみに変更になったもの。
岡山市鹿田保育園園舎解体撤去工事に伴う家屋事前調査業務委託 [135]	変更執行伺書の記載内容	対象家屋の家屋調査を行った際、所有者より一部調査辞退があったため。[金額変更]
	ヒアリング結果	家屋所有者等との協議の結果、内部調査を辞退されたり、調査自体を辞退されたために調査範囲が変更となったもの。
(都) 下中野平井線家屋事前調査業務委託 (2-1) [145]	変更執行伺書の記載内容	居住者の同意が得られないため、調査数量を変更するもの。[金額変更]
	ヒアリング結果	家屋所有者等との連絡がとれなかったり、協議の結果、内部調査から外部調査のみに変更になったもの。
岡山市立妹尾幼稚園園舎増築工事に伴う家屋事前調査業務委託 [153]	変更執行伺書の記載内容	近隣家屋の事前調査を行った結果、調査範囲が変更になったもの。[金額変更]
	ヒアリング結果	調査対象となる家屋の所有者等から調査辞退の申し出があり、辞退の部分の調査を行うことができなくなったもの。
岡山市消防団御津第4分団消防機庫改築工事に伴う家屋事前調査業務委託 [160]	変更執行伺書の記載内容	近隣家屋の事前調査を行った結果、調査範囲が変更になったもの。[金額変更]
	ヒアリング結果	事前調査実施の際に、家屋所有者から建物内の調査を拒否されたため、調査範囲から外れたもの。
岡山市南区役所興除地域センター解体撤去工事に伴う家屋事前調査業務委託 [163]	変更執行伺書の記載内容	<p>1回目：調査対象家屋の所有者との調整に不測の時間を要したため。[金額変更]</p> <p>2回目：建物所有者より内部調査辞退の申し出があったため。[金額変更]</p>
	ヒアリング結果	1回目、2回目とも、家屋所有者等に対する説明、調整の結果、内部調査から外部調査のみに変更になったもの。
市道西市当新田線家屋事前調査業務委託 (2-1) [165]	変更執行伺書の記載内容	<p>1回目：関連工事との日程調整に不測の日数を要した。[期間変更]</p> <p>2回目：建物所有者より調査の一部辞退の申し入れがあった。[金額変更]</p>
	ヒアリング結果	<p>1回目：水道、ガス、NITの埋設管の移設工事が遅延したもの。</p> <p>2回目：室内及び外部の調査を予定していた所有者が内部を見られたくないとのことで、室内調査を辞退され、外部調査のみを行った。</p>

（仮称）岡山市立山南学園施設整備工事に伴う家屋事前調査業務委託 [171]	変更執行伺書の記載内容	建物所有者より、内部調査辞退の申し出があったため。[金額変更]
	ヒアリング結果	（変更執行伺書の記載内容から理由が明らかであるため、ヒアリングは実施せず）
岡山市立灘崎公民館迫川分館解体撤去工事に伴う家屋事前調査業務委託 [179]	変更執行伺書の記載内容	調査対象家屋との調査日時等の調整に不測の時間を要した。[期間変更]
	ヒアリング結果	市担当者と委託業務受注者にて、各戸訪問し、立入日時の調整を順次行った。不在宅については、後日委託業務受注者にて訪問し、差し置きの投函や在宅者との協議内容について逐次詳細報告を受けた。 [評価] 不在宅があり得ることも含め、調査対象家屋との調整にある程度時間を要することはあらかじめ想定できたはず。
岡山市立太伯小学校内児童クラブ室解体撤去工事に伴う家屋事前調査業務委託 [180]	変更執行伺書の記載内容	家屋調査の調査対象となった家屋において、一部調査を辞退されたことによる調査範囲の変更があった。[金額変更]
	ヒアリング結果	居住建物に複数の委託業者の作業員が立ち入り写真撮影等の調査をすることに対し、抵抗感が生じたため辞退されたと報告を受けている。
東畦地内家屋事前調査業務委託 [183]	変更執行伺書の記載内容	地権者の申し出により数量等を変更するもの。[金額変更]
	ヒアリング結果	現場踏査時に地権者へ詳細な家屋調査の説明を行った際に内部調査辞退の申し出があった。
岡山市消防団旧灘崎第2分団消防機庫解体撤去工事に伴う家屋事前調査業務委託 [189]	変更執行伺書の記載内容	近隣家屋の事前調査を行った結果、調査範囲が変更になった。[金額変更]
	ヒアリング結果	事前調査実施の際に、家屋所有者から建物内の調査を拒否されたため、調査範囲から外れたもの。
岡山市立豊小学校児童クラブ新築工事に伴う家屋事前調査業務委託 [190]	変更執行伺書の記載内容	家屋調査の調査対象となった家屋において、一部調査を辞退されたことによる調査範囲の変更があった。[金額変更]
	ヒアリング結果	居住建物に複数の委託業者の作業員が立ち入り写真撮影等の調査をすることに対し、抵抗感が生じたため辞退されたと報告を受けている。
家屋調査等業務委託（2-西2） [139]	変更執行伺書の記載内容	家屋所有者との調査日時等の調整に不測の日数を要したため、履行期間を延期するもの。[期間変更]
	ヒアリング結果	委託業者と市監督員双方で空家所有者確認・連絡を行ったもの、とのことであった。 [評価] 空家所有者の確認も含め、家屋所有者との調整にある程度時間を要することはあらかじめ想定できたはず。
家屋調査等業務委託（2-西4） [154]	変更執行伺書の記載内容	家屋所有者との調査日時等の調整に不測の日数を要したため。[期間変更]
	ヒアリング結果	遠方在住の家屋所有者への連絡（郵送）や現地立会の日程調整など、委託業者と市監督員双方で行ったもの。 [評価] 家屋所有者が遠方に在住している可能性があることも含め、調整にある程度時間を要することはあらかじめ想定できたはず。

家屋調査等業務委託 (2-西3) [177]	変更執行伺書の 記載内容	他工事との調整に不測の日数を要したため工期を延長するもの。 [期間変更]
	ヒアリング結果	水道管・ガス管の移設工事完了後に家屋調査を実施するが、水道管・ガス管の移設工事が遅れたため、工期延期するもの。
家屋調査等業務委託 (2-東9) [181]	変更執行伺書の 記載内容	地下埋設物の移設に不測の日数を要するため。[期間変更]
	ヒアリング結果	水道管の移設工事完了後に家屋調査を実施するため、水道局と日程を調整したため。 [評価] 関連工事が必要なことはあらかじめ予想できたはずであり、当初から入念な準備を行っておくべき。
家屋調査等業務委託 (2-東11) [184]	変更執行伺書の 記載内容	地下埋設物の移設工事等の日程調整に不測の日数を要したため。 [期間変更]
	ヒアリング結果	家屋調査では、家屋被害の原因を明確にするため地下埋設物の移設工事が完了した後に現場の調査を行っているが、水道局より水道管移設工事が3か月遅れる見込みとの報告があり、それに伴って受注者との協議により工期を3か月延期した。
家屋調査等業務委託 (2-西5) [208]	変更執行伺書の 記載内容	1回目:「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置により金額を変更する [金額変更] 2回目:地元調整に不測の日数を要したため [期間変更]
	ヒアリング結果	1回目:理由が明らかであるためヒアリングは実施せず。 2回目:家屋所有者への調査依頼や現地立会いの日程調整など、委託業者と市監督員双方で行っている。 [評価] 地元調整にある程度時間を要することはあらかじめ想定できたはず。

2 変更執行伺の記載

契約の変更については、変更執行伺を起案し、岡山市事務決裁規程に基づき、決裁、合議を受ける必要がある(手引:建設コンサル編15頁)。そのため、伺書の変更理由は、決裁の適正化や日常的モニタリング、また後日の検証に耐え得る具体的かつ明確な記載が必要である。

しかしながら、上記表で取り上げた変更執行伺書の記載は、その大半が「関連工事との日程調整に不測の日数を要したもの」や「家屋所有者との協議に不測の日数を要したもの」等、変更の必要性・相当性が判断できるものは少なかった。

具体的にいかなる理由で変更されたのか、契約変更の必要性・相当性が判断できるよう、変更執行伺書には、具体的かつ詳細な変更理由を記載すべきである¹⁷⁸。例えば、(都)下中野平井線家屋事前調査業務委託(2-1)[145]の変更執行伺書には、「居住者の同意が得られないため、調査数量を変更するもの。」との記載がなされていたが、「居住者の同意が得られない」との記載だけでは、拒絶されたのか、連絡がとれないのか等、居住者の同意を得られない事情が不明であ

¹⁷⁸ 変更執行伺書に変更の必要性・許容性が判断できる記載がなされていた例としては、岡山市児島地域センター新築工事に伴う家屋調査等業務委託契約[134]の「建物所有者より内部調査辞退の申し出があったため。」との記載が挙げられる。

る以上、真に変更契約をする必要性・許容性があるかは判断できないし、また、「調査数量を変更する」との記載だけでは、調査自体を辞退され実施しないことになったものか、屋内調査のみ実施しないことになったものか等も不明であり、いかなる範囲で変更契約の必要性・許容性が認められるか判然としない。

★★指摘 454

変更執行伺明細書には変更契約の理由を具体的に記載されたい。

3 事前に予測可能と思われる変更理由

- (1) 上記の変更理由の中には、以下のものの他、事前に十分な確認・調査を実施していれば予測可能であり、変更の必要性が生じた原因が事前の確認・調査不足であって、「やむを得ない理由」によるものではないと考えられるものも多数散見される。

担当課の一つからは、「建物の解体、新築等の工事に伴う家屋調査の実施にあたっては、事前においてできる限りの調査等を行って、当初の設計の精度を高め変更が発生しないように努めています。しかし、調査現場の状況や住民も様々であり現場によっても異なることから、現場によっては予測不能な事案が発生し契約変更せざるを得ないこともあります。」との説明があった。もちろん、客観的に「予測不能」と評価できる場合も多々あることは理解できるが、真に「不測」と評価できるかどうかについては、厳格かつ慎重な検討が必要である。

- (2) 例えば、岡山市平福コミュニティハウス・南部適応指導教室新築工事に伴う家屋事前調査業務委託 [132] では、1 回目の契約変更について、担当課に理由を確認したところ、調査後に行う新築工事についての説明が必要となり、新築後も良好な周辺関係を構築・維持するため丁寧な説明が必要であると考え、説明の実施及び提供資料の作成等を複数回行ったことにより、日数を要したとのことである。しかしながら、新築工事についての説明は、当然予定されているはずであるから、事業着手前の早い段階から準備を行い、説明が十分にできる期間をとるべきである。

また、2 回目の変更については、当初契約では 20 メートルの範囲の木造家屋を対象としていたところ、当該地域が軟弱地盤であることを理由に工事の振動等による影響を不安視した住民からの調査の申し出を受けて、軟弱地盤であること、解体家屋が重量鉄骨構造であること、建物からの距離や老朽化具合等を総合的に判断し、振動の影響を否定できないとして、調査対象に加えることにしたものとすることである。しかし、この点についても、軟弱地盤であることから振動の影響を否定できないのであれば、当初から調査対象を広げて対応すべきであり、そもそも調査対象の設定の仕方が適切であったか、また、そのための事前の確認・調査が十分といえるものであったかといった点について少なくとも検証が必要といえる。

- (3) 家屋調査等業務委託 (2-東 9) [181] の「水道管の移設工事完了後に家屋調査を実施するため、水道局と日程を調整したため」については、関連する他の工事についても当然予定されているはずであるから、当初から一定の調査期間を設けて事前に入念な準備を行っておくべきであり、安易に「不測」との理由による変更がないようにされるべきである。

★★指摘 455

契約変更の必要がないよう、事前に十分な確認・調査を実施し、可能な限り調整しておくべきであり、安易に「不測」との理由による変更がなされることのないよう徹底されたい。契約変更が必要な「やむを得ない理由」の有無は、厳格に判断されたい。

第6 個人情報の取扱委託

本節において取り上げた各契約においては、個人情報の取扱委託がなされている。受注者において適正管理について最大限の注意を払い、漏洩及び毀損等の事故を防止するための対策を講じていることになっている（市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書第1条第2項）。

しかし、万が一、受注者において個人情報に関して事故が起きてしまった場合には、当然ながら、市も責任を免れるものではない。

そこで、担当課においては、受注者の「作業実施計画書」等での確認、成果品提出時のウイルスチェック実施済みの確認等は当然に行うべきである。また、個人情報漏洩の場合におけるリスクの大きさに鑑み、抜き打ちでの実地確認等を含め、適切なモニタリングを実施されたい。

★★指摘 456

担当課において、受注者が個人情報の漏洩事故等の防止のための対策を講じていることを確認するため、必要な措置を実施されたい。

第7 監督・検査

いずれの契約においても「検査報告書」が作成され、各担当課において成果物を確認し、検査を行ったとの報告がなされている。なお、本節において取り上げた契約は、地質調査、測量作業、設計業務（「岡山市委託業務検査規程」第1条、「岡山市委託業務成績評定規程」第2条）のいずれにもあたらないので、規定上、「委託業務成績評定表」や「検査員指摘事項」の作成は必須ではない。

第5節 岡山城天守閣等大規模改修他に係る実施設計の建築設計業務委託契約

第1 契約の概要

件名	岡山城天守閣等大規模改修他に係る実施設計の建築設計業務委託 [144]
契約目的	文化庁等関係部局等の調整を図りながら、かつ基本設計の内容を反映させた実施設計業務を迅速化を行うことを目的とする。
契約年月日	R2.6.10
許容価格	非公表
契約金額	55,000,000 円
落札率	—
契約方法	単独随意契約（自治令第167条の2第1項第2号）
随意契約理由	<p>この度の改修計画では、天守閣と不明門の耐震改修及び展示・内装等の大規模改修並びに附帯施設の改修、烏城公園内のバリアフリー化を行うこととしており、その内容が多岐にわたること、また、関係各所との調整とりわけ文化庁及び本市教育委員会文化財課との協議により設計内容が大きく変わる事等から、昨年度、改修内容・工法を確定する基本設計を実施した。</p> <p>当該事業者は、国指定史跡「岡山城址」の遺構を保存しながらも岡山城の魅力を最大限引き出すために、文化財課をはじめ関係部局等との調整を積極的に行うとともに、展示の監修者である歴史学者 磯田道史氏の意見も柔軟に取り入れ、優れた基本設計を完成させた。</p>

	<p>今年度行う実施設計においては、基本設計により構築した設計思想を継承し、十分に詳細設計・デザインに反映することが重要であり、そのためには設計業務の継続性が不可欠である。また、令和4年秋に岡山城をリニューアルオープンするためには、遺構の保存を確実に図りつつ、岡山城の価値をさらに向上させ、市民や観光客が安全安心に利用できる施設として整備するための実施設計を限られた期間の中で行う必要がある。</p> <p>当該事業者は、基本設計をとりまとめ、その過程で、現地の状況や課題について熟知し、また、実施設計を行う上で必要不可欠となる遺構の状況についても精通していることから、上記の実施設計を限られた期間の中で効率的に行うことができる唯一の業者である。</p> <p>以上のことより今回の実施設計業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び岡山市契約規則第24条第2項第2号の規定に基づき随意契約するものである。</p>
指名業者数	1
入札業者数	1
担当課	都市整備局公共建築課
契約相手方	株式会社 GEN 設計

第2 監査対象として選定した理由

高額の単独随意契約であるため、受注者の選定が適正に行われているか、適正な価格での契約となっているか等を検討するため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 設計金額の積算

1 設計図書記載の設計金額

担当課からのヒアリングによると、人件費単価については、「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価について」（岡山市公式ホームページ等にて公表）が用いられており、歩掛に関しては、国土交通省大臣官房官庁営繕部による「官庁施設の設計業務等積算基準（平成31年改定）」及び「官庁施設の設計業務等積算要領（平成31年改定）」が用いられているとのことであった。

本件においては、直接人件費単価〔技師 C：32,700 円〕×業務人・日数〔632.1〕＝直接人件費 20,699,670 円をベースにして、以下の方法により各積算項目が算定されている。

①直接人件費(A)	：歩掛×技術者単価により算定
②諸経費(B)	：【新築】【改修】業務 直接人件費(A)×諸経費率 (1.1) 【耐震補強計画策定】業務 直接人件費(A)×諸経費率 (1.0)
③技術料等経費(C)	：【新築】【改修】業務 {直接人件費(A)+諸経費(B)} ×技術料等経費率 (0.15) 【耐震補強計画策定】業務 {直接人件費(A)+諸経費(B)} ×技術料等経費率 (0.20)
④特別経費(D)	：RIBC 利用料、トイレサウンディング調査2か所、管理棟基礎コア抜き

2 受注者による参考見積

担当課では、本件業務を発注する以前の令和2年4月10日に受注者から参考見積書を取得しており、確認したところ、同見積書における見積額は70,000,000円（税抜）とされていた。

そもそも、本件の受注者については、前年度に基本設計を行っており、基本設計を踏まえた実施設計を行うことを目的とする本件では、当初から単独随意契約となることが予想される。受注者が事実上決定している段階で参考見積を提出させれば、このように受注者から割高な価格での参考見積が提出される可能性が極めて高い状況であることは容易に推測されたところである。

客観的根拠に基づいて設計金額を検討するためということであれば、例えば、歴史的建造物の

建設に関する専門家（コンサルタント等）とアドバイザー契約をするなどして、発注者側が自らの責任において許容価格を設定すべきである（鈴木 70 頁）。

なお、本件では、最終的に上記の標準的な人件費単価と標準的な歩掛により、担当課において設計金額を算定し、上記見積額を大きく下回る金額により契約締結に至っており、この点については、単独随意契約における契約金額の交渉が適正になされた例として評価できる。

★意見 149

比較的規模の大きな契約について、市職員のみでは適正な設計金額の検討が難しい場合、必要に応じて専門家とアドバイザー契約をすることを選択肢として検討されたい。

第4 契約相手方の選定

1 基本設計と実施設計

本契約は、前年度に行われた基本設計を踏まえた実施設計に係る業務委託である。発注者の要望を聞いて大まかな仕様を決める設計であるのが基本設計であるのに対して、実施設計は、基本設計を基にして、現場の施工業者がスムーズに工事に着工できるように詳細部分まで行う設計である。

基本設計と実施設計とを別々の業者に発注するというのは、非常に効率が悪く、通常であれば考えられないのであるから、本件が単独随意契約であることは、前年度に基本設計が行われているという前提の下では、自然な流れであるといえる。

2 設計・施工一括発注方式の導入

実施設計を単独随意契約とする場合、事実上、受注者が決定している状況下での契約金額交渉となるため、経済合理性を有する契約を締結することは、そもそも構造的に難しいといえる。

第2部第5章第6節第3-2-(3)「建設工事監理業務委託契約における単独随意契約」で述べたように、品確法第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」31頁以下では、工事及び業務の発注に当たっては、右指針及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、工事及び業務の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、または組み合わせるよう努めることとされている。

そこで、実施設計業務の発注に関しても、基本設計と実施設計を一体として発注する契約方式や、設計と施工を一体として発注する方式など、柔軟な組合せによる入札契約方式を積極的に採用し、より経済的合理性の高い発注方法を選択すべきである。

担当課からの説明によると、今回のケースは、基本設計発注の段階では改修範囲、改修内容等の方針が明確に確定しておらず、基本設計の中でその方針を確定するものとされたため、基本設計のみの発注としたが、通常であれば基本設計と実施設計を一括して発注することが原則であるとのことであったが、基本設計発注に先立って、改修範囲、改修内容等の方針を確定し、その上で設計・施工一括発注方式の選択等、より経済的合理性の高い発注が可能ではなかったかどうかについては、あらためて検証すべきである。

★意見 150

基本設計発注に先立って、改修範囲、改修内容等の方針を確定し、その上で設計・施工一括発注方式の選択等、より経済的合理性の高い発注が可能であったかどうかについては、あらためて検証されたい。

第5 契約の変更

本件では、「文化庁の現状変更許可申請の内容を確定させるための関係者との調整に、不測の日数を要した」として、1 か月間工期を延長する変更委託契約が締結されている。担当課の説明によれば、実施設計完了間近になって、より詳細な資料を求められたため、関係者等との再協議に当初想定できなかった期間を要したとのことである。

しかしながら、本件では、もともと文化庁の現状変更許可申請は予定されていたものであり、そのための関係者との調整も、詳細な資料提出の必要性も、上記許可申請に付随する問題としてあらかじめ想定されていたはずである。当初の履行期間設定において、全体工程を見通して関係者と綿密な協議を行う等、十分な準備を行い、契約後において、安易に「不測」との理由による変更がなされないようにすべきである。

★★指摘 457

当初の履行期間設定において、全体工程を見通して関係者と綿密な協議を行う等、十分な準備を行い、契約後において、安易に「不測」との理由による変更がなされないようにされたい。

第6 監督・検査

本件では、成果物を確認して「検査報告書」が作成されている（確認のために提出された成果物の写真が添付されている）。また、検査員らによる「委託業務成績評定表」及び「委託業務採点表」には具体的な記載がなされている。さらに、監督員から提出されている「委託業務完了届による指摘事項確認書」にも、具体的に指摘事項が記載されている。

第6節 農業集落排水施設三和・日応寺地区連絡管理設詳細設計ほか業務委託契約

第1 契約の概要

件名	農業集落排水施設三和・日応寺地区連絡管理設詳細設計ほか業務委託 [148]
契約目的	農業集落排水施設三和・日応寺第1 処理場と三和・日応寺第2 処理場の統合にあたり、管路施設の設計業務及び測量業務を委託するもの。
契約年月日	R2.6.23
許容価格	非公表
契約金額	20,020,000 円
落札率	—
契約方法	単独随意契約（自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
随意契約理由	本業務は、農業集落排水施設三和・日応寺第1 処理場と三和・日応寺第2 処理場の統合にあたり、管路施設の設計及び測量を行うものである。 本業務においては、農業集落排水施設に関する準拠すべき要綱や通達等を熟知しているとともに、国及び県の審査等に対応できるだけの知識と経験が必要となる。 岡山県土地改良事業団体連合会（以下「県土連」という。）は、土地改良法の定めるところにより、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、共同の利益を増進することを目的として設立が認められた「公法人」であり、本市の農業集落排水施設 29 地区すべての計

	<p>画概要書や設計業務を行っていることから、農業集落排水施設に関する十分な知識と経験を有している。</p> <p>また、本業務は平成 30 年度に県土連が受注した農業集落排水施設三和・日応寺地区計画概要書作成業務委託を基に詳細設計を行うことから、設計基準を承知した県土連でなければ本業務の円滑な遂行ができない。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約を行おうとするものです。</p>
指名業者数	1
入札業者数	1
担当課	下水道河川局下水道施設整備課
契約相手方	岡山県土地改良事業団体連合会

第2 監査対象として選定した理由

高額の単独随意契約であるため、受注者の選定が適正に行われているか、適正な価格での契約となっているか等を検討するため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 設計金額の積算

担当課に対するヒアリングによると、本業務委託の概略設計である「概要書作成業務委託」の成果を基に、「農業集落排水施設標準積算指針（令和元年度改訂版）」、「令和元年度業務関係積算基準及び歩掛」及び「業者見積」より必要な費目・数量を計上しているとのことである。

また、単価については、物価資料単価（一般財団法人建設物価調査会及び一般財団法人経済調査会）及び、「岡山県業務関係積算標準単価表」に基づき設定しているとのことである。

第4 契約相手方の選定

1 概略設計と詳細設計

担当課に対するヒアリングによれば、「概略設計」は、基本条件の整理を行い、事業の可能性や大まかな施工内容の検討及び課題の抽出を行うのに対し、本件委託業務の対象である「詳細設計」は、工事発注のための工法検討や図面作成等を行うものであり、抽出された課題を基に関係機関との協議や試験掘等を実施し、必要な条件をそろえた上で発注されるとのことである。

本件は、農業集落排水施設に関連する詳細設計を発注するものであり、概略設計を行った受注者が詳細設計を行うことにより円滑な遂行が可能になるとの随意契約理由には、一定の合理性があるともいえる。

しかしながら、概略設計を行った受注者が詳細設計を行うことにより、円滑な遂行が可能になるとはいつても、同種契約（東高前樋門改良ほか詳細設計等業務委託契約：参照番号 149）では、一般競争入札が実施されており、概略設計を行った業者とは別の業者が受注していることからすると、概略設計を行った業者であることは、必ずしも詳細設計を単独随意契約とする理由にはならないものといえる。

2 随意契約理由

本業務においては、農業集落排水施設に関する準拠すべき要綱や通達等を熟知しているとともに、国及び県の審査等に対応できるだけの知識と経験が必要となるとして、農業集落排水施設の特異性が受注者との間で単独随意契約を締結した主な理由とされているが、担当課の説明によると、受注者は、土地改良法の定めるところにより、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、共同の利益を増進することを目的として設立が認められた「公法人」であり、本市の農業集

落排水施設 29 地区全ての計画概要書や設計業務を行っていることから、農業集落排水施設に関する十分な知識と経験を有しているとのことであった。

担当課においては、受注可能性のある他の業者の有無を確認するため、業務実績情報データベース（テクリス）で市外業者も含めて検索を行った結果、以下の検索結果はいずれも本設計に必要な農業集落排水施設の統合のための詳細設計業務ではないと判断して、「実績なし」と判断したとのことであった。

検索条件	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の内容：調査設計業務 ・履行期間：業務完了日 2005 年～2020 年度の業務 ・フリーキーワード：農業集落排水施設 かつ 詳細 ・業務分野：農業土木
検索結果	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設調査業務委託（中日本建設コンサルタント株式会社） ・砺波市農業集落排水施設最適整備構想策定業務委託（株式会社日水コン） ・平成 24 年度美郷地区農業集落排水施設機能強化調査設計業務委託（ケーシーコンサルタント株式会社）

上記検索結果によれば、本件に完全に合致する実績の登録ではないものの、農業集落排水施設に関連する事業の実績を有する民間企業は存在しており、これらの民間企業も農業集落排水施設に関する知識と経験を有しているといえる。

したがって、上記検索結果から判明した関連業務の実績のみを参考にして直ちに単独随意契約を選択するのではなく、履行能力があると認められる業者が複数ある限りは競争入札を実施することを検討すべきである。そして、その前提として、上記随意契約理由記載の条件で応札可能な業者の有無を確認するため、客観的かつ慎重に調査すべきであり、調査の際には、調査の公正性・客観性を確保するため、一定の資格を満たす全ての業者を対象にして受注可能性を書面で照会し、書面で回答を求めたり、さらに履行能力についての調査の必要があれば、ヒアリング調査等を実施することも検討すべきである。

★★指摘 458

農業集落排水施設詳細設計等業務委託契約についても、競争入札を行うことを検討すべきであり、その前提として、随意契約理由記載の条件で応札可能な業者の有無を確認するための調査を実施すべきである。

第5 契約の変更

本件では、「耐震設計の追加に伴い、土質調査が必要となったため」として、変更委託契約が締結されている。

しかしながら、変更執行伺書及び変更支出負担行為明細書にも具体的な変更理由は記載されておらず、これでは真に契約の変更が必要であるか判断できない。変更執行伺書には、判断可能な程度に変更理由を記載すべきである。

★★指摘 459

変更執行伺書には、変更の要否について判断可能な程度に理由を記載すべきである。

第6 監督・検査

本件では、「検査報告書」が作成されている。また、検査員らによる「委託業務採点表」及び「委託業務成績評定表」では、各項目毎に採点がなされていた。ただし、検査員から提出されて

いる「委託業務検査による検査員指摘事項」では、特に具体的な指摘事項はないとされている。

第7節 東高前樋門改良ほか詳細設計等業務委託契約

第1 契約の概要

件名	東高前樋門改良ほか詳細設計等業務委託 [149]
契約目的	樋門改良及び雨水管整備のための詳細設計等を委託するもの。
契約年月日	R2.7.29
許容価格	18,282,000 円
契約金額	18,150,000 円
落札率	99.28%
契約方法	一般競争入札
入札参加資格	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内外区分 市内業者及び市内扱い業者 2 同種業務又は類似業務の履行実績 平成 17 年 4 月 1 日以降に、地方公共団体又は地方共同法人日本下水道事業団の発注した下記①から③の全ての業務を元請で契約し、完了した実績を有すること。（ただし、（一財）日本建設情報総合センターの運営する測量調査設計業務実績システム（TECRIS）に登録された実績に限る。） ①下水道に係る雨水排水計画の実施設計業務委託 ②下水道に係る中大口径推進の実施設計業務委託 ③下水道に係るゲート設置の実施設計業務委託 ※①～③の業務を一つの実績で満たす必要はない。 3 配置予定技術者の資格、業務の経験等 主任技術者及び照査技術者として、それぞれ、下水道法施行令第 15 条に規定された資格、又は RCCM（下水道部門）の資格を有する者で、公告に定める開札日時において、3か月以上継続して所属していることが確認できる者を配置すること。 4 その他契約の履行にあたって必要があると認める事項 6人以上の従業員を有していること。（上記配置予定技術者を含む。）
担当課	下水道河川局下水道施設整備課
契約相手方	株式会社極東技工コンサルタント 中四国支社
入札参加者数	7

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札であるにもかかわらず、落札率が極めて高率（99.28%）であることから、入札状況に不自然な点がないか確認し、また、より競争性を高めるための方策を検討するため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 設計金額の積算

1 積算方法

担当課に対するヒアリングによると、本業務委託の概略設計である「東高前概要設計業務委託」

の成果を基に、「令和元年度業務関係積算基準及び歩掛」及び入札参加が見込まれる業者3者から参考見積を取得して、必要な費目・数量を計上しているとのことである。

また、単価については、物価資料単価（一般財団法人建設物価調査会及び一般財団法人経済調査会）及び、「岡山県業務関係積算標準単価表」に基づき設定しているとのことである。

2 参考見積の取得

本件契約においては、上記のとおり、入札参加が見込まれる業者3者から参考見積を取得している。一般競争入札であるにもかかわらず、99.28%という極めて高率の落札率で落札されているが、そのような設計金額の積算過程にも要因があると思われる。

高い落札率が直ちに経済性・競争性を欠くことを意味するものではないが、入札参加が見込まれる業者からの参考見積の取得は、一般的に経済性を欠く設計金額の積算方法であり、できる限り避けるべきである。鈴木70頁においても、「予定価格を設定するために安易に入札参加が見込まれる業者から『参考見積』を徴することは、業者が本音価格を提示するとは考えられず、結局、割高な価格を基に予定価格を設定することにならざるを得ないので適当ではなく、直ちに止めるべきである。」と指摘され、これを改善すべき方向性として、「予算措置を講じて、その道の専門家であるコンサルタント等を活用する。」ことなどが紹介されている。

また、入札参加が見込まれる業者からの参考見積の取得は、単に経済性の問題だけではなく、設計金額の客観性・公正性の観点からも問題がある。

入札参加が見込まれる業者以外の業者からの参考見積取得が困難な場合には、上記のとおり、コンサルタント等の活用も選択肢となるが、費用の支出が必要となるため、契約規模によってはそのような選択が困難であることも多いと考えられる。しかし、契約担当者は、できる限り入札参加が見込まれる業者以外の業者からも参考見積を取得するよう努力すべきであるし、それが困難な場合であっても、入札参加が見込まれる業者からの参考見積の取得には弊害があることを念頭に置きながら、可能な限り客観性・公正性が担保された設計金額の積算を実施すべきである。

★★指摘 460

設計金額の積算に当たっては、入札参加が見込まれる業者からの参考見積の取得をできる限り避けるとともに、入札参加が見込まれる業者以外の市外業者等も含め、複数の業者から参考見積を取得するなど、可能な限り客観性・公正性が担保された設計金額の積算を実施されたい。

第4 契約相手方の選定

1 高落札率の理由

本件の落札率が高い理由に関して担当課からヒアリングしたところ、「概略設計を行った業者からの見積歩掛を予定価格算出時の参考としたために、落札率が高くなったのではないか」との回答であった。もっとも、入札状況の概要は下表記載のとおりであり、上記見積歩掛を取得した業者も本件の一般競争入札に参加しているが、入札額が落札者より高く（かつ、許容価格より高く）、落札するには至っていない。

業者	入札額（税抜）	結果
A（受注者）	16,500,000 円	落札
B（概略設計受注者）	17,000,000 円	※許容価格（16,620,000 円）超
C	17,500,000 円	同上
D	17,500,000 円	同上
E	18,000,000 円	同上

F	18,000,000 円	同上
G	18,000,000 円	同上

2 入札状況の検証

本件の入札については、上記契約概要欄記載のとおり、7 者の入札者があったことから一応の競争性が確保されているようにも見える。しかし、競争入札であるにもかかわらず、極めて高率の落札率で落札されている場合には、一般論としては、談合の可能性についても念頭に置いた上で検証すべき状況といえる¹⁷⁹。

談合の可能性の有無に関わらず、今後の入札事務の適正化・合理化のため、極めて高率の落札率となった原因については担当課において分析し、改善策について検討すべきである。また、その際、入札価格内訳書が提出されていれば、これを分析することが有用であるとされている（第 11 章第 2 節第 2-4 参照）。建設コンサルタント業務に関しては、低入札価格調査が実施される場合を除き、入札価格内訳書の提出を求める規定がないため、本件でも入札価格内訳書の分析・検討をすることはできなかったが、落札率が極めて高率となった場合にも入札価格内訳書の提出を求め、分析・検討する方法についても選択肢として検討すべきである。

★★指摘 461

競争入札において落札率が極めて高率となった場合、その原因について検証し、改善策を検討されたい。その際、入札者に対して入札価格内訳書の提出を求め、分析・検討する方法も選択肢として検討されたい。

第 5 契約の変更

1 第 1 回変更

本件では、「公園管理者及び地元との協議に不測の日数を要したため履行期間を延期するもの」（変更執行伺明細書の記載による）との理由により、履行期間が変更されている。この具体的内容について担当課に確認したところ、「協議箇所について、公衆用道路用地であったため、公園管理者等との協議は想定していませんでしたが、発注後に道路管理者協議を行う中で、公園緑地として管理されていることが判明し、協議箇所の植樹の調査及び撤去・復旧方法について公園管理者及び地元と協議を行うことになりました。」とのことであった。

しかしながら、発注前に現地を一度でも訪問等していれば土地利用状況等を把握することは可能であったはずである。当初の履行期間設定において、一次的な現地調査を行うなど十分な準備を行い、契約後において、安易に「不測」との理由による変更がなされないようにすべきである。

また、変更執行伺明細書の上記記載内容のみでは変更の要否について判断するには不十分である。変更執行伺明細書の変更理由は、変更の要否が判断可能な程度に詳細に記載すべきである。

★★指摘 462

当初の履行期間設定において、一次的な現地調査を行う等、十分な準備を行い、契約後において、安易に「不測」との理由による変更がなされないようにされたい。

¹⁷⁹ 鈴木 150 頁は、「談合が行われている場合には、予定価格の 100%に近い落札率になる。談合が存在すると 90%台後半の落札率になるのはこのようなメカニズムに基づく。」と述べる。

★★指摘 463

変更執行伺明細書の変更理由は、変更の要否が判断可能な程度に詳細に記載されたい。

2 第2回変更

本件では、第2回目の変更理由として「土質調査結果により、委託数量の変更を行うもの」（変更執行伺明細書の記載による）として、履行期間が変更されている。この具体的内容について担当課に質問したところ、「近隣のボーリングデータにより、発注時の調査数量を想定しておりましたが、現地の地質や地形条件が発注時の想定と異なっていたため、契約書第20条（条件変更等）に基づき設計変更を行っております。」とのことであった。

上記変更理由自体はやむを得ないものといえるが、変更執行伺明細書の上記記載内容のみでは変更の要否について判断するには不十分である。上記指摘と同様、変更執行伺明細書の変更理由は、変更の必要性・許容性が判断可能な程度に詳細に記載すべきである。

第6 前金払

本件では、契約書第37条に基づき前金払がなされている。その際、「前金払請求書」において対象金額等の確認が行われ、また、「保証証書（前金払保証）」の確認がなされている。

第7 監督・検査

本件では、「検査報告書」が作成されている。また、検査員らによる「委託業務採点表」及び「委託業務成績評定表」では、項目毎に平均より高い点数で採点がなされていた。ただし、検査員から提出されている「委託業務検査による検査員指摘事項」では、特に具体的な指摘事項はないとされている。

第8節 旧市民病院別館受変電設備改修他の設備設計業務委託契約**第1 契約の概要**

件名	旧市民病院別館受変電設備改修他の設備設計業務委託 [150]
契約目的	旧市民病院別館の受変電設備改修他の設計業務の迅速化を図るため。
契約年月日	R2.8.3
許容価格	2,178,000円
契約金額	2,167,000円
落札率	99.49%
契約方法	一般競争入札
入札参加資格	市内業者
担当課	都市整備局公共建築課
契約相手方	岡山県設備コンサルタント協同組合
入札参加者数	1

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札でありながら、1者のみの入札であり、かつ、落札率が極めて高率（99.49%）であることから、その原因を検討し、競争性を高める方策を検討する必要性が高いと考えたもの。

第3 設計金額の積算

担当課からのヒアリングによると、設計金額の積算は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「官庁施設の設計業務等積算基準（平成31年改定）」及び「官庁施設の設計業務等積算要領（平成31年改定）」により当該業務に従事する延べ時間数（業務人・時間数）を算定し、これに国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」における技術者の人件費単価を乗じて算定しているとのことであった。

第4 契約相手方の選定

1 一者入札

- (1) 1者のみの入札であったため、その原因について担当課からヒアリングしたところ、「入札参加業者は5者程度の参加を見込んで参加条件を定めています。今回は実績、配置予定技術者の資格等を求めておらず、市内業者だけで十数者あるため市内業者を条件としています。」との回答であった。
- (2) 第2部第5章第6節第1-2-(2)において述べたとおり、岡山市建設コンサルタント業務等一般競争入札実施要綱第4条第1項第3号の「入札参加可能者数」は、当該入札について具体的に「入札参加可能」な者、すなわち事前に入札意思を表明するなど、入札参加が可能である旨が確認された者を意味するものと解するべきである〔指摘76〕。しかし、担当課の回答内容の「入札条件設定の際には5者程度の参加を見込んで参加条件を定めています。今回は実績、配置予定技術者の資格等を求めなく、市内業者だけで十数者あるため市内業者を条件としています。」ということでは、単に入札参加資格を有する業者の数を確認したというのに過ぎず、実際に「入札参加可能者数」を確認したものではない。

また、上記実施要綱第4条第1項第3号においては、入札参加資格における「地域要件」の設定について、まず市内業者を原則とし、市内業者だけでは当該入札に参加可能な者の数（入札参加可能者数）が5者に満たない場合又は競争性が十分に確保できないときは「市内業者」及び「準市内業者」を対象とし、それでも入札参加可能者数が5者に満たない場合又は競争性が十分に確保できないときは「市内業者」、「市内業者」及び「市外業者」を対象とすることになっている。しかし、本件は結果的に1者のみの入札となっていることから、客観的に「競争性が十分に確保」されたものとは評価できない。

担当課からの説明によると、「本市の建築設計業務委託は、市内業者の保護と健全な育成を目的としているため、市内業者を優先しています。不落等の事象がおこれば準市内、市外へと拡大します。」とのことであった。自治体の政策として「市内業者の保護と健全な育成」が考慮されるべき要素の一つであることを否定するものではないが、第2部第2章第2節第2-2-(2)において述べたとおり、「いわゆる『地域要件』の設定については、公共調達の基本原則である競争性の確保の観点から、地域産業の育成の必要性に配慮しつつも、十分な応札可能者を確保することが前提とされている」のであり、競争性の確保が優先される。

入札実施状況において、形式的に一者入札となっている以上、客観的には上記実施要綱第4条第1項第3号の「競争性が十分に確保できない場合」に当たる状況であることは明らかであり、単に入札参加資格を有する名簿登載業者の数を基準とするだけでは、十分な競争性が確保できないことを裏付けている。また、「不落等の事象」が起こらない限り地域要件の緩和をする必要がないかのような理解は誤りであり、そのような取扱いは上記実施要綱第4条第1項第3号の解釈・適用を誤っているものといわざるを得ない。

したがって、次回同種業務の入札を実施する場合には、実質的競争性の確保のため、上記実施要綱第4条第1項第3号イ及びウに基づき、事業所所在地資格を「準市内業者」又は「市

外業者」まで緩和すべきである。

★★指摘 464

次回同種業務の入札実施時には、事業所所在地資格を「準市内業者」又は「市外業者」まで緩和されたい。

2 契約保証人

(1) 金銭保証の原則

本件では、契約保証人が選択されている。しかし、第2部第2章第4節第2及び第7章第1節第1でも述べたとおり、契約保証については、契約保証金の納付（金銭保証）を原則とすべきであり、運用面においても、契約の履行を確保する必要性が特に高く、かつ、契約保証人の履行能力が確実に保証されていることが客観的に確認された場合等、真にやむを得ない場合に例外的に契約保証人を許容する運用に変更すべきである [指摘 122]。

本契約における契約の履行を確保する必要性に関しては、担当課からの説明によれば、「当該施設は完成から30年以上経過しており、その間受変電設備の改修は行われていませんでした。建築物のライフサイクルコスト（建築保全センター編集）によると、受変電設備のライフサイクルコストは25年程度であり、既に寿命を超過しているため当該施設の受変電設備は故障発生可能性があります。岡山市医師会が医療検査を24時間体制で行っている当該施設の重要性を鑑みると、受変電設備故障による停電の発生が許容できないのは明らか」であることから、「故障が発生する前に早急な改修工事を実施する必要がある、必要な設計の完遂（契約の履行）は通常の契約に比して『特に高い』と判断している」とのことであった。

(2) 契約保証人の適格性審査

本件の契約保証人は、事業協同組合である受注者の組合員である。事業協同組合は、共同で事業を請け、組合員が協力して事業を実施するものであるが、他方で、契約保証人は、受注者が委託事業を履行できない場合に、受注者に代わって履行する義務を負う。

事業協同組合が受注した事業は、上記のとおり、組合員が協力して実施することになるのであるから、事業協同組合が履行不能となった場合、組合員にとっても履行不能であることを意味するのが通常である。すなわち、事業協同組合である受注者が事業を履行できない場合には、当然、その組合員にも履行を期待できないものと考えられる。

したがって、事業協同組合が受注者の場合において、契約保証人を当該事業協同組合の組合員とすることは認めるべきではない。

契約保証人を付する必要性に関する担当課の説明は上記のとおりであり、その内容自体には合理性が認められると考えるが、そうであれば、契約保証人候補者の履行能力についてさらに慎重な判断が求められたというべきであり、契約保証人を付する必要性が「特に高い」にもかかわらず、受注者組合の組合員を契約保証人として承認した措置は不適切であったと評価せざるを得ない。契約保証人の適格性については、求められる責務の重要性に鑑み、厳格に審査すべきである。

★★指摘 465

事業協同組合が受注者の場合において、契約保証人を当該事業協同組合の組合員とすることは承認しないこととされたい。

★★指摘 466

契約保証人を付する必要性が特に高い場合、契約保証人の適格性は厳格に審査されたい。

第5 監督・検査

1 再委託の管理

- (1) 本件委託業務に関しては、「岡山市建築設計業務委託仕様書」（いわゆる仕様書）が作成されているが、その「第2 設計業務委託仕様」の「3 設計業務の実施」〔(7) 再委託〕「ウ」には、「受注者が再委託する場合において、受注者は、発注者に協力設計事務所名簿を提出するとともに、協力設計事務所に対し適切な指導、管理のもとに設計業務を遂行すること。」と記載されている。

以上に基づき、受注者から提出された「建築設計業務計画書」において「協力設計事務所名簿」に受注者の理事長が代表を務める協力設計事務所が1者記載されており、その「協力する範囲」は「一式」とされている。

- (2) 上記仕様書の記載からも明らかであるとおり、「協力設計事務所」は再委託先として位置付けられており、本契約に関する「建築設計業務委託契約書」第12条第1項において、「受注者は、委託業務の全部を一括して、又は設計仕様書において指定をした主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」とされているのであるから、事前承諾に当たり、かかる禁止事項に当たらないか否かの審査が必要である。また、同条第2項本文には、「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」とされ、再委託を行う場合には、岡山市による事前の承諾を必要とする旨が規定されており、この点についての審査も必要である。

本件では、受注者の理事長が代表を務める事務所が協力設計事務所として「一式」の再委託を受けており、この規程に抵触する可能性が容易に想定される事案といえる。

したがって、担当課は、「建築設計業務計画書」に「協力設計事務所」への再委託に関する記載がある以上、その段階で受注者に対して、再委託業務の内容を確認し、禁止事項に当たらないことを確認した上で、受注者に対して明示の承諾を行う必要があったといえる。また、かかる承諾については、その有無を明確にするため、文書で行うべきである。

なお、「建築設計業務計画書」は、再委託の承諾を求める趣旨の文書ではないので、本来、再委託の事前承諾に際しては、受注者より再委託の承諾に関する申請書（再委託先、再委託業務の内容、再委託料等を記載させたもの）を別途提出させ、これに対して文書により承諾を行うという手順が望ましい。

★★指摘 467

「協力設計事務所」への再委託については、契約書第12条第2項本文に基づき、再委託業務の内容を確認し、禁止事項に当たらないことを確認した上で、受注者に対して文書により事前承諾をする取扱いとされたい。

2 検査

本件では、「検査報告書」が作成されており、成果物の写真の添付がなされている。また、検査員らによる「委託業務採点表」及び「委託業務成績評定表」では、各項目毎に採点がなされていた。ただし、検査員から提出されている「委託業務検査による検査員指摘事項」では、ほとんどの項目で「特に問題なし」と記入されている。監督員記載の「委託業務完了届による指摘事項確認書」では、具体的に指摘がなされている。

第9節 汚水管理設基本設計等業務委託（7 契約）

第1 契約の概要

件名	平井三丁目地内 ほか汚水管理設 基本設計業務委 託（その1） [152]	牟佐地内汚水管 埋設実施設計業 務委託（その1） [169]	土田地内ほか汚 水管理設詳細設 計業務委託（そ の6）[175]	今保地内汚水管 埋設詳細設計業 務委託（その 15）[194]	藤崎地内ほか汚 水管理設詳細設 計業務委託（そ の11）[199]
契約目的	上記各地内の汚水管理設のための基本設計又は実施（詳細）設計を委託するもの				
契約日	R2.8.3	R2.9.28	R2.11.9	R3.2.4	R3.2.2
許容価格	8,316,000 円	14,619,000 円	8,371,000 円	8,514,000 円	9,746,000 円
契約金額	6,618,647 円	11,636,582 円	6,659,618 円	6,777,650 円	7,754,890 円
落札率	79.59%	79.60%	79.56%	79.61%	79.57%
契約方法	一般競争入札				
入札参加資格	後述のとおり				
担当課	下水道河川局下 水道管路整備課	下水道河川局下 水道管路整備課	下水道河川局下 水道管路整備課	下水道河川局下 水道管路整備課	下水道河川局下 水道管路整備課
契約相手方	株式会社荒谷建 設コンサルタント 岡山支社	株式会社オース イエンジニアリ ング	株式会社三水コ ンサルタント岡 山事務所	株式会社サンワ コン岡山支店	内海建設コンサル タント株式会 社
入札参加者数	14	7	7	13	15
最低制限価格 での入札者	13	5	7	11	13
入札状況	1 者以外全て最 低制限価格で入 札したため、く じ引きを実施	2 者以外全て最 低制限価格で入 札したため、く じ引きを実施	全て最低制限価 格で入札したた め、くじ引きを 実施	2 者以外全て最 低制限価格で入 札したため、く じ引きを実施	2 者以外全て最 低制限価格で入 札したため、く じ引きを実施
契約変更	なし	1 回	1 回	1 回	なし

件名	湊地内汚水管理 設基本設計業務 委託（その5） [200]	米田地内他汚水 管理設基本設計 業務委託（その 1）[207]
契約目的	上記各地内の汚水管理設のための 基本設計を委託するもの	
契約日	R3.2.5	R3.3.18
許容価格	8,030,000 円	10,692,000 円
契約金額	6,390,552 円	8,510,342 円
落札率	79.58%	79.60%
契約方法	一般競争入札	
入札参加資格	後述のとおり	

担当課	下水道河川局下 水道管路整備課	下水道河川局下 水道管路整備課
契約相手方	株式会社間瀬コ ンサルタント大 阪支店	株式会社極東技 工コンサルタン ト中四国支社
入札参加者数	15	17
最低制限価格 での入札者	10	16
入札状況	5 者以外全て最 低制限価格で入 札したため、く じ引きを実施	1 者以外全て最 低制限価格で入 札したため、く じ引きを実施
契約変更	1 回	なし

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札が実施されているが、最低制限価格付近に大多数の入札が集中した結果、くじ引きにより落札者が決定しているため、入札状況に問題がないか、最低制限価格制度の実施状況に問題がないか等を検討するため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 設計金額の積算

本節で取り上げた契約は、いずれも下水道管の埋設設計業務であり、下水道用設計標準歩掛、労務単価については、「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価について」といった客観的な積算根拠が用いられている。ただし、定型的な積算基準が用いられていることにより、許容価格及び最低制限価格を入札参加者から容易に推測される状態になっている点については後述する。

第4 契約相手方の選定

1 入札参加資格要件

(1) 入札参加資格

本節において取り上げた契約は、いずれも建設コンサルタント業務等入札参加資格要件調整会議設置要綱第6条第2項(1)の「定例的なものその他類似業務の間で入札参加資格要件を調整する必要のないもの」にあたるとして、令和2年度標準「入札参加資格要件」が適用されている。これによると、「基本設計、実施設計及び詳細設計（特殊工法）」の入札参加資格要件は、以下のとおりである。

1 市内外区分

市内業者、市内扱い業者、準市内業者又は市外業者

2 同種業務又は類似業務の履行実績

準市内業者又は市外業者については、平成17年4月1日以降に、岡山市の発注した污水管理設基本設計業務を元請で契約し、完了した実績を有すること。

3 配置予定技術者の資格、業務の経験等

主任技術者及び照査技術者として、それぞれ、日本下水道事業団法施行令第4条第1項に定める第一種又は第二種技術検定合格者（ただし、下水道に関する技術上の実務経験を1年以上有する者に限る）若しくは下水道部門に係る技術士又は登録技術部門が下水道部門である RCCM が公告に定める開札日

時において、3か月以上継続して所属していることが確認できる者を配置すること。

4 その他契約の履行にあたって必要があると認める事項

6人以上の従業員を有していること。(上記配置予定技術者を含む。)

(2) 入札参加資格の標準化

上記標準「入札参加資格要件」は、地域要件等を標準化するものであるが、これが速やかに見直されるべきであることについては、第2部第5章第6節第1-2-(5)で述べたとおりである [指摘78]。

そもそも、自治令第167条の5の2は、地域要件を定めることができる場合を、契約の性質や目的により、「当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるとき」としてしている。すなわち、自治令第167条の5第1項が資格制限を認め、同第167条の5の2は、その上で「特に必要があると認めるとき」に限り「更に」地域要件を設けることができるとしていることに鑑みれば、建設コンサルタント業務等に係る委託契約毎に、地域要件を設けるべき「特に必要があると認めるとき」にあたる事情があるかを審査する必要がある、入札の都度、地域要件の必要性が明らかにされなければ、その設定は控えられるべきである。

したがって、上記各契約においても、地域要件を設けるべき「特に必要があると認めるとき」に当たる事情があるか否かにつき、建設コンサルタント業務等入札参加資格要件調整会議において個別具体的に審査すべきである [指摘79]。

(3) 準市内業者及び市外業者に対する要件加重

上記入札参加資格の「2 同種業務又は類似業務の履行実績」において、「準市内業者又は市外業者」についてのみ、「平成17年4月1日以降に、岡山市の発注した汚水管理設基本設計業務を元請で契約し、完了した実績を有すること」との要件が加重されている。準市内業者又は市外業者について上記の要件が加重されている理由につき、担当課にヒアリングしたところ、「設計に関する岡山市独自の基準があるため、岡山市発注業務の実績を求めています。下請けの実績では、総合的企画や技術的判断が期待できないからです。」とのことであった。

しかし、「岡山市独自の基準」が特別なものであり、岡山市から受注・終了実績のある者でなければ発注することができないというのであれば、同様の要件を市内業者にも課す必要があるのであって、準市内業者及び市外業者の場合のみ実績要件を加重することを正当化する理由とはならない。

すなわち、そもそも上記のような要件は、自治令第167条の5の2に基づき設定することが許容されているものであるが、担当課の上記説明によるものである限り、準市内業者及び市外業者にのみ要件を加重することが、「契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるとき」に当たるものとは評価できない。

したがって、準市内業者及び市外業者にのみ実績要件を加重する標準「入札参加資格要件」は、自治令第167条の5の2に抵触する疑いが強いと認め、速やかに改められるべきである。

★★指摘468

準市内業者及び市外業者にのみ実績要件を加重する標準「入札参加資格要件」は、自治令第167条の5の2に抵触する疑いが強い。速やかに改められたい。

(4) 実績要件

入札参加資格においては、(準市内業者及び市外業者についてのみではあるが)上記のとおり「平成17年4月1日以降に、岡山市の発注した汚水管理設基本設計業務を元請で契約し、

完了した実績を有すること」との要件が課されている。かかる要件を設けている理由についての担当課の説明は、上記のとおり、「設計に関する岡山市独自の基準があるため、岡山市発注業務の実績を求めています。下請けの実績では、総合的企画や技術的判断が期待できないからです。」とのことであった。

しかし、「岡山市独自の基準」があるからといって、「岡山市発注業務の実績」がない限り履行不可能ということとはできないし、そもそも、そのような基準は広く公表されるべきであって、履行能力ある業者であれば誰でも基準に則って業務を履行できる環境を整えることこそが先決である。また、「岡山市独自の基準」を理由とし、同種業務について上記要件を設けている限り、実績を有する業者は必然的かつ半永久的に限定され、決して増えることはないのであるから、同種業務の競争性確保の観点からも、新規参入業者の受注機会の拡充の観点からも不適切である。仮に「岡山市独自の基準」が限られた業者しか対応できないものであるとするならば、そのような限られた業者のみが対応可能な「暗黙知」に依存した発注は、競争性の確保や新規参入業者の受注機会の拡充の観点から不適切であるだけでなく、公共調達公正性及び持続可能性の観点からも問題があると考えられる。なお、実績要件に関しては、令和3年9月24日閣議決定「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」11頁において、「国等は、役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。」とされている。また、総務省行政評価局「契約における実質的な競争性の確保に関する調査－役務契約を中心として－」29頁では、「官公庁等からの受注実績があること、特定の資格等があること、比較的長期間の実務経験があることなどを応札条件等として求めているものについては、それらの条件が応札者等にとって過度の制約とならないよう必要最小限のものとする。」とされている。

2 最低制限価格への入札の集中

(1) 最低制限価格への入札の集中

本節で取り上げた契約は、いずれも一般競争入札により落札者を決定しているが、入札においては、ほとんどの入札者が最低制限価格での入札に集中しており、結果として全ての契約でくじ引きにより落札者が決定しているが、これは、定型的かつ客観的な積算基準が用いられていることにより、入札参加者から容易かつ正確に許容価格を推測され、ひいては最低制限価格が推測されていることによるものである。

このような状況は、本来であれば、需給バランスをも加味した市場価格を反映させた具体的かつ適切な積算を実施する能力を有しない事業者であっても、くじ引きによって受注することになってしまう可能性があり、ダンピング受注を防止するとの最低制限価格制度の意義が没却されてしまうこと、また、くじ引きによる落札者の決定は、入札がいわば運任せになり、結果として技術力・経営力に優れた業者の努力が報われない状況を招くという問題をも孕んでいることは、第2部第5章第6節第1-4-(3)で述べたとおりである。

(2) 変動型最低制限価格制度の導入

そこで、第2部第5章第1節第6で述べたとおり、ダンピング受注防止という目的と競争性の確保を両立させる方策として、変動型最低制限価格制度を導入すべきである [指摘35]。

3 変更契約

(1) 本節において取り上げた以下の契約については、「変更支出負担行為明細書」等各種文書の記載によれば、下表記載の理由で履行期間延長の契約変更が行われている。

件名	変更理由
牟佐地内汚水管理設実施設計業務委託 (その1) [169]	地下埋設物管理者との協議に不測の日数を要するため

土田地内ほか汚水管理設詳細設計業務委託 (その6) [175]	地下埋設物管理者との協議に不測の日数を要するため
今保地内汚水管理設詳細設計業務委託 (その15) [194]	第1回：地下埋設物管理者との協議に不測の日数を要するため 第2回：工法検討の結果、設計延長を変更するもの
湊地内汚水管理設基本設計業務委託 (その5) [200]	河川管理者との協議に不測の日数を要したため

- (2) 上記のうち、牟佐地内汚水管理設実施設計業務委託 (その1) [169] の変更理由である「地下埋設物管理者との協議」とは、担当課へのヒアリングによると、「NTT・水道局と下水道管の埋設位置や深さについての協議を行った」とのことであったが、計画段階で地下埋設物があることはあらかじめ想定されていたはずであり、慎重に計画を策定することで回避できた変更であったものと思われる。
- (3) 土田地内ほか汚水管理設詳細設計業務委託 (その6) [175] の変更理由である「地下埋設物管理者との協議」とは、担当課へのヒアリングによると、「水道局・岡山ガスと下水道管の埋設位置や深さについての協議を行った」とのことであったが、こちらも同様に計画段階で地下埋設物があることはあらかじめ想定されていたはずであり、慎重に計画を策定することで回避できた変更であったものと思われる。
- (4) 今保地内汚水管理設詳細設計業務委託 (その15) [194] の第1回目の変更理由「地下埋設物管理者との協議に不測の日数を要するため」は、担当課に対するヒアリングによると、「下水道管を道路に埋設する計画を行う上で、既設水道管が支障となることから、水道局と水道管の移設協議を行ったもの。」とのことであったが、これも計画段階で地下埋設物があることはあらかじめ想定されていたはずであり、慎重に計画を策定することで回避できた変更であったものと思われる。また、担当課からの説明によると、「工期の変更については、地下埋設物があるのは、事前に把握していたが、下水道の計画図を受注者により作成してから、移設が必要か不要かを地下埋設物管理者と移設協議を行うため、移設範囲が想定より広くなり、移設協議に日数を要したものと及び、追加路線の設計検討にも追加の期間が必要となったもの。」とのことであったが、「既設水道管の移設が必要か不要か」の検討が設計業務発注の前提となるのであれば、本来、その調査を実施した上で発注すべきであり、変更契約を前提とした発注をすること自体が事業の進め方として適正といえるか疑問がある。

なお、第2回目の変更理由「工法検討の結果、設計延長を変更するもの。」についてヒアリングしたところ、「詳細設計 (開削工法) 設計延長 L=520m 変更設計延長 L=300m」、「詳細設計 (推進工法) 設計延長 L=130m 変更設計延長 L=350m」との回答であったが、これだけでは、変更契約を認めるべき「やむを得ない理由」があるといえるのか判断することは困難と思われる。また、担当課の説明によると、「金額の変更については、業務箇所の隣接地が民間開発されたことにより、追加の設計区間が生じたこと及び、業務の中で開削工法・推進工法を決定することから、変更は避けられない。」とのことであったが、この点についても、変更契約による対応を前提とした発注自体が適正といえるか疑問がある。変更契約はあくまでも「やむを得ない場合」にのみ許容されるものであり、できる限り変更契約が必要ないよう、綿密に事業計画を検討すべきである。

- (5) 湊地内汚水管理設基本設計業務委託 (その5) [200] の変更理由「河川管理者との協議に不測の日数を要したため」について、担当課に誰とどのような協議をしていたか等把握しているかヒアリングしたところ、単に「把握しています。」との回答であり、具体的な回答はなかった。いずれにしても、計画段階で河川管理者と協議が必要であることはあらかじめ想定されていたはずであり、慎重に計画を策定することで回避できた変更であったと思われる。

- (6) また、上記のような変更執行伺書等の各記載だけでは、そもそも契約変更の必要性・許容性を判断することはできない。変更執行伺書には、契約変更の必要性・許容性を判断するに足りるだけの具体的な理由を記載すべきである。

★★指摘 469

事前に予測可能であった事情による契約変更を防止することを目的として、発注前に現地調査や関係者との綿密な協議を行う等、十分な準備を行い、契約後において、安易に「不測」との理由による変更がなされないようにされたい。

★★指摘 470

変更執行伺書の記載から変更の必要性及び許容性が判断できるよう変更理由を具体的かつ詳細に記載されたい。

4 契約保証

(1) 契約保証人の選択

本節において取り上げた各契約の契約保証に関する契約保証金・契約保証人についての選択状況は下表のとおりである。

件名	契約保証条件
平井三丁目地内ほか汚水管理設基本設計業務委託（その1）[152]	契約保証人
牟佐地内汚水管理設実施設計業務委託（その1）[169]	契約保証人
土田地内ほか汚水管理設詳細設計業務委託（その6）[175]	契約保証金（公共工事履行保証証券による保証）
今保地内汚水管理設詳細設計業務委託（その15）[194]	契約保証人
藤崎地内ほか汚水管理設詳細設計業務委託（その11）[199]	契約保証人
湊地内汚水管理設基本設計業務委託（その5）[200]	契約保証金（履行保証金による保証）
米田地内他汚水管理設基本設計業務委託（その1）[207]	契約保証人

上記には、契約保証人が選択されている契約が複数含まれているが、第2部第2章第4節第2及び第7章第1節第1において述べたとおり、契約保証については契約保証金の納付（金銭保証）を原則とすべきであり、運用面においても、契約の履行を確保する必要性が特に高く、かつ、契約保証人の履行能力が確実に保証されていることが客観的に確認された場合等、客観的に「やむを得ない理由」があると認められる場合に例外的に契約保証人を許容する運用に変更すべきである [指摘 122]。

(2) 契約の解除により契約保証人に履行を求めたが保証履行不能とされた事案

ア 本節において取り上げた契約のうち、牟佐地内汚水管理設実施設計業務委託（その1）[169]については、履行中に受注者から、担当者が長期入院し、期間内での業務履行が困難であるとして、契約解除の申出書が提出され、結局、契約が解除されるに至っている。解除に至る経緯の概要は下表記載のとおりである。

令和2年9月28日	委託契約締結。
令和3年1月22日	初回打合せ。業務内容について協議。
令和3年2月15日	第2回打合せ。
令和3年2月22日	受注者より委託履行期間の延長願が提出。

令和3年3月8日	受注者と履行期間の変更契約を締結。(～令和3年7月30日まで)
令和3年3月17日 ～同年6月25日	第3回～第8回打合せ。
令和3年6月30日	受注者来課。 市から指摘を受けた基本設計の見直しについて確認を行ったところ、見直しができおらず、業務を進めるためには見直しが必要であり、見直すには相当な時間を必要とするが、設計担当者が長期入院になるため、今後業務を進めても期間内の履行が困難であるとして、契約解除の意向を示す。
令和3年7月5日	受注者より契約解除申出書が提出され、受理。

イ 契約相手方との契約が解除された後、いざ契約保証人に対して保証債務の履行を求めたところ、契約保証人から「現在受注している業務量が多大であり履行期間内で業務を完了することが不可能なため」との理由により「保証不能申出書」が提出されている。

そもそも、建設コンサルタント業務等、履行期間がある程度長期間になる業務においては、履行期間が経過する間に事情が変わることは容易に想像されることである。したがって、契約保証人が履行保証債務を負うといっても、受注者に代わって契約保証人が履行を完了することが現実には難しい場合は容易に想定できるのであり、こうした理由からも、契約保証は、契約保証人ではなく、原則として契約保証金を選択すべきであるし、契約保証金か契約保証人かはそもそも二者択一の選択ではない。すなわち、契約保証人が立てられた場合であっても、契約保証金を免除するか否かは慎重に判断される必要がある。

本件では、委託料の10分の1を違約金として請求し、受領したとのことである（市規則第47条の5第2項第1号、第31条第1項）。なお、担当課の説明によれば、本契約については、令和3年度において、新たに契約を締結し、履行中とのことであった。

ウ 担当課に対して、保証契約の帰趨について確認したところ、「本契約が解除になったため、保証契約の解除は行っていません。」との回答であった。

しかし、契約相手方との本契約について解除されたからといって、保証契約が当然に終了するものではないと考えられる。本契約の解除等の場合に備えて契約保証人との保証契約が締結されているのであるから、本契約が解除された場合に保証契約も当然終了するのであれば、保証契約の意味が全くない。

本件においては、本契約について、上記のとおり、受注者から違約金の支払いを受けているということであるが、そもそも違約金の支払いは契約保証金の「没収」に代替する趣旨のものであるに過ぎず（市規則第47条の5第7項）、それによって契約保証人の保証債務が免除されることになると解すべき理由はないし、また、市規則第47条の5第6項は、違約金の支払いに加えてさらに損害賠償請求をすることができる旨を規定していることなどに鑑みると、やはり受注者からの違約金の支払いによって保証債務が消滅すると解すべき根拠はないものといえる。

したがって、契約保証人との間における保証契約についても、別途、解除・解約等の処理が必要であり、また、契約相手方に対して違約金請求をしているのと同様、契約保証人の履行不能に関する損害賠償請求の可否についても検討すべきである。なお、契約保証人との保証契約書には、違約金等に関する規定はないものの、本来、契約保証人との保証契約においても違約金等に関する規定が必要と考える。この点については、第2部第7章第6節第1を参照されたい〔指摘138〕。ただし、契約保証人も保証契約についての「契約の相手方」である以上、市規則第47条の5の適用可能性があるため、この点については慎重に検討すべきである。

★★指摘 471

契約保証人との保証契約についても解除・解約等の処理をすべきであり、併せて保証債務の履行不能に基づく損害賠償請求についても検討されたい。

第10節 西ふれあいセンター特定天井改修の建築設計業務委託

第1 契約の概要

件名	西ふれあいセンター特定天井改修の建築設計業務委託 [164]
契約目的	西ふれあいセンター特定天井改修の建築設計業務の迅速化を図るため。
契約年月日	R2.9.9
許容価格	2,530,000円
契約金額	2,530,000円
落札率	100%
契約方法	一般競争入札
参加資格	1 市内外区分 市内業者又は市内扱い業者 2 同種業務又は類似業務の履行実績 なし 3 配置予定技術者の資格、業務の経験等 公告に定める開札日時において、3か月以上継続して所属していることが確認できる一級建築士の資格を有する者を1名以上配置すること。 4 その他契約履行に当たって必要があると認める事項 なし
入札業者数	2
担当課	都市整備局公共建築課
契約相手方	株式会社ユー・ディ・ディ設計

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札でありながら、2者のみが入札であり、かつ、落札率が100%であることから、入札状況に不自然な点がないか確認し、また、より競争性を高めるための方策を検討するため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第3 設計金額の積算

1 客観的な積算基準

担当課からのヒアリングによると、人件費単価については、「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価について」（岡山市公式ホームページ等にて公表）が用いられ、歩掛に関しては、国土交通省は大臣官房官庁営繕部による「官庁施設の設計業務等積算基準（平成31年改定）」及び「官庁施設の設計業務等積算要領（平成31年改定）」を根拠に算定されているとのことである。

2 詳細な「数量総括表」

本件では、金抜きの「建築設計業務委託数量総括表」が作成されており、内容も単純な計算内

容であることから、入札参加者は、これに上記積算基準における単価を当てはめることで、容易に許容価格を推測することができたと考えられ、その結果、入札者2者の入札価格はいずれも許容価格と同額となっていた。

本件における「数量総括表」のような詳細な見積参考資料の事前開示は、入札者に的確な見積を行わせることを可能とし、大企業に比して積算能力が相対的に低い中小事業者にも入札の機会を保障することができるという意味において合理性は認められるものの、落札率の高止まり防止、談合をはじめとする不正の排除の観点から、許容価格を事後開示している趣旨を没却するものである（ただし、本来、許容価格の公表と落札率の高止まり防止との間に直接的な因果関係はなく、競争性が確保されていないことの結果であることについては、第2部第10章第1節第2-2において述べたとおりである）。

このような詳細な見積参考資料の事前開示には、どのような事業者でもある程度形式的に価格を積算するだけで受注が可能となるため、多く事業者にとって入札が可能となり、競争性が増すというメリットはあるものの、他方で、本来であれば受注のために必要な、市場水準に基づいた適正な積算を行う能力を有しない事業者が受注してしまうリスクがある。

したがって、誰でも容易に許容価格を推測できるような詳細な見積参考資料の事前開示については、メリット・デメリットを踏まえた上で、再度その必要性・合理性を検証すべきである。もっとも、本件においては、競争性が増すどころか、入札参加者は2名のみであり、かつ、いずれも許容価格と同額による入札であったことから、明らかにデメリットが上回ったものと評価せざるを得ない。

★意見 151

詳細な見積参考資料の開示は、メリット・デメリットを踏まえた上で、契約の目的・性質等も踏まえ、必要性・合理性について検証されたい。

第4 契約相手方の選定

1 入札結果と入札参加資格

- (1) 本件の入札参加資格は、①市内業者又は市内扱い業者、②公告に定める開札日時において、3か月以上継続して所属していることが確認できる一級建築士の資格を有する者を1名以上配置すること、の2点である。
- (2) 本件の入札結果をみると、2者のみ入札であり、いずれも許容価格と同額での入札であったため、くじ引きによって落札者が決定されていた。

入札参加者を何者程度見込んでいたかについて担当課からヒアリングしたところ、「入札条件設定の際には5者以上での競争となることを確認していますが、何者からの入札があるかの見込みは立っていません。」との回答であった。

2 事業所所在地資格の緩和

第2部第5章第6節第1-2-(2)において述べたとおり、岡山市建設コンサルタント業務等一般競争入札実施要綱第4条第1項第3号の「入札参加可能者数」は、当該入札について具体的に「入札参加可能」な者、すなわち事前に入札意思を表明するなど、入札参加が可能である旨が確認された者を意味するものと解するべきである【指摘 76】。しかし、担当課からの回答にあるとおり、「入札条件設定の際には5者以上での競争となることを確認していますが、何者からの入札があるかの見込みは立っていません。」とうことでは、単に入札参加資格を有する業者の数を確認したというのに過ぎず、実際に「入札参加可能者数」を確認したものではない。

また、上記実施要綱第4条第1項第3号においては、入札参加資格における「地域要件」の設

定について、まず市内業者を原則とし、市内業者だけでは当該入札に参加可能な者の数（入札参加可能者数）が5者に満たない場合又は競争性が十分に確保できないときは「市内業者」及び「準市内業者」を対象とし、それでも入札参加可能者数が5者に満たない場合又は競争性が十分に確保できないときは「市内業者」、「市内業者」及び「市外業者」を対象とすることになっている。しかし、本件は結果的に2者のみの入札となっていることから、客観的に「競争性が十分に確保」されたものとは評価できない。

したがって、次回同種業務の入札を実施する場合には、実質的競争性の確保のため、上記実施要綱第4条第1項第3号イ及びウに基づき、事業所所在地資格を「準市内業者」又は「市外業者」まで緩和すべきである。

本件は、市内業者及び市内扱い業者のみを対象とするのではなく、「準市内業者」または「市外業者」まで事業所所在地資格を緩和した上で一般競争入札を実施すべき事案であったといえる。

★★指摘 472

次回同種業務の入札実施時には、事業所所在地資格を「準市内業者」又は「市外業者」まで緩和されたい。

第5 監督・検査

1 再委託の管理

(1) 本件委託業務に関しては、「岡山市建築設計業務委託仕様書」（いわゆる仕様書）が作成されているが、その「第2 設計業務委託仕様」の「3 設計業務の実施」〔(7) 再委託〕「ウ」には、「受注者が再委託する場合において、受注者は、発注者に協力設計事務所名簿を提出するとともに、協力設計事務所に対し適切な指導、管理のもとに設計業務を遂行すること。」と記載されている。

以上に基づき、受注者から提出された「建築設計業務計画書」において「協力設計事務所名簿」に2者の協力設計事務所が記載されている。

(2) 上記仕様書の記載からも明らかであるとおおり、「協力設計事務所」は再委託先として位置付けられているが、担当課に対して、再委託の状況につきヒアリングしたところ、「設計業務委託業者と協力設計事務所との契約関係までは確認していない」との回答であった。

しかし、本契約に関する「建築設計業務委託契約書」第12条第2項本文には、「発注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」とされ、再委託を行う場合には、岡山市による事前の承諾を必要とする旨が規定されているのであり、「契約関係を確認していない」のであれば、不適切と評価せざるを得ない。また、同条第1項において、一括再委託及び「設計仕様書において指定をした主たる部分」の再委託は禁止されているのであるから、事前承諾に当たり、かかる禁止事項に当たらないか否かの審査も必要である。

したがって、担当課は、「建築設計業務計画書」に「協力設計事務所」への再委託に関する記載がある以上、その段階で受注者に対して、再委託業務の内容を確認し、禁止事項に当たらないことを確認した上で、受注者に対して承諾を行う必要があったといえる。また、かかる承諾については、その有無を明確にするため、文書で行うべきである。なお、「建築設計業務計画書」は、再委託の承諾を求める趣旨の文書ではないので、本来、再委託の事前承諾に際しては、受注者より再委託の承諾に関する申請書（再委託先、再委託業務の内容、再委託料等を記載させたもの）を別途提出させ、これに対して文書により承諾を行うという手続が望ましい。

★★指摘 473

「協力設計事務所」への再委託については、契約書第 12 条第 2 項本文に基づき、再委託業務の内容を確認し、禁止事項に当たらないことを確認した上で、受注者に対して文書により事前承諾をする取扱いとされたい。

2 検査

本件では、成果物を確認して「検査報告書」が作成されている（確認のために提出された成果物の写真が添付されている）。また、検査員らによる「委託業務成績評定表」及び「委託業務採点表」には具体的な記載がなされている。さらに、監督員から提出されている「委託業務完了届による指摘事項確認書」にも、指摘事項が具体的に記載されている。

第 1 1 節 旭川合同用水路流量観測業務委託契約 他 27 契約

第 1 契約の概要

件名	旭川合同用水路 流量観測業務委託 [130]	(都) 下中野平 井線 (旭川工 区) 河川水位検 討業務委託 [138]	国道 250 号 (原 尾島横断歩道 橋) 塗膜調査業 務委託 [140]	県道掛畑虎倉線 (宿地区) 保安 林解除申請書作 成業務委託 [141]	(都) 米倉津島 線協議資料等作 成業務委託 [142]
契約目的	取水量の把握及 び河川管理者へ の報告のため。	(都) 下中野平 井線 (旭川工 区) における橋 梁下部工施工時 の仮設構造物設 置のため、最新 の資料を用いて 仮設時の水位を 設定し、河川協 議資料を作成す るものである。	工事発注に伴 い、既存塗膜に 有害物質等が含 有されているか を確認するた め。	本業務を委託す ることにより当 該路線の早期完 成を図るもの。	(都) 米倉津島 線にかかる関係 機関協議の円滑 化を図るため、 協議資料作成等 を委託する。
契約日	R2.4.1	R2.4.24	R2.4.23	R2.4.28	R2.5.13
許容価格	990,000 円 (非公表)	990,000 円 (非公表)	990,000 円 (非公表)	990,000 円 (非公表)	990,000 円 (非公表)
契約金額	990,000 円	990,000 円	990,000 円	990,000 円	990,000 円
落札率	100%	100%	100%	100%	100%
契約方法	指名見積合わせ (随意契約、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号)				
選定理由	後述のとおり				
担当課	北区役所農林水 産振興課	都市整備局東部 幹線道路建設課	都市整備局道路 予防保全課	北区役所土木農 林分室	都市整備局道路 計画課
契約相手方	西部技術コンサル タント株式会社	株式会社ウエス コ岡山支社	株式会社ウエス コ岡山支社	西部技術コンサル タント株式会	株式会社ウエス コ岡山支社

	社			社	
入札参加者数	5	3	3	3	3

件名	絵図町地区 地区計画策定業務委託 [143]	岡山建設残土センター跡地盛土嵩上検討業務委託 [146]	県道佐伯長船線料金所法面修正設計業務委託 [155]	県道佐伯長船線切土法面展開図作成業務委託 [156]	県道後楽園線(鶴見橋)防護柵補修検討業務委託 [157]
契約目的	地区計画策定のため、必要となる現況調査や資料の作成を行う。	計画盛土の嵩上に伴い、既存暗渠管の安全性および残土処分盛土法面の安定性の検討が必要となるため。	切土量を抑制するため、料金所法面の形状を見直す作業を行う。	法面修正設計に伴い、切土法面展開図の作成を行うことを目的とする。	鶴見橋の防護柵に生じたひびわれ、剥離の原因究明と対策工の検討を行うため。
契約日	R2.5.21	R2.6.5	R2.7.3	R2.7.3	R2.7.6
許容価格	990,000円 (非公表)	990,000円 (非公表)	990,000円 (非公表)	990,000円 (非公表)	990,000円 (非公表)
契約金額	990,000円	990,000円	990,000円	990,000円	990,000円
落札率	100%	100%	100%	100%	100%
契約方法	指名見積合わせ(随意契約、自治令第167条の2第1項第1号)				
選定理由	後述のとおり				
担当課	都市整備局都市計画課	都市整備局美作岡山道路建設事務所	都市整備局美作岡山道路建設事務所	都市整備局美作岡山道路建設事務所	都市整備局道路予防保全課
契約相手方	株式会社ウエスコ岡山支社	株式会社ウエスコ岡山支社	株式会社荒谷建設コンサルタント岡山支社	株式会社荒谷建設コンサルタント岡山支社	株式会社ウエスコ岡山支社
入札参加者数	2	3	3	3	3

件名	県道岡山玉野線(児島湾大橋)補修設計業務委託 [158]	北区御津中山地区地籍調査原図作成等業務委託 [159]	岡山西部総合公園(仮称)復元測量ほか業務委託 [161]	門型標識等個別施設計画策定業務委託 [166]	令和元年交通事故多発地点対策検討業務委託(その1) [168]
契約目的	児島湾大橋の鋼部材に生じた局所的な腐食について、早期に対策工を行い長寿命化を図るため。	土地の実態を的確に把握し、土地に関する諸行政の基本を確立すると共に、公共事業における測量の重複を省くため、地籍の明確化を図る。	岡山西部総合公園(仮称)整備事業に伴い現地復元測量と鳥観図の修正を行うもの。	岡山市が管理する門型標識等について、定期点検結果に基づいた長寿命化修繕計画を策定するもの。	令和元年度の交通事故多発地点14箇所内、岡山市管理道路の3箇所について交通事故対策を検討するもの。

契約日	R2.7.6	R2.7.21	R2.7.22	R2.7.31	R2.7.31
許容価格	990,000円 (非公表)	990,000円 (非公表)	990,000円 (非公表)	990,000円 (非公表)	990,000円 (非公表)
契約金額	990,000円	990,000円	990,000円	990,000円	990,000円
落札率	100%	100%	100%	100%	100%
契約方法	指名見積合わせ (随意契約、自治令第167条の2第1項第1号)				
選定理由	後述のとおり				
担当課	都市整備局道路 予防保全課	産業観光局農村 整備課	都市整備局庭園 都市推進課	都市整備局道路 港湾管理課	都市整備局道路 港湾管理課
契約相手方	復建調査設計株 式会社岡山支社	日進測量株式会 社	株式会社エイト 日本技術開発中 国支社	復建調査設計株 式会社岡山支社	株式会社エイト 日本技術開発中 国支社
入札参加者数	3	3	3	3	3

件名	橋梁点検新技術 調査検討業務委 託 [170]	小規模橋梁の保 全手法に関する 検討業務委託 [174]	県道岡山児島線 (大供三丁目地 内) 多目的柱移 設設計業務委託 [178]	路面電車延伸環 状化に伴う地下 構造物安定照査 等業務委託 [185]	大型カルバー ト・シェッド長 寿命化修繕計画 検討業務委託 [186]
契約目的	橋梁点検におけ る新技術のう ち、ドローン を用いた点検 技術について 、橋梁点検 での利用を 念頭に技術的 評価を行う	本業務は、岡山 市の現状や他 の先進自治体 の事例等を踏 まえ、小規模 橋梁の保全業 務を効率的に 進めるための 具体的な保全 方針・手法に ついて、検討 を行うもので ある。	本業務は、県道 岡山児島線自 転車走行空間 整備事業に伴 い、支障とな る多目的柱の 移設設計を行 うものである 。	路面電車の延伸 環状化区間に おいて、地下 構造物上に軌 道が敷設され ることに伴 い、電車荷重 に対する地下 構造物の安定 照査等を行う ことを目的と する	本業務は、岡山 市が管理する 大型カルバート ・シェッドに ついて、長寿 命化修繕計画 を策定する上 での必要な 検討を行う
契約日	R2.8.17	R2.9.7	R2.9.30	R2.10.6	R2.10.15
許容価格	990,000円 (非公表)	990,000円 (非公表)	990,000円 (非公表)	990,000円 (非公表)	990,000円 (非公表)
契約金額	990,000円	990,000円	990,000円	990,000円	990,000円
落札率	100%	100%	100%	100%	100%
契約方法	指名見積合わせ (随意契約、自治令第167条の2第1項第1号)				
選定理由	後述のとおり				
担当課	都市整備局道路 予防保全課	都市整備局道路 港湾管理課	北区役所地域 整備課	都市整備局交 通政策課	都市整備局道 路予防保全課
契約相手方	株式会社エイト 日本技術開発中 国支社	株式会社エイト 日本技術開発中 国支社	復建調査設計株 式会社岡山支社	株式会社エイト 日本技術開発中 国支社	株式会社ウエ スコ岡山支社

入札参加者数	3	3	3	3	3
--------	---	---	---	---	---

件名	桃太郎線 LRT 化（併用軌道区間）都市計画資料作成業務委託 [187]	市道田中平田線 設計業務委託 [188]	県道飯井宿線費用便益分析業務委託 [195]	市道浦間東平島線道路事業事前評価資料作成業務委託 [202]	野田用水路測量業務委託 [203]
契約目的	桃太郎線 LRT 化の実現に向けて、都市計画手続きに必要な資料を作成するもの。	本業務を委託することにより、当該路線の早期完成を目指すことを目的とする。	県道飯井宿線の事業評価のため、費用便益分析を行う。	本業務は、市道浦間東平島線道路改良事業の実施にあたり、その必要性等を評価するために必要となる、将来交通量の推計及び費用便益分析を行い、公共事業事前評価資料を作成するものである。	大雨時の浸水対策として樋門を設置する箇所の測量を行うもの。
契約日	R2.10.22	R2.10.27	R2.11.27	R3.1.8	R2.12.24
許容価格	990,000 円 (非公表)	990,000 円 (非公表)	990,000 円 (非公表)	990,000 円 (非公表)	990,000 円 (非公表)
契約金額	990,000 円	990,000 円	990,000 円	990,000 円	990,000 円
落札率	100%	100%	100%	100%	100%
契約方法	指名見積合わせ（随意契約、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）				
選定理由	後述のとおり				
担当課	都市整備局交通政策課	北区役所地域整備課	東区役所地域整備課	東区役所地域整備課	北区役所農林水産振興課
契約相手方	株式会社ウエスコ岡山支社	復建調査設計株式会社岡山支社	株式会社ウエスコ岡山支社	株式会社ウエスコ岡山支社	株式会社ウエスコ岡山支社
入札参加者数	3	3	3	3	3

件名	東島田町二丁目地内ほか樋門検討業務委託 [204]	沼地内青津池測量設計業務委託 [205]	広谷地内前庄谷水路測量業務委託 [206]
契約目的	大雨時の浸水対策として樋門設置の検討を行うもの	沼地内青津池の改良工事に伴う測量設計を行うもの	広谷地内の水路改良工事に伴う測量を行うもの
契約日	R3.1.8	R3.1.29	R3.1.29
許容価格	990,000 円	990,000 円	990,000 円

	(非公表)	(非公表)	(非公表)
契約金額	990,000 円	990,000 円	990,000 円
落札率	100%	100%	100%
契約方法	指名見積合わせ (随意契約、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号)		
選定理由	後述のとおり		
担当課	北区役所農林水産振興課	東区役所農林水産振興課	東区役所農林水産振興課
契約相手方	株式会社ウエスコ岡山支社	株式会社プラノーツ	株式会社プラノーツ
入札参加者数	3	4	4

第 2 監査対象として選定した理由

指名見積合わせが実施されているが、多数の異なる委託業務に係る契約について許容価格が 99 万円 (税込) に設定され、許容価格と同額で落札されているため、許容価格の設定に問題がないか、見積合わせの方法に問題がないか等を検討するため、監査の必要性が高いと考えたもの。

第 3 設計金額の積算

1 参考見積の取得状況

各契約について予定価格設定のための参考見積の取得状況を確認したところ、下記のとおりであった。

件名	参考見積取得等に関する回答内容	担当課
旭川合同用水路流量観測業務委託 [130]	参考見積に関する資料を紛失した	北区役所農林水産振興課
(都) 下中野平井線 (旭川工区) 河川水位検討業務委託 [138]	最終的に受注者となった者を含む 3 者から参考見積取得	東部幹線道路建設課
国道 250 号 (原尾島横断歩道橋) 塗膜調査業務委託 [140]	最終的に受注者となった 1 者から見積もりを取得	道路予防保全課
県道掛畑虎倉線 (宿地区) 保安林解除申請書作成業務委託 [141]	最終的に受注者となった者を含む 3 者から参考見積取得	北区役所土木農林分室
(都) 米倉津島線協議資料等作成業務委託 [142]	最終的に受注者となった者を含む 3 者から参考見積取得	道路計画課
絵図町地区 地区計画策定業務委託 [143]	最終的に受注者となった 1 者から見積もりを取得	都市計画課
岡山建設残土センター跡地盛土嵩上検討業務委託 [146]	最終的に受注者となった 1 者から見積もりを取得	美作岡山道路建設事務所
県道佐伯長船線料金所法面修正設計業務委託 [155]	最終的に受注者となった 1 者から見積もりを取得	美作岡山道路建設事務所
県道佐伯長船線切土法面展開図作成業務委託 [156]	最終的に受注者となった 1 者から見積もりを取得	美作岡山道路建設事務所
県道後楽園線 (鶴見橋) 防護柵補修検討業務委託 [157]	最終的に受注者となった 1 者から見積もりを取得	道路予防保全課
県道岡山玉野線 (児島湾大橋) 補修設計	最終的に受注者となった 1 者から見	道路予防保全課

業務委託 [158]	積もりを取得	
北区御津中山地区地籍調査原図作成等業務委託 [159]	「2020年度地籍調査事業費積算基準書」に基づき業務別の作業歩掛を設定	農村整備課
岡山西部総合公園（仮称）復元測量ほか業務委託 [161]	最終的に受注者となった者を含む3者から参考見積取得	庭園都市推進課
門型標識等個別施設計画策定業務委託 [166]	最終的に受注者となった者を含む3者から参考見積取得	道路港湾管理課
令和元年交通事故多発地点対策検討業務委託（その1） [168]	最終的に受注者となった者を含む3者から参考見積取得	道路港湾管理課
橋梁点検新技術調査検討業務委託 [170]	最終的に受注者となった1者から見積もりを取得	道路予防保全課
小規模橋梁の保全手法に関する検討業務委託 [174]	最終的に受注者となった者を含む3者から参考見積取得	道路港湾管理課
県道岡山児島線(大供三丁目地内)多目的柱移設計業務委託 [178]	最終的に受注者となった者を含む3者から参考見積取得	北区役所地域整備課
路面電車延伸環状化に伴う地下構造物安定照査等業務委託 [185]	最終的に受注者となった者を含む3者から参考見積取得	交通政策課
大型カルバート・シェッド長寿命化修繕計画検討業務委託 [186]	最終的に受注者となった1者から見積もりを取得	道路予防保全課
桃太郎線 LRT 化（併用軌道区間）都市計画資料作成業務委託 [187]	最終的に受注者となった者を含む3者から参考見積取得	交通政策課
市道田中平田線設計業務委託 [188]	最終的に受注者となった者を含む3者から参考見積取得	北区役所地域整備課
県道飯井宿線費用便益分析業務委託 [195]	最終的に受注者となった者を含む3者から参考見積取得	東区役所地域整備課
市道浦間東平島線道路事業事前評価資料作成業務委託 [202]	最終的に受注者となった者を含む3者から参考見積取得	東区役所地域整備課
野田用水路測量業務委託 [203]	最終的に受注者となった者を含む3者から参考見積取得	北区役所農林水産振興課
東島田町二丁目地内ほか樋門検討業務委託 [204]	最終的に受注者となった者を含む3者から参考見積取得	北区役所農林水産振興課
沼地内青津池測量設計業務委託 [205]	最終的に受注者となった1者から見積もりを取得	東区役所農林水産振興課
広谷地内前庄谷水路測量業務委託 [206]	最終的に受注者となった1者から見積もりを取得	東区役所農林水産振興課

2 参考見積書の紛失

上記のとおり、旭川合同用水路流量観測業務委託 [130] については、参考見積書を紛失したとのことであった。

岡山市文書取扱規程第53条第2項においては、「作成・施行された文書は的確に整理・保管し、必要に応じて目的のものを迅速に取り出して利用できるように集中管理しなければならない。」と規定され、文書の保存期間は文書分類基準表で定めるとされている（同規程第57条第2項）。そして、岡山市文書分類基準表「大分類 D 財務」「中分類 04 契約管理」「小分類 01 庶務」にお

いて、「契約管理諸務関係書」の保存期間が3年と定められている。

参考見積書は、設計金額の積算の正当性を裏付けるものであり、文書の重要性に鑑み、「契約管理諸務関係書」に含まれると解される。実際にも、多くの担当課において、参考見積書が保管されていた。また、設計金額の積算の正当性・合理性や契約相手方の選定過程の事後的検証にとっても重要な文書であるといえるから、これを紛失することは内部統制上も問題である。

したがって、参考見積書を取得した場合には、少なくとも「契約管理諸務関係書」に該当するものとして3年以上は担当課において保管すべきであり、今後二度と紛失することがないように管理体制を見直すべきである。

★★指摘 474

設計金額の積算に際して参考見積書を取得した場合は、少なくとも3年間は担当課において保存する取扱いを徹底されたい。

3 設計金額の積算内容

- (1) 上記28件の契約については、「件名」の名称からだけでもうかがうことができるように、委託業務の内容は多種多様であるが、上記28件全ての契約において許容価格が99万円（税込）に設定されている。

これらの契約に係る設計書の基本的な構成は同じであり、以下の構成になっている（なお、北区御津中山地区地籍調査原図作成等業務委託 [159] など、稀に異なる構成に拠っているケースも見られる）。

$$\begin{aligned} \text{設計額} &= \text{①業務原価} + \text{②一般管理費等} \\ \text{①業務原価} &= \text{③直接原価} + \text{④間接原価} \\ \text{②一般管理費等} &= \text{①業務原価} \times 0.5385 \\ \text{③直接原価} &= \text{⑤直接人件費} + \text{⑥直接経費} \\ \text{④間接原価} &= \text{⑤直接人件費} \times 0.5385 \end{aligned}$$

設計額は、①業務原価と②一般管理費等の合計により算出されることになっているが、そのうち①業務原価は③直接原価と④間接原価の合計により、②一般管理費等は①業務原価に0.5385を乗じた金額の近似値により、③直接原価は直接人件費と直接経費の合計により、④間接原価は⑤直接人件費に0.5385を乗じた金額により算出されている。

⑤直接人件費は、委託業務等の内容に応じて各工程に関する「工数×単価」の合計により設計業務等に関する本体部分の金額として算出されているものである。

また、⑥直接経費は、委託業務等の内容に応じて全行程に関する実費部分（旅費交通費や簡易報告書印刷製本費など）の金額として算出されているものである。

- (2) 以上のとおり、基本的には、⑤直接人件費及び⑥直接経費の金額さえ確定すれば、ほとんど機械的に設計額を決定できる積算方法になっているが、⑤直接人件費は、委託業務等の内容に応じて様々な積算が行われているにもかかわらず、その合計は基本的に37万円程度になっているものが多く、特殊な実費が発生するケースについてはその分を考慮して若干低額に設定されているように見受けられる。

また、②一般管理費等については、上記のとおり③直接原価（⑤直接人件費+⑥直接経費）に53.85%を乗じることにより算出されるものであるが、実際には数千円から1万円程度の調整が行われ、合計が90万円（税抜）になるように調整されているように思われる。

- (3) 設計金額は、本来、委託業務の内容に応じて、個別具体的に積算されるのが当然の前提であり、これだけ多種多様な委託業務に係る多数の契約について一律に許容価格が99万円（税込）

に設定されていること自体、一般論としては不自然である。すなわち、このような客観的状況を市民の目線に立って評価するならば、設計金額の積算、あるいは積算の前提としての参考見積の提出に際して、何らかの不合理な「調整」が行われている可能性を疑わざるを得ない。なお、上記のとおり、北区御津中山地区地籍調査原図作成等業務委託 [159] など、稀に異なる構成に拠っているケースも見られるが、それにもかかわらず、結局、設計金額が 99 万円（税込）に設定されているということは、余計に不自然である。

本件各契約における業務については、特殊な積算を行う必要があるとは考えられず、いずれの契約についても、共通の客観的な積算基準により、各委託業務等の具体的内容に応じた積算が可能であると考えられる。本来、岡山市として、業種や業務毎に客観的な積算基準が統一的に整理した上で指針やガイドラインが策定されるべきであるが、指針等が策定されるまでの間においても、できる限り客観的な積算基準に基づいて積算を行うべき必要性は変わらない。

なお、本件各契約の担当課の一つである東部幹線道路建設課の説明によると、「積算基準が無い業務については、本市の契約規則に基づき 2 者以上（3 者）から見積を徴取し、適正な内容であることを確認のうえ、積算を行っており、その中で、最も安価であった見積を採用したもの。」とのことであったが、これだけ多種多様な委託業務に係る多数の契約について、一律に「1 者のみ」から最も安価な見積額として 99 万円（税込）の参考見積が提出され、それを基に許容価格が 99 万円（税込）に設定され、実際に 99 万円（税込）の参考見積を提出した業者が同額で落札しているという状況に鑑みれば、設計金額の客観性・公正性が確保されているとは評価し難く、また、発注における経済性が達成されているとも評価し難い。

また、東区役所農林水産振興課からも、「各課から許容価格 99 万円の業務のみを抽出しているため不自然なように見えるが、当課発注のコンサル委託には他の金額の業務も多数あり、当課業務のみの割合で見ると、不自然とは言い切れない（令和 3 年度コンサル委託 12 業務のうち 0、令和 2 年度コンサル委託 11 業務のうち 2）。また、監査人ご指摘のとおり、売り手が予定価格の参考と知り 100 万円以下で可能な限り高目で見積を提出したことも考えられる。このことは『デメリット』であることは理解できるが、設計金額の積算にあたっては既定の積算基準では積算が難しい（または適さない）と判断したものについて見積を徴取し、業者が提示した見積を参考に行っているものであり、こちらに 99 万円で積算を行いたいという意図はない。」旨の説明があった。もちろん、見積合わせにおける許容価格の上限が 100 万円であることは参考見積の提出業者にも明らかであることから、多くの契約において、「1 者のみ」が「たまたま」上限金額付近の 99 万円という参考見積を提出している可能性を否定するものではないが、上記担当課に限らず、多くの担当課発注に係る多数の契約において、上記のような状況となっていることは、一般論としてやはり適正とは評価し難く、検証を要する状況であることに変わりないし、参考見積に依存した設計金額の積算は経済的合理性に欠けるものといわざるを得ず、積算方法の見直しが必要と考える（下記 4 も参照されたい）。

★★指摘 475

客観的な積算基準に基づいて、各委託業務等の具体的内容に応じた設計金額の積算を実施されたい。

4 見積合わせ参加者からの参考見積取得

見積合わせ参加者からの参考見積取得の問題点は、他の契約業務区分における指名競争入札参加者からの参考見積取得の問題点と全く同じである。すなわち、設計金額の積算の客観性・公正性を担保するためには、見積合わせへの参加が見込まれる業者から参考見積を取得することは原

則として慎むべきであり、また、指名見積合わせにおいて、特定の選定業者のみから参考見積を取得することは著しく入札の公正性・競争性を害するものであって、断じて許されるべきものではない。

上記 28 契約のうち、受注者である 1 者のみから参考見積を取得しているケースが散見されるが、特定の選定業者のみから参考見積を取得することは、いかなる意味においても正当化しがたいので、厳に慎まれない。鈴木 70 頁において言及されているように、「参考見積を求められた『売り手』は、それが受注に結びつく場合には思い切って安い価格を提示するだろうが、予定価格を設定するためのものと分かれば高目の価格を提示する。したがって、業者から提出される『参考見積価格』は水増しされた割高の価格になり、これに基づいて設定される予定価格も割高になるおそれがある」というデメリットもある。

本節の 28 契約については、各委託業務等の具体的内容に応じた工数等を確認する等の目的で、仮に参考見積を取得しなければならないとしても、できる限り見積者以外の業者を含む複数の参考見積を取得することで、設計金額に係る積算の客観性・公正性を担保すべきである。

★★指摘 476

特定の指名業者のみからの参考見積の取得は厳に慎むこととし、できる限り見積合わせへの参加が予定されていない市外業者等を含む複数の業者から参考見積を取得した上で、客観性・公正性の担保された設計金額の積算をされたい。

第 4 契約相手方の選定

1 見積提示の状況

上記 28 件の契約においては、参考見積金額として 99 万円（税込）を提示した業者が、そのまま見積合わせでも 1 者だけ 99 万円（税込）を提示しており、逆に、それ以外の参加業者（参考見積を提出した業者以外も含む）は、見積合わせにおいても 99 万円（税込）を超える金額の参考見積を提出するという状況になっている。

しかし、市規則第 22 条により、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の定める額の範囲内として随意契約によることのできる金額（要するに、見積合わせが実施される場合の許容価格の上限）が 100 万円（税込）と規定されていることから、見積合わせが実施される場合に許容金額が 100 万円（税込）を超えることがあり得ないことは見積合わせへの参加者にとっても自明である。

したがって、いずれの見積合わせにおいても落札者 1 者以外の入札者が 100 万円（税込）を超える見積を提示している状況は明らかに不自然であり、社会通念上、100 万円（税込）を超える見積を提出した業者には落札意思がないものと評価するのが自然である。見積合わせの競争性が確保されている状況下では、このようなことは起こり得ない。上記のとおり、市規則第 22 条により許容価格が 100 万円（税込）以下であることは明らかであるから、見積合わせに参加する業者は、100 万円（税込）以下の金額を提示するのが普通であるはずなのに、見積額として 99 万円（税込）を提示する業者が 2 者以上となることは決してなく、参考見積で 99 万円（税込）を提示した 1 者のみ、それ以外の者は全て 99 万円（税込）より高い金額を提示しているという現在の状況を市民の目線に立って評価した場合、一般論としては、業者間で競争を回避する何らかの調整が行われている可能性をも念頭に置いた上で、慎重に検証すべき事態といえる。

★★指摘 477

客観的に不自然な見積書の提出状況であり、業者間で競争を回避する何らかの調整が行われている可能性をも念頭に置いた上で、慎重に検証されたい。

2 見積者選定理由

(1) 本節で取り上げた各契約の見積合わせの参加数及び業者の選定理由は、以下のとおりである。

参照No.	件名	参加数	選定理由
130	旭川合同用水路流量観測業務委託	5	岡山市が当該用水路を管理する水位計を使用し、流量観測の整理業務・解析業務を行う特殊な内容であるため、以下の条件により選定 1 測量一般で登録している北区の市内業者 2 管理技術者及び照査技術者がシビルコンサルティングマネージャ（河川、砂防及び海岸・海洋）資格を有し解析業務をおこなう者 2名以上
138	（都）下中野平井線（旭川工区）河川水位検討業務委託	3	主たる業種が「土木関係建設コンサルタント－河川、砂防及び海岸・海洋」で、国交省登録ありの市内業者は13者存在する。このうち、当該路線において設計業務の受注実績がある3者を選定する。
140	国道250号（原尾島横断歩道橋）塗膜調査業務委託	3	鋼構造及びコンクリートに登録のある市内業者のうち、PCB、鉛、及びクロムの含有量試験を実施した実績のある市内業者3者を選定した。
141	県道掛畑虎倉線（宿地区）保安林解除申請書作成業務委託	3	同種業務の受注実績のある業者のうち、3者を選定している。
142	（都）米倉津島線協議資料等作成業務委託	3	「土木関係建設コンサルタント業務－道路」の岡山市登録業者（市内及び市内扱い）のうち、過去5年以内に「都市計画道路見直し」業務の履行実績を有する3者を選定する。
143	絵図町地区 地区計画策定業務委託	2	地区計画策定等業務を元請で契約し、完了した実績を有する市内業者
146	岡山建設残土センター跡地盛土嵩上検討業務委託	3	市内・市内扱いで土木設計－都市計画及び地方計画（国交省登録）の業者のうち、過去に美作岡山道路の設計業務の実績のある3者。
155	県道佐伯長船線料金所法面修正設計業務委託	3	市内・市内扱いで土木設計－道路（国交省登録）の業者のうち、過去に美作岡山道路の設計業務の実績のある3者。
156	県道佐伯長船線切土法面展開図作成業務委託	3	市内・市内扱いで土木設計－道路（国交省登録）の業者のうち、過去に美作岡山道路の設計業務の実績のある3者。
157	県道後楽園線（鶴見橋）防護柵補修検討業務委託	3	鋼構造及びコンクリートに登録があり、15m以上の橋梁の補修設計を受注した実績のある市内業者2者、市内扱い業者1者の計3者を選定した。
158	県道岡山玉野線（児島湾大橋）補修設計業務委託	3	鋼構造及びコンクリートに登録があり、15m以上の橋梁の補修設計を受注した実績のある市内業者2者、市内扱い業者1者の計3者を選定した。
159	北区御津中山地区地籍調査原因図作成等業務委託	3	岡山市に登録している測量業者（市内・市内扱い）のうち、一般社団法人日本国土調査測量協会の会員である3業者を選定した。

161	岡山西部総合公園（仮称）復元測量ほか業務委託	3	測量・一般測量の市登録があるかつ土木建設コンサルタント業種において業種細区分が造園の市登録又は国交省登録がある市内業者全 37 者の内、近隣業者 2 者と本公園の実施設計を実施した実績のある 1 者の計 3 者を選定した。
166	門型標識等個別施設計画策定業務委託	3	①市内外区分：市内業者及び市内扱い業者 ②部門：（業種：土木関係建設コンサルタント）－（業種細区分：鋼構造物及びコンクリート）に登録がある。 ③実績：・市内業者の内、TECRIS 登録において「長寿命化計画」の業務実績件数が多い順、上位 2 者。 ・過年度の「岡山市内門型標識灯定期点検業務委託」を実施した 1 者 以上の条件により、3 者を選定した。
168	令和元年交通事故多発地点対策検討業務委託（その 1）	3	①市内外区分：市内業者及び市内扱い業者 ②部門：（業種：土木関係建設コンサルタント）－（業種細区分：道路かつ都市計画及び地方計画）に登録がある。 ③実績：TECRIS に「交通事故対策」の業務キーワードの登録がある 以上の条件により、3 者を選定した。
170	橋梁点検新技術調査検討業務委託	3	鋼構造及びコンクリートに登録があり、15m 以上の橋梁点検、かつ新技術を使用した橋梁点検を受注した実績のある市内業者 2 者、市内扱い業者 1 者の計 3 者を選定した。
174	小規模橋梁の保全手法に関する検討業務委託	3	①市内外区分：市内業者又は市内扱い業者 ②部門：（業種：土木関係建設コンサルタント）－（業種細区分：鋼構造及びコンクリート） ③実績：TECRIS に「包括的民間委託」及び「橋梁補修設計」の業務キーワードの登録がある 以上の条件により、3 者を選定した。
178	県道岡山児島線(大供三丁目地内)多目的柱移設設計業務委託	3	過去 15 年以内に官公庁発注の道路照明または交差点照明の設計業務を完了した実績を有する近隣 3 者から選定。
185	路面電車延伸環状化に伴う地下構造物安定照査等業務委託	3	「道路」及び「鋼構造及びコンクリート」に登録のある「市内」又は「市内扱い」業者の内、「安定照査」又は「耐荷力照査」の実績を勘案し 3 者を選定。
186	大型カルバート・シェッド長寿命化修繕計画検討業務委託	3	鋼構造及びコンクリートに登録があり、15m の橋梁点検を元請けで実施した実績のある市内業者 2 者と市内扱い業者 1 者の計 3 者を選定した。
187	桃太郎線 LRT 化（併用軌道区	3	「道路」及び「都市計画及び地方計画」に登録のあ

	間) 都市計画資料作成業務委託		る「市内」または「市内扱」業者のうち、「都市計画 図書作成」の実績を勘案し3者を選定。
188	市道田中平田線設計業務委託	3	「西排水区(平田地内)雨水渠整備詳細設計修正作 業業務委託(その3)」の受注者及び市内業者で「土 木関係建設コンサルタント業務(道路、国交省登録 有)」に登録がある業者全21者のうち近隣2者、計3 者を選定する。
195	県道飯井宿線費用便益分析業務 委託	3	土木関係コンサルタント(道路部門)の市内業者及 び市内扱い業者のうち、過去5年間に事業評価かつ 交通量推計に関する業務を完了した実績のある業者 を選定した。
202	市道浦間東平島線道路事業事前 評価資料作成業務委託	3	土木関係コンサルタント業務(道路部門国交省登録あ り)に登録されている、市内及び市内扱い業者のう ち、過去5年以内に事業評価及び交通量推計の業務 完了実績のあるものを選定した。
203	野田用水路測量業務委託	3	北区内に位置するコンサルタント(測量及び農業土 木)市内登録業者の中から、3者を選定するもの。
204	東島田町二丁目地内ほか樋門検 討業務委託	3	北区内に位置する土木関係建設コンサルタント(農 業土木)で市内登録業者の中から、3者を選定するも の。
205	沼地内青津池測量設計業務委託	4	測量業務と農業土木建設コンサルタント業務の両方 に登録のある市内業者のうち、東区内の業者を全て 選定した。
206	広谷地内前庄谷水路測量業務委 託	4	測量業務に登録のある市内業者のうち、東区内の業 者を全て選定した。

(2) 上記の各契約における選定理由として、例えば、「当該路線における受注実績」が求められているもの[138、146、155、156、161]が散見されるが、業務内容にさほど特殊性があるものとは考えられない。仮に「業務実績」を要件にする必要があると認められる場合であったとしても、「当該路線における受注実績」が必要であるとすべき根拠は基本的に見出しがたい。

(都) 下中野平井線(旭川工区)河川水位検討業務委託[138]につき、担当課である東部幹線道路建設課の説明によれば、「本業務は、工事施工中の旭川の水位検討を行う業務であり、当該路線の河川占用協議中に国から求められたため、時間的な制約があるなかで速やかな作業が必要であったことから、当該路線の概要及び河川占用の経緯等を理解しており、各協議先とのスムーズな手続等を行うことができる当該路線での実績を条件として追加したものである。」とのことであったが、「当該路線の概要及び河川占用の経緯等」については、いかなる受注者であっても業務の履行が可能となるよう、発注者において受注者に対し説明を尽くすべきものであり、また、「各協議先とのスムーズな手続等」については、「当該路線での実績」がなくとも可能と考えられるのであって、いずれにしても「当該路線における受注実績」が必要不可欠とまではいえないものとする。そもそも、発注に際し、原則として受注者に対して上記のようないわば「暗黙知」を求めるべきではないし、実績要件は、業務の特殊性等の観点から、受注者の履行能力を担保するために設定されるべき入札参加資格であって、上記のような「暗黙知」を有する業者を選別するための要件として用いるべきではない。

また、わざわざ「市内業者2者」と「市内扱い業者1者」等に割り振る合理性の見出しがたいもの [157、158、161、170、186、188]、同一条件の中から最終的に見積者を選定した根拠が不明確なもの [141、203、204] など散見され、客観的かつ公正な理由に基づいて選定されているものとは評価し難い。

見積者の選定においては、次に述べる客観的かつ公正な見積者選定基準によるべきであるが、仮に基準がなくとも必要性・合理性の認め難い選定理由に基づいて見積者を選定してはならないことはいうまでもない。統一的な見積者選定基準が策定されるまでの間においても、見積者選定においては、客観性・公正性が確保されているのか慎重に検討し、また、過度に競争を制約する条件を課さないようにすべきである。

また、上記のとおり各契約における見積者の選定理由は区々であるにもかかわらず、落札者は比較的少数の業者（全28件で7者）に集中しており、見積者もかかる7者を中心とする少数の業者に集中していることがうかがわれる。

したがって、一般論としては、形式上は様々な選定基準を設けつつも、結局のところ、特定の業者が見積者の選定対象となるように調整されているのではないかとの疑念を払拭することができない。見積者の選定理由に関しては、それ公正かつ客観的な理由に基づくものであることについて、市民に対する説明責任を果たすべきである。第2部第10章第1節第8-5-(3)において述べたとおり、見積合わせにおける選定理由については、広く市民に対して公表されるべきであり、契約事務の透明性を確保することにより、公正性・客観性を担保すべきである [指摘171]。

★★指摘478

見積者の選定に際しては、客観性・公正性が確保されているのか慎重に検討し、また、過度に競争を制約する条件を課さないようにされたい。

3 見積者選定基準

見積合わせを実施する際の見積者選定基準については、客観的かつ統一的な基準に基づき、公正に行われなければならないのであり、決して選定担当者の恣意が介入するものであってはならない。建設コンサルタント業務等における上記の状況に鑑み、統一的な見積者選定基準の策定は急務であると考え（第2部第5章第1節第3-4） [指摘23]。

また、統一的な見積者選定基準が策定されるまでの間においても、何らかの客観的な基準に基づき見積者を選定すべきことには変わらない。そこで、当面の代替的方法として、小規模工事に関して定められている「岡山市小規模工事見積者選定基準」等を援用し、見積者の選定を行う方法が考えられる。同基準においては、端的に言えば、事業所所在地資格について、必要な見積者数を確保できるまで、小エリア→中エリア→大エリア→全市エリア（市内業者）→準市内業者→市外業者の順に対象地域を拡大するという方法が規定されている（同基準第2条）。なお、同基準においては、原則として見積者が3者以上になるまで、上記の順に対象地域を拡大するとされているが、同一エリア内における選定について特段の定めはないので、原則的には同一エリアに属する対象業者は全て選定すべきである（ただし、同基準第2条第5項において、見積者数は原則として10者までとされている）。

★★指摘479

統一的な見積者選定基準を策定されたい。当面の代替的方法として、岡山市小規模工事見積者選定基準等を援用し、見積者選定の公正性・客観性を担保されたい。

4 その他の対応策

(1) 一般競争入札への移行

上記各契約の許容価格はいずれも 99 万円（税込）であり、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の定める額の範囲内として随意契約にすることができる場合に当たるが、上記の各方法により競争性を確保できないのであれば、むしろ一般競争入札へ移行することを検討すべきである（自治法上当然に可能である）。なお、その際には、同種事業を整理統合することで、契約規模を大きくすることにより競争性を高めるという選択肢もあるので、並行して検討されたい。

★意見 152

一般競争入札への移行を検討されたい。また、一般競争入札の実施に際し、同種事業の整理統合の可能性についても検討されたい。

(2) 100 万円を超える見積提示の規制

前述のとおり、見積合わせを実施する以上、許容価格が 100 万円（税込）を超えることはあり得ない。仮にそのことを知りながら、見積合わせが不調となる事態を回避する目的で 100 万円（税込）を超える見積提示を形式的に行うことは、見積合わせの公正性を害する行為であるから、万が一そのような事実が認定される場合には、岡山市指名停止基準別表 12-(1)「随意契約のための見積りの公正を害すべき行為」に当たるものとして、一定期間の指名停止の措置をとることも選択肢として考えられる。また、指名停止基準への該当性までは認められないと判断した場合であっても、一定期間、見積者選定から排除することを検討すべきである。

★意見 153

見積合わせにおける 100 万円（税込）を超える見積提示行為について、岡山市指名停止基準別表 12-(1)「随意契約のための見積りの公正を害すべき行為」に当たるか否か検討されたい。また、指名停止基準への該当性までは認められないと判断した場合であっても、一定期間、見積者選定から排除することを検討されたい。

(3) 見積者数の増加

そもそも、上記の 28 契約においては、ほとんどの見積合わせにおいて見積者として 3 者選定されているが（上記のとおり、少数ながら 4 者または 5 者のケースもある）、その全てにおいて、許容価格以下の見積提示したのは 1 者のみ（許容価格と同額の見積である）という状況である。また、99 万円未満では受注できない性質の契約とも考えられない。

したがって、上記の結果は、競争性が確保されていないことによるものと判断すべきである。最も簡易かつ有効な対応策としては、見積者の増加が考えられる。まずは、一般的な指名競争入札に準じ、上記各契約につき、これまで見積者として選定されていない業者を 2~3 者程度追加で選定する取扱いとするのが妥当であろう。なお、あらためて述べるまでもないが、見積者の選定後、当該見積者に対して他の見積者に関する情報を伝えるべきではない。そのような行為は談合を助長する行為として厳に慎まされたい。

★★指摘 480

指名見積合わせにおける見積者数を増加させるべきである。また、見積者の選定後、当該見積者に対して他の見積者に関する情報を伝えることがないよう徹底されたい。

第6章 施設修繕契約

第1節 岡南環境センター焼却灰前処理設備ほか定期修理

第1 契約の概要

件名	岡南環境センター焼却灰前処理設備ほか定期修理 [211]
契約目的	岡南環境センター燃焼設備等の定期修理を行い処理能力維持等を図るもの。
契約年月日	R2.4.1
許容価格	47,718,000 円
契約金額	47,080,000 円
落札率	98.66%
契約方法	単独随意契約（自治令第167条の2第1項第2号）
随意契約理由	岡南環境センターの焼却前処理設備ほかは、メーカーである内海プラント（株）が自社の所有する意匠権及び著作権を使用して制作・組立て・設置しており、他メーカーの機器とは互換性がなく、修理を確実に遂行できる唯一の業者であると認められた。
担当課	環境局岡南環境センター
契約相手方	内海プラント株式会社

第2 監査対象として選定した理由

契約金額が比較的高額の単独随意契約であるため。

第3 監査結果

1 随意契約理由

契約の概要に記載したとおり、本修繕業務は、契約相手方のみが修理を確実に遂行できることを理由として単独随意契約が採用された。

担当課に対し、随意契約理由に記載のある意匠権や著作権の確認をしたかという点についてヒアリングしたところ、「内海プラント株式会社では、機器の図面、仕様の情報は開示できないとの事で随意契約理由書の内容に誤りがありましたので、今後訂正したいと考えています。」との回答があった。訂正後の内容（見込み）についても確認したが、「今後検討する予定ですので現段階では提示できません。」との回答であった。また、他メーカーとの互換性がないこと等についての確認方法について確認したところ、「内海プラント株式会社への聞き取りのみです。既設機器の図面、仕様の情報がないと新たに製作ができないと考えます。」との回答があった。

このように、本修繕業務については、契約方式の選択に当たって、随意契約理由についての担当課の調査が不十分であり、随意契約理由書に記載された単独随意契約理由に誤りがあった。すなわち、自治令第167条の2第1項第2号及び市規則第24条第2項第2号の要件に該当する理由につき、本来、その当否を検討すべき理由とは異なる理由を根拠として単独随意契約が締結されたものと評価せざるを得ない。単独随意契約は、契約方法として例外的なものであるから、適切な調査に基づく正確な随意契約理由により随意契約の当否が判断されるべきである。

★★指摘 481

誤った随意契約理由により随意契約の当否が判断されることのないよう徹底されたい。

2 競争入札実施可否の検証

(1) 修繕費の高止まりの可能性

契約の概要に記載したとおり、本件契約は、契約金額が 4700 万円を超える高額な支出を要する修繕業務である。そして、担当課にヒアリングしたところ、本修繕の対象施設は、昭和 53 年度に一般競争入札によって導入され、契約相手方が納入業者であるとの回答があった。そのため、長期間に渡って契約相手方が高額な修繕業務を単独随意契約によって受注していると考えられる。設計金額の積算方法について担当課に確認したところ、契約相手方の「見積書は参考で、諸経費等は公共建築工事積算基準で算出しています。」とのことであったが、設計書と参考見積書を比較すると、業務に必要な資材は共通しており、資材単価が見積書の金額の 8 割として計算されているにもかかわらず、見積金額と設計金額はほぼ同額となっていた。

たしかに、設計金額の約 3 割を占める共通仮設費、現場管理費及び一般管理費については、公共建築工事共通費積算基準の「改修機械設備工事」の計算式に基づき算出されており、客観的資料に基づいて設計金額の積算が行われていたといえる。

しかし、担当課からのヒアリングによると、そもそも本契約における修繕工事については、前年度（令和元年度）に本契約と同一の契約相手方に対して発注された点検の結果、契約相手方から取替を推奨され、実施が決定されるに至ったとのことであるから、修繕の必要性や修繕業務の内容自体が、そもそも契約相手方からの推奨に基づいて決定されている。また、見積金額と設計金額がほぼ同額となっている等の上記の状況に照らすと、結局のところ、契約相手方からの参考見積りに依拠して設計金額の積算が行われたものと客観的には評価せざるを得ない。

(2) ランニングコストの低減の必要性

本修繕の対象施設の導入時に修繕費を含めたランニングコストの検討もされたかどうかについて、担当課にヒアリングしたところ、「検討していないと思います。（資料がありませんでした。）」との回答があった。

岡山市では、現在、施設導入時にランニングコストを含めたライフサイクルコストを検討することになっている。本来であれば、本修繕対象施設導入時にライフサイクルコストの検証をすべきであったが、本修繕対象施設は上記のとおり昭和 53 年度に導入されたものであり、ライフサイクルコストの概念も一般化していない状況であったと考えられるから、これを検証していなかったとしてもやむを得ないと思われる。ただし、施設導入時においてライフサイクルコストが検討されていなかったとしても、現時点で可能な限り修繕費を含めたランニングコストの低減を図るべきであるのは当然である。

(3) 第三者による検証の必要性

修繕費を低減させるためには、競争入札を実施して、価格競争をすることを第一に検討すべきであるが、本修繕の対象施設は、特殊かつ大規模なゴミ焼却処理関係施設であり、安定的な運用が必要不可欠な施設であるから、長期間にわたって契約相手方において修繕がなされているのであれば、修繕費の低減のみを目的として競争入札を実施することには慎重でなければならない。

しかしながら、上記のとおり、本件契約のような高額契約において、長期間にわたって修繕費が高止まりしている可能性がある状況については検証が必要である。本修繕は、長期間、契約相手方に依存しており、かつ、業務も特殊であるため、担当課において、契約相手方以外の者による修繕の可否について検証することは困難であることも想定される。そこで、契約相手方以外の者によっても適切な修繕が可能か、あるいは、契約相手方に発注せざるを得ないとしても、見積内容等を精査するなど、さらに経費節減が可能かについて検証するためには、専門的知見を有する第三者に調査を委嘱することも選択肢の一つである。なお、外部の専門家に

依頼して検証する場合は、その費用の支出も必要となるが、本修繕のような高額契約に関して費用低減が可能となれば大きなメリットもあるため、長期的観点から計画的に実施することを検討すべきである。

★意見 154

本修繕業務を契約相手方以外の者が確実に遂行することができるか、経費節減が可能か否かについて専門的知見を有する者に依頼して検証することを検討されたい。

3 事務事業委託審査委員会議事録の作成・保存

本件契約においては、許容価格が1件100万円を超えるので、事務事業委託審査委員会が開催されている（委託規程第16条、第8条第5項）。

事務事業委託審査委員会が開催された場合には、局主管課である環境局環境企画総務課が議事録を作成することとされており（環境局事務事業委託等審査委員会運営要領の取扱基準 1-(4)）、作成した議事録は5年間の保存義務がある（岡山市文書取扱規程第53条第2項、第57条第2項、岡山市文書分類基準表D財務、04契約管理、03指名）とされているが、議事録の提供を依頼したところ、「確認しましたが、書類としては『指名業者一覧』しかなく、あと委員会の音声データしかないとの事でした。」との回答があり、また、音声データ自体も令和3年3月以降のものしか保存されていないとの回答であった。

環境局事務事業委託等審査委員会運営要領の取扱基準 1-(4)には、議事録の作成媒体について特に限定はないが、情報の一覧性や検査の効率性の観点からは、文書（電子データも可）で議事録を作成すべきである。また、少なくとも本件契約については議事録が作成・保管されていないので、上記取扱基準に反しており、また、本来であれば、岡山市文書取扱規程第53条第2項、第57条第2項に反する状態にあるといえる。そして、このような状況であると、事後的に審査委員会の審議内容について検証することもできず、内部統制上も問題である。

事務事業委託審査委員会を開催した場合、必ず議事録を作成し、少なくとも保存期間中は適切に保存すべきである（第2部第5章第5節第3-2）。

以上の点について、担当課は「一覧性や検査の効率性の観点から録音議事録を否定するには根拠不十分と思われます。すなわち、『一覧性』に対して、何らかの請求があれば、当該請求する録音議事の文書化は可能であって、初めから文書の議事録を作成することよりも効率的であるとも思われます。次に『検査の効率性』について、行政過程や行為等に対する検査は詳細かつ正確でなければならないことから、録音議事録は文書議事録よりも改ざんされ難いことが否定できないと思われます。また、加えて記録者の恣意的解釈による記録を排除することができると思われるため、より正確な議事録が実現されると考えています。当課としては、検査は効率性よりも正確性に重点を置くべきであると考えています。」との見解であった。

しかし、文書議事録の作成が必要であるといっても、録音議事録の有用性自体を全く否定するものではなく、むしろ積極的に保存するべきと考えるが、例えば、事務事業委託審査委員会の運営状況について「日常的モニタリング」を実施することを想定した場合、全ての事務事業委託審査委員会の録音を聞き直したり、あらためて全編を反訳した上で検証することは非効率であるし、現実的には不可能である。すなわち、「日常的モニタリング」を実施する場合に想定される方法は、まず文書議事録の内容を閲覧した上で必要に応じて録音議事録の検証を実施するという方法をとることになると考えられるため、文書議事録の必要性は録音議事録の存在によって否定されることにはならないものとする。もちろん、その前提として、文書議事録が適切に作成されている必要があることはいままでもない。

★★指摘 482

事務事業委託審査委員会議事録を書面により作成し、少なくとも保存期間中は適切に保存されたい。

4 再請負・再委託**(1) 事前承認制への変更**

本件契約において、仕様書には再請負・再委託に関する記載がなく、契約書第6条において、下請負する場合は、相手方の名称及びその他岡山市が必要と認める事項をあらかじめ岡山市へ通知しなければならないと定められているのみで、岡山市が承認手続を行うことは定められていない。

本件各契約においては契約相手方のみが修繕業務をなし得るとして単独随意契約が採用されており、業者の個性に着目して契約相手方が選定されている。したがって、再請負・再委託をする場合には、再請負・再委託前に再請負・再委託の相手方、再請負・再委託の業務範囲、再請負・再委託の契約金額について「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを、仕様書に記載し、契約書第6条の内容も変更すべきである。

★★指摘 483

契約書及び仕様書につき、再委託する場合においては、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があるとの内容へ変更されたい。

(2) 下請負人届出書の記載内容

本件契約においては、修繕業務の一部について下請に発注されており、契約相手方から下請負人届出書が提出されていた。内容を確認したところ、下請負業務の内容として、「整備工各所機器整備」、「整備工ベルトコンベヤ整備」、「清掃工各所機器清掃」、「整備工バグフィルタろ布取替」、「整備工バグフィルタブレコート作業」、「整備工各所機器整備」とのみ記載されており、その他に下請負の必要性等に関する記載はなかった。

「各所機器整備」や「各所機器清掃」といった記載内容のみでは、下請業者に対し、どの範囲の機器について、いかなる具体的な業務を発注したのかが明確とはいえず、下請負の必要性も判然としないし、また、市規則等によって禁止されている一括下請負等に該当するか否かの検討も困難といわざるを得ない。

下請負人届出書には、具体的な下請負業務の内容を記載させるとともに、下請負の必要性も記載させるよう徹底し、下請管理を適切に実施すべきである。上記のとおり、そもそも本契約は受注者が「修理を確実に遂行できる唯一の業者」であることを理由として受注者と単独随意契約が締結されたものであり、具体的内容の判然としない下請発注を放置することは不適切といわざるを得ない。

★★指摘 484

下請負人届出書には、具体的にいかなる範囲の業務を再請負・再委託するのか、また、下請負の必要性を記載させるよう徹底されたい。

5 監督・検査

本件契約においては、契約相手方から完了届が提出され、検査報告書も作成されているが、検

査報告書に検査状況の写真などは添付されていなかった。

たしかに、検査報告書への検査状況の写真などの添付は必須とはされていないが、検査時における修繕目的物の状態を保全しておく必要があるし、事後に検査の有無及び検査状況についての検証をするためには、検査報告書のみでは不十分である。また、検査状況の写真撮影を実施することとしても、検査員に過度な負担を求めるものでもないと思われる。

したがって、検査状況を写真撮影し、検査報告書に添付すべきである。

★意見 155

検査状況を写真撮影し、検査報告書へ写真を添付されたい。

第2節 岡南環境センター塵芥供給クレーン油圧バケット取替修理

第1 契約の概要

件名	岡南環境センター塵芥供給クレーン油圧バケット取替修理 [212]
契約目的	岡南環境センター塵芥供給クレーンの円滑かつ効率的な運転の維持のため
契約年月日	R2.4.1
許容価格	12,771,000 円
契約金額	12,540,000 円
落札率	98.19%
契約方法	指名競争入札（自治令第 167 条第 1 号）
指名理由	1. 岡山市工事登録の機械器具設置を第 1 希望で登録している業者 2. 岡山市内業者で小エリア南区 I-1 の業者
指名業者数	5
入札業者数	5
担当課	環境局岡南環境センター
契約相手方	岡山機設株式会社
備考	契約相手方は岡山市退職職員の再就職先法人

第2 監査対象として選定した理由

落札率が高率な指名競争入札であることから、入札状況に不自然な点がないか確認し、また、競争性を高める方策について検討する必要があると考えたもの。

第3 監査結果

1 指名競争入札の実施要件への該当性

指名競争入札を採用した具体的理由について担当課にヒアリングしたところ、「本修繕は、クレーン設備関連の専門的技術及び資格を持った業者でないと施工できないため指名競争入札としました。」とのことであった。また、クレーン設備関連の専門的技術の内容については、「クレーンバケットを適正・安全に取替できる技術（機械及び電気）で会社ホームページ、過去の修繕実績等で施工可能かを判断しました。当センターのクレーンを運転するには、クレーンの運転の業務特別教育が必要ですが、本修繕では有資格者の市職員による試運転が可能のため確認はしていません。」とのことであった。

しかし、本件契約の業務内容は、特定の業者を指名しなければならないほどの特殊性があるとは評価し難い。また、そもそも次項で述べるとおり、指名業者の選定理由は、単に「エリア」を理由とするものであって、指名競争入札を実施すべき特殊性とは整合しない。

したがって、本修繕については、「性質又は目的が一般競争入札に適しない」とは認められず、制限付一般競争入札を実施することで目的は達成可能であるといえ、自治令第167条第1号の要件を満たさないものとする。

★★指摘 485

本修繕業務については指名競争入札ではなく一般競争入札を実施されたい。

2 指名理由

(1) クレーン設備関連の専門的技術及び資格を持った業者は多数存在すると考えられるため、担当課に対し、「一般競争入札であれば参加資格を有する業者数」についてヒアリングしたところ、「24 者」とのことであった。指名者数を 5 者とした理由については、「岡山市工事登録の機械器具設置を第 1 希望で登録している業者で、市内業者で小エリア南区 I-1 の業者で本修繕施工が可能と判断した業者で、岡山市契約規則で 5 者以上を指名となっています。」とのことであった。また、小エリアに限定した理由については、「小エリアで施工可能な 5 者以上の業者が選定されたからです。(いない場合は、中エリア、大エリアと広げていきます。)」とのことであった。

(2) しかし、指名競争入札の競争性、公正性の担保という観点からは、競争性・公正性が確実に担保されていると客観的に認められる場合でない限り、原則として市内業者未満の特定のエリア内に限定して指名する運用は行わないよう改めるべきである。

そして、契約の概要に記載したとおり、本件入札は、競争入札であるにもかかわらず、落札率が 98.19%と極めて高率であり、契約金額は、落札者である契約相手方が事前に提出していた参考見積書の税込価格とほぼ同額であった。

このように、本件入札は、実質的に競争性が確保されていないと評価せざるを得ず、市内業者未満の特定エリアに限定して指名する運用をすべきではない。なお、そもそも一般競争入札を実施すべきであることは上記のとおりである。

★★指摘 486

市内業者以上の範囲から指名業者を選定されたい。

3 入札状況の検証

(1) 契約の概要に記載したとおり、本件入札においては、競争入札であるにもかかわらず、落札率が 98.19%と極めて高率であり、契約金額は、落札者である契約相手方が事前に提出していた参考見積書の税込価格とほぼ同額であった。

(2) 競争入札であるにもかかわらず、極めて高率の落札率で落札されている場合には、一般論としては、談合の可能性についても念頭に置いた上で検証すべき状況といえ¹⁸⁰、その際、入札価

¹⁸⁰ 鈴木 150 頁は、「談合が行われている場合には、予定価格の 100%に近い落札率になる。談合が存在すると 90%台後半の落札率になるのはこのようなメカニズムに基づく。」と述べる。

格内訳書が提出されていれば、これを分析することが有用といわれる（第2部第5章第5節第7-2）が、修繕業務に関しては、基本的に入札価格内訳書の提出を求める規定がない。

修繕における競争入札を実施した際には、建設工事の場合に準じ、入札価格内訳書の提出を求めることを検討すべきである（第2部第5章第5節第7-2）**[指摘 75]**。

- (3) また、談合の可能性が無くとも、競争入札において落札率が極めて高率となった場合、その原因については検証し、実質的競争性を担保するための方策等、改善策の検討が必要であると考える。なお、本件契約の場合、入札参加が見込まれる者から参考見積を取得していることがその一因となっている可能性を当然に疑うべきである。

★★指摘 487

競争入札において落札率が極めて高率となった場合、その原因について検証し、改善策を検討されたい。

4 参考見積書の取得

- (1) 設計金額の積算根拠について担当課にヒアリングしたところ、「見積書は参考として取得し、諸経費等は公共建築工事積算基準で算出しています。」とのことであった。また、参考見積書を提出した者は契約相手方であり、かつ、岡山市の退職者の再就職先法人であった。

しかし、設計金額の積算の客観性・公正性を担保するためには、入札参加が見込まれる業者から参考見積を取得することは原則として慎むべきであり、また、指名競争入札において、特定の指名業者のみから参考見積を取得することは著しく入札の公正性・競争性を害するものであって、断じて許されるべきものではない。

本件においても、入札参加が予定されていない業者のみから複数の参考見積を取得すべきであったといえ、仮にそれが困難であったとしても、入札参加が予定されていない市外業者等を含む複数の参考見積を取得して、積算の客観性・公正性を担保すべきである。

- (2) また、参考見積書を確認したところ、本修繕費用の大部分を占める油圧バケット自体の単価が見積金額の8割に減じられていたにもかかわらず、総額では契約相手方が提出した見積金額と契約金額とがほぼ同額となっており、減額された理由も判然としない。

以上のような状況は、外形的に見て、見積金額に近似させるためだけに、設計金額を調整したのではないかとの疑念を抱かざるを得ない。

また、契約相手方が岡山市の退職職員の再就職法人であることから、特に契約事務の透明性を高める必要性が高く、市民に対する説明責任を果たすべきである。

- (3) 以上のとおり、本件契約においては、設計金額の積算内容にも不自然な点があることから、岡山市において、本件における設計金額の積算過程について検証すべきであり、不適切な点があれば再び繰り返されることのないよう、対策を講じるべきである。

★★指摘 488

本件契約における設計金額の積算過程について検証し、不適切な点があれば、今後再び繰り返されることのないよう対策を講じられたい。

5 事務事業委託審査委員会議事録の作成・保存

本件契約においては、許容価格が1件100万円を超えるので、事務事業委託審査委員会が開催されている（委託規程第16条、第8条第5項）。

事務事業委託審査委員会が開催された場合には、局主管課である環境局環境企画総務課が議事

録を作成することとされており（環境局事務事業委託等審査委員会運営要領の取扱基準 1-(4)）、作成した議事録は5年間の保存義務がある（岡山市文書取扱規程第53条第2項、第57条第2項、岡山市文書分類基準表D 財務、04 契約管理、03 指名）とされているが、議事録の提供を依頼したところ、「担当課の環境企画総務課に確認しましたが、書類としては『指名業者一覧』しかなく、あと委員会の音声データしかないとの事でした。」とのことであり、また、音声データ自体も令和3年3月以降のものしか保存されていないとのことであった。

環境局事務事業委託等審査委員会運営要領の取扱基準 1-(4)には、議事録の作成媒体について特に限定はないが、情報の一覧性や検査の効率性の観点からは、文書（電子データも可）で議事録を作成すべきである。また、少なくとも本件契約については議事録が作成・保管されていないので、上記取扱基準に反しており、また、本来であれば、岡山市文書取扱規程第53条第2項、第57条第2項に反する状態にあるといえる。そして、このような状況であると、事後的に審査委員会の審議内容について検証することもできず、内部統制上も問題である。

したがって、事務事業委託審査委員会を開催した場合、必ず議事録を作成し、少なくとも保存期間中は適切に保存すべきである（第2部第5章第5節第3-2）。なお、以上に関する環境企画総務課の見解とこれに対する包括外部監査人の見解は、前節第3-3に記載したとおりであるので、併せて参照されたい。

★★指摘 489

事務事業委託審査委員会議事録を書面により作成し、少なくとも保存期間中は適切に保存されたい。

6 再請負・再委託

担当課へのヒアリングによれば、再請負・再委託はなされていないとのことである。本件契約においては仕様書において、再委託・下請負について「下請負通知書」の提出が必要と記載され、契約書第6条において、受託者が委託業務の一部を再委託する場合は、相手方の名称及びその他岡山市が必要と認める事項をあらかじめ岡山市へ通知しなければならないと定められているのみで、市が承認手続を行うことは定められていない。

しかし、本件契約においては指名競争入札が行われており、業者の個性に着目して受託者が選定されている（ただし、本件契約は一般競争入札を実施すべきであることは上記1記載のとおりである。）のであるから、契約書及び仕様書において、再委託する場合には、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを定めるべきである。

★★指摘 490

契約書及び仕様書につき、再委託する場合においては、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があるとの内容へ変更されたい。

7 監督・検査

本件契約においては、契約相手方から完了届が提出され、検査報告書も作成されているが、検査報告書に検査状況の写真などは添付されていなかった。

たしかに、検査報告書への検査状況の写真などの添付は必須とはされていない。しかしながら、検査時における修繕目的物の状態を保全しておく必要があるし、事後に検査の有無及び検査状況

についての検証をするためには、検査報告書のみでは不十分である。また、検査状況の写真撮影を実施することとしても、検査員に過度な負担を求めるものでもないと思われる。

したがって、検査状況を写真撮影し、検査報告書に添付することが望ましい。

★意見 156

検査状況を写真撮影し、検査報告書へ写真を添付されたい。

第3節 下水道施設維持修繕（5契約）

第1 契約の概要

件名	南区エリア下水道施設維持修繕 (R2-1) [213]	中区エリア下水道施設維持修繕 (R2 - 1) [214]	北区I-1、I-2 エリア下水道施設維持修繕 (R2 - 1) [215]	南区エリア下水道施設維持修繕 (R2 - 2) [221]	中区エリア下水道施設維持修繕 (R2 - 2) [222]
契約目的	公共下水道管きょ施設の修理・清掃等				
契約年月日	R2.4.1	R2.4.1	R2.4.1	R2.11.20	R3.1.20
許容価格	9,020,000円	8,921,000円	14,993,000円	6,644,000円	2,024,000円
契約金額	8,800,000円	8,910,000円	14,960,000円	6,600,000円	1,980,000円
落札率	97.56%	99.88%	99.78%	99.34%	97.83%
契約方法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
参加資格	①令第167条の4及び市規則第2条第1項に掲げる者でないこと ②有資格者名簿建設工事部門に登録され、第1格付け業種が土木又は第1格付け業種が建築で第2又は第3格付け業種が土木 ③大エリア南区に主たる営業所を有するもの。 ④指名停止等期間中でないこと	①令第167条の4及び市規則第2条第1項に掲げる者でないこと ②有資格者名簿建設工事部門に登録され、第1格付け業種が土木又は第1格付け業種が建築で第2又は第3格付け業種が土木 ③大エリア中区に主たる営業所を有するもの。 ④指名停止等期間中でないこと	①令第167条の4及び市規則第2条第1項に掲げる者でないこと ②有資格者名簿建設工事部門に登録され、第1格付け業種が土木又は第1格付け業種が建築で第2又は第3格付け業種が土木 ③小エリア北区I-1、I-2に主たる営業所を有するもの。 ④指名停止等期間中でないこと	①令第167条の4及び市規則第2条第1項に掲げる者でないこと ②有資格者名簿建設工事部門に登録され、第1格付け業種が土木又は第1格付け業種が建築で第2又は第3格付け業種が土木 ③大エリア南区に主たる営業所を有するもの。 ④指名停止等期間中でないこと	①令第167条の4及び市規則第2条第1項に掲げる者でないこと ②有資格者名簿建設工事部門に登録され、第1格付け業種が土木又は第1格付け業種が建築で第2又は第3格付け業種が土木 ③大エリア南区に主たる営業所を有するもの。 ④指名停止等期間中でないこと
担当課	下水道河川局下水道保全課				
契約相手方	安倍開発株式会社	株式会社千喜コ	浅潔有限会社	安倍開発株式会社	株式会社千喜コ

	社	ンストラクショ ン		社	ンストラクショ ン
契約保証人	南岡山建設株式 会社（入札参加 者）	有限会社ナオイ 住宅建設	株式会社千喜コ ンストラクショ ン	南岡山建設株式 会社（入札参加 者）	有限会社ナオイ 住宅建設
入札者数	2	1	1	2	1
入札参加資格 保有者数	92	75	31	94	74

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札でありながら、落札率が高率であり、かつ、入札参加者数が少数であるため、入札状況に不自然な点がないか確認し、また、競争性を向上させる方策について検討する必要があると考えたもの。

第3 監査結果

1 入札参加資格及び入札状況

(1) 入札参加資格の設定状況等

ア 本件各入札においては、市内よりも狭い範囲である各区に主たる営業所を有することを入札参加資格として設定しており、入札参加資格が委託規程第16条・第10条よりもさらに加重されている。すなわち、契約概要の「参加資格」欄記載のとおり、上記各契約については、入札参加資格において、事業所所在地に関し、「大エリア」又は「小エリア」を基準とする要件が設定されている。

このような参加資格を設定した理由について、担当課にヒアリングしたところ、「主たる修繕対象地域のため。」とのことであった。また、（入札していない業者を含む）入札参加資格を有する業者数については、契約の概要「入札参加資格保有業者数」欄記載の数とのことであった。

イ そもそも修繕に関する入札参加資格については、委託規程第16条の準用する同第10条に基づき決定されることになるが、同条は、「市内業者」、「準市内業者」、「市外業者」の区分を設定しているのみであり、「市内業者」未満の行政区（大エリア、中エリア、小エリア等）を基準とする事業所所在地資格を想定しているものとはいえず、委託規程上は、上記各契約の入札参加資格において設定されている「大エリア」、「小エリア」等についても定義されていない。

したがって、上記各契約における上記事業所所在地資格は、原則として委託規程上の根拠を有しないものと評価せざるを得ない。

★★指摘 491

修繕に係る一般競争入札においては、「市内業者」未満の行政区を基準とする事業所所在地資格を設定することは原則として許容されていないため、委託規程第16条・同第10条第2項ないし第4項に基づき適正に事業所所在地資格を設定されたい。

ウ また、事業所所在地資格を設定する場合には「契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるとき」でなければならない（自治令第167条の5の2）。また、委託規程においても「入札参加資格の設定又は委託先の選定に当たっ

ては、より競争性、客観性及び公平性の高い方法を採用する」ことを確認している（委託規程第 16 条・第 10 条第 1 項本文）。

事業所所在地資格の設定が、自治令において例外的に認められていることに鑑み、自治令第 167 条の 5 の 2 所定の要件は厳格に審査される必要がある。また、事業所所在地資格の設定に際し、自治令第 167 条の 5 の 2 所定の要件を満たすものと判断した具体的理由については、「日常的モニタリング」及び後日の検証のため、記録を残しておくべきである。

そして、「主たる修繕対象地域」であることを理由として、同地域が属する行政区内に主たる営業所を有するとする所在地資格を設定することが、たちまち「契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるとき」に当たるものとはいえないし、地元優遇との政策的要請が競争性に優越するものともいえない（第 2 部第 5 章第 5 節第 4-3-(2)）。

★★指摘 492

自治令第 167 条の 5 の 2 に基づく事業所所在地資格を設定する場合、同条の「契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるとき」との要件を満たすといえるかについて厳格に審査されたい。

★★指摘 493

自治令第 167 条の 5 の 2 に基づく事業所所在地資格を設定する場合、同条の「契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるとき」との要件を満たすと判断した具体的理由について記録化されたい。

(2) 過去の入札状況の分析

本件各契約における過去 5 年の入札状況について担当課にヒアリングしたところ、以下のとおりであった。なお、平成 27 年度の南区エリア下水道施設維持修繕（R2-1）[221] 及び「中区エリア下水道施設維持修繕（R2-2）[222] 並びに平成 28 年度の中区エリア下水道施設維持修繕（R2-2）[222] については、いずれも当時の修繕状況により、発注の必要がなかったとのことであった。また、平成 30 年度の南区エリア下水道施設維持修繕（R2-1）[213]、中区エリア下水道施設維持修繕（R2-1）[214]、北区 I-1、I-2 エリア下水道施設維持修繕（R2-1）[215] の契約金額が他の年度と比較して低額となっている理由について担当課にヒアリングしたところ、平成 31 年度から毎年 4 月 1 日に執行伺を起案していた扱いを前年度末に起案するよう起案方法の変更をするために、平成 30 年度に発注していた修繕を翌期に延期したためとのことであった。

No.	年度	入札者数	落札業者	契約金額	落札率 ※
213	27	5	(有) 大倉土木	6,588,000 円	73.49%
	28	1	南岡山建設 (株)	9,180,000 円	94.03%
	29	4	安倍開発 (株)	6,917,400 円	69.47%
	30	1	安倍開発 (株)	988,200 円	99.46%
	31	2	安倍開発 (株)	9,878,000 円	98.79%
214	27	2	(有) 資晃工務店	8,856,000 円	98.77%
	28	1	(株) フジタケ	9,720,000 円	99.56%
	29	2	(株) フジタケ	6,970,320 円	70.00%

	30	1	(株) フジタケ	972,000 円	97.83%
	31	2	(株) 新姫組岡山事務所	7,700,000 円	76.75%
215	27	3	(有) 室生	7,506,000 円	75.22%
	28	1	(有) 室生	9,612,000 円	97.69%
	29	1	(有) 室生	9,828,000 円	98.38%
	30	1	(有) 室生	972,000 円	97.83%
	31	1	(有) 室生	9,900,000 円	98.36%
221	28	2	南岡山建設 (株)	4,968,000 円	99.78%
	29	1	安倍開発 (株)	3,564,000 円	99.70%
	30	3	(有) 三備建設	9,936,000 円	99.78%
	31	2	安倍開発 (株)	5,214,000 円	99.79%
222	29	1	(株) フジタケ	3,456,000 円	96.39%
	30	3	(株) 千喜コンストラクション	6,798,708 円	68.28%
	31	2	(株) 千喜コンストラクション	2,090,000 円	71.43%

(※90%以下のみを斜体太字としている)

過去の 5 年間の入札状況を分析すると、入札者数が 4 者以上である場合、落札率が 75%を下回っており、高い競争性が確保できていたと評価できる（〔213〕平成 27 年度及び平成 29 年度）。入札者数が 3 者以上であった場合でも、1 つの入札のみ 99.78%という高い落札率となっていたが（〔221〕平成 30 年度）、その他の入札では落札率が 75.22%（〔215〕平成 27 年度）及び 68.28%（〔222〕平成 30 年度）となっており、概ね高い競争性が確保できていたものと評価できる。

他方、入札者数が 2 者であった場合は、落札率 70%～76.75%（〔214〕平成 27 年度及び平成 31 年度、〔222〕平成 31 年度）となっている入札がある一方で、98%以上となっている入札も複数あり（〔213〕平成 31 年度、〔214〕平成 27 年度、〔221〕平成 28 年度）、競争性が確実に確保されている状況ではないことがうかがえる。

以上の結果によれば、入札者数が増えれば増えるほど、入札における競争性が確実に高まるという相関関係にあるといえ、4 者以上の入札者を確保できた場合には、概ね競争性が確実に担保された状況と評価できるのではないかとと思われる。

(3) 事業所所在地資格の緩和

本件各契約において事業所所在地資格を設定する場合、上記のとおり、まずは委託規程第 16 条・第 10 条第 2 項～第 4 項に基づく設定とする必要がある。その上で、本件各契約のように同種業務の発注が繰り返される場合には、前回の入札時に客観的に競争性が失われていると評価せざるを得ない場合には、同一の所在地資格を定めることは、委託規程第 10 条第 3 項及び第 4 項の趣旨に照らし、許されないものというべきである。すなわち、第 2 部第 5 章第 5 節第 4-3-(3)において述べたとおり、継続的に繰り返される修繕業務の発注に際して、前回入札時の入札参加者が 5 者に満たない場合には、委託規程第 16 条・第 10 条第 3 項及び第 4 項の規定する「競争性が十分に確保できないとき」に当たるものとする。

したがって、本件各契約における事業所所在地資格において、前回入札時と同様の資格を設定することは、委託規程第 16 条・第 10 条第 3 項及び第 4 項の趣旨に照らして不適切であり、令和 2 年度の入札状況に鑑み、次回入札実施時には、事業所所在地資格を緩和する必要があるものとする。

★★指摘 494

本件各契約については、次回入札実施時において、事業所所在地資格を緩和されたい。

2 入札状況の検証

- (1) 契約の概要に記載したとおり、本件各入札においては、一般競争入札であるにもかかわらず、これらの中で最も低い落札率でも 97.56%となっており、極めて高率であった。
- (2) 一般競争入札であるにもかかわらず、極めて高率の落札率で落札されている場合には、一般論としては、談合の可能性についても念頭に置いた上で検証すべき状況といえ、その際、入札価格内訳書が提出されていれば、これを分析することが有用といわれる（第2部第5章第5節第7-2）が、修繕業務に関しては、基本的に入札価格内訳書の提出を求める規定がない。
修繕における競争入札を実施した際には、建設工事の場合に準じ、入札価格内訳書の提出を求めることを検討すべきである（第2部第5章第5節第7-2）[指摘 75]。
- (3) また、談合の可能性が無くとも、一般競争入札において落札率が極めて高率となった場合、その原因については検証し、実質的競争性を担保するための方策等、改善策の検討が必要であると考える。

★★指摘 495

一般競争入札において落札率が極めて高率となった場合、その原因について検証し、改善策を検討されたい。

3 設計金額の積算

本件各契約の設計金額の積算については、担当課から、岡山県農林水産部・土木部の設計標準単価表を積算根拠としており参考見積は取得していないとの説明があった。

設計図書を検討したところ、資材については岡山県公共工事設計資材単価表を使用しており、労務費については公共工事設計労務単価を使用していた。

4 事務事業委託審査委員会議事録の作成・保存

本件各契約においては、許容価格が1件 100 万円を超えるので、事務事業委託審査委員会が開催されている（委託規程第 16 条、第 8 条第 5 項）。

事務事業委託審査委員会が開催された場合には、下水道経営企画課長が議事録を作成することとされている（下水道河川局事務事業委託審査委員会運営要領の取扱基準 3-(4)、4-(3)）が、作成された各議事録の提供を受けたところ、議事録として提出された各書類は、入札参加資格確認書と題する書面及びその添付書類であり、上記規程で求められている契約方法等の審議事項に関する具体的な質疑応答の内容などについては記載されていなかった。

このような文書は、そもそも「議事録」としての体裁を備えているものとは認め難いものであり、事後的に審査委員会の審議内容について検証することもできず、内部統制上も問題である。

そして、このような結果を防止するため、事務事業委託審査委員会の議事録様式を作成することも検討すべきである。なお、他局においては様式が作成されているケースもある。

★★指摘 496

事務事業委託審査委員会議事録の様式を作成するなどして、議事録の作成を徹底されたい。また、議事録には、議事の要旨に加え、審議事項に関する質疑応答の内容など具体的な議事内容を記載されたい。

5 契約保証人の適格性審査

- (1) 南区エリア下水道施設維持修繕（R2-1）[213] 及び南区エリア下水道施設維持修繕（R2-1）[221] においては、契約の概要記載のとおり、入札参加者は2者であったが、その2者は、契約相手方とその契約保証人であった。そして、いずれの契約においても契約保証人は許容価格以上の額により入札していた。
- (2) 契約保証人は、契約相手方が修繕業務を完成させることができないような場合、修繕業務を完成させる義務を負うことになる。

しかしながら、いずれの契約においても契約保証人は許容価格以上の額により入札していることから、契約金額により修繕業務を完了させる能力があるかどうかという点について疑義があるといわざるを得ない。

したがって、契約保証人の承認に際して、少なくとも契約保証人候補者等から事情聴取等を実施し、履行意思と客観的な履行能力についての審査を行うべきである。

★★指摘 497

契約保証人候補者が許容価格以上の入札価格で入札していた場合など、典型的に保証履行能力に疑義があると考えられる場合、契約保証人の承認に際し、事情聴取等を実施して、保証履行意思及び客観的な履行能力について審査されたい。

6 再請負・再委託

担当課へのヒアリングによれば、いずれも再請負・再委託はなされていないとのことである。なお、本件各契約においては、契約書第6条において、下請負に発注する場合は、あらかじめ書面により岡山市に届け出て承認を得なければならない旨規定されており、適切である。

7 監督・検査

検査報告書には検査状況の写真が添付されており、その点については適切な方法で検査が行われているものと認められる。

8 許容価格の未公表

岡山市契約情報公表基準第8条第1項第2項は、市有施設等の修繕について一般競争入札が実施された場合、落札者の決定後速やかに許容価格を公表するとしているが、本件各契約の許容価格はいずれも公表されておらず、同公表基準に反する取扱いがなされていた。

契約情報の公表は、契約事務の透明性を確保するため重要であり、契約情報が公表基準に従って適切に公表されるよう徹底すべきである。なお、担当課からは、本監査において上記の問題が発覚した後、許容価格を速やかに公表するよう手続をするとの説明があった。

★★指摘 498

岡山市契約情報公表基準に従って契約情報を適切に公表するよう徹底されたい。

第4節 汚水処理施設修繕（4契約）

第1 契約の概要

件名	政津ポンプ場No5 汚水ポンプほか修理	岡東浄化センター No.1 機械濃縮機ほか	岡東浄化センター No.1 初沈汚泥用スク	岡東浄化センター No.4 脱水ケーキ圧送
----	---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

	[216]	修理 [217]	リーク修理 [218]	ポンプ修理 [219]
契約目的	政津ポンプ場のNo5汚水をオーバーホールし、性能回復させるもの等	岡東浄化センター内の機械が故障しているため修理するもの	岡東浄化センター内の機械に動作不良が生じているため修理するもの	岡東浄化センター内の機械に能力低下が生じているため修理するもの
契約年月日	R2.5.26	R2.6.23	R2.7.15	R2.7.20
許容価格	7,590,000円	21,461,000円	2,706,000円	2,926,000円
契約金額	7,590,000円	21,230,000円	2,695,000円	2,915,000円
落札率	100%	98.92%	99.59%	99.62%
契約方法	指名競争入札（自治令第167条第1号）			
指名理由	1 工事 2 市内 3 機械器具設置 4 希望順位 1, 2	1 工事 2 市内 3 機械器具設置 4 希望順位 1, 2	1 工事 2 市内 3 機械器具設置 4 希望順位 1	1 工事 2 市内 3 機械器具設置 4 希望順位 1, 2
指名業者数	6	8	5	5
入札者数	5（辞退1）	6（辞退2）	5	5
担当課	下水道河川局下水道施設管理課			
契約相手方	備商株式会社	岡山機設株式会社	株式会社日圧機販	岡山機設株式会社
契約保証人	双葉電機株式会社 （入札参加者）	岡山電業株式会社 （入札参加者）	岡山電業株式会社 （入札参加者）	岡山電業株式会社
その他	合意解除（他のポンプも故障し修理をするとポンプ場の安定運営に支障が生じるため）。	変更契約あり（契約金額を 21,505,000円とする増額変更）		

第2 監査対象として選定した理由

いずれの契約も落札率が極めて高率（98.92%～100%）であり、かつ、許容価格以下の入札額により入札をした者はいずれも契約相手方のみであったことから、入札状況に不自然な点がないか検討し、また、競争性を向上させる方策について検討する必要があると考えられたため。

第3 監査結果

1 指名競争入札の実施要件への該当性

(1) 契約の概要に記載したとおり、本件各契約においては、契約方法として指名競争入札（自治令第167条第1号）が採用されている。

同号に該当すると判断した具体的な理由について担当課にヒアリングしたところ、「岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱により 3000 万以上から一般競争入札の対象としているため、適正な業者選定をした上で、事務の効率化を図りながら、採用しています。」とのことであった。

(2) しかし、本件各契約の業務内容は、特定の業者を指名しなければならないほどの特殊性があるとは評価し難い。また、そもそも次項で述べるとおり、指名業者の選定理由は、「機械器具設置工事希望順位 1 市内業者のうち 24 者から 100 万円以上の修繕について指名回数の機会均等を図って指名している」といったものであり、そもそも指名競争入札を実施すべき特殊性と

は整合しない。

したがって、本修繕については、「性質又は目的が一般競争入札に適しない」とは認められず、制限付一般競争入札を実施することで目的は達成可能であるといえ、自治令第 167 条第 1 号の要件を満たさないものとする。なお、担当課からの説明によると、「修繕という性質上、既に不具合が生じている状態であり、入札・契約に期間を要する一般競争入札を適用することは維持管理リスクが増大すること、年度後半に故障した際の修繕では適正工期の確保が難しくなることがあります。総務省 HP における『入札・契約制度について』においても、『一般競争入札の原則を貫くと調達準備に多くの作業や時間が必要となり、一定の場合には指名競争入札による締結が認められる。』旨の記載があり、この『一定の場合』を定めた『岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱』に基づき指名競争入札を実施しています。」とのことであつたが、真に修繕の緊急性が認められる場合には、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に基づく随意契約を検討すべきであるし、総務省ホームページに記載された「一定の場合」も、自治令第 167 条各号以外の例外を認める趣旨でないことは明らかである。

★★指摘 499

同種の修繕業務については、指名競争入札ではなく一般競争入札を実施されたい。

2 指名理由

(1) 名簿掲載業者の中から 5 者を指名した理由について担当課にヒアリングしたところ、「機械器具設置工事希望順位 1 市内業者 26 者のうち、2 者は職種が違うということで過去に辞退が出ており、継続しています。残りの 24 者から 100 万円以上の修繕について指名回数の機会均等を図っています。対象施設の直近施工実績業者は選定しています。」「指名競争入札における選定業者については、『下水道河川局事務事業委託審査委員会運営要領の取扱基準』に基づき設計金額に応じた指名業者数に対して、これまでの実績等を勘案しつつ受注機会確保の均等化を図って選定した後に、審査委員会に諮って実施しております。」などの説明があつた。

(2) しかし、指名競争入札の競争性、指名の公正性の担保という観点からは、担当課の裁量による「指名回数の機会均等」といった不明確な基準による指名の限定をすべきでない。

したがって、仮に本修繕において指名競争入札を採用するとしても、指名競争入札を実施すべき理由に沿った合理的かつ明確な基準に基づき指名をすべきである。なお、担当課からは「本課の修繕業務は、年間数百件あり、都度ヒアリング等により業者を選定することは困難です。」との説明もあつたが、都度ヒアリング等を実施することが求められるものではなく、むしろ合理的かつ明確な基準に基づいて機械的に指名を実施することにより、公正かつ効率的な指名が可能となるのではないかと思われる。

★★指摘 500

仮に本修繕において指名競争入札を実施するとしても、指名競争入札を実施すべき理由に沿った合理的かつ明確な基準に基づいて指名されたい。

3 参考見積書の廃棄

(1) 本件各修繕業務の設計金額の積算に際し、参考見積書を取得したか否かについて担当課にヒアリングしたところ、「取得した」との回答があつたため、担当課に対して、各参考見積書の提供を依頼したところ、業務完了後に廃棄した旨の回答があつた。

また、廃棄日や廃棄理由について担当課に確認したところ、以下のような回答があつた。

【廃棄日について】

修繕の参考見積を業務完了後に廃棄していましたが、廃棄日について明確に記録しておりません。

【廃棄理由について】

入札の際に提出される見積書とは異なり、参考見積は設計の際に単価等を参考とするもので公文書扱いでなく、保存する規定がないため、設計書などの公文書とともに保存を行っておりません。また、他課と当課での参考見積の保存・破棄が異なることについては、保存規定がないことで差異が生じているものと考えられます。

- (2) 他方、参考見積書の保存に関する取扱いについて契約課からヒアリングしたところ、次のような回答があった。

【参考見積書の保存義務の有無について】

岡山市文書取扱規程で明確に規定されているわけではありませんが、添付文書として岡山市文書分類基準表に定める年限保存しているものと考えます（「～契約関係書」等）。

【各担当課において取扱いが異なることについて】

参考見積として取得したが、結果として参考としなかった場合等、担当課で保存が不要と判断し、廃棄している場合もあると考えます。市全体で統一的な取扱いをする様な指示指導はしていません。

- (3) 岡山市文書取扱規程第 53 条第 2 項においては、「作成・施行された文書は的確に整理・保管し、必要に応じて目的のものを迅速に取り出して利用できるように集中管理しなければならない。」と規定され、文書の保存期間は文書分類基準表で定めるとされている（同規程第 57 条第 2 項）。そして、岡山市文書分類基準表「大分類 D 財務」「中分類 04 契約管理」「小分類 01 庶務」において、「契約管理諸務関係書」の保存期間が 3 年と定められている。

参考見積書は、設計金額の積算の正当性を裏付けるものであり、文書の重要性に鑑み、「契約管理諸務関係書」に含まれると解される。実際にも、多くの担当課において、参考見積書が保管されていた。

各担当課において参考見積書を取得する場合、設計金額の積算に際し、これが全く考慮されない場合という事態はおよそ考えられない（考慮しない場合はそもそも取得しないと考えられる）し、設計金額の積算の正当性・合理性や契約相手方の選定過程の事後的検証にとっても、参考見積書は重要な文書であるといえるから、これを廃棄することは内部統制上も問題である。

したがって、参考見積書を取得した場合には、少なくとも「契約管理諸務関係書」に該当するとして 3 年以上は保管すべきである。なお、修繕に関して監査対象とした個別契約において参考見積書が取得されていた場合については、本件各担当課を除く全ての担当課から参考見積書の提供を受けることができた。

★★指摘 501

設計金額の積算に際して参考見積書を取得した場合は、少なくとも 3 年間は担当課において保存する取扱いを徹底されたい。

4 事務事業委託審査委員会の運営

- (1) 本件各契約においては、事務事業委託審査委員会が持ち回り審議で開催されていたが、局主管課である下水道河川局下水道経営企画課長が作成した議事録として提供された資料には、参加者名のみが記載され、どのような質疑応答がなされたか等の具体的な審議内容の記載はなかった。

持ち回り審議をした理由について各担当課に問い合わせたところ、「毎週火曜日に審査委員会が開かれる予定ですが、都合により開催出来ない場合は、各委員に資料を”持ち回って”承認

してもらっています。」との回答があった。なお、本件各契約についてどのような「都合」により事務事業委託審査委員会が開催できなかったのかという点については判然としない。

事務事業委託審査委員会は、修繕の委託先の公正な選定方法等を決定する重要な機関であり（委託規程第16条、第8条第1項）、実質的な審議を担保するために、委員の過半数出席が求められている（下水道河川局事務事業委託審査委員会運営要領第3条第2項）ものと解される。そのため、持ち回り審議はやむを得ない場合に限るべきであり、仮に持ち回り審議を実施せざるを得ない場合であったとしても、持ち回り審議とすべきやむを得ない理由は議事録に記載すべきである。

★意見 157

持ち回り審議はやむを得ない場合に限るべきであり、仮に持ち回り審議を実施せざるを得ない場合であったとしても、持ち回り審議とすべきやむを得ない理由は議事録に記載されたい。

- (2) また、仮に持ち回り審議であったとしても、議事録には、審議結果に加え、委員から提出された意見など具体的な審議内容が記載されるべきである。

意思決定過程の記録化という観点からも、（持ち回り審議の場合に限らず）議事録への審議内容の記載は重要であり、内部統制上も有用であると考えられる。

★★指摘 502

持ち回り審議であっても、意思決定過程の明確化のため、具体的な審議内容を議事録に記載すべきである。

5 入札状況の検証

- (1) 契約の概要に記載したとおり、本件各入札においては、競争入札であるにもかかわらず、最も低い落札率でも98.92%以上と極めて高率であった。

- (2) 競争入札であるにもかかわらず、極めて高率の落札率で落札されている場合には、一般論としては、談合の可能性についても念頭に置いた上で検証すべき状況といえ、その際、入札価格内訳書が提出されていれば、これを分析することが有用といわれる（第2部第5章第5節第7-2）が、修繕業務に関しては、基本的に入札価格内訳書の提出を求める規定がない。

修繕における競争入札を実施した際には、建設工事の場合に準じ、入札価格内訳書の提出を求めることも検討すべきである（第2部第5章第5節第7-2）[指摘75]。

- (3) また、談合の可能性が無くとも、競争入札において落札率が極めて高率となった場合、その原因については検証し、実質的競争性を担保するための方策等、改善策の検討が必要であると考えられる。

★★指摘 503

競争入札において落札率が極めて高率となった場合、その原因について検証し、改善策を検討されたい。

6 参考見積書の取得

- (1) 上記3記載のとおり、本件各修繕業務の設計金額の積算に際しては、参考見積書が取得されていたにもかかわらず、廃棄されていた。

担当課に、参考見積書の提出業者及び参考見積額についてヒアリングしたところ、参考見積額の記録はないが、参考見積書の提出業者は、全て本件各契約における契約相手方であるとの回答であった。また、本件各契約の契約相手方に参考見積書の提出を求めた理由については、「過去類似修繕の実績業者」であるためとのことであった。

- (2) しかし、設計金額の積算の客観性・公正性を担保するためには、入札参加が見込まれる業者から参考見積を取得することは原則として慎むべきであり、また、指名競争入札において、特定の指名業者のみから参考見積を取得することは著しく入札の公正性・競争性を害するものであって、断じて許されるべきものではない。

本件各契約においても、原則として入札参加が予定されていない業者のみから複数の参考見積を取得すべきであったといえ、仮にそれが困難であったとしても、できる限り入札参加が予定されていない市外業者等（少なくとも指名業者外の業者）を含め、複数の参考見積を取得して、積算の客観性・公正性を担保すべきである。

- (3) なお、担当課の説明によると、「機器単価等の見積とは異なり、業者は入札への参加を期待して、図面・現場確認等を行い、人件費等のコストをかけて見積を作成しています。入札参加が見込めなければ、見積辞退あるいは見積作成料を請求される懸念があります。また、施設修繕は現地での作業が基本であり、市外業者では人・資機材の運搬に関わるコストが増加するため、客観的な見積の担保がし難いと考えます。」とのことであった。入札参加が見込めない業者からの参考見積の取得が一般論として困難な場合があることは理解できるが、できる限り取得を試みるべきであるし、契約規模によっては客観的かつ公正な設計金額の積算のために、見積作成料を支払ってでも入札参加が予定されていない業者から見積を取得すべき場合もあると考える。また、市外業者から見積を取得する場合、当該業者が受注することを予定するものではないため、参考見積取得の前提として「人・資機材の運搬に関わるコスト」等の条件を一律にすれば足りるといえる。

★★指摘 504

特定の指名業者のみからの参考見積の取得は厳に慎むこととし、できる限り入札参加が予定されていない業者（少なくとも指名業者外の業者）を含め、複数の業者から参考見積を取得した上で、客観性・公正性の担保された設計金額の積算をされたい。

7 契約保証人の適格性審査

- (1) 契約の概要に記載したとおり、政津ポンプ場No5 汚水ポンプほか修理 [216]、岡東浄化センターNo.1 機械濃縮機ほか修理 [217]、岡東浄化センターNo.1 初沈汚泥用スクリーン修理 [218] においては、入札参加者が契約保証人として承認されていた。また、本件各契約においては、許容価格以下の額により入札をしたのが契約相手方のみであった。
- (2) 契約保証人は、契約相手方が修繕業務を完成させることができないような場合、修繕業務を完成させなければならないが、いずれの契約においても契約保証人は許容価格以上の額により入札していることから、契約金額により修繕業務を完了させる能力があるかどうかという点については疑義があるといわざるを得ない。

許容価格以上の入札者であったにもかかわらず履行確保が可能であると判断した理由について担当課にヒアリングしたところ、「履行能力については、指名業者であるため、確保されているものと考えています。落札金額での履行については、民同士の協議により保証契約書をもって落札金額での履行を担保しているものと判断しています。」との回答があった。

しかしながら、指名業者であること自体は具体的な当該契約についての履行能力を何ら担

保するものではないから、契約保証人の承認に際して、少なくとも契約保証人候補者等から事情聴取等を実施し、履行意思と客観的な履行能力についての審査を行うべきである。

★★指摘 505

契約保証人候補者が許容価格以上の入札価格で入札していた場合など、保証履行能力に疑義があると考えられる場合、契約保証人の承認に際し、事情聴取等を実施して、保証履行意思及び客観的な履行能力について審査されたい。

- (3) そもそも契約保証人制度自体についての問題点については、第2部第7章第1節第1-2において述べたところであり、談合防止等の観点から「工事完成保証人」が廃止された経緯に鑑み、そもそも相指名業者を契約保証人として承認すること自体、不適切である。

★★指摘 506

相指名業者については、契約保証人として承認しない取扱いに改められたい。

8 再請負・再委託

担当課へのヒアリングによれば、再請負・再委託はなされていないとのことである。ただし、本件各契約においては仕様書において、再委託・下請負について「下請負通知書」の提出が必要と記載され、契約書第6条において、受託者が委託業務の一部を再委託する場合は、相手方の名称及びその他岡山市が必要と認める事項をあらかじめ岡山市へ通知しなければならないと定められているのみで、市が承認手続を行うことは定められていない。

しかし、本件各契約においては指名競争入札が行われており、業者の個性に着目して受託者が選定されている（ただし、本件各契約は一般競争入札を実施すべきであることは上記1記載のとおりである。）のであるから、再委託する場合には、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを、契約書及び仕様書において定めるべきである。

また、契約書第6条の受託者による「通知」のみを求めている点を変更し、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」という規定へ変更すべきである。

★★指摘 507

契約書及び仕様書につき、再委託する場合には、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があるとの内容へ変更されたい。

9 監督・検査

本件各契約においては、契約相手方から完了届が提出され、検査報告書も作成されているが、検査報告書に検査状況の写真などは添付されていなかった。

たしかに、検査報告書への検査状況の写真などの添付は必須とはされていない。しかしながら、検査時における修繕目的物の状態を保全しておく必要があるし、事後に検査の有無及び検査状況についての検証をするためには、検査報告書のみでは不十分である。また、検査状況の写真撮影を実施することとしても、検査員に過度な負担を求めるものでもないと思われる。

したがって、検査状況を写真撮影し、検査報告書に添付することが望ましい。

★意見 158

検査状況を写真撮影し、検査報告書へ写真を添付されたい。

10 変更契約等

(1) 岡東浄化センターNo.1 機械濃縮機ほか修理 [217] 変更契約

岡東浄化センターNo.1 機械濃縮機ほか修理 [217] においては、変更契約がなされていたが、変更執行伺書には、変更理由として、「攪拌機の分解整備中に交換予定外の部品の摩耗を発見した。攪拌機の運転を行うために摩耗した部品の交換が必要と判断したため。変更するものである。」との理由が記載され、変更契約によって、契約金額が 21,230,000 円から 21,505,000 円に増額されている。

交換予定外の部品の摩耗を事前に把握できなかった原因について、担当課からは、「発注当初の修繕箇所については、外観による劣化状態、異音・振動の状態、運転時間、電流値等から判断した必要最低限の交換部品を選定しています。しかし、交換予定外の部品は、外観等から劣化状況を判断できない内部部品となっており、機器分解後に損耗が見つかったため、正常な運転に支障があると判断して交換を行っています。」との説明があった。

上記のとおり、変更契約の理由として記載されている事情は、事前に把握することが困難なものであったといえ、変更理由は合理的と考える。

(2) 政津ポンプ場No.5 汚水ポンプほか修理 [216] 合意解除

政津ポンプ場No.5 汚水ポンプほか修理 [216] は、契約締結後に合意解除されている。

修繕打合簿には、発注者の発議内容として、「令和2年8月27日に、この修理期間中に運転する予定でいたNo.6 汚水ポンプが故障したため、この契約によるNo.5 汚水ポンプの修理にとりかかると、通常運転するポンプが共に運転できず、No.4 汚水ポンプのみでの運転となり、汚水中継ポンプ場として、大きなリスクを伴います。そのため、No.5 汚水ポンプの修理が継続できなくなりました。そこで、令和2年5月26日に締結した、政津ポンプ場No.5 汚水ポンプほか修理の契約解除に、合意くださるよう、協議をお願いします。」という記載があり、受注者の発議内容として、「協議のあったことについて、検討の結果、契約解除に同意します。」と記載されていた。

以上の記載からすると、契約解除の理由及び解除の経過は適正なものであったといえる。

なお、合意解除契約書には、合意解除の条項に加え、「この契約によって生じた費用及び違約金は請求しないこととする。」との費用負担条項も定められていた。

第5節 鍛冶屋中継ポンプ場No.2 ポンプ分解修理

第1 契約の概要

件名	鍛冶屋中継ポンプ場No.2 ポンプ分解修理 [220]
契約目的	鍛冶屋中継ポンプ場No.2 ポンプが故障しているため修理するもの
契約年月日	R2.9.4
許容価格	5,280,000 円
契約金額	5,247,000 円
落札率	99.38%
契約方法	指名競争入札（自治令第167条第1号）

指名理由	1 市内業者 2 機械器具設置 3 希望順位 1
選定過程	選定業者数6者以上（下水道河川局事務事業委託審査委員会運営要領の取扱基準参照） ・大エリア東区 4者 ・市内全域 24者のうち施工現場から近い順に2者
指名業者数	6（辞退3）
入札者数	3
担当課	下水道河川局下水道保全課
契約相手方	田中機電工業株式会社

第2 監査対象として選定した理由

落札率が高率であること、許容価格以下の入札をしたのが落札業者のみであったこと、指名業者6者のうち3者が辞退していたことから、入札状況に不自然な点がないか確認し、また、競争性を向上させるための方策について検討する必要があると考えたもの。

第3 監査結果

1 指名競争入札の実施要件への該当性

- (1) 契約の概要に記載したとおり、本件契約においては、契約方法として指名競争入札（自治令第167条第1号）が採用されている。
- (2) 自治令第167条第1号に該当すると判断した具体的な理由について担当課にヒアリングしたところ、「業務内容が機械器具設置であるため、施工可能な業者を選定したため。」とのことであったが、本件契約の業務内容は一般的なものであり、特定の業者を指名しなければならないほどの特殊性があるとは評価し難い。また、後述のとおり、指名業者の選定理由は、単に「エリア」を理由とするものであって、指名競争入札を実施すべき特殊性とは整合しない。
- (3) したがって、本修繕については、「性質又は目的が一般競争入札に適しない」とは認められず、制限付一般競争入札を実施することで目的は達成可能であるといえ、自治令第167条第1号の要件を満たさないものとする。

★★指摘 508

本修繕業務については指名競争入札ではなく一般競争入札を実施されたい。

2 指名理由

- (1) 契約の概要に記載したとおり、本件入札では名簿登録業者の中から6者が指名されている。
事務事業委託審査委員会議事録を確認したところ、指名業者選定手順について記載された業者選定フローチャートと題する書面が添付されていた。同書面の根拠規定等について担当課にヒアリングしたところ、「小規模工事の業者選定基準をフローチャート化している。」との回答があった。なお、この「小規模工事の業者選定基準」とは、岡山市小規模工事見積者選定基準を意味するとのことであった。
そして、同書面のフローチャートによれば、市規則、委託規程及び担当局室区事務事業委託審査委員会運営要領の取扱基準に定める基準を満たす指名者数を確保できるまで、「中学校区→小エリア→中エリア→大エリア→全市エリア→準市内業者→市外業者」という順に、所在地要件を広げる手順とされていた。

これらのことから、担当課においては、岡山市小規模工事見積者選定基準を援用して指名業者の選定をしていると推認される。

- (2) 本件契約における、業者選定フローチャートに基づいた業者選定過程を確認すると、以下のとおりであった。段階1から5にかけて徐々にエリアを広げていきながら、業者を選定するという方式である。

段階	エリア区分／エリア	該当業者数
1	中学校区／瀬戸	1者
2	小エリア／東区-3	1者（上記1者）
3	中エリア／東区	4者（上記1者+3者）
4	大エリア／東区	4者（上記4者）<5者
5	市内全域	24者>5者

そして、本件契約においては、「段階5」の選定過程において、市内全域24者の中から、施工現場に近い企業順に2者のみが選定されていた。

この点について担当課からヒアリングしたところ、「小規模工事の業者選定に準じて、業者選定が5者以上で、5者目及び6者目が業者位置の距離がほぼ同じところのため、その2者を選定し、6者選定としている。」との回答があった。

しかし、小規模工事見積者選定基準では、同基準が定める数の見積者に満たない場合に、選定対象エリアを拡大させる手順とされている（岡山市小規模工事見積者選定基準第2条第2項から第4項）に過ぎず、エリア毎の指定が行われた後に、施工現場から近い順に選定する旨の規定はない。すなわち、小規模工事見積者選定基準を根拠とする限り、エリア毎による指名以上の裁量による指名（すなわち、当該エリアにおける有資格者をさらに限定する指名）には、規程上の根拠がないものといわざるを得ない。

以上のような指名の方法は、指名理由の公正性・客観性という観点から問題がある（例えば、上記指名理由の中では「業者位置の距離」を根拠とされているが、どの程度であれば「ほぼ同じ」と評価できるのかも判然とせず、指名外の業者から見ると、公正性・客観性に疑問を感じざるを得ない）ものとする。

指名業者の選定は、本来、統一かつ明確な指名基準により客観的に行われるべきであるが、仮に小規模工事見積者選定基準等の基準を援用するのであれば、規程上の根拠に基づき、公正性・客観性の担保された方法により実施すべきである。

★★指摘 509

指名業者の選定は、規程上の根拠に基づき、公正性・客観性の担保された方法により実施されたい。

- (3) また、本件契約における入札には、6者が指名されたものの、3者辞退しているため、実質的競争性が確保されたものとは評価し難い。このような指名辞退に対応するため、あらかじめ入札日より前に辞退の期限を設定し、それまでに辞退者が現れた場合には、入札日までに基準を満たすまで追加指名するという対応をすべきである。

★★指摘 510

指名競争入札の実施に当たっては、あらかじめ入札日より前に辞退の期限を設定し、それまでに辞退者が現れた場合には、基準を満たすまで追加指名をされたい。

3 入札状況の検証

- (1) 契約の概要に記載したとおり、本件入札においては、競争入札であるにもかかわらず、落札率がほぼ100%であった。また、指名業者6者の内3者が辞退し、かつ、許容価格以下の額により入札した入札者は契約相手方のみであった。なお、契約相手方以外の入札者2者の入札額は1回目の入札額が5万円の差しかなく、2回目は同額であった。
- (2) 競争入札であるにもかかわらず、極めて高率の落札率で落札されている場合には、一般論としては、談合の可能性についても念頭に置いた上で検証すべき状況といえ、その際、入札価格内訳書が提出されていれば、これを分析することが有用といわれる（第2部第5章第5節第7-2）が、修繕業務に関しては、基本的に入札価格内訳書の提出を求める規定がない。
修繕における競争入札を実施した際には、建設工事の場合に準じ、入札価格内訳書の提出を求めるべきである（第2部第5章第5節第7-2）[指摘75]。
- (3) また、談合の可能性が無くとも、競争入札において落札率が極めて高率となった場合、その原因については検証し、実質的競争性を担保するための方策等、改善策の検討が必要であると考える。

★★指摘511

競争入札において落札率が極めて高率となった場合、その原因について検証し、改善策を検討されたい。

4 参考見積書の取得

- (1) 設計金額の積算根拠について担当課にヒアリングしたところ、「参考見積書を基にしている。」とのことであり、参考見積書を提出した者は契約相手方であった。参考見積額と許容価格はほぼ同額であり、設計金額の内訳と参考見積書の内訳もほぼ同内容であった。
また、担当課の説明によれば、契約相手方に参考見積書の提出を求めた理由は、「設置施工業者であり、点検業者であり機器等詳細を熟知しているため。」とのことであった。
- (2) しかし、設計金額の積算の客観性・公正性を担保するためには、入札参加が見込まれる業者から参考見積を取得することは原則として慎むべきであり、また、指名競争入札において、特定の指名業者のみから参考見積を取得することは著しく入札の公正性・競争性を害するものであって、断じて許されるべきものではない。
本件においても、原則として入札参加が予定されていない業者のみから複数の参考見積を取得すべきであったといえ、仮にそれが困難であったとしても、できる限り入札参加が予定されていない市外業者等（少なくとも指名業者外の業者）を含め、複数の参考見積を取得して、積算の客観性・公正性を担保すべきである。

★★指摘512

特定の指名業者のみからの参考見積の取得は厳に慎むこととし、できる限り、入札参加が予定されていない業者（少なくとも指名業者外の業者）を含む複数の業者から参考見積を取得した上で、客観性・公正性の担保された設計金額の積算をされたい。

5 事務事業委託審査委員会議事録の作成・保存

本件契約においては、許容価格が1件100万円を超えるので、事務事業委託審査委員会が開催されている（委託規程第16条、第8条第3項）。

事務事業委託審査委員会が開催された場合には、下水道河川局下水道経営企画課長が議事録を

作成することとされており（下水道河川局事務事業委託審査委員会運営要領の取扱基準 2-(2)）、作成した議事録は5年間の保存義務がある（岡山市文書取扱規程第53条第2項、第57条第2項、岡山市文書分類基準表D 財務、04 契約管理、03 指名）とされているが、議事録の提供を依頼したところ、「事務事業委託審査委員会の議事録は作成しておりません。」とのことであった。

議事録が作成・保管されていないので、上記取扱基準に反しており、また、本来であれば、岡山市文書取扱規程第53条第2項、第57条第2項に反する状態にあるといえる。そして、このような状況であると、事後的に審査委員会の審議内容について検証することもできず、内部統制上も問題である。

したがって、事務事業委託審査委員会を開催した場合、必ず議事録を作成し、少なくとも保存期間中は適切に保存すべきである（第2部第5章第5節第3-2）。

★★指摘 513

事務事業委託審査委員会議事録を書面により作成し、少なくとも保存期間中は適切に保存されたい。

6 再請負・再委託

担当課へのヒアリングによれば、再請負・再委託はなされていないとのことである。なお、本件契約において、仕様書には再請負・再委託に関する記載がないが、契約書第6条において、下請負に発注する場合は、あらかじめ書面により岡山市に届け出て承認を得なければならない旨規定されており、適切である。

7 監督・検査

本件契約においては、契約相手方から完了届が提出され、検査報告書も作成されているが、検査報告書に検査状況の写真などは添付されていなかった。

たしかに、検査報告書への検査状況の写真などの添付は必須とはされていないが、検査時における修繕目的物の状態を保全しておく必要があるし、事後に検査の有無及び検査状況についての検証をするためには、検査報告書のみでは不十分である。また、検査状況の写真撮影を実施することとしても、検査員に過度な負担を求めるものでもないと思われる。

したがって、検査状況を写真撮影し、検査報告書に添付するのが望ましい。

★意見 159

検査状況を写真撮影し、検査報告書へ写真を添付されたい。

第6節 西川アイプラザ吸収式冷温水機第1号機修繕

第1 契約の概要

件名	西川アイプラザ吸収式冷温水機第1号機修繕 [224]
契約目的	経年劣化が生じているため分解整備をするもの。
契約年月日	R29.30

許容価格	8,492,000 円
契約金額	8,444,700 円 ¹⁸¹
落札率	99.44%
契約方法	単独随意契約（自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
随意契約理由	本修繕を施工できるのは、製造業者の保証が得られる特約店認定を受けている業者に限られるが、中四国地区においては、菱信工業株式会社が唯一の製造業者特約店である。
担当課	教育委員会生涯学習課
契約相手方	菱信工業株式会社
その他	変更契約あり

第 2 監査対象として選定した理由

比較的高額の単独随意契約であること、変更契約がなされていたことから、監査の必要性が高いと考えたもの。

第 3 監査結果

1 競争入札実施可否の検証

(1) 修繕費の高止まりの可能性

本件設備が導入された年度及び設置業者について担当課にヒアリングしたところ、平成 3 年度に納入され、契約相手方が納入業者であるとのことであった。また、設計金額の積算方法については、「参考見積を取得すること等により算出しました。」とのことであった。

参考見積額と設計金額を比較したところ、ほぼ同額といえる額であったことから、契約相手方のいわば「言い値」による見積により高額な設計金額が積算され、許容価格が設定されている可能性があり、本修繕の対象施設の修繕業務においては、修繕費が長期間にわたって高止まりしている可能性が疑われる状況と思われる。

(2) ランニングコスト低減の必要性

本修繕の対象施設の導入時に修繕費を含めたランニングコストの検討もされたかどうかについて、担当課にヒアリングしたところ、「当時の状況について確認がとれませんでした。」とのことであった。

岡山市では、現在、施設導入時にランニングコストを含めたライフサイクルコストを検討することになっている。本来であれば、本修繕対象施設導入時にライフサイクルコストの検証をすべきであったが、本修繕対象施設は上記のとおり平成 3 年度に導入されたものであり、ライフサイクルコストの概念も一般化していない状況であったと考えられるから、これを検証していなかったとしてもやむを得ないとも思われる。ただし、施設導入時においてライフサイクルコストが検討されていなかったとしても、現時点で可能な限り修繕費を含めたランニングコストの低減を図るべきであるのは当然である。

(3) 第三者による検証の必要性

修繕費を低減させるためには、競争入札を実施して、価格競争をすることを第一に検討すべきである。本修繕は、長期間、契約相手方に依存しており、かつ、業務も特殊であるため、担当課において、契約相手方以外の者による修繕の可否について検証する能力を有していない

¹⁸¹ 当初契約額は 7,677,000 円であるが、これは後述のとおり落札価格に消費税を加算していなかったという単純ミスによるものであるため、ここには消費税を加算した後（変更契約後）の金額を記載した。

ことも想定される。そこで、契約相手方以外の者によっても適切な修繕が可能か、あるいは、契約相手方に発注せざるを得ないとしても、見積内容等を精査するなど、さらに経費節減をすることが可能かについて検証するためには、専門的知見を有する第三者に検証を委嘱することも選択肢として検討すべきである。なお、外部の専門家に依頼して検証する場合は、その費用の支出も必要となるが、本修繕のような高額契約に関して費用低減が可能となれば大きなメリットもあるため、長期的観点から計画的に実施することを検討すべきである。

★意見 160

本修繕業務を契約相手方以外の者が確実に遂行することができるか否かについて専門的知見を有する者に依頼して検証することを検討されたい。

2 契約書チェック体制の検証

(1) 契約金額間違いによる変更契約

本件契約においては、当初の契約書記載の契約金額が税抜き金額で記載されていたことから、契約金額を税込み価格に改めるため、変更契約が行われている。

変更契約の経緯について担当課からヒアリングしたところ、「契約後の確認時に判明いたしました。税抜金額を税込金額と誤ったためです。」とのことであった。

契約書のチェック体制について、契約課からヒアリングしたところ、「担当課でチェックしており、許容価格や業務の内容により、他課（契約課、財政課、ICT推進課、行政事務管理課）に合議をすることとしています。」とのことであったが、実際に本件契約のようなミスが発生している。単純なケアレスミスではあるが、契約金額という重大事項であるため、再発防止策を講じる必要性が高い。

(2) 使用されている契約書

契約の概要に記載したとおり、本件契約締結日は改正民法施行（令和2年4月1日）より後の令和2年9月30日である。岡山市では、民法改正に対応すべく契約書様式を改訂しており、例えば、令和2年4月1日改訂版の「委託契約書例」には、契約不適合責任の条項等が盛り込まれている。

しかし、本件契約書には、令和2年4月1日改訂版の「委託契約書例」と異なり、著作権の譲渡等（同書例第4条の2）、権利の保障（同書例4条の3）、契約不適合責任に関する条項（同書例第33条、第45条）、甲の損害賠償請求等（同書例第43条第1項）等の条項がなく、他方、契約不適合責任へ改正済みの瑕疵担保責任に関する条項（本件契約書第32条）が規定されていることから、民法改正前の契約書様式が使用されているのではないかと思われる。なお、担当課にもヒアリングしたところ、「最新の委託契約書の書式に準じたものではありません。」とのことであった。

契約書の様式については、いうまでもなく最新版を使用すべきであり、いずれの書式を利用するかの確認は契約書チェックにおける重要事項と考えられる。

★★指摘 514

本契約における例も参考にして、契約書作成時のチェック体制について検証し、再発防止策を講じられたい。

3 事務事業委託審査委員会議事録の内容

本件契約においては、許容価格が1件100万円を超えるので、事務事業委託審査委員会が開催

されている（委託規程第16条、第8条第5項）。

事務事業委託審査委員会が開催された場合には、局主管課である教育委員会教育企画総務課が議事録を作成することとされており（教育委員会事務事業委託等審査委員会運営要領の取扱基準2-（4））、各議事録の提供を受けたところ、議事録として提出された書類は、執行何添付の指名業者一覧に検討過程がメモ書きされた程度のものであった。

このようなメモは議事録としての体裁を備えているものとはいい難く、委員会が、いつ、どこで、誰が参加して、どのような審議がどのように行われたかも判然としない。

議事録には、最低限、委員会が開催された日時、開催場所、出席者、議事の要旨や審議事項に関する委員の意見など具体的な審議内容が記載されるべきである。意思決定過程の記録化という観点からも、議事録への審議内容の記載は重要であり、内部統制上も有用であると考えられる。

議事録には、最低限、委員会概要や議事要旨を適切に記載すべきである。そこで、担当局において、事務事業委託審査委員会の議事録様式を作成することも検討すべきである。なお、他局においては様式が作成されているケースもある。

★★指摘 515

担当局において事務事業委託審査委員会議事録の様式を作成するなどして、議事録の作成を徹底されたい。また、議事録には、議事の要旨に加え、審議事項に関する質疑応答の内容など具体的な議事内容を記載されたい。

4 再請負・再委託

担当課へのヒアリングによれば、再請負・再委託はなされていないとのことである。本件契約において、仕様書には再請負・再委託に関する記載がなく、契約書第6条において、下請負する場合は、相手方の名称及びその他岡山市が必要と認める事項をあらかじめ岡山市へ通知しなければならぬと定められているのみで、岡山市が承認手続を行うことは定められていない。

本件契約においては契約相手方のみが修繕業務をなし得るとして単独随意契約が採用されており、業者の個性に着目して契約相手方が選定されているのであるから、再請負・再委託をする場合には、再請負・再委託前に再請負・再委託の相手方、再請負・再委託の業務範囲、再請負・再委託の契約金額について「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があることを仕様書に記載し、契約書第6条の内容も変更すべきである。

★★指摘 516

契約書及び仕様書につき、再委託する場合には、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があるとの内容へ変更されたい。

5 監督・検査

検査報告書には検査状況の写真が添付されており、その点においては適切な方法により検査が実施されているものと評価できる。

第7章 物品修繕契約

第1節 未知物質定性分析装置（HazMatID）等修繕業務

第1 契約の概要

件名	未知物質定性分析装置（HazMatID）等修繕業務 [263]
契約目的	岡山西消防署で管理している分析装置（2種類）について、分析不能状態の回復を目的とした修繕を実施するもの。
契約年月日	R2.9.1
許容価格	2,992,000円（非公表）
契約金額	2,970,000円
落札率	99.27%
契約方法	指名競争入札（自治令第167条第1号）
選定理由	岡山市の物品「業種：消防」、「業種細区分：消防用品」で業者登録があり、希望順位が第1希望の業者（35者）の中で、その請負の可否について調査した結果、可能であると回答した5者を選定したものの。
指名業者数	5
入札者数	4（辞退1）
担当課	消防局警防課
契約相手方	東洋ポンプ株式会社

第2 監査対象として選定した理由

指名競争入札の実施に際して辞退者があり、落札率が極めて高率（99.27%）であったため、入札状況に不自然な点がないか確認し、また、競争性を高める方策について検討する必要性が高いと考えたもの。

第3 監査結果

1 指名競争入札の実施要件への該当性

契約の概要記載のとおり、本件契約においては、契約方法として指名競争入札（自治令第167条第1号）が採用されている。

指名競争入札を採用した理由について、担当課にヒアリングしたところ、「審査委員会会議録 R3.8.18」で審査した内容が全てである旨の回答であったが、消防局事務事業委託等審査委員会会議録を確認すると、開催時間はわずか15分であり、「質問事項」欄には何も記載されておらず、その他自治令第167条1号の要件に該当すると判断した根拠について実質的な審査がなされた形跡はなかった。また、上記の回答からは、担当課において、特に業務内容に着目して、要件該当性を判断していたとは考えられず、「性質又は目的が一般競争入札に適しない」という自治令第167条第1号の要件を充足するものとは評価し難い。

したがって、本修繕については、「性質又は目的が一般競争入札に適しない」とは認められず、自治令第167条第1号の要件を満たさないものとする。

★★指摘 517

本件修繕業務については一般競争入札を実施されたい。

2 指名理由

上記契約概要の選定理由欄に記載されているとおり、指名業者の選定につき、担当課において「岡山市の物品『業種：消防』、『業種細区分：消防用品』で業者登録があり、希望順位が第1希望の業者（35者）の中で、その請負の可否について調査した結果、可能であると回答した5者を選定したものの。」とのことであった。

調査方法について担当課からのヒアリングしたところ、「調査方法については、登録業者へ電話連絡を行い修繕業務の概要を説明した上で入札に参加いただけるかの可否をいただきました。なお、実際に調査を行った日については他の業務と調整しながらであったため、正確な記録は残っておりませんが7月2日から7月15日の間に対応しています。」とのことであった。

しかし、受注可能かどうかの調査は、調査の客観性・公正性が担保された状況において実施すべきであり、全業者に対して文書による調査を実施すべきであったと考える。

★★指摘 518

業者に対する受注可否の調査は、文書により実施されたい。

3 入札状況の検証

(1) 契約概要に記載したとおり、本件入札においては、競争入札であるにもかかわらず、落札率が99.27%と極めて高率であった。そして、契約金額は、落札者である契約相手方が事前に提出していた参考見積書の税込価格とほぼ同額であった。

(2) 競争入札であるにもかかわらず、極めて高率の落札率で落札されている場合には、一般論としては、談合の可能性についても念頭に置いた上で検証すべき状況といえ¹⁸²、その際、入札価格内訳書が提出されていれば、これを分析することが有用といわれる（第2部第5章第5節第7-2参照）が、修繕業務に関しては、基本的に入札価格内訳書の提出を求める規定がない。

修繕における競争入札を実施した際には、建設工事の場合に準じ、入札価格内訳書の提出を求めることを検討すべきである（第2部第5章第5節第7-2参照）[指摘75]。

(3) また、談合の可能性が無くとも、競争入札において落札率が極めて高率となった場合、その原因については検証し、新規参入者への入札機会の提供など、実質的競争性を担保するための方策の検討が必要であると考え。なお、本契約の場合、入札参加が見込まれる者から参考見積を取得していることがその一因となっている可能性を当然に疑うべきである。

★★指摘 519

競争入札において落札率が極めて高率となった場合、その原因について検証し、実質的競争性を担保するための方策を検討されたい。

¹⁸² 鈴木 150 頁は、「談合が行われている場合には、予定価格の 100%に近い落札率になる。談合が存在すると 90%台後半の落札率になるのはこのようなメカニズムに基づく。」と述べる。

4 参考見積書の取得

- (1) 設計金額の積算根拠について担当課にヒアリングしたところ、「東洋ポンプから参考見積の提出があったため、その項目及び金額を参考とし設計を行っております。」との回答があった。

契約相手方から提出された参考見積書の金額は、設計金額の約 99%に相当する金額であり、内訳の積算項目も同一で、単価も多くの項目で同一であるが、設計書の一部の項目において、見積書の単価よりも高い単価により金額が積算されていた。

また、参考見積書を提出した契約相手方は、参考見積書記載の金額と同額で入札し、その結果、ほぼ 100%の落札率で落札していた。

- (2) 設計金額の積算の客観性・公正性を担保するためには、入札参加が見込まれる業者から参考見積を取得することは原則として慎むべきであり、また、指名競争入札において、特定の指名業者のみから参考見積を取得することは著しく入札の公正性・競争性を害するものであって、断じて許されるべきものではない。

本件においても、原則として入札参加が予定されていない業者のみから複数の参考見積を取得すべきであったといえ、仮にそれが困難であったとしても、できる限り入札参加が予定されていない市外業者等を含む複数の参考見積を取得して、積算の客観性・公正性を担保すべきである。岡山市において、本件における設計金額の積算過程について検証すべきであり、不適切な点があれば再び繰り返されることのないよう、対策を講じるべきである。

★★指摘 520

本契約における設計金額の積算過程について検証し、不適切な点があれば今後再び繰り返されることのないよう対策を講じられたい。

★★指摘 521

入札への参加が見込まれる者からは原則として参考見積を取得すべきでない。それが困難な場合であっても、できる限り市外業者を含む複数の業者から参考見積を取得されたい。

5 事務事業委託審査委員会の運営

本件契約は、許容価格が 1 件 100 万円を超えるため、事務事業委託審査委員会が開催されている（委託規程第 8 条第 5 項）。

局主管課である消防局消防企画総務課が作成した「会議録」を確認したところ、開催日時、開催場所、出席者、業務名、審査事項に関する審議の結果などについては記載されていた。しかし、会議録様式において設けられている「質問事項」の欄は空欄となっており、委託規程で求められている委託の必要性、指名競争入札の実施要件などに関する審議事項について質疑応答などがなされた記載はなく、これでは質疑があったのかどうかも不明である。

事務事業委託審査委員会議事録には、議事の要旨に加え、審議事項に関する質疑応答の内容など具体的な議事内容を記載すべきである（具体的な質疑が行われなかったのであれば、「質問事項」の欄に「なし」と記載すべきである）。

★★指摘 522

事務事業委託審査委員会議事録には、議事の要旨に加え、審議事項に関する質疑応答の内容など具体的な議事内容を記載されたい。

6 監督・検査

(1) 再委託に係る管理の不備

本件契約において、契約相手方は、「修繕業務完了届」を提出していた。また、検査報告書別紙として、契約相手方とは異なる業者の名義による「作業報告書」が添付されていた。

まず、契約相手方の作業内容について担当課にヒアリングしたところ、「参考見積りに提示された内容に基づいて作業しているものと推察します。」とのことであった。

そして、契約相手方と作業報告書の作成業者が異なる点について担当課からヒアリングしたところ、「当修繕業務は岡山市と東洋ポンプ株式会社との間で東洋ポンプ株式会社が全ての修繕業務を行うことで契約締結しました。しかしながら、精密部分の一部に製造メーカーでしか行えない箇所があり、株式会社エス・ティ・ジャパンが作業しています。また、当該修繕物品が確実に修繕できているか、能力が完全に回復しているのかを担保するため製造メーカーである株式会社エス・ティ・ジャパンの作業報告書を参考として提出しているものと認識しています。」との回答があった。

そこで、契約書記載の再委託通知書の提供を求めたところ、担当課からは「当課での修繕業務履行期間及び検査時における認識は、あくまで岡山市と東洋ポンプ株式会社間のみの契約としていたため再委託通知書はありません。」との回答があった。

しかし、作業報告書が現に契約相手方以外の者により作成されていることが明らかである以上、担当課において再委託の状況について適正に把握する必要がある。

それにもかかわらず、担当課は、再委託の状況について確認していないというのであるから、再委託に係る管理が適切でなかったものと評価せざるを得ない。

★★指摘 523

担当課において再委託の可能性のあることを把握した場合、速やかに再委託に係る状況を確認し、再委託に当たると判断される場合には、必要な手続を履践されたい。

(2) 一括再委託等の可能性

一括再委託等の可能性について確認するため、本契約に関する仕様書の業務内容欄の記載と、契約相手方でない者の名義で作成された作業報告書の作業内容欄の記載を比較した結果は以下のとおりである（表中において下線を引いた部分は同内容の文言が記載されている部分である）。

装置	仕様書	作業報告書
未知物質定性分析装置 (HazMatID)	ア 部品交換 (ア) <u>赤外ソース交換</u> (イ) 補正用レーザー交換 イ 各部の点検項目、判断基準 (ア) 外観点検（使用に際して著しい損傷がないこと） (イ) POWER、ON/OFF 動作確認（エラーが表示されないこと。） (ウ) <u>電圧確認（バッテリーボードの電圧値が2.7V程度であること。）</u> (エ) 各動作確認（測定及び分析に係る全ての動作が良好であること。）	1.赤外線レーザー、 <u>赤外ソース交換</u> 、交換後以下規定値確認 ・赤外線レーザー <u>位置調整ボリューム最大 3.8V 確認。確認後 1.6~1.8V 以下に調整確認。</u> ・赤外ソース <u>バッテリーボードの電圧値2.7Vに調整確認</u> ・内臓ポンプ交換 バリテーションテスト（総合点検）合格（別紙参照） ※タッチパネル不良が発生しておりますのでパネルを交換しております。（無

	<p>(オ) 赤外線レーザー調整 (位置調整ボリュームが最大 3.8V 程度であり、確認、1.6V から 1.8V へ調整できること。)</p> <p>(カ) 性能チェック (エラー表示がされないこと。)</p>	<p>償)</p> <p>加圧治具に錆が発生しておりましたので清掃しております。</p>
<p>小型ガス分析装置 (GasID)</p>	<p>ア 部品交換</p> <p>(ア) 赤外ソース交換</p> <p>(イ) 補正用レーザー交換</p> <p>(ウ) 内臓吸引ポンプ交換</p> <p>イ 各部の点検項目、判断基準</p> <p>(ア) 外観点検 (使用に際して著しい損傷がないこと)</p> <p>(イ) POWER、ON/OFF 動作確認 (エラーが表示されないこと。)</p> <p>(ウ) 電圧確認 (バッテリーボードの電圧値が 2.7V 程度であること。)</p> <p>(エ) 各動作確認 (測定及び分析に係る全ての動作が良好であること。)</p> <p>(オ) 赤外線レーザー調整 (位置調整ボリュームが最大 3.8V 程度であり、確認、1.6V から 1.8V へ調整できること。)</p> <p>(カ) 性能チェック (エラー表示がされないこと。)</p>	<p>1.赤外線レーザー、赤外ソース交換、交換後以下規定値確認</p> <p>・赤外線レーザー 位置調整ボリューム最大 3.8V 確認。確認後 1.6~1.8V 以下に調整確認。</p> <p>・赤外ソース バッテリーボードの電圧値 2.7V に調整確認</p> <p>・内臓ポンプ交換</p> <p>バリテーションテスト (総合点検) 合格 (別紙参照)</p> <p>※タッチパネル不良が発生しておりましたのでパネルを交換しております。(無償)</p> <p>PC バックアップバッテリー寿命に付交換して (無償)</p>

以上のとおり、仕様書と作業報告書記載の業務内容については、多くの部分において共通している。そのため、修繕業務の相当部分について、再委託が行われていることを疑わざるを得ない状況と考える。そのため、本件契約においては、契約書第 5 条に反する一括委任又は一括下請負がなされていた可能性が否定できず、仮に一括委任又は一括下請負であった場合、市規則第 115 条において準用される第 59 条や本件契約書第 5 条の定め反するものであるから、一括再委託等がなされていなかったか検証の上、本件契約に係る今後の対応について検討する必要があると考える。

★★指摘 524

本件契約につき、一括再委託等が行われていなかったかどうか検証されたい。

(3) 再委託管理の状況

本件契約の再委託の管理について、仕様書には再委託に関する記載がなく、契約書第 6 条において、受託者が委託業務の一部を再委託する場合は、相手方の名称及びその他岡山市が必要と認める事項をあらかじめ岡山市へ通知しなければならないと定められているのみで、市が承認手続を行うことは定められていない。

本件においては、指名競争入札が実施されており、受注者の特性に注目して契約相手方を

選定しているのであるから、再委託を行う場合については、単に再委託について通知させるのみでなく、一括再委託等に当たるものでないことを担当課において審査・確認し、書面により事前承認することを条件に許容されることとすべきである。

そこで、契約書第6条の受託者による「通知」のみを求めている点を変更し、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」という規定へ変更すべきである。また、契約書と仕様書の齟齬を無くすべく、仕様書においても同様の事項を定めるべきである。

★★指摘 525

契約書及び仕様書につき、再委託する場合においては、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これらを審査の上、市が「承認」する必要があるとの内容へ変更されたい。

(4) 検査報告書

検査報告書には検査状況の写真が添付されており、この点については適切な検査方法と認められる。

第8章 物品購入等契約

第1節 瀬戸学校給食センター適温配送コンテナ

第1 契約の概要

件名	瀬戸学校給食センター適温配送コンテナ [225]
契約目的	学校給食用の適温配送コンテナを購入するもの
契約年月日	R2.6.1
許容価格	19,030,000 円 (非公表)
契約金額	19,030,000 円
落札率	100%
契約方法	一般競争入札
参加資格	登録区分「厨房」・市内業者
入札者数	5
担当課	教育委員会保健体育課
契約相手方	株式会社創研厨房

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札でありながら落札率が100パーセントであったため、入札状況に不自然な点はないか確認し、また、競争性を高める方策について検討する必要性が高いと考えたもの。

第3 監査結果

1 入札状況の検証

(1) 入札状況

本件入札においては、所在地を市内業者に限定する入札参加資格が設定されていた。

上記入札参加資格の設定に関し担当課にヒアリングしたところ、岡山市物品契約事務処理の第8条で入札参加可能者数等の基準を定めており、設計額が80万円を超えるため、同条第1項第5項に準じて、5者程度の入札が見込まれることを基準とした旨の回答があった。

(2) 事業所所在地資格

岡山市における入札参加資格の設定が法令に適合する必要があることは当然であるため、事業所所在地資格を設定する場合には「契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるとき」でなければならないのは当然である。

しかし、上記の回答からは、「契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるとき」の要件を充足する理由を検討した様子はいかがわれない。

本件入札においては、本件入札への参加者は5者であったため、一見すると競争性が確保されているようにも見えるが、契約相手方以外の入札者による入札額は全て許容価格を約10%超過していることや、落札率が100%であることを踏まえると、実質的競争性が担保されているものとは評価し難い。次回、同種物品の入札時には、実質的競争性を担保するため、事業所所在地資格緩和すべきである。

★★指摘 526

次回同種物品の入札を実施する場合は、事業所所在地資格を緩和されたい。

(3) 入札状況の検証

また、一般競争入札を実施しているにもかかわらず、落札率が 100%となっている場合、基本的には偶然とは評価し難く、何らかの理由が存在すると考えられる。

担当課においても入札状況を検証し、落札率が 100%となった原因等について分析した上で、新規参入者への入札機会の提供など実質的競争性を担保するための方策について検討すべきである。

★★指摘 527

入札状況を検証し、落札率が 100%となった原因等について分析した上で、実質的競争性を担保するための方策について検討されたい。

2 目的物の規格指定

本件契約に当たって、仕様書には、目的物の規格について次の商品が記載されていた。

- (1) ニチワ電機 (株) NWC-627564SP 4台
- (2) ニチワ電機 (株) NWC-287554SP 5台

仕様書には、「(1)、(2)とも同等品以上 可」と記載され、形式的には「銘柄指定」はされていないが、仕様書等において特定の一つの参考製品のみが記載されている場合、入札参加者から見れば、事実上、実質的な銘柄指定がなされている状況と評価せざるを得ない。このことは、同等品認定申請の申請の仕様に記載されていない場合において、その弊害はより顕著である。

したがって、仕様書に複数製品を例示すべきとする手引：物品編記載の運用を徹底すべきであるし、同等品認定申請の方法や申請期限等の手続を仕様書に詳細に記載すべきである。

★★指摘 528

仕様書等に必ず複数の参考製品を記載し、かつ、同等品認定申請制度についても記載されたい。

3 参考見積書の取得

積算書記載の単価の算出根拠について担当課にヒアリングしたところ、「積算単価は、過去の入札結果や、参考見積により算出しました。参考見積をした業者は入札に参加しています。」とのことであった。また、参考見積書の提出業者は契約相手方であり、同見積書記載の金額から数十万円低い価格が許容価格とされていた。

設計金額の積算の客観性・公正性を担保するためには、入札参加が見込まれる業者から参考見積を取得することは原則として慎むべきである。

したがって、本件においても、できる限り入札参加が予定されていない業者を含む複数の参考見積を取得し、設計金額の積算の客観性・公正性を担保すべきである。

★★指摘 529

入札参加が見込まれる者からは参考見積を取得すべきでなく、できる限り入札参加が予定されていない市外業者を含む複数の業者から参考見積書を取得されたい。

4 検査報告書への写真添付

本件契約においては、契約相手方から完了届が提出され、検査報告書も作成されているが、検査報告書に検査状況の写真などは添付されていなかった。担当課にヒアリングしたところ、「写真の添付は必須でないため添付していませんが、納品時に検査員が検査を行っています。」との回答があった。

たしかに、検査報告書への検査状況の写真などの添付は必須とはされていない。しかしながら、検査時における目的物の状態を詳細に保全しておく必要があるし、事後に検査の有無及び検査状況について検証をするためには、検査報告書のみでは不十分である。また、検査状況の写真撮影を実施することとしても、検査員に過度な負担を求めるものでもないと思われる。

したがって、検査状況を写真撮影し、検査報告書に添付すべきである。

★★指摘 530

検査状況を写真撮影し、検査報告書へ検査状況や納品物品の写真を添付されたい。

第2節 災害対応特殊屈折はしご付消防自動車

第1 契約の概要

件名	災害対応特殊屈折はしご付消防自動車 [226]
契約目的	災害対応特殊屈折はしご付消防自動車を購入するもの
契約年月日	R2.8.3
許容価格	134,994,640 円 (非公表)
契約金額	133,980,000 円
落札率	99.25%
契約方法	一般競争入札 (特定調達契約)
入札参加資格	①第 167 条の 4 及び市規則第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと。 ②有資格者名簿又は特定調達名簿への登載 ③指名停止等期間中でないこと ④調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されている者
入札者	2
担当課	消防局警防課
契約相手方	東洋ポンプ株式会社
その他	変更契約あり

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札でありながら落札率が極めて高率 (99.25%) であったことから、入札状況に不自然な点はないか確認し、また、競争性を高めるための方策について検討する必要性が高いと考えたもの。

第3 監査結果

1 入札状況の検証

(1) 入札状況

本件入札においては、所在地資格などの特殊な参加資格の制限はないにもかかわらず、入札者が2者のみであり、許容価格以下の入札価格で入札した入札者は契約相手方1者のみであった。かかる客観的状況に鑑みると、入札における競争性が確保されていたものとは評価できない。

(2) 入札公告の記載

ア 本契約は特定調達契約であるため、事業所所在地資格等は定められていないが、参入障壁となり得る要素についてはできる限り排除する必要がある。

イ 入札公告には、「入札に参加する者に必要な資格」として、「本公告に示した調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されている者であること。」という記載がなされていたが、「迅速なアフターサービス・メンテナンス体制」という記載については、これ以上に具体的な記載がなく、入札参加を検討する者にとって不十分な記載といわざるを得ない。記載が抽象的であるため、潜在的な入札参加希望者の入札意思を減退させる可能性もある。

ウ 他方、仕様書には、納入後においても納入者に求められる対応について以下のとおりの記述がなされていた。

<p>災害対応特殊屈折はしご付き消防自動車</p>	<p>第7 補足</p> <p>7 保証期間は、納入の日から1年間とするが、保証期間（積載機器、付属品等で保証期間が別に設けられ、1年より長期に設定されているものについては、その期間とする）経過後といえども、設計、使用資材、ぎ装等による不備、欠陥又はこれらに起因する故障、破損等の一切は、受注者側の責任において速やかに修理、修復又は交換を行うこと。</p> <p>8 受注者は、当該車両が安全に関する基準により設計製造され、厳しい品質管理システムにより製作されたものであっても、経年による架装及びぎ装に係る部分に起因する事故を防止するための無償点検を年に1回以上、当局が指定する日に実施するとともに、安全に運用するための操作、技能についての講習指導を行い、安全に対する提言と点検整備に関する必要な情報を当局に提示すること。</p>
<p>消防緊急デジタル無線機据付等</p>	<p>受注者は、納入完了後においても無線装置運用管理等に必要な技術指導を必要に応じて行うものとする。</p>

したがって、入札公告においても、「迅速なアフターサービス・メンテナンス体制」の意味については、公告の閲覧者（入札参加を検討する者）において誤解を生じることのないよう、できる限り正確に記載すべきである。例えば、仕様書の記載のとおり、保証期間中の修理等、年1回以上の無償定期点検及び点検整備に関する情報提供等の事項を記載するという方法も考えられる。

★意見 161

入札公告における入札参加資格等の入札条件については、閲覧者の誤解を生じないように、できる限り正確に記載されたい。

(3) 契約方式の検討

前述のとおり、本件入札においては、所在地資格などの特殊な参加資格の制限はないにもかかわらず、入札者が2者のみであり、許容価格以下の入札価格で入札した入札者は契約相手方1者のみであった。過去の納入状況等を担当課にヒアリングしたところ、屈折はしご付消防

自動車（級別 20m級）を平成 28 年度に購入しており、納入業者は東洋ポンプ株式会社であるとのことであった。

一般競争入札を実施しているにもかかわらず、毎回同一業者が 99.25%というほぼ 100%の落札率で落札している状況は偶然とは評価し難く、何らかの理由が存在すると考えられる。

担当課の説明によれば、「はしご車の製造メーカーは全国で 2 社のみであるため、入札参加業者はそれら 2 社の岡山の正規代理店 2 社のみとなっている。岡山市は 4 台のはしご車を保有しており、平成 27 年度・令和 2 年度に更新購入したはしご車 2 台については同一業者が落札しているが、他の 2 台については他社が落札しており、同一業者が落札している認識はなく競争性も確保できている。高率での落札については、消防車のシャシ、構造等について、その規格に大きな違いはなく、付属品の物品についても個々に積算を積み上げており、基本的な価格に大きな差異が生じることがないため、今回の落札業者に限らず、どの業者が落札したとしても、ある程度高率な落札率になると分析している。また、入札者数の増加のための方策については、はしご車の製造メーカーが 2 社のみであるため、現在のメーカー代理店 2 社以外の納入可能業者がないため、入札者数増加は見込めない。」とのことであった。

たしかに、上記のような状況が事実であるとすれば、競争性の増加は困難といわざるを得ないが、他方、車両や付属品の規格に大きな違いがなくとも、担当課が取得した 2 者の参考見積金額を比較すると約 1200 万円の差があり、調達可能価格には相当程度大きな価格差が生じている。そうだとすると、緻密な設計金額の積算により、できる限りの設計金額の低減を図ったり、あるいは、もともと競争入札における競争性の確保が困難な状況であれば、随意契約に切り替えた上で、価格交渉を行うことによる経費節減の余地も十分にあるのではないかと考えられる。本件のように、競争入札における競争性の確保が困難な場合、見積を提出させるに当たって最初から見積金額の内訳を記載した明細書等の提出も求め、要求水準等に照らして、当該業者の見積内容が相当なものか精査すべきである。そして、具体的に不相当な見積りとなっている箇所を具体的に指摘するなどして、相当といえる内容の見積書の提出するよう交渉を行い、できる限り設計金額の低減を図ったり、あるいは、価格交渉による経済的な調達を行うよう努力すべきである。

なお、アートを楽しむ・市民への浸透・拡大事業実施業務委託 [44] においては、単独随意契約の相手方として予定されている業者から当初提出された見積について、担当課において見積内容を精査し、当該業者に対しても業務の実施方法等の精査を依頼して交渉した結果、当初見積額よりも約 50 万円（当初見積額の約 13%）の値下げに成功しているとのことであった。

単独随意契約において最大限経済的な調達を行おうとすれば、価格交渉等の契約交渉を個別に実施する他ない。しかし、大部分の民間企業は、日々当たり前のように価格交渉の努力をしているのであって、それが自治体には不可能であるというべき合理的理由はない。

★意見 162

競争入札における競争性の確保が困難な場合、最初から見積金額の内訳を記載した明細書等の提出を求め、要求水準等に照らして、当該業者の見積内容が相当なものか精査し、できる限りの価格交渉を実施されたい。

2 参考見積書の取得

設計金額の積算根拠について担当課にヒアリングしたところ、資機材については、できる限り原価からの積み上げ積算とし、「シャシ・ぎ装費」等については、複数者から見積もりを取得し、市場動向、過去の実績等を参考に算出しているとのことであった。また、見積書を提出した全て

の業者が入札に参加しているとのことであった。参考見積書の内容を確認したところ、全ての入札参加者から参考見積書が提出され、契約相手方が提出した見積書の金額の約 96%の金額が許容価格とされていた。

設計金額の積算の客観性・公正性を担保するためには、できる限り入札参加が予定されていない市外業者等を含め、複数の参考見積を取得すべきである。担当課の説明によれば、前述のとおり、はしご車の製造メーカーが2社のみであるため、現在のメーカー代理店2社以外の納入可能業者がないとのことではあるが、たとえ積算項目の一部のみであっても、入札参加が予定されていない業者も含め、複数の参考見積を取得することにより、設計金額の客観性・公正性を可及的に担保するよう努力すべきである。

★意見 163

設計金額の積算に当たっては、積算項目の一部のみであっても、できる限り入札参加が予定されていない市外業者を含め、複数の業者から参考見積を取得し、設計金額の客観性・公正性を可及的に担保するよう努力されたい。

3 変更契約

本契約においては、令和3年3月22日、納入期限を令和3年3月26日から同年5月31日まで延長する旨の変更契約がなされている。

そして、シャシの製作者が作成した「納入期限延長願書」と題する書面には、「今年は新型コロナウイルス感染拡大により政府の緊急事態宣言が4月7日に7都道府県、4月16日には全国を対象に発令されました。弊社でも感染拡大防止の観点から5月25日の緊急事態宣言全面解除までの期間は出勤率半減を目標に全社員に対して有給休暇取得推奨を行いました。・・・貴社落札の時点では社内においての感染等は無く、心配されたシャシ入荷についても概ね遅れはありませんでしたが、その後、新型コロナウイルスへの社員本人及び同居家族の感染疑いが数件発生し、関係部署では休業を余儀なくされ設計業務等に遅れが発生しました。さらに、新型コロナウイルスの関係で、弊社に必要部品を納入予定であった他社からの部品供給にも遅れが発生しており、業務にますますの遅れが発生し、現在もその遅れを取り戻せておりません。」等と記載されている。

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発令への対応のため、契約相手方において出勤率を半減したり、部品供給が遅れたりして、当初予定の納品日までに納入が不可能となったことによるものとのことであり、やむを得ない理由があるものと考えられる。

4 検査報告書への写真添付

本件契約においては、契約相手方から完了届が提出され、検査報告書も作成されているが、検査報告書に検査状況の写真などは添付されていなかった。担当課にヒアリングしたところ、「検査報告書、納品書に写真は添付していない。補助金関係の実績報告には納品物の写真を添付している。」とのことであった。

たしかに、検査報告書への検査状況の写真などの添付は必須とはされていないが、検査時における目的物の状態については詳細に保全しておく必要があるし、事後に検査の有無及び検査状況についての検証をするためには、検査報告書のみでは不十分である。補助金であっても契約代金であっても、公金の支払いが行われていることに変わりはない。また、検査状況の写真撮影を実施することとしても、検査員に過度な負担を求めるものでもないと思われる。

したがって、検査状況を写真撮影し、検査報告書に添付すべきである。

★★指摘 531

検査状況を写真撮影し、検査報告書へ検査状況や納品物品の写真を添付されたい。

第3節 廃カセットガス缶・エアゾール缶処理装置

第1 契約の概要

件名	廃カセットガス缶・エアゾール缶処理装置 [227]
契約目的	残ガスがある廃カセットガス缶・エアゾール缶を安全に処理するシステムを構築する。
契約年月日	R2.8.3
許容価格	49,830,000 円 (非公表)
契約金額	49,830,000 円
落札率	100%
契約方法	一般競争入札 (特定調達契約)
入札参加資格	①第 167 条の 4 及び市規則第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと。 ②有資格者名簿又は特定調達名簿への登載 ③指名停止等期間中でないこと
入札者数	1
担当課	環境局環境施設課
契約相手方	富士車輛株式会社

第2 監査対象として選定した理由

高額な契約であり、かつ、一般競争入札でありながら 1 者のみの入札で落札率が 100%であったことから、入札状況に不自然な点がないか確認し、また、競争性を高めるための方策について検討する必要性が高いと考えたもの。

第3 監査項目

1 入札状況の検証

本件契約においては、一般競争入札であり特定調達契約であったため所在地要件等も設けられていなかったにもかかわらず、入札者が 1 者のみであった。入札参加者が 1 者となった理由について担当課にヒアリングしたところ、「入札参加者が 1 者となった理由は不明ですが、機器設定や機器調整等が難しい為入札を控えた業者が多かったと予測されます。」とのことであった。

しかし、一般競争入札であるにもかかわらず、入札者が 1 者であり、かつ、落札率が 100%という状況は、基本的に偶然ということは考えられず、何らかの原因が存在するものと考えられる。

担当課において、入札状況を検証し、入札者数が 1 者に止まっている理由、落札率が 100%となっている理由について原因を分析した上、入札者数の増加のための方策を検討されたい。その結果、競争性の確保が困難であることが判明した場合、単独随意契約に切り替えて価格交渉を行うことも検討されたい。価格交渉を行うに当たっては、納入可能業者を複数リストアップすることが望ましい。

★★指摘 532

入札状況を検証し、入札者数が1者に止まっている理由、落札率が100%となっている理由について原因を分析した上で、入札者数の増加のための方策を検討されたい。その結果、競争性の確保が困難であることが判明した場合、単独随意契約に切り替えて価格交渉を行うことも検討されたい。

2 仕様書における参考機器の記載

仕様書には、「以下の製品と同等品を納品する。」「参考機器：小型スプレー缶処理装置『缶碎名人 Jr』・・・1式」との記載があり、同製品の販売業者は落札者である契約相手方であった。

そして、上記参考機器の記載理由について担当課にヒアリングしたところ、「スプレー缶処理時に缶内にある可燃性の残ガスを燃焼して処理できる方が安全な処理と考え、製品の選定をしました。その結果、岡山市の考える処理方法と「缶碎名人 Jr」の処理方法が類似していました。同等品の納入も可とした理由は、残ガス処理を行っている製品であれば、その製品も入札に参加できるようにしたものです。なお、岡山市が調べた限りでは、同製品以外で残ガス処理を行っている製品を見つけることはできませんでした。」との回答があった。

上記のとおり、本件契約の入札仕様書には参考製品が1点のみ記載されていることに加え、仕様書には同等品申請の方法及び申請期限等の記載がなかった。また、そもそも上記のとおり、市において調査した結果、上記参考製品以外に市の要求を満たす仕様を備えた製品を見つけることが出来なかったということからすると、実質的な銘柄指定と評価せざるを得ない。

それにもかかわらず、本件入札に際しては、銘柄指定の際に必要な手順が履践されておらず、機種銘柄指定依頼文等も作成されていなかった。

仕様書中に参考製品を記載する場合、必ず複数の参考製品を記載すべきであり、それが不可能な場合には銘柄指定に必要な手順を履践すべきである。本件入札に際しては、市の調査において他の参考製品を見つけられなかったということであるから、銘柄指定の手順を履践すべきであったといえる。

★★指摘 533

仕様書に参考製品を記載する場合は、必ず複数の参考製品を記載することとし、それが不可能な場合は銘柄指定の手順を履践されたい。

3 複数の参考見積書の取得

設計金額の積算根拠について担当課にヒアリングしたところ、「機器仕様に合う製造メーカーより見積りを取得しました。見積り依頼を行ったメーカーは、入札に参加しています。」との回答であった。参考見積書の提出者は契約相手方であり、積算書と見積書とを比較検討したところ、総額が同額で内訳単価も同額であった。すなわち、本件契約の設計金額の積算は、契約相手方の見積りに依存していたものと評価せざるを得ない。

設計金額の積算の客観性・公正性を担保するためには、入札参加が見込まれる業者から参考見積を取得することは原則として慎むべきである。仮に、入札への参加が見込まれる者からしか参考見積を取得できない状況であるならば、一般競争入札ではなく、単独随意契約を選択し、価格交渉を行って適切な契約金額の契約を締結するとともに、随意契約要件該当性等について説明責任を果たすべきである。したがって、本件においても、できる限り入札参加が予定されていない市外業者を含む複数の参考見積を取得すべきであったといえる。また、費目の中に客観的な積算資料に基づき積算することが可能な費目がある場合には、一部のみでも客観的な積算資料に基づ

く積算を実施すべきである。

★★指摘 534

入札参加が見込まれる業者からは原則として参考見積を取得すべきでない。入札参加が見込まれる業者から参考見積を取得せざるを得ない場合も、できる限り入札参加が予定されない市外業者を含む複数の業者から参考見積を取得されたい。

★意見 164

積算費目の中に客観的な積算資料に基づく積算が可能な費目がある場合には、一部のみでも客観的な積算資料に基づいて積算されたい。

4 監督・検査

検査報告書には検査状況の写真が添付されており、その点については適切な検査方法と認められる。

第4節 小型動力消防ポンプ付積載車

第1 契約の概要

件名	小型動力消防ポンプ付積載車 [228]
契約目的	岡山市消防団が使用するため小型動力消防ポンプ付積載車を3台購入するもの
契約年月日	R2.7.31
許容価格	16,044,270円（非公表）
契約金額	16,038,000円
落札率	99.96%
契約方法	一般競争入札
入札参加資格	①令第167条の4及び市規則第2条第1項に掲げる者でないこと。 ②有資格者名簿「物品（原材料を含む）」への搭載。 ③指名停止等期間中でないこと。 ④電子入札システム利用登録を完了していること。
入札者数	3
担当課	消防局消防企画総務課
契約相手方	株式会社岡山森田ポンプ
契約保証人	東洋ポンプ株式会社（入札参加者）

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札でありながら落札率が極めて高率（99.96%）であり、かつ、入札参加者3者のうち2者の入札額が許容価格を超えていたことから、入札状況に不自然な点はないか確認し、また、競争性を高める方策について検討する必要性が高いと考えたもの。

第3 監査結果

1 入札状況の検証

本件入札においては、仕様書に詳細な仕様が記載されているが、特に参考製品は記載されていなかった。また、事業所所在地資格も定められていなかった。それにもかかわらず、入札者は3者のみであり、落札者以外の入札者（2者）は許容価格を超える入札額により入札していた。

過去の納入業者等について担当課にヒアリングしたところ、車両の更新は毎年行っており、現仕様は平成24年度から納入開始している旨、過去の納入業者については、平成27年以前については文書保存期限が過ぎており確認できなかった旨、平成28年度及び平成H30年度は株式会社岡山森田ポンプ株式会社、平成29年度及び令和元年度は草信消防機械株式会社であった旨の回答があった。すなわち、本契約については、本件入札参加者間で、1年おきに落札者が交代している状況であり、一般競争入札であるにもかかわらず、極めて高率の落札率となっていることも踏まえると、実質的競争性が担保されているとまでは評価できないものといえる。

したがって、担当課においても入札状況を検証した上、入札者数のさらなる増加のための方策など、実質的競争性を担保するための方策を検討すべきである。担当課の説明によれば、「一般競争入札として最大まで入札参加資格を広くしており、参考製品等もなくすことで、入札者数の増加への方策をとっている。」とのことであり、その点の対応は適切といえるが、上記のような客観的な入札状況を踏まえ、入札参加資格の緩和以外の方策も検討する必要がある状況と考える。

★★指摘 535

入札状況に関し、2者が1年おきに極めて高率の落札率で落札している点などについて検証した上、入札者数の増加など、実質的競争性を担保するための方策を検討されたい。

2 参考見積書の取得

本件契約において、設計価格の積算に当たって、担当課からは、「参考見積は徴取していません。現仕様の車両の納入を開始するときに参考見積を徴取して設計し、そこから車両の主要な仕様が変わっていないため、前年度の入札を参考にし、細かな変更があればその点を検討した設計を行っています。」との回答があった。なお、前述のとおり、平成27年度以前の文書については確認ができず、納入開始時にどのような者から参考見積を取得し、どのような参考見積に基づいて設計金額が積算されたのかについては、確認できなかった。

本件契約については入札参加者から参考見積書は取得されていないが、「納入初年度に参考見積書を取得して設計され、車両の仕様がほぼ変更されていないため、従前の設計金額を参考にしている」とのことであるから、毎回入札参加している業者からは、容易に許容価格が推測できる状況と思われる。

設計金額の積算については、本来、契約の都度、適切な方法により実施されるべきであり、特に、本件契約については納入開始時から相当の期間が経過していることから、再度、客観性・公正性の担保された設計金額の積算を行う必要があると考える。その際、従前に入札参加者からは参考見積を取得すべきでなく、仮に従前に入札参加者から参考見積を取得せざるを得ない場合であっても、市外業者を含む複数の業者から参考見積を取得すべきである。

担当課の説明によれば、「従前の設計金額に依存はしておらず、あくまで参考にし、毎年改めて設計を行っている。当然、車両仕様の軽微な変化も含め、契約の都度、市場環境の変化等は検討して設計している。また、同等の車両を購入するための設計で、従前の設計から大きくかけ離れるようなことになれば、積算設計の妥当性についての疑義が生じるおそれもあるため、従前の設計金額を参考にすることは必要と考える。」とのことであったが、現在の積算の基礎となって

いる納入開始時の参考見積の内容が不明であり、また、納入開始から相当の期間が経過していることから、やはり一度あらためてゼロベースでの設計金額の積算を実施する必要があると考える。

★★指摘 536

あらためてゼロベースで客観性・公正性の担保された設計金額の積算を実施されたい。

3 契約保証人の適格性審査

本件契約の履行保証として契約保証人が選択され、許容価格以上の価格により入札した者が契約保証人として承認されていた。

契約保証人は、契約相手方が物品を納入することができないような場合、契約相手方に代わって物品を納入しなければならないが、本件契約について、契約保証人は許容価格以上の額により入札していることから、契約金額により物品を納入する能力があるかどうかという点については疑義があるといわざるを得ない。

この点につき、担当課に対して、落札者が納入できず契約保証人が代わりに納入することとなった場合において、契約保証人の入札価格を下回る落札額での納入が可能と判断した理由についてヒアリングしたところ、「保証契約書の条項に、供給者がその債務を履行しないときは、供給者に代わって完納するものとする。とあり、その点を踏まえて、可能だから契約を結んでいると考えられます。」との回答があった。

上記の回答が本末転倒であることは明らかであり、履行能力があると確認された者を契約保証人とすべきであって、契約保証をしているから履行能力があるということにはならない。典型的に契約保証人候補者の保証履行能力に疑義が生じる場合には、担当課において、契約保証人が履行能力を有する者であるか否かの調査を実施すべきである。少なくとも契約保証人候補者等から事情聴取等を実施し、履行意思と客観的な履行能力についての審査を行うべきである。

担当課の説明によれば、「契約保証人の履行能力確認について、まず第一に消防車両という特殊車両を問題なく作製できる能力があるということを確認している。その点を踏まえ、許容価格以上の入札金額というだけで、資力に問題があるわけではないため保証人承認願を承認している。」とのことであったが、許容価格以上の金額により入札しているという事実がある以上、あらためて契約保証人から履行可能であるかどうかの事情聴取等を行った上で記録に残すべきであり、そのような手続を経ることにより、契約保証人に対する保証債務履行請求の確実な履行を確保する必要があると考える。

★★指摘 537

契約保証人候補者が許容価格以上の入札価格で入札していた場合など、典型的に保証履行能力に疑義が生じると考えられる場合、契約保証人の承認に際し、事情聴取等を実施して、保証履行意思及び客観的な履行能力について審査されたい。

4 検査・監督

検査報告書には検査状況の写真が添付されており、適切な方法で検査されているものと認められる。

第5節 (売払) 岡東浄化センター金属スクラップ等

第1 契約の概要

件名	(売払) 岡東浄化センター金属スクラップ等 [229]
契約目的	岡東浄化センター水処理設備工事等で金属スクラップ等が発生したため売払いをする。
契約年月日	R2.8.11
許容価格	非公表
契約金額	4,334,913 円
落札率	—
契約方法	一般競争入札
入札参加資格	①令第 167 条の 4 及び市規則第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと。 ②有資格者名簿物品部門の業種「不要品買受」業種細区分「金属スクラップ等」への搭載。 ③市内業者又は市内扱い業者 ④指名停止等期間中でないこと。
入札者数	6
担当課	下水道河川局下水道施設整備課
契約相手方	安田産業株式会社

第2 監査対象として選定した理由

物品売払契約について、サンプルとして調査するもの。

第3 監査結果

1 入札状況

入札参加資格を市内業者及び市内扱い業者に限定した理由についてヒアリングしたところ、「岡山市物品等契約事務処理の運用基準第 5 条の 2 に従って入札参加資格の設定をしています。」との回答があった。なお、岡山市物品等契約事務処理の運用基準第 5 条の 2 第 2 項は、入札参加資格の設定に当たって市内業者を対象とする事業所所在地資格を設定することを原則としており、入札参加可能者数が 5 者に満たない場合に準市外業者や市外業者へと対象を拡大することとしている（同条第 3 項、第 4 項）。

市内業者を対象として事業所所在地資格を設定した理由について担当課にヒアリングしたところ、「市内業者及び市内扱い業者だけで 15 人の入札参加可能者数がいたことから市内業者又は市内扱い業者に限定しています。」との回答があった。

しかしながら、物品の売払いにおいては、より高額で売り払うことのみを検討すればよいのであるから、市内業者等を優先すべき合理的理由はなく、自治令第 167 条の 5 の 2 の要件を満たさないものと考えられるので、事業所所在地資格を設定すべきではない。この点については、本来、岡山市物品等契約事務処理の運用基準において、同運用基準第 5 条の 2 を適用除外とする旨の改正等を行うべきである（第 2 部第 5 章第 7 節第 2-2-(8) [指摘 95]）。

★★指摘 538

物品売払いの場合、事業所所在地資格を設定しないこととされたい。

2 設計金額の積算

設計金額の積算は、「売却処分対象となった物品について、物価資料、過去の売却事例等により予定売却金額を算定する」（手引：物品編 25 頁）との記載のとおり、建設物価及び積算資料という客観的資料により単価が算出されており、適正と認められる。

第 6 節 西大寺斎場火葬業務用灯油（ローリー小型）（28 契約）

第 1 契約の概要

1 契約の概要

件名	西大寺斎場火葬業務用灯油（ローリー小型）[230~250、252~253、255~259]
契約目的	西大寺斎場火葬業務に使用する灯油を購入するもの。
契約方法	単独随意契約（自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
随意契約理由	業務上欠かすことができない灯油の安定供給を図るため、納入実績があり信頼性のある当該業者と単独見積による随意契約を締結しようとするもの。
許容価格	非公表
落札率	—
担当課	市民生活局生活安全課
契約相手方	株式会社ネクステージ ¹⁸³

2 契約年月日等

参照番号	契約年月日	契約金額	取引数量	単価
230	令和 2 年 4 月 1 日	167,200 円	2,000 ℓ	76 円
231	令和 2 年 4 月 8 日	167,200 円	2,000 ℓ	76 円
232	令和 2 年 4 月 8 日	178,200 円	2,000 ℓ	81 円
233	令和 2 年 4 月 20 日	169,400 円	2,000 ℓ	77 円
234	令和 2 年 5 月 1 日	167,200 円	2,000 ℓ	76 円
235	令和 2 年 5 月 15 日	167,200 円	2,000 ℓ	76 円
236	令和 2 年 6 月 1 日	160,600 円	2,000 ℓ	73 円
237	令和 2 年 6 月 9 日	160,600 円	2,000 ℓ	73 円
238	令和 2 年 7 月 17 日	160,600 円	2,000 ℓ	73 円
239	令和 2 年 7 月 8 日	160,600 円	2,000 ℓ	73 円
240	令和 2 年 6 月 26 日	160,600 円	2,000 ℓ	73 円
241	令和 2 年 8 月 5 日	160,600 円	2,000 ℓ	73 円
242	令和 2 年 8 月 21 日	162,800 円	2,000 ℓ	74 円
243	令和 2 年 8 月 19 日	162,800 円	2,000 ℓ	74 円

¹⁸³ 財務会計システムの契約データにおいては、「ネクサスエナジー株式会社中国支店営業グループ」と記載されているが、担当課からの説明によると、「令和 3 年 5 月 20 日に、先方から本市契約課に変更の届があり、『株式会社ネクステージ岡山営業グループ』から『ネクサスエナジー株式会社中国支店営業グループ』へデータが置き換わっているようです。」とのことであった。同社公式ホームページによると、令和 3 年 4 月 1 日付けで社名変更が行われているようである。

244	令和2年8月19日	162,800円	2,000ℓ	74円
245	令和2年10月14日	165,000円	2,000ℓ	75円
246	令和2年10月2日	165,000円	2,000ℓ	75円
247	令和2年10月26日	165,000円	2,000ℓ	75円
248	令和2年11月6日	165,000円	2,000ℓ	75円
249	令和2年12月4日	162,800円	2,000ℓ	74円
250	令和2年12月11日	162,800円	2,000ℓ	74円
252	令和2年12月18日	162,800円	2,000ℓ	74円
253	令和3年1月8日	162,800円	2,000ℓ	74円
255	令和3年1月22日	162,800円	2,000ℓ	74円
256	令和3年2月5日	165,000円	2,000ℓ	75円
257	令和3年2月17日	165,000円	2,000ℓ	75円
258	令和3年3月5日	169,400円	2,000ℓ	77円
259	令和3年3月10日	178,200円	2,000ℓ	81円

第2 監査対象として選定した理由

単独随意契約であり、かつ、同一業者と多頻度の取引がなされていることから、随意契約理由の適正性、競争入札等のより経済的な調達の可能性について検討する必要性が高いと考えられたため。

第3 監査結果

1 随意契約理由

(1) 都度発注の合理性

契約の概要に記載したとおり、多数回の都度発注がなされているところ、この理由について担当課にヒアリングしたところ、「地下タンクの容量が最大 4,000 リットルであるため、火葬業務を行いながら追加給油しています。普段は 1,500 リットルを下回る頃には給油できるように見はからって発注しているものです。」とのことであった。単価契約としなかった理由については、「燃料残量を確認しながら、実績によりその都度数量を確定して契約事務をしているためです。」という要領を得ないものであった。なお、予測使用量に関する資料の作成状況について担当課にヒアリングしたところ、「月別の使用量に関する予測資料は作成していません。個体により使う燃料の量に差があるなど、単純な火葬予想件数にとらわれず、状況に合わせて追加給油しているためです。」とのことであった。

仮に、担当課回答のとおり状況であるならば、単価契約に基づいて随時発注する方が、事務負担等も少なくなり、合理的であると考えられる。そのため、現在のような都度発注ではなく単価契約によることを検討すべきである。一般的に多数回の都度発注は経済性を欠くことにもなりやすく、慎重に判断する必要がある¹⁸⁴。

¹⁸⁴ 江原 101 頁は、年度内に数回同一の契約をする必要があることが明らかであるにもかかわらず、これをことさらに限度額以下の少額の金額に分割して随意契約とすることは不当であると指摘している。また、樋口 141 頁も、随意契約による契約方法が簡便であるとして、契約を故意に細分化し、適用をはかるようなことがあってはならないと指摘している。

(2) 随意契約理由

自治令第167条の2第1項第2号に該当する理由について担当課にヒアリングしたところ、「火葬業務を行いながら随時追加給油するもので、対応可能な業者が限定されるためです。」とのことであった。また、随意契約理由の「信頼性のある」という評価について、担当課にヒアリングしたところ、「平成29年度以前まで随意契約してきた相手方から、その後の給油に対応できないことを告げられ選定業者の見直しをしたものです。その際、名簿登録事業者に西大寺斎場への給油対応が可能か電話での問合せを行ったうち、対応可能と回答があったのが一社でした。その後の納入実績により、このように評価しています。」との回答があった。なお、有資格者名簿登載者数は「24者」とのことであった。

対象物品は市販されている灯油であって特殊な物品ではない。本件においては西大寺斎場現地への追加給油を安全かつ確実に行うといった特殊条件があるものの、上記の調査についても「電話での問合せ」とのことであり、手続の公正性が担保されたものではない。その後、数年を経過しており、現時点でも月に3回程度の追加給油業務について対応可能な業者が1者のみとは必ずしもいえないと考えられる。

そのため、少なくとも年1回は他の業者への発注可能性を検討すべきであり、そのような検討を行わないまま、上記各契約につき自治令第167条の2第2号の要件を充足するとの理由により単独随意契約を採用し続けることは、適切でないと考えられる。また、対応可能業者の有無に関する調査は、調査の客観性・公正性を担保するため、電話による問合せではなく、文書による調査を実施すべきである。

★★指摘 539

少なくとも年1回は他の業者に対する発注が可能かどうか文書により調査されたい。

(3) 一般競争入札による単価契約

たしかに、火葬業務はその繁閑を事前に正確に予想することはできず、使用燃料も正確に予想することは困難であると考えられる。しかしながら、年毎に大幅に変動することも考えがたく、年初に予定総使用量を統計的に予測することは過去の記録を相当程度可能であると思われるため、本契約においては、単価契約を採用しても問題はないと思われるし、万が一、予定総使用量を超える可能性が出てきた場合には、あらためて別契約を締結する方法を採ることも可能である。そして、令和2年度中の本契約の総契約金額は420万円（税抜）であるから、契約方式として、契約課による一般競争入札を年度毎に実施することが望ましい。また、このような契約方法によったとしても、契約相手方となった業者が倒産したなど、緊急的な事態が生じた場合には、緊急的に随意契約により対応すれば足りるので、火葬業務に大きな問題が発生することはないと考えられる。

以上の点については、担当課から、本件は追加給油が必要になるその都度、総額での契約をしているものであるが、その時の市場価格を反映した許容価格を設定することの合理性を認め、この方式を採用しているものであり、本件においては年度を通して同一の単価で契約することが必ずしも経済性に適うものではないと考えている旨の説明があった。

たしかに、市場価格が1年間の間で大幅に変動する場合、入札実施時の市場価格によっては、結果的に調達価格の合計が、都度随意契約による調達の場合を結果的に上回る可能性が全くないとはいえないと思われる。しかし、競争入札が実施される場合、入札者は、1年間の市場価格変動リスクを当然に考慮した上で応札価格を決定するのであり、また、市場価格の上振れリスクと下振れリスクは基本的には同等と評価すべきであるから、少なくとも長期的に見た場合

には、競争入札の導入による調達価格の低減によるメリットが上回る可能性が高いのではないかとと思われる。また、上記のとおり、令和2年度の調達価格は想定外に乱高下しているとはいえないため、まずは一般競争入札の実施による効果測定を複数年実施した上で、その後の調達方法についてあらためて検討するという方法もあると思われる。

したがって、本件契約の契約方法については、一般競争入札による単価契約という選択肢を含め、年度毎に検討すべきである。

★★指摘 540

本件契約については、一般競争入札による単価契約という選択肢を含め、年度毎に検討されたい。

2 見積合わせの必要性

物品供給等契約の場合、許容価格 10 万円以上 160 万円以下の契約については、原則として見積合わせを実施しなければならないこととされている（市規則第 24 条第 1 項及び第 2 項第 1 号）。ただし、「契約の性質又は目的により、契約の相手方を特定せざるを得ないとき」には、見積合わせを実施しなくてもよいこととされている（市規則第 24 条第 2 項第 2 号）。

本件各契約については、許容価格が 10 万円以上の契約であるから、原則として見積合わせを実施しなければならないが、実際には上記のとおり単独随意契約が締結されている。

随意契約理由としては、上記のとおり「業務上欠かすことができない灯油の安定供給を図るため、納入実績があり信頼性のある当該業者と単独見積による随意契約を締結しようとするもの。」とのことであるが、前述のとおり、月に 3 回程度の追加給油業務について対応可能な業者が現時点において 1 者のみとは必ずしもいえない（少なくとも厳格に確認されていない）ので、上記の理由のみでは、「契約の性質又は目的により、契約の相手方を特定せざるを得ない」とまでは評価できない。

したがって、本件各契約についても、他の業者に対する発注が可能かどうか調査した上で（なお、調査手法としては上記のとおり文書による調査が望ましい）、応札可能な業者が 2 者以上あることが確認できた場合には、都度、見積合わせを実施すべきである。なお、年度毎に一般競争入札を実施して納入業者を決定することにより、納入の都度、見積合わせを実施しなければならない事務コストも回避することができる。

★★指摘 541

他の業者に対する発注が可能かどうか文書により調査し、応札可能業者が 2 者以上であれば、市規則第 24 条第 1 項に基づき、都度、見積合わせを実施されたい。

3 上限価格以上の契約金額による契約締結

(1) 岡山市では、燃料費に関する契約については、原則として契約課固有事項とされているが、契約課において単価の決定又は上限価格を指定して各課へ通知している燃料についての契約は、「上限価格を指定したもののうち、1 件の許容価格が 160 万円以下のもの」に限り、購入の決定、購入契約の締結及び検査を各要求課においてすることができることとされている（岡山市事務決裁規程別表第 1（共通専決事項）「3 歳出予算の執行に関すること」「1 支出負担行為」〔5〕燃料費〕参照。手引：物品編 2 頁及び 21 頁。）。

(2) 上限価格に関して契約課からヒアリングしたところ、以下のとおりの回答があった。

【上限価格の変更の頻度】燃料類（ガソリン、軽油、白灯油、A重油、エンジンオイル）は上限価格

を毎月変更しています。

【上限価格の適用時点】起案（設計）時点です。

【上限価格の公表】上限価格は非公表です。

【情報管理】職員ポータル上で職員のみ公開しています。

上記のとおり、契約課の説明によれば、上限価格の適用時点については、「起案（設計）時点」とのことであったが、事務決裁規程の該当部分は「支出負担行為」の「決裁」に係る規定であり、ここでいう「支出負担行為」は支出の原因となる契約締結そのものであると理解すべきであること、また、手引：物品編にも「購入の決定、購入契約の締結及び検査」に係る契約課と各要求課との権限分配について記載されていることからすれば、契約締結時点において上限価格の範囲内でない限り、「契約課固有事項」として契約課が契約事務を行うことになるものと解される。したがって、契約締結時点において、上限価格を超える契約をする場合には、各担当課の課長には決裁権限がなく、「契約課固有事項」として契約課が契約事務を行うことになり、各担当課において契約をすることはできないはずである。

- (3) しかしながら、本件各契約の内、参照番号 [242]、[243]、[244] 及び [259] の各契約においては、契約締結時点の上限単価以上の見積単価により契約が締結されていたにもかかわらず、契約課ではなく担当課において契約事務が執行されていた。これらの契約については、岡山市事務決裁規程第4条に反して締結されたものと評価せざるを得ない。契約に際し、都度上限価格と確認し、岡山市事務決裁規程に反する契約事務がなされないよう徹底すべきである。

担当課の説明によれば、「確認が不十分であったことにより、誤って指定された上限価格を超える契約となっていますが、執行伺の起案時点では該当期間の上限価格の範囲内での契約事務を執行しようとしたものです。通常の事務を通常の手順で行ったものであり、契約課固有事項に当たらないと考えます。」とのことであったが、上記のとおり、契約締結時点において上限価格を超えるかどうかの確認があらためて必要であるので、事務フローの見直しを行うべきである。なお、担当課の説明によれば、上記のとおり「執行伺の起案時点では該当期間の上限価格の範囲内での契約事務を執行しようとした」とのことであるが、参照番号 [242]、[243]、[244] 及び [259] の各契約においては、執行伺起案時点及び契約締結時点のいずれにおいても上限価格を超えていたことを付言しておく。

★★指摘 542

燃料費に係る契約については、契約の都度、上限価格を確認し、岡山市事務決裁規程に反する契約事務がなされないよう徹底されたい。

4 検査報告書への写真添付

本件契約においては、検査報告書が作成されているが、検査報告書に検査状況や納品確認時の状況が撮影された写真などは添付されていなかった。

納入量の確認方法について担当課にヒアリングしたところ、「給油前後に燃料残量のわかるメーターを目視により確認をしています。」とのことであった。

本契約については、給油前後にメーターを写真撮影し、検査報告書に写真添付することにより、納入された給油量の客観的な裏付けとする必要性が高く、検査の有無及び検査状況についての検証のためにも必要と考える。また、検査員に過度な負担を求めるものでもない。

特に消耗品の購入契約については、「預け金」等の対策として検査状況の写真添付の必要性が高い（第2部第7章第7節第3-2）[指摘 143]。

したがって、検査状況等を写真撮影し、検査報告書に添付すべきである。

★★指摘 543

検査報告書へ検査状況や納品確認状況の写真を添付されたい。

第7節 防火衣上下（貸与品）

第1 契約の概要

件名	防火衣上下（貸与品）[251]
契約目的	消火活動・救助活動等における現場活動に使用する防火衣を製作し納入するもの
契約年月日	R2.11.24
許容価格	2,683,010円（非公表）
契約金額	2,683,010円
落札率	100%
契約方法	一般競争入札
入札参加資格	①令第167条の4及び市規則第2条第1項に掲げる者でないこと。 ②有資格者名簿「物品（原材料を含む）」への搭載。 ③指名停止等期間中でないこと。 ④電子入札システム利用登録を完了していること。 ⑤市内業者、市内扱い業者、準市内業者又は市外業者
入札者	3（1回目入札では不調となり2回目入札では2者辞退した）
担当課	消防局消防企画総務課
契約相手方	株式会社ジェイユウ

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札でありながら落札率が100%であり、かつ、入札参加者3者のうち2者の入札額が許容価格を超え2回目入札を辞退していたことから、入札状況に不自然な点がないか検討し、また、競争性を高める方策について検討する必要性が高いと考えたもの。

第3 監査結果

1 入札状況等

(1) 入札参加資格等

本件入札において、事業所所在地資格は市内業者、市内扱い業者、準市内業者又は市外業者とされており、市外業者まで含まれていた。

(2) 入札状況の検証

本件入札においては、所在地資格などの特殊な参加資格の制限はないにもかかわらず、入札者が3者のみであり、許容価格以下の入札額で入札したのが契約相手方のみであった。過去の納入状況等を担当課にヒアリングしたところ、「平成28年度から現仕様の物品納入を開始しています。新人職員用及び既存職員の更新用として毎年納入を行っており、全て株式会社ジェイユウが落札し納入しています。」とのことであった。

一般競争入札を実施しているにもかかわらず、毎年同一業者が落札し、本件契約において100%の落札率で落札している状況は偶然とは評価し難く、何らかの理由が存在すると考えら

れるので、担当課においても入札状況を検証し、上記のような入札状況となっている原因等について分析した上で、入札者数の増加のための方策を検討すべきである。

また、分析の結果、従前の落札者以外の業者に発注することが困難ということであれば、一般競争入札の実施に伴う事務コストを削減するため単独随意契約に切り替え、価格交渉を行った上で契約することも検討すべきである。なお、価格交渉を行うに当たっては、交渉の前提として、できる限り納入可能な業者として複数の候補をリストアップしておく必要があると考える（入札者である3者は納入可能業者の候補として確保できている状況と考えられる）。

担当課の説明によれば、「岡山市仕様の特異な物品であり、個人防火装備という厳格な基準を満たす必要があるため、作製できる業者には限りがあると考えられる。一般競争入札として最大まで入札参加資格を広くしており、参考製品はあるが、入札者数増加の方策をとっている。競争性の確保が困難かどうか判断する基準等は当然存在せず、実際に入札を行うことで、結果として入札者数がわかる。落札にいたらないとしても、入札への参加者が複数いる中で、連続で一つの業者が落札しているから今後は単独随意契約をしますというのは、客観性や公平性から考えても、単独随意契約を実施する理由には当たらないと考える。また単独随意契約を行う個別業者との価格交渉は、公平性や透明性の観点からも問題があり、納入業者を複数リストアップしたとしても不相当であると考えられる。」とのことであったが、一般競争入札であるにもかかわらず、端数まで許容価格と一致する形で落札率が100%となっている状況を市民の目線から評価した場合、一般論としては「異常」と評価せざるを得ず、経済合理性のある調達が行われているといえるか疑問である。また、厳正な設計金額の精査を実施し、価格交渉により調達価格の引下げが可能となるのであれば、自治令第167条の2第1項第6号に基づき単独随意契約を締結することも当然に可能であるし、価格交渉を前提としない参考見積額と同額（落札率100%）の調達よりも合理的である。

★★指摘544

入札状況を検証し、毎年同一業者が100%の落札率で落札している原因を分析した上で、入札者数の増加のための方策を検討されたい。その結果、競争性の確保が困難であることが判明した場合、単独随意契約に切り替えて価格交渉を行うことも検討されたい。

2 複数製品記載の必要性

- (1) 入札の際に公告された仕様書には、納入品名として「防火衣」と記載され、「【参考基準品】エミュファイターR DUAL-FINE-FR（岡山市消防局仕様）」と記載されていた。

また、仕様書には「参考製品以外の製品で見積もる場合は、指定期間内に仕様書質問方法（FAXまたはEメール）によりカタログ等添付の上、同等品認定を申し出ること。（必要に応じて担当者までカタログ・見本等を持参することを可とする。）」との記載があった。

- (2) 仕様書等において特定の一つの参考製品のみを記載することは、いわば銘柄指定に伴う厳格な手続を回避するための事実上の潜脱というべきものであり、仕様書に参考製品の複数例示をすべきことについては、第2部第5章第7節第4において述べたとおりである [指摘98]。

したがって、本件契約においても、仕様書に参考製品の複数例示をすべきである。なお、担当課の説明によれば、「防火衣は個人防火装備という安全性等で厳格な基準がある物品である。参考製品として岡山市消防局仕様の品を指定しているが、仕様書に記載している性能を満たす、別の岡山市消防局仕様の防火衣を作る業者がいれば、入札には参加できる。参考製品を複数記載するためには、岡山市消防局仕様を満たす参考製品を、どこかの業者が作製する必要がある。隊員の命に直結する装備であり、市民を守るための活動に耐える性能が必要なため、

特殊な物品となっており、既製品のように簡単に作製できず、作製したいという業者からの働きかけはない。また、こちらから作製依頼をした場合、多大な負担が業者側にかかることが想定され、無償での依頼というのは考えがたい。しかし、入札の結果、納入できるかもわからない参考製品を作製してもらうために、業者への作製依頼を有償で行うことは、公費の支出の観点からも適当ではない。そのため、現状では参考製品は一つしか記載できていない。」とのことであったが、そもそも参考製品が一つしか記載できない状況なのであれば、厳格な手続を経た上で「銘柄指定」を実施すべきである（第2部第5章第7節第4-1）。

★★指摘 545

仕様書において複数の参考製品を記載されたい。複数の参考製品の記載が不可能であるならば「銘柄指定」を実施されたい。

3 参考見積書の取得

設計価格の積算根拠について、担当課にヒアリングしたところ、「毎年前年度落札業者から参考見積を徴取し、単価設定の参考としています。また製造メーカーとも打ち合わせを行い、市場状況も確認しています。参考見積提出業者は入札に参加しています。」とのことであった。

前述のとおり、本件入札においては、平成 28 年から継続して契約相手方が参考見積書を提出しており、本件契約に際しての参考見積書も契約相手方から提出されているが、その見積内容は、積算内訳表記載の単価と参考見積書の単価が同額というものであった。

設計金額の積算の客観性・公正性を担保するためには、入札参加が見込まれる業者から参考見積を取得することは原則として慎むべきである。そして、本件契約のように、継続的に納入業者が固定しているような契約においては、より設計金額の積算の客観性・公正性を図らなければならない。したがって、本件においても、原則として入札参加が見込まれない業者のみから複数の参考見積を取得すべきであり、入札参加が見込まれる者から参考見積を取得せざるを得ない場合も、できる限り市外業者等入札参加が見込まれない業者を含め、複数の業者から参考見積を取得すべきである。

★★指摘 546

入札参加が見込まれる業者からは原則として参考見積を取得すべきでない。また、入札参加が見込まれる者から参考見積を取得せざるを得ない場合も、できる限り入札参加が見込まれない業者を含め、複数の業者から参考見積を取得されたい。

4 検査報告書への写真添付

本件契約においては、契約相手方から完了届が提出され、検査報告書も作成されているが、検査報告書に検査状況の写真などは添付されていなかった。

しかしながら、写真添付は、目的物が適正に納品されたことの裏付けとして必要であり、事後に検査の有無及び検査状況についての検証をするためにも必要である。特に消耗品の購入契約については、「預け金」等の対策として検査状況の写真添付の必要性が高い（第2部第7章第7節第3-2）[指摘 143]。

したがって、検査状況を写真撮影し、検査報告書に添付すべきである。

★★指摘 547

検査状況を写真撮影し、検査報告書へ検査状況や納品物品の写真を添付されたい。

第8節 岡山市北区役所建部支所、岡山市北区北保健センター建部分館及び岡山市立建部町公民館で使用する電気

第1 契約の概要

件名	岡山市北区役所建部支所、岡山市北区北保健センター建部分館及び岡山市立建部町公民館で使用する電気 [254]
契約目的	電力自由化による各施設で使用する電気の購入
契約年月日	R3.2.8
許容価格	非公表
契約金額	8,909,220 円 ¹⁸⁵
落札率	—
契約方法	一般競争入札
入札参加資格	①令第 167 条の 4 及び市規則第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと。 ②有資格者名簿物品部門業種「その他物品」業種細区分「その他物品」への搭載。 ③指名停止等期間中でないこと。 ④民事再生法による再生手続開始決定の申立てがなされている者又は会社更生法による更生手続開始の申立てがなさいる者でないこと（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。 ⑤電気事業法により小売電気事業者の登録を受けている者であること。 ⑥二酸化炭素排出係数（調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）適用），未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入に関し環境配慮条件に関する説明書で示す条件を満たしていること。
入札者数	4（無効 1）
担当課	北区役所建部支所総務民生課
契約相手方	株式会社ホープ

第2 監査対象として選定した理由

一般競争入札の実施に際して無効入札があったため、入札状況について確認が必要であると考
えたもの。

第3 監査結果

本件入札においては無効入札があったことから、入札が無効とされた根拠について担当課にヒ
アリングしたところ、岡山市契約規則第 16 条第 3 号の「入札方法に違反して行われた入札」に
当たるものと判断したとのことであった。また、その具体的事情については、「当該業者から提
出のあった積算内訳書の電気料金総価額欄に記載がなく、入札を無効としました。」とのこと
であった。

上記の事情からすると、入札を無効としたことについてはやむを得ないと考えるが、ケアレス

¹⁸⁵ 巻末資料「監査対象契約一覧」記載の当初契約額と異なっている理由は、電気使用量に応じて自動的に算出される燃料調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金について、入札時には契約額に含めず、支出負担行為の際にこれらを含めた金額に変更していることによるものである。

ミス等による無効入札の発生は、結果的に競争性を害する結果ともなり得るため、事前の情報提供等において不十分な点がなかったか等については検証し、無効入札をできる限り削減するための方策について検討すべきである。ただし、本件入札における落札率は健全な水準にあり、競争性については確保されていたものと評価できる。

★意見 165

入札方法についての情報提供等において不十分な点がなかったか等の検証を行い、無効入札をできる限り削減するための方策を検討されたい。

第9節 自転車等駐車場管理システム用消耗品（3契約）

第1 契約の概要

件名	自転車等駐車場管理システム用消耗品 [260]	自転車等駐車場管理システム消耗品その② [261]	自転車等駐車場管理システム消耗品（大多羅駅定期シール） [262]
契約目的	自転車等駐車場管理システム用の消耗品購入のため。		
契約年月日	R2.10.20	R2.5.18	R2.10.7
許容価格	非公表	非公表	非公表
契約金額	1,419,000円	4,001,140円	140,580円
落札率	—	—	—
契約方法	単独随意契約（自治令第167条の2第1項第2号）		
随意契約理由	高島駅及び東岡山駅前自転車等駐車場に設置している駐輪システムは日本信号株式会社製で、県内唯一の代理店が株式会社山陽エンタープライズである。また、回数券等の磁気書き込み情報領域に製品情報を含んでいるため、地元他業者による製作は不可能である。	岡山駅東口地下自転車等駐車場等に設置している駐輪システムは「シンフォニアエンジニアリング株式会社製」等であり、いずれも取扱いは県内唯一の代理店である株式会社山陽エンタープライズが行っている。また、駐車券等の磁気書き込み情報領域には製品情報を含んでおり、地元他業者による製作は不可能である。	大多羅駅一時駐車利用は、日本信号株式会社製の自転車等駐車場管理システム用を利用したものである。選定事業者は当該システムの保守管理を委託されており、岡山市内で当該事業者の消耗品（シール状定期券）を扱っているのは、選定事業者のみであるため。
担当課	中区役所地域整備課	北区役所地域整備課	東区役所地域整備課
契約相手方	株式会社山陽エンタープライズ		

第2 監査対象として選定した理由

複数部局において同種物品についての単独随意契約が締結されており、その執行状況について部局横断的に確認する必要があると考えたもの。

第3 監査結果

1 随意契約理由

- (1) 契約の概要記載のとおり、本件各契約においては単独随意契約が選択されているが、随意契約理由については、購入物品である消耗品（駐輪場利用券等）が使用される機器の製造業者により、契約相手方が岡山県内における唯一の販売代理店として認められていることから、契約相手方以外からは購入物品を供給できないためとされている。

各消耗品を使用する設備に関して納入年度、納入業者等を各担当課にヒアリングした結果は次のとおりである。なお、設置業者は全て契約相手方である。

参照番号	駐車場の名称及び設置年度	
	駐車場の名称	設置年度
260	高島駅前自転車等駐車場	平成 14 年度
	東岡山駅前自転車等駐車場	平成 18 年度
261	岡山駅東口地下自転車等駐車場	令和元年度
	岡山駅西口地下自転車等駐車場	平成 25 年度
	本町路上自転車等駐車場	令和 2 年度
	庭瀬駅第 1 自転車等駐車場	平成 28 年度
	表町二丁目自転車等駐車場	平成 26 年度
262	大多羅駅一時駐車場	平成 29 年度

上記のとおり、設置年度は最も古いもので平成 14 年度となっており、その間、機器の使用に際して必要となる消耗品を本件各契約の相手方から購入してきたものと考えられる。

- (2) 本件各施設は自転車等駐車場の管理システムであるから、システムの安定的な稼働の確保のため、施設システム提供業者の唯一の代理店とされる契約相手方に対して、単独随意契約により消耗品の発注を行うこと自体はやむを得ないと思われる。

むしろ、問題なのは、このような単独随意契約が長期間継続せざるを得ない施設システムを導入した際、ランニングコストを適切に考慮していたかどうかという点にあると考える。

- (3) 岡山市では、現在、施設導入時にはランニングコストを含めたライフサイクルコストを検討することになっている¹⁸⁶が、ライフサイクルコストの考え方は、「施設」に限らず、長期間使用することが予定される「設備」や「機器」においても同様であり、設備や機器の導入に際しては、ライフサイクルコストの削減のため、消耗品の購入につき製造業者にできる限り依存しない設備・機器を選定すべきである。また、長期間使用することが予測される設備の導入に際しては、ライフサイクルコストを慎重に検討した上で、ライフサイクルコストを適切に評価することのできる調達方法（総合評価一般競争入札など）を採用すべきである。

★意見 166

設備導入時において、消耗品の購入につき製造業者にできる限り依存しない機器を選定すべきである。また、長期間使用することが予測される設備の導入に際しては、ライフサイクルコストを適切に評価することのできる調達方法を採用されたい。

¹⁸⁶ 岡山市は、平成 26 年 12 月に公表された「岡山市公共施設等マネジメントに関する基本的方針」において、公共施設等マネジメントに関する基本的方針におけるマネジメントの具体的方策として、ライフサイクルコストの適正水準について「公共施設等の建設、維持保全、修繕といった各段階のコストを施設横断的に分析・評価し、適正な水準を設けます。」とし（同方針 24 頁）、修繕費の適正な水準について分析評価し設定すると表明している。

2 監督・検査

本件各契約に関して、検査報告書や納品書に検査状況や納品物の写真が添付されているか否かについて各担当課にヒアリングしたところ、「写真は添付しておりません。」との回答があった。

たしかに、検査報告書への検査状況の写真などの添付は必須とはされていない。しかしながら、消耗品の購入の場合、目的物が適正に納品されたことの客観的な裏付けとして必要性が高く、事後に検査の有無及び検査状況についての検証をするためには、検査報告書のみでは不十分である。

特に消耗品の購入については「預け金」等の対策として検査状況の写真添付の必要性が高い（第2部第7章第7節第3-2）[指摘143]。

したがって、検査状況を写真撮影し、検査報告書に添付すべきである。

★★指摘 548

検査状況を写真撮影し、検査報告書へ検査状況や納品物品の写真を添付されたい。

卷末資料

監査対象契約一覧

参照番号	契約業務区分	担当課	件名	当初契約額 (円)	変更契約額 (円)	契約額 (円)	契約相手方	契約方式	契約日
1	一般委託・役務	庁舎管理課	市庁舎等設備総合管理業務委託	250,542,720	3,093,120	253,635,840	株式会社日建	一般競争入札	H30.8.31
2	一般委託・役務	交通政策課	桃太郎線LRT化PR動画制作業務委託	24,750,000	0	24,750,000	株式会社大広西日本	単独随意契約	R2.1.23
3	一般委託・役務	税制課	岡山市ふるさと納税業務委託その1	42,168,000	16,664,573	58,802,573	レッドホースコーポレーション株式会社	単独随意契約	R2.2.4
4	一般委託・役務	税制課	岡山市ふるさと納税業務委託その2	23,614,000	9,316,883	32,930,883	株式会社さとふる	単独随意契約	R2.2.25
5	一般委託・役務	南区役所総務・地域振興課	南区役所宿日直業務委託	8,719,920	0	8,719,920	一般財団法人厚生会	指名競争入札	H31.3.15
6	一般委託・役務	中区役所総務・地域振興課	中区役所宿日直業務委託	9,350,000	0	9,350,000	有限会社西日本キャリアコール	指名競争入札	R2.3.13
7	一般委託・役務	庁舎管理課	市庁舎等警備他業務委託(再)	150,173,100	0	150,173,100	アトラティブ大永株式会社	一般競争入札	R2.3.24
8	一般委託・役務	東区役所総務・地域振興課	東区役所宿日直業務委託(その2)	9,735,000	0	9,735,000	一般財団法人厚生会	指名競争入札	R2.3.24
9	一般委託・役務	庁舎管理課	本庁舎宿日直業務委託(その3)	27,904,800	0	27,904,800	有限会社西日本キャリアコール	一般競争入札	R2.3.30
10	一般委託・役務	下水道施設管理課	天瀬ポンプ場ほか運転管理業務委託	107,800,000	0	107,800,000	西日本設備管理株式会社	一般競争入札	R2.4.1
11	一般委託・役務	教育委員会就学課	御津南小学校スクールバス運行業務委託	17,435,000	0	17,435,000	中鉄バス株式会社	指名競争入札	R2.4.1
12	一般委託・役務	環境保全課	公共用水域及び地下水の水質・ダイオキシン類等常時監視業務委託	29,370,000	0	29,370,000	公益財団法人岡山県健康づくり財団	指名競争入札	R2.4.1
13	一般委託・役務	市民協働企画総務課	令和2年度情報たから箱事業市民協働推進サイト企画・運営業務委託(サービスレベル保証付)(その2)	8,129,000	0	8,129,000	両備ONC岡山市市民協働推進サイト企画運営共同企業体	一般競争入札	R2.4.1
14	一般委託・役務	庁舎管理課	分庁舎清掃業務委託	5,334,780	45,120	5,379,900	株式会社エヌイーティー	指名競争入札	R2.4.1
15	一般委託・役務	庁舎管理課	本庁舎等清掃他業務委託	27,654,000	126,139	27,780,139	株式会社サピックス	指名競争入札	R2.4.1
16	一般委託・役務	教育委員会就学課	蛍明小学校スクールバス運行業務委託	26,565,000	0	26,565,000	中鉄バス株式会社	指名競争入札	R2.4.1
17	一般委託・役務	環境事業課	ごみ収集等業務委託(その1)	89,355,269	0	89,355,269	津高清掃有限公司	単独随意契約	R2.4.1
18	一般委託・役務	環境事業課	ごみ収集等業務委託(その2)	95,329,605	0	95,329,605	有限会社みさお	単独随意契約	R2.4.1
19	一般委託・役務	環境事業課	ごみ収集等業務委託(その3)	121,857,387	0	121,857,387	有限会社吉備オカヤマ	単独随意契約	R2.4.1
20	一般委託・役務	環境事業課	ごみ収集等業務委託(その4)	105,050,000	0	105,050,000	株式会社カロスアウラ	単独随意契約	R2.4.1
21	一般委託・役務	環境事業課	ごみ収集等業務委託(その5)	53,652,984	0	53,652,984	キョクトウ有限公司	単独随意契約	R2.4.1
22	一般委託・役務	環境事業課	ごみ収集等業務委託(その6)	401,884,230	0	401,884,230	株式会社岡山美装	単独随意契約	R2.4.1
23	一般委託・役務	環境事業課	ごみ収集等業務委託(その7)	112,200,000	0	112,200,000	株式会社岡山環境整備工業所	単独随意契約	R2.4.1

24	一般委託・役務	環境事業課	ごみ収集等業務委託（その8）	151,800,000	0	151,800,000	株式会社岡山環境整備工業所	単独随意契約	R2.4.1
25	一般委託・役務	環境事業課	ごみ収集等業務委託（その9）	38,940,000	0	38,940,000	瀬崎クリーン有限公司	単独随意契約	R2.4.1
26	一般委託・役務	環境事業課	ごみ収集等業務委託（その10）	9,955,000	0	9,955,000	迫川清掃有限公司	単独随意契約	R2.4.1
27	一般委託・役務	環境事業課	ごみ収集等業務委託（その11）	12,023,000	0	12,023,000	妹尾産業有限公司	単独随意契約	R2.4.1
28	一般委託・役務	環境事業課	ごみ収集等業務委託（御津支所管内）	34,629,540	0	34,629,540	有限会社御津衛生センター	単独随意契約	R2.4.1
29	一般委託・役務	環境事業課	ごみ収集等業務委託（瀬戸支所管内その1）	44,829,048	0	44,829,048	キョクトウ有限公司	単独随意契約	R2.4.1
30	一般委託・役務	環境事業課	ごみ収集等業務委託（瀬戸支所管内その2）	12,012,000	0	12,012,000	株式会社エイチエム・エコ	単独随意契約	R2.4.1
31	一般委託・役務	東区役所総務・地域振興課	東区役所庁舎等清掃業務委託	5,775,000	0	5,775,000	有限会社西大寺環境施設管理センター	指名競争入札	R2.4.1
32	一般委託・役務	教育委員会オリエント美術館	オリエント美術館清掃業務委託	5,777,200	0	5,777,200	株式会社サビックス	指名競争入札	R2.4.1
33	一般委託・役務	南区役所総務・地域振興課	南区役所庁舎清掃業務委託	4,171,200	0	4,171,200	株式会社オークスコーポレーション	指名競争入札	R2.4.1
34	一般委託・役務	教育委員会就学課	教育サーバセンター運用保守業務委託	6,732,000	0	6,732,000	西日本電信電話株式会社	一般競争入札	R2.4.1
35	一般委託・役務	女性が輝くまちづくり推進課	DV緊急一時保護業務委託	132,000	0	132,000	株式会社山陽セフティ	指名見積合わせ	R2.4.1
36	一般委託・役務	南区役所地域整備課	南区維持管理センター清掃業務委託	2,070,200	0	2,070,200	株式会社エヌイーティー	指名競争入札	R2.4.1
37	一般委託・役務	中区役所総務・地域振興課	中区役所庁舎等清掃等業務委託	5,280,000	0	5,280,000	株式会社研美社	指名競争入札	R2.4.1
38	一般委託・役務	地域包括ケア推進課	岡山市介護予防センター事業業務委託	184,125,000	0	184,125,000	公益財団法人岡山市ふれあい公社	単独随意契約	R2.4.1
39	一般委託・役務	教育委員会中央図書館	岡山市立図書館移動図書館車運行管理業務等委託（その2）	9,108,000	0	9,108,000	大新東株式会社	一般競争入札	R2.4.1
40	一般委託・役務	高齢者福祉課	岡山市吉井川ふれあいプラザ浄化槽の保守点検、水質に関する検査及び清掃業務〔水質検査〕	72,259	0	72,259	有限会社西大寺清掃事業所	単独随意契約	R2.4.1
41	一般委託・役務	東区役所総務・地域振興課	2020年度東区うまいもの発掘・創出事業運営業務委託	3,499,997	0	3,499,997	株式会社山陽新聞事業社	単独随意契約	R2.4.1
42	一般委託・役務	南区役所地域整備課	境川樹木伐採業務委託	990,000	0	990,000	大本造園	指名競争入札	R2.6.15
43	一般委託・役務	南区役所地域整備課	市道当新田2号線支障木伐採業務委託	990,000	0	990,000	K Y造園	指名競争入札	R2.6.15
44	一般委託・役務	文化振興課	アートを楽しむ・市民への浸透・拡大事業実施業務委託	3,300,000	0	3,300,000	一般社団法人みるを 楽しむアートナビ岡山	単独随意契約	R2.7.27
45	一般委託・役務	南区役所地域整備課	芹川支流内堆積土砂撤去業務委託	990,000	0	990,000	株式会社フミタ組	指名競争入札	R2.8.24
46	一般委託・役務	南区役所地域整備課	市道阿津63号線樹木伐採業務委託	990,000	0	990,000	大本造園	指名競争入札	R2.9.7
47	一般委託・役務	南区役所地域整備課	相引川ヨシ撤去ほか業務委託	990,000	0	990,000	有限会社トシ海建設	指名競争入札	R2.9.14

48	一般委託・役務	南区役所地域整備課	築港ひかり町第1公園剪定業務委託	990,000	0	990,000	株式会社岡山フラワースervice	指名競争入札	R2.9.14
49	一般委託・役務	南区役所地域整備課	市道当新田1号線支障木剪定業務委託	990,000	0	990,000	KY造園	指名競争入札	R2.9.14
50	一般委託・役務	南区役所地域整備課	当新田公園剪定業務委託	990,000	0	990,000	KY造園	指名競争入札	R2.9.23
51	一般委託・役務	南区役所地域整備課	豊成北公園剪定業務委託	990,000	0	990,000	株式会社ワイズスケープ	指名競争入札	R2.9.28
52	一般委託・役務	生活安全課	令和2年度岡山市消費者教育担い手育成講座実施業務委託	1,150,600	0	1,150,600	特定非営利活動法人消費者ネットおかやま	単独随意契約	R2.11.12
53	一般委託・役務	生活安全課	令和2年度岡山市消費者志向経営促進事業実施業務委託	461,780	0	461,780	株式会社オフィスダン	指名競争入札	R2.10.29
54	一般委託・役務	南区役所地域整備課	松尾川堆積土砂撤去業務委託	990,000	0	990,000	株式会社フミタ組	指名競争入札	R2.11.2
55	一般委託・役務	地域包括ケア推進課	令和2年度高齢者団体等を対象としたICT活用研修事業委託（その2）	4,455,000	0	4,455,000	株式会社両備システムズ	一般競争入札	R2.11.20
56	一般委託・役務	南区役所地域整備課	境川雑木伐採業務委託	990,000	0	990,000	大本造園	指名競争入札	R2.11.25
57	一般委託・役務	南区役所地域整備課	当新田公園高木剪定業務委託	990,000	0	990,000	KY造園	指名競争入札	R2.12.14
58	一般委託・役務	南区役所地域整備課	新保天神公園剪定業務委託	990,000	0	990,000	KY造園	指名競争入札	R2.12.14
59	一般委託・役務	南区役所地域整備課	松尾川岩撤去業務委託	990,000	0	990,000	株式会社フミタ組	指名競争入札	R2.12.21
60	一般委託・役務	南区役所地域整備課	長谷川樹木伐採業務委託	990,000	0	990,000	大本造園	指名競争入札	R2.12.21
61	一般委託・役務	南区役所地域整備課	当新田公園樹木剪定業務委託	990,000	0	990,000	KY造園	指名競争入札	R3.1.18
62	一般委託・役務	南区役所地域整備課	新保天神公園高木剪定業務委託	990,000	0	990,000	KY造園	指名競争入札	R3.1.25
63	一般委託・役務	人事課	ほっとプラザ大供警備業務委託	693,000	0	693,000	総合警備保障株式会社	指名競争入札	R3.3.23
64	一般委託・役務	庁舎管理課	市庁舎受変電設備保守点検業務委託	13,530,000	0	13,530,000	木原興業株式会社	一般競争入札	R3.3.2
65	一般委託・役務	東区役所総務・地域振興課	東区役所宿日直業務委託	19,690,000	0	19,690,000	一般財団法人厚生会	指名競争入札	R3.3.18
66	一般委託・役務	南区役所総務・地域振興課	南区役所宿日直業務委託	9,570,000	0	9,570,000	一般財団法人厚生会	指名競争入札	R2.3.13
67	一般委託・役務	南区役所灘崎支所総務民生課	南区役所灘崎支所庁舎警備業務委託	1,595,022	0	1,595,022	株式会社山陽セフティ	指名競争入札	R3.3.25
68	一般委託・役務	中区役所総務・地域振興課	中区役所庁舎警備業務委託	1,306,368	0	1,306,368	株式会社山陽セフティ	指名競争入札	H28.9.5
69	一般委託・役務	税制課	岡山市ふるさと納税業務委託その1	39,655,000	0	未定	レッドハウスコーポレーション株式会社	単独随意契約	R3.3.29
70	一般委託・役務	税制課	岡山市ふるさと納税業務委託その2	22,805,510	0	未定	株式会社さとふる	単独随意契約	R3.3.29
71	賃貸借	教育委員会指導課	インターネット学習支援事業	22,000,000	0	22,000,000	株式会社両備システムズ	単独随意契約	R2.4.28
72	賃貸借	北区役所地域整備課	城下地下駐車場シャッター・ドア設備賃貸借	67,980,000	0	67,980,000	株式会社山陽エンタープライズ	一般競争入札	R2.9.18

73	賃貸借	北区役所地域整備課	大元駅前自転車等駐車場管理システム機器賃貸借	18,664,800	0	18,664,800	株式会社山陽エンタープライズ	一般競争入札	R2.9.3
74	賃貸借	南区役所地域整備課	妹尾駅南口自転車駐車場駐輪機器賃貸借	12,566,400	0	12,566,400	株式会社山陽エンタープライズ	一般競争入札	R2.8.3
75	賃貸借	北区役所地域整備課	岡山駅西口自転車等駐車場駐輪機器賃貸借	11,919,600	0	11,919,600	株式会社山陽エンタープライズ	一般競争入札	R2.9.3
76	賃貸借	北区役所地域整備課	岡山市岡山駅前西口広場駐車場入出庫機器賃貸借	20,050,800	0	20,050,800	株式会社山陽エンタープライズ	一般競争入札	R2.9.3
77	賃貸借	北区役所地域整備課	駅元町自転車等保管場所LED照明機器賃貸借	2,745,600	0	2,745,600	株式会社山陽エンタープライズ	一般競争入札	R2.9.3
78	賃貸借	北区役所御津支所産業建設課	金川駅前広場駐車場施設管理カメラ賃貸借	6,911,520	0	6,911,520	株式会社山陽エンタープライズ	一般競争入札	R2.10.16
79	賃貸借	北区役所建部支所産業建設課	福渡駅駐車場施設管理カメラ賃貸借	8,085,000	0	8,085,000	株式会社山陽エンタープライズ	一般競争入札	R2.10.16
80	建設工事	下水道管路整備課	江並地内ほか汚水管理設工事(その31)	19,322,600	70,400	19,393,000	株式会社ズオー	一般競争入札	R2.5.19
81	建設工事	南区役所地域整備課	南区役所管内交通安全施設維持修繕工事(単価契約)	658,900	0	658,900	山陽ネット株式会社	一般競争入札	R2.6.1
82	建設工事	下水道管路整備課	祇園地内汚水管理設工事(その5)	17,233,700	267,300	17,501,000	有限会社延原組	一般競争入札	R2.7.13
83	建設工事	東区役所地域整備課	県道東片岡宿毛線(東幸崎地内ほか)舗装工事	42,281,800	266,200	42,548,000	御南建設株式会社	一般競争入札	R2.6.23
84	建設工事	下水道管路整備課	西大寺上一丁目地内マンホールトイレ設置工事	5,515,400	105,600	5,621,000	西大寺建設株式会社	一般競争入札	R2.6.26
85	建設工事	西部幹線道路建設課	市道藤田浦安南町線他交通安全施設設置工事(2-1)	7,572,400	1,161,600	8,734,000	株式会社ティー・エス・アイ	一般競争入札	R2.7.29
86	建設工事	南区役所地域整備課	市道福浜町築港栄町線舗装工事	15,573,410	0	15,573,410	株式会社恵毘須	一般競争入札	R2.8.3
87	建設工事	下水道管路整備課	鉄地内汚水管理設工事(その3)	56,972,289	4,154,711	61,127,000	株式会社幸島土建	一般競争入札	R2.8.7
88	建設工事	下水道管路整備課	さい東町一丁目地内汚水管理設工事(その7)	31,277,756	2,657,244	33,935,000	オオシン建設株式会社	一般競争入札	R2.7.29
89	建設工事	道路予防保全課	県道原藤原線(中原橋)塗装補修工事(2-1)	204,600,000	242,000	204,842,000	鳥城塗装工業株式会社	一般競争入札	R2.9.16
90	建設工事	市民生活企画総務課	上道公園野球場防球ネット新設工事	15,215,200	173,800	15,389,000	さんもく工業株式会社	一般競争入札	R2.8.28
91	建設工事	南区役所地域整備課	県道岡山児島線(箕島地内ほか)舗装補修工事	15,642,195	329,805	15,972,000	株式会社小橋工務店	一般競争入札	R2.8.24
92	建設工事	北区役所土木農林分室	県道岡山賀陽線(北区田益地内)道路舗装補修工事	10,652,826	171,174	10,824,000	ロードワン岡山株式会社	一般競争入札	R2.8.25
93	建設工事	北区役所土木農林分室	県道御津佐伯線道路改良工事(2-1)	8,107,000	2,343,000	10,450,000	株式会社中国土木	一般競争入札	R2.8.26
94	建設工事	中区役所地域整備課	百間川緑地遊具整備工事(2-2)	13,079,000	-517,000	12,562,000	景観エクステリア株式会社	一般競争入札	R2.8.21
95	建設工事	公共建築課	岡山市総合文化体育館空調設備改修工事	286,000,000	0	286,000,000	㈱中央設備・㈱小野田工務所JV	一般競争入札	R2.9.11
96	建設工事	南区役所灘崎支所産業建設課	川張街区公園複合遊具更新工事	9,609,490	202,510	9,812,000	景観エクステリア株式会社	一般競争入札	R2.8.21
97	建設工事	公共建築課	岡山市新南消防署新築工事	727,430,000	0	727,430,000	広成建設㈱・協立土建㈱JV	一般競争入札	R2.12.15
98	建設工事	道路予防保全課	国道250号(沼横断歩道橋)塗装補修工事	43,241,000	-55,000	43,186,000	大陽塗装工業株式会社	一般競争入札	R2.9.25

99	建設工事	教育委員会学校施設課	(仮称)岡山市立山南学園施設整備工事	1,650,000,000	0	1,650,000,000	中国建設工業(株)・(株) 笹山工業・新和建設(株)JV	一般競争入札	R2.12.15
100	建設工事	北区役所御津支所産業建設課	市道原御津伊田線取水施設移設工事	13,640,000	440,000	14,080,000	田中機電工業株式会社	一般競争入札	R2.9.28
101	建設工事	北区役所土木農林分室	普通河川新川河川改修工事(2-1)	25,524,400	5,869,600	31,394,000	有限会社OTコーポレーション	一般競争入札	R2.10.12
102	建設工事	東区役所地域整備課	県道江崎金岡線歩道整備工事(2-1)	6,435,000	1,155,000	7,590,000	有限会社カシマ興産	一般競争入札	R2.10.14
103	建設工事	下水道管路整備課	平野地内汚水管理設工事(その70)	57,420,000	319,000	57,739,000	株式会社蓬萊組	一般競争入札	R2.10.19
104	建設工事	東区役所地域整備課	市道中川町29号線排水路整備工事	9,438,000	1,353,000	10,791,000	有限会社カシマ興産	一般競争入札	R2.10.14
105	建設工事	西部幹線道路建設課	市道藤田浦安南町線道路築造に伴う取合道路整備工事(2-1)	37,904,400	3,944,600	35,849,000	株式会社立建	一般競争入札	R2.10.9
106	建設工事	公共建築課	岡山市立オリエント美術館長寿命化改修に伴う電気設備工事	148,940,000	0	148,940,000	旭電業株式会社	一般競争入札	R2.11.5
107	建設工事	東区役所地域整備課	市道乙子神崎町線道路改良工事(2-1)	17,108,080	1,096,920	18,205,000	株式会社森下建設	一般競争入札	R2.10.29
108	建設工事	南区役所地域整備課	市道宮浦51号線路肩整備工事	9,879,100	977,900	10,857,000	株式会社岡南リリーフ	一般競争入札	R2.10.23
109	建設工事	スポーツ振興課	瀬戸町総合運動公園のびのび広場遊具改修工事	32,945,000	0	32,945,000	タカオ株式会社	単独随意契約	R2.10.22
110	建設工事	スポーツ振興課	御津スポーツパーク遊具改修工事	32,956,000	0	32,956,000	タカオ株式会社	単独随意契約	R2.10.22
111	建設工事	下水道管路整備課	庭瀬地内汚水管理設工事(その41)	15,290,000	968,000	16,302,000	株式会社ZERO-ONE	一般競争入札	R2.11.20
112	建設工事	道路予防保全課	国道484号(K484A110・A111)道路防災工事(2-2)	74,174,100	2,550,900	76,725,000	藤田興業株式会社	一般競争入札	R2.11.6
113	建設工事	公共建築課	東岡山スポーツ広場トイレ改築工事	7,865,000	0	7,865,000	月本建設株式会社	一般競争入札	R2.11.16
114	建設工事	南区役所灘崎支所産業建設課	市道西七区9号線橋梁修繕工事	8,580,000	1,067,000	9,647,000	有限会社T・K・R	一般競争入札	R2.12.22
115	建設工事	東区役所地域整備課	県道飯井宿線道路築造工事(2-1)	34,104,950	3,273,050	37,378,000	株式会社新地建工	一般競争入札	R3.1.5
116	建設工事	下水道保全課	丸の内一丁目地下水管改良工事(R2-1)	70,275,700	0	70,275,700	株式会社ウエニシ	一般競争入札	R3.1.8
117	建設工事	公共建築課	岡山市立豊小学校内児童クラブ室増築工事	58,025,000	0	58,025,000	難波建設株式会社	一般競争入札	R3.2.18
118	建設工事	下水道管路整備課	半田町地内ほか汚水管理設工事(その1)	85,550,944	0	85,550,944	新日本エンタープライズ株式会社	一般競争入札	R3.3.1
119	建設工事	南区役所農林水産振興課	阿津漁港浚渫工事	69,223,000	22,286,000	91,509,000	株式会社花島建設	一般競争入札	R3.3.25
120	建設工事	東部幹線道路建設課	(都)下中野平井線電線共同溝整備工事(3-1)	26,138,200	3,495,800	29,634,000	株式会社カズケン	一般競争入札	R3.3.25
121	建設工事	公共建築課	岡山駅前広場整備に伴う排煙塔他移設工事	120,505,000	0	120,505,000	株式会社津島工業	一般競争入札	R3.4.21
122	建設コンサル	北区役所建部支所産業建設課	北区管内道路改良事業現場技術業務委託(その3)	14,795,000	814,000	15,609,000	株式会社アサヒ測量設計事務所	一般競争入札	R2.4.1
123	建設コンサル	北区役所土木農林分室	北区管内道路改良事業現場技術業務委託(その2)	14,927,000	825,000	15,752,000	株式会社セピオ	一般競争入札	R2.4.1

124	建設コンサル	北区役所地域整備課	北区管内道路改良事業現場技術業務委託（その1）	14,828,000	814,000	15,642,000	株式会社オカコン	一般競争入札	R2.4.1
125	建設コンサル	北区役所土木農林分室	県道清音真金線他現場技術業務委託	14,740,000	814,000	15,554,000	新光技術開発株式会社	一般競争入札	R2.4.1
126	建設コンサル	北区役所地域整備課	県道岡山倉敷線他現場技術業務委託	14,740,000	814,000	15,554,000	株式会社山陽設計	一般競争入札	R2.4.1
127	建設コンサル	西部幹線道路建設課	県道岡山児島線他現場技術業務委託	14,740,000	814,000	15,554,000	株式会社ウエスコ	一般競争入札	R2.4.1
128	建設コンサル	東区役所地域整備課	東区管内道路改良事業現場技術業務委託	14,795,000	814,000	15,609,000	日建技術株式会社	一般競争入札	R2.4.1
129	建設コンサル	下水道管路整備課	横井上地内汚水管理設工事他積算補助業務委託	16,379,000	913,000	17,292,000	内海建設コンサルタ ント株式会社	一般競争入札	R2.4.1
130	建設コンサル	北区役所農林水産振興課	旭川合同用水路流量観測業務委託	990,000	0	990,000	西部技術コンサルタ ント株式会社	指名見積合わせ	R2.4.1
131	建設コンサル	道路計画課	令和2年度岡山市道路事業等に係る設計図書作成業務委託	19,910,000	0	19,910,000	公益財団法人岡山県建設技術センター	単独随意契約	R2.4.16
132	建設コンサル	市民協働企画総務課	岡山市平福コミュニティハウス・南部適応指導教室新築工事に伴う家屋事前調査業務委託	806,526	1,701,474	2,508,000	西部技術コンサルタ ント株式会社	一般競争入札	R2.4.22
133	建設コンサル	下水道管路整備課	家屋調査等業務委託（2-東2）	2,745,600	0	2,745,600	西部技術コンサルタ ント株式会社	一般競争入札	R2.4.22
134	建設コンサル	市民生活企画総務課	岡山市児島地域センター新築工事に伴う家屋事前調査業務委託	2,012,573	-307,573	1,705,000	株式会社オー・ジー・オー	一般競争入札	R2.4.27
135	建設コンサル	こども園推進課	岡山市鹿田保育園舎解体撤去工事に伴う家屋事前調査業務委託	2,476,058	-507,058	1,969,000	株式会社山陽設計	一般競争入札	R2.6.2
136	建設コンサル	下水道管路整備課	家屋調査等業務委託（2-東1）	7,559,200	0	7,559,200	新光技術開発株式会社	一般競争入札	R2.6.4
137	建設コンサル	下水道管路整備課	家屋調査等業務委託（2-東3）	5,676,000	0	5,676,000	株式会社大和技術	一般競争入札	R2.6.3
138	建設コンサル	東部幹線道路建設課	（都）下中野平井線（旭川工区）河川水位検討業務委託	990,000	0	990,000	株式会社ウエスコ	指名見積合わせ	R2.4.24
139	建設コンサル	下水道管路整備課	家屋調査等業務委託（2-西2）	1,399,200	0	1,399,200	株式会社アイエスコ ンサルタント	一般競争入札	R2.6.4
140	建設コンサル	道路予防保全課	国道250号（原尾島横断歩道橋）塗膜調査業務委託	990,000	0	990,000	株式会社ウエスコ	指名見積合わせ	R2.4.23
141	建設コンサル	北区役所土木農林分室	県道掛畑虎倉線（宿地区）保安林解除申請書作成業務委託	990,000	0	990,000	西部技術コンサルタ ント株式会社	指名見積合わせ	R2.4.28
142	建設コンサル	道路計画課	（都）米倉津島線協議資料等作成業務委託	990,000	0	990,000	株式会社ウエスコ	指名見積合わせ	R2.5.13
143	建設コンサル	都市計画課	絵図町地区地区計画策定業務委託	990,000	0	990,000	株式会社ウエスコ	指名見積合わせ	R2.5.21
144	建設コンサル	公共建築課	岡山城天守閣等大規模改修他に係る実施設計の建築設計業務委託	55,000,000	0	55,000,000	株式会社GEN設計	単独随意契約	R2.6.10
145	建設コンサル	東部幹線道路建設課	（都）下中野平井線家屋事前調査業務委託（2-1）	2,695,427	-715,427	1,980,000	株式会社ツイン	一般競争入札	R2.7.31
146	建設コンサル	美作岡山道路建設事務所	岡山建設残土センター跡地盛土嵩上検討業務委託	990,000	0	990,000	株式会社ウエスコ	指名見積合わせ	R2.6.5

147	建設コンサル	下水道管路整備課	家屋調査等業務委託（2-西1）	5,896,000	0	5,896,000	株式会社オカコン	一般競争入札	R2.7.31
148	建設コンサル	下水道施設整備課	農業集落排水施設三和・日応寺地区連絡管理設計詳細設計ほか業務委託	20,020,000	0	20,020,000	岡山県土地改良事業団体連合会	単独随意契約	R2.6.23
149	建設コンサル	下水道施設整備課	東高前樋門改良ほか詳細設計等業務委託	18,150,000	198,000	18,348,000	株式会社極東技工コンサルタント	一般競争入札	R2.7.29
150	建設コンサル	公共建築課	旧市民病院別館受変電設備改修他の設備設計業務委託	2,167,000	0	2,167,000	岡山県設備コンサルタント協同組合	一般競争入札	R2.8.3
151	建設コンサル	下水道管路整備課	家屋調査等業務委託（2-東5）	4,206,400	0	4,206,400	株式会社プラノーツ	一般競争入札	R2.8.3
152	建設コンサル	下水道管路整備課	平井三丁目地内ほか汚水管理設計基本設計業務委託（その1）	6,618,647	0	6,618,647	株式会社荒谷建設コンサルタント	一般競争入札	R2.8.3
153	建設コンサル	こども園推進課	岡山市立妹尾幼稚園園舎増築工事に伴う家屋事前調査業務委託	2,573,228	-230,228	2,343,000	株式会社オカコン	一般競争入札	R2.7.31
154	建設コンサル	下水道管路整備課	家屋調査等業務委託（2-西4）	5,913,600	0	5,913,600	株式会社サイカイコンサルタント	一般競争入札	R2.8.3
155	建設コンサル	美作岡山道路建設事務所	県道佐伯長船線料金所法面修正設計業務委託	990,000	0	990,000	株式会社荒谷建設コンサルタント	指名見積合わせ	R2.7.3
156	建設コンサル	美作岡山道路建設事務所	県道佐伯長船線切土法面展開図作成業務委託	990,000	0	990,000	株式会社荒谷建設コンサルタント	指名見積合わせ	R2.7.3
157	建設コンサル	道路予防保全課	県道後楽園線（鶴見橋）防護柵補修検討業務委託	990,000	0	990,000	株式会社ウエスコ	指名見積合わせ	R2.7.6
158	建設コンサル	道路予防保全課	県道岡山玉野線（児島湾大橋）補修設計業務委託	990,000	0	990,000	復建調査設計株式会社	指名見積合わせ	R2.7.6
159	建設コンサル	農村整備課	北区御津中山地区地籍調査原図作成等業務委託	990,000	0	990,000	日進測量株式会社	指名見積合わせ	R2.7.21
160	建設コンサル	消防企画総務課	岡山市消防団御津第4分団消防機庫改築工事に伴う家屋事前調査業務委託	2,381,496	-401,496	1,980,000	株式会社優計コンサルタント	一般競争入札	R2.9.3
161	建設コンサル	庭園都市推進課	岡山西部総合公園（仮称）復元測量ほか業務委託	990,000	0	990,000	株式会社エイト日本技術開発	指名見積合わせ	R2.7.22
162	建設コンサル	下水道管路整備課	家屋調査等業務委託（2-東7）	5,068,800	0	5,200,800	株式会社エスティマ	一般競争入札	R2.9.3
163	建設コンサル	区政推進課	岡山市南区役所興除地域センター解体撤去工事に伴う家屋事前調査業務委託	1,116,520	-291,520	825,000	新光技術開発株式会社	一般競争入札	R2.9.4
164	建設コンサル	公共建築課	西ふれあいセンター特定天井改修の建築設計業務委託	2,530,000	0	2,530,000	株式会社ユー・ディ・ディ設計	一般競争入札	R2.9.9
165	建設コンサル	南区役所地域整備課	市道西市当新田線家屋事前調査業務委託（2-1）	2,850,157	-342,157	2,508,000	株式会社山陽設計	一般競争入札	R2.9.4
166	建設コンサル	道路港湾管理課	門型標識等個別施設計画策定業務委託	990,000	0	990,000	復建調査設計株式会社	指名見積合わせ	R2.7.31
167	建設コンサル	下水道管路整備課	家屋調査等業務委託（2-東4）	4,215,200	0	4,215,200	株式会社エスティマ	一般競争入札	R2.9.3
168	建設コンサル	道路港湾管理課	令和元年交通事故多発地点対策検討業務委託（その1）	990,000	0	990,000	株式会社エイト日本技術開発	指名見積合わせ	R2.7.31
169	建設コンサル	下水道管路整備課	牟佐地内汚水管理設計実施設計業務委託（その1）	11,636,582	0	11,636,582	株式会社オースイエンジニアリング	一般競争入札	R2.9.28
170	建設コンサル	道路予防保全課	橋梁点検新技術調査検討業務委託	990,000	0	990,000	株式会社エイト日本技術開発	指名見積合わせ	R2.8.17

171	建設コンサル	教育委員会学校施設課	(仮称)岡山市立山南学園施設整備工事に伴う家屋事前調査業務委託	2,073,484	-181,484	1,892,000	有限会社アクラ	一般競争入札	R2.10.12
172	建設コンサル	消防企画総務課	岡山市新南消防署新築工事に伴う家屋事前調査業務委託	1,169,113	0	1,169,113	株式会社大和技術	一般競争入札	R2.10.5
173	建設コンサル	下水道管路整備課	家屋調査等業務委託(2-東6)	4,840,000	0	4,840,000	有限会社アクラ	一般競争入札	R2.10.2
174	建設コンサル	道路港湾管理課	小規模橋梁の保全手法に関する検討業務委託	990,000	0	990,000	株式会社エイト日本技術開発	指名見積合わせ	R2.9.7
175	建設コンサル	下水道管路整備課	土田地内ほか汚水管埋設詳細設計業務委託(その6)	6,659,618	0	6,659,618	株式会社三水コンサルタント	一般競争入札	R2.11.9
176	建設コンサル	中区役所地域整備課	東山公園家屋事前調査業務委託	1,134,310	0	1,134,310	土質工学株式会社	一般競争入札	R2.11.6
177	建設コンサル	下水道管路整備課	家屋調査等業務委託(2-西3)	4,796,000	0	4,796,000	土質工学株式会社	一般競争入札	R2.11.6
178	建設コンサル	北区役所地域整備課	県道岡山児島線(大供三丁目地内)多目的柱移設計業務委託	990,000	0	990,000	復建調査設計株式会社	指名見積合わせ	R2.9.30
179	建設コンサル	教育委員会生涯学習課	岡山市立灘崎公民館迫川分館解体撤去工事に伴う家屋事前調査業務委託	1,536,979	-194,979	1,342,000	新光技術開発株式会社	一般競争入札	R2.11.9
180	建設コンサル	地域子育て支援課	岡山市立太伯小学校内児童クラブ室解体撤去工事に伴う家屋事前調査業務委託	1,254,919	-407,919	847,000	株式会社セビオ	一般競争入札	R2.11.5
181	建設コンサル	下水道管路整備課	家屋調査等業務委託(2-東9)	6,028,000	0	6,028,000	土質工学株式会社	一般競争入札	R2.11.6
182	建設コンサル	下水道管路整備課	家屋調査等業務委託(2-東14)	5,209,600	0	5,209,600	内海建設コンサルタント株式会社	一般競争入札	R2.11.5
183	建設コンサル	南区役所農林水産振興課	東畦地内家屋事前調査業務委託	2,186,065	-140,065	2,046,000	株式会社コーチ	一般競争入札	R2.11.9
184	建設コンサル	下水道管路整備課	家屋調査等業務委託(2-東11)	5,605,600	0	5,605,600	西部技術コンサルタント株式会社	一般競争入札	R2.11.6
185	建設コンサル	交通政策課	路面電車延伸環状化に伴う地下構造物安定照査等業務委託	990,000	0	990,000	株式会社エイト日本技術開発	指名見積合わせ	R2.10.6
186	建設コンサル	道路予防保全課	大型カルバート・シェッド長寿命化修繕計画検討業務委託	990,000	0	990,000	株式会社ウエスコ	指名見積合わせ	R2.10.15
187	建設コンサル	交通政策課	桃太郎線LRT化(併用軌道区間)都市計画資料作成業務委託	990,000	0	990,000	株式会社ウエスコ	指名見積合わせ	R2.10.22
188	建設コンサル	北区役所地域整備課	市道田中平田線設計業務委託	990,000	0	990,000	復建調査設計株式会社	指名見積合わせ	R2.10.27
189	建設コンサル	消防企画総務課	岡山市消防団旧灘崎第2分団消防機庫解体撤去工事に伴う家屋事前調査業務委託	1,177,488	-132,488	1,045,000	株式会社エスティマ	一般競争入札	R2.12.2
190	建設コンサル	地域子育て支援課	岡山市立豊小学校児童クラブ新築工事に伴う家屋事前調査業務委託	1,367,183	-234,183	1,133,000	日本インフラマネジメント株式会社	一般競争入札	R2.12.3
191	建設コンサル	下水道管路整備課	家屋調査等業務委託(2-西6)	1,284,800	0	1,284,800	株式会社コーチ	一般競争入札	R2.12.7
192	建設コンサル	下水道管路整備課	家屋調査等業務委託(2-東8)	1,399,200	0	1,399,200	株式会社藤井補償設計	一般競争入札	R2.12.7

193	建設コンサル	下水道管路整備課	家屋調査等業務委託(2-東16)	3,836,800	0	3,836,800	株式会社オー・ジー・オー	一般競争入札	R2.12.7
194	建設コンサル	下水道管路整備課	今保地内汚水管理設計業務委託(その15)	6,777,650	0	6,777,650	株式会社サンワコン	一般競争入札	R3.2.4
195	建設コンサル	東区役所地域整備課	県道飯井宿線費用便益分析業務委託	990,000	0	990,000	株式会社ウエスコ	指名見積合わせ	R2.11.27
196	建設コンサル	下水道管路整備課	家屋調査等業務委託(2-西10)	4,540,800	0	4,540,800	株式会社山陽設計	一般競争入札	R3.2.2
197	建設コンサル	下水道管路整備課	家屋調査等業務委託(2-西8)	3,080,000	0	3,080,000	株式会社オー・ジー・オー	一般競争入札	R3.2.8
198	建設コンサル	下水道管路整備課	家屋調査等業務委託(2-東10)	6,820,000	0	6,820,000	西部技術コンサルタ ント株式会社	一般競争入札	R3.2.2
199	建設コンサル	下水道管路整備課	藤崎地内ほか汚水管理設計業務委託(その11)	7,754,890	0	7,754,890	内海建設コンサル タント株式会社	一般競争入札	R3.2.2
200	建設コンサル	下水道管路整備課	湊地内汚水管理設計業務委託(その5)	6,390,552	0	6,390,552	株式会社間瀬コンサル タント	一般競争入札	R3.2.5
201	建設コンサル	下水道管路整備課	家屋調査等業務委託(2-東12)	6,820,000	0	6,820,000	株式会社オカコン	一般競争入札	R3.2.1
202	建設コンサル	東区役所地域整備課	市道浦間東平島線道路事業事前評価資料作成業務委託	990,000	0	990,000	株式会社ウエスコ	指名見積合わせ	R3.1.8
203	建設コンサル	北区役所農林水産振興課	野田用水路測量業務委託	990,000	0	990,000	株式会社ウエスコ	指名見積合わせ	R2.12.24
204	建設コンサル	北区役所農林水産振興課	東島田町二丁目地内ほか樋門検討業務委託	990,000	0	990,000	株式会社ウエスコ	指名見積合わせ	R3.1.8
205	建設コンサル	東区役所農林水産振興課	沼地内青津池測量設計業務委託	990,000	0	990,000	株式会社ブラノーツ	指名見積合わせ	R3.1.29
206	建設コンサル	東区役所農林水産振興課	広谷地内前庄谷水路測量業務委託	990,000	0	990,000	株式会社ブラノーツ	指名見積合わせ	R3.1.29
207	建設コンサル	下水道管路整備課	米田地内他汚水管理設計業務委託(その1)	8,510,342	0	8,510,342	株式会社極東技工 コンサルタント	一般競争入札	R3.3.18
208	建設コンサル	下水道管路整備課	家屋調査等業務委託(2-西5)	7,964,000	132,000	7,964,000	株式会社山陽設計	一般競争入札	R3.3.19
209	建設コンサル	下水道管路整備課	家屋調査等業務委託(2-西12)	5,596,800	0	5,596,800	株式会社サイカイ コンサルタント	一般競争入札	R3.3.19
210	建設コンサル	下水道管路整備課	家屋調査等業務委託(2-東18)	3,229,600	0	3,229,600	株式会社大和技術	一般競争入札	R3.3.18
211	施設修繕	岡南環境センター	岡南環境センター焼却灰前処理設備ほか定期修理	47,080,000	0	47,080,000	内海プラント株式 会社	単独随意契約	R2.4.1
212	施設修繕	岡南環境センター	岡南環境センター塵芥供給クレーン油圧バケット取替修理	12,540,000	0	12,540,000	岡山機設株式会社	指名競争入札	R2.4.1
213	施設修繕	下水道保全課	南区エリア下水道施設維持修繕(R2-1)	8,800,000	0	8,800,000	安倍開発株式会社	一般競争入札	R2.4.1
214	施設修繕	下水道保全課	中区エリア下水道施設維持修繕(R2-1)	8,910,000	0	8,910,000	株式会社千喜コン ストラクション	一般競争入札	R2.4.1
215	施設修繕	下水道保全課	北区1-1、1-2エリア下水道施設維持修繕(R2-1)	14,960,000	0	14,960,000	浅潔有限会社	一般競争入札	R2.4.1
216	施設修繕	下水道施設管理課	政津ポンプ場No.5汚水ポンプほか修理	7,590,000	0	7,590,000	備商株式会社	指名競争入札	R2.5.26
217	施設修繕	下水道施設管理課	岡東浄化センターNo.1機械濃縮機ほか修理	21,230,000	275,000	21,505,000	岡山機設株式会社	指名競争入札	R2.6.23
218	施設修繕	下水道施設管理課	岡東浄化センターNo.1初沈汚泥用スクリーン修理	2,695,000	0	2,695,000	株式会社日圧機販	指名競争入札	R2.7.15

219	施設修繕	下水道施設管理課	岡東浄化センターNo.4脱水ケーキ圧送ポンプ修理	2,915,000	0	2,915,000	岡山機設株式会社	指名競争入札	R2.7.20
220	施設修繕	下水道保全課	鍛冶屋中継ポンプ場No.2ポンプ分解修理	5,247,000	0	5,247,000	田中機電工業株式会社	指名競争入札	R2.9.4
221	施設修繕	下水道保全課	南区エリア下水道施設維持修繕 (R2-2)	6,600,000	0	6,600,000	安倍開発株式会社	一般競争入札	R2.11.20
222	施設修繕	下水道保全課	中区エリア下水道施設維持修繕 (R2-2)	1,980,000	0	1,980,000	株式会社千喜コンストラクション	一般競争入札	R3.1.20
223	一般委託・役務	東区役所瀬戸支所産業建設課	大内地内宮池浚渫業務委託	2,420,000	0	2,420,000	株式会社アトラス	指名競争入札	R2.12.25
224	施設修繕	教育委員会生涯学習課	西川アイプラザ吸収式冷温水機1号機修繕	8,444,700	0	8,444,700	菱信工業株式会社	単独随意契約	R2.9.30
225	物品	教育委員会保健体育課	瀬戸学校給食センター適温配送コンテナ	19,030,000	0	19,030,000	株式会社創研厨房	一般競争入札	R2.6.1
226	物品	警防課	災害対応特殊屈折はしご付消防自動車	133,980,000	0	133,980,000	東洋ポンプ株式会社	一般競争入札	R2.8.3
227	物品	環境施設課	廃カセットガス缶・エアゾール缶処理装置	49,830,000	0	49,830,000	富士車輛株式会社	一般競争入札	R2.8.3
228	物品	消防企画総務課	小型動力消防ポンプ付積載車	16,038,000	0	16,038,000	株式会社岡山森田ポンプ	一般競争入札	R2.7.31
229	物品	下水道施設整備課	(売払) 岡東浄化センター金属スクラップ等	4,334,913	0	4,334,913	安田産業株式会社	一般競争入札	R2.8.11
230	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油 (ローリー小型)	167,200	0	167,200	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R2.4.1
231	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油 (ローリー小型)	167,200	0	167,200	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R2.4.8
232	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油 (ローリー小型)	178,200	0	178,200	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R2.4.8
233	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油 (ローリー小型)	169,400	0	169,400	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R2.4.20
234	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油 (ローリー小型)	167,200	0	167,200	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R2.5.1
235	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油 (ローリー小型)	167,200	0	167,200	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R2.5.15
236	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油 (ローリー小型)	160,600	0	160,600	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R2.6.1
237	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油 (ローリー小型)	160,600	0	160,600	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R2.6.9
238	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油 (ローリー小型)	160,600	0	160,600	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R2.7.17
239	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油 (ローリー小型)	160,600	0	160,600	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R2.7.8
240	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油 (ローリー小型)	160,600	0	160,600	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R2.6.26
241	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油 (ローリー小型)	160,600	0	160,600	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R2.8.5
242	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油 (ローリー小型)	162,800	0	162,800	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R2.8.21
243	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油 (ローリー小型)	162,800	0	162,800	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R2.8.19
244	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油 (ローリー小型)	162,800	0	162,800	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R2.8.19
245	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油 (ローリー小型)	165,000	0	165,000	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R2.10.14
246	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油 (ローリー小型)	165,000	0	165,000	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R2.10.2
247	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油 (ローリー小型)	165,000	0	165,000	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R2.10.26

248	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油（ローリー小型）	165,000	0	165,000	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R2.11.6
249	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油（ローリー小型）	162,800	0	162,800	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R2.12.4
250	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油（ローリー小型）	162,800	0	162,800	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R2.12.11
251	物品	消防局消防企画総務課	防火衣上下（貸与品）	2,683,010	0	2,683,010	株式会社ジェイユウ	一般競争入札	R2.11.24
252	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油（ローリー小型）	162,800	0	162,800	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R2.12.18
253	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油（ローリー小型）	162,800	0	162,800	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R3.1.8
254	物品	北区役所建部支所総務民生課	岡山市北区役所建部支所、岡山市北区北保健センター建部分館及び岡山市立建部町公民館で使用する電気	8,909,220	419,520	9,328,740	株式会社ホープ	一般競争入札	R3.2.8
255	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油（ローリー小型）	162,800	0	162,800	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R3.1.22
256	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油（ローリー小型）	165,000	0	165,000	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R3.2.5
257	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油（ローリー小型）	165,000	0	165,000	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R3.2.17
258	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油（ローリー小型）	169,400	0	169,400	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R3.3.5
259	物品	生活安全課	西大寺斎場火葬業務用灯油（ローリー小型）	178,200	0	178,200	株式会社ネクステージ	単独随意契約	R3.3.10
260	物品	中区役所地域整備課	自転車等駐車場管理システム用消耗品	1,419,000	0	1,419,000	株式会社山陽エンタープライズ	単独随意契約	R2.10.20
261	物品	北区役所地域整備課	自転車等駐車場管理システム消耗品その②	4,001,140	0	4,001,140	株式会社山陽エンタープライズ	単独随意契約	R2.5.18
262	物品	東区役所地域整備課	自転車等駐車場管理システム消耗品（大多羅駅定期シール）	140,580	0	140,580	株式会社山陽エンタープライズ	単独随意契約	R2.10.7
263	物品修繕	消防局警防課	未知物質定性分析装置（HazMatID）等修繕業務	2,970,000	0	2,970,000	東洋ポンプ株式会社	指名競争入札	R2.9.1

地方自治法（抜粋）

昭和22年4月17日法律第67号
最終改正 令和2年6月24日法律第62号

第9章 財 務 第6節 契 約

（契約の締結）

- 第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
- 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
 - 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
 - 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。
 - 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（※注記 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。
 - 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

（契約の履行の確保）

- 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。
- 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

（長期継続契約）

- 第234条の3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

附 則(抄)

（施行期日）

- 第1条 この法律は、日本国憲法施行の日（昭和22年5月3日）から、これを施行する。

地方自治法施行令（抜粋）

昭和22年5月3日政令第16号
最終改正 平成27年1月30日政令第30号

第2編 普通地方公共団体 第3章 議会

- 第121条の2 地方自治法第96条第1項第5号に規定する政令で定める基準は、契約の種類については、別表第3上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。
- 2 地方自治法第96条第1項第8号に規定する政令で定める基準は、財産の取得又は処分の種類については、別表第4上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

第5章 財務 第1節 会計年度所属区分

(歳出の会計年度所属区分)

第143条 歳出の会計年度所属は、次の区分による。

- (1)～(3) 略
 - (4) 工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があつた後支出するものは、当該行為の履行があつた日の属する年度
 - (5) 略
- 2 略

第2節 予算

(継続費)

- 第145条 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかつたものは、当該継続費の継続年度の終わりまで通次繰り越して使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、翌年度の5月31日までに継続費繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

3 略

(繰越明許費)

- 第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。
- 2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 略

(予算の執行及び事故繰越し)

第150条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

- (1)～(3) 略
- 2 略
- 3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

第4節 支出

(支出命令)

第160条の2 地方自治法第232条の4第1項に規定する政令で定めるところによる命令は、次のとおりとする。

- (1) 当該支出負担行為に係る債務が確定した時以後に行う命令
- (2) 当該支出負担行為に係る債務が確定する前に行う次に掲げる経費の支出に係る命令
 - イ 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費
 - ロ 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費
 - ハ イ及びロに掲げる経費のほか、2月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若しくは借り入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、単価又は1月当たりの対価の額が定められているもののうち普通地方公共団体の規則で定めるものに基づき支払をする経費

(前金払)

第163条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- (1) 官公署に対して支払う経費
- (2) 補助金、負担金、交付金及び委託費
- (3) 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費
- (4) 土地又は家屋の買収又は取用によりその移転を必要とすることとなつた家屋又は物件の移転料
- (5) 定期刊行物の代価、定額制供給に係る電燈電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料
- (6) 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費
- (7) 運賃
- (8) 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上前金をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

第6節 契約

(指名競争入札)

第167条 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札にすることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約にすることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第25項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子福祉団体若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。
- (4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき。
- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (9) 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(せり売り)

第167条の3 地方自治法第234条第2項の規定によりせり売りにすることができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものをする場合とする。

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかつたとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第167条の5 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

第167条の5の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第1項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

（一般競争入札の公告）

第167条の6 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の公告において、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしておかなければならない。

（一般競争入札の入札保証金）

第167条の7 普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債その他普通地方公共団体の長が確実と認める担保の提供をもつて代えることができる。

（一般競争入札の開札及び再度入札）

第167条の8 一般競争入札の開札は、第167条の6第1項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札において、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であつて、普通地方公共団体の長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせないことができる。

3 入札者は、その提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

4 普通地方公共団体の長は、第1項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。

（一般競争入札のくじによる落札者の決定）

第167条の9 普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合）

第167条の10 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者の

うち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

第 167 条の 10 の 2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第 234 条第 3 項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、前 2 項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを選定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告するときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第 2 項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

（指名競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 11 第 167 条の 4 の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第 167 条の 5 第 1 項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。
- 3 第 167 条の 5 第 2 項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

（指名競争入札の参加者の指名等）

第 167 条の 12 普通地方公共団体の長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。

- 2 前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項をその指名する者に通知しなければならない。
- 3 第 167 条の 6 第 2 項の規定は、前項の場合にこれを準用する。
- 4 普通地方公共団体の長は、次条において準用する第 167 条の 10 の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行おうとする場合において、当該契約について第 2 項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項及び前項において準用する第 167 条の 6 第 2 項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならない。

（指名競争入札の入札保証金等）

第 167 条の 13 第 167 条の 7 から第 167 条の 10 まで及び第 167 条の 10 の 2（第 6 項を除く。）の規定は、指名競争入札の場合について準用する。

（せり売りの手続）

第 167 条の 14 第 167 条の 4 から第 167 条の 7 までの規定は、せり売りの場合にこれを準用する。

（監督又は検査の方法）

第 167 条の 15 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。

- 2 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行なわなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項に規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、同項の規定による検査の一部を省略することができる。
- 4 普通地方公共団体の長は、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によつて監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でない認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

（契約保証金）

第 167 条の 16 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

- 2 第 167 条の 7 第 2 項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 167 条の 17 地方自治法第 234 条の 3 に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものうち、条例で定めるものとする。

附 則(抄)

第 1 条 この政令は、公布の日から、これを施行する。

第 7 条 地方公共団体は、当分の間、公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の 3 割（当該経費のうち総務省令で定めるものにつき当該割合によることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、総務省令で定めるところにより、当該割合に 3 割以内の割合を加え、又は当該割合から 1 割以内の割合を減じて得た割合）を超えない範囲内に限り、前金払をすることができる。

別表第 3 (第 121 条の 2 関係)

工事又は製造の請負

都道府県	500,000 千円
指定都市	300,000 千円
市（指定都市を除く。次表において同じ。）	150,000 千円
町村	50,000 千円

別表第 4 (第 121 条の 2 関係)

不動産又は動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が都道府県にあつては 1 件 2 万平方メートル以上、指定都市にあつては 1 件 1 万平方メートル以上、市町村にあつては 1 件 5 千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い	都道府県	70,000 千円
	指定都市	40,000 千円
	市	20,000 千円
	町村	7,000 千円

別表第 5 (第 167 条の 2 関係)

1 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	250 万円
	市町村 (指定都市を除く。以下この表において同じ。)	130 万円
2 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	160 万円
	市町村	80 万円
3 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	80 万円
	市町村	40 万円
4 財産の売払い	都道府県及び指定都市	50 万円
	市町村	30 万円
5 物件の貸付け		30 万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市	100 万円
	市町村	50 万円

令和3年度 包括外部監査結果報告書
岡山市包括外部監査人 弁護士 岡 部 宗 茂
令和4年3月
発行部数 250部